

**第2部第2章 大学院研究科・専門大学院研究科**

## 法学研究科

## ◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

## ＜現状説明＞

## ○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

## ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学大学院では、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条において「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」を大学院の使命として定めている。これに基づき、法学研究科においては広く法学・政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進め、「法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」（大学院学則第4条の5）ことを教育研究上の目的としている。

これら法学研究科における教育研究上の目的は、本学の「イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成」という教育目標にも合致するものである。

これらを踏まえ、具体的には、第1に研究者養成、第2に高度専門職業人の養成、第3に社会人教育、そして第4に日本の諸制度や理論を学ぶことを希望する外国人留学生の教育を法学研究科における柱としている。

## ＜点検・評価結果＞

研究科の目的は、大学の理念・目的等を踏まえた形で適切に設定されている。

## ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

**<現状説明>****○構成員に対する周知方法とその有効性****○社会への公表方法**

法学研究科の理念・目的の周知は、大学構成員（学生、教職員）に対しては履修要項、本学公式 Web サイト等を通じて周知していると共に、新入生ガイダンスで説明を行うことで理解を深めている。また、入学志望者に対しては、Web サイトでの法学研究科の紹介、大学院ガイドブックへの掲載、大学院進学説明会での説明等を通じて行っている。

**<点検・評価結果>**

以上のように、履修要項および本学公式 Web サイトに、研究科の理念・目的を記した大学院学則を掲載することにより、構成員及び社会に向けて適切に周知・公表している。さらに、大学院ガイドブックには、法学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しているため、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効なものとなっている。

**<長所・特色><問題点><今後の対応方針>**

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

**<現状説明>****○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況**

法学研究科においては、2016年度の機関別認証評価において、博士後期課程における体系的な教育課程の整備やコースワークから研究指導につなげる教育課程の編成といった取組みの進展が図られておらず、その整備を通じた教育課程の実質化が喫緊の課題であるとの指摘を受けた。これについては、法学研究科委員会及び制度改革委員会を中心に改善に取り組んできており、その対応経過については本学における年次自己点検・評価レポートにまとめ、大学評価委員会に対して報告を行なってきた。機関別認証評価における指摘以降、法学研究科委員会及び制度改革委員会で議論を重ね、博士後期課程のみならず博士前期課程も含めてコースワークの整備を行ない、2021年度から、これに対応したカリキュラムの運用を開始している。

なお、収容定員充足率の改善も法学研究科を含めた文系研究科における課題となっている。これについては、中長期的に取り組むべき課題として認識しており、法学研究科としては、修士論文に代えて「特定の課題についての研究の成果」で修了するコースの導入や社会人・外国人留学生向け科目の設置など、多様な背景を持った学生のニーズに応える教育研究の展開の検討を進めているところである。

**<点検・評価結果>**

以上のように、認証評価等の結果も踏まえつつ、毎年度の自己点検・評価活動の一環として、法学研究科の目標・課題等の設定を行い、法学研究科委員会および制度改革検討委員会を中心

に議論、検討を行うとともに、定期的に研究科における中長期計画を設定し改善・向上に取り組むなど、適切に必要な対応がとられている。

#### <長所・特色><問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

収容定員充足率の改善を図るべく、法学研究科としては、特定の課題についての研究の成果で修了するコースの導入や社会人・外国人留学生向け科目の設置など、多様な背景を持った学生のニーズに応える教育研究の展開の検討を法学研究科委員会や制度改革検討委員会で進めていく。

#### ◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

#### <現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

法学研究科の将来の教育・研究活動を充実させるためのシステムとしての法学研究科組織評価委員会は、自己点検・評価の結果に基づいて策定した具体的な将来改善計画に即した改善・改革に努める一方で、当該改善計画及び自己点検・評価活動で設定した目標に対する達成状況等を年度毎に確認・検証している。また、必要に応じて、改善計画の内容変更については、制度改革検討委員会や法学研究科委員会への提案するほか、法学研究科内にはとどまらない関係する諸機関がある場合には、適宜、これらの諸機関に提案を行うなど、実質的な改善に向けた柔軟な対応を図っている。

例えば、2021年度の自己点検・評価活動に係る法学研究科の指定課題「学修成果の可視化に係る取組みの推進」に関しては、従来、法学研究科には学修成果の可視化に関する具体的な施策が整っていなかったものの、これを法学研究科委員会等で検討し、カリキュラムマップの整備および、学位授与の方針に基づく知識・能力の到達度評価表を作成し、修士論文・最終試験の審査報告書の評価をもとに学生の学習到達度を数値化し、点検する仕組みを整えた。

このように、課題改善へ向けた目標設定、実行、取り組みの報告を通じ、法学研究科における研究教育活動の改善・質の向上がなされているところである。

### ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

法学研究科は、2016年度の機関別認証評価において、「博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。」、「収容定員に対する在籍学生比率が、博士前期課程で0.29と低いので、改善が望まれる。」、「学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、課程ごとに定めるよう改善が望まれる。」という3点の指摘を受けた。これについては、法学研究科委員会及び制度改革委員会を中心に改善に取り組んできており、その対応経過については本学における年次自己点検・評価レポートにまとめ、大学評価委員会に対して報告を行ってきた。

コースワークの整備については、2016年度の機関別認証評価における指摘以降、法学研究科委員会及び制度改革委員会で議論を重ね、博士後期課程のみならず博士前期課程も含めてその整備を行ない、2021年度から、これに対応したカリキュラムの運用を開始している。博士前期課程の定員充足率については、法学研究科のみならず文系の研究科全体で取り組む課題として研究科委員長会議を中心に施策の検討・実行を行うと共に、法学研究科単体でも入学試験制度改革や広報活動の強化、特定の課題についての研究の成果による修了コースの導入などの施策を実行してきているが、抜本的な改善には至っていない。詳細については「◇大学院における学生の受け入れ」を参照していただきたい。入学者受け入れの方針については、研究科委員会を中心に検討を進め、2020年6月に課程ごとに求める人材像を示した方針を決定し、公表している。

#### <点検・評価結果>

恒常的な自己点検・評価において、課題改善へ向けた目標設定、実行、取り組みの報告を通じ、適切に対応している。2016年度の機関別認証評価において、指摘された事項についても、改善対応の取り組みがなされている。以上のように、法学研究科における内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### <現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、中央大学学則第2条に「その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法

の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と大学の使命を定め、大学院学則第2条では「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」と本大学院の目的と定めている。法学研究科では、これらに基づいて、創設当初から今日に至るまで、次代を担う研究者の養成に取り組んできた。また、様々な領域でグローバル化が急速に進展し、世界的に高度に複雑化する法秩序、国際関係・政治の状況にあつて、法学研究科が掲げる法学・政治学及び関連諸分野での高度の専門性を有する人材の養成という目的は、ますますその重要性を増しているところである。

法学研究科は、公法、民事法、刑事法、国際企業関係法の法律系4専攻、政治学専攻の計5専攻について、博士前期課程及び博士後期課程を置いている。それぞれの専門分野においては、研究者養成、高度専門職業人の養成、社会人教育、留学生の教育を行っており、このことは、広く法学・政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進めるという目標に合致し、現状においては相当数の修了生を輩出するなどの成果を挙げている。

この5専攻体制は、他大学に類例をみない細分化された体制である。これは、研究者養成を中心に据えて個々の学生の専門分野に対して、でき得る限り細やかに専門的な教育を施すことを意図したものである。他方で、複雑化する現代社会への課題に対応するためには、複数の専門分野にまたがる知見が必要である。この点については、専攻間のカリキュラム上の障壁をできるだけ低くしたり（修了に必要な単位数である32単位のうち10単位を他研究科・他専攻科目の履修が可能）、専攻横断的な科目群を設けること等を通じて対応しているほか、「研究アドバイザー」制度を設けて、指導教授以外の専任教員から専攻を横断して研究支援を受けることができるようにすることで十全な対応を図っている。

また、専門分野に関わらず必要とされる基礎的な知識や能力の涵養のために、博士前期課程では「研究基礎科目」、博士後期課程では「研究論科目」を置いている。博士前期課程の「研究基礎科目」としては、研究倫理・研究方法論、アカデミック・ライティング等を開講し、研究に必要な研究倫理と研究方法及び基礎的知識・能力の修得を図っている。博士後期課程の「研究論科目」としては、研究指導論、研究報告論1、研究報告論2を開講し、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得を図っている。

なお、国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目を参照いただきたい。

### <点検・評価結果>

以上のように、法学研究科の組織体系は大学の理念・目的や学問の動向、社会的要請を踏まえ、必要な専攻を配置しており、適切であるといえる。

### <長所・特色>

法学研究科は、公法、民事法、刑事法、国際企業関係法の法律系4専攻、政治学専攻の計5専攻体制は、他大学に類例をみない細分化された体制である。これらは、研究者養成を中心に据えて個々の学生の専門分野に対して、細やかに専門的な教育を施すことを意図したものであり、2012年度から2021年度の10年間において、課程による者の博士学位取得者数は61名

に達し、顕著な研究者養成の成果を上げている。

#### <問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

次世代を担う研究者養成のシステムは機能しているため、引き続き質の保証に努めると共に、より多くの入学者を獲得し、多くの修了生を輩出するため、継続して制度改革委員会や法学研究科委員会を中心に博士前期課程のコース制度確立や広報戦略の強化に努める。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

法学研究科における教育組織の検証は、分野ごとの部会、専攻ごとの専攻会議、制度改革検討委員会ならびに法学研究科委員会の各段階において、過年度の入学試験の受験者数、合格者数、入学者数、入学定員充足率、学位授与者数、授業編成等を基に、適切な人員配置や組織構成を検討しているほか、毎年度実施している授業編成の検討や自己点検・評価活動においても検証の機会を設け、組織運営上の問題及び教育研究組織の妥当性について、学内外における様々な要素を勘案しながら検証と議論がなされている状況である。

また、文系の5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、2020年秋に見直しが行われた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の中で「本学における『研究』を抜本的に強化・加速し、社会から求められる新規領域の研究を実現する」ことが大学の方針として掲げられ、即時性と実効性を伴う改革を行うべく、学長が大学院改革構想検討委員会を設置した。同委員会により2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取り纏められ、これに基づき、学長の下、大学院研究科委員長会議において、文系研究科における将来的な教育研究組織のあり方等が継続して検討されているところである。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、毎年度、ミクロ・マクロ双方のレベルにおいて必要な根拠を基に組織構成については点検・評価を行っている。また、他研究科も含めた大学院全体の改革構想において教育研究組織の構成と点検・評価は恒常的に行われているため、適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

<現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

法学研究科においては、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的の下、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材、具体的には、グローバル化した現代社会の中で複雑化した社会現象や諸問題を把握するためにグローバルな視点に立って法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を活かすことができる複眼的な視点を持った人材を養成することを教育目標としている。

そして、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的を援用しながら学位授与の方針を明示しており、教育理念との整合性を担保している。また、学位授与の方針において、具体的な人材養成像や修了するにあたって備えるべき知識・能力を掲げて、容易に理解できるようにしている。

学位授与の方針は、教育課程編成・実施の方針とともに、履修要項、本学公式Webサイト等において明示し、本学の学生及び教職員のほか、志願者等の学外の第三者にも公開されている。これらの公開によって、学生の入学後においては授業履修の指針となり、求められる学位授与の水準に向けて研究計画を立てやすいというメリットを有しており、教職員にとっては研究科全体の方針を随時確認することが可能なことから、自身が担当する授業科目のカリキュラムの位置づけ、そして教育水準を確認することができる。こうした両者の目標や方針の共有は、相互作用によって研究科の教育課程の実質化に貢献している。

他方、社会一般への公開という観点においては、法学研究科への入学を考える者については、自己の研究が研究科で完遂できるかどうかの確認が可能であり、入学後のミスマッチを防止することにもなる。また、法学研究科で養成される人物像と教育水準を示すことで、修了者を採用する企業、官公庁等に対しては、法学研究科修了者が有する特徴や能力を理解することができ、社会全体からの負託を果たすことにもなる。

学位授与の方針具体的な内容は以下の通りである。

学位授与の方針

<養成する人材像>

法学研究科は、本学の建学理念である「**「**実地應用ノ素ヲ養フ**」**教育の精神を継承し、法学・政治学及びその関連諸分野の理論・実務に関する高度な教育・研究指導を行うことにより、高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成します。

<修了するにあたって備えるべき知識・能力>

【共通して備えるべき知識・能力】

法学研究科は、グローバル化した現代社会のなかで、法学・政治学及びその関連諸分野における高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成するため、所定の教育課程及び研究指導を通して以下のような知識と能力を身につけた人材に対し、修士及び博士の学位を授与します。

①グローバル化した現代社会のなかで、複雑化した社会現象や諸問題を把握するために、広い視野と複眼的

な視点から法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を生かすことができる。

②複雑な社会現象を読み解くために、実証的に分析しかつ、論理的・批判的に思考することができる。

③国境を越えた問題の共有や比較研究という視点から、法学・政治学及びその関連諸分野に関する外国語の文献・情報を読みこなすことができる。

④現代社会が抱える諸問題や諸課題を発見し、その解決案を論文という形で提示することができる。

**【博士前期課程で要求される知識・能力】**  
 指導教授の指導のもとで、各専門分野における基本とされる研究手法や考え方をいながら、自らが設定した課題を分析し、論理的かつ客観的にその解決策や結論が導き出すことができる。

**【博士後期課程で要求される知識・能力】**  
 博士前期課程において専門分野における研究手法や考え方を既に修得していることを前提に、自らの研究課題が有する学問的意義と社会性を意識しながら、自らの学説を提起すること等により自立的に研究を遂行できる。

**<点検・評価結果>**

以上のように、課程ごとに学生が修得することが求められる知識・能力等を明示した学位授与の方針を定めているものの、授与する学位ごとには、定められていない。

**<長所・特色>**

特になし。

**<問題点>**

法学研究科においては、博士前期課程・後期課程で共に「法学」および「政治学」の学位を授与しているが、授与する学位ごとには、学位授与の方針は定められていない状態にあり、改善が必要である。

**<今後の対応方策>**

2023年度に向け、制度改革検討委員会および法学研究科委員会において検討し、2022年度中に授与する学位ごとにふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針を定める。

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

**評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表**

**評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性**

**<現状説明>**

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

法学研究科においては、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的等に基づき、教育課程編成・実施の方針を定めている。当該方針においては、カリキュラムの編成を設置のねらいから記述するとともに、カリキュラムの体系性等についても詳述している。教育課程編成・実施の方針は、学位授与方針とともに策定され、前述の学則の教育研究上の目的及び学位授与の方針との整合性・連関性を十分意識したものとなっている。



具体的な内容は以下のとおりである。

＜教育課程編成・実施の方針＞

＜カリキュラムの基本構成＞

○法学研究科では、法学・政治学及びその関連諸分野における高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成するため、以下のように教育課程を編成します。

【博士前期課程】

○5専攻 前期課程では、公法専攻、民法法専攻、刑事法専攻、国際企業関係法及び政治学専攻の5つの専攻を設けています。

○研究基礎科目・共通科目

- ・5専攻に共通の科目群として研究基礎科目と共通科目を配置することにより、法学・政治学研究にとって共通に必要な研究倫理と方法及び基礎的知識の修得を図ります。
- ・研究基礎科目として、研究倫理・研究方法論、アカデミック・ライティング及びリサーチ・リテラシーを開講します。このうち研究倫理・研究方法論は、研究者誰もが身につけるべき基礎的な研究倫理と方法論を学ぶための必修科目です。

○専攻ごとの専門的科目

- ・各専攻は、それぞれ関係する専門分野によって区分されており、各専門分野固有の知識と論理的思考能力を身につけることができるような諸科目を配置します。
- ・公法専攻、民法法専攻、刑事法専攻、政治学専攻には「特講」「演習」「特殊研究」（民法法専攻にはさらに「研究特論」）を配置します。国際企業関係法専攻には、法律科目と経済科目の他に「事例研究」や「研究特論」を配置します。以上により、各専攻に固有の専門的知識の習得を図ります。
- ・国際企業関係法専攻と民法法専攻では「研究特論」を開講し、社会人学生や外国人留学生などのために基本的な論文作成方法を指導します。

○他専攻・他研究科履修など

- ・研究する者の専門分野によっては、所属する専攻にとどまらない隣接分野における知見の修得が要求されます。
- ・他専攻・他研究科の科目、さらには協定を有する他大学の科目から、修了に必要な単位の一部を履修することができます。こうしたカリキュラムの構成により、現代の多様でかつ複雑な研究対象の諸相を捉えることができるようになっていきます。

【博士後期課程】

○研究論科目（必修）

- ・研究論科目として、「研究指導論」、「研究報告論1」、「研究報告論2」の3科目を開講します。「研究指導論」は2単位、「研究報告論」は各科目1単位で、必修科目です。以上により、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得を図ります。

○特殊研究

- ・各専攻に、講義科目として「特殊研究」を設置し、きめの細かい高度の専門的研究指導を行います。これにより、研究者として自立するため必要不可欠な専門知識と能力の習得を図ります。
- ・複相的な研究課題を有する大学院生は、博士前期課程と同様に、他専攻の「特殊研究」を履修できます。

＜カリキュラムの体系性＞

○広く豊かな学識を養うため共通に必要な基礎的科目の履修に始まり、博士前期課程での各専門科目を履修した後、それをより発展・専門化させ、より高次かつ自立した研究能力の修得を可能とする博士後期課程の科目を履修するという体系になっています。

○博士前期課程と博士後期課程では、それぞれ以下のようなカリキュラム構成になっています。

【博士前期課程】

研究基礎科目の受講を通して、研究者として共通に必要な研究倫理と研究方法及び基礎的知識を身につけ、また、共通科目と各専攻科目を並行して履修することにより、一般的な知識・能力と専門的な知識・能力をバランス良く修得することを可能にします。

【博士後期課程】

研究論科目（研究指導論、研究報告論1、研究報告論2）及び「特殊研究」の履修を通して、研究者に必要な方法論を用い、かつ自立して研究を進めるために必要な知識と能力を身につけることを可能にします。

これら学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、本学公式Webサイト、履修要項等に掲載し、本学の学生及び教職員のほか、志願者等の学外者も閲覧ができる状態となっている。

これにより、学生にとっては入学後に授業履修の指針となり、求められる学位授与の水準に向けて研究計画を立てやすいというメリットを有しており、教職員にとっては研究科全体の方針を随時確認することが可能なことから、自身が担当する授業科目のカリキュラムの位置づけ、そして教育水準を確認することができる。こうした両者の目標や方針の共有は、相互作用によって研究科の教育課程の実質化に貢献している。他方、社会一般への公開という観点においては、法学研究科への入学を考える者については、自己の研究が研究科で完遂できるかどうかの確認が可能であり、入学後のミスマッチを防止することにもなる。また、法学研究科で養成される人物像と教育水準を示すことで、修了者を採用する企業、官公庁等に対しては、法学研究科修了者が有する特徴や能力を理解することができ、社会全体からの負託を果たすことにもなる。

#### <点検・評価結果>

法学研究科においては、博士前期課程・後期課程において共に「法学」および「政治学」の学位を授与しているが、授与する学位ごとには、教育課程編成・実施の方針は定められていない状態にある。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

法学研究科においては、「法学」および「政治学」の学位を授与しているが、授与する学位ごとには、教育課程編成・実施の方針は定められていない状態にあり、改善が必要である。

#### <今後の対応方策>

2023年度に向け、制度改革検討委員会および法学研究科委員会において検討し、2022年度中に授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針を定める。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

#### <現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

（博士前期課程）

博士前期課程では、まず、大学院における研究・教育に際し、必要とされる基礎的な知識

や能力を涵養する科目群として「研究基礎科目」を置いている。これらは法学・政治学の分野の別で開講され必修としている「研究倫理・研究方法論」（2単位）と「アカデミック・ライティング」（2単位）、「リサーチ・リテラシー」（2単位）で構成される。

そのうえで、専攻ごとに専門分野の授業科目を置いている。公法専攻、民事法専攻、刑事法専攻、政治学専攻においては、それぞれの専門分野について講義科目と演習科目を設けている。国際企業関係法専攻においては講義科目（主に2単位×2科目で構成される基幹的な科目と主に2単位×1科目で構成される発展的な科目）が設けられており、法律と経済（特に企業という視点から）の両分野をまたがる専門知識を修得することができるようになっており、さらに、事例研究科目によって実務と理論の架橋を図っている。

また、専攻を超えて履修できる科目群である「共通科目」を設け、哲学・思想や、外書講読、今日的な課題を取り扱うなどしている。

その他には、民事法専攻と国際企業関係法専攻において「研究特論」を設けて、社会人や外国人留学生等を中心として、専門分野での研究に不安がある学生が基本的な調査方法、分析手法、研究技法を学び、修士論文を無理なく執筆できるよう配慮している。

修了に必要な単位は全専攻32単位であるが、そのうちの10単位までについては他専攻もしくは他研究科の授業科目を修了に必要な単位に算入できることとしている。また、交流・協定校の授業科目で修得した単位と留学による修得単位は15単位を上限に修了に必要な単位に算入できるようになっている。

このように博士前期課程では、基礎に不安を覚える学生であっても、また、1つの専門分野では収まりきらない複数専門分野を横断する研究テーマを有する者であっても、順次、基礎から発展に至るまで専門分野の学修と研究ができるようにカリキュラムを編成している。

#### （博士後期課程）

博士後期課程では、まず、研究者として必要な指導力の涵養と研究成果の発表に際し必要とされる基礎的な知識や能力を涵養するための科目群として「研究論科目」を置いている。これらは、「研究指導論」（学部または博士前期課程の専門科目の講義・演習に参加し、博士後期課程の大学院学生が、担当教員の指導の見学・補助、当該授業において一定程度のリードをする存在となることを通じて指導力の養成を図る科目）、「研究報告論1」（学内・学外の研究会、あるいは学会での研究報告およびそれに向けた指導を通じ、実践的に研究成果のまとめ方、公表の仕方を習得する科目）、「研究報告論2」（学内・学外の紀要・学会誌に、判例研究・論文等を掲載およびそれに向けた指導を通じ、実践的に学術論文の執筆方法、投稿の仕方を習得する科目）によって構成され、いずれも必修（計4単位）となっている。

そのうえで専攻ごとに講義科目である「特殊研究1～4」（各2単位）を必修科目として設置している。「特殊研究1・2」は1年次配当科目、「特殊研究3・4」2年次以上配当科目によって構成され、年次が上がると同時に高度な講義を順次受講できる。なお、複層的な研究課題や複数の分野の知見が必要な研究課題を有する学生には他専攻の「特殊研究」を履修することも認めており、独力で研究を進めうる力を積極的に涵養している。

また、複数教員による分野横断的な演習科目である「特殊演習」（2単位）を法学・政治学の分野の別で開講しており、これは自身の研究テーマだけでなく周辺領域に関しても議論したり、報告を聞いたりすることで、専攻する分野の研究を鳥瞰する視座を養うことを目的としている。

修了に必要な単位は全専攻12単位となっており、自立した研究者として必要な能力や専門知識、教育的指導力を体系的に修得できるようにカリキュラムを編成している。

### ○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

法学研究科においては、2016年度の機関別認証評価において、博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえない旨の指摘がなされた。これを受け、法学研究科では区分制博士課程という形態に鑑み、博士後期課程のみならず、博士前期課程も含めてコースワークの整備を進め、2021年度から新たなカリキュラムを導入したところである。

博士前期課程については修了に必要な単位を32単位としている。ここでは、各専門分野について演習系科目と講義系科目が配置されており、学生は自身の研究テーマと研究計画に従い、これらの科目を指導教授との相談を経て履修する。このほか、専攻間の共通科目を設けており、複数専門分野にまたがる課題や基礎的研究能力を涵養する科目を学ぶことが可能となっている。学生はこれらの授業科目を履修しながら、別途、修士論文を中心とした研究指導を指導教授から受けることとなっている。

博士後期課程については修了に必要な単位数を12単位とし、「研究指導論」、「研究報告論1・2」、「特殊研究1～4」、「特殊演習」を設置している。学生は、博士前期課程と同様に、授業科目の履修の他に指導教授からの研究指導を受けることとなっており、入学当初提出を求められる研究計画書と、毎年度提出が求められる研究状況報告書により、研究指導の工程管理がなされている。授業科目である「特殊研究」は、指導教授が担当する授業科目の履修のほか、学生自身の研究テーマと研究計画に基づき、他の教員が担当する特殊研究の履修も認められている。

また、リサーチワークの強化のため「研究アドバイザー制度」を両課程において設け、指導教授以外の専任教員から専攻を横断して研究支援を受けることができるようにもしている。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

博士前期課程においては、専門分野の高度化に対応した教育内容として、公法専攻、民法専攻、刑事法専攻、政治学専攻において、それぞれの専攻に関わる専門分野をより細分化し、その分野名をそれぞれ付した「特講」と「演習」の2講座を設置している。多くの専門分野について、複数担当教員を配置し、各専門分野を深く学修できる体制としている。その他、これら各専攻には、それぞれの専攻の名前を冠した「特殊研究」を設け、それぞれの専攻でより一層テーマ性の高い授業が展開されている。国際企業関係法専攻では、専門分野の学修を基幹科目と発展科目に大別し、事例研究も含めて基礎から発展として学べる体制を敷いている。ここでは、「Legal Research」を設け、法情報に関する情報収集の方法や法理論の研究方法等の基礎を学ぶことができる。このほか、民法専攻及び国際企業関係法専攻では、こうした専門分野の学修を研究に応用可能とするために、あるいは専門分野の研究手法・方法に不安を感じる学生に「研究特論」を設けて対応している。

また、こうした専門分野の深化のほかに、専攻を超えて学ぶことができる共通科目群を設けている。共通科目群では、「法哲学」、「法史学」、「比較法学」、「古典研究」、「社会科学基礎理論」等を専門分野の基礎的素養を涵養する科目として配当するとともに、各種外国法を専門に学ぶことができる「外国法研究」、複数の専門分野にわたる事項などを扱う「特殊講義」等を設け、専門分野の高度化に対応できる体制としている。さらには、オープン・ドメイン制度が導入され、自身の研究テーマや研究計画に応じて他研究科科目の履修も可能となっており、広い専門領域にわたる学修ができる体制を整えている。

他方、博士後期課程では、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな

学識を養う」(大学院設置基準第4条第1項)という博士課程の目的との関連においても、広く法学、政治学の基礎・応用分野における学術の研究を進め、法学、政治学及びその関連する諸分野における高度の専門性に加えて、研究者としての自立した研究活動と専門的な業務に従事するための高度の研究能力を涵養するため、「研究論科目」および専攻毎の講義科目として「特殊研究」、さらには専攻分野ごとの演習科目「特殊演習」を設置している。学生は指導教授の担当する「特殊研究」を中心に履修しながら、その他にも専攻する専門分野に関わる科目も併せて受講する。指導教授は「特殊研究」を通じて学生の研究の深度等を把握しており、より深奥な研究指導を行う体制を整えている。

#### ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

まず、博士前期課程においては、大学院における研究・教育に際し、必要とされる基礎的な知識や能力を涵養する科目群として「研究基礎科目」を置いている。そのうえで、博士後期課程においては、研究者として必要な指導力の涵養と研究成果の発表に際し必要とされる基礎的な知識や能力を涵養するための科目群として「研究論科目」を置いている。これらにより、高度な専門知識・能力だけでなく、修了後に大学教員等として、その職を担うにあたり必要となる教育的指導力や指導の手法、研究成果のアウトプット(社会への還元)の手法を修得できるようにしている。これらの科目履修を通じて、主たる進路として設定している研究職に就く学生の社会的及び職業的な自立を図っている。

#### <点検・評価結果>

教育課程の編成・実施方針に基づき、分野構成や体系性に配慮しながら、適切に授業科目が設置されている。

また、2016年度の認証評価においてコースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられている状況とは言い難く、コースワークの整備が課題と指摘されていたことから、2017年度以降コースワークの検討・整備を進め、現在はコースワークとリサーチワークのバランスが十分に配慮された適切なカリキュラム編成となっている。

#### <長所・特色>

法学研究科では、教育研究上目的として研究者の養成に重きを置いており、これに則した教育課程の編成がなされている。

博士前期課程では、大学院における研究・教育に際し、必要とされる基礎的な知識や能力を涵養する科目群として「研究基礎科目」を置き、早期に大学院における研究・教育の特質に慣れるようにするとともに、より効果的にそれらが享受できるように努めている。

博士後期課程においては、「研究論科目」を必修として置き、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得を図っている。これらはプレFDとしての性格も有しており、中でも「研究指導論」は、学部または博士前期課程の専門科目の講義・演習に参加し、博士後期課程の大学院学生が、担当教員の指導の見学・補助、当該授業において一定程度のリードをする存在となることを通じて指導力の養成を図っており、特色ある教育であるといえる。

#### <問題点>

特になし。

### ＜今後の対応方策＞

コースワークを整えた新カリキュラムに関しては、2021年度に導入したところであるため、教育効果等の検証がまだ十分にできる状況にない。新カリキュラムで博士前期課程に入学した学生が、博士後期課程を修了する2026年度以降を目途に、研究科委員会を中心として効果検証を進め、その上で明らかになった課題について必要な改善・向上を図りたい。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

### ＜現状説明＞

#### ○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

博士前期課程における各専門分野には、専門分野の名前を冠した「特講」と呼ばれる講義科目と「演習」と呼ばれる演習科目をそれぞれ設置している。これにより、各専門分野を講義と演習のそれぞれの特色を生かして学修できるようになっている。また、「特講」と「演習」を並行して履修することで、教育の相乗効果が生まれるよう、この両科目は、原則としてそれぞれ週1回ずつ行われている。また、グローバルな視点に立って法学・政治学及びその関連諸分野の専門知識を活かすことができる複眼的な視点を持った人材を養成することを教育目標に掲げていることから、外国語、とりわけ英語による授業も多数開講しており、2017年度には8科目20単位分の開講であったが、2021年度には32科目64単位分の開講に及んでいる。このほか、外国法研究や比較法研究を行う際に必須となる Legal Research の技法の修得を目的とする科目においては、データベースを用いた実習を取り入れた授業を行うことにより、学生の主体性を引き出す工夫をしている。

博士後期課程では、講義科目である「特殊研究」を設けており、少人数教育の特性を生かし、学生の研究テーマや要望に柔軟に適応した形で授業が展開されている。あわせて、リサーチワークとして、博士論文作成に向けて不断の研究指導が実施されている。こうした授業形態等は、それぞれの学生における自身の研究課題の追求とも照応するものであり、教育目標達成のための有効な手段となっている。

さらに、学生の主体的な参加を促す授業方法として、シラバスには「授業時間外の学修の内容」を記載したうえで、授業担当教員は授業の各回において、学生に対して予習内容を具体的に求めている。例えば、外書講読を行うような場合には、報告者が指名され、指定された資料について内容の訳文・大意といったものと内容の解説・補足が求められる。そのため、学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。

#### ○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

法学研究科においては、博士前期課程、博士後期課程ともに、1年間又は学期ごとの履修登

録単位数上限は定めていない。

入学時には大学院事務室を中心として新入生ガイダンスにより履修指導を行っている。また、日常的な履修指導については、指導教授制をとっていることから、指導教員がその任に当たっている。特に、指導教授届を毎年度提出させて研究指導の責任者を明確にするとともに、学生に体系的な学修を促すため、履修登録にあたっては指導教授との履修相談を必須とし、履修科目や履修単位数を含め、個々の学生の能力や研究計画に応じた適切な履修指導がなされている。

また、履修登録手続きの申請後には、大学院事務室による履修科目や履修単位数のチェックが行われており、履修に関して見直しが必要と思われる点があれば、研究科委員長や指導教授との緊密な連携の下、当該学生に対して必要な履修指導等の対応を行なっていることから、単位の実質化は図られていると言える。

### ○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

履修要項には、毎年度の学年暦・行事日程等を掲載するとともに、博士前期課程・博士後期課程の各課程における入学から修了までのフロー（ロードマップ）を示している。これに基づきながら、学生は各年度における短期的な履修計画・研究計画および修了までの長期的な履修計画・研究計画が立てられるようになっている。

学位論文の作成に際しての研究指導については、指導教授制を採用していることから、基本的には指導教授が授業に加えて、日常的に研究指導として論文執筆の指導も行っている。また、演習科目においても指導が行われており、この計画や内容はシラバスにおいて学生に向けて明示されていると共に、学生のテーマや進捗状況等を加味して計画を一部修正するなど、柔軟な対応が行われている。

博士前期課程の学生については、指導教授を中心に個々の学生の学修・研究に有益な科目について履修上のアドバイスを受けつつ、修士論文の作成を進めることとなる。2年次の夏季には、修士論文中間発表会を実施しており、指導教授とアドバイザー教員によるアドバイスを通じて学位論文の質的向上を図っており、学生の研究発表能力の向上や参加する学生相互のモチベーション向上にも有益な機会となっている。

博士後期課程の学生については、修了に必要な単位 12 単位以上の授業科目を履修することとなっており、これと並行し指導教授の研究指導を受けることとなる。また、1年次の春季には研究計画書を提出が必要となっており、2年次以降の春季には、毎年度、研究状況報告書の提出が必要となっている。これら研究計画書や研究状況報告書の作成により、学生と指導教授の間で研究のスケジュールや進捗状況を共有し、当該年度の研究方針や内容を双方で詰めることが可能となっている。

研究指導については、指導教授による指導が主であり、指導教授が教育研究指導責任を負うことになっている。これに加えて指導教授が所属する専門分野毎に設けられた部会に所属する他の教員からの指導も伝統的に自然になされている状況である。さらには研究アドバイザー制度を導入している。研究アドバイザーは、指導教授とともに学位論文作成にあたって助言・支援や研究活動全般に係るアドバイスを行うものであり、指導教授とは異なる視点、方法論、価値観等を学生に提供することを可能とするものとなっている。研究分野や指導教授、研究アドバイザーの変更希望については研究科委員会の議を経て認めている。指導教授の退職もしくは長期在外研究を理由とするもの、専門性がより近い領域の教員の新たな赴任によるものを除くと、この変更希望は稀に見られる程度である。

### ○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、授業目的、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より、各専攻の専攻会議長が当該専攻を担当する教員のシラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

### <点検・評価結果>

以上のように、授業および研究指導の観点から効果的な教育・研究を行われるよう様々な措置を講じており、適切である。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

### <現状説明>

#### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

授業科目の内容、評価の基準・方法はあらかじめシラバスによって公開され、成績評価はそれらの基準・方法にしたがって適切になされている。成績評価の方法は、授業時間内での報告や討論、レポート提出等の平常点によるもの、あるいはこれらを組み合わせるもの等、個々の教員の裁量に任されているが、毎年度、研究科委員長、各専攻会議長によるシラバスの第三者チェックを実施しており、授業科目毎の成績評価の透明性・客観性が確保されている。また、成績発表後には、評価に関する問い合わせの期間を設け、学生から成績疑義に関する問い合わせがあった場合は科目担当教員、研究科委員長で確認する制度を設けることで、公正な成績評価制度としている。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、大学院学則第36条の2を改正し、10単位から15単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に算入



することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請をする必要がある。とりわけ、入学前に本学大学院または他大学大学院において修得した単位は、入学後、カリキュラムに照らして授業内容、レベル、時間数、本人の到達度等を踏まえた審査を行い、研究科委員会において既修得単位として15単位を限度に単位認定を行っている。(なお、2022年度の認定者は1名であった)。以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条(修士課程)第1項に定める課程の目的に適った教育を適切に行っている。

また、その他、本学大学院では国内の大学との間で単位認定の互換制度も設けている。各大学等との協定に則り、適切な成績評価及び単位認定を行っている。

## [交流・協力校]

該当研究科	交流・協定校
全研究科	(国)東京外国語大学
	順天堂大学 専修大学 東京電機大学 東京理科大学 東洋大学 日本大学 法政大学 明治大学 共立女子大学

## [交流・協定校(法学研究科・博士前期課程のみ)]

該当専攻	交流・協定校		
政治学専攻	学習院大学	政治学研究科	
	成蹊大学	法学政治学研究科	政治学専攻
	日本大学	法学研究科	政治学専攻
	法政大学	社会科学研究所	政治学専攻
	明治大学	政治経済学研究科	政治学専攻
	立教大学	法学研究科	法学政治学専攻

## ○学位授与を適切に行うための措置

博士前期課程については、研究者を目指す学生と高度専門職業人を目指す学生が存在することから、それぞれの研究目的に応じた課題設定、調査、分析、立論などの基礎的な研究能力をみることを「法学研究科修士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領」に定め、履修要項等を通じて明示している。

修士学位授与の要件としては、博士前期課程に2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格したものに授与することとなっている。

修士学位の授与にかかる審査に向けては、2年次の夏季に修士論文中間発表会を実施している。指導教授に加え、研究指導担当教員2名をアドバイザー教員とし、計3名体制で実施し、修了予定者の研究進捗状況の把握と、研究水準の向上に向けた具体的な指導を指導教授以外の教員も含めて行い、修士学位授与水準の質の確保と検証を行っている。

修士学位の授与にかかる審査は、研究科委員会により選出された主査1名と副査2名以上の審査委員による論文審査と最終試験(口頭試問)を行う。審査は「法学研究科修士学位論文審

査、及び最終試験に関する取扱要領」に基づき行われる。最終的に法学研究科委員会において、所定の単位の修得と論文審査および最終試験で合格の評価を得た者に対して、学位の授与を決定している。なお、1年間で32単位を履修し、かつ修士論文を執筆し、審査に合格した場合には、標準修業年限未満で修了することが制度化されている（1年修了制度）。特に、標準修業年限未満で修了を希望する者に対する審査は、通常の審査体制よりも厳密に行うことを旨とし、通常は3名の審査委員による論文審査及び口頭試問がなされるところ、これを5名の審査委員による審査とし、かつ、論文評価及び口頭試問の成績がともに最高評価であることを求めている。2021年度においては本制度による早期修了者はいなかった。

博士後期課程については、毎年度研究計画の策定と研究報告を行うことを学生及び指導教授に義務付け、標準修業年限3年を目途として博士論文の水準に達するようにしている。博士学位論文の提出は、大学院学則に「指導教授を通じて、研究科委員会に提出するものとする」と定められており、提出には指導教授の承諾が必要となっている。指導教授は、指導学生の当該論文が独力で過去の研究業績を踏まえながら新たな研究成果を提示している・新たな比較研究を行っているかなど、博士学位論文として審査する水準にあるかを総合的に判断し、法学研究科委員会に当該論文を提出することになる。

博士論文の審査体制については、研究指導を担当している指導教授が、研究科委員会において審査対象者の研究業績等の紹介を行ない、これに基づき、研究科委員会における審議の結果として審査委員3名（主査1名、副査2名以上）が選出される。審査委員は、指導教授を主査とし、当該審査分野を専門とする法学研究科委員会委員によって構成される。十分な知見を有さない分野や近接分野、学際分野については、学外、及び学内他学部・研究科より外部副査を委嘱し、審査を行う体制となっている。また、十分な知見を有さない分野に限らず、より客観的で公正な審査を行う観点からも積極的な外部副査の参画を推進している。

博士学位に関する審査は、論文審査と最終試験（口頭試問）によって構成され、論文審査がなされたのち、口頭試問によって、論文に関わる専門知識・知見、関連分野（語学力等も含む）に関して博士学位に相応しい深遠な学識を有することを確認することとしている。この論文審査及び口頭試問の結果は審査報告書として取りまとめられ、それぞれの審査状況について研究科委員会において主査より報告がなされ、当該論文の供覧により客観性と透明性を図るとともに、質疑応答を通じた十分な審議を経て、投票により学位授与が決定されることとなっており、その措置は適切なものとなっている。

また、博士論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

なお、博士後期課程についても「法学研究科博士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領」を作成し、審査は本取り扱い要領に明記される基準に則り、厳格に行われている。取扱要領は学生に対しては履修要項等を通じて周知を行っており、この基準のもとで更なる厳格性、透明性、客観性、公平性の確保に努めている。

### <点検・評価結果>

成績評価、単位認定及び学位授与について、適切な取り組みを行っている。

**<長所・特色>**

学際領域的な研究の増加に伴い、博士学位請求論文の審査において多角的かつ適正な審査を行うため、本研究科以外（他研究科、他大学教員）からも外部副査として審査委員を選出できることとしており、積極的にこれを活用している。2021年度の博士学位論文審査においては、全10件の審査のうち、5件の審査において外部副査を導入し、審査を行なっている。

**<問題点>**

特になし。

**<今後の対応方策>**

厳格な博士学位審査を行い、本研究科における学位の質を保証していくためにも、専門性が極めて高い外部副査の登用は引き続き継続して行っていく。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

**<現状説明>****○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況**

2013年度後期より日本法と外国法を比較法的観点から英語で学ぶことができる授業科目を開設し、その後英語による授業科目の開講数を増やし、2021年度には32科目64単位分を設置している。受入れ留学生にとっては日本法の基礎を学びやすく、留学を希望する日本人学生にとっては日本法を通じて外国法の特徴について学ぶことができる取組みであり、特に欧米圏への留学支援を図っている。

また、2018年度からは韓国の成均館大学校ロースクールとの博士前期課程ダブルディグリー・プログラムの運用を開始している。

本学大学院としては、学術国際会議研究発表助成の制度を設けており、日本国外で開催される学術国際会議において学生が研究発表を行う際に派遣費を助成している。

**○外国人留学生に対する教育上の配慮**

外国人留学生に対する教員個人レベルでの取組みは多様であるが、本学大学院では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、外国人留学生チューター制度を設けている。

授業科目としては、日本法と外国法を比較法的観点から英語で学ぶことができる授業科目を開設している。受入れ留学生にとっては日本法の基礎を学びやすく、留学を希望する日本人学生にとっては日本法を通じて外国法の特徴について学ぶことができる機会となっている。

この他にも研究基礎科目として「アカデミック・ライティング」を開講しており、特に外国人留学生を対象として、留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ（基礎編）・Ⅱ（実践編）を設置し、学術的文章を作成する能力の涵養する機会の充実を図っている。

### ○国外の高等教育機関との交流の状況

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校と大学院レベルの派遣を実施している。

学生の留学は、これらの協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院に留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。2022年5月時点における交換留学生の派遣・受入れ実績としては、派遣は0名、受入れは1名である。受入れ留学生の内訳は、本学の協定校からの受入れ（交換留学生）が1名である。新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延状況を受け、交換留学生の受け入れがほとんどない状況が続いているが、これ以前では、半年ごとに数名の受け入れが継続している状況にあった。

なお、法学研究科では、2018年度から博士前期課程において韓国・成均館大学校ロースクールとのダブルディグリー・プログラムの運用を開始している。

また、国際レベルの教育研究交流には、全学的な制度である外国人研究者の招聘、本学教員の在外研究（研究促進期間制度）、学術国際会議派遣などが挙げられる。

### <点検・評価結果>

本学における初のダブルディグリー・プログラムの運用を開始するなど、教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを適切に進めている。

### <長所・特色>

特になし。

### <問題点>

2018年度からは博士前期課程において韓国・成均館大学校ロースクールとのダブルディグリー・プログラムの運用を開始しているものの、同プログラムの利用実績は未だに無い状況にある。

### <今後の対応方策>

博士前期課程における韓国・成均館大学校ロースクールとのダブルディグリー・プログラムの運用を開始しているものの、同プログラムの利用実績は未だに無い状況にある。こうした状況を踏まえ、欧米圏の大学院との新たなダブルディグリー・プログラムの締結を目指し、複数のダブルディグリー・プログラムを置くことで、常時、一定程度のダブルディグリー・プログラムの利用がある状態を創出したいと考えている。これらについては、法学研究科内の国際交流委員会および日本国外の大学との深い関係のある法学研究科委員を中心に、本学の「新グローバル化推進特別予算」を活用して調査・交渉を進め、2024年度から2025年度にかけて新たなダブルディグリー・プログラム協定の締結を目指している。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

### <現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学としては、「学修成果の把握に関する方針」を定め、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげることとしている。

これを受け、法学研究科において学位授与の方針に明示した学修成果を把握するための指標として、2021年度に博士前期課程と博士後期課程のそれぞれの課程における「カリキュラムマップ」および「学位授与方針に基づく知識・能力の到達度評価表」を作成した。

カリキュラムマップについては、各授業科目が、法学研究科の学位授与の方針に示す「修了するにあたって備えるべき知識・能力」を涵養するのにどの程度関連があるのかを示すものになっている。

「学位授与方針に基づく知識・能力の到達度評価表」については、課程修了の最終段階である論文審査・最終試験の評価を基に学位授与の方針に示す修了するにあたって備えるべき知識・能力の到達度を測るものとなっている。各課程の学位審査に関する取扱要領に定める、論文審査・最終試験の各審査項目について、学位授与方針に示す修了するにあたって備えるべき知識・能力の関連を示し、その関連に基づき審査報告書の評価をもとに学生の学習到達度を数値化するものである。

このふたつの指標により、学生は自らの学習成果の把握が行えるとともに、研究科全体としても学生ごと、および課程・専攻単位において学習成果の把握と評価を行うことができる。

#### <点検・評価結果>

大学院教育の2つの柱である「授業」「学位論文」において学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標を設定し、学習成果の把握及び評価を行う仕組みを適切に導入している。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

2021年度にこれらの指標および評価の仕組みを策定したばかりであるため、十分なデータの集積と検証ができていない状況にある。

#### <今後の対応方策>

2021年度にこれらの指標および評価の仕組みを策定したばかりであるため、法学研究科委員会を中心として複数年度にわたる学習データの集積を行ない、随時検証を進めていきたい。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年度自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては毎年度の入学試験結果や在籍学生数、学位授与者数、認証評価結果、授業科目の履修者数、研究状況・講義等に関するアンケート等、多岐にわたる情報を資料として点検し、その結果明らかになった課題を設定している。

2018年度から改善に向けて取り組んできたコースワークの整備（リサーチワークにコースワークを適切に組み合わされたカリキュラムの整備）については、本研究科がとっている前期2年、後期3年の課程に区分する博士課程に鑑み、博士前期課程および博士後期課程のカリキュラムについて一体に検討・見直しを行い、2021年度から新たなカリキュラムの運用を開始している。新たなカリキュラムにおいては、博士前期課程では、大学院での教育・研究において専門分野に関わらず必要とされる基礎的な知識や能力の涵養するための「研究基礎科目」を導入、博士後期課程では、研究者養成に重きを置いていることに鑑み、研究者として自立するために必要不可欠な研究指導・研究報告の方法論の習得のための「研究論科目」を置くなど、本研究科の研究・教育の目的にも対応した改正がなされた。

また、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、2021年度に法学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また学位授与方針に基づく到達度を計る到達度評価表を作成した。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

#### <点検・評価結果>

教育課程の適切性は多角的に点検・評価することが可能であるといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

#### <現状説明>

##### ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

法学研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、本学公式Webサイト及び入学試験要項等に掲載して大学構成員及び社会一般に公表している。

### ＜入学者受け入れの方針＞

#### ＜求める人材＞

法学研究科では、グローバル化した現代社会のなかで、各専攻分野における高い研究能力と広く豊かな学識を修得する教育研究を行うことにより、各専攻分野における教育研究活動に従事する人材や、高度の専門性を必要とする業務を遂行することとなる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生の入学を求めています。

#### 【博士前期課程】

- ・学部授業などを通して、より専門的なテーマについて探求したいと思うようになった人
- ・法学・政治学における各専攻分野の基礎となる専門知識をもつ人
- ・専門分野に関する外国語文献の読解能力を有する人
- ・より論理的・批判的な思考能力を養成したいという学習意欲のある人
- ・実証的研究に関心を有し、その研究能力を涵養したいと考える人
- ・仕事などを通して、法学・政治学及びその関連諸分野に関する専門的なテーマについて探求したい人以上に基づき、次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。
- ・各専攻分野の基礎的専門知識を有するとともに、専門的な外国語文献を読み進めることのできる意欲と能力を有している。
- ・論理的な思考力、及び分析結果や自己の見解を適切に言いあらわすことのできる表現力を有している。

#### 【博士後期課程】

- ・博士前期課程で身につけた基礎的研究能力と専門知識を発展させ、自立して研究を行うことができる人
  - ・諸外国の主要な先行研究や重要図書及び一次資料等にも関心をもち、洞察力と分析力を有している人
  - ・隣接分野における専門知識の基礎的部分と論理構造にも関心をもって理解しようとする人
  - ・実証的研究により社会問題の構造分析を行いたいと考える人
  - ・社会（グローバル社会や国際学会を含む）への学術上・実務上の発信力を高めようとする意欲のある人。
- 以上に基づき、次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。
- ・各専攻分野において自立して研究を行うことのできる高度の専門的知識と論理的思考力を有するとともに、専門的な外国語文献を苦にせず読み進めることのできる能力を有している。
  - ・各専攻分野において直面する研究課題について、自己の見解を学説として提示しようとする意欲と構想力を有している。

### ＜入学前に修得しておくことが望まれる学修内容・学力水準＞

#### 【博士前期課程】

- ・自らの興味・関心を明確にすることが大切です。そして、その明確となった興味・関心に基づき、研究課題を設定する必要があります。
- ・研究課題を追究するにあたっては、研究課題に関する基礎的な知識とその研究課題の専門分野における論理的な思考能力を、身につけておくことが必要です。
- ・そのために、研究課題に関して基本的書籍・論文を読み、少なくとも自らの疑問点や不明点を明らかにできる水準に達していることが必要です。
- ・法律系専攻では、重要判例を理解している必要があります。
- ・諸外国との比較研究を行うことから、辞書を使用しながらも専門分野の基礎的な外国語文献を読むことのできる外国語能力を求めます。
- ・研究課題に隣接する専門分野に関しても、広く豊かな興味・関心を有していることが望ましいです。広く豊かな興味・関心は、将来、自らの研究課題についてより高度で深化した研究成果を上げることに寄与します。

#### 【博士後期課程】

- ・独力で研究を行うための基礎的な研究能力と専門知識があることが必要です。
- ・自己の知識や研究がいかなる水準に達しているかについて、みずから検証する必要があります。
- ・そのために、重要な先行研究の成果等のみずから確認し、また諸外国の主要な先行研究に関わる基本的文献や一次資料などにも関心をもって取り組むことが重要です。
- ・追究する専門分野に隣接する分野の専門的知識についても、その基礎的部分や論理構造を理解している必要があります。

### ＜点検・評価結果＞

以上の通り、入学者受け入れの方針は、教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて適切に設定しており、学内外に公表されている。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）</p> <p>評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）</p> <p>評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>
---

### ＜現状説明＞

#### ○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

学生の受け入れ方針に基づく入学者選抜を実現するため、方針と入学試験の内容との連関を大切にしている。まず、一部の特別入試を除き、入学試験の筆答試験科目として複数の専門科目から自身の専門テーマを選択することで専門分野の研究に必要な基礎知識を確認するとともに、外国語文献の読解能力や意欲を有する者を求めていることから、一般入試では、外国語科目の筆答試験を設けるなどしている。また、すべての入学試験形態について、研究計画書の提出を通じて学生の興味・関心が明確なものとなっているか確認を行い、口述試験において研究計画の確認や学習意欲、基礎的な知識などを総合的に測定することにより、入学者受け入れの方針との適合を図っている。

具体的な入学者選抜方法としては、現在、一般入学試験、特別選考入学試験、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験を実施している。

一般入学試験は、専門分野科目および外国語科目の筆答試験と口述試験を課す入学試験となっている。

特別選考入学試験は、博士前期課程においては、本学法学部及び他学部、他大学において学業成績優秀で、早期に大学院進学を希望する学部学生あるいは学業成績優秀な学部卒業生等を対象とし、書類審査と外国語科目の筆答試験及び口述試験による入学試験となっている。近年の特別選考入試による入学者数は、2018年度2名、2019年度1名、2020年度1名、2021年度0名、2022年度4名となっている。法科大学院が設置されて以降は、司法試験の受験を目指す層は専ら法科大学院へ進学するようになったことから、法学研究科の特別選考入試による入学者数が少ない状況が継続している。そのため、現時点において本制度を利用して本学法学部から法学研究科に入学しようとする学生の進学目的は、研究者志望という、かつてよりも限定されたものとなっている。なお、博士後期課程の特別選考入試も実施しており、主として実務家として高度な専門法曹を目指す法科大学院出身者のための特別選考入試を実施している。

社会人特別入学試験は、各界で活躍している社会人を対象とした入試であり、豊富な社会的体験と深い実務経験を有する社会人の入学が、実学にもとづく研究科の研究と教育にも大きく寄与することを期待するものである。社会で得た経験をもとにさらにステップアップするため



のリカレント教育の一環として位置づけている。入学試験では、筆答試験の一部または全部を課さず（博士前期課程は筆答試験なし、博士後期課程は専門科目のみ実施する）、一方で豊富な社会的体験と深い実務経験を有していることに鑑み、これらを書類審査や口述試験によって評価している。

外国人留学生入学試験は、外国人留学生を対象とした入試で、日本の大学・大学院を卒業・修了（見込）した外国人留学生も受験できる。入学試験では、母語以外に外国語としての日本語能力を有していることに鑑み、筆答試験においては外国語科目がなく、専門科目のみが課されている。

学生募集方法は、入学試験要項、大学院ガイドブックのほか、本学公式 Web サイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、オンラインでの大学院進学相談会等を通じて行っている。加えて、法学研究科では本学法学部学生向けの進学案内資料を作成し、進学説明会の開催告知等にあわせて、法学部全学年を対象に C plus への掲出・メールでの送信を行なっている。こうした広報活動を展開し、本学学生に対する大学院そのものへの興味関心の喚起させている。

また、2022 年度からは学部学生が学部在学中に大学院の授業を履修できる制度の履修上限単位を 10 単位から 15 単位に引き上げ、1 年修了制度の活用を促進し、大学院進学の訴求力を高めている。この制度は単に学部学生に大学院の授業を履修することを許可するに留まらず、学部学生が大学院での授業を受けるにあたって自身の研究したいテーマ等を聴取した上で履修を許可することを通じ、早期に専門分野における研究に着手できるようにとの意図を持っている。

#### ○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験選抜の管理運営は、研究科委員長及び入学試験運営委員 2 名が担っている。研究科委員長及び入学試験運営委員は、後述する作成された試験問題の形式・質・内容等を確認の上、問題の印刷を監督する。また、試験日においては所定の場所において待機し、受験生からの質問、事故対応を行うこととなっている。

入学試験実施における公平性を確保するため、筆答試験の採点に際しては匿名性を確保し、採点者は氏名・受験番号を知ることができず、公平な採点となる仕組みを採用しているほか、口述試験については、1 名の受験者に対して主査 1 名、副査 2 名からなる審査委員を配当し、口述試験の評価を行なっている。最終的には、筆答試験採点結果、口述試験評価をもとに、予め定められた合否判定基準に基づき判定を行い、法学研究科委員会において合否決定に関する審議を行うこととしている。

#### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016 年 4 月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験要項において入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

直近では、2018 年度入学試験において、身体的障害をもつ志願者に対して、その障害の程度に応じて、解答における PC 使用の許可、試験時間の延長措置、介助者の付き添いの許可などを行ない、別の試験場を用意し対応している。

**<点検・評価結果>**

以上のように、学生の受け入れ方針に基づいて各種入学試験方式やその内容を設定し、その運営体制も公平性や透明性に配慮したものであることから、公正に入学者選抜を実施しているといえる。

**<長所・特色><問題点><今後の対応方策>**

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性  
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

**<現状説明>**

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

2000年内半ばの法科大学院設置後、法学研究科への進学者数は減少しており、過去5年間（2018年度～2022年度入学）では、入学定員に対する入学者数比率の平均は、博士前期課程が0.20、博士後期課程が0.23になっている。また、過去5年間（2018年度～2022年度）における収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程は0.24、博士後期課程0.69（2022年度単年度では博士前期課程0.21、博士後期課程0.57）となっている。

これら2000年内半ば以降入学者が停滞している背景としては、法科大学院設置以前は司法試験受験生が修士論文執筆と並行して司法試験受験準備を行っていたが、法科大学院設置後はそうした学生が減少したことが入学者の減少の理由の一つにあげられる。加えて、国公立大学の大学院定員の増加や合格者数の増により、一定程度、私立に比べて学費の安価な国公立大学の大学院に入学者が流れていると考えられる。

このような状況に鑑み、秋季・春季の入学試験期において博士前期・博士後期の両課程ともすべての入学試験方式を実施し、多くの受験機会を設けているほか、学生募集活動の更なる強化や学部学生に対する広報活動の強化を進めるなど、学生確保のための努力を適時行っている。また、コースワークの整備の際に2021年度からの新カリキュラムの中で学部との接続を意識した科目を置くなど、教育課程の充実を図っているところである。

**<点検・評価結果>**

博士前期課程について、入学定員に対する入学者数の比率が20%台と低調な状況が続いており、収容定員充足率（在籍学生数）の改善が必要な状況である。

**<長所・特色>**

特になし。

**<問題点>**

特に博士前期課程における入学定員に対する入学者数の比率が20%台と低く、改善を図る必要性がある。

### ＜今後の対応方策＞

2021年7月に大学院改革構想検討委員会において、全研究科合計した入学定員充足率の達成目標を、2021年6月時点での入学定員数をもとに、2023年度：50%、2024年度：60%、2025年度：70%としており、法学研究科においてもこれに対応して、入学者数の確保に努めていく。

そのために、学生募集活動の更なる強化（Webサイトにおける情報発信の強化、SNSの活用、ランディング・ページの運用、オウンドメディアの展開、Web広告出稿等）や学部学生に対する広報活動の強化（本学学部学生向けの法学研究科への進学に関するリーフレット作成・配布等）を図るとともに、法学部・法学研究科の茗荷谷キャンパス移転以降の新たな法学研究科における研究・教育の実施を法学研究科委員会および制度改革検討委員会で検討し、各種施策を2023年～2025年度の運用に向けて実施体制の整備を進めていく。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

### ＜現状説明＞

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

入学者選抜方法の検証については、学生募集広報と入学試験・入学者選抜方法の実施方法は、法学研究科より2名が委員となっている大学院入試運営委員会で、各入学試験形態の志願者数、合格者数、入学者数、入学手続率を点検しているほか、入学試験の合否決定の際に、研究科委員会において当該入試に直接関わった委員以外の委員からも広く意見の開陳を求めている。その意見開陳では、合否決定事項のほか、入学試験制度そのものについても協議ができるようになっており、こうした協議を通じて学生募集方法及び入学者選抜方法を検証することができる仕組みを採用している。また、必要に応じて、別途、制度改革検討委員会や法学研究科委員会において具体的な改善対応策の策定がなされており、学生募集活動の充実や、より適正な入学試験の実施体制の確保に努めている。

具体的に直近で行った学生募集活動・入学試験の実施に関する変更については、2022年度からの本学学部在生に限定した博士前期課程の特別選考入試を4月に実施した点が挙げられる。経済学・商学・総合政策研究科においては、4月に本学学部在生を対象とした特別選考入試を実施していたものの、法学研究科においては、これを実施してこなかったため、他研究科同様に、本学学生が本学大学院に対して早期に進路を決定できる機会を確保するために導入したものである。

その他、文系研究科で共同して2021年度から日本語学校における外国人留学生の進路指導担当者向け説明会（情報交換会）を実施しており、外国人留学生の大学院進学に関する動向等を把握するとともに、本学が外国人留学生の志願者に求める知識や能力、入学者受け入れの方針等について理解を深めてもらう取り組みも行っている。

### ＜点検・評価結果＞

大学院入試運営委員会で年1回取りまとめられる統計表や、志願動向、入学試験の実施、学生募集活動等から得られる情報等をもとに、法学研究科委員会および制度改革検討委員会で検討を行い、適時、適切に対応している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

本学では、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を「大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断的努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」と定めている。

法学研究科として専任教員の採用に係る権限は有していないが、法学部や法務研究科において、法学研究科を担当する専任教員を採用しており、これらの採用では、大学として求める教員像や法学部・法務研究科で求める教員像に基づき採用が行われている。これらについては、法学部・法務研究科における記載を参照されたい。

そのうえで、法学研究科を担当する教員については、法学研究科委員会において、研究指導や授業科目の担当が可能かどうか、内規に沿った資格要件に基づいて研究業績・教育業績の確認がなされ、法学研究科を担当することとなる。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

法学研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を達成するため、教員組織の整備に努めている。2022年5月1日現在、教員組織の構成は次の通りである。

博士前期課程：研究指導教員 56名、兼任教員 12名

博士後期課程：研究指導教員 66名、兼任教員 0名

	博士前期課程		博士後期課程	
	研究指導担当	授業担当(兼担)	研究指導担当	授業担当(兼担)
公法専攻	10	0	12	0
民事法専攻	19	1	26	0
刑事法専攻	7	1	8	0
国際企業関係法専攻	9	1	11	0
政治学専攻	11	1	9	0
共通科目	-	8	-	0

大学設置基準に定める研究指導教員数は博士前期課程、博士後期課程ともに15名であり、法令上の基準を充分満たしている。専攻（分野）ごとにみても、各教育研究領域をカバーするにあたって必要な教員数が確保されている。

教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在については、各専攻に設置している「専攻会議」において、各専攻の授業科目担当教員が所属する部会選出会議員と、専攻会議長により適切に管理運営されている。例えば、授業編成（次年度科目担当者案の作成）については、原案を部会が作成し、それを専攻会議において専攻の教育目的等に照らして適切であるかどうかを検証し、その結果策定された各専攻の授業編成案が研究科委員会において審議されるといったプロセスを経る。ここでいう「部会」とは、専門分野単位の教員組織であり、法学研究科の各専門分野における教育研究指導についても組織的に支えている。この部会において、授業編成に際しての各専門分野の個別授業科目の担当者選任原案の作成が行われている。なお、兼任教員が担当する授業科目についても、基本的には該当する専門分野の部会で選出の責任を負い、連絡調整の任を担っている。なお、専攻を超えるような授業編成案や、研究科全体の授業編成の方針等については、専攻会議長によって構成される専攻会議長会議や法学研究科委員会の場で協議・調整することも可能となっている。

#### <点検・評価結果>

法学研究科における授業の担当や研究指導のといった教育研究活動実施体制に関しては、部会や専攻会議等で協議・調整がなされており、適切な教員組織体制が整えられている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

#### <現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

法学研究科の研究指導を担当する専任教員総数は、2022年5月1日時点で博士前期課程56名・博士後期課程66名である。これに対し、2022年5月1日時点での在学学生数は、博士前期課程30名、博士後期課程48名であることから、研究指導を担当している専任教員1人あたりの学生数は、博士前期課程0.54人・博士後期課程0.73人となっており、大学院学生に対する研究指導体制としては、概ね良好と考えられる。

2022年度において法学研究科の研究指導を担当している専任教員の平均年齢は57.9歳である。なお、法学研究科の専任教員任用については、法学部における身分が教授の者（専門分野

に限る)とするという原則があり、准教授の者の任用は特段の理由がある場合に限り、任用を行うことの申し合わせがあるため、年齢構成が高齢層に偏りやすい状況となっている。

女性教員比率については、博士前期課程 12.5%、博士後期課程：13.6%であるが、男女共同参画社会を実現するという大学の社会的責任に鑑みれば、この比率は低いものといえる。

外国人教員数については、博士前期課程担当教員は2名、博士後期課程担当は2名となっている。

実務経験者の人材の任用に関しては、法学研究科においては研究者養成に重きを置いていることから、研究業績を重視する任用となっているが、2022年度時点では実務経験に富む特任教授1名が授業および研究指導を担当している。

授業科目と担当教員の適合性等については、授業科目単位に担当責任部会を明確にし、授業科目設置の部会および専攻会議において、専攻の教育目標等に照らしてその適合性を判断している。そのうえで、専攻での授業編成案を法学研究科委員会で審議している。そのため、授業科目の適合性については担当教員の研究専門分野とそれまでの教育経験を踏まえて、部会レベル・専攻レベル・研究科全体レベルでその適合性を判断する仕組みとなっている。

#### ○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

法学研究科所属の教員については、法学部または法務研究科所属の教授・准教授職にあたる教員が兼務することとなっている。このため、法学研究科担当の専任教員を公募するという形態は採用されておらず、原則として法学部または法務研究科で教授として採用された教員あるいは新たな教授昇格者を大学院担当の教員として任用するシステムとなっている。ただし、准教授についても科目担当の必要がある場合には各専攻の研究科委員の審査を経て大学院担当教員として任用することも認められている(1992年2月17日開催法学研究科委員会確認事項)。

なお、法学部または法務研究科所属の専任教員を法学研究科の教員として任用するにあたっては、候補者担当科目に属する部会による業績審査及び推薦、法学研究科委員会に出席する委員の3分の2以上の多数決による承認という厳格な方式が採用されており、適切性が担保されている。

#### <点検・評価結果>

5つの専攻体制に分け、研究者養成を中心とした法学研究科の教育研究の実施にあたり、堅固な体制の下で研究指導を行うための教員編成としており、適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### <現状説明>

#### ○ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部・研究科を通して、研究

費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として、2015年度より授業参観を、また2021年度には各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」と制度化した。この「研究指導内容の可視化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。この点、法学研究科では、2021年12月10日開催の研究会委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。他方、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、法学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また学位授与方針に基づく到達度を計る到達度評価表を作成した。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとなる。こうした取り組みを通じ、研究科委員に広く各ポリシーが周知され、教育研究に還元されうる環境を整備したという観点から、法学研究科の教育研究の質的向上を図る取り組みとして、FD活動の一環とも捉えることができる。

### ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

法学研究科に所属する教員の教育研究活動は、毎年作成している『中央大学大学院 教員紹介』（2022年度版より電子化）において各教員の近年における業績を掲載しており、各教員がお互いの研究活動状況を把握することが可能である。この教員紹介は受験生の目に触れるものであることから、学生募集の一環としても活用されている状況であり、また、学内外における研究活動の活性化を促すための一要素として捉えられている。

また、教員の教育研究活動における実績や社会貢献活動等を集約する「研究者情報データベース」が運用し、その研究教育活動や実績を学外に公表している。

なお、法学研究科を担当する教員は、法学部あるいは法務研究科において任用され、所属している教員であることから、主として教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用に関しては、法学部および法務研究科の記述を参照されたい。

### <点検・評価結果>

ファカルティ・ディベロップメント活動は法学研究科が行う教育・研究活動の特性に鑑みた適切な方法において組織的かつ多面的に実施されている。教員の教育活動・研究活動・社会活

動については、大学院広報の観点からも記事として社会に広く公開していることから、適切な活用がなされているといえる。

#### ＜長所・特色＞

大学院では、大学院に特化したFD活動として、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する取り組みを行なっている。これらを法学研究科においては、研究指導を担当する全教員が出席する法学研究科委員会の場で行っている。研究指導を担当する全教員が会する場において活発な意見交換が行われることは研究指導の質の底上げにつながるものであり、大学院教育の質的向上を期するものとして長所であるといえる。

#### ＜問題点＞

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価においては、教員の教育研究活動における実績や社会貢献活動等は、「研究者情報データベース」が集約されているが、それを総合的に判断し、改善の方向へ導くための評価システムは採用されていない。したがって、教員の教育研究活動についての評価は、科学研究費の採択状況あるいは各種学術賞の受賞状況等から読みとるほか方法がないのが現状である。

#### ＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### ＜現状説明＞

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教員組織の適切性については、各専攻に設置している「専攻会議」において、各専攻の授業科目担当教員が所属する部会選出会議員と、専攻会議長により毎年度の授業編成を通じて、点検・評価がなされることとなる。過年度の入学試験の受験者数、合格者数、入学者数、入学定員充足率、専攻ごとの授業担当教員数や担当教員の適切性、法学部や法務研究科における教員任用の状況、その他社会的な要請等学内外における様々な要素を勘案しながら、適切な人員配置や組織構成、設置科目などを検討している。

授業編成（科目担当者案の作成）は、原案を部会が作成し、それを専攻会議において専攻の教育目的等に照らして適切であるかどうかを検証し、その結果策定された各専攻の授業編成案が研究科委員会において審議されるといったプロセスを経る。ここでいう「部会」とは、法学部に設けられた専門分野単位の教員組織であり、法学研究科の各専門分野における教育研究指導についても組織的に支えている。この部会において、授業編成に際しての各専門分野の個別授業科目の担当者選任原案の作成が行われている。なお、兼任教員が担当する授業科目についても、基本的には該当する専門分野の部会で選出の責任を負い、連絡調整の任を担っている。なお、専攻を超えるような授業編成案や、研究科全体の授業編成の方針等については、専攻会議長によって構成される専攻会議長会議や法学研究科委員会の場で協議・調整することも可能となっている。



### ＜点検・評価結果＞

教員組織については毎年度の授業編成を通じて、適切な点検・評価がなされている。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

## ◇大学院における学生支援

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点6、7、10～11は割愛＞

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

### ＜現状説明＞

#### ○学生支援体制の適切な整備

教育・研究活動に関する補助制度の運用・申請受付などを大学院事務室にて行い、大学院学生の研究活動を支援している。また、外部団体の奨学金・研究助成等の募集情報や教員公募などの情報提供なども行っている。また、日々の学生相談についても、大学院事務室を窓口として対応しており、とりわけ大学院学生特有の研究活動等における悩みなどには、大学院事務室の研究科担当職員が一義的な対応を行った後、指導教授や研究科委員長、その他の教員などとも適宜連携をしながら、支援にあたっている。

そのほか、全学的には学生相談室において、学業、就職、進学、留学、心身の健康、対人関係等、様々な事柄について相談できる窓口を整えている。内容に応じて、専門相談員（ドクター・心理カウンセラー・弁護士）との相談機会を設けたり、関係部署、外部機関と連携して支援を行ったりしている。

#### ○成績不振の学生の状況把握と指導

年度初めの履修登録にあたっては、学生と指導教授が授業の履修計画や研究計画の相談を行うこととなっており、これを通じて指導教授は指導学生の単位修得状況や研究の進捗状況の把握がなされ、必要な指導が行われている。また、毎学期授業科目の成績が発表されるタイミングにおいて大学院事務室による成績評価の確認が行われており、成績不振の学生については、必要に応じて研究科委員長や指導教員への報告を行うことにより、個別の指導に繋がられるよう努めている。

また、大学院事務室では、履修登録状況の確認・修了見込判定、博士前期課程修士論文中間発表会や修士論文題名届の提出といった適時の機会において、修学延長の意向のある者やその可能性のある者を把握し、指導教授や関係教員、法学研究科委員長らと連携しながら、1人ひとりの修学延長理由等を把握し、相談や必要な対応を行っている。

### ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

民事法専攻、国際企業関係法専攻の博士前期課程においては、専門分野における基礎的な研究方法に不安がある学生のために「研究特論」も設け、研究の方法論の基礎を身に付けることができるよう配慮している。この他、個々の研究指導において、研究活動に必要な補充教育の指示・指導が指導教授により行われている。

正課外における支援体制としては、全学的組織である中央大学アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けたチューターによる学術的文章の作成支援を行っている。

### ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者、指導教員、所属専攻、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることがわかっている場合には、入学試験の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。施設設備面では頻繁に利用する2号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席やノートテイクなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

### ○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。

学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

#### 1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

給付実績：全研究科で106名（2022年度実績）

#### 2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

給付実績：全研究科で10名（2022年度実績）

#### 3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

給付実績：全研究科で8名（2022年度実績）

#### 4) 中央大学外国人留学生奨学金（学部・大学院給付奨学金）

給付対象：学部学生2年次以上および大学院学生で、特に学力が優れている者

給付金額：当該年度に納入すべき在学料および実験実習料の5割相当

#### 5) 中央大学私費外国人留学生学費減額

給付対象：経済的事由により修学が困難で、かつ、学力・人物ともに優秀と認められる大学院学生（私費外国人留学生）

減額金額：当該年度に納入すべき在学料の3割相当額

大学院の奨学金の審査は、主に法学研究科の奨学委員会において行っており、学力・研究能力と人物評価等を総合的に勘案し選考を行っている。いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

学生への奨学金応募情報の提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項にも記載している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう研究助成課が説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA、RA、ライティング・ラボ・チューター、法学部任期制助教C1などの各種の制度があり、学生ポータルサイト(C plus)や掲示等を通じて採用募集が周知され、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

### ○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

日本語学修及び学生生活支援を目的とした外国人留学生チューター制度を有しており、当制度において外国人留学生への支援を行っている。2022年度の大学院全体利用者は1名であるが、法学研究科において利用者はなかった。

この他、文系の研究科では、共同で学術的文章の作成技法を習得するアカデミック・ライティングの授業を設置しているが、これに外国人留学生向けのクラスを設け、大学院における研究活動に不可欠な日本語による学術的文章作成のスキル修得を図る取り組みを行っている。

### ○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

#### 1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早

い段階からの周知・推奨)

- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）における「院生FD」の回を大学院学生全体に開放し、受講環境を整備（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

## 2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けの情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報を在学生向けウェブサイトに掲載）

## 3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

### <点検・評価結果>

学生支援については、大学院事務室を中心に指導教員や研究科委員長、その他学内各部局との緊密な連携の下、学生のニーズに応じて適切な支援が行われている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### <現状説明>

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院FD推進委員会が主体となって学生を対象に2007年度から毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎にFD推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。

2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

この他、大学院学生による任意団体である大学院学生協議会から寄せられた意見を基に支援体制の改善・向上を行うこともある。具体的な例としては、図書館における判例等の検索データベースにおいて、検索結果のプリント上限枚数の緩和（1日当たりの枚数制限から一定期間での枚数制限に切り替えることで利便性の向上）などがある。

### <点検・評価結果>

研究状況・授業等に関するアンケートを中心として定期的な点検を行っており、都度必要に応じて改善・向上の取り組みを行っており、適切に対応がなされている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

**点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

### 評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

#### <現状説明>

#### ○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。研究科や専攻ごとに組織されている大学院学生による自治組織である「大学院学生協議会」を通じて、各研究科に対して様々な意見や要望が提示されることもあり、これに対して当該研究科の研究科委員長および大学院事務室において必要なヒアリングや対応を行なっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線LAN環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替えなどが行なわれてきている。多摩校舎2号館5階には自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階には「大学院ラウンジ」を設けており、談話ができるスペースとなっている。また、大学院学生に限らず、全学生が利用できる施設として、多摩キャンパス内には学生生活関連棟（Cスクエア）もあり談話や休憩スペース等の充実が図られている。さらに、生活の場の一部としても大学院学生の共同研究室が活用されている。

### ＜点検・評価結果＞

校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な整備とともに、大学院としても、大学院学生協議会からの要望・意見等も踏まえて、適時、適切に対応している。

### ＜長所・特色＞

学部とは異なり、研究科や専攻ごとに組織されている大学院学生による自治組織である大学院学生協議会が存在し、各研究科に対して様々な意見や要望が集約されて提示される。これにより、学生個人の要望だけでなく、一定程度の規模があるニーズを汲み取ることが可能となっている。

### ＜問題点＞

全学的なキャンパス・アメニティ等の整備においては、大学院学生は学部学生に比べて比較少数であるため、その意見や要望が反映されにくい面がある。

### ＜今後の対応方策＞

法学研究科においては 2023 年 4 月に校地・校舎を文京区の茗荷谷キャンパスに移転することになっている。よって、あらたな施設・設備を利用することとなるが、これらを実際に供用しはじめることで、明らかとなる課題もあると考えられる。そうした点については、供用後に適宜対応していく。また、引き続き、大学院学生協議会からも適時、意見を聞き取り対応したい。

＜点検・評価項目③については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点 2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

### ＜現状説明＞

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

法学研究科の教育研究上の目的である「研究者および高度専門職業人の養成」の達成のため、授業教室及び個々の研究活動の推進に必要な施設を整備している。2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、商学研究科、総合政策研究科と共有するかたちで、大学院授業の特性に合わせ、小～中規模の授業教室が20室用意されている。この他、大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室2号館および3号館（法学研究科30室、経済学研究科17室、商学研究科17室、文学研究科28室、総合政策研究科4室）に設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生とともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時となっている。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC（25台）、ポータブルプロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ

体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC（10台）を常設配備した教室（1室）もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを用いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC（24台）、プリンタ（5台）、スキャナー（1台）を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。この情報自習室についても、大学院学生の学生共同研究室と同様に多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時の間は自由に利用することが可能となっている。

また、法学研究科の大学院学生については、法学部が運営する文献情報センターを利用することができる。文献情報センターに関する詳細は、法学部による報告を参照されたい。

### ○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

大学院学生の学生共同研究室および情報自習室は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時の間、自由に利用できる。大学院事務室の窓口時間は、平日の8時45分～17時となっている。

### <点検・評価結果>

法学研究科における教育研究活動に必要な施設・設備は適切に整備されている。

### <長所・特色>

法学研究科においては、博士後期課程の大学院学生のみならず、博士前期課程の大学院学生についても、一人ひとりに対して学生研究室内に個人のキャレルデスク（座席）が割り当てられている状況にあり、充実した研究環境が用意されていると言える。

### <問題点>

特になし。

### <今後の対応方策>

法学研究科においては2023年4月に校地・校舎を文京区の茗荷谷キャンパスに移転することになっている。よって、新たな施設・設備を利用することとなるが、これらを実際に供用し始めることで、明らかとなる課題もあると考えられる。そうした点については、供用後に適宜対応していく。

## ◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

**<現状説明>**

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

教員が研究に専念するための制度として、研究促進期間の制度がある。本制度は、教員の所属学部（あるいは専門職大学院研究科）において運用されている。その他、教員の研究費等の制度についても所属学部において運用されているので、法学部および法務研究科の記述を参照されたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

RA（リサーチ・アシスタント）は、日本比較法研究所、社会科学研究所、企業研究所、経済研究所、人文科学研究所における共同研究プログラムにおける研究に参加するほか、国内外の文献・資料の収集、翻訳等の役割を担い、大学院教員の研究をアシストする役割を担っている。2022年5月時点では、RAを文系の全研究科で24名を採用しており、全員が博士後期課程に在籍する学生である。RAの勤務時間は、RAの研究計画、研究能力等を考慮し、1週4日・1日6時間・1週20時間以内で定めることとされている。

TA（ティーチング・アシスタント）は、大学院における講義の支援をする役割を担っており、大学院教員の講義の準備や資料収集に従事している。2022年度において大学院授業科目のTAは文系の全研究科で8名を採用している。

RA及びTAの採用計画は、年度予算枠内で決定されている。RAについては、1共同研究プロジェクト2名、かつ申請教員1名につき2名までという枠を設けている。

法学研究科に所属する教員の研究支援スタッフとしては、法学部文献情報センター職員も配置されている。法学部文献情報センターは、本来的には法学部に所属する機関であるが、法学研究科における教育研究体制への支援の役割も果たしている（当該センターの目的等は法学部の記述を参照されたい）。

**<点検・評価結果>**

教員の研究活動を支援する環境や条件は、教員の所属学部・研究科において適切に整備されている。また教員の研究活動時間を確保するための仕組みとしてTA、RAの制度も適切に整備されており、運用されている。

**<長所・特色><問題点><今後の対応方策>**

特になし。



## ◇大学運営・財務

## I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

## ○意思決定プロセスが明確化されているか。

法学研究科委員会において所管するすべての事項は、その内容に応じて委員会組織の設置、あるいは担当委員制を設けている。具体的には研究科の諸制度の改変については制度改革検討委員会、奨学金については奨学委員会、自己点検・評価については法学研究科組織評価委員会、学生学術紀要論文審査については研究年報審査委員会、各専攻の授業編成及びその運営は専攻会議をそれぞれ設置するほか、担当委員制としては、広報委員、日本学生支援機構返還免除審査委員、ハラスメント防止啓発委員、入試運営委員等がある。また、その他に博士論文審査委員、修士論文審査委員など学位審査に関わる委員等も存在する。こうした各種委員会と担当委員からは、それぞれの所管事項について、研究科委員長を通じて、法学研究科委員会に議題あるいは報告事項などとして適宜上程され、審議・承認、あるいは、報告・了承を得ることで、研究科としての意思決定がなされる仕組みとなっている。

## ○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表すると定められており、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は投票で選出された委員会の代表者という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項に対応している。研究科委員長は、従来、その権限において法学研究科の理念・目的を実現するための教育研究上の運営並びに改革を進めてきた。その権限の内容とその行使の実態は、学内規程に基づく民主的かつ適切なものである。

## ○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

法学研究科委員会は、法学研究科に所属する専任教員（2022年5月現在、博士前期課程55名、博士後期課程65名）から構成されており、大学院学則第11条に定める事項について審議し、または学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べるができることとなっている。

また、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができず、上記事項の議決には、出席委員の過半数の同意が必要である。ただし、教員人事、学位論文審査及び学位授与については、出席委員の3分の2以上の同意がなければならない。研究科委員会の議事は議事録

に記録し、委員長がこれを保管する。

研究科委員会は、研究科委員長を議長とし、月に1回程度開催される。法学部の法学・政治学分野の専任教員の教授は、法学研究科委員会の申し合わせに基づき、教授昇格又は就任後直ちに法学研究科の担当専任教員（研究科委員会委員）となり、法学研究科の博士前期課程・博士後期課程の研究指導を担当する。准教授については、分野・科目における必要性等に応じて、各専攻の研究科委員の審査、研究科委員会での審議を経て任用され、研究指導を担当する場合もある。

このように、法学研究科委員会は、法学研究科のあらゆる活動を審議の対象としたものであり、各委員が全ての審議事項に実質的に参加することで、民主的かつ効率的な審議を行っている。

### ○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

研究科委員長の権限及び選任手続については、大学院学則第6条において、「委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。委員長は当該研究科委員会において互選する。任期は2年であり、再任を妨げない。」とされている。

委員長の選出については、「法学研究科委員長選出に関する内規」を定め、選挙により選出している。この内規において、被選挙人、選挙人、選挙立会人、選挙管理委員、選挙の方法、投票結果による選出の方法など具体的に定めており、厳格に運用されている。

なお、病気、事故等の不測事態等により研究科委員長が不在となったときの取扱いについても、「法学研究科委員長の職務代行の取り扱いに関する申し合わせ」を定めており、研究科委員長不在に伴う研究科の管理運営の安定性を確保している。

### <点検・評価結果>

法学研究科における研究科委員長の選任手続きについては、明確性と公正性、透明性に配慮した内規に基づいて行われており、それらは適切かつ妥当なものとなっている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

### <現状説明>

#### ○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教

育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

### ○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取り組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るような様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

### <点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

### <長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究

活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

#### <問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運營業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

#### <今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

## 経済学研究科

### ◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

#### <現状説明>

##### ○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

##### ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学大学院では、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条において「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」を目的として定めている。これに基づき、経済学研究科では、大学院学則第4条の5において、「経済学及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成すること」を研究科独自の教育研究上の目的として掲げている。

#### <点検・評価結果>

本学大学院の目的である「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」を踏まえて、本研究科では経済学領域において、理論研究、実証研究能力と豊かな学識を有し、将来的に研究活動に従事する人材、或いは高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成することを研究科独自の教育目的としていることから、その設定は適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

#### <現状説明>

##### ○構成員に対する周知方法とその有効性

##### ○社会への公表方法

経済学研究科の教育研究上の目的は大学の理念・目的とともに大学院学則にて明文化し、本学公式 Web サイト、履修要項をはじめ、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックに掲載し、構成員と社会に対して広く公開している。特に大学院ガイドブックには、経済学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しているため、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効である。

さらに、年2回の大学院進学相談会において、他大学学生、本学在学学生参加のもと、上記で述べた経済学研究科（各専攻）の教育目標をより具体的に周知している。また、その周知内容については、経済学研究科委員会で研究科委員長より委員に報告を行っている。

### ＜点検・評価結果＞

経済学研究科の教育研究上の目的は大学の理念・目的とともに大学院学則にて明文化し、従来の冊子媒体（大学院ガイドブック、履修要項）にとどまらず、公式Webサイトをはじめとする多様な媒体において構成員と社会に広く公表している。また進学相談会や研究科委員会を通じて直接的に大学の理念・目的及び研究科独自の教育目的等の周知を図っており、適切である。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

### ＜現状説明＞

#### ○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

経済学研究科では、大学院学則に掲げる理念・目的の実現のため、外部機関からの指摘事項や社会情勢、学生の進路なども踏まえて、定期的に中長期的な視点から諸施策の検討を行っている。

2016年度に受審した機関別認証評価では、個別に取り組む課題として①定員充足率の向上、②コースワークとリサーチワークのバランスが取れていない、の2点について、努力課題として指摘を受けた。認証評価結果を受け、経済学研究科では、大学院教育に対する個々人の認識が大きく異なる中では、共有そのものが非常に難しいと判断し、学生募集の在り方から学位授与後の進路まで、研究科全体を見直す必要があるとし、中長期的に取り組む課題とした。これは、2017年度に研究科委員会の下に立ち上げた教務・入試委員会の下で総合的に検討が行われ、大幅なカリキュラム改正案が博士前期課程では2019年度入学生より、博士後期課程では2020年度入学生より適用されている。現在はその成果検証や更なる実質化に向けたカリキュラムの再整備に向けた検討を行っているところである。従って、②については整備が完了している。これらの具体的な内容については、「第2章 内部質保証 点検・評価項目③：評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応」の記述を参照いただきたい。

なお、指摘事項①定員充足率の向上については、教務・入試委員会を中心に、上述の教育課程の見直しによる受験生への訴求力の向上や広報活動の工夫などの手段は講じているものの、認証評価においては経済学研究科のみならず他の研究科でも同様に大きな課題となっており、1研究科のみでの対応では限界がある。

さらに、2021年1月より、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第二期における大学院改革の構想を、全研究科の委員が参画する大学院改革構想検討委員会にて検討した。その成果は、2021年7月6日の報告書「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書一次の時代への

生き残り」と再生をかけて一」が取り纏められ、大学院改革構想検討委員会にて承認された。本報告書では、大学院の今後のミッション・ビジョン・改革の方向性を共有し、既存の学部基礎型にとらわれることなく本学大学院が有する研究教育資源を有効に活用できる組織体制の構築を目指していくこと、また、大学院が追求すべき機能としては、主として「研究者養成」、「教員養成」、「高度専門職業人養成」という3つの柱があるが、大学院改革基本構想の主眼としては「高度専門職業人養成」に力点をおいて検討することが確認されている。2022年度以降は中長期的に、本報告書に記載した諸施策の実行に向けて検討を深めているところである。

#### <点検・評価結果>

以上のように、認証評価の結果等を踏まえ、経済学研究科および大学院全体に係る中長期的な施策を、しかるべき検討主体を中心として定期的に設定している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

#### <現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

経済学研究科では、全学的な自己点検・評価システムの下で経済学研究科組織評価委員会を設置し、当該委員会を中心として毎年度自己点検・評価活動を行っている。2017年度以降は教務・入試委員会の委員が経済学研究科組織評価委員会委員を兼ね、中長期的な課題への対応と一体となり、点検・評価活動を行っている。具体的には2019年度まではコースワークの整備、2020年度はコロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態下における持続可能な教育体制の整備、2021年度は学修成果の可視化について検討、その実施状況について点検を行っている。また、当該改善計画及び自己点検・評価活動で設定した目標に対する達成状況等は年度毎に確認・検証を行い、研究科委員会と共有しながら、次年度に向けた改善方策の設定等を検討している。また、必要に応じて、改善計画の内容変更について関連する各組織への提案を行うなど、実質的な改善に向けた柔軟な対応を図る仕組みとなっている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

経済学研究科は2016年度に受審した機関別認証評価において以下3点の指摘を受けた。

1. 経済学研究科博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
2. 経済学研究科博士前期課程において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。
3. 収容定員に対する在籍学生比率が経済学研究科博士前期課程で0.34と低いので、改善が望まれる。

これを受け、2016年度末より各種の検討を進めた。1及び3の指摘事項については、大学院教育に対する個々人の認識が大きく異なる中では、共有そのものが非常に難しいことが判明し、学生募集の在り方から学位授与後の進路まで、総合的に検討する委員会が必要との結論に至った。そこで、2017年度に「教務・入試委員会」を研究科委員会の下に立ち上げ、入学者募集から教育課程の内容まで、幅広い具体的な施策を検討していく委員会とした。教務・入試委員会を中心として教育課程の見直しを検討するにあたり、研究科の教育目的に立ち返り、研究科で養成する①高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動を担う人材、②高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材、をそれぞれ確実に養成できる教育課程として見直しを行うべく、検討を行った。検討の結果、博士前期課程の教育内容について、①を輩出するための研究者コース、②を輩出する税理士コース、高度職業人コース、と命名した3つのコース別カリキュラムを整備し、2019年度入学生より適用している。博士後期課程のコースワークについては、博士前期課程の研究者コースを、後期課程と一貫した5年の課程として捉え、整備を行った。経済学研究科が輩出する専門分野の研究者として基礎となる知識・能力は博士前期課程の1年目で選択必修科目の履修により修得させることとしており、博士後期課程1年目には現代の研究者ないし大学での教育者に求められる、自分の専門分野のみならず、他分野における研究動向や研究技法、ないしプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力も含めた「総合的能力」を涵養する「リサーチ・ワークショップ」を選択必修科目として新たに設置し、2020年度入学生より適用している。これらのカリキュラム改正を通じて、リサーチワークとコースワークのバランスをとるよう、博士前期課程・後期課程を通じてカリキュラムを整備したところである。なお、現在はその検証および更なる実質化に向けたカリキュラムの再整備の検討を行っているところである。

指摘事項3の収容定員充足率の改善に対しては、研究科単体としては上述のカリキュラム改正を行うことにより、受験者層への訴求力の向上を行うと共に、入試広報施策として、本学経済学部と連携し、成績優秀な学部3年生に対して経済学研究科の案内をダイレクトメールで郵送する、経済学部棟で個別相談会の実施をする他、特別入学試験の要件を拡大するなどの施策を講じているが、抜本的な改善には至っていない。なお、この指摘事項については他の研究科でも同様に大きな課題となっており、単一研究科のみでの対応では限界があるとし、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」で掲げられる大学院改革構想の検討と共に、研究科委員長懇談会を中心に文系5研究科で共通の施策を検討しているところである。

2の指摘事項については、2016年度秋から大学院事務室を中心に検討を開始し、2017年度履修要項より、入学から修了までのスケジュールについて一覧性のあるフローチャートを掲載することにより、論文執筆および研究指導のスケジュール感などを明示している。これらは新入生ガイダンスにおいて毎年学生への説明を行うと共に、教員にも周知することで、相互理解を深める体制としている。



### <点検・評価結果>

経済学研究科組織評価委員会を兼ねる教務・入試委員会を中心に毎年度自己点検・評価活動を行い、振り返りと改善・向上のプロセスを構築している他、認証評価結果に対する対応も適切に行っている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

### <現状説明>

#### ○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

#### ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

経済学研究科は、学則にも明記された教育・研究上の目的等に基づいて、創設当初から今日に至るまで、一貫して次代を担う研究者を養成することに主眼を置いてきた。その結果、経済学研究科博士後期課程を経て、教員として全国の大学で研究教育活動に従事している研究者並びに研究機関での研究者を多数輩出している。また、外国人留学生の学位取得者で母国の教職につく者も多数輩出している。一方で、この10年で大学院を取り巻く環境、社会からの要請も大きく変わっている。これらや大学の教育上の目的、大学院全体として抱える課題を踏まえて近年は経済学研究科においても、高度な専門知識を要する職業人の輩出にも尽力することとしている。

また、経済学研究科では、少子高齢化、情報化、国際化といった経済社会の変化や多様化する大学院教育へのニーズに対応すべく複数の専攻を置く組織体制としていたが、主として近年の経済学研究科を取り巻く教育環境の変化の中で、一定の制約の中で、戦略的に特色を持った教育目標・人材養成目的へと絞り込む必要があるとの認識の下、現在は、経済学専攻（入学定員50名）のみを設置している。その枠組みに変更はないが、専攻という形をとらずに、研究者の輩出と高度職業人の輩出を明確に社会に示すため、「研究者コース」、「税理士コース」、「高度職業人コース」の3コースを博士前期課程に設置し組織に柔軟性を持たせることで、大学院の目的である「研究者の養成」「高度専門職業人の養成」を両立して達成できるよう工夫している。

なお、国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目を参照いただきたい。

### <点検・評価結果>

経済学研究科では、昨今の社会状況の変化の速さ、社会からの多様な要請に対応するため、大学の理念、教育・研究上の目的等に基づいて教育研究組織を適切に設置している。近年は大学の理念・目的の実質化を図るため、博士前期課程に3コース制の導入を行うなど、教育の柔

軟性への配慮も行っており、組織として適切であるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、毎年度実施する自己点検・評価の機会のみならず、2017年度からは、研究科教育内容等の改善を検討する「教務・入試委員会」を年に6～8回開催し、そこでの検討内容については不定期ではあるものの、検討内容がまとまったタイミングに合わせて、研究科委員会でも報告を行っている。なお、自己点検・評価活動や教務・入試委員会における点検に際しては、認証評価機関等の指摘事項、社会からの要請等の情報に加えて、入学者数、修了生の進路、各授業科目の履修者数なども根拠としながら議論を行っている。

点検・評価の結果として、養成する人材像による教育内容の差別化と大学院の理念・目的の実質化を図るため、経済学専攻（博士前期課程）の中に3つのコースと履修体系を設定し、2019年度入学生からコースごとの教育研究指導を実施している。なお、2021年度末をもって、この履修体系による教育指導体制が3か年度経過したことから、本年度にその検証を行い、3コース制による教育研究組織としての課題を抽出し、改善案を検討している。

＜点検・評価結果＞

毎年度自己点検・評価活動を行い、根拠を基にした改善・向上方策を検討すると共に、2017年度以降は、研究科委員長と5～6名の研究科委員で構成される教務・入試委員会を1～2か月ごとに開催し、研究科内外から発生する諸問題への対応を協議しており、そのことが研究科の定期的な点検・評価となり、改善案の検討の場となっている。また、その構成員は、経済学研究科組織別評価委員にもなっていることから、教育研究組織の定期的な評価の場としても問題なく適切に運用されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

### ＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

経済学研究科では、「経済学及びその関連分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる人材を養成すること」を教育目標として掲げ、その教育目標の柱を、「次世代を担う研究者の養成」及び「行政の場での政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた『高度専門職業人』の養成」としている。この教育目標を踏まえ、博士前期課程・後期課程においては「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を以下のとおり掲げている。

なお、学位授与の方針については履修要項に明記することで学生をはじめとする構成員に周知すると共に、本学公式 Web サイト、大学院ガイドブック等で公表している。

ただし、博士後期課程においては授与する学位ごとの授与方針が示されていないため、2022年度中に一部改定を行う予定となっている。

#### 学位授与の方針

経済学研究科では、中央大学の建学の精神、および教育研究上の目的を踏まえ、以下のような人材を養成します。

○経済学やその関連分野に関する豊かな学識を有し、国内外におけるアカデミズムをリードする能力を備えた「次世代を担う研究者」

○政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた「高度専門職業人」

修了するにあたって備えるべき知識・能力

経済学研究科では課程の修了にあたって、以下のような知識・能力を身に付けた者に対して各課程における学位を授与します。

#### ＜博士前期課程＞

博士前期課程は、経済学研究科が養成する人材像として掲げる「研究者」「高度専門職業人」として社会で活躍するために必要とされる能力を、進路別に区分けしたコースにおいて体系的に身につけることを目的とし、「研究者コース」「高度職業人コース」「税理士コース」を設置しています。それぞれのコースを修了するにあたり、備えるべき知識・能力は以下のとおりです。

なお、すべてのコース共通で

「研究遂行にあたり必要となる基盤的能力」、「経済学に関連する基礎的知識」の修得を、修了するにあたって備えるべき知識・能力と位置付けています。

#### ○研究者コース

研究遂行能力：

経済学とその関連する分野の広い基礎的知識を確実に修得し、そのうえで自己の探求する研究分野における研究手法に立脚した研究成果を具現化し、学術的に貢献する論文にまとめ上げることができる

#### ○高度職業人コース

実践的応用力・発信力：

経済学とその関連する分野の広い基礎的知識のみならず、自身の専攻分野に限定せず日本および世界の経済をあらゆる視点から考察することができ、獲得した能力を公務員や一般企業の職業人としても実践的に応用できる。

#### ○税理士コース

税法と経済学を組み合わせた研究遂行能力：

税理士として社会で活躍することができる税法および経済学に関連する幅広い知識を修得し、自身の研究成果を論文として独創的かつ適切にまとめ、社会に発信することができる。

<博士後期課程>

- 基礎学力と確固たる専門知識の修得：自身の研究テーマに関連する国内外の先行研究を適切にサーベイできる。
  - 「独創性」「探求心」「洞察力」「分析力」「発信力」：先行研究を超えた新たな知見を加え研究を遂行するとともに、その研究成果を継続的に発信し社会に還元することができる。
  - 研究遂行力：自身の研究目的に鑑み多角的視点から研究を行い、著しい成果を上げることができる。
  - 受容性：周囲の研究者から受ける意見、助言を適切に取捨選択した上で受容し、より良い研究成果に繋げることができる。
- また、専攻分野別の視点からは、以下の知識・能力を備えることを目標としています。
- 理論分野・・・経済現象の抽象的理論化力、モデル構築力、数学を使った論証能力等
  - 応用実証分野・・・新資料発掘能力、資料解読能力、計量経済学による分析能力等
  - 経済史、経済思想史等の歴史分野・・・新資料発掘能力、資料解析能力等

<点検・評価結果>

以上のとおり、経済学研究科は教育目標を踏まえて課程修了にあたって必要な知識・能力を示した学位授与の方針を博士前期・後期課程それぞれ設定しており、適切な媒体を用いて公表をしている。ただし、博士後期課程については授与する学位ごとに学位授与の方針が設定されていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

博士後期課程について、授与する学位ごとに学位授与の方針が設定・明示されていない。

<今後の対応方策>

教務・入試委員会を中心に、学位授与の方針と共に授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針の検討を行い、2022年度内に経済学研究科委員会で決定する。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

経済学研究科では、教育目標や学位授与の方針を踏まえて、以下に示す教育課程編成・実施の方針を掲げている。「カリキュラムの基本構成」においては各学位課程のカリキュラムにおけ

る科目群や学位論文の位置づけ、涵養する能力について明記しており、これは学位授与方針と関連性を取っている。「カリキュラムの体系的性」については各学年等において想定する履修科目群や身につける知識・能力を示唆し、体系的な履修が意味することを明示している。これらはすべて学位授与の方針との関連性をとっており、研究科総体としての教育方針を明文化したものとなっている。

教育課程編成・実施の方針は履修要項において学生をはじめとする構成員に周知すると共に、公式 Web サイトで広く社会にも公表している。

なお、博士後期課程においては学位ごとの授与方針及び教育課程編成・実施の方針が示されていないため、2022年度中に一部改定を行う予定となっている。

#### <教育課程編成・実施の方針>

##### カリキュラムの基本構成

経済学研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力等を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

##### <博士前期課程>

博士前期課程では、経済学に関連する研究を遂行するにあたり必要とされる基盤・基礎となる能力を養成すること、学生一人ひとりの目標や目的に応じてその能力を適切に養成すること、そして、自身の専攻分野のみならずその周辺領域も含めた経済学的知識を養成すること、の3点を主眼に置き、教育課程を編成します。

基本科目：研究活動を始めるにあたり必要となる複数の基盤的能力を会得する「リサーチ・リテラシー」に加え、幅広い経済学を研究するために必要な基礎的知識を修得します。確実な「研究基礎力」を身に付け、専門分野における学修・研究活動を飛躍的なものにするための土台とします。

発展科目：経済学に関連する専門分野に特化した科目群です。果てなく広大な経済学の各領域に関する知識を深めると共に、広い視座の下で研究活動を行うことのできる能力や実践的な応用力を修得します。

また、主に税理士コースの学生が、租税に関連する分野の科目を体系的に履修するための「税理士コース選択必修科目」も発展科目の中に設けています。

演習科目：自身の研究テーマについて、指導教授や関連する分野の教員の下でその研究遂行をより高度なものにする共に、日々演習を行うことにより、各人の応用力や発信力も鍛錬します。

修士論文（研究者コース、税理士コース）：博士学位請求論文の基礎となりうる修士論文の作成を通じて、自身の研究の体系的性、論理性、そして研究者として求められる独創性を身につけます。

特定の課題についての研究の成果（高度職業人コース）：自身が培った経済学またはその周辺領域に関する知識を存分に使い、設定した課題に対する研究成果を求める「特定の課題についての研究の成果」に自身の研究成果をまとめ上げることで、職業人としても応用可能な能力を養成します。

このほか、研究科横断で学際的学修を促進するオープン・ドメイン制度の下で他研究科設置科目を履修することに加え、他大学の大学院の科目、留学先の科目等についても履修可能とし、学生の体系的かつ自由な学修体系を構築しています。

##### <博士後期課程>

博士後期課程における研究の目的は、各人の研究内容に則した博士学位請求論文の完成と、その先にある研究者の養成にあります。より高度な博士学位請求論文の完成と、よりよい研究者育成のため、博士後期課程では以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

特殊研究：指導教授を中心とした自身の研究分野に関連した専任教員の下で、国内外の先行研究を適切にサーベイすることができる基礎学力や確固たる専門知識の獲得に努め、自身の研究をより深化させるための基盤となる能力を養成します。

リサーチ・ワークショップ：専門知識・学問開拓力以外に、「独創性」「探求心」「洞察力」「分析力」「発信力」を鍛錬し、一人前の研究者として社会で活躍するために必要な技術・能力を養成します。

#### カリキュラムの体系性

経済学研究科では、以下の点を踏まえて学生が段階的に能力の伸長が図れるよう、各課程における教育体系を整えています。

#### <博士前期課程>

入学後すぐ：「リサーチ・リテラシー」を集中的に実施し、研究活動を進めるための基盤的能力を養成します。

1年次：基本科目で経済学に関する基礎的な知識を身に付けると共に、発展科目および演習科目の受講により自身の研究テーマに関連する高度な知識の獲得を目指します。

2年次（研究者コース、税理士コース）：発展科目で経済学に関する知識をより高度なものとし、自身の研究活動と演習科目における成果発表を繰り返し、修士論文の質向上と、執筆活動を通じた研究遂行力向上を目指します。

2年次（高度職業人コース）：自身の研究分野に留まらない分野に関する発展科目受講を通じて経済学に関する広く深い知識を獲得すると共に、演習科目と自身の経済学に関する特定の課題についての研究を通じ、実践的応用力や発信力を身に付けます。

#### <博士後期課程>

1年次：「特殊研究」により、経済学の高度な専門知識の獲得と、独力で研究しうる技法などを学ぶと共に、「リサーチ・ワークショップ」にて先端の研究者による研究や研究者に求められる知識に触れることを通じて、リサーチワークに活用するための素地を身に付けます。

2年次以降：厳格な要件の下で受験が許可される「博士学位候補資格認定試験」に合格することを、博士学位申請の要件として定めています。研究者候補者としての素養、資質、論文の水準やその社会的意義等、総合的な能力を問われるため、学生は研究活動を通じて自身の研究を発信する力や、他者からの評価や批評を受け入れる力、よりよい研究成果に繋げるため研究遂行力を身につけます。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針との連関を意識して設定しており、構成員と社会に対して適切に公表しているが、博士後期課程について、授与する学位ごとに方針を定めていない。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

博士後期課程について、授与する学位ごとに教育課程編成・実施の方針が設定・明示されていない。

#### <今後の対応方策>

教務・入試委員会を中心に、学位授与の方針と共に授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針の検討を行い、2022年度内に経済学研究科委員会で決定する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）  
（博士前期課程）

博士前期課程では ①研究基礎力をより高められる履修体系を整備すること、②学生一人ひとりの目標や目的に応じた修了要件を設定すること、③自身の専攻分野のみならず、その周辺領域も含めた経済学的知識を身につけることができる履修体系を整備すること、を目的とし、2019年度より3つのコースを新たに設置した。

3つのコースは、学生一人ひとりの希望進路を念頭に置き、それぞれの進路において必要となる能力を育む履修体系となっている。各コースの名称と、コース別に想定している、その具体的な履修体系は以下のとおりである。

#### 1) 研究者コース

将来研究者になることを目指し、博士後期課程への進学を希望する学生のコース。

#### 2) 高度職業人コース

高度で専門的な知識やスキルを要求される職業に就くことを希望しており、その実現のために経済学の幅広い能力取得を目指すコース。

#### 3) 税理士コース

税理士の資格取得を目指し、税理士試験受験の際に税法科目の試験免除を認められる、高い水準の修士論文作成を要求されるコース。

### ◆必修科目および修了必修単位数について

#### 1) 全コース共通の必修科目

すべてのコースにおいて、基本科目「リサーチ・リテラシー」を必修とします。また、発展科目のうち指導教授が担当する科目4単位、指導教授の担当する演習科目4単位を必修とする。

#### 2) 研究者コース

1)に加えて、「リサーチ・リテラシー」を除く基本科目のうち8単位を選択必修、演習科目から合計8単位を必修とします。合計32単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

### 3) 高度職業人コース

1)に加えて、「リサーチ・リテラシー」を除く基本科目のうち8単位を選択必修、演習科目から合計8単位を必修とする。合計40単位以上を修得し、「特定の課題についての研究の成果」の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

### 4) 税理士コース

1)に加えて、「リサーチ・リテラシー」を除く基本科目と発展科目のうち租税論Ⅰ、Ⅱ、租税法Ⅰ、Ⅱ、財政学Ⅰ、Ⅱ、税法判例研究Ⅰ、Ⅱ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法から合計8単位を選択必修、そして演習科目から合計8単位をそれぞれ必修とする。合計32単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

#### ◆演習科目の履修制限

すべてのコースにおいて、演習科目については指導教授が担当する演習科目4単位の他に、2科目8単位を超えて履修することはできない。

#### ◆他研究科の授業科目および交流・協力校における授業科目の修了単位への参入について

全てのコースにおいて、指導教授が必要と認めた場合は、他研究科の講義科目又は交流・協力校が聴講を認めた講義科目の中から15単位までを選択履修し、修了単位数に参入することができる。

#### ◆同一科目の授業科目履修について

全てのコースにおいて、同一教員が担当する、同一科目の単位を重複して修得することはできない。

#### ◆コースの変更について

指導教授との相談の中で、自身の進路や研究計画に変更が生じた結果、コースを変更する必要がある場合は、各年度1月末までに「コース変更届」を提出しなければならない。コースの変更に必要な理由があり研究科委員会で認められた場合には、翌年度よりコースの変更が可能となる。

以上のように、すべてのコースにおいて基本科目を履修した上で、発展科目や演習科目でその知識の深化を行うような履修体系を整備している。また、コースごとに学位を授与するために提出する論文についても、コースごとにその特長を活かしたものとしており、研究者コース、税理士コースは修士論文、高度職業人コースは、特定の課題についての研究の成果（以下、「特定課題研究論文」と言う。）の提出としている。なお、経済学研究科では、修士論文と特定課題研究論文の違いを、次のように定義している。

「修士論文は自らが設定するテーマについて先行研究を狩猟し、その上で独自の仮説を立てその理論的・実証的分析を行い学術的な貢献を目指すもの。特定課題研究論文については、実務的・実践的な課題に対して、データ分析や事例研究を行うものとし、研究テーマは指導教授と相談して決定する。」

なお、これらの違いも踏まえて、各論文における評価の観点等もそれぞれ別に定めている。さらに、どのコースにもそれぞれに必要な経済学の基礎知識を習得するための選択必修科目



が設けられており、さらに複数の演習を履修できる仕組みを設けていることから指導教授以外の教員からの研究指導を受けることも可能となっており、コースワークとリサーチワークの組み合わせも適切に行われていると言える。

一方、博士後期課程においては、指導教授の指導により「特殊研究」1科目4単位を修得することを義務付けており、平行して指導教授による研究指導・学位論文作成指導が行われる。また、2016年度の機関別認証評価において「コースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられていない」との指摘を受け、博士前期課程・後期課程を一貫したカリキュラムの見直しを行った。カリキュラム改正の結果、「特殊研究」に加えて「リサーチ・ワークショップ」を2020年度より設置すると共に、修了要件も4単位から6単位に変更した。「リサーチ・ワークショップ」については、現代の研究者ないし大学での教育者に求められる、自分の専門分野のみならず、他分野における研究動向や研究技法、ないしプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力も含めた「総合的能力」を涵養するための科目であり、「特殊研究」で獲得した知識・能力と組み合わせることで、より高度な博士学位請求論文の完成と、よりよい研究者育成を行うための教育課程としている。加えて、博士後期課程においては、1年次に「研究計画書」を、2年次以降は毎年度「研究状況報告書」を研究科委員会に提出させることとしており、指導教員による恒常的な研究指導に加えて、研究科全体として研究状況の管理やアドバイスを行うことができる体制としている。また、博士学位請求論文の提出要件として、「博士候補・博士学位要ポイント制度」と「課程博士学位候補資格認定」制度を設け、学生には学外における論文発表や学会発表等の活動を行うことを求めている。このように、博士後期課程においてはコースワークに加えてリサーチワークにも力点を置いたバランスのとれた教育体制を整備している。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

経済学研究科では、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項及び同4条第1項を具体化した研究科の理念・目的を実現するために教育課程を博士前期課程及び博士後期課程に区分し、教育課程の編成・実施の方針に示すようにそれぞれの課程に相応しい能力を修得できるよう配慮している。

博士前期課程では、「広い視野」と「専攻分野における研究能力」及び高度職業人として必要な「高度な能力」を修得できるよう、3つのコースに分け、コースごとの修了要件や学位論文の評価基準を設けた教育体系を整備することで、教育目標の柱である、「次世代を担う研究者の養成」及び「行政の場での政策立案・遂行能力、国際的な思考能力、実践的なビジネス感覚などを備えた『高度専門職業人』の養成」を両立させている。他方で、コースごとに必要な教育の体系性は整備しているものの、個別の科目群では区別されず、明確な差別化ができていない等といった指摘が教務・入試委員会による点検によってなされており、現在、その問題の検証と対応策の検討を行っている。具体的な問題については<問題点>にて述べることとしたい。

一方、博士後期課程においては教育目標のうち「次世代を担う研究者の養成」に力点を置いており、博士前期課程の研究者コースとの接続を意識した教育内容を展開している。特に、リサーチワークとしては、博士後期課程1年次の5月末までに「研究計画書」を提出するとともに、2年次以後には毎年4月末までに「研究状況報告書」を、指導教授を通じて研究科委員会に提出することを義務付けている。さらに、研究者としての活動を充実させるため指導の一環として、博士学位候補資格申請と課程博士学位申請への申請要件を設けている。この要件は査読付き論文の公表本数や学会報告等を、その業績の種類や内容に基づき「ポイント」として審査委員会の下で認定し、博士学位候補資格、課程博士学位の申請にあたっては必要ポイント数

の認定を受けていなければならない、という制度である。この制度によって、学生が明確な目的意識を持って研究を進め、計画的かつ効果的に博士課程の目的を達成できるように配慮しており、研究水準を向上させ課程博士号請求論文作成に反映させるためにも国際学会報告、レフり付きの学術誌への論文発表等を奨励している。このように博士論文作成に向けて計画的・系統的な指導を行っており、それらを通じて独創的な研究と自立した研究活動を行いうるよう恒常的に研究指導を行っている。

#### ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

博士前期課程においては、高度職業人コースを選択する学生は、実務的・実践的な課題に対して、様々な経済学的な分析手法を習得することや事例研究する能力を高めることを目的として履修体系を構築しており、学位論文に代えて提出する「特定課題研究論文」の作成を通じて、高度職業人コースが養成を意図する知識・能力を涵養している。他方で、「社会的及び職業的自立を図る」授業科目を設置しているわけではないため、3つのコース体制を導入してから4年目を迎える本年度、その検証と改善の検討がなされているところである。具体的には、高度職業人コースの学生については、社会実装能力をより高めるための他のコースとは区別した基本科目の設置の検討に入っている。

税理士コースについては、授業科目として、税理士を目指す人院生向けに「税法判例研究Ⅰ・Ⅱ」を設置しており、税法における事例研究を行うことにより、修了後の進路に直結する知識・能力の獲得に繋げている。

博士後期課程に関しては、選択必修科目である「リサーチ・ワークショップ」を修了後の進路として想定される研究者や大学教員としてのアカデミックポジションを得るために必要とされる能力の涵養のため設置している。具体的な授業内容は次のとおりである。

(到達目標)

- ・専攻分野外の発表を聞き、意見交換を行うことで、幅広い経済学的視座を獲得することで、学際的研究を促進し、研究遂行能力を高める。
- ・自身の研究計画等を指導教授以外の研究者から指摘を受ける機会創出により、自身の更なる研究活動を深化させる。
- ・実際の研究者の「知識・技能」を獲得し「研究報告会」で自身の研究内容とその進捗状況を、専門分野を学ばない者にとっても明瞭な説明（プレゼンテーション）ができるようになることを目標とする。

<授業内容>

第1回：オリエンテーション、研究計画書の書き方について

第2回、第3回：研究計画書 報告会

第4回：論文作成に役立つ研究メソッドについて

第5回：WS①テーマ「(テーマ①)」

第6回：WS②テーマ「(テーマ②)」

第7回：WS③テーマ「(テーマ③)」

第8回：WS④テーマ「(テーマ④)」

第9回：WS⑤テーマ「(テーマ⑤)」

第10回：WS⑥テーマ「(テーマ⑥)」

- 第11回：院生FD①：大学の役割、大学教育の役割について  
 第12回：院生FD②：授業デザインとシラバスについて  
 第13回：院生FD③：大学授業の実践（マイクロティーチング）  
 第14回：研究報告会

#### <点検・評価結果>

博士前期・後期課程共に教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークにリサーチワークも適切に組み合わせ、学位課程にふさわしい教育体系を編成している。

#### <長所・特色>

大学院を取り巻く環境の変化と社会からの要請、経済学研究科の特徴を踏まえて、博士前期課程に3つのコースを設定し、それぞれの進路で必要とされる知識・能力の獲得を意識したコース体系を整備した。これは、大学院の理念・目的や経済学研究科の学位授与の方針と密接な連携関係にあり、それを具現化したものであるといえ、特色であるといえる。

#### <問題点>

博士前期課程において3つのコースを設置しているが、現時点ではカリキュラム上明確に区別できるのは税理士コースのみで、研究者コースと高度職業人コースについては「修得すべき単位数（研究者コース：32単位、高度職業人コース：40単位）」と学位申請する論文の種類（研究者コース：修士論文、高度職業人コース：特定課題研究論文）以外の区別が不十分となっている。特に高度職業人コースにおいては、職業的自立を企図した、コースに特化した授業科目を設置しておらず、高度専門職業人の養成課程としては課題となっている。

#### <今後の対応方針>

現在、問題点として掲げた内容については、具体的な対応に入っており、2022年3月、4月の教務・入試委員会で、高度職業人コースを他のコースと区別するための検討を行っているところである。2024年度より新カリキュラムとしての適用を開始するため、教務・入試委員会と研究科委員会による懇談を重ね、2023年度内に学則改正を終える予定である。

内容としては高度職業人コースの履修体系を、よりコースワークに重点を置いた方向で見直す。①分析手法の修得に主眼を置いて基本科目群を充実させ、修得単位数の増加を図る、②学生は入学後に指導教授を選択する。その際、各教員が予め提供できる分析手法と分野の組み合わせを提示し、学生が分析手法により大きなウェイトを置いて指導教授を選択できる仕組みを作る、である。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

### ＜現状説明＞

#### ○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

経済学研究科では博士前期課程の授業科目を基本科目、発展科目、演習科目に区分し、系統的で一貫した教育指導及び高度の専門的知識・能力の修得を可能にするように配慮している。

博士前期課程に設置される基本科目及び発展科目は主として講義科目となっているが、基本科目については、どのコースの選択者であっても経済学の基礎を確実に修得できるよう選択必修科目として設置しており、基本科目もその後の専門領域の広域さに対応するために経済理論から経済史・経済学史まで幅広く準備し、選択必修としている。また、講義科目は少人数クラスで学生による発表が中心であり、主体性を念頭に授業が行われていることに加えて、少人数の特色を生かして学生のニーズに合わせて柔軟に授業内容を調整している。さらに、オープン・ドメイン制度を設けており、他研究科の授業科目も柔軟に履修すること科目選択の幅を広げ、履修の段階から専攻分野に合わせた科目選択を可能としている。また、演習科目においては、主に指導教授がリサーチワーク、論文作成方法等を週に1度のペースで行っている。なお、指導教授が修士論文作成に必要と判断した場合、別の演習科目を1科目に限り履修することが可能となっており、自らの研究の幅を広げつつ修士論文を作成に取り組みたいと考える学生に配慮している。このように講義の特色と演習の特色を活かして各専門分野を学修できる授業形態を採用しているほか、指導教授による個別指導を通じて学生の求めるニーズに的確に応える仕組みを有しており、研究科の教育目標を達成する上で有効なものとなっている。

博士後期課程においては、それぞれの専門分野の講義科目を「特殊研究」として配置した上で論文指導を行っている。その方法としては、指導教授が学生に対し基本的に1対1で行い、リサーチワーク、学術論文の作成方法等を指導している。また、学生が自らの研究の幅を狭めることのないよう指導教員以外の教員が担当する「特殊研究」も複数履修することができる。また、選択必修科目として設置している「リサーチ・ワークショップ」もワークショップ形式による実施とし、積極的な意見交換を前提にしている。

学生の主体的な参加を促す授業方法については、各授業科目の履修学生数が少人数である現状を活かし、個々の学生の研究分野と希望に応じて授業を柔軟に進めるよう努めている。前述のとおり、多くの科目が少人数での授業となっているため、事前の予習等を含め、基本的には学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。また、研究活動に必要なリサーチを行う際には、それぞれの学生が自ら設定する研究テーマに基づき、フィールドワーク等の実地調査を行うよう指導している。

#### ○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

経済学研究科では、学生の将来の進路希望及び目的達成に対応し、指導教員による履修指導を行うことを基本としている。特に、博士前期課程においては履修する基本科目の選択は自身の研究活動を進めるうえで非常に重要な選択であるとし、「コース選択届」と共に、指導教員の確認の下で科目選択を届出る仕組みになっており、厳格な履修管理体制となっている。

また、年度はじめに研究科委員長と大学院事務室による履修ガイダンスを実施してカリキュラムの全体像や履修上の注意事項を周知すると共に、以後も常時大学院事務室窓口を通じて履修相談が可能な体制になっている。1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定はしていないが、履修登録期間後に大学院事務室による履修科目のチェックを行い、必要に応じて指導教員や研究科委員長と連携することにより、過大または過小な履修登録科目数にならないよう

配慮を行うことで、単位の実質化に努めている。

### ○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

博士前期課程・後期課程ともに、学位論文提出までのスケジュールや論文作成のおおよそのスケジュール感、学位論文に必要な要件などについては、履修要項にフローチャート形式により明示し、新入生ガイダンスにおいてわかりやすく周知している。また、指導教授による研究指導の計画や方法の明示は入学時に個別面談により行われ、その結果を指導教授届として大学院事務室に提出することとしている。さらに、論文指導を主とする科目である博士前期課程「演習Ⅰ・Ⅱ」、博士後期課程「特殊研究」のシラバスにおいても年間スケジュールや指導内容は明示されており、それらは研究の進捗状況により個別に調整が図られている。

博士前期課程の学生の場合、教育課程の展開及び学位論文の作成等における教育・研究指導は主として指導教員によって行われるが、全体のスケジュール感は提出する論文によって異なる。修士論文を提出する「研究者コース」「税理士コース」の学生は、1年次から日常的な研究指導や演習科目において、テーマ設定、研究文献や資料の調査、研究史のフォロー、テーマに沿った文献や資料の解説と批判的再構成、研究倫理等、特定課題論文においては課題に対して結果を導く分析手法、体裁の適切さや論旨の明確さ、研究倫理等共通の審査基準を常に意識しながら、学生の研究計画書作成・提出に関してアドバイスを行っている。2年次の9月には修了予定者全員を対象として修士論文等中間報告会を行い、指導教員の他、副査予定者2名が加わることで、その後の集団指導体制の拡充・強化を図りつつ、論文作成の進捗状況を複数人により確認することで、10月修士論文題目の決定や、1月の修士論文提出に向けて必要な指導計画や指導内容の調整を行っている。「高度職業人コース」の学生は、日常的な研究指導や演習科目において、課題に対して結果を的確に導くための手法や論文作成の体裁に関する指導、研究倫理等の指導が行われるが、1年次の3月には学生は指導教員と特定課題研究論文のテーマについて指導を受け、指導教員は特定課題研究論文のテーマを研究科委員会に提出する。2年次4月には論文題目も含めて決定することとしている。9月には修士論文提出予定者と同様に修士論文等中間報告会において、進捗状況をポスター形式で報告することとし、そのフィードバックを受けることにより、1月の論文提出に向けて、指導教授と共に研究計画や内容を調整していくこととしている。

また、すべてのコースについて、各年度1月末までに届出ることによりコースの変更を可能としている。コースの変更には正当な理由が必要であるが、早期に届出をさせることにより、2年次以降に取り組む修士論文や特定課題研究論文に関して指導教員と綿密な相談を行い、取り組むための十分な期間を確保できるよう配慮している。

博士後期課程の学生については、研究指導に関し、学生は1年次の5月末までに「研究計画書」を、2年次以降は毎年度4月末までに「研究状況報告書」を、指導教員を通じて研究科委員会へ提出することにより、原則として標準修業年限内で課程博士学位請求論文を作成できるように研究の進展度を報告することとしており、定期的な指導教員による指導が必ず行われるようにしている。また、学生は課程博士学位候補資格の認定や博士学位請求論文の提出に際し、一定数の論文公表や学会発表の実績を必要としているため、指導教員は学生の研究の進展度に照らして国内外の学会での発表や学術誌への論文掲載を奨励し、学生が着実に研究を進展させるように指導している。さらに、博士後期課程に在籍する学生を本学経済研究所等の研究グループに所属させ、積極的に研究発表を行うように指導している。

また、課程博士学位候補資格が認定された後は、指導教員に加えて研究科委員会から副指導教授を選出し、複数人による指導体制を確立することに加えて、一定の完成をみた論文については公開研究会を行い、指導教授・副指導教授に加えて副査の教授が関与・アドバイスをを行うほか、広く教員の参加を得て意見を聴取し、より質の高い博士論文の完成に寄与する仕組みを導入している。なお、公開研究会の実施時期は年度内の学位取得と密接な関係があるため、その実施時期に鑑みた論文の作成スケジュールについては、大学院事務室の担当職員も含めて学生と個人面談をすることにより、それを明示している。

このように、博士前期課程・後期課程共に、学位授与までのスケジュール感や指導計画は履修要項による明示に加えて、指導教員との日常的な個別面談やシラバスにより明示している他、論文の内容に鑑みて適切なタイミングで報告書や各種学位授与に係るイベントを実施することにより、研究科総体として研究指導を行っている。

### ○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より教務・入試委員会の下でシラバスの第三者チェックを行い、教育課程編成・実施に方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

### <点検・評価結果>

経済学研究科では、少人数教育の特性を生かした授業展開や適切な履修指導によって学生の学習を活性化させていると共に、研究科総体による研究指導体制やシラバスの管理体制を整備することにより、研究活動も含めて、効果的な教育活動として機能するように努めている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

### ＜現状説明＞

#### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、S(100～90点以上)、A(89～80点以上)、B(79～70点以上)、C(69～60点以上)(以上合格)、E(59点以下)(不合格)とし、履修要項に明示している。成績評価の方法は、授業時間内での報告や討論、レポート提出等の平常点によるものとテストによるもの、あるいは両者を組み合わせるもの等、個々の教員の裁量に任されているが、今日の学問水準を反映した各教育科目で設定する到達目標への到達度に評価基準を置いている。これらの点で、教育科目毎の成績評価の透明性・客観性は基本的に確保されている。なお、教育科目の内容、成績評価の基準・方法はあらかじめシラバスによって学生に公開されており、これは公開前に教務・入試委員会による第三者チェックを行ったものを公開しているため、その適切性は担保されている。

また、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には、学生が問い合わせ期日までに所定用紙にて調査を依頼することが可能となっており、必要に応じて研究科委員長への申し出を行うことが可能となっている。このように、学生・教員間における成績評価の双方向性・透明性を確保することで、その適切性を高めている。なお、この取り扱いについては履修要項やC plus等を通じて周知している。

単位認定については、2単位・4単位の授業科目が経済学研究科においては設置されているが、それぞれの科目について、大学院設置基準第15条(大学設置基準第21条第2項第1号の準用)に基づいた学修時間を確保している旨を、シラバスの「授業計画と内容」、「授業時間外の学修の内容」、「授業時間外の学修に必要な時間/週」の項目において明記している。留学や既修得単位の認定については、大学院学則第25条の2及び第36条の2に基づき、各15単位、合わせて20単位を上限として認定される。単位認定に際して、特に学外で修得した単位については、認定を申請する学生が合わせて提出するシラバスや成績証明書を、教務・入試委員会において確認を行う。教務・入試委員会等により確認した申請内容、授業時間数や科目内容、水準等を総合的に勘案し、各課程において既修得単位として認定するに適合する授業科目であるかどうか、最終的には研究科委員会において審議するプロセスとしている。

#### ○学位授与を適切に行うための措置

学位授与にあたっての基準については、修士学位・博士学位それぞれについて2015年度から学位審査に関する取扱要領を定め、学生に対し履修要項等を通じて明示している。なお、2019年度入学生から導入されたコース選択制度により、高度職業人コースの学生は特定課題研究論文の提出となったため、修士学位審査に関する取扱要領について、特定課題研究論文に関する評価の観点を付記した内容に改めている。

博士前期課程においては、ほとんどの学生が標準修業年限で学位を取得している。修士学位の授与状況に関しては、2020年度19名に対して19名(うち修士論文での学位取得は11名、特定課題研究論文での学位取得は8名)、2021年度15名に対して15名(うち修士論文での学位取得は5名、特定課題研究論文での学位取得は10名)、また、課程博士号の学位授与者数は2020年度1名、2021年度1名となっている。

修士学位授与の要件としては、博士前期課程に2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導をうけた上、修士論文(高度職業人コースの学生については、特定課題研究論文)を提出してその審査及び最終試験に合格したものに授与することとなっている。実際には1年次終了時までには修士論文執筆者はテーマを自ら設定することとしており、特定課題

研究論文執筆者は指導教授の指導を受けながら設定したテーマを研究科委員会で決定する。2年次には9月頃に修士論文等中間報告会への参加を義務付けており、テーマ、論文の目的、章構成、代表的参考文献などを記述した要旨を提出し、論文作成に向けて進捗度を指導教授と関連分野教員に報告し、コメントを得ることで、より質の高い充実した論文作成に資するように研究科として仕組みづくりをしている。修士論文の審査においては、学生は従来の内外の研究史をフォローした上で、それらとの関連で自己の研究を位置づけ、対象の分析と論理の展開において一定の成果をあげていることを求められる。博士後期課程へ進学することを予定している学生は、とりわけそれらの成果が将来の研究計画との関連で独創的な研究の基礎となりうるかどうかについて判断される。特定課題研究論文においてはコースワークの科目履修で学んだ分析手法を、官庁等の行政組織や民間企業において生じうるような特定課題に対して実践的に適用するプロセスの修得に重点を置くもので、その評価に当たっては、学術的な新規性を要求するものではなく、課題にふさわしい手法の選択と、当該手法の妥当な適用を通して、論理的に結論へと至る能力を確認している。

修士学位論文（修士論文、特定課題研究論文）の審査は、指導教員を含め、研究科委員会で選出された、関連する分野の3名の大学院担当教員によって行われる。同論文はこれらの教員に事前に送付され、一定期間の後、最終試験が実施される。審査は、事前の査読と最終試験の結果を総合して3名の教員の合議によって行われ、その結果は審査報告書としてまとめられる。また、透明性・客観性を保証するために審査報告書は一定期間公開され、閲覧できるように設置される。このような手続きを経た後、最終的に研究科委員会において学位授与の可否が審議・承認される。論文の評価にあたっては、厳密に行うために2010年度（\*1）から以下の基準としている。

- A：90点以上。体系性、論理性、独創性に優れる。
- B：80～89点。体系性、論理性、独創性をそなえる。
- C：70～79点。体系性、論理性は認められるが、独創性が不十分なもの。
- D：60～69点。最低限の体系性、論理性のあるもの。
- E（不合格）：59点以下。最低限の体系性、論理性さえも満たしていないもの。

（\*1）2022年度入学生より、授業科目の成績表記に合わせた表記（S・A・B・C・E）に変更している

なお、博士前期課程において学生が入学時に「1年修了申請書」にて申請し、必要なプロセスを踏むことにより、1年で修士学位を取得し課程を修了することを認めている。入学時の申請書においては、履修計画と研究計画書、指導教授による所見も含めて研究科委員会に提出し、審議・承認を得ることが必要となる。その後、2年次以上の学生と共に修士論文等中間報告会を行い、11月には指導教員による進捗状況の報告が行われることにより、論文の提出可否を判断することとしている。なお、1年修了制度は大学院学則第44条に基づき優れた研究業績を上げた者を対象にしており、修士論文および最終試験の評価がA（2022年度入学生からは、S）であることを慣例としている。2021年度には1名の1年修了者を輩出したが、このように単位取得と並行して高度な研究活動を短期間で行うことが必要となるため、現状では本制度を利用する学生は極めて限定されている。

博士後期課程については、1年次の5月末までに標準修業年限内で課程博士号請求論文を完成するための「研究計画書」の提出を義務付けており、研究科委員会のチェックを受ける。そして、博士学位取得を到達目標として、2年次以降は毎年度4月末までに「研究状況報告書」



を研究科委員会に提出し、研究の進展度と研究成果の報告を義務付けるとともに、学会報告や査読付きの学会誌等への論文発表を奨励し指導している。その後、博士学位請求論文執筆候補者となることができた学生は、研究科委員会の審査に基づき同論文の執筆に着手することになる。こうして、学生は博士号請求論文の完成に向けて研究を計画的に発展させるように奨励され、指導される。

博士学位請求論文の審査においては、従来の研究に新たな知見を加える独創性を有し、同分野の研究水準を引き上げることに貢献することが求められるが、この水準を明確化させるために2012年度より「博士学位・候補資格要ポイント制度」を導入している。当該制度は、博士後期課程の学生が博士候補（キャンディデイト）審査申請や博士学位審査申請を行う際に、それぞれの申請受理の条件として、博士候補請求論文や博士学位請求論文の作成のベース（基礎）となった論文・学会報告（以下、「基礎論文等」と言う）の総点数（ポイント）が一定の基準を満たしていることを要求するものである。当該制度は、現行の博士候補審査制度及び博士学位審査制度に代置する制度ではなく、両制度を万全なものにするための補完的制度であることから、学位申請論文自体はその定義に従い、オリジナリティのある事柄が論理的・体系的に作成されているかどうかを従来通り審査委員会と研究科委員会で審査するものである。具体的には、博士学位候補資格試験の合格者が指導教授を通じて課程博士学位（博士学位甲）請求論文を研究科委員会に提出し、その概要の説明を行う。その後、博士後期課程担当者から主査1名と副査2名、さらに審査の透明性・客観性を高めるために、上記の3名に加えて外部審査委員1名を副査として選出し（外部委員の人選は学内の主査・副査3名に一任）、審査委員会を構成している。審査委員会による論文審査後、申請者本人に直接試問を行う最終試験を実施することで、学位授与の方針を踏まえて学位授与に値する水準に達しているかを判断し、授与の可否を判断する。なお、審査委員については学際領域的な研究の増加に伴い、単一の研究科による審査が困難な学位請求論文の審査に対応するため、論文審査における副査のうち1名は経済学研究科以外の委員を選出できるとしている。これにより、多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備しているといえる。審査委員会により作成された審査報告書は事前に博士後期課程担当委員全員に配布され、研究科委員会で審議された後、最終的に学位授与の可否を投票により判断する。

なお、博士学位論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

以上のように、経済学研究科においては博士前期・後期課程共に学位審査の透明性・客観性を高めるための適切な措置が採られている。

#### <点検・評価結果>

以上のように、成績評価・学位授与共に事前に学生にその基準を明示すると共に、客観性・透明性の高い評価（審査）体制を構築することにより、適切に行っている。

#### <長所・特色>

経済学研究科では、特に博士後期課程において研究計画書、研究状況報告書を毎年度研究科委員会で公表していること、毎年度4月に実施される「博士学位・候補資格要ポイント制度」

の審査、公開研究会等、入学してから博士学位論文提出まで、指導教員以外の教員による研究状況の把握ができる体制を構築していることから、学生が適切な研究指導を受けているかどうか客観的な判断が可能であり、公正で適切な学位授与が行うことができている。

#### <問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

引き続き博士学位の公正性や適切性には留意しながら、在学生在が指導教員以外の隣接分野の教員、あるいは異分野の教員からも様々な観点から指導を受け、研究活動を推進できるような体制について、教務・入試委員会を中心に検討する。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

#### <現状説明>

##### ○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

教育方法における国際化を図るために、経済学部で毎年度招聘している外国人客員教員に博士前期課程の科目を担当してもらい、海外の研究者から直接指導を受けられるようにしている。新型コロナウイルスの影響もあり、3年ほど外国人客員教員による科目担当はなかったが、2022年度は1科目開講している。このほか、教育課程の国際的通用性を高めるための側面的な制度として、授業科目の半期完結を含む Semester 制を採用しており、派遣・受入れの留学を推進する年間スケジュールとすることに加えて、国際会議での発表に際して学生を支援する制度として「学術国際会議研究発表助成」がある。

##### ○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、受入れ段階で経済学の理解度及び日本語能力に関して筆記試験、書類審査、口述審査を実施し、慎重な審査を行った上で受入れの可否を決定している。受入れ後は、学生の希望に配慮しつつ所属する演習を決定し、演習担当教員が日常的にきめ細かい個別的教育研究指導を行う体制をとっている。

しかしながら、外国人留学生の場合、日本人学生と比べて入学時における日本語能力の点で劣ることは避けられない。そこで、2019年度より「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ 基礎編）」、「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ 実践編）」を開講し、外国人留学生が日本語で論文を執筆するためのサポートを正課で実施することにより、教育上の配慮を行っている。論文作成のサポートについては、アカデミック・サポートセンターの下に置かれるライティング・ラボにおいても、外国人留学生の日本語による調査研究・論文作成に関する支援を行っている。

また、外国人留学生チューター制度を設け、在在学生による日本語の学習サポートや学生生活

に関する指導・助言等を行うことにより、指導教授による個別の研究指導に加えた教育上の配慮を行っている。当該制度は2019年度に1名が利用している。

### ○国外の高等教育機関との交流の状況

現在、経済学研究科が単独で提携している教育研究機関等はないが、全学協定の枠組みの中での交換留学生や、国費留学生の受入れは先方からの要望があれば行っており、直近では2017年度と2018年度に国費生各1名の受入れを行っている。派遣については、博士前期課程では修業年限が2年ということもあり、近年は希望者が出ていない状況にある。

研究者の受入れについても、研究目的で受け入れた場合には、授業を担当してもらうことができず、研究科として招聘する理由付けが難しい状況にあるため、学内設置の経済研究所で、研究者の受入れそのものは行い、研究科はゲストスピーカーとして招き、学生の新たな知見を持てるよう配慮している状況にある。

### <点検・評価結果>

定期的な外国人客員教員の受け入れや、国費留学生、交換留学生の受け入れは、国際的通用性を高めるという点では、充分とは言えないが有効に機能している。特に、正規学生として学ぶ外国人留学生に対する教育上の配慮は制度上整備されており、博士前期課程では多くの学生が標準修業年限内に修了できているため、有効に機能していると言える。

### <長所・特色>

特になし。

### <問題点>

近年、経済学研究科の在籍者の7割は中国からの留学生となっており、国際的通用性や配慮という観点ではなく、日常的な対応が求められている。その現象は経済学研究科だけでなく社会科学系の研究科で共通している。特に、論文作成に必要な日本語能力が不足するケースは存在しており、指導教員や外国人留学生チューターによる個別の支援に加えて、組織的な支援体制が求められている。また、外国人留学生チューターについて、その資格が大学院に在学する学生に限定されており、また日本人学生がTAやRA等、他の課外業務を担うことによりチューターとして雇用することができないケースが発生しており、十分な人数を確保できていない。

### <今後の対応方策>

2021年度に、大学院改革構想検討委員会では、セグメント別学生支援対策として外国人留学生への支援も検討された。具体的には、次のような内容である。

#### ・研究科共通日本語講座(科目)の設置【外国人留学生支援】

外国人留学生の日本語能力については、入学時に日本語能力試験N1レベルを備えていることが必須条件となっているが、日本語での修士論文作成や、日本企業への就職のためには、より高度な日本語運用力が求められている。これは、外国人留学生を指導する指導教授や、企業の就職支援担当者からも常々言及されている事項であり、現行よりさらに多くの外国人留学生を受け入れる際には、その支援体制の構築が急務となっている。そこで、外国人大学院学生のための「日本語等教育プログラム」を研究科横断で設置し、授業科目化を行う。本学では全学連

携教育機構が学部学生向けに構築している「外国人留学生のための日本語等教育プログラム(全学的教育プログラム・二号プログラム)」において、日本語教育や日本事情の講義を開いており、学部の外国人留学生の支援を担っている。当プログラムを大学院学生が利用できるよう、全学的に働きかけていく必要も認識しているが、早急な支援体制整備を優先することから、まずは全学連携教育機構のプログラムとは切り離し、大学院留学生のために特化した(修士論文執筆のための)日本語科目を設置することを目途として本年度内に設計を進める。

#### ・外国人留学生チューターの配置、制度見直し【外国人留学生支援】

現在、予算等の問題から私費研究生にしか提供できていない外国人留学生チューター制度について、対象範囲や内容の見直しを行う。外国人留学生をより多く受け入れるにあたり、日常生活や、本学における施設利用のサポートを求める学生が増加することが想定される。現在は学修のサポートも職務内容に包含していることから、大学院学生のみがチューターとなる設計になっているが、日本人学生の数や他の業務(TA/RA・ライティングラボチューター等)との兼ね合いもあり、チューター資格者が非常に少ない状況である。これを、職務内容の見直しにより、学部学生も“アルバイト”として登用できるようにすることで、日本語コミュニケーション機会の創出(日本語能力の向上)、日常的な疑問解決の場を設けることによる心理的サポート体制の強化を図り、強固な外国人留学生支援体制を整備する。

現在、検討案に基づき実現に向けての検討を行っているところである。

**点検・評価項目⑦: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。**

**評価の視点1: 学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定**

**評価の視点2: 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況**

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

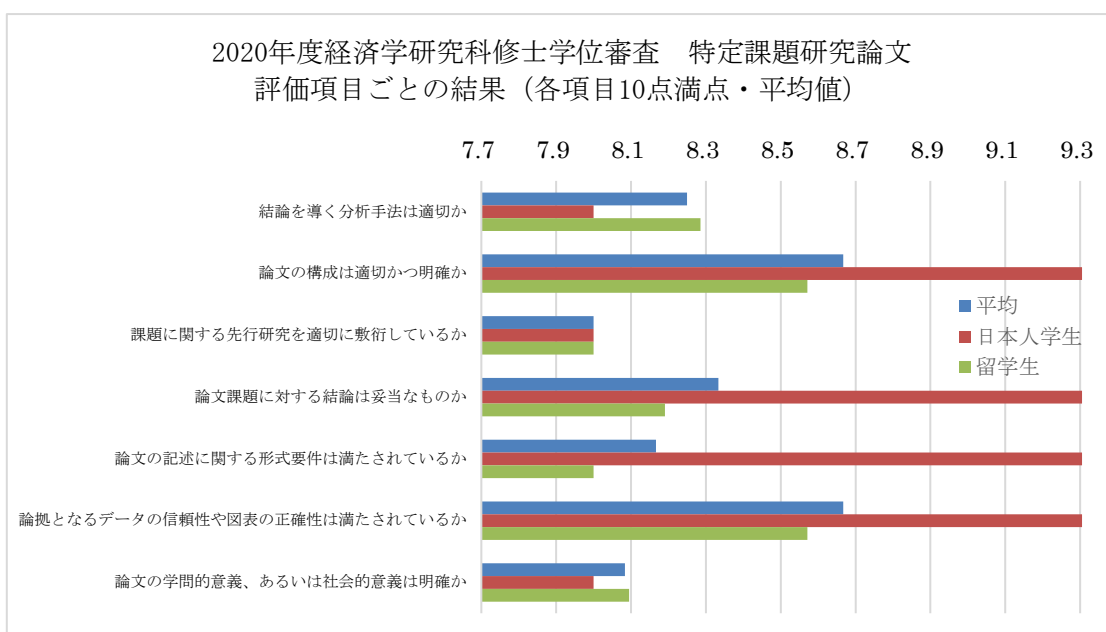
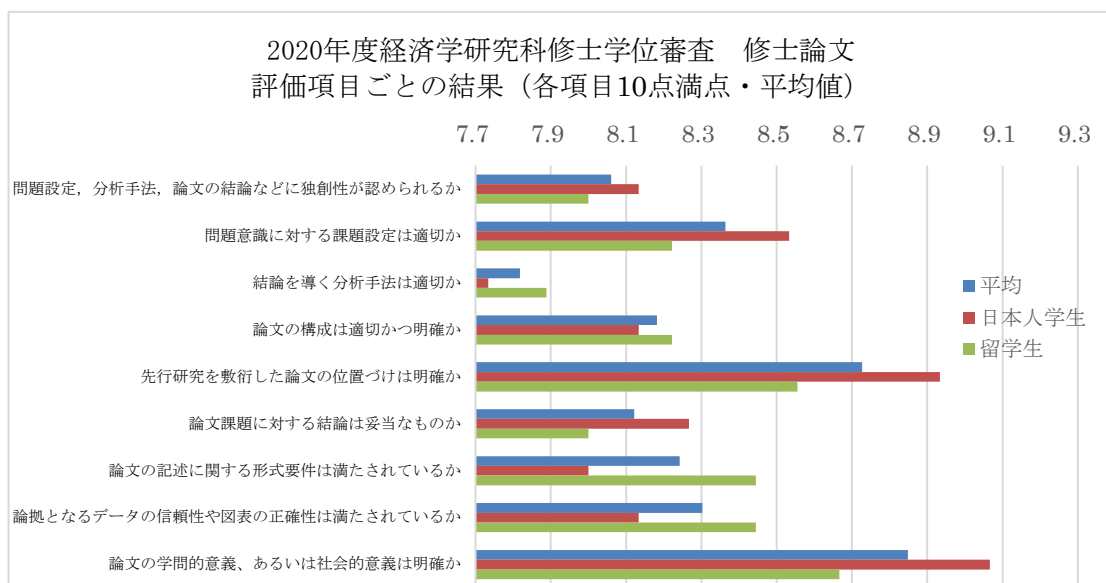
○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

各科目における教育研究指導内容及び評価基準についてはシラバスとしてWebサイト上で事前に公開し、学生が受講する講義科目の選択に際して具体的に判断できるように配慮している。したがって、通常の講義科目における教育研究指導上の効果についてはそれらの評価基準にしたがって判定され、その結果がS・A・B・C・Eの5段階で評価されている。その場合、評価基準の基本となっているのは各科目内容の理解度であるが、理解度を測る評価方法は、授業時間中に課される報告、小テスト、授業終了時のテストやレポート提出等、担当教員の裁量に任されている。これら各授業科目の成績評価を適正に行うことに加え、学位授与の方針に明示した学習成果を測定するために、2022年度より各授業科目が学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップを設定した。カリキュラムマップは学生が学位授与の方針に掲げる「修了するにあたって備えるべき知識・能力」を意識した履修科目選択に資するものであり、今後はカリキュラムマップを活用した学習成果の可視化に関する取り組みを推進する予定である。

また、研究科全体として教育・研究指導上の効果が真に問われるのは、博士前期課程の場合には一定の水準をクリアした修士論文(または、特定課題研究論文)を、博士後期課程の場合

には研究者たるに相応しい水準の博士論文を書き上げさせることができているかどうかである。そこで、学位論文の観点において、学位授与の方針に明示した学習成果を測定するために、2020年度修士学位授与審査から、研究の成果を測定するための指標として、学位請求論文の、論文審査基準に定める審査項目ごとの到達度を計る指標を設定し、10段階で評価することとした。そのことにより審査項目ごとの到達度を把握することが可能となった。(下図参照) これらは2021年度に評価項目と共に見直しを行い、2022年度には各審査項目を学位授与方針の方針に掲げる「修了するにあたって備えるべき知識・能力」との連関をとった評価表に昇華することにより、学習成果の把握・可視化の実質化を推進する予定である。

このふたつの指標により、学生は自らの履修選択と成績評価により学習成果の把握が行えるとともに、研究科全体としても学位論文の評価において学習成果の把握と評価を行うことができる。



**<点検・評価結果>**

経済学研究科では、授業科目と学位論文における評価を、研究科における学習成果を把握する指標として設定し、それぞれの指標において学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

**<長所・特色>**

特になし。

**<問題点>**

2022年現在、学生数が少数であることからデータを現時点で分析し、その評価によって教育内容に反映するのは時期尚早である。少なくとも5年程度のデータが揃った段階で成果を分析し、その後の履修体系に反映する必要がある。

**<今後の対応方策>**

教務・入試委員会を中心に毎年度の点検・評価活動は継続しつつ、全体の見直しに資するためのデータとして、5年程度のデータを集積した上で、履修体系や指導体制に反映していくこととする。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

**<現状説明>****○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

毎年度自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては経済学研究科を取り巻く環境、毎年度の入学試験結果や在籍学生数、学位授与者数、認証評価結果、授業科目の履修者数、経済学研究科院生協議会から寄せられた意見やアンケート結果、研究状況・講義等に関するアンケート等、多岐にわたる情報を資料として点検し、その結果明らかになった課題を設定している。また、数か月に1回開催する教務・入試委員会においてもこれらの資料に基づき、研究科の教育課程向上・改善に資する議論を行っている。

2018年度から改善に向けて取り組んできた、コースワークを取り入れたカリキュラムの構築およびその実質化については、一貫性博士課程であることを前提とした体系的なカリキュラムの構築を目指し、3つのコースに分けたカリキュラムを構築する等、大幅な変更を実現した。3つのコース設定に際しては、外国人留学生が増加していたこともあり、修了生の進路が研究職ではなく一般企業への就職が多数を占めていたことを資料として、学生の希望進路に即した教育を展開することを念頭に議論を行った。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、経済学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成した。今後、学位論文の評価結果を通

知化したデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

#### <点検・評価結果>

以上のように、毎年度の自己点検・評価活動や教務・入試委員会における議論を通じて、教育課程の適切性は多角的に点検・評価できている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

#### <現状説明>

##### ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

経済学研究科では、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、2019年度に改訂を行った。これは、博士前期課程の3コース制導入に伴うものであり、各課程の特色や学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の変更を踏まえ、経済学研究科が求める学生像、入学前までに修得しておくべき専門分野の知識・能力等を具体的に示したものである。本方針は、志願者をはじめとする社会一般への周知方法として、本学公式Webサイト、入学試験要項に掲載し公開している。また、あわせて履修要項にも掲載し、大学構成員（学生、教職員）にも明示している。

具体的な内容は以下のとおりである。

#### <入学者受け入れの方針>

経済学研究科では経済学及びその関連分野に関する理論研究並びに諸現象にかかる高度な実証分析を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動を遂行できる人材、その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行できる高度職業人材のそれぞれを養成することを教育の目標として掲げています。この目標を達成するため、次のような学生を求めています。

#### <博士前期課程>

博士前期課程は、経済学研究科が養成する人材像として掲げる「研究者」「高度専門職業人」として社会で活躍するために必要とされる能力を、進路別に区分けしたコースにおいて体系的に身につけることを目的とし、「研究者コース」「高度職業人コース」「税理士コース」を設置しています。全コース共通で以下のような学生を求めます。

経済学とその関連する分野の広い基礎的知識を確実に修得する能力を有している人。

自己の探求する研究分野における研究手法に立脚した、研究成果の発現ができる能力を有している人。

<博士後期課程>

経済学全般の基礎知識を有している人。  
 研究テーマに関わる国内外の先行研究を的確にサーベイできる基礎学力と専門知識を有している人。  
 先行研究を超えた新たな知見を加える洞察力と分析力を有している人。  
 社会全般への学術的発信力を有している人。

以上に基づき、次のような知識・能力を備えた学生を多様な選抜方法によって、受け入れます。

<博士前期課程> (「研究者コース」「高度職業人コース」「税理士コース」の全てに共通)

マクロ経済学、ミクロ経済学、マルクス経済学、統計学・計量経済学について一定の基礎知識を有している。(知識・技能)  
 研究分野を探究するための適切な手法を論理的に導くことができる思考力を有している。(思考力・判断力・表現力)。  
 自身が考えを他者にわかりやすく伝える表現力を有している。(思考力・判断力・表現力)

<博士後期課程>

経済学全般の基礎知識を有している。(知識・技能)  
 指導教授のみならず、様々な人間からの知識習得に努める受容性を有している。(主体性・協働性)  
 自ら国内外の研究会・学会等に参加し、他の研究者との研鑽に励む積極性を有している。(主体性・協働性)  
 自身の導き出した研究成果を広く一般の者にもわかりやすく伝える表現力を有している。(思考力・判断力・表現力)

<点検・評価結果>

以上のとおり、入学者受け入れの方針は2019年度の大幅なカリキュラム改正に合わせ、学位授与の方針ならびに教育課程の編成・実施方針の変更と共に見直したものであるため、2つの方針を十分に踏まえた適切な内容であると言える。また、公表についても各種媒体を活用し、適切に行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<現状説明>

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

1) 入学試験の形態

博士前期課程の入学試験は、①一般入学試験、②特別入学試験を行っている。特別入学



試験は、学内選考入学試験、特別選考入学試験、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験の4つの形態で実施している。

また、博士後期課程の入学試験は、①一般入試、②特別入学試験を行っており、特別入試は外国人留学生入学試験のみを実施している。

## 2) 選抜方法と入試時期

博士前期課程の選抜はそれぞれ以下の方法によって行っている。

### ①一般入学試験 ※9月と1月の2回実施

- a. 筆答試験 外国語（2018年度入試から英、独、仏語から1ヶ国語、指定する外部実施試験結果のスコアから点数換算する方式へ変更）と専門科目（ミクロ・マクロ経済学、マルクス経済学、統計学・計量経済学、経済史、思想史・経済学史、会計学・経営学、経済政策、社会政策、財政学・金融論、公共経済学、国際経済学の11科目から1科目選択）
- b. 口述試験 筆答試験合格者に対して問題意識、研究能力等を審査

### ②特別入学試験

- ・学内選考入学試験 ※4月、9月、1月の3回実施  
大学院進学を希望する成績優秀な4年次の学部学生（本学）が対象
  - a. 書類審査 3年次までの学業成績もしくは ERE（経済学検定試験）のスコア、または税理士試験科目の合格証及び研究計画書
  - b. 口述試験 研究計画書を中心に審査
- ・特別選考入学試験 ※9月、1月の2回実施  
大学院進学を希望する成績優秀な4年次の学部学生（他大学）が対象
  - a. 書類審査 3年次までの学業成績及び研究計画書
  - b. 口述試験 研究計画書を中心に問題意識、研究能力等を審査

### ③外国人留学生入学試験 ※9月、1月の2回実施

- 留学生が対象。ただし、日本の大学を卒業した留学生も受験できる。
- a. 筆答試験 経済学に関する基礎知識
  - b. 口述試験 問題意識、研究能力等を審査

### ④社会人特別入学試験 ※1月に実施

- 学部卒業後2年以上経過した社会人が対象
- a. 一次試験
    - i) 小論文
    - ii) 研究計画書並びに志願者調書による審査
  - b. 口述試験 問題意識、研究能力等を審査

なお、博士前期課程の外国人留学生入学試験については、旧来より日本語の試験を課していたが、日本語の出題を専門的に担当できる教員が不在となったことによる出題形式・内容のばらつきや、日本語試験と専門試験の整合がとれていないなど、いくつか問題が生じていた。そのため、入学試験としての適切性をより高めるため、2016年度入学試験から日本語試

験を廃止するとともに、ミクロ経済学やマクロ経済学、マルクス経済学等の理論並びに経済事情に係る知識を問う問題から構成される「経済学に関する基礎知識」を課すことで経済学と併せて日本語の記述能力を問い、さらに口述試験で口頭での説明力を問う選抜方法に変更した。初年度の実施の結果、日本語能力・文章能力を十分に判断することができていると評価している。

博士後期課程の選抜はそれぞれ以下の方法によって行っている。

①一般入学試験 ※1月に実施

- a. 筆答試験 外国語（英、独、仏語のうち母国語を除く1ヶ国語選択）
- b. 口述試験 筆答試験合格者に対して問題意識、研究能力等を審査

②特別入学試験 ※1月に実施

・外国人留学生入試

外国の国籍を有する者が対象。ただし、日本の大学を卒業並びに大学院の博士前期課程・修士課程を修了した留学生も受験できる。

- a. 筆答試験 経済学
- b. 口述試験 問題意識、研究能力等を審査

以上のとおり、経済学研究科では入学者受け入れの方針を実現するため、方針と入学試験の内容との連関を大切にしている。そのため、入学試験の筆答試験専門科目において、専門分野の研究に必要な知識を確認するとともに、研究計画書の提出を通じて学生の興味・関心が明確なものとなっているか確認を行っている。

学生募集方法は、学部学生から社会人まで、幅広い年齢層に進学を働きかけるため、様々な方法にて募集を行っている。具体的には、冊子媒体である大学院ガイドブックのほか、本学公式 Web サイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、Twitter といったインターネット上での広報を行っている。さらに、外国人留学生を対象にした学外の進学相談会への参加や、年2回程度オンラインでの大学院進学相談会等を開催し、募集を行っている。また、2022年度からは学部学生が学部在学中に大学院の授業を履修できる制度の履修上限単位を10単位から15単位に引き上げ、博士前期課程1年修了制度の活用を促進し、大学院進学への訴求力を高めている。これらはメール等を用いて本学経済学部学生に周知を図るとともに、成績優秀者に対しては研究科委員長によるメッセージを付したダイレクトメールを郵送することで、大学院進学への興味・関心を喚起している。なお、この制度は単に学部学生に大学院の授業を履修することを許可するに留まらず、学部学生が大学院での授業を受けるにあたって自身の研究したいテーマ等を聴取した上で履修を許可することを通じ、早期に専門分野における研究に着手できるようにとの意図を持っている。

さらに、2021年度より、日本語力や経済学的な基礎知識が正規の学生として入学させるには若干不十分で、入学試験で不合格となった留学生を私費研究生として受け入れ、1年を上限に指導教授のもとで指導を受ける制度を設置した。2021年度に1名が私費研究生として入学し、2022年度入学試験を再受験し合格し、2022年度に正規学生として入学している。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験選抜の管理運営は、研究科委員長及び入学試験運営委員2名が担っている。研究科委員長及び入学試験運営委員は、後述する作成された試験問題の形式・質・内容等を確認の上、問題の印刷を監督する。また、試験日においては所定の場所において待機し、受験生からの質問、事故対応を行うこととなっている。

入学試験実施における公平性を確保するため、筆答試験の採点に際しては匿名性を確保し、採点者は氏名・受験番号を知ることができず、公平な採点となる仕組みを採用しているほか、口述試験については、1名の受験者に対して複数名の審査委員を配当し、予め定められた合否判定基準に基づき判定を行うこととしている。

さらに、試験結果に関しては、徹底した数値主義を採用している。筆記試験は採点者それぞれの採点結果の平均を採用し、書類審査・口述試験は研究科委員会が定めた評価項目ごとに5段階で評価を行い、3名の審査委員による採点結果の平均値を算出し、さらに、それらをそれぞれの審査方法によって分別した配点割合に応じて、合計が100点になるよう換算している。換算結果は、第一次試験・第二次試験の後にそれぞれで合否判定委員会を開催し、合否判定委員会で作成した合否判定案は研究科委員会で審議・承認を行っている。なお、第一次試験の合否判定委員会は、入学試験運営委員と研究科委員長によって構成され、第二次試験後の最終合否判定委員会は口述試験審査委員の主査・入学試験運営委員・研究科委員長によって構成されている。このようなプロセスにおいて合否判定を厳格に行っており、採点結果のみならず、口述試験においては審査委員主査の意向も勘案しながら最終合否判定を行っている。このことから、結果の公平性・妥当性もまた担保されていると言える。

### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験要項において入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

直近では、2018年度入学試験において、身体的障害をもつ志願者に対して、その障害の程度に応じて、解答におけるPC使用の許可、試験時間の延長措置、介助者の付き添いの許可などを行い、別の試験場を用意し対応している。

#### <点検・評価結果>

以上のように、経済学研究科の入学試験は入学者受け入れの方針に基づき、選抜制度や学生募集方法を整備しており、また、試験問題の作成から合否判定に至るまでのプロセスはすべて公平性・透明性に配慮しており、入学者選抜は公正に実施していると言える。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

近年、志願者の約8割が外国人留学生であり、従来から外国人留学生用の入学試験制度も準備しているが、昨今の傾向として、数学の知識を有する受験生が、外国人留学生入学試験において求められる日本語による文章力よりも、数学の知識を活かすことができる一般入学試験の

「ミクロ・マクロ経済学」科目を選択し、受験することが顕著となっている。このことにより、本来、外国人留学生に求める日本語能力を適切に評価できないまま入学許可を与える可能性が高まっている。

#### ＜今後の対応方策＞

一般入学試験における筆答試験出題内容を工夫することで、日本語能力の測定は可能であるが、当該入学試験形態は本来、日本語能力を図る必要がない受験生用の入学試験形態であるため、その受験生の不利益を生じないようにするためには外国人留学生制度を変更することで、全体の入学制度の適正化を図ることが望ましい。

この点は、3つのコース制度の点検・評価も並行して、2024年度入学試験への適用を目指して、教務・入試委員会において適正な入学者選抜が実施できる制度作りを行っていく。

**点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性

評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

#### ＜現状説明＞

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

経済学研究科における定員管理の状況は、下表に示すとおりである。2022年度における入学定員に対する入学者数比率は博士前期課程：0.28、博士後期課程：0.10、収容定員に対する在籍学生数比率は博士前期課程：0.26、博士後期課程：0.33となっており、いずれの課程についても著しい定員未充足となっている。

政治・経済・社会・文化の東京圏一極集中傾向が継続しており、大学院進学を希望する学部学生や留学生が東京圏には相対的に多いこと、また近年端緒的ではあるが文科系でも高度な専門知識を有する博士前期課程修了者を独自に処遇する企業が現れてきていることなど、一面では大学院志願者獲得に有利な条件が存在している。他方で、経済学研究科においては一般入学試験を中心に他大学からの受験者を幅広く受け入れているが、有力国立大学の大学院による大規模な定員の確保等により、他の私立大学と同様に優秀な本学学部学生が他大学院へ流出するといった困難な条件も生まれている状況である。

このような状況を踏まえ、経済学研究科においては、本学経済学部からの内部進学者の獲得に向けた広報活動を強化するほか、インターネット上における広報活動の強化、入学試験日程で他大学の後塵を拝することのない日程を組むなど志願者の獲得に努めているが、現在のところ、十分な成果を得るには至っていない。

[入学定員に対する入学者数比率]

	2020年度		2021年度		2022年度	
	入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率	入学者数	入学定員充足率
前期課程 (定員50)	14	28%	19	38%	17	34%
後期課程 (定員10)	2	20%	2	20%	2	20%

### ＜点検・評価結果＞

博士前期課程における入学定員充足率について、2021年、2022年については、30%台となっており、また、博士後期課程については収容定員充足率が33%となっており、両課程共に適切な定員管理とはなっていない。入学試験制度も含めた学生募集活動については、改善に向けて対応をしているものの、抜本的な改善には結びついていない。

### ＜長所・特色＞

特になし。

### ＜問題点＞

博士前期課程・後期課程共に収容定員充足率が著しく低い状態が継続している。

### ＜今後の対応方策＞

「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」に記載される広報施策を着実に実行する。また、教務・入試委員会を中心にコースごとの入試制度の検討をしており、受験生がより受験しやすい工夫を施した実施案を2024年度入試実施に向けて策定中である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### ＜現状説明＞

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

入学者選抜の実施に際しては、毎年度の大学院入学試験運営委員会において、進学相談会への参加者数やアンケート結果、入学試験における志願者数、合格者数、入学手続き者数などの実数を確認し、その点検・評価を行っている。また、2019年度以降は教務・入試委員会で教育課程の適切性と共に、学生募集活動や入学試験制度の適切性について、筆答試験の採点や口述試験審査を担当した委員の率直な意見等を踏まえて議論されてきたが、課題が多く、一部の入試における出願要件の追加を除き、研究科委員会に提案する案としてまとめることはできなかった。その後教務・入試委員会の中で入学試験制度に特化して議論する検討グループを立ち上げ、検討を行っている。その中では、他大学での入学試験実施状況を参考にしながらも、これまでとは違う枠組みでの入学試験について、受験者目線での検討を行っている。2022年10月には研究科委員会に提案できる案としてまとめ2024年度入試（2023年度実施）から入学者選抜の方法を変更する予定である。

近年の具体的な改善事例として、税理士試験の科目免除要件の充足を目的に大学院進学を考える学部学生が一定数存在すること、税理士コースの新設に鑑み、2022年度入試より、特別入学試験の出願要件として税理士試験試験科目に1科目合格していることを加えている。

### ＜点検・評価結果＞

毎年度の大学院入学試験運営委員会において全研究科共通で学生募集活動（入学試験結果含む）について点検・評価を行うと共に、2019年度から定期的に開催される教務・入試委員会で

改善に向けた議論を行っている。昨年度から今年度にかけて、改善への取り組みが本格化しており、結論や成果は未知数であるが、対応状況としては適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○大学として求める教員像の設定

本研究科では、大学として求める教員像および教員組織の編成方針に基づいて、経済学及びその関連分野に関する理論ならびに諸現象にかかる高度な研究能力と広く豊かな学識を有し、さらに大学院に必要な教育研究活動を行うことができる者を研究科担当者として任用している。

このことを実現するため、本研究科では大学院を担当する教員の能力と資質については教授の任にあるものが担当することになっており、その任用については、経済学研究科委員会が「博士大学院任用基準経済学研究科の慣行（内規）」の定めにしたがって以下のような基準を定め、その能力・資質を明確化している。

I. 前期課程

次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究能力があると認められる者。

- 1：大学教授であって、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- 2：前号と同等以上の教歴と研究上の業績を有すると認められる者。
- 3：准教授であって、博士学位を有し、特に優れた研究上の業績を有する者。  
ただし、准教授は「演習」を担当して研究指導を行うことはできない。

次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者。

- 1：前期課程2年以上の教歴があり、博士の学位を有し、かつ、最近における研究上の業績が顕著な者。  
ただし、前期課程の教歴とは、前期課程で「演習」を担当し研究指導を行った期間を指す。
- 2：前号と同等以上の教歴と研究上の業績を有すると認められる者。

(補足)

IIの2でいう「前号と同等以上の教歴と研究上の業績」の形式要件は、次のとおりとする。

教歴・・・前期課程2年以上の担当歴。

業績・・・学位論文に準じるものとして最近5年間に学術著書1冊以上、もしくは、これに代わるものとして、最近5年間に通算5本以上の学術論文。

### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では、大学院研究科が固有の教員人事権を有していないため、経済学研究科における教員組織の編制については経済学部の教員組織の編制方針に沿う形となる。

しかしながら、経済学研究科の目的と教育目標を達成するため、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の着実な具現に資する教員組織の編制を基本としている。

なお、分野構成は、人事権を持つ経済学部に依存する部分があるものの、広域な経済学分野を包含し、博士前期課程3つのコースないし博士後期課程の教育を行うに必要な教員をバランスよく配置している。研究指導は論文指導等の観点からそれ相応の業績及び経験を有する教員で組織されるべきという慣例があり、原則として教授に限定した編成としている。役割は業績や経験年数により博士前期・後期課程の担当可否に関して違いはあるものの、研究科委員は全員指導教員として、学生に研究指導を行うことができるため、大学院教育において大きな責任を有している。授業科目のみ担当する教員は学部所属の准教授や兼任講師、外国人客員講師を任用するなどして、基礎から発展を補完する分野についても幅広くカバーできるような編成としている。

経済学研究科に所属する専任教員は、各種の委員会において審議された事項を最終的に研究科委員会において審議するプロセスを経ることで、研究科の教育研究に関わる事項について共通の認識の下に具体的な教育研究活動を展開することとなっている。また、大学院担当教員の科目担当者については、基本的に基礎学部である経済学部の関連部門内で、担当コマ数や担当科目を勘案し、経済学部・研究科において適切な教育体系が組めるように調整を行っており、その上で、研究科委員会において承認がなされる仕組みとなっている。

また、次の表は、2022年度の経済学研究科の専任教員数と、大学院設置基準による必要専任教員数とを比較したものであり、以下のとおり大学院設置基準で求められている専任教員数を博士前期と博士後期の両課程で確保している。

[2022年度専任教員数（現員）及び大学院設置基準による必要専任教員数]

課程	専攻	入学定員	専任教員数（現員）（名）			必要専任教員数（名）		
			研究指導教員	研究指導補助教員	計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
博士前期	経済学	50	34	—	34	5	4	9
博士後期	経済学	10	29	—	29	5	4	9

注：「必要専任教員数」は、大学院設置基準第9条、文部省告示第175号別表第1及び別表第3、文科省告示第53号に基づく必要専任教員数を指す。

さらに、下表では、2022年度の経済学研究科における教員の専任等種別配置を示している。博士前期課程では約9割、博士後期課程では全員が専任教員によって構成されている。

[2022年度教員種別配置表（人数）]

課程	専攻	専任教員	特任教員	兼任教員	客員教授	客員講師	兼任講師	計
博士前期	経済学	34	0	3	1	0	5	43
博士後期	経済学	29	0	0	0	0	0	29

### ＜点検・評価結果＞

経済学研究科の教員組織の編成に関しては分野構成はバランスがとれており、教育研究にかかわる責任の所在等について、最終決定権をもつ研究科委員会と方針案等を議論する教務入試委員会の在り方も適切である。

### ＜長所・特色＞

特になし。

### ＜問題点＞

経済学分野で先進的な研究を行うとされる若手（准教授、助教）教員が研究科での指導を担う制度設計になっていないのは不十分であると考えられ、複数回研究科委員会でも議論されているが、人事権を持つ学部の意向と事情により議論が膠着しているところである。この点については、経済学部以外からも人材を活用できる仕組みについて検討する必要がある。

### ＜今後の対応方策＞

引き続き経済学部の人事委員会のメンバーでもある研究科委員長が研究科の実情を学部の任用方針に反映してもらえよう粘り強く進言を行っていくと共に、必要な教員数や必要な研究指導分野についても教務・入試委員会を中心に検討を行う。教員組織を超えた連携にあたっては、本学としてまだ多くの議論が必要であることから、研究科委員長会議など全学的な視野での検討に着手するよう積極的に働きかけを行う。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

### ＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

本学では、大学院研究科が固有の教員人事権を有していないため、経済学研究科における教員組織の編成方針については学部の教員組織の編成方針に沿う形となる。2022年度における専任教員1人あたりの学生数は、博士前期課程：1.58人、博士後期課程：0.44人となっており、手厚い教育・研究指導体制を敷くに足る状況ではあるが、この数字は学生数の減少により学生同士の切磋琢磨する環境も無くなりつつあることをも示しており、別途対応が必要である。

また、教員組織の編成にあたっては研究科の基礎となる経済学部における方針が優先されることから、経済学研究科において重要度の高い科目である計量経済学等の科目・分野について、専任教員の補充を機動的に行うことが難しい面を有している。

他方で、ジェンダーバランスについては、経済学の専門教育担当ということもあり女性教員



は2名という状況になっている。また、年齢構成については、専任教員34名の委員のうち60代が18名、50代が14名、40代が2名、となっている。論文指導等の観点からそれ相応の業績及び経験を有する教員で組織されるべきという編制上の観点からすれば、ある程度の高齢化は回避することはできず、教員組織の整備は方針どおりなされているといえる。しかしながら、これ以上の高齢化は望ましくなく、編制方針に見合う若手教員の育成が急がれる。

また、大学院担当教員となる任用時点で科目適合性の判定を行っており、また、毎年度の授業編成においてその適合性を確認しており、基本的には経済学部に関連部門内で適切な履修体系が組めるように行っている。その上で、担当教員が当該授業を担当するに相応しいかの判断は最終的に研究科委員会でなされており、授業運営に際して問題等が生じた場合には、適宜、研究科委員長や教務・入試委員会で議論を行い、必要に応じて担当者の変更を行う等の対応を行っている。

### ○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

大学院担当教員の任用については、先に述べた「博士大学院任用基準経済学研究科の慣行(内規)」の定めに従って行っている。具体的には、経済学研究科委員会が当該内規に定められた任用基準を満たす有資格者に対して、大学院担当の意思があるか否かを確認した上で履歴書の提出が行われ、研究科委員会において業績、教歴等を勘案して大学院担当として適切かどうかの確認を行う手続きを進めている。併せて、担当授業科目や博士前期・後期課程の研究指導可否の判断が研究科委員会で投票により行われており、新任教員に関しても教育課程を構成するに相応しい教員の適正な配置として機能している。

### <点検・評価結果>

経済学研究科の教員組織の整備については、新任教員採用等の人事権を持つ経済学部へ依拠したものとなるが、大学院における教育として、必要な分野構成や在学生数に鑑みた教員はバランスよく配置されており、また、授業科目との適合性については任用時や毎年度の授業編成で確認をしていることから、適切であると言える。他方で、ジェンダーバランス、年齢構成等に焦点を当てると改善していかなければならない。ジェンダーバランスについては経済学部へ依拠した要因によって一朝一夕に改善を図るのは困難であるが、年齢構成については、研究科の任用基準の見直しと経済学部以外の教員を経済学研究科に迎え入れるなど、検討の余地がある。

### <長所・特色>

特になし。

### <問題点>

高度な研究能力と、とりわけ研究指導力に力点をおく教員編成上、本研究科は任用資格として教授に限定している。一方で任用先である経済学部は、近年、比較的若年層から教員採用を行っていることから、本研究科担当教員の高齢化及び教員数の減少が進んでいる。

現時点では、定員充足率が低いことから、教員数の減少による問題は顕在化していないが、今後、さらに教員数が減少していくとカリキュラムの維持等の問題も発生することが予想される。

### <今後の対応方針>

現時点では、研究指導まで担当できる経済学研究科委員である専任教員は、経済学部のみか

らの任用であるため、経済学部的人事委員会のメンバーでもある研究科委員長が研究科の実情を学部の任用方針に反映してもらえよう粘り強く進言を行っていく。

一方で、先に述べた経済学部—経済学研究科といった縦断的な教員任用だけではなく、他学部—経済学研究科といったやや横断的な任用についても議論をしていく必要があるため、研究科委員長会議において課題を他研究科とも共有する。

**点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

**評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施**

**評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**

<現状説明>

#### ○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院教育の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として2015年度から授業参観を開始しているが、毎年度参加実績がほぼないことから、もはや大学院教育の向上を目的としたFD活動がほぼ展開しているとはいえない状況である。これを受け、中央大学FD推進委員会は、大学院に特化したFD活動を2021年度中に少なくともひとつ以上、取り組むことを本学全体のFD活動の一つとして設定し、大学院FD推進委員会で検討した。その結果、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」を制度化した。「研究指導内容の可視化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたいうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。経済学研究科では、2021年12月15日開催の研究科委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。なお、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、経済学研究科では、学位授与の方針に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また修士学位論文及び特定課題研究論文の評価結果について、学位授与方針に基づく到達度として点検するための到達度評価表を作成した。これらの取り組みは、カリキュラムマップや到達度評価表が依拠する学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針の下で作成されたものであることに鑑みると、研究科委員に広く各ポリシーが周知され、教育研

究に還元されうる環境を整備したという観点から、経済学研究科の教育研究の質的向上を図る取り組みとして、FD活動の一環と捉えることができる。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

### ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

経済学研究科では、専任教員の任用に際して適切な基準・手続きに基づいて教育研究能力の厳格な審査が行われている。また博士後期課程担当審査に際しても、同様に教歴、研究業績が厳格に審査されている。これらの審査過程において、教育研究活動の評価が行われている。また、本学では、研究者情報データベースを通じて、各教員の研究業績や学術図書出版助成・国際会議出席を含む国際的学術交流等の実施状況を公表している。さらに、多くの専任教員が自主的に国立情報研究所の行う学術研究活動に関する調査に回答しており、研究成果の情報公開に努めている。また、本学として毎年取りまとめる「学事記録」では、大学院担当教員も含めて学部を担当する専任教員の研究成果の発表状況が掲載されている。そこでは、科学研究費、私立大学等経常費補助金補助等の学外の研究費補助制度における研究課題や、特別研究期間制度、特定課題研究費等の学内制度における研究課題、個人の学術発表等が記載されている。なお、個人の学術発表では、研究業績（著書、論文、学会発表等）、学術受賞が明らかにされているなど、間接的な評価の制度は整っている。

以上の教員による教育研究に係る活動については、その年度の研究テーマを受験生が閲覧できるよう「大学院入試広報サイト」で公表し、学生募集活動に活用している。また、学会での活動、学生との見学実態調査が社会に貢献できた事例なども積極的に広報サイトに掲載している。

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/gradbun-teachingstaff/search01/21>

<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/graduateschools-nyusikouhou/home/05>

### <点検・評価結果>

経済学研究科では、大学院の教育課程に特化したFD活動を通じて研究指導に関する手法や工夫の共有を図り、教育・研究活動ならびに社会貢献活動などを適切に公表し評価することで、教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上に繋げている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### <現状説明>

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院では、研究科委員長会議にて定期的に各研究科の受験者数、入学者数、入学定員充足率、学位授与者数などを点検している。経済学研究科では、毎年度の授業編成の際に、教務・

入試委員会および研究科委員会において科目と担当教員の適合性や必要な教員数、研究科担当委員の年齢、研究促進期間やジェンダーバランスなども加味し、教育研究を行う組織として必要な教員が揃っているのかについて、点検を行っている。また、研究科として教員任用の人事権を有してはいないが、研究科委員長が経済学部的人事委員会委員となっており、研究科の現状や課題、要望を伝える機会を得ており、間接的に授業編成方針に沿った教員組織の整備について学部と協議をすることができる体制が構築されている。改善・向上の事例として、2019年度から選択必修化を行った基本科目について、経済学部の准教授を科目担当として任用することを経済学部と協議の上、実現している。これは、科目の適合性もさることながら、研究科の課題であった、若手教員の登用を実現した実績でもあると言える。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、毎年度の授業編成の機会において、教務・入試委員会および研究科委員会において、年齢構成やジェンダーバランスなど点検を行っていることに加えて、教員人事権を有する経済学部的人事委員会に研究科委員長が入ることにより、授業編成方針に沿った要望を伝え、一部改善することができる体制を整えていることから、適切な点検評価を行っていると言える。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

#### ◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

#### <現状説明>

##### ○学生支援体制の適切な整備

研究科における学生支援は、その学生数等に鑑みて、委員会等の教員組織を作るような体制は整備していない。学術面では個々の指導教員が個別指導を通じてサポートしており、学術的な側面を除く修学・生活・進路支援等に関するサポートに関しては、大学院事務室が窓口となり対応している。大学院事務室の担当職員による対応で解決しない場合は、学内の関係課室や研究科委員長、指導教員等との連携を図り、学生にとって必要なサポートを行う体制を整えている。

##### ○成績不振の学生の状況把握と指導

経済学研究科では、学生の成績については、まずは事務方において、半年に1回修業年限で

修了できるかの観点も含め、一人ひとりの成績確認を行っている。必修科目の未修得や成績不良などがあった場合には、プライバシー保護の必要もあり、必要に応じて指導教員と連携を図り、指導に繋がれるようにしている。指導教員と情報を共有しながら、指導教員または事務方がまずは当該学生との面談を行い、学生を取り巻く現状について把握し、指導教員と事務で共有を図る。指導教員の指導により改善するケースがほとんどであるが、まれに深刻な事情がある場合は、研究科委員長とも共有し、必要に応じて学内の関連部署との連携していく場合もある。学修面で問題がある場合は、アカデミック・サポートセンターを紹介したり、チューター制度の活用を促す、また、学生が精神的な問題を抱えている場合には、学生相談室と連携し、専門のカウンセラーによる対処を行う仕組みとなっている。

### ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

経済学研究科では、入学手続を行った入学予定者に対して、教務・入試委員会で作成した補充教育に関する資料を送付しており、入学後にスムーズに大学院における教育・研究活動を開始できるような配慮を行っている。また、大学院学生にとって必要となる、学術論文の書き方に関する支援として、アカデミック・ライティング科目を日本人学生用、外国人留学生用に複数クラス設置することで、教育的支援を行っている。正課外においては、アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営し、学位論文の作成に関して学生のサポートを行っている。日々の研究活動の中で必要と判断される補充教育については指導教員を中心に指導がなされるが、指導教員の判断によっては、下位課程の授業科目を聴講させるなどの対応をしている。

### ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

経済学研究科では、障害のある学生の入学が決定した時点で、他の学生に支障がない範囲で授業教室の配置を変更したり、車いす用の什器を設置したりするなどしている。

ハード面における支援としては、最低限必要な設備を適切に整備しているが、多摩キャンパス2号館における教室等の上下間移動には、階段及びエレベーター（3基）を利用することになり、混雑時のエレベーター利用が障害者にとっては必ずしも容易ではない可能性もある。また、自動開閉式ドアが校舎入口（出口）の一部に設置されているが、校舎入口（出口）や教室入口（出口）については手動ドアの部分が多く、車椅子を使用している場合には単独でドアを開閉するのが困難なケースもある。

一方、ソフト面における支援については、入学試験時の時間延長や付添人入室許可等の配慮を実施している。また、授業時においては、個々の授業担当者が当該学生の修学に関し、可能な範囲で工夫や支援を行っている状況である。

また、年に一度、大学院学生で組織する「経済学研究科院生協議会」と委員長が懇談する機会を設け、学生の要望に耳を傾ける機会を必ず設けている。

### ○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

**1) 中央大学大学院給付奨学金**

給付対象：博士前期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

**2) 中央大学大学院指定試験奨学金**

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

**3) 白門奨学会研究費奨学金**

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

**4) 経済学研究科特別奨学金**

給付対象：経済学研究科博士後期課程在籍者で年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間（再出願不可）

給付金額：40万円

**5) 中央大学外国人留学生奨学金（学部・大学院給付奨学金）**

給付対象：学部学生2年次以上および大学院学生で、特に学力が優れている者

給付金額：当該年度に納入すべき在学料および実験実習料の5割相当

**6) 中央大学私費外国人留学生学費減額**

給付対象：経済的事由により修学が困難で、かつ、学力・人物ともに優秀と認められる大学院学生（私費外国人留学生）

減額金額：当該年度に納入すべき在学料の3割相当額

この他、学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。

学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、経済学研究科に限ると2022年度実績で博士前期課程2名、博士後期課程2名、大学院指定試験奨学金は0名（出願者0名）となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRAの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に合うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍院生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来

以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、毎年度日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

### ○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。また、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、「外国人留学生チューター制度」を設けており、年間3名までのチューターを雇用し、希望する外国人留学生に対して支援を行っている。経済学研究科では2018年度に1名が利用している。このほか、外国人留学生への研究支援については、2011年度より外国人留学生の日本語文章作成力・表現力の向上を目的としたライティング・ラボを設置し、留学生の研究を行うためのリテラシー力の強化を図っている。

### ○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

#### 1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（授業デザイン・授業実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・「リサーチ・ワークショップ」「院生FD」の回
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

#### 2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）

- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けの情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報を在院学生向けウェブサイトに掲載）

### 3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

### <点検・評価結果>

学生支援に関しては、指導教員と大学院事務室を中心として、大学院学生のニーズに応えた修学・生活・進路支援の体制を整備しており、適切に支援している。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### <現状説明>

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院学生を対象にした全学アンケートとして、大学院FD推進委員会が主体となって学生を対象毎年度研究状況・授業等に関するアンケートを実施しており、その自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎にFD推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、経済学研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。

2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

この他、研究科横断で課題となっている学生支援体制について、必要に応じて研究科委員長会議や大学院事務室を中心に学生アンケートを実施し、改善に繋げることがある。

アンケート結果等に基づき具体的な改善事例としては、大学院学生に特化した就職活動ガイダンスの実施や外国人留学生から留学生に特化した進路支援の要望が寄せられたこと、他研究科においても外国人留学生の在籍率も高いことから、本研究科が主導して大手就職支援企業やハローワークから講師を招いて、文系研究科学生全体に向けた就職活動ガイダンスや、外国人留学生が日本企業に就職するためのキャリアガイダンスを開催した点が挙げられる。

### <点検・評価結果>

経済学研究科では、研究状況・授業等に関するアンケートを通じて、学生支援に関する学生



からの声を集約し、その適切性について定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善に向けた検討を行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

#### <現状説明>

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、研究状況・授業等に関するアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうした形で学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。また、大学全体としてオピニオン・ボックス及びeオピニオンが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。さらに、研究科大学院学生による自治組織である「経済学研究科院生協議会」を通じて、研究科に対して様々な意見や要望が提示されることもあり、これに対して研究科委員長および大学院事務室において必要なヒアリングや対応を行なっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線LAN環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替えなどが行なわれてきている。多摩校舎2号館5階には自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階には「大学院ラウンジ」を設けており、談話ができるスペースとなっている。また、大学院学生に限らず、全学生が利用できる施設として、多摩キャンパス内には学生生活関連棟(Cスクエア)もあり談話や休憩スペース等の充実が図られている。さらに、生活の場の一部としても大学院学生の共同研究室が活用されている。

#### <点検・評価結果>

現時点では、学生から様々な形で寄せられる要望については、現状説明にもあるようにできる限り対応しており、校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況は適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

#### <現状説明>

#### ○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に、法学研究科、商学研究科、総合政策研究科と共有する形で授業教室が20室用意されている。このほか、大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室は、多摩キャンパス2号館および3号館に17室に設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生とともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC（25台）、ポータブルプロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ一体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC（10台）を常設配備した教室（1室）もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを用いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC（24台）、プリンタ（5台）、スキャナー（1台）を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。

さらに、多摩キャンパスでは、論文作成のためのノート型PC、授業用ノートPC、プロジェクタ及びスクリーンの貸し出しを行い、インターネット、PCを活用した教育研究環境の拡充に努めている。情報自習室のPCはWindows 10で運用されており、大学院事務室でユーザアカウントと初期パスワードの交付を受けて利用することとなっている。1人400MBまでホームディレクトリにデータを保存することも可能である。多摩キャンパスでは、利用可能端末数は36台、利用可能ソフトは、Microsoft Office、SPSS、Mathematica、SAS、Amos、Stata等である。また、貸し出し用ノートPCは32台用意されている。

加えて、オンライン授業への対応や自宅での研究活動に資するため、統計分析ソフトウェアであるSPSSとStataを購入し、個人所有PCへのライセンス配付を行っている。

#### ○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日8時45分～17時00分となっている。

学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から23時00分（閉門時刻）まで利用できる。

#### <点検・評価結果>

経済学研究科の教育研究上の目的や特徴、学生数等を踏まえ、その教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進については、ハード面でもソフト面でも十分に整備していることから、適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

経済学研究科の教員が所属する本学経済学部では、経常的な教員の授業担当コマ数として「6コマ担当原則」がある。6コマには大学院の授業担当も含まれており、過度に授業担当としての負荷がかからないよう配慮されている。この制度により、教員の研究時間はある程度確保されている。

また、これとは別に教員の研究時間を確保させるものとして、本学専任教員が個人で行う特別の研究や学術の研究・調査のため一定期間外国で研究できる制度として研究促進期間制度が設けられている。なお、2022年度の研究促進制度利用者は5名である。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

RA（リサーチ・アシスタント）は、日本比較法研究所、社会科学研究所、企業研究所、経済研究所、人文科学研究所における共同研究プログラムにおける研究に参加するほか、国内外の文献・資料の収集、翻訳等の役割を担い、大学院教員の研究をアシストする役割を担っている。2022年5月時点では、RAを文系の全研究科で24名（うち経済学研究科は4名）を採用しており、全員が博士後期課程に在籍する学生である。RAの勤務時間は、RAの研究計画、研究能力等を考慮し、1週4日・1日6時間・1週20時間以内で定めることとされている。

TA（ティーチング・アシスタント）は、大学院における講義の支援をする役割を担っており、大学院教員の講義準備や資料収集に従事している。2022年度において大学院授業科目のTAは文系の全研究科で8名（うち経済学研究科は0名）を採用している。

RA及びTAの採用計画は、年度予算枠内で決定されている。RAについては、1共同研究プロジェクト1名枠を設けている。

RA及びTAの人数枠は、学生、あるいは指導教授が研究上、あるいは教育訓練の場として必要とした場合に、従事できる予算枠は準備しており、現在の在籍者数に対してその人数枠は適切である。

＜点検・評価結果＞

主本属組織である経済学部の「6コマ担当原則」や研究促進期間制度の適用に加えて、大学院教育や研究活動に関してTAやRAを適切に配置することにより、教員の研究を時間・体面面で適切に支援している。教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されていると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

## ◇大学運営・財務

## I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第3章（第6条～第14条）に基づき、経済学研究科委員会が経済学研究科に関する事項を審議することとしている。経済学研究科委員会は、博士前期課程・後期課程でそれぞれ委員会を組織しており、それぞれの課程において研究指導を行うすべての専任教員によって構成され、1か月に1回程度のペースで開催し、大学院学則第11条に定める事項について意思決定を行っている。また、経済学研究科固有の課題については、経済学研究科委員会の下に設置される教務・入試委員会等の各種委員会によって検討が行われ、適宜経済学研究科委員会で報告または懇談により意見聴取も行いつつ、最終的な意思決定としては、経済学研究科委員会で審議し、承認する仕組みとなっている。

なお、他の研究科と相互、あるいは大学院総体としての意思は、学長のもと研究科委員長会議で協議し、決定する。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長に関する規定は、大学院学則の第6条並びに第10条で以下のように定められている。

第6条 各研究科に委員長を置く。

2 委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。

3 委員長は、当該研究科委員会において互選する。

4 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 研究科委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員の互選によって、その代行者を定める。

研究科委員長は、学則の規定に基づき、その権限において経済学研究科の理念・目的を実現するための教育研究上の運営並びに改革を進めるなど、その権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものとなっている。

### ○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員会の権限等について、大学院学則第11条において当該研究科委員会の審議事項を規定するとともに、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、または学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べるができることとなっている。

審議された事項については、常設の各種委員会によって業務が遂行されている。また、教育方法やカリキュラム、学生募集等に関する改革については、教務・入試委員会での審議を経て、研究科委員会で審議され、実施される。

以上のとおり、研究科委員会の権限と責任については、学則に明確化されており、これに基づいた研究科委員会の適切な運営がなされている状況にある。

### ○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

経済学研究科では、研究科委員長の選出方法に関して「経済学研究科委員長選挙実施要領」を明文化しており、この定めに基づき研究科委員長の選出が適切になされている。

また、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

### <点検・評価結果>

経済学研究科では、研究科委員長の権限や研究科の役割が大学院学則に明示され、学則に記載されていないことについても申し合わせ等を作成し、研究科の了解事項として実行されている。また、明文化された規則に則り、民主的な組織運営を行っており、適切であると言える。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

#### <点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

#### <評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

### ○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第15号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

#### ○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」・「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るよう様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

#### <点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

#### <長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取組

みを行うことができており、統合事務室として有効に機能している。

#### ＜問題点＞

事務体制上の課題としては、各研究科の運營業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などをについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

#### ＜今後の対応方策＞

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

## 商学研究科

## ◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

## ＜現状説明＞

## ○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

## ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

商学研究科の研究及び教育の基本理念は、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」に表わされる、多様な学問研究と幅広い実践的教育を通じて実社会で活躍してほしいとの願いに基づいて定められている。具体的には中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条も定める大学院全体としての理念の下、これを商学分野において具現化するため、大学院学則第4条の5において、商学研究科の設置目的・人材養成目的を「商学および関連諸分野における理論ならびに実務に関する高度な教育研究を行い、豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、ならびに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成を目的とする」、と規定し、多くの社会有為の人材を輩出してきた。

## ＜点検・評価結果＞

上記のとおり、大学の理念・目的を適切に設定し、また、大学院全体としての理念との連関性を図った上で大学院学則に商学研究科の理念・目的を明記しており、適切である。

## ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

## ＜現状説明＞

## ○構成員に対する周知方法とその有効性

## ○社会への公表方法

大学の理念・目的及び商学研究科の教育研究上の目的は大学院学則にて明文化し、本学公式Webサイト、履修要項をはじめ、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックに掲載し、公開を行っている。特に大学院ガイドブックには、商学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を解りやすい平易な文体で記述しており、社会一般に理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効である。

さらに、年2回の大学院進学相談会において、在学生参加のもと、上記で述べた商学研究科の教育目標をより具体的に周知している。特に、履修要項については、商学研究科の理念・目



的・教育目標等がわかりやすく伝わるように工夫し、学生や教員へ配布している。また、配布方法も紙媒体だけではなく Web 上の掲示板を通じて PDF データにて掲示し配布・公表を行っている。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり大学院の目的を大学院学則に定めるとともに、教職員及び学生への周知や、社会に対する公表を適切に行っている。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

研究科の理念・目的・教育目標等については、複数の媒体を介して公開しているものの、学生に浸透しているか検証ができていない。

#### <今後の対応方策>

大学院 FD 推進委員会による学生アンケートの実施や、商学研究科委員長と大学院学生協議会との会見機会を通じて、実態把握に努める必要があるため、研究科委員会等を中心に具体的な方法について検討する。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

**評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況**

#### <現状説明>

##### ○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

商学研究科の掲げる理念・目的については、毎年度の自己点検・評価活動を通じて恒常的に検証が行われているほか、日常的には、定例で開催される研究科委員会におけるカリキュラムや授業科目、科目担当者、入学試験内容・判定基準・出題内容の適切性等の審議・決定に際して、学則等で示された研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を意識した検討が行われている。なお、2016年度に受審した認証評価等、外部機関からの指摘事項等を踏まえ、中長期的な課題設定と共に諸施策を実行している。商学研究科は2点の努力課題としての指摘を受けているが、これらはいずれも2017年度までに対応が完了している。これらの対応の具体的な記述は「第2章 内部質保証 点検・評価項目③：評価の視点6 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応」を参照いただきたい。

加えて、2015年度より、文系大学院における今後の運営のあり方について検討することを目的に文系大学院研究科委員長による懇談会を定期的で開催しており、その過程においても各研究科の掲げる理念等についても共有し、検証を行う機会を設けている。また、研究科の理念・目的については、研究科委員長会議、教学審議会など全学的な審議を通じて決定されたものであり、その意味では、研究科外からも妥当性を検証されたものであるといえよう。

さらに、2021年1月より、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第二期における大学院

改革の構想を大学院改革構想検討委員会にて検討を行った。本委員会では、2021年7月6日に報告書「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書一次の時代への生き残りとの再生をかけて」を取り纏め、大学院改革構想検討委員会にて承認した。本報告書では、大学院の今後のミッション・ビジョン・改革の方向性を共有し、既存の学部基礎型にとらわれることなく本学大学院が有する研究教育資源を有効に活用できる組織体制の構築を目指していくこと、また、大学院が追求すべき機能としては、主として「研究者養成」、「教員養成」、「高度専門職業人養成」という3つの柱があるが、大学院改革基本構想の主眼としては「高度専門職業人養成」に力点をおいて検討することが確認されている。2022年度以降は中長期的に、本報告書に記載した諸施策の実行に向けて検討を深めていく。

### <点検・評価結果>

上記のとおり、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、年1回の自己点検・評価活動や研究科委員長懇談会、大学院改革構想検討委員会にて検討しまとめており、大学として将来を見据えた中・長期の計画を設定しているといえる。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

### ◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

**点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

### <現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本学では、2007年度から大学評価委員会を設置し、全学的な自己点検・評価活動を実施している。この全学的な仕組みの下で、商学研究科においても恒常的な自己点検・評価活動を実施している。具体的には、商学研究科組織評価委員を兼ねた教務連絡委員会にて自己点検・評価レポートを検討し、商学研究科委員会にて審議・承認をしている。自己点検・評価活動の実施により、2021年度にはカリキュラム体系を見直しコースワークを確立し、また、入学試験の可否基準や実施方法を見直すなど、入学試験制度の見直しに繋げている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度機関別認証評価においては、2点の努力課題を研究科として付された。このうち、教育課程の編成・実施方針が課程毎に示されていないという指摘については、2016年度に改訂

に向けた検討を進め、努力課題の趣旨も踏まえた改訂案を2017年6月に承認し、既に学内外に対して公開も行っている。

また、研究指導計画の明示が不十分という指摘については、他の複数の研究科に対しても同様の指摘がなされていたことから、大学院事務室を中心に各研究科委員会と連携しながら検討を行い、2017年度履修要項から、入学から学位授与までのスケジュール感や学位論文執筆スケジュール感の目安など、一覧性をもった形で示したフローチャート図も用いながらわかりやすく明示するよう、対応を行った。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、全学の大学評価委員会、商学研究科組織評価委員会、研究科委員会にて点検・評価結果に基づく改善向上の計画的な実施をしており、内部質保証システムは概ね有効に機能していると判断できる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### <現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

商学研究科の教育研究課程の編成は、組織上は「商学専攻」という1専攻だけからなっているが、実質的には、「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」という、他大学における「専攻」に相当するだけの質を備えた5つの専門分野を総合したものとなっている。これらの学問分野については、今日の経済企業活動におけるグローバル化の急速な進展により、各分野における研究者や高度な専門性を持つ職業人の養成はますます重要性を増しており、これらは商学部と共に教員組織や設置科目の見直し等により対応をしてきたところであり、もって社会的要請と大学院学則に掲げる商学研究科の理念・目標の具現・達成に相応しい教育研究組織整備を進めてきた。

商学研究科は、1951年に修士課程商学専攻で発足した後、1954年に博士課程商学専攻を増設し、修士・博士の両課程を併設する大学院となった。その後、1975年に前期課程2年、後期課程3年とする積み上げ方式の博士課程大学院に改組され、今日に至っている。

このうち、博士前期課程については、社会の要請や学生の進路希望、研究目的の多様化に鑑み、2001年からコース制を採用した。このコースは当初、「研究専修コース」、「会計専修コース」、「ビジネス専修コース」の3つを設けたが、2004年度からは「研究コース」と「ビジネスコース」の2コース制に変更した。各課程・コースの概要は次のとおりである。

博士前期課程研究コースでは、広く商学分野の各専門的学問領域についての高度な研究と専門的研究者の養成を理念とし、大学教員や研究機関研究員の育成を目標にしている。このコースに入学する学生は、博士前期課程修了後、後期課程に進学し、課程博士学位を取得することが想定されている。

博士前期課程ビジネスコースでは、企業現象の理解と分析力の涵養を通じ、実践応用力を備えたビジネスパーソンの養成、会計学の専門的基礎と応用的理論の教育を通じ、公認会計士・税理士等の職業的会計人の養成を教育目標としている。

博士後期課程では商学の全般にわたる総合的学術研究を理念として、「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」の5分野にわたり、自律した研究者を育成するための専門的研究指導が行われている。

更に、商学研究科では2021年度から新カリキュラムを適用し、講義科目を5つの分野（経営学、会計学、商業学、金融学、経済学）に分け、博士前期課程・後期課程一貫した研究教育体制を整えることにより、上記の理念をさらに実質化した教育体系としている。国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目をご参照いただきたい。

#### <点検・評価結果>

上述のコース制の設定や2021年度のカリキュラム改正により、研究科総体的なコースワークの整備を行っており、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者や、優れた見識と高度の専門性を備えた実務家を養成している。よって、大学の目的・理念や学問の動向、社会的要請等と適合した適切な教育研究組織の構成であるといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

商学研究科は「経営」、「会計」、「商業」、「金融」、「経済」の5分野の教員がおり、それぞれの分野に「部会」が組織されている。研究科組織の検証は、各部会から互選された委員（原則として1部会につき2名）で構成される改革委員会において、過年度の入学試験の受験者数、合格者数、入学手続き者数、入学定員充足率などを基にし、適切な人員配置や組織構成を検討しているほか、毎年度実施している自己点検・評価活動においても検証の機会を設けている。

自己点検・評価活動における教育研究組織の改善事例として、2021年度から博士前期課程・後期課程を一貫し、講義科目を5つの分野に分ける「主分野制」を導入している。これにより教員はもとより学生も主分野ごと所属分野が分けられることで教育研究組織の構成がより体系

化されたといえる。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、入学定員充足率などの根拠に基づき、改革委員会や研究科委員会にて恒常的に議論し、改善・向上に努めている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

#### <現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

商学研究科の目的は、大学院学則第4条の5において、「商学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象に係る高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することの人材を育成する」と定めている。

商学研究科では、2011年度に学位授与の方針を策定し、養成する人材像と学生が課程修了時に備えているべき知識・能力を示している。学位授与の方針の具体的な内容は以下のとおりである。

#### 学位授与の方針

##### <養成する人材像>

商学研究科では、「實地慶用ノ素ヲ養フ」という中央大学の建学の精神、および「商学及びその関連諸分野に関する理論並びに実務にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」という教育研究上の目的を踏まえ、以下のような人材を養成します。

- ①経営学、会計学、商業学、金融学、および経済学の5つの専攻分野について、アカデミックな世界で活躍できる能力を総合的に身につけ、大学教員や研究機関の研究員として活躍する人材
- ②会計や税務関係などの専門的知識と応用理論を修得することで公認会計士や税理士として活躍する人材
- ③専門的知識と実践的応用力を身につけて実務家として活躍する人材

##### <修了するにあたって備えるべき知識・能力>

商学研究科では課程の修了にあたって、以下のような知識・能力を身につけた者に対して各課程における学位を授与します。

##### <博士前期課程>

本研究科博士前期課程では、養成する人材像に対応して研究コース、ビジネスコースの2つのコースを置いています。

それぞれのコースを修了するにあたり、備えるべき知識・能力は以下のとおりです。

## ○研究コース

①各専攻分野についての専門的知識に加えて、独創的な課題（テーマ）を設定する能力と、専門を越えた社会全体に関する幅広い総合的知識

②そのために必要な語学や統計処理の知識・能力

⇒基礎的な研究遂行能力：高度な語学力・統計処理能力を備えた上で、各専攻分野についての専門的知識と社会全体に関する幅広い総合的知識を有し、独創的な課題（テーマ）を設定し論文にまとめあげることができる。

## ○ビジネスコース

①グローバルなレベルで実務家として自立しうる専門的知識とその応用能力、実践的な語学を備え、活用することができる。

②専門的職業に要請される特別に高い倫理観と社会的な責任能力の基礎となる能力、コミュニケーション・スキル、自己管理能力をもとに知的リーダーとなりうる素養を身につけている。

## &lt;博士後期課程&gt;

質の高い博士学位論文を標準修業年限の3年以内で完成することを目標とします。そのために備えるべき知識・能力は以下のとおりです。

①博士前期課程で培った専攻分野における高度な知識に加えて、より独創性の高い課題（テーマ）を設定し、研究を遂行することができる。

②課題を粘り強く追求する問題解決力、説得力のある学術論文に仕上げるアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会などで発表するプレゼンテーション能力を基盤として研究を遂行し、著しい成果をあげることができる。

主に本学公式 Web サイトと履修要項によって教育目標、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を周知している。また、入学前に年2回の進学相談会や毎年4月に行っている進学ガイダンスのほか、入学時のガイダンスでもこれらを紹介している。

## &lt;点検・評価結果&gt;

上記のとおり、学生が修得することが求められる知識、能力、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針を博士前期課程、後期課程ごとに明示しているが、博士後期課程において、授与する学位ごとに学位授与方針が設定・明示されていない。

## &lt;長所・特色&gt;

特になし。

## &lt;問題点&gt;

博士後期課程について、現状は授与する学位ごとに学位授与方針が設定・明示されていない。

## &lt;今後の対応方針&gt;

2021年5月26日の商学研究科改革委員会より、博士後期課程における5つの学位のあり方の検討を開始している。引き続き大学院改革構想検討委員会での検討事項や他研究科の組織改編など大学院全体の改革と並行し検討を進めていく。2022年度中に授与する学位ごとに学位授与の方針を書き分けるよう商学研究科改革委員会にて検討を進めている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

### ＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

商学研究科の教育課程の編成・実施の方針は以下のとおりである。なお、2021年度のカリキュラム改正により、5つの専攻分野におけるコースワーク体制や1年次設置科目として分野ごとに「基礎セミナー」を設置するなど体系的な教育課程を編成している。

#### ＜教育課程編成・実施の方針＞

##### ＜カリキュラムの基本構成＞

商学研究科では、学位授与の方針に掲げる経営学、会計学、商業学、金融学、および経済学の5つの専攻分野について知識・能力などを修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

##### ＜博士前期課程＞

セミナー系科目：「基礎セミナー」において、5つの専攻分野について、研究課題の発見や研究方法の選択などに関する示唆を得るとともに、修士論文の課題設定に資する能力を養います。また、各コースの特色に応じて設置される「研究セミナー」や「ビジネス・プラクティカル・セミナー」などのセミナー系科目によって、アカデミックな能力または実践的な能力を伸ばします。

講義科目：5つの専攻分野について、各専攻分野の領域を体系的に網羅するよう講義科目が配置されており、専攻分野（主専攻）だけでなく、関連分野を含めて総合的に学修します。

演習科目：指導教授のもとで、課題設定・調査・発表については学生が主体的に行い、語学運用や統計処理を含めた総合的研究能力を養います。研究コースにおいては、指導教授以外の演習を履修することで、専門知識のみならず社会に関する幅広い知識を修得し、独創的な課題設定能力を養います。ビジネスコースにおいては、コミュニケーション・スキルや自己管理能力、専門的職業に要請される倫理観と社会的な責任能力を養います。

##### ＜博士後期課程＞

特殊研究：5つの専攻分野について科目が配置されており、高度な知識に加えて、独創性の高い課題（テーマ）を設定する能力を養います。

研究セミナー：課題を粘り強く追究する問題解決力、説得力のある学術論文に仕上げるアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会等で発表するプレゼンテーション能力などの高度な発信力を養います。

##### ＜カリキュラムの体系性＞

商学研究科では、以下の点を踏まえて学生が段階的に能力を伸ばせるよう、各課程における教育体系を整えています。

##### ＜博士前期課程＞

1年次：「基礎セミナー」において、5つの専攻分野について研究課題の発見や研究方法の選択などに関する示唆を得るとともに、修士論文の課題設定に資する能力を養います。講義科目では、主専攻を中心に、関連分野も含めて、総合的に学修します。また、指導教授のもと、「演習Ⅰ」において、語学運用や統計処理を含めた総合的研究能力を養います。

2年次（研究コース）：「演習Ⅱ」において、課題設定・調査・発表を主体的に行い、また指導教授以外の演習を履修することで、専門的知識のみならず社会全体に関する幅広い知識を修得し、これらを通じて独創的な課題設定能力を養い、総合的研究能力を伸ばします。そして、中間報告会を経て、修士論文の完成をめざします。

2年次（ビジネスコース）：「演習Ⅱ」において、課題設定・調査・発表を主体的に行います。また、講義科目で、研究テーマに応じて特定分野についての知識を深め、あるいは関連分野を広く学修することで、グローバルなレベルで実務家として自立しうる専門的知識とその応用能力、実践的な語学能力を伸ばします。そして、中間報告会を経て、修士論文または特定課題研究の完成をめざします。

##### ＜博士後期課程＞

1年次：「特殊研究」において、研究テーマおよび関連分野に関する高度な専門的知識を学び、独創性の高い課題（テーマ）を設定する能力を養います。また、「研究セミナー」においては、課題を粘り強く追求する問題解決力、説得力のある学術論文に仕上げるアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会などで発表するプレゼンテーション能力を養います。

2年次：「特殊研究」において、高度な専門的知識をさらに伸ばすとともに、「研究セミナー」においては、1年次で培ったアカデミック・ライティング能力、学会（国際学会を含む）・研究会などで発表するプレゼンテーション能力をより実践的に伸ばします。

3年次：カリキュラムにおける学修と並行して、博士学位請求論文提出予定者は、事前に複数の教員からなる指導を受け、学位申請最終報告会（公開）で発表を行い、審査委員による審査を経ることにより、質の高い博士論文の完成をめざします。

商学研究科においては、前述の教育目標の達成や学位授与の方針に掲げる人材の養成に向け、「経営」「会計」「商業」「金融」「経済」の各分野について科目を配置することで総合的な学びを教授しており、教育課程編成・実施の方針においてもこの点を明示することを通じて教育目標と学位授与の方針との整合性を図っている。

また、公表については、主に本学公式 Web サイトと履修要項によって教育目標、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を周知している。また、入学前に年2回の進学相談会や毎年4月に行っている進学ガイダンスのほか、入学時のガイダンスでもこれらを紹介している。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・方針を、学位授与の方針との連関性を持った上で博士前期課程、後期課程ごと商学研究科単位で明示している。他方で、博士後期課程については授与する学位ごとに教育課程の編成・方針が設定・明示されていない。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

博士後期課程について、授与する学位ごとに教育課程の編成・方針が設定・明示されていない。

#### <今後の対応方策>

2021年5月26日の商学研究科改革委員会より、博士後期課程における5つの学位のあり方の検討を開始している。引き続き大学院改革構想検討委員会での検討事項や他研究科の組織改編など大学院全体の改革と並行し検討を進めていく。また、学位授与の方針と合わせて、2022年度中に授与する学位ごとに教育課程の編成・方針を書き分けるよう商学研究科改革委員会にて検討を進めている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施



### ＜現状説明＞

#### ○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

博士前期課程の修了要件は以下のとおりである。

博士前期課程研究コース：演習 12 単位（指導教授が担当する演習Ⅰ・Ⅱを 8 単位必修、指導教授以外が担当する演習Ⅰ・Ⅱを 4 単位必修）  
主分野の講義 6 単位  
セミナー系科目 2 単位

博士前期課程ビジネスコース：演習 8 単位（指導教授が担当する演習Ⅰ・Ⅱを 8 単位必修）  
主分野の講義 6 単位  
セミナー系科目 2 単位

この修了要件の下、商学研究科では演習と講義科目を「経営学」「会計学」「商業学」「金融学」「経済学」の 5 つの分野に分別している。

演習科目・講義科目ともに原則としてⅠ・Ⅱの別があり、基礎と発展、1 年次と 2 年次といった順次性に基づいた授業が展開できるようになっている。また、主分野制の導入により、自身の選択した分野において 1 年次に「基礎セミナー」を履修し、選択した分野における基礎的な知識・能力を修得し、選択した分野の中から 6 単位以上の講義科目を履修することで、専門知識を深める科目体系となっている。

博士後期課程の修了には 14 単位以上の修得が求められる。博士前期課程同様に 5 つの分野に分けた「特殊研究」を設置し、年次に応じてⅠ・Ⅱ・Ⅲの別があり、主分野の特殊研究を 12 単位以上修得する必要がある。このほか、博士後期課程の講義科目として複数の教員が関わり、ワークショップ的なスタイルで実施する「研究セミナー」を 2 科目設置し、選択必修科目としている。

#### ○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

博士前期課程ではコースワークとして、上述のとおりセミナー系科目である「基礎セミナー」、「研究セミナー」、「ビジネス・プラクティカル・セミナー」を必修とし、主分野を中心とした講義科目を体系的に履修できるようになっている。一方、リサーチワークとしては日々の研究指導と、授業科目として「演習」（ビジネスコースでは 8 単位、研究コースでは 12 単位必修）を配置し、論文演習を中心として自身の研究成果を修士論文にまとめることを求めている。

博士後期課程は、学生が一定の学術的背景を既に確立していることを前提として、独創的で質の高い博士学位請求論文の執筆を目指すため、必然的にリサーチワークが主体となる。コースワークとしての修了要件は特殊研究 12 単位、さらに指導教授以外が担当する特殊研究または研究セミナーを 2 単位選択必修としている。「研究セミナー」はコースワークの一環として博士後期課程の学生にも幅広い研究の視野を与えることを目的に設置している。リサーチワークとしては日々の研究活動が中心となるが、修了要件として、博士学位請求論文の提出にあたっては、事前に「学位申請者事前指導・審査委員会」の申請と、6 か月以内に 5 回以上・4 人以上で構成される審査委員による事前指導審査委員会を経る必要がある。また、本委員会の申請

要件として、①研究論文3本以上、②査読付論文1本以上、③海外ジャーナルや学会発表などを加味した独自のポイントを7ポイント以上認められていることとしている。なお、詳細は履修要項に明記している。

以上のように、博士後期課程ではリサーチワークが主体となりつつも、必要な論文演習と幅広い視野の獲得も企図した研究セミナーによるコースワークも適切に組み合わせ、バランスの取れた教育体系としている。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

商学研究科では、博士前期課程に研究コース、ビジネスコースを設置し、博士後期課程においては研究コースとの連続性をもって体系的な学位論文指導を進めている。このことは研究科の設置目的及び人材養成目的である「商学および関連諸分野における理論ならびに実務に関する高度な教育研究を行い、豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、ならびに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成」の達成に合致するものである。さらに、新しい時代の要請に適った、より開かれた、より体系的な大学院教育に応えようとするものでもある。

#### 1) 博士前期課程

##### ①研究コース

研究コースは、商学についての研究と大学教員や研究機関の研究員等の研究者の養成を理念とし、博士後期課程と連続するものであり、演習等を中心にアカデミックな世界で通用する能力の総合的養成を目的としている。指導教員の「演習Ⅰ」（1年次）、「演習Ⅱ」（2年次）、計8単位、他の教員の担当する「演習Ⅰ」（1年次）、「演習Ⅱ」（2年次）から4単位を履修する必要がある。更に、主分野の講義科目から6単位必修など分野ごとでの専門知識の修得を進めている。こうして、複数の教員により視点を広くした知識を深く身に付けることと、問題関心、視野の広がりや両立させて修士論文作成に導く教育システムを目指している。

このほか、研究方法、資料探索方法及び計量的研究手法等、研究を進めていく上での基礎的な手法をより体系的に身に付けることを目的とした「基礎セミナー」、論文作成にあたり複数の教員による指導を行う「研究セミナー」を開講している。

##### ②ビジネスコース

「高度な専門的知識を身に付けた職業人教育」を目標とするビジネスコースを構成する学生は、2つのタイプに大別できる。1つは会計や税務関係などの知識と応用的理論を修得することによって公認会計士や税理士等の資格取得につなげようとするタイプであり、いま1つは企業経営に関して幅広く専門的な知識と実践的応用力を身に付けたビジネスパーソンを目指すタイプである。ビジネスコースでは、コースの目標と学生の希望に応じ、指導教員の演習を軸としつつ、主分野の講義科目から6単位必修など分野ごとでの専門知識の修得を進めている。

他方、ビジネスコースのカリキュラム編成においては、同コースの学生には税理士試験の税法科目の一部免除を意図する者が相当数含まれていることから、職業会計人を目指す学生も念頭に、公認会計士や税理士の試験科目である税法関連科目（「税法判例研究」Ⅰ・Ⅱ、「法人税法」、「所得税法」、「消費税法」、「相続税法」）を設置して、基礎的学力と幅広

い応用力の醸成に努めている。また、カリキュラム上の特色ある試みとして、「基礎セミナー」に加え、ビジネスに深く関わる実務家の講師と連携し講義を行い、ビジネスに関する総合的理解を深めることを目的とする「ビジネス・プラクティカル・セミナー」を設置し、ビジネスコースの選択必修科目としている。

以上のことから、商学研究科博士前期課程は「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養う」という博士前期課程の目的に相応しい教育を提供していると考ええる。

## 2) 博士後期課程

博士後期課程においては、他研究科や他大学からも多くの学生を受け入れつつ、商学研究科博士前期課程における研究コースとの連続性を重視し、博士学位取得へ向けて一貫した体系的教育を行っている。

具体的には、指導教授の担当する「特殊研究Ⅰ」（1年次）、「特殊研究Ⅱ」（2年次）、「特殊研究Ⅲ」（3年次）の計12単位の履修を通じ、学位論文作成指導の一貫性を確保している。

このほか、「研究セミナー」では、専門分野に関わらず、高度な研究に必要な分析手法や幅広い視野を提供することを目的としている。

以上のことから、商学研究科博士後期課程は「学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめる」という博士後期課程にふさわしい教育を提供していると考ええる。

## ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

商学研究科では、それぞれの進路に必要な能力を体系的に養成するために2つのコースを設置している。2つのコースは、大学教員や研究機関の研究員など研究者を目指す人向けの研究者コースと公認会計士や税理士などの資格取得を目指す人、あるいは、企業経営に関して幅広く専門的な知識と実践的応用力を身につけたビジネスマンを目指す人向けに、ビジネスコースを設置している。また、授業科目として、税理士を目指す人向けに「税法判例研究Ⅰ・Ⅱ」を設置しており、税法における事例研究を行っているほか、一般企業就職を目指す人については、ビジネスに深く関わる実務家の講師と連携し講義と演習形式の授業が行われる「ビジネス・プラクティカル・セミナー」を設置しており、学生自身のキャリア形成に役立てている。なお、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅠ」では、商社をテーマに事例研究を行い、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅡ」では、IoTなどのデジタルエコノミーをテーマとして取り扱っており、関心のあるテーマを科目履修できるよう科目を分割している。また、大学教員や研究所等で研究を行う「研究者」を養成するために博士前期・後期課程共に「研究セミナー」を設置し、研究を進めるにあたって必要となる基礎知識や論文作成の指導等を行っている。

## <点検・評価結果>

上記のとおり、教育課程の編成・実施の方針に基づき、博士前期課程では人材育成の目的に即して研究コース、ビジネスコースの2つのコースを設置し、コースごとに必要な科目を体系的に配置するカリキュラム構成としている。博士後期課程についてもリサーチワークとのバランスに配慮しながら、博士前期課程の研究コースとの関連性をもって、人材育成の目的を踏まえて研究者の養成に特化した教育課程を編成している。

よって、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると言える。

### ＜長所・特色＞

商学研究科では、研究コースとビジネスコースの2つのコースを設置し、さらには主分野制度により各分野の知識・能力を体系的に深化させるカリキュラム体系としており、「研究者の養成」「高度専門職業人の養成」といった商学研究科の人材養成の目的に合致した教育体系となっている点は特徴であると言える。

### ＜問題点＞

特になし。

### ＜今後の対応方策＞

2021年度に開始された新カリキュラムについて、その検証と実質化を進めるべく、改革委員会や教務連絡委員会を中心に継続して成果検証を行うことで、より多くの研究者・高度専門職業人の養成に努める。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</p> <p>評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）</p> <p>評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）</p> <p>評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか</p>
---

### ＜現状説明＞

#### ○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

講義科目については様々な授業形態を採用しており、入学時から主体的な学修ができるよう配慮している。例えば、演習形式で開講する「ビジネス・プラクティカル・セミナー」、複数教員がオムニバス開講する「基礎セミナー」、「研究セミナー」といった、基礎的な科目からセミナー形式科目を展開することにより、どの分野あるいはコースで学ぶ学生も前提となる知識の獲得や主体的な学習習慣を身につけることで、発展科目についても自らの意思で学修を進めることができる。また、学生の進路や論文執筆に直結する科目として、「特殊講義(1)(アカデミック・ライティングの方法と実践)」、「税法判例研究」等の科目も開講している。これら多様なアプローチにより、研究科の教育目的に掲げる高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することの人材の養成に努めている。

さらに、商学研究科ではほとんどの科目の履修者が10名以内となっている。この状況を活かして、各教員は授業において、個々の学生の研究分野と希望に応じ柔軟に授業を進めている。また、先述した「ビジネス・プラクティカル・セミナー」では、総合商社のビジネスやデジタルエコノミーをテーマに、講義・企業見学・ビジネス体験等の多様な授業スタイルの中でフランクな学生の意見発表が行われており、学生個別のニーズに対応する対話型の授業を展開している。

### ○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

博士前期課程においては、2020年度以前入学生まで44単位の最高履修単位数上限を設定していたが、所属する研究科以外の設置科目を履修できるオープン・ドメイン制度の導入により、制度の利用促進を行うため、2021年度入学生から最高履修単位数上限を撤廃している。但し、他研究科設置科目履修可能単位数が8単位と決められている他、演習Ⅰ・Ⅱの修得上限単位数が20単位までと定められているため、実質的には履修登録単位数上限が設定されている状況となっている。

履修指導については、指導教員が研究テーマや主分野に即した授業科目を履修するよう指導が行われることとしており、内容は指導教授届の提出により確認を行っている。研究科全体の履修指導については、年度はじめに履修ガイダンスを実施し、以降も大学院事務室を通じて履修相談が可能となっている。また、履修要項に履修イメージを掲載することで、想定する履修科目数などを提示し、効果的な履修を促している。これに加えて、学期ごとに大学院事務室による履修科目数チェックを行っており、チェックの結果、過度な履修登録数が見られる場合には適宜研究科委員長や指導教員と共有し、必要に応じた指導を行うような体制を整えている。

### ○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

博士前期課程・後期課程ともに、学位論文提出までのスケジュールや論文作成のおおよそのスケジュール感、学位論文に必要な要件などについては、履修要項にフローチャート形式により明示し、新入生ガイダンスにおいてわかりやすく周知している。また、指導教授による研究指導の計画や方法の明示は入学時に個別面談により行われ、その結果を指導教授届として大学院事務室に提出することとしている。さらに、論文指導を主とする科目である博士前期課程「演習Ⅰ・Ⅱ」、博士後期課程「特殊研究Ⅰ～Ⅲ」のシラバスにおいても年間スケジュールや指導内容は明示されており、それらは研究の進捗状況により個別に調整が図られている。

博士前期課程においては、修士論文は原則として2年次に提出することとなっており、指導教授を中心とした体系的な修士論文指導を入学時から受けることとなる。さらに、1年次の後期に副査教員2名の選出と翌年度の修士論文作成に係る計画書の作成・提出を行うこととし、2年次夏季休暇の前には修士論文中間発表会の実施が義務付けられており、博士前期課程の2年間で計画的かつ効果的な論文作成指導を行う体制となっている。特に修士論文中間発表会については、夏季休暇前に論文執筆の途中経過を報告し、早期に指導教員や副査、あるいは参加者からの客観的な批評を受けることができるようになっており、夏季休暇を使って論文を修正することが可能となっている。

博士後期課程においては、学生は研究及び博士論文作成について指導教授の研究指導を受け、毎年4月末日までに「研究計画書」を、毎年5月下旬までに「研究状況報告書」を研究科委員会に提出する。また、博士学位論文の作成にあたっては、学生がより広い指導を受けることを可能にするとともに、学位取得が開かれた過程でなされることを目的に「博士学位論文事前指導・審査制度」を導入しており、指導教員の他3名の委員を研究科委員会で選出して設置される博士学位論文事前指導・審査委員会による論文指導を行っている。また、当該委員会に対して学位論文提出の申請を行う際には、査読付き論文を含む一定基準以上の研究業績を有していることを必要としていることから、学生は主体性をもって自身の研究成果の公表に向けた活動に励み、また、商学研究科では学生の研究活動の参加や発表の機会の拡充、研究発表に向けた

指導を通じての学習の活性化にも努めている。

### ○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように、作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より教務連絡委員会のもとでシラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

### <点検・評価結果>

上記のとおり、博士前期課程においては、学生の主体的な学習を引き出す効果的な授業配置や実施方法を採用することに加えて、早期に研究計画書を提出させ、副査も含めて指導を受ける体制を作るなど、研究指導體制に関しても効果的な編成を行っている。博士後期課程においては、リサーチワークに重点を置き、定期的な研究状況の報告や複数人による学位論文事前指導を通じて学生の研究活動を活性化させるなど、効果的な措置を講じている。

### <長所・特色>

商学研究科では入学時から自身の専攻分野に即して主体的な学修ができるよう、主分野制を設けて分野別の履修体系を有しており、「基礎セミナー」等の基礎的な科目から、より発展的な科目、演習科目を体系的に履修することができるようになっており、前提となる知識の獲得や主体的な学習習慣を順次性をもって身につけることができる点は特色であると言える。

### <問題点>

特になし。

### <今後の対応方策>

主分野制の導入は 2021 年度からとなっているため、今後教務連絡委員会を中心としてその成果検証を行い、より実質的な教育課程とすることに努める。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

### <現状説明>

#### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、S(100～90点以上)、A(89～80点以上)、B(79～70点以上)、C(69～60点以上)(以上合格)、E(59点以下)(不合格)とし、履修要項に明示している。また、成績評価は授業の性質に即して試験、レポート、発表の内容および水準、平常点等によって行われ、その方法と評価基準については予めシラバスにおいて明示し、学生に周知している。また、2018年度より教務連絡委員会において、各委員が所属する部門における授業科目シラバスの点検を行っており、シラバス作成段階から、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に即した適切な成績評価方法や基準であるかの確認を行っている。

博士前期課程・後期課程とも演習科目が多く、講義科目においても1教員あたりの学生数が少ないこともあり、学生の学修状況はレポート提出、授業における口頭での質疑、演習における研究報告、ディスカッション等によって把握が十分可能である。したがって、筆記試験を実施することは稀であり、平常点で評価することが一般的である。そのため、客観性・公平性を担保する方策として、シラバスに評価方法を明示するとともに学生に成績評価の問い合わせを認めることで対応している。具体的には、成績発表の結果、成績評価に疑問点等がある場合は、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」に則り成績発表日から2週間以内に限り、当該科目の担当教員に問い合わせをすることができる。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、大学院学則第36条の2を改正し、10単位から15単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に算入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請をする必要がある。とりわけ、入学前に本学大学院または他大学大学院において修得した単位は、入学後に、商学研究科のカリキュラムに照らして授業内容、レベル、時間数、本人の到達度等を踏まえた審査を教務連絡委員会にて行い、研究科委員会において既修得単位として15単位を限度に単位認定を行っている。なお、2022年度の認定者は2名であった。

以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条(修士課程)第1項に定める課程の目的に適った教育を適切に行っている。

#### ○学位授与を適切に行うための措置

商学研究科では、大学院学則及び中央大学学位規則に基づき、研究科委員会で所定の手続きに則って厳格に審査し、学位を授与している。

修士学位については、商学研究科博士前期課程に2年以上在学するとともに、研究科所定の32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出する。その後修士論文審査委員主査・副査による修士論文の審査を主査1名・副査2名によって行い、さらに最終試験を3名以上の教員によって実施し、合格した者に授与としており、学位審査にあたっての客観性・厳格性を確保している。

論文審査及び最終試験に際しての審査基準は「商学研究科修士学位審査に関する取扱要領」において明示し、学生に対してはC plusや履修要項への掲載をはじめ、指導教員による研究指導や報告会の場を通じて周知を行っている。また、ビジネスコースの学生については、学位論文に代えて「特定の課題についての研究成果(特定課題研究)」というかたちで研究成果を提出することを認めている。これは、起業する際のビジネスプランや企業の実態調査報告、企業

診断に基づく改善プラン等の実務的な内容の研究成果を修士論文と同等の審査体制による認定を行うものであり、学位認定の水準は適切である。

なお、博士前期課程については修了に必要な単位を修得し、優れた研究業績を上げた場合には、1年で修了することが可能である。早期修了を希望する学生は指導教員と相談の上、1年次の履修手続き時に研究科委員長に申し出ることが大学院学則第44条に規定されている。この制度を利用するためには入学時に既に1年間で修士論文を書く準備ができていなければならないことから、学部学生が大学院の科目を15単位まで先取り履修できる大学院科目履修生制度を活用しながら将来的に学部授業との連携を強化し、この可能性を広げるについて模索している。

博士学位については、商学研究科博士課程に3年以上在学し（ただし、「博士後期課程の早期修了に関する取扱要領」に定める優れた研究業績を上げた者については、1年以上の在学とする場合がある）、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で博士論文審査委員主査・副査の審査及び最終試験に合格した者に授与することとしている。博士学位論文審査及び最終試験にあたっての審査基準は「商学研究科博士学位審査に関する取扱要領」において明示し、学生に対しては履修要項やC plusへの掲載をはじめ、指導教員による研究指導や報告会の場を通じて周知を行っている。

加えて、博士学位に相応しい水準を確保するため、博士学位請求論文の提出にあたっては、本審査の前に博士学位論文事前指導・審査委員会による事前指導・審査を必須としている。

具体的には、学生が①研究論文3本以上、②査読付論文1本以上、③海外ジャーナルや学会発表などを加味した独自のポイントを7ポイント以上認められていること（詳細は履修要項に明記）、といった研究業績に関する厳格な要件を満たし、当該年度中に博士学位請求論文を仕上げられると指導教授が判断した際に事前指導・審査の申請を行う。申請に際して必要となる研究業績についてはポイント制を採用しており、具体的な基準は履修要項において明示している。その後、学位論文事前指導・審査委員会において学位論文として取りまとめることが妥当と判断された場合には、指導教員とその他の3名以上の教員から選任された委員による指導を3～6ヵ月かけて集中的に受けることで博士論文に相応しい水準を確保するものとなっている。なお、上記の、博士学位論文事前指導・審査申請に際してのポイントの確認やその後の事前指導・審査にあたっては、指導教員を含む複数の教員で行うこととしていること、そして、事前指導後の本審査にあたっては主査1名・副査2名以上によって行い、さらに、最終面接試験を3名以上の教員によって実施している。このように、学位に係る重要な確認や審査にあたっては、必ず複数人の教員により実施がなされており、学位審査にあたっての客観性・厳格性を確保している。なお、学際領域的な研究の増加に伴い、単一の研究科による審査が困難な学位請求論文の審査に対応するため、2020年度より、論文審査における副査のうち1名は本研究科以外の委員を選出できることとしている。これにより、多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備しているといえる。

さらに、博士論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。



**<点検・評価結果>**

上記のとおり、成績評価、単位認定については適正に行われており、また、学位審査についても「商学研究科修士（博士）学位審査に関する取扱要領」にて基準を設定し、公正なプロセスの下、厳格な学位審査を行っており、適切である。

**<長所・特色><問題点><今後の対応方策>**

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

**<現状説明>****○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況**

商学研究科の講義科目はほぼ Semester 化されており、留学生の受入れや在学生の海外への送り出しにも留意したものとなっている。現在のところ9月入学の制度はないが、選科生または研究生として秋から半期学修した後に、入学試験を受け4月入学することは可能である。

また、博士前期課程において、語学能力の涵養はもちろんのこと、外国人留学生の学修の便に配慮して、毎年3科目程度の講義科目を英語で開講している。このほか、少数ではあるが、修士論文・博士論文を英語で執筆するよう演習指導を行っている教員もいる。

また、学術国際会議研究発表助成制度を設けており、海外で開催される学術国際会議にて学生個人が研究発表（原則、口頭発表）を行う場合の派遣費を助成している。これらの制度整備を通じて、国際通用性を高める活動を促進している。

**○外国人留学生に対する教育上の配慮**

博士前期課程における外国人留学生については、授業科目に「特殊講義(8)留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ 基礎編」、「特殊講義(8)留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ 発展編」を置き、日本語による研究能力と論文執筆能力の向上に特に留意している。これらの科目履修者数は、2020年度 6名・1名、2021年度 6名・6名、2022年度 9名・12名と安定して履修者数が増加しており、学生のニーズに応えるとともに、日本語で研究活動をすすめていくサポートの面で効果出ているところである。また、外国人留学生の修士論文の作成について、日本語の表現方法に関する助言を行うことを目的とする博士後期課程学生によるティーチング・アシスタント制度、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について助言を行うことを目的とする外国人留学生チューター制度も設けている。さらに、正課外の取組みとしてライティング・ラボを設置しており、外国人留学生のアカデミック・ライティングのサポートについても実施している。

**○国外の高等教育機関との交流の状況**

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校

と大学院レベルの派遣・受入による交流を実施している。学生の留学は、これらの協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院に留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。2022年5月時点における商学研究科の交換留学生派遣・受入れ実績としては、派遣は0名、受入れは0名（2022年度秋より2名受け入れ予定）である。新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延状況を受け、交換留学生の受け入れがほとんどない状況が続いているが、2019年前では、毎年1名～2名の受入が継続していたことから、平時には一定数の交流があると言える。

#### <点検・評価結果>

一部の授業科目を英語により開講することや国際会議における発表助成制度、協定校との交換留学を相互に行うなど、学生の国際通用性を高める取り組みを行うと共に、在籍する外国人留学生への配慮を適切に行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

#### <現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

学位授与の方針に明示した学習成果を測定するため、2022年度より各授業科目が学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップを設定した。それに加えて、大学院は講義科目の学修のみでは成しえず、修士論文や博士論文といった論文指導も前提にあることから、研究活動の成果を測定するための指標として、学位授与の方針と関連付けた、学位請求論文の論文審査基準に定める審査項目ごとの到達度を計る指標として「到達度評価表」を設定した。今後、この2つの指標により、学生自身の学習成果の把握と、研究科全体の学生ごとの学習成果の把握と評価を行っていく。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、学位授与の方針に掲げる学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップと、学位論文審査基準に定める審査項目と学位授与の方針を関連付けた指標を設定し、授業・学位論文の2つの視点から学習成果の把握に努めている。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

2021年度に学修成果の把握を行うための指標および評価の仕組みを策定したばかりである

ため、カリキュラムマップにおいては、学習成果の可視化のためにどのように活用するか明確に決まっておらず、また、到達度評価表は十分なデータの集積と検証ができていない状況にある。

#### <今後の対応方策>

商学研究科改革委員会を中心に、2023年度までにカリキュラムマップの活用方法を検討する。また、到達度評価表は2022年度の学位論文審査よりデータの集積と検証を開始する。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

商学研究科では毎年度、自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては各科目の履修者数や後掲の学生アンケート、本学商学部からの内部進学者数、指導を行う現場の教員からの率直な意見等を参考に、中長期的な課題との関連性や優先順位も加味しながら、当該年度に取り組むべき課題を把握している。

これらは、商学研究科組織評価委員会を兼ねた教務連絡委員会にて具体案を検討し、商学研究科委員会にて審議するプロセスを踏んでいる。具体的な改善事例は以下のとおりである。

2018年度～2020年度には上述の主分野制導入による組織の見直しと併せて、コースワークの実質化に資するために設置科目の見直しを行った。具体的には分野ごとの「基礎セミナー」の導入や科目の必修化といった、大幅なカリキュラムの見直しである。

このほか、教育方法の見直しや向上に資するためのFD活動を活性化するため、2018年度には修士論文中間報告会を「教員相互の授業参観」と位置づけるなど、教育課程の点検・評価結果に応じた改善・向上に取り組んでいる。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、商学研究科の教育課程の適切性は毎年度多角的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

#### <現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

商学研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、本学公式 Web サイト及び入学試験要項等に掲載し、大学構成員及び社会一般に公表している。具体的な内容は以下のとおりである。

#### <入学者受け入れの方針>

##### <求める人材>

商学研究科では、経営学、会計学、商業学、金融学、および経済学の5つの専攻分野において、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者や優れた見識と高度の専門性を備えた実務家を養成することを目的としています。

この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

##### <博士前期課程・研究コース>

- ・経営学、会計学、商業学、金融学、経済学などの学問分野に関する、専門的な研究を志す人
- ・企業経営の伝統的な研究分野の境界を越えた新しい研究を志す人
- ・経営学、会計学、商業学、金融学、経済学など企業経営の各分野における高度な能力を獲得し、企業経営に学術的知識を応用しようとする人
- ・実務キャリアを土台に、高度な知識や理論・方法を習得して、より専門的なキャリアに挑戦しようとする人

##### <博士前期課程・ビジネスコース>

- ・現代企業が直面する課題に応える、実践的な問題関心に基づく研究を志向する人
- ・学部教育の基礎のうえに研究能力と実務的知識をバランスよく獲得したい人
- ・経営学、会計学、商業学、金融学、経済学などの各分野において企業経営に必要な専門的資格の取得を志向する人
- ・実務キャリアを土台に、幅広い知識や理論・方法を習得して、キャリアの幅を広げようとする人

##### <博士後期課程>

- ・博士前期課程での研究を基礎として、より一層独創的な研究を志す人
- ・現代社会の課題に応えるべく、より一層実践的な研究を志す人
- ・実務キャリアや博士前期課程で培った高度な知識や理論・方法を土台に、専門的キャリアに挑戦し、あるいはキャリアの幅を広げようとする人

以上のような方針に基づき、次のような知識・能力を備えた学生を、多様な選抜方法によって、受け入れます。

##### <博士前期課程>（「研究者コース」「ビジネスコース」共通）

- ・専攻を希望する分野に関する確実な基礎知識（知識・技能）
- ・専門分野の論文を理解するのに必要な外国語能力（知識・技能）
- ・確実な日本語の運用能力（知識・技能）
- ・論文を書くための論理的思考力（思考力・判断力・表現力）
- ・新たなテーマを発見し、その課題の解決方法を見出す能力（思考力・判断力・表現力）

##### <博士後期課程>

- ・専攻を希望する分野の先行研究についての理解（知識・技能）
- ・専門分野についての研究をすすめるうえで必要な外国語能力（知識・技能）
- ・高度な学術論文を書くための論理的思考力（思考力・判断力・表現力）
- ・独創的なテーマを発見し、その課題の解決方法を見出す能力（思考力・判断力・表現力）

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を十分に踏まえて入学者受け入れの方針を設定し、適切な方法にて周知を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

アドミッション・ポリシーに基づき、様々な背景の受験生を選考できるよう、特別選考入学試験（学内選考入学試験）、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人特別入学試験からなる、4種類の入学試験形態を実施している。

1) 一般入試

幅広い受験生に、語学試験と商学各専門分野の筆答試験を課し、専攻を希望する分野に関する確実な基礎知識の有無やこれから研究をすすめていく上での語学能力を問う入学試験である。

一般入学試験の選抜方法

①博士前期課程

a. 外国語

筆答試験は実施せず、出願書類として提出させる TOFEL、TOEIC、英検など外国語能力を証明するスコアと、専門科目の点数と合わせて一次試験の可否判定を行う。

b. 専門科目

経営学、会計学、商業学、金融論、経済学A(マルクス経済学)、経済学B(近代経済学)のなかから出願する専攻分野の1科目を選択させている。

c. 口述試験

応募の動機、志願者提出の「入学志願票」の内容、筆答試験の結果、就学の客観的可能性等について、複数（3人）の審査委員で審査を行い、審査の公平性を担保している。

②博士後期課程

a. 外国語（英語）

商学研究科博士前期課程研究コースの学生が、所定の審査を経た上で出願した場合には外国語の筆答試験を免除している。

b. 口述試験

修士論文、修士論文要旨、副論文、研究計画書、修士論文関連科目、外国語の試験等について、複数（3人）の審査委員で審査を行い、審査の公平性を担保している。

## 2) 学内選考入学試験

商学各分野に関する専門的な研究を志す本学学部学生の受験生に対し、主に学士課程における成績を参考に商学研究科で学ぶために相応しい基礎知識の修得状況を確認した上で選考する入学試験であり、年3回実施している。

(出願資格)

本学学部卒業見込みの者、または2019年4月以降本学商学部を卒業した者で、次のいずれかの条件を満たしている者。

- ①卒業見込みの者（早期卒業候補生含む）については前年度までのGPA、卒業生については卒業時のGPAが2.8以上の者
- ②学習意欲が高く、研究活動が顕著なもので、かつ指導を希望する教員からの推薦がある者
- ③公認会計士試験短答試験に合格した者
- ④税理士試験の「簿記論」または「財務諸表論」にともに合格した者
- ⑤上記③、④以外の国家試験のうち、商学研究科の教育を受けるに相応しい試験に合格した者

(選抜方法)

研究コースを志望する者には所定の外国語能力を証明するスコア（TOFEL、TOEICなど）を課すとともに書類審査と口述試験で選考している。

## 3) 社会人特別入学試験

主に実務キャリアを土台として、そこに高度の専門性を修得していくことを目指す受験生に対し、論文を書くための論理的思考力や課題の発見と解決の能力を問う入学試験である。

社会人特別入学試験の選抜方法

- ①博士前期課程(両コース共通)
    - a. 小論文
    - b. 口述試験
  - ②博士後期課程
- 所定の外国語能力を証明するスコア（TOFEL、TOEICなど）を出願時に提出させる。
- a. 小論文
  - b. 口述試験

## 4) 外国人留学生入学試験

外国人留学生の受験生を対象として、専攻を希望する分野に関する確実な基礎知識の有無と、これから日本で研究をすすめていく上での基礎的能力を問う入学試験である。

(選抜方法)

大学院における研究・教育を行うに相応しい水準の学力の有無を確認するため以下の試験を実施している。外国人留学生は、志願者数・入学者数とも安定しており、大きな比重を占めている。商学研究科の教育システム全般及び日本語専門書研究等、留学生に配慮したきめ細かい教育の実践の結果である。

### ①博士前期課程

- a. 外国語 筆答試験は実施せず TOFEL、TOEIC、英検などの外国語スコアを提出させ

そのスコアに基づいて合否を行う（研究コースのみ）

- b. 経営学、会計学、商業学、金融論、経済学A(マルクス経済学)、経済学B(近代経済学)のなかから出願する専攻分野の1科目選択。
- c. 口述試験

## ②博士後期課程

- a. 外国語（英語）
- b. 口述試験

### ○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験は研究科委員会の責任の下、研究科委員長と入試運営委員2名が実施・管理している。筆答試験については研究科委員会で選出された出題・採点委員が作成し、試験問題についてはその質・量等を入試運営委員が確認した上で試験を実施している。筆答試験の採点は複数の採点委員による採点結果の平均点を採っている。口述試験については受験生が希望した第1～2指導希望教授のほか、教務連絡委員推薦委員より1名を選出した3名体制で行うことを基本としている。

また、筆答試験の合否判定は、研究科委員長、入試運営委員と出題・採点委員で組織される一次合否委員会において、所定の合否基準に基づいて合否判定を行っている。口述試験の合否判定は最終合否判定として、所定の合否基準に基づいて研究科委員会でを行っている。これらはいずれも合否基準を厳格に運用した客観性の高い合否判定となっている。

なお、全ての入学試験には研究科委員長と入試運営委員が立ち会い、不測の事態が発生しても迅速な対応ができるよう備えている。

### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

### <点検・評価結果>

上記のとおり、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や合否委員会、研究科委員会の下で運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<p>評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性          評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況</p>
---

### <現状説明>

#### ○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

2022年度の在籍者は博士前期課程26名(収容定員50名。在籍者の内訳は男性10名、女性16名。そのうち外国籍学生20名)、博士後期課程13名(収容定員15名。在籍者の内訳は男性8名、女性5名。そのうち外国人留学生3名)である。収容定員に対する在籍学生数の比率は、博士前期課程0.52、博士後期課程0.87である。

2022年度の入学者は博士前期課程17名(入学定員25名。入学者の内訳は男性7名、女性10名。そのうち外国籍学生14名)、博士後期課程2名(入学定員5名。入学者の内訳は男性2名、女性0名。そのうち外国籍学生1名)である。入学定員に対する入学者の比率は、博士前期課程0.68、博士後期課程0.40である。

なお、過去5年間の在籍者数を示すと以下のとおりである(カッコ内は収容定員に対する在籍学生数の比率)。

博士前期課程：2018年度38名(0.76)、2019年度32名(0.64)、2020年度29名(0.58)、2021年度26名(0.52)、2022年度26名(0.52)。

博士後期課程：2018年度17名(1.13)、2019年度19名(1.27)、2020年度15名(1.00)、2021年度13名(0.87)、2022年度13名(0.87)。

同じく過去5年間の入学者数(カッコ内は入学定員に対する入学者の比率)は、博士前期課程2018年度17名(0.68)、2019年度13名(0.52)、2020年度16名(0.64)、2021年度7名(0.28)、2022年度17名(0.68)。博士後期課程：2018年度3名(0.60)、2019年度5名(1.00)、2020年度0名(0.00)、2021年度2名(0.40)、2022年度2名(0.40)となっている。

2021年度、2022年度入学生の実況で見ると博士前期課程については、日本人学生の入学者が減少しており、留学生によって、定員が充足されている状況にある。

#### [過去5ヵ年の入学者・在籍者数]

年度	博士前期課程					博士後期課程				
	入学定員	入学者	収容定員	在籍者	定員充足率	入学定員	入学者	収容定員	在籍者	定員充足率
2022	25	17	50	26	0.52	5	2	15	13	0.87
2021	25	7	50	26	0.52	5	2	15	13	0.87
2020	25	16	50	29	0.58	5	0	15	15	1.00
2019	25	13	50	32	0.64	5	5	15	19	1.27
2018	25	17	50	38	0.76	5	3	15	17	1.13

#### ○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士前期課程における定員管理については、近年入学者数が入学定員を下回る状況が続いており、入学者確保の更なる施策が必要である。

博士後期課程については、事前指導・審査委員会の制度化を通じて修業年限内に学位を取得できるよう指導に努めた結果、在籍者が収容定員を大きく上回る状況については改善がなされた。他方、入学者数については2013年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が継続し、安定的な入学者の確保が課題となっている。定員未充足に関する状況の対応として、2021年度は入試広報サイトの開設や大学院進学希望者向けに進学相談会をオンラインで2回実施し、さらに語学学校の教員向けに実施する説明会を行うなど積極的な広報活動を行っている。

### <点検・評価結果>

上記のとおり、入学者確保のための施策は講じているものの、博士前期課程の定員充足率が



0.5程度の水準で推移しており、入学者確保の更なる施策が必要である。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

特に博士前期課程において入学者が近年減少しており、定員充足率が0.5程度と低い水準で推移している。

#### <今後の対応方策>

大学院事務室を中心として2021年度より実施している本学学部学生への広報活動として、学部・大学院科目履修制度や修士論文中間報告会、大学院就職決定者座談会への参加を促すなど、大学院教育や大学院学生の活動をより学部学生に伝えることができるよう、内部広報の充実化を継続して行う。また、SNSや公式Webサイトによる情報の発信や、日本語学校へ向けた積極的な広報活動を行うことで、志願者数を拡大するよう努める。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集広報と入学試験・入学者選抜方法の実施方法は、商学研究科より2名が委員となっている大学院入試運営委員会で毎年検証が行われているほか、改革委員会において、大学院入試運営委員会と同様に各入学試験形態の志願者数、合格者数、入学者数、入学手続率を検証し、適切な入学試験制度・合否基準であるか点検・評価を行っている。

2016年度より、外国人留学生入学試験について制度本来の選抜を実現すべく、改革委員会で検討を行ったところであり、2019年度入試より外国語個別試験を外国語スコアに変更するなど新たな試験方法で実施している。

また2022年度入試より、筆答試験の合否基準の見直し、口述審査委員の選出方法の見直し、筆答試験の出題範囲と参考テキストの公開、学内選考入学試験の出願資格の変更などを行っている。

また、2021年からは研究科委員長と日本語学校との意見交換会を実施しており、外国人留学生が抱える課題や研究科が公表している学生受け入れの方針についての理解促進に向けた活動を実施している。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、大学院入試運営委員会のほか、商学研究科改革委員会において、前年度の入学試験結果等を踏まえた学生募集方法や、合否基準の見直しなどを行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

## ○大学として求める教員像の設定

商学研究科では、「本学は、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」という大学の「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に基づき、商学部専任教員採用手続きに関する内規に基づいて、商学部の専任教員として任用されている教員から商学研究科へ任用することになっている。

商学部における、求める教員像や教員組織の編成に関する詳細については、商学部の記述を参照いただきたい。

## ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

商学研究科は「豊かな学識と高い学術的能力を有する研究者の育成、並びに優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行できる人材の養成」を目的とし、経営、会計、商業、金融、経済の5分野にまたがり、当該分野の研究を希望する学生数に応じ、2022年5月現在、65名の専任教員を配置している。これは大学院設置基準の求める基準である5名を優に満たしている。

専任教員の構成は、教授52名・准教授13名であり、部門別では、経営14名（うち准教授6名）、会計17名（准教授4名）、商業13名（准教授2名）、金融9名（准教授0名）、経済12名（准教授1名）となっている。なお、専任教員は、業績や経験年数により博士前期・後期課程の担当可否に関して違いはあるものの、指導教員として、学生に研究指導を行うことができるため、大学院教育において大きな責任を有している。このほか、法学等の他分野との横断的な研究指導を可能とし、ビジネスの第一線の知識を学生に教授するために学部・他研究科からの兼任教員を3名、他大学や企業を主本属とする非常勤教員7名を招聘している。

専任教員は、経営、会計、商業、金融、経済の部門別会議を適宜開催し、部門毎の科目開設状況の確認、各部門に属する教員の指導する学生の研究活動の進捗状況に関する認識を共有する取組み等を行っている。さらに、各専門部門から選出された委員で構成される教務連絡委員会が置かれ、研究科運営や日常的な研究教育活動の円滑な遂行のための補助・助言を行うことにより、日常業務において研究科委員長を補佐する役割を担っている。

### ＜点検・評価結果＞

上記のとおり、商学研究科では、教員人事に対して権限は有していないものの、大学院担当に際しての任用基準などを定めているほか、部門別会議で教員間の連携を図り、また、毎年授業編成に際して、教務連絡委員会において5分野ごとに教員組織の編制に関して検討している。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

### ＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

専任教員のうち、外国人教員は1名、女性教員は7名である。年齢構成は、下表のように50～59歳の教員の占める割合が38.5%とやや高くなっている。このことは、商学研究科の研究指導を担当する者を教授・准教授に限定していることにも一因があると考えられる。

専任教員1人あたりの学生数は前期課程0.40人、後期課程0.25人となっており、学生に対して多方面からきめ細かな研究教育指導が行える体制となっている。

外国人や女性、実務家の専任教員については、男女共同参画や国際化といった社会状況に応じて商学部において積極的採用を行うよう要望することによって対応している。加えて、研究科任用である兼任教員や兼任講師において多様な教員を確保している。

[専任教員の年齢階層別分布]

年齢区分	人数	構成比率
～39歳	2	3.1%
40～49歳	20	30.8%
50～59歳	25	38.5%
60歳～	18	27.7%
合計	65	—

※2022年5月1日現在

授業科目とその担当教員については、毎年度授業編成のタイミングで適合性を確認している。具体的には、部門別会議で互選された1名で構成される教務連絡委員会のもとで具体的な授業科目に対応する教員配置がなされたのち、研究科委員会で全体調整を行っている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

商学研究科は学部所属の専任教員が兼担しており、「商学研究科新任教員採用決定基準」に基づき、次の要件と手続きにより研究科担当の資格が確認されている。

博士前期課程では、学士課程の1年以上の教歴を有し、教授または准教授である者が部門別会議からの推薦を経て研究科委員会で審査される。研究業績の書類確認の後、この研究科委員会に出席した委員の3分の2以上が投票により可とした場合に任用されている。

博士後期課程では、博士前期課程において2年以上の教歴を有する者について、各専門部会からの推薦を経て研究科委員会で審査される。研究科委員会での審査は博士前期課程の任用と同じく、書類確認と投票による出席委員の3分の2以上の承認が必要である。このようなプロセスを設けることで、博士前期・後期課程における担当教員の適正配置に努めている。なお、2022年5月現在、商学研究科の教員数は下表のとおりであり、大学院設置基準の求める5名を優に満たし、充実した教員配置となっている。

このほか、専任教員としては中央大学特任教員に関する規程に基づき、職務及び期間を限定して任用した教員である特任教員を任用することもできる。また、科目の必要に応じて他大学等より非常勤教員を任用している。

[表]

大学院担当専任教員総数	65名
うち前期課程のみ担当	14名
うち前期・後期担当	49名
うち後期のみ担当	2名

前期課程担当者計 63 名、後期課程担当者計 51 名

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、商学研究科の目的に応じた教育研究活動を展開するため、大学院教育に携わる業績や教歴の基準を設けることで適切な教員配置を行うことに加えて、学生数や年齢層、ジェンダーバランス等にも配慮しながら適切に教員組織を編制している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### <現状説明>

##### ○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として、2015年度より授業参観を、また2021年度には各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」を制度化した。この「研究指導内容の可視

化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたいうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。この点、商学研究科では、2022年1月19日開催の研究会委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している1名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。他方、授業参観については、2022年度以降に見直しの検討を行う事項に設定し、改善を図ることになっている。

### ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

商学研究科所属教員の教育研究活動の評価について、博士前期課程担当者の任用の際における業績審査並びに博士後期課程担当者の任用の際の業績審査によって行われる。いずれの場合も任用規定により、教歴及び学術上の著書ないし論文等の業績が評価される。また学内の各種の公表文書によって、教員の教育研究活動が評価されると判断される。

また、本学として毎年取りまとめる「学事記録」では、大学院担当教員も含めて学部を担当する専任教員の研究成果の発表状況が掲載されている。そこでは、科学研究費、私立大学等経常費補助金補助等の学外の研究費補助制度における研究課題や、特別研究期間制度、特定課題研究費等の学内制度における研究課題、個人の学術発表等が記載されている。なお、個人の学術発表では、研究業績（著書、論文、学会発表等）、学術受賞が明らかにされているなど、間接的な評価の制度は整っている。

なお、全学的な研究者情報データベースへの研究業績の登録と開示を適切に行うことにより、毎年における教員個々の研究状況を把握するとともに、研究成果の公表を通じた教員間の切磋琢磨を促すという観点から、研究科所属教員の当該データベースへの登録と情報の開示に係る協力を促している。

また、教員の専門分野、担当科目、主要な業績、学会活動、指導学生の研究テーマなど教育研究活動に関する情報を掲載した『大学院 教員紹介』を作成し、同時にこれらの情報を本学公式Webサイトに掲載し、広く一般に公表している。また、教育研究に関する情報については上述のとおり研究者情報データベース等、様々な方法で集約している。科目実習の一環で行う見学実態調査補助についても、実施後に実習内容を記事にして公式Webサイト上の新着ニュースとして広く公開している。

### <点検・評価結果>

上記のとおり、大学院教育に特化した活動も含むFD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の能力向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

商学研究科では、毎年度の授業編成の際に、教務連絡委員会において教育研究活動に係る組織として必要な教員数や設置科目に応じた専門領域、教員の年齢、研究促進期間やジェンダーバランスなども加味した点検を行っている。また、研究科として教員任用の人事権を有してはいないが、研究科委員長が商学部の人事委員会の委員となっており、研究科の現状や課題を伝えたり、研究科としての要望をする機会を得ることにより、間接的に授業編成方針に沿った教員組織の整備について学部と協議をすることができる体制が構築されている。

<点検・評価結果>

上記のとおり、毎年度の授業編成の機会において、教務連絡委員会にて、年齢構成やジェンダーバランスなど点検を行っていることに加えて、教員人事権を有する商学部の人事委員会に研究科委員長が入ることにより、授業編成方針に沿った要望を伝えることができる体制を整えていることから、適切な点検評価を行っていると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10~11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

学生支援は大学院事務室が連絡窓口や情報提供を行い、関係部局と協働し対応している。全学的には学生相談室において、学業、就職、進学、留学、心身の健康、対人関係等、様々な事柄について相談できる窓口を整えている。内容に応じて、専門相談員（ドクター・心理カウンセラー・弁護士）との相談機会を設けたり、関係部署、外部機関と連携して支援を行ったりしている。また、奨学課が奨学金事務等を担い修学支援を行っており、就職支援はキャリアセンターが担っている。また、大学院学生特有の研究活動等における悩みなどには、指導教授や研究科委員長、その他の教員などとも適宜連携をしながら、支援にあたっている。

また大学院では、論文執筆などの支援として中央大学アカデミック・サポートセンターが運営している「ライティング・ラボ」を利用できる他、授業科目としてアカデミック・ライティングを養う「アカデミック・ライティングの方法と実践」などの授業科目が設置されている。

### ○成績不振の学生の状況把握と指導

学生の修学状況については研究活動の状況と共に指導教員がその把握と指導にあたっているが、特に講義科目に関する成績不振者への対応としては、学期ごとに修得単位数と成績評価結果の点検を大学院事務室において実施している。結果は必要に応じて研究科委員長や指導教員と連携を図ることにより、必要な指導に繋げている。

また、研究活動における状況の把握として、博士前期課程については、毎年度6月上旬に提出を求めている修士論文題名届と、7月に行う修士論文中間報告会において把握している。博士後期課程については毎年度4月研究状況報告書においてその進捗状況を把握している。標準修業年限を超えて在籍している者は、2022年度は9名である。これらの学生には指導教員を通じて博士学位請求論文の執筆が促される。

### ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

博士前期課程では学生に補充教育が必要であると指導教授が判断した際、本学商学部が開講する科目を聴講することを認めている。そのほか、少人数教育であることを活かし、主に演習を通じて学生に補習が必要であるときに指導を行っている。

このほか、正課外における支援体制としては、全学的組織である中央大学アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けたチューターによる学術的文章の作成支援を行っており、学位請求論文他、自身の研究成果をまとめる際には利用を促している。

### ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者と指導教員、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることがわかっている場合には、入学試験の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。入学後については、施設設備面では頻繁に利用する2号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席やノートテイクなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

### ○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

#### 1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在学中で学業成績・研究能力が優れた者  
博士後期課程在学中で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

## 2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

## 3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

## 4) 学部・大学院給付奨学金（外国人留学生対象）

給付対象：学部2年生以上・大学院学生の留学生 ※在留資格・所得要件等あり

給付期間：1年間

給付金額：授業料/在学料・実験実習料の50%相当額

## 5) 学費減額（外国人留学生対象）

給付対象：学部学生・大学院学生の留学生 ※在留資格・所得要件等あり

給付期間：1年間

給付金額：授業料/在学料の30%相当額

この他、学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。

学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、2021年度実績で106名（商学研究科は8名）、大学院指定試験奨学金は7名（商学研究科は0名）となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRAの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍院生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、2012年度以降、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。



### ○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行う、外国人留学生チューター制度を設けているが、2021年度商学研究科の利用者はいない。また、日本語による論文作成に関するサポートは、アカデミック・サポートセンターに設置されるライティング・ラボにおいて支援を行っている。

### ○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

#### 1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティングの支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け、導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）の一環として実施する「大学教員養成講座」の開放（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の講演動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

#### 2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けのweb掲示板による情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報の提供）

#### 3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・税理士：「税法判例研究」などの授業科目を設置し、税法専門の教員により研究指導、論文執筆サポート
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

**<点検・評価結果>**

上記のとおり、大学院学生の特長や組織の規模感、ニーズなどを踏まえて必要な学生支援の体制を整備し、適切に支援を行っている。

**<長所・特色><問題点><今後の対応方策>**

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

**<現状説明>****○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

大学院学生を対象にした全学アンケートは実施されていないが、大学院 FD 推進委員会が主体となって大学院学生を対象に毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎に FD 推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。対応事例としては、研究指導や授業の実施方法について、オンラインで行うメリットがある一方で対面での研究指導を求める声があった。これを受け、デジタルリテラシーへの配慮や双方向コミュニケーションの観点から、2022年度の授業実施や修士論文中間報告会などは教員ごとに学生のニーズに合わせ対面とオンラインを組み合わせ対応している。

2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合により FD 推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

**<点検・評価結果>**

上記のとおり、研究状況・授業等に関するアンケートにおいて学生支援に関する意見をまとめる項目を設け、毎年度点検・評価を行っており、結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

**<長所・特色><問題点><今後の対応方策>**

特になし。

**◇大学院の教育研究等環境**

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

### ＜現状説明＞

#### ○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、研究状況・授業等に関するアンケートにおいて、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうした形で学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。

また、大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線LAN環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替え、建物内の禁煙化、喫煙コーナーの屋外設置、空調設備の更新が行なわれてきているほか、多摩校舎2号館5階の渡り廊下部分に自販機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階ロビーには談話スペース（大学院ラウンジ）があり、休憩時間や空き時間には大学院学生が活用しているほか、学生生活関連棟（Cスクエア）の建設などでも談話スペース等の充実が図られており、大学院学生にも利用できる空間となっている。さらに、生活の場の一部としても研究室が活用されている。

### ＜点検・評価結果＞

上記のとおり、大学院学生からの意見を反映する仕組みをつくり、共有の談話スペースや休憩スペース、また院生一人一人に研究室を割り当てているなど、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方針＞

特になし。

＜点検・評価項目③については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

### ＜現状説明＞

#### ○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、総合政策研究科と共有するかたちで授業教室が20室用意されている。このほか大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室2号館および3号館（法学研究科30室、経済学研究科17室、商学研究科17室、文学研究科28室、総合政策研究科4室）に設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生ともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス（2号館4階～6階）の全ての教室で無線 LAN が使えるよう整備しており、そのうち多摩キャンパスでは2教室 PC が常設されている。また、多摩キャンパスと他校地をネットワークでつなぐ遠隔授業システムをそれぞれ1室設けている。他方、研究支援としては、各自が自習をするための情報自習室（多摩キャンパス2号館6階）のほか、学生研究室においても個人所有の PC でインターネット接続できるよう整備している。

さらに、多摩キャンパスでは、論文作成のためのノート型 PC、授業用ノート PC、プロジェクタ及びビスクリーンの貸し出しを行い、インターネット、PC を活用した教育研究環境の拡充に努めている。情報自習室の PC は Windows 10 で運用されており、大学院事務室でユーザアカウントと初期パスワードの交付を受けて利用することとなっている。1人 400MB までホームディレクトリにデータを保存することも可能である。多摩キャンパスでは、利用可能端末数は 36 台、利用可能ソフトは、Microsoft Office、SPSS、Mathematica、SAS、Amos、Stata 等である。また、貸し出し用ノート PC は 32 台用意されている。

大学院学生の情報処理施設・設備利用にあたっては大学院事務室で所定の手続きを行い、「中央大学大学院キャンパス情報ネットワーク管理運用基準」を遵守することとしている。

#### ○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日：8:45～17:00 としている。

学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から 23時 00分（閉門時刻）まで利用できる。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、研究室や授業教室の整備や PC 教室などの情報環境を整えており、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点 1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点 2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

#### <現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

専任教員が研究活動に専念できる環境を整え、もって個々の研究の促進・発展に資するとともに、本大学の継続的な研究・教育力の維持・向上を図るため「研究促進期間制度」を規定に定めている。この制度の利用は基本的には商学部における決定による。この制度の利用者は

2022年度3名となっている。なお、教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）および各教員の研究室については、主本属となる商学部・法務研究科の記述を参照されたい。

### ○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TA、RAとも組織化されており、TAについては、1）大学院学生が学部の演習科目の授業実施補助を行うもの、2）博士後期課程の学生が、博士前期課程の学生の演習授業、特に、タームペーパーや修士論文の作成に関するテクニカルな援助を行うものがあり、いずれも教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援すると共に、学生の教育・研究活動を促進する役割を果たしている。TAに求められる役割の拡大にあわせて、彼らの雇用環境の改善についても随時議論されている。

RAについては、企業研究所の準研究員である博士後期課程学生をRAに採用する途が拓かれている。RA制度の趣旨は、「本学が行う研究プロジェクト等の各種研究活動の補助業務を行わせることにより研究活動の強化・充実を図り、併せて大学院学生の研究能力の向上に資する」点にある。RAによる文献・資料の収集等のサポートにより、教員の研究活動をアシストすると共に、本制度を通じて企業研究所における研究活動に若々しい研究者のインプットが増加しており、研究の深化・推進にも寄与している。また、本制度により、博士後期課程学生一人あたり年額最高100万円までの支給が可能になり、研究活動の支援制度としても有効に機能している。

商学研究科におけるTA採用学生数及びRA採用学生数（博士後期課程のみ）を過去5年間でみると、下表のとおりである。

[TA採用実績（2017～2021年度）]

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
博士前期課程	4	4	3	1	2
博士後期課程	1	1	2	2	2

[RA採用実績（2017～2021年度）]

年 度	2017	2018	2019	2020	2021
博士後期課程	2	3	3	3	3

### <点検・評価結果>

上記のとおり、所属教員に対しての研究環境や研究促進制度による研究専念時間の確保、やTA、RAなどのサポート制度が充実しているといえる。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学運営・財務

### I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

＜現状説明＞

○意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第3章（第6条～第14条）に基づき、商学研究科委員会が商学研究科に関する事項を審議することとしている。商学研究科委員会は、商学研究科で研究指導を行うすべての専任教員によって構成されており、1か月に1回程度のペースで開催され、大学院学則第11条に定める事項について意思決定を行っている。

また、研究科委員会の下で、各種教務・学務事項に関して、内容に応じて、教務連絡委員会（教務事項の検討・調整）、改革委員会（教務事項の改善検討・調整）、論文審査委員会（研究年報論文の審査）などの小委員会を設置しており、少人数による議論や報告、検討内容の精査などについて連絡調整を行っている。これらは商学研究科委員会に議案を上程することにより、研究科としての意思決定としている。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

大学院学則において、商学研究科委員長の権限は、「委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。」（第6条第2項）とされている。これは、中央大学学則で定められた商学部長の権限、即ち、「学部長は、その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表する」（第9条第2項）と同様のものである。

また、商学研究科委員長の役割は、商学研究科の理念・目的、教育目標の実現に向けてリーダーシップを発揮すること、商学研究科委員会の決定事項を遵守・推進することにあると考えられ、このようにして、研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性は担保されている。

なお、研究科委員長に事故があるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

商学研究科委員会の役割は、法学研究科、経済学研究科、文学研究科、理工学研究科、総合政策研究科と同様に、大学院学則において以下の事項について審議することであり、1) 学生の入学及び課程の修了に関すること、2) 学位論文の審査並びに学位の授与に関すること、3) その他当該研究科の教育に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるもの、として別に定められたものである。

研究科委員会については法令上の定めはないが、学部教授会が学校教育法第93条の規定を受け、学生の入・退学等の重要な事項を審議するために設置されていることに鑑み、研究科委員会の役割は、学部教授会の定めに基づいたものとしており、その役割は適切であるといえる。

### ○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

商学研究科委員長の選任は大学院学則に基づき、そして商学部学部長選挙の申し合せを準用するかたちで、選挙を行う形で実施されている。商学部の専任教員であって商学研究科の担当教員である者全てが選挙権・被選挙権を有する。加えて、専門職大学院所属の専任教員であって、商学研究科博士課程後期課程担当者も選挙権を有している（ただし、被選挙権は有さない）。なお、選挙方法の概要は、以下のとおりである。

- ① 研究科委員長の選挙は、予め決定した研究科委員会において行う。
- ② 在外研究中、海外出張中及び休職中の者は、選挙人から除く。
- ③ 特別研究中の者は、本人の希望により選挙人に含め、臨時定足数により行う。
- ④ 不在者投票は行わない。
- ⑤ 選挙は、選挙人の3分の2以上の出席がなければ行うことができない。
- ⑥ 選挙において有効投票の過半数を得た者を当選人とする。
- ⑦ 白票は、有効投票とする。
- ⑧ 第1回の投票において、有効投票の過半数を得た者がいない時は、第1位及び第2位の得票者について決選投票を行う。
- ⑨ 決選投票においては、比較多数の得票者を当選人とする。

以上の手続きにより、研究科委員長の選任手続きの適切性、妥当性は担保されている。

### <点検・評価結果>

大学院学則に基づき、商学研究科委員会を設置し、研究科委員長を選任している。権限も同様に大学院学則にて明示されている。また、研究科委員会において重要な事項について審議すると共に、必要に応じて教務連絡委員会や改革委員会等を開催し、詳細な議論を行った上で商学研究科委員会による意思決定を行うなど、民主制に配慮して適切に運営を行っている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

### <現状説明>

#### ○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援す

る各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

#### ○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」・「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るよう様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

#### <点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

#### <長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体



としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

#### <問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運営業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

#### <今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

## 理工学研究科

### ◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

#### <現状説明>

##### ○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

##### ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

理工学研究科の置かれている環境では、従来からある科学技術分野の課題に加えて、現代社会が抱えている複雑な問題（環境、人口、都市、医療等の諸問題）に対して、理学工学分野からのアプローチが強く求められている。そうした課題に出会った時には、対象の中の何を切り出して問題とするのか・どのような解がもとの問題を解決したことになるのか、ということから考えなければならない状況に置かれる。そのような場面でも、問題を導き、積極的に問題解決に向かい、自分自身で考えた方法によって解決策を見出すこと、そしてそのような能力を獲得しようとする姿勢を持ち続けることが非常に重要であると考えている。

このような認識の下、理工学研究科では、修了生が科学技術の第一線で活躍する力を身に付けることを目指した教育研究上の目的を、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第4条の5の四において次のように定めている。

「理工学研究科 理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」

以上のように、理工学研究科における教育研究活動をはじめとした諸活動において、その教育研究上の目的（人材養成目的）は明確に定められており、それらの間には理工学研究科の諸活動の礎となる適切な関係性と緊密性が保持されている。

また、これら理工学研究科における理念・目的・教育目標は、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づいており、さらに以下に示す本学の教育目標にも適合したものである。

「実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標とする。」

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、建学の精神や大学の教育目標を踏まえて理工学研究科における教育研究上の目的を設定しており、適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

<現状説明>

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

理工学研究科の教育研究上の目的は、点検・評価項目①の現状説明でも記したとおり、大学院学則に明示しており、その内容については履修要項のほか本学公式Webサイトを通じて学内外に広く公開・周知している。

また、各専攻における教育研究上の目的等についても、履修要項のほか、大学院ガイドブック、さらには本学公式Webサイト並びに各専攻オリジナルWebサイト（一部の専攻を除く）を通じて、各専攻の教育に対する方針や姿勢をよりわかりやすく提示し、これらに対する理解の促進に努めている。

とりわけ、本学理工学部の在在学生に対しては、授業中をはじめ年2回実施する大学院進学相談会など様々な機会をとらえて、大学院進学の意味を説く中で教育目標等の周知にも努めている。さらに、大学院博士前期課程における学内推薦入学試験、学内選考入学試験に合格した学部4年次生は、大学院授業科目履修制度により4年生のうち大学院の科目を一部先行履修することができる。この制度により、理工学研究科の理念・教育目的等を直接享受することができる。授業の内容を把握した上で大学院に進学できるというメリットがある。また、大学院と学部学生（3～4年次生）対象の合併授業も、その分野の奥深さや広がり認識する上で学部学生に有効であり、大学院への進学意欲向上につながっている。

このほか、入学後の在在学生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャンネルを通じてカリキュラムとその基となる目的を、正確に伝達し理解を促すようにしている。その成果は修了生の就職の状況のほか、本学Webサイトに研究発表実績として公開している学生による研究活動の成果に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材の安定的な輩出状況に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると捉えている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院学則に明示した理工学研究科の教育研究上の目的に加えて、各専攻の教育研究上の目的を各種媒体に明示し、構成員をはじめ社会に適切な形で公表している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

### ＜現状説明＞

#### ○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年に受審した機関別認証評価において努力課題として指摘を受けた、博士後期課程のカリキュラムにコースワークを設定することについては、2018年度から研究科委員長懇談会において他研究科も含めた検討の進め方について確認を行い、2019年度に理工学研究科で、博士後期課程にふさわしく、専攻横断型で履修できる授業科目について具体的な検討を行った。結果、2020年度に全ての専攻において必修科目「研究倫理」を設置し、2021年度からは各専攻における専門分野に関する必修科目「特論」を設置した。さらに、文部科学省が推進する長期・有給の「ジョブ型研究インターンシップ」を、選択科目として設置した。また、2018年度以降は中期的に理工学部と一体となったグローバル化の推進に向けた検討を行っており、ダブルディグリー制度の導入や英語のみで修了できるコースの設立、英語による共通科目の設置等を実現したところであり、今後も継続してその推進を行っていくところである。

### ＜点検・評価結果＞

上記のとおり、認証評価の結果をふまえ、将来を見据えた諸施策を設定している。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

## ◇大学院における内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

### ＜現状説明＞

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

理工学研究科は理工学部に基づき、理工学部所属の専任教員が大学院教育を兼ねて行っているため、自己点検・評価は理工学部と合同で行っている。具体的には、以下の手順となる。まず、理工学研究科組織評価委員会は、理工学部組織評価委員会と合同で委員会を開催し、当年度の作業方針・分担を確認・決定する。専攻・学科選出の各委員は前年度の内容を専攻・学科に持ち帰って新たに自己点検・評価を行い、その結果は研究科委員長の下に集約される。集約された結果は「自己点検・評価レポート」として取りまとめられるとともに、必要な事項については、理工学研究科連絡委員会議や理工学研究科委員会の協議に付され、毎年の改革・改善に役立てられる仕組みとなっている。この一連の作業を通じて、理工学研究科は、理工学部とともに教育・研究機関としての質の維持と向上を図っている。

なお、具体的な改善事例として、理工系の学問分野は、国や言語による垣根が少ないことが

特質としてあげられることから、理工学部・理工学研究科では、グローバルな舞台で活躍できる総合力を身につけた人材の育成を目指し、英語で実施される授業を増やすことに加えて、なおかつ英語だけで修了するコースを4専攻（都市人間環境学専攻・応用化学専攻・精密工学専攻・経営システム工学専攻）において整備した。また、国際学会等での通用力の向上に資するため、個別学生・教員への英語サポートとして、英語学習アドバイザーを月5回程度常駐させる仕組みを整備し、学会に提出する抄録の英語構成・表現の相談・発表練習等のサポートをしている。

#### ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度機関別認証評価において、理工学研究科に対して、「理工学研究科の学位授与方針において、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が、課程ごとに示されていないため、改善が望まれる。」「理工学研究科博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程に相応しい教育内容を提供することが望まれる。」「理工学研究科において、学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、課程ごとに定めるよう改善が望まれる。」との指摘を受けており、理工学研究科としてもこの指摘を真摯に受け止め改善に努めている状況である。

このうち、学位授与の方針、学生の受け入れ方針に関しては、まずは大学院全研究科における共通認識として改善に取り組んでおり、文部科学省から発出された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（通知）」（平成28年3月31日付）を受け、2016年度5月開催の第2回研究科委員長会議にて、大学院全研究科を対象に、既存の「学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を見直し、課程毎に作成することが了承された。これを受け、理工学研究科では、理工学部における同ポリシーの検討結果を踏まえ、2016年度秋より、各専攻にて検討を開始した。これは、2017年1月の理工学研究科委員会で各ポリシーの改定案が承認され、新年度より履修要項、入試要項等に掲載している。

博士後期課程のカリキュラムにコースワークを設定することについては、2018年度から研究科委員長懇談会において他研究科も含めた検討の進め方について確認を行い、2019年度に具体的な検討を行った結果、2020年度に全ての専攻において必修科目「研究倫理」を設置した。さらに、2021年度からは各専攻における専門分野に関する必修科目「特論」を設置した。さらに、文部科学省が推進する長期・有給の「ジョブ型研究インターンシップ」を、選択科目として設置した。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学部と密接な連携を取りながら毎年の自己点検・評価活動を行っており、評価結果に応じて改善・向上に向けた取り組みを行っていることに加えて、認証評価機関からの指摘事項に対しても適切に対応を行っていることから、内部質保証システムは適切に機能していると言える。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

## ◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

現在の理工学研究科は、次の10の主専攻（博士前期課程9専攻、博士後期課程8専攻）で構成されている。

- ・数学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・物理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・都市人間環境学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・精密工学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・電気電子情報通信工学専攻（博士前期課程）
- ・応用化学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・ビジネスデータサイエンス専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・情報工学専攻（博士前期課程）
- ・生命科学専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・電気・情報系専攻（博士後期課程）

理工学研究科においては、これまでの変遷の中で、それぞれの時点で理工学の基幹となる分野をカバーできるように、専門的な学問分野の動向と社会からのニーズをみながら、専攻の設置・改廃やカリキュラムの改正を行うことで、教育研究組織を構成している。新たに教員を採用するときには、それぞれの分野の中で新しい領域や境界領域に進出することを検討し、大きくひとつにまとまった分野に進出すべき時期には、新しい専攻を設立してきている。また、理工学の分野では大学院への進学は一般的であり、これに応えるために、理工学部各学科に接続するように大学院博士前期課程、後期課程を設置している。学部専門教育を担当する教員が大学院を担当しており、卒業研究生と大学院学生も含めた各教員の研究室における研究活動が、研究科教育に反映されている。

以上のおり、理工学研究科は、研究科の理念とこれに即した教育研究上の目的を達成するために、博士課程としての安定性と社会変化や社会的ニーズに対応した的確な教育研究組織の改編を遂げてきている。

近年における組織の見直しとしては、2013年に理工学部到新設された人間総合理工学科における進学者を受け入れる専攻として、人間総合理工学科と都市環境学科が協力し、大学院では両者の融合により先端的研究領域を創出、都市環境学専攻のカリキュラムを強化することが大きな飛躍につながると判断し、都市環境学専攻の名称およびカリキュラムを変更し、2017年4月から「都市人間環境学専攻」をスタートしている。また、時代の変化を捉えた専攻名称変更（2022年度には経営システム工学専攻からビジネスデータサイエンス専攻へ名称変更）もおこなわれている。博士後期課程においては、研究内容の高度化、融合化によって指導教員の研究範

囲も広くなり、各専攻にまたがる境界領域の研究も増えてきていることから、電気電子情報通信工学専攻、情報工学専攻、情報セキュリティ科学専攻を統合し、博士後期課程「電気・情報系専攻」として2017年4月から開設した。

さらには、各専攻の教育目標等を達成するための組織とカリキュラムの改革を併せて進めてきており、理念・目的・教育目標等と現段階の理工学研究科としての教育研究組織の体系における関係性は適切な状況にある。

このほか、理工学研究科は主専攻に加えて以下の4つの副専攻を擁している。

- ・環境・生命副専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・データ科学・アクチュアリー副専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・電子社会・情報セキュリティ副専攻（博士前期課程、博士後期課程）
- ・感性ロボティクス副専攻（博士前期課程、博士後期課程）

これらの副専攻は、実践に即した体系的学修を促進するものとして2003年度より理工学研究科に設置している。副専攻では、主専攻と異なる分野の研究アプローチや当該分野の専門的知識の修得を図ることで、主・副専攻の教育的相乗効果によって学生が所属する主専攻の分野にとらわれることなく、広く豊かな学識と、その応用に資する素養を涵養することを可能としている。

このように、副専攻も含めた組織構成により、理工学研究科は、大学の教育目標の実現を図ると共に、理学、工学及びその関連分野についての教育研究を実現する環境を整備していることから、研究科として掲げる「理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な専門教育を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」という目的に適うものとなっている。

国際環境等への配慮については、「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目にて後述する。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学の教育目標との適合性を図りつつ、理工学分野における学問の動向や社会的要請、国際環境への配慮等を十分に踏まえた教育研究組織を構成している。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価          評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

### <現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の検証に係る日常的な活動としては、理工学部長、理工学部所属の副学長、学部長補佐、理工学研究科委員長、理工学研究所長、研究開発機構長、理工学部事務長、担当課

長等からなる懇談会を月に1回程度開催して、理工学部・理工学研究科が直面する課題の解決や将来的な計画を検討している。懇談会において検討を重ねた後、正式な理工学研究科委員会や理工学部教授会に検討を委ねている。学部教育と大学院教育を円滑に接続させるために運営を一体化すること、教員の研究活動を教育に反映させることが重要であると考えて、このような手続きを設けている。なお、2009年度後期から理工学部長・理工学研究科委員長が兼務となっていることを受けて、学部の各学科および研究科各専攻の連絡委員（学科・専攻の主任に相当）も兼務する体制となっており、学部と大学院の教育及び運営の一体化は進展している状況にある。

各専攻における教育研究組織の点検に関しては、その独自性を尊重した上で、定期的な専攻会議での議論が理工学研究科連絡委員会を通じて理工学研究科委員会で議論できる仕組みができており、理工学研究科全体としてその妥当性を常に検証できる体制になっている。

また、副専攻については、副専攻運営委員会を副専攻毎に設置し、さらに運営委員会委員長相互の連絡調整及び副専攻見直しのために委員長会議を置いている。

いずれの会議体においても、大学を取り巻く環境や入試統計・学生数・各授業科目の履修者数・副専攻登録者数・授業評価アンケート等の情報・資料（過去から現在までの推移を含む）に基づいて、分析および対策の検討をおこなっている。

具体的な事例として、2021年度には、企業ビジネスに関わる技術や知識、データを数理モデルや情報処理を駆使して、実社会において応用できる人材を育成するとともに、近年のビジネスにおける重心の変化や学問的趨勢を反映したカリキュラムの充実を図ってきた「経営システム工学専攻」が教育内容をよりの確に表現することを目的に「ビジネスデータサイエンス専攻」に名称変更を行った。本名称としたのは、本専攻では従前より主としてビジネススキルを有し、企業組織で問題を発見し、数理科学や情報技術を駆使して新たな価値や技術を創出（イノベーション）できるデータサイエンティストの育成を目指すためである。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学部との緊密な連携を図りながら、執行部レベル、専攻レベル、副専攻レベルで必要な資料に基づいて恒常的に教育研究組織に関する点検・評価活動を行っており、専攻の統合や名称変更など、改善・向上の実績も上げている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

#### ◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

#### <現状説明>

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表



理工学研究科及び各専攻（博士前期課程・博士後期課程）の教育目標を含む教育研究上の目的は履修要項に明示している。内容は以下のとおりである。

### 理工学研究科

理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

#### 1) 数学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程は、現代数学の本質と社会的位置づけに関する学識を授け、国際社会の要望に応える思考力・問題解決能力を養い、「豊かな学識と確かな教育能力を持った教育者」「高度情報化社会を支える知的専門職業人」の養成を目的とする。

博士後期課程は、自立した研究活動を通して現代数学の理論・応用に関する豊かな学識と創造力を培い、「創造性豊かな専門的研究者」「確かな教育・研究能力を持つ大学教員」の養成を目的とする。

#### 2) 物理学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

現代の科学技術の急速な発展は、今日の知識を明日には陳腐化したものにしようとなさえている。本専攻ではこのような先端技術の進歩を意識しながら、基礎知識や基本的な解決方法と解決手順を身につけ、それを実際に応用できる能力を持つ人材を育成することを目的としている。

博士前期課程では、研究機関で活躍できる研究者の育成とともに、民間企業の技術者として有為な人材を育てることに主眼を置き、特定の専門分野の高度技術者としてよりも、広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を育てることを目標とする。また、博士後期課程への基礎となる学識と研究能力を養うことを目的としている。

博士後期課程では、大学、公的機関等で活躍できる研究者の育成とともに、民間企業の高度な専門技術者として有為な人材を育てることを目標としている。

#### 3) 都市人間環境学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

21世紀の最重要課題は、地球環境と人間の健康の両立である。気候変動や都市化に伴う環境変化、世界的な人口増大に伴う水問題、エネルギー問題、食料問題等の課題解決には、今後の科学技術研究が「有限な地球環境の持続可能な発展」を基本に据えた上で、その枠組の再構築を行いつつ、新しい科学技術の開発を行うことが求められている。このような現状を踏まえ、都市人間環境学専攻では専門分野の知識を深めるとともに複合的に絡み合う諸問題に対して、総合的にものを考えられる人材育成を目的としている。

都市人間環境学専攻では自ら考えて問題発見・解明し、解決策を提案できる技術者、研究者の育成を目的としている。本専攻では、学部で得た知識を基礎としつつ、実社会や自然現象を研究対象として扱うことで中央大学の伝統である実学をモットーとした研究を通じた人材の育成を行う。それら研究成果の国内外の学会や研究会での発表、他研究機関との共同研究を通じて交流の機会をつくり、国際性、協調性、幅広い知識を養う。博士前期課程では、都市人間環境学の幅広い分野で活躍できる学識と実行力を有する技術者、研究者を養成する。博士後期課程では、より高度な研究活動を通して、さまざまな社会の問題に自立して取り組める技術者、研究者を養成する。

それらの研究成果の国内外の学会や研究会での発表、他研究機関との共同研究を通じて交流の機会をつくり、国際性、協調性、幅広い知識を養う。後期課程では様々な社会からの要請を積極的に正面から受け止め、問題を構造化し、その解決に向けて一步一步研究に努力していく研究者、エンジニアの育成を目指している。

#### 4) 精密工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

わが国が国際社会で共生し続けるためには、最先端の技術を駆使した物すなわちハードと、情報すなわちソフトからなる人工物を創成することが必要である。有限な地球資源を有効活用した高い付加価値をもつ人工物は、人に快適で優しい機能に加えて高い性能と信頼性を持ち、自然の循環システムに近いエコ・プロセスで地球環境を保全することが重要である。精密工学専攻では、このような地球共生時代に適合する人工物創成のための工学を目指し、教育研究活動を推進する。

#### 5) 電気電子情報通信工学専攻（博士前期課程）

高度情報化社会を支える基盤技術である電気・電子・情報通信工学は、自然を理解する上で基本となる3要素、“物質”、“エネルギー”、および“情報”を、電気現象の側面から理解すると共に、得られた知識を豊かな社会実現のために応用する学問で、大変幅広い分野を扱っている。

本専攻の各研究室で取り組んでいる研究テーマは、いずれもこの分野の中から選ばれ、社会の発展に貢献が期待できる最先端技術を扱っている。このような研究テーマに取り組むには、現存の知識を体系化して理解し、それらを盲信せず、論理的な思考や実験を通して新たな知見や技術を生み出す作業を、自律して遂行できる能力が必要である。本専攻では、社会発展に貢献できる研究者・技術者は、このような能力を備え、創発力を持つ人であると考えている。本専攻の「教育上の目的」は、このような能力を修得した人材を育成することであり、それを実現するため、学部で修得した知識を拡充すると共に、各自が選択した特定分野の応用力を増強できるよう、最先端研究の一端を担う機会を提供している。また、産業界で働く社会人に対して、高度の専門職として活躍するため、より高い問題解決能力を修得できる機会も提供している。

#### 6) 応用化学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

21世紀の化学の役割は、物質の合成や変換という化学本来の役割から発展して、地球環境、エネルギー、新素材、生命現象などの先端分野における重要な課題を解決することにある。本専攻は、そのような課題解決の中核を担う人材の輩出を目的とする。

博士前期課程では、化学の基幹分野である無機化学・物理化学・有機化学・化学工学の高度な専門知識の獲得とともに、機能・物性化学系、環境・プロセス化学系、生命・有機化学系のいずれかの分野の先端的研究を通じて、化学の幅広い分野で活躍できる技術者、研究者を養成する。博士後期課程では、自立した研究者として最先端のテーマについて顕著な研究成果をあげ、国際的に活躍できる研究者、技術者を育成することを目指す。

#### 7) ビジネスデータサイエンス専攻（博士前期課程・博士後期課程）

ビジネスデータサイエンス専攻では、社会および地球環境を考慮に入れた広い視野に

立ち、情報技術を含めた工学的手法の適用を通して、より良い組織運営を実現するための方法論の研究・教育を行う。ビジネスデータサイエンスとは、企業などの組織をはじめ、社会における意思決定、計画、開発、設計、実行、管理、評価などの様々なビジネスに資するデータサイエンスを指す。本専攻では、専門分野として、品質環境経営、生産管理、新製品開発、マーケティングサイエンス、信頼性・安全性工学、統計学、機械学習、金融工学、保険数理、オペレーションズリサーチ、ソフトコンピューティング、ヒューマンメディア工学、感性工学、知能情報学、自然言語処理などに重点を置く。

博士前期課程では、これらの専門分野で指導的な役割を果たすことのできる技術者・研究者を育成する。博士後期課程では、より高度な研究活動を通して、自立して研究を遂行する知識と能力を持つ研究者・技術者を養成する。また、産業界で働く社会人が、本専攻の専門分野を学習し、実際問題の解決に関連する応用研究を行うことを通じた人材育成も行う。

#### 8) 情報工学専攻 (博士前期課程)

情報工学専攻では、理工学研究科の教育研究上の目的に加えて、幅広い産業分野において新展開を行う際の基幹となる情報分野において、本質を理解することによる新しいプログラミング言語に対応できる能力、新世代の高度情報処理を実現するソフトウェア・ハードウェア両面の深い知識、及び、国際社会の情報マネジメントに必要なデザイン能力を備えることによって、高品質（ハイクオリティ）情報処理を実現し社会に貢献する高度人材の育成を教育研究上の目的とする。

#### 9) 生命科学専攻 (博士前期課程・博士後期課程)

物質情報レベルで生命現象を解き明かす分子生物学研究は、基礎生命科学分野および応用分野での人類の多くの課題を解決する中心的アプローチである。一方、人間の活動によって引き起こされた大気・海洋・陸域での物資循環の攪乱への対策立案のためには、光合成や微生物が利用する反応などの知識を基礎とした生態系への理解が必要である。このように、生命科学においては、微視的および巨視的視点がともに必要とされている。この両者に対応できる能力を身に付けた人材の育成が本専攻の目的である。それを実現するために、生命科学専攻では、「生命機能解析」、「生命圏生物学」、「生命機能利用」の3つの基幹となる専門分野を設け、分子、細胞、個体、集団と環境との関わり、及び進化を包括した新しい教育・研究を展開する。

#### 10) 電気・情報系専攻 (博士後期課程)

従来電気系および応用数学と分類され、そこから派生してきた電気工学、数理工学、電子工学、情報工学、情報通信工学、情報技術、情報セキュリティ科学等の基礎から応用に至る諸問題を理解し、21世紀の高度情報化社会の進展に寄与できる能力をもち、専門分野の情報収集・発信能力などを備えた国際レベルの専門家として、指導的な役割を果たすことができる人材の育成を目指す。

以上の教育目標に基づき、学位授与の方針を以下のとおり定めており、履修要項及び本学公式 Web サイト上に明示している。教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、その内容が適切であるかについて毎年度理工学研究科連絡委員会議及び

各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。

なお、修得すべき学習成果については8つの知識・能力を獲得しているものとし、学位授与の方針の中で明示している。

#### 学位授与の方針

理工学研究科では、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づく「実学重視」教育の立場から、理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成します。その意味するところは、科学技術分野の諸課題、並びに現代社会が抱える複雑な課題に対して、新しい視点を持って自ら取り組むべき問題を明確化し、その問題を多面的に考察し、最適な解決策を見出すこと、そしてそのような能力の向上に向けて継続的に努力する姿勢を持つことのできる人材の養成です。また、産業界で働く社会人に対しては、各専攻が関与する専門分野の学習・研究能力向上の機会を提供することで、より高レベルの技術課題解決能力を有する人材を養成します。

各専攻の養成する人材像は次の通りです。

#### 数学専攻：

- ①博士前期課程：現代数学の本質と社会的位置づけに関する学識を持ち、国際社会の要望に応える思考力・問題解決能力を発揮できる、「豊かな学識と確かな教育能力を持った教育者」、「高度情報化社会を支える知的専門職業人」を養成します。
- ②博士後期課程：自立した研究活動を通して現代数学の理論・応用に関する豊かな学識と創造力を培った「創造性豊かな専門的研究者」、「確かな教育・研究能力を持つ大学教員」を養成します。

#### 物理学専攻：

先端技術の進歩を意識しながら、基礎知識や基本的な解決方法と解決手順を身につけ、それを実際に応用できる能力を持つ人材を養成します。

- ①博士前期課程：研究機関で活躍できる研究者の養成とともに、民間企業の技術者として有為な人材を育てることに主眼を置き、広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を養成します。
- ②博士後期課程：大学、公的機関、あるいは民間企業における研究開発等で活躍できる高度な研究者を養成します。

#### 都市人間環境学専攻：

- ①博士前期課程：都市人間環境学分野の知識を深めるとともに、自ら考え問題発見・解明し、解決策を提案できる技術者、研究者を養成します。
- ②博士後期課程：広く深い専門知識を体系的に有し、都市人間環境学分野における様々な社会問題に対して自立して研究を遂行できる技術者、研究者を養成します。

#### 精密工学専攻：

- ①博士前期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する専門知識を有し、それらを独創的な機械システムの開発に応用することができる実践的能力を備え、グローバルな視点をもって活躍でき、安全な社会、循環型社会等の実現に資することのできる高度な専門的技術者を養成します。
- ②博士後期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する最先端の高度な専門知識と独創性豊かな研究開発能力、およびチームを指導する能力を有し、それらを快適な人間社会の維持、発展に役立てるためにグローバルな視点をもって活躍できる上級研究者・技術者を養成します。

#### 電気電子情報通信工学専攻：

電気・電子・情報・通信技術を基盤とする高度化社会における企業、研究機関、研究教育機関等において、職場での実践と経験と自学習によって、常に持てる知識と応用力を更新させ、駆使し、協働的環境のなかでも、互いに知恵を出し合って、創発力を発揮し、より先導的に活動することができる人材を養成します。

#### 応用化学専攻：

- ①博士前期課程：学士課程における化学の基幹分野である無機化学・物理化学・有機化学・化学プロセス工学の専門知識の獲得とともに、機能・物性化学系、環境・プロセス工学系、生命・有機化学系のいずれかの分野の先端的研究を通じて、化学の幅広い分野で活躍できる技術者、研究者を養成します。
- ②博士後期課程：無機化学・物理化学・有機化学・化学プロセス工学の高度な専門知識の獲得とともに、機能・物性化学系、環境・プロセス工学系、生命・有機化学系のいずれかの分野の自立した研究者として最先端のテーマについて顕著な研究成果をあげ、国際的に第一線で活躍できる研究者、技術者を養成します。

## ビジネスデータサイエンス専攻：

- ①博士前期課程：品質環境経営、生産管理、新製品開発、マーケティングサイエンス、信頼性・安全性工学、統計工学、金融工学、保険数理、システム工学、オペレーションズリサーチ、ソフトコンピューティング、ヒューマンメディア工学、感性工学、知能情報学、知能システム工学などの専門分野で指導的な役割を果たすことのできる技術者・研究者を養成します。
- ②博士後期課程：より高度な研究活動を通して、自立して研究を遂行する知識と能力を持つ技術者・研究者を養成します。

## 情報工学専攻：

情報分野の幅広い業種にわたりミドル～トップマネジメントの担い手となるため、専門性と共に広範な基礎知識を身に付け、夢の実現に向けて学び挑戦し続ける心を備え、それを基礎として、研究活動や学会での研究発表等を通じて培ったコミュニケーション力を備えます。これらを具備した、集団および社会における自らの役割を常に意識し、正しい倫理観をもって行動する知性的な人材を養成します。

## 生命科学専攻：

- ①博士前期課程：日進月歩の発展をしている生命科学の分野に学際的な観点から取り組み、未知の問題を自らの発想で解決できる研究者を養成します。そのためには、コンピュータ解析を含む実験・観察と、自らの実験・観察で得られたデータの解析を重視する教育を行います。
- ②博士後期課程：国際的に評価される高いレベルの研究活動を展開させることによって、自らの持つ高度の専門的な知識と能力に自信を持たせ、創造性を生み出すような研究者を養成します。

## 電気・情報系専攻：

電気・情報系専攻では、電気・電子・情報・通信技術、情報処理分野、情報数理分野、情報システム・ネットワークと情報セキュリティ分野等を基盤とする高度化社会における企業、研究機関、研究教育機関等において、専門分野の情報収集・発信能力などを備えた国際レベルの専門家として、自立した活動を行う研究者・技術者を養成します。また電気・情報関連技術が人間・社会に与える影響についての洞察力や幅広い視野を持ち、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身に付けた人材を養成します。

また、理工学研究科では、所定の教育課程を修め、次の8つの知識・能力を獲得した人材に対し、修士（理学、工学）、博士（理学、工学）の学位を授与します。

1. コミュニケーション力：様々な説明の方法や手段を駆使し、意見の異なる相手との相互理解を得ることができる。
2. 問題解決力：新しい視点を持って自ら問題を発見し、最善の解決策を選択し、計画的に実行できる。その結果を多面的に検証し、計画の見直しや次の計画に反映することができる。
3. 知識獲得力：継続的に深く広く情報収集に努め、取捨選択した上で、知識やノウハウを修得し、関連付け、他者が思いつかない形で活用することができる。
4. 組織的行動能力：チーム、組織の目標を達成するために何をすべきか、関係者の利害を複数の視点から幅広く考慮したうえで適切な判断を下し、自ら進んで行動を起こすだけでなく、目指すべき方向性を示し、他を導くことができる。
5. 創造力：知的好奇心を発揮して様々な専門内外のことに関心をもち、それらから着想を得て科学技術の発達に貢献するような独自のアイデアを発想することができる。その際、関連法令を遵守し、倫理観を持って技術者が社会に対して負っている責任を果たすことができる。
6. 自己実現力：自らを高めるため、常に新しい目標を探しており、見つけるとその達成のために最短の道筋を考えてそれをたどるために努力する。失敗してもあきらめず、繰り返し挑戦する。
7. 多様性創発力：多様性（文化・習慣・価値観等）の相互理解を得て適切に対応しつつ、自分が何を望むか、まわりが自分に何を望んでいるのかを総合的に判断し、行動できる。加えて、複数人の協同により、相乗効果を生み出すことができる。
8. 専門性：専攻に応じた専門性を身に付けている。（詳細は、専攻ごとに別途定める）

各専攻を修了するために身に付けるべき知識・能力は次の通りです。

## 数学専攻：

- ①博士前期課程：数学の専門知識と数理的素養を体系的に有して、鋭い洞察力で、さまざまな分野における問題の論理構造を明らかにし、問題解決できる。
- ②博士後期課程：数学の専門知識と数理的素養を体系的に有して、鋭い洞察力で、さまざまな分野における問題の論理構造を明らかにし、問題を解決するとともに、論文作成能力を身に付けている。

## 物理学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

- ①博士前期課程：身の回りの自然現象から宇宙の成り立ちに関することまで、幅広く自然現象に興味を持ち、専門分野における問題の解明に従事できる能力を持っていること。また、その成果を社会に還元できる知識・能力を備えている。
- ②博士後期課程：高度な専門知識を有し、研究者として専門分野における問題を解明する能力を持っていること。またその専門知識を応用し、多様な自然現象の深層にある普遍性を見抜く視野を有していること。さらに自身の探求の成果を社会に還元できる能力を備えている。

## 都市人間環境学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

- ①博士前期課程：都市人間環境学についての基本的な知識を体系的に有し、地球環境の持続可能な循環型社会システムの構築を目指してさまざまな課題を分析・評価し、全体最適化を図りつつ、解決のためのプロジェクトを実現できる。
- ②博士後期課程：都市人間環境学についての広く深い専門的知識を体系的に有し、地球環境の持続可能な循環型社会システムの構築のためのプロジェクトを指導・遂行できる。

## 精密工学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、次の専門性が求められます。

- ①博士前期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する専門知識とグローバルな視点を持って活躍できる行動力を有し、独創的な機械システムの開発を通して社会に貢献できる。
- ②博士後期課程：機械工学を基礎とする精密工学に関する最先端の高度な専門知識に加えて、独創性豊かな研究開発能力とチームをまとめる指導力を有し、快適な人間社会の維持、発展のためにグローバルな視点をもって活躍することができる。

## 電気電子情報通信工学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、次の専門性が求められます。当該工学分野の知識と応用力を広く、深く有し、それらを中核とし、相応の人間力も、できれば分野以外の関連工学の知識も、併せて活用し、経済性や環境などの複合的な制約条件下で、全体を見通した構想の基に、互いに知恵を出し合って、創発力の発揮に努め、複合的に絡み合う課題の適切な解決策や解を導き出すことや、特定の需要に合ったシステム、構成要素又は工程の適切な設計をすることを、継続的に行うことができる。

## 応用化学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められる。

- ①博士前期課程：広い専門知識を体系的に有し、新しい化学物質を生み出すことを基礎として、さまざまな問題に化学の観点から教員の助言のもと解決策を見出し、その成果を社会に還元できる。
- ②博士後期課程：広く深い専門知識を体系的に有し、新しい化学物質を生み出すことを基礎として、より高度な知識や能力に基づきながら、さまざまな問題に化学の観点から自ら解決策を見出し、その成果を社会に還元できる。

## ビジネスデータサイエンス専攻：

## (1) 博士前期課程

広さと深さがある知識と経験をもとに、様々な分野へデータサイエンスを活用するプロジェクトをリーダーとして推進でき、そしてより高度なデータ分析および問題解決ができる、あるいは専門職業人と討論できる。

## (2) 博士後期課程

より高度な研究活動を通して、自立して研究を遂行する知識と能力を備え、組織におけるビッグデータの利活用を先導し、データサイエンスの観点から組織の全体最適化を計画・実行し、様々な分野でのイノベーションを推進できる、あるいは専門職業人と討論できる。

## 情報工学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力と総合して、情報分野及びその応用・関連分野において以下の知識・能力を身に付けるべきとします。

[コミュニケーション力] 様々な説明の方法や手段を駆使し、意見の異なる相手との相互理解を得ることができる。

[問題解決力] 自ら課題を発見し、最善の解決策を選択し、計画的に実行している。その結果を多面的に検証し次の計画に反映できる。

[知識獲得力] 継続的に深く広く情報収集に努め、取捨選択した上で、知識やノウハウを習得し、関連付けた上で他者が思いつかない形で活用できる。

[組織的行動能力] チーム、組織の目標を達成するために何をすべきか、関係者の利害を幅広く考慮した上で適切な判断を下し、自ら進んで行動を起こすだけでなく、目指すべき方向性を示し、他を導くことができる。

[創造力] 知的好奇心を発揮して様々な専門内外のことに関心を持ち、それらから着想を得て科学技術の発達に貢献するような独自のアイデアを発想することができる。その際、関連法令を遵守し、倫理観を持って高度技術者が社会に対して負っている責任を果たすことができる。

[自己実現力] 自らを高めるため、常に新しい目標を探しており、見つけるとその達成のために最短の道筋を考えてそれをたどるために努力する。失敗してもあきらめず、繰り返し挑戦する。

[多様性創発力] 多様性（文化・習慣・価値観等）の相互理解を得て適切に対応しつつ、自分が何を望むか、まわりが自分に何を望んでいるのかを総合的に判断し、行動できる。加えて、複数人の協同により、相乗効果を生み出すことができる。

[専門性] 情報工学における高度な専門知識を有し、専門知識人対象レベルの情報の理解と正確性の判断をして自らの主張を国内外に発信できる。秀でた工夫により一定基準以上の正確さや緻密さをもった作業を行うことができる。

#### 生命科学専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

①博士前期課程：当該分野の最新の知識を迅速に収集し修得できるのみならず、その知識の拡大・発展の方策を提案できる。過去の知識に囚われることなく自らの実験データの内容を吟味し、そこに含まれる新発見の糸口を見出すことができる。

②博士後期課程：前期課程より高度な課程で、当該分野の知識を収集し修得した上に成り立つ。専門とする分野の知識の拡大・発展の方策を新規に提案し、過去の知識に囚われることなく自ら斬新な実験系・実験手法をデザインし、獲得した新しい実験データの内容を吟味することで、そこに含まれる新発見の糸口を見出し、学術論文・博士論文としてまとめることができる。

#### 電気・情報系専攻：

理工学研究科を修了するために身に付けるべき知識・能力に加え、以下の専門性が求められます。

当該分野の高度な専門知識と応用力を広くかつ深く有し、それらを中核に相応の人間力や分野外の関連知識も併せて活用し、経済性や環境などの多様かつ複合的な制約条件下で、全体を見通した構想の基に互いに知恵を出し合って創発力の発揮に努め、多様かつ複合的に絡み合う課題の適切な解決策や解を導き出すことや、特定の需要に合ったシステム、構成要素又はシステムの適切な設計をすることを、先導的かつ継続的に行うことができる。

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、いずれも履修要項及び本学公式 Web サイト上に明示し、学内外に広く公開・周知している。

とりわけ、学部の在对学生に対しては、大学院進学相談会等の様々な機会をとらえて、大学院進学の意義を説く中で教育目標等の周知にも努めている。

入学後の在对学生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャンネルを通じて伝達し理解を促すようにしている。その結果は修了生の就職の状況のほか、学生による研究活動の実績（学会発表実績）に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材育成の成果に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると考えている。

例えば、学部・大学院入学式後の学科紹介の時に、大学院の新生も学部の新生と一緒に学科の教職員全員出席のもと、両新生とその保護者に対し、教育方針とカリキュラムの説明を行っている。また、8月のオープンキャンパス及び大学祭の際の学科紹介においても担当教員が不特定多数の参加者に対し、同様の説明を行っている。

### ＜点検・評価結果＞

理工学研究科として課程修了にあたって学生が修得することが求められる学習成果は教育目標を踏まえて専攻ごと・課程ごとに学位授与方針に示しており、その内容が適切かについて毎年度理工学研究科委員会および各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。また、その内容については、本学公式WEBサイト上や履修要項に明示するとともに、大学院相談会等の機会にも周知に努めており、学内外へ向け適切に公表・周知できている。

### ＜長所・特色＞

特になし。

### ＜問題点＞

生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）修了時に授与される学位は、理学または工学となるが、授与する学位ごとに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が、定められていない。

### ＜今後の対応方策＞

まずは生命科学専攻において検討を行い、2022年度内に理工学研究科委員会で学位ごとに分別した学位授与の方針について審議・決定予定である。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表  
 評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

### ＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

理工学研究科の教育課程編成・実施の方針は、先述の教育目標及び学位授与の方針に基づいて策定し、履修要項及び本学公式Webサイト上に明示している。教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、その内容が適切であるかについて毎年度理工学研究科連絡委員会及び各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。

### ＜教育課程編成・実施の方針＞

#### ＜カリキュラムの基本構成＞

理工学研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力を修了時点で確実に身につけられるよう、論文研修科目、主専攻科目、共通科目、副専攻科目、自由科目を設置します。

論文研修科目：博士前期課程における論文研修では、教員の助言に基づいて、自立した研究に取り組みます。博士後期課程における特殊論文研修では、教員の助言を得つつ、自立した研究を実践します。高度な研究への取り組みを通して、課題の発見から解決方法の提案と検証、情報の発信までを深く体得し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、多様性創発力、専門性を総合的に、かつ高いレベルで身につけます。

主専攻科目：各専攻にはそれぞれの専門分野に特化した科目を設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、専門性を身につけます。

共通科目：幅広い見識を身につけるために設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、創造力、自己実現力、多様性創発力を身につけます。



副専攻科目：学際的融合分野の学習のために設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、多様性創発力、専門性を身につけます。

自由科目：異なる専門分野を専攻する際の基礎的知識を充実させるために設置し、コミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、創造力を身につけます。

なお、一定の範囲内で、本学内の他専攻科目、他研究科科目、オープン・ドメイン科目を履修可能とします。さらに単位互換協定を結んでいる他大学院の授業科目や留学等による認定単位の制度を設けます。

#### <カリキュラムの体系性>

主専攻科目においては、修了生が科学技術の第一線で活躍する力を身につけることを目指し、高い研究能力と広く豊かな学識を教授できるカリキュラムを展開しています。講義科目では高度な専門知識の獲得と問題解決力の伸長を目的に、専門分野について最新の知識を多角的に学ぶことができます。これらの知識をもとに、論文研修は、高度な研究への取り組みを通して、課題の発見から解決方法の提案と検証、情報の発信までを深く体得し、ディプロマ・ポリシーに掲げる8つの知識・能力を総合的に、かつ高いレベルで身につけます。

さらに、副専攻では、複数の専攻にまたがる領域の講義科目と特別演習科目を通じて広く豊かな学識と、その応用に資する素養を涵養することができます。異なる専門分野を専攻する際に必要となる基礎知識については、自由科目の履修により充実を図ることができます。

#### <各専攻の教育課程の編成・実施の方針>

##### 数学専攻：

###### (1) 博士前期課程

連綿と続く数学の歴史を踏まえ、実践的な知識をも視野に入れて、自立した研究者あるいは高度の専門職業人を養成するとともに、社会で活躍できる有能な人材の育成を目指します。これらの目的を達成するために、代数学、幾何学、解析学、統計学および計算機科学の講義と兼任講師による講義など広範囲にわたる講義科目を設置します。論文研修ではこれまでに修得した知識をもとに、研究課題について指導教員が助言を与え、修士論文の作成の指導を行います。

###### (2) 博士後期課程

標準的な専門書と最新の論文から得られる専門的知識と、研究遂行の過程で得られる実践的な知識とを融合させ、自立し、国際的に評価される研究者あるいは高度の専門職業人の養成を目的とします。この目標を達成するために、自らの研究課題を見出せるよう指導教員が助言を与え、特殊論文研修で討論することにより研究課題を精査し、得られた結果を論文にまとめる指導を行います。

##### 物理学専攻：

###### (1) 博士前期課程

広い視野と基礎知識を身につけるために、専任教員による講義科目に加えて、非常勤教員による物理学特別講義、集中講義など、広範囲の専門分野にわたる講義科目を設置します。また、一定の範囲内で、本学内の副専攻科目、他専攻科目、他研究科科目を履修可能とします。さらに単位互換協定を結んでいる他大学院の授業科目や留学等による認定単位の制度を設けます。論文研修では、各自が興味をもって積極的に研究に取り組めるよう、指導教員が研究課題や研究方針に関して適宜助言を与えます。また、修士論文作成の指導を行います。

###### (2) 博士後期課程

指導教員は、学生が自発的、自立的に研究を遂行できる環境の整備、助言などを行い、研究活動をサポートします。また、博士学位論文作成の指導を行います。

##### 都市人間環境学専攻：

###### (1) 博士前期課程

理工学研究科および都市人間環境学専攻における「教育上の目的」および「本専攻を終了するために身につける知識・能力」を達成するために、履修者が都市人間環境学分野の先端的で幅広い知識を習得できるように指導教員のみならず非常勤教員によって教授される多くの講義科目を配置します。また、指導教員の助言に基づき自立した先端研究を行い、研究能力やエンジニアリング能力の基礎を養うとともに成果を発信できる能力を身に付けます。

###### (2) 博士後期課程

博士前期課程で養った高度な専門性を要する研究開発能力をもとに、自立して都市人間環境学分野の独創的な研究を行う能力を養うことができる教育課程を編成します。都市人間環境学論文研修第一～第四を開講して履修者が国内外の最新の関連研究を理解し、自ら研究課題を設定して独創的かつ先端的な研究活動を行うための能力を身に付けます。

## 精密工学専攻：

## (1) 博士前期課程

- ①専門性の高い授業の受講を通して、地球共生時代に適合し社会に役立つ高度な専門的技術者として必要な知識を修得します。
- ②教員の個人指導と実験・開発・解析の実行によって修得した専門知識を、境界領域を含めグローバルな視点で問題解決に応用できる能力を身につけます。
- ③ゼミナールおよび学会発表、論文投稿を通してコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、論文作成能力を身につけます。

## (2) 博士後期課程

- ①独創的な成果を上げることがめざして学生が研究活動に専念できる環境を整えます。
- ②英語によるコミュニケーション能力を向上させ、国際会議における研究発表、国際的な学術専門誌への論文投稿を行います。
- ③ゼミナールを通して、研究指導能力を高めます。

## 電気電子情報通信工学専攻：

理工学研究科および電気電子情報通信工学専攻における「教育上の目的」を達成するために、履修者が電気電子情報通信工学分野の先端的な科目において、幅広い知識を取得できるように、指導教員のみならず非常勤教員によって教授される多くの講義科目を配置します。また本専攻を修了するために身につける知識・能力を習得するために、学生全員が履修すべき電気電子情報通信工学論文研修第一及び第二を設け、研究課題の発見やその解決方法の決定と実践、評価と考察の手順を学び、各指導教員の下で修士論文を作成します。

## 応用化学専攻：

## (1) 博士前期課程

博士前期課程では、無機化学・物理化学・有機化学・化学工学の高度な専門知識を活用し、化学の幅広い分野で活躍するためのカリキュラムを展開します。更に、副専攻や兼任講師による応用化学特別講義を通じて最先端の知識を多角的に学ぶカリキュラムを設置します。これらの知識をもとに、教員の助言に基づき自立した先端的研究を実行し、成果を発信できる能力を身につけます。

## (2) 博士後期課程

博士後期課程では、無機化学・物理化学・有機化学・化学工学の更に高度な専門知識を活用し、化学の幅広い分野の第一線で活躍するためのカリキュラムを展開します。これらの知識をもとに、教員の助言を参考にしつつ自立した先端的研究を自ら実行し、成果を世界に向け発信できる能力を身につけます。

## ビジネスデータサイエンス専攻：

## (1) 博士前期課程

履修者がデータサイエンスに関する先端的な研究分野を理解し各人の研究に資することができるように、学部で配置された内容を基礎に、さらに高度なデータサイエンスに関する科目を配置します。また、指導教員が担当する専門分野に関する研究指導に関する科目、すなわちデータサイエンス論文研修第一・第二を必修科目として設置し、データサイエンス分野について履修者の研究の推進を助けるとともに、実務面での素養を高めるようにしています。

## (2) 博士後期課程

必修科目としてデータサイエンス特殊論文研修Ⅰ～Ⅵを開講し、履修者が国内外の最新の関連研究を理解した上で、自ら研究課題を設定し独創的かつ先端的な研究活動を行えるように、指導教員が指導します。

## 情報工学専攻：

理工学研究科及び情報工学専攻の「教育研究上の目的」を達成するために設けた「学位の授与に関する方針」を満たす高度人材を組織的・体系的に養成するために、以下を教育課程編成の方針とします。

- ・「学位の授与に関する方針」を満たすために、学生全員が習得すべき知識・能力を学ぶ共通科目として「情報工学論文研修第一～第四」を設け、情報工学に関連する分野に対して、社会・環境・技術の調査、課題発見、課題解決方法の考案と比較、取り組むべき解決方法の決定と実践、評価・考察、結果の取りまとめと説明・主張・意見交換の手順を学び、実行し、修士論文作成の準備を行います。
- ・「学位の授与に関する方針」を満たすために「情報工学論文研修第一～第四」のみでは習得できない知識・能力を学ぶ科目として「情報工学基礎科目群」及び「情報セキュリティ科目群」を設けます。「情報工学基礎科目群」には「数理情報学」「社会情報学」「映像情報学」並びに「知能情報及び生命情報学」を適切に配置します。また、情報工学専攻で学ぶ際に前提となる知識・能力を学ぶ科目として、博士前期課程修了要件には含まれない「自由科目」を設け、学習を支援します。

- ・各科目群では、実践を通じた技術・技能や行動特性の習得と振り返りに重点が置かれた「演習科目」、及び、知識の習得に重点が置かれた「講義科目」を、それぞれの学習効果を考慮して配置します。
  - ・各科目で学生が習得すべき知識項目及びその水準については、国内外の参考となる指標、例えば、一般社団法人情報処理学会コンピュータ科学教育委員会が海外の状況も踏まえて策定した「コンピュータ科学知識体系 CS-BOK-J」に準拠して定めます。
  - ・各科目を通じて学生が向上すべき行動特性については、「問題」「指示待ち」、「通常」、「自主的」、「独創的」、「創発的」と段階的に定める行動水準に基づき、科目の内容および実施形態を考慮した上で、設置学年に対応して定めます。
  - ・1年終了時点：「組織的行動能力」及び「自己実現力」については「独創的」またはそれより優れた行動を起こせる。その他については「自主的」またはそれより優れた行動を起こせる。
  - ・修了時点：全ての行動特性について「独創的」またはそれより優れた行動を起こせる。
- 以上の方針、及び方針に基づいて策定する教育課程を定期的に点検の上必要に応じて改善することで、「学位の授与に関する方針」を確実に達成することに努めます。

生命科学専攻：

(1) 博士前期課程

「生命機能解析」、「生命圏生物学」、「生命機能利用」の3つの基幹となる専門分野から成り、分子、細胞、個体、集団と環境との関わり、及び進化を包括した新しい教育・研究を展開します。この目的を実現するために、自由な発想で最新の生命科学研究に挑戦できる研究教育体制を編成します。また、研究科専攻分野間の学術的交流を通して最先端の研究情報を共有するだけでなく、プレゼンテーションの実施と情報発信能力のある研究者の育成を図り、指導教員との討論等を行うことにより各専攻分野に関する学術的理解を実践的な問題解決能力を含む研究開発能力にまで高めます。

(2) 博士後期課程

博士前期課程で養った高度な専門性を要する研究開発能力をもとに、自立して生命科学分野の独創的研究を行う能力を養うことができる教育課程を編成します。研究指導の過程において、学術論文の発表、国内外の学会等での発表、指導教員との討論等を行い、プレゼンテーション能力を涵養し、国際的コミュニケーション能力を育成します。

電気・情報系専攻：

理工学研究科および電気・情報系専攻における「教育研究上の目的」を達成するために、履修者が電気・情報系の学部ならびに修士課程で取得した知識を基に、本専攻を修了するために身につける知識・能力を習得するため、学生全員が入学直後から指導教員を決め、電気・情報系特殊論文研修ⅠからⅥを履修します。これらの論文研修から専門分野の情報収集・発信能力などを備えた国際レベルの専門家として、自立した活動を行う研究者・技術者となるように、各指導教員の下で研究を進め、博士（工学）の学位の申請に必要な十分な知識と問題解決能力を修得します。またタイムリーな研究課題を教授する科目として電気・情報系特殊研究ⅠおよびⅡを必要に応じて開講し、履修者の幅広い先進技術の修得を助けます。

教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針は、いずれも履修要項及び本学公式 Web サイト上に明示し、学内外に広く公開・周知している。

とりわけ学部の在学生に対しては、大学院進学相談会等の様々な機会をとらえて、大学院進学の意義を説く中で教育目標等の周知にも努めている。

入学後の在学生に対しては、各専攻で工夫した資料等を用い、各種ガイダンスや学習指導、導入教育科目等の様々なチャネルを通じて伝達し理解を促すようにしている。その結果は修了生の就職の状況のほか、学生による研究活動の実績（学会発表実績）に表れているものと考えられ、教育目標等に沿った人材育成の成果に鑑み、それらの内容及び周知方法等については有効であると考えている。

例えば、学部・大学院入学式後の学科紹介の時に、大学院の新生も学部の新生と一緒に学科の教職員全員出席のもと、両新生とその保護者に対し、教育方針とカリキュラムの説明を行っている。また、8月のオープンキャンパス及び大学祭の際の学科紹介においても担当教員が不特定多数の参加者に対し、同様の説明を行っている。

### ＜点検・評価結果＞

大学院の教育課程の編成・実施方針については、研究科全体の方針に加えて、専攻ごとに方針を掲げることにより、専攻の教育課程編成に関する指針を学生に浸透させるよう努めている。また、その内容が適切かについて毎年度理工学研究科委員会および各専攻会議において検証と見直しを行い、理工学研究科委員会において翌年度の方針を承認している。なお、その内容については、本学公式 Web サイト上や履修要項に明示するとともに、大学院相談会等の機会にも周知に努めており、学内外へ向けて適切に公表・周知できている。

### ＜長所・特色＞

特になし。

### ＜問題点＞

生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）修了時に授与される学位は、理学または工学となるが、学位ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が、定められていない。

### ＜今後の対応方策＞

まずは生命科学専攻において検討を行い、2022年度内に理工学研究科委員会で審議・決定予定である。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜評価の視点2、5は割愛＞

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

### ＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

理工学研究科を構成する博士前期課程9専攻並びに博士後期課程8専攻の教育課程の概要については、学部での学修を基礎とした応用的な授業科目を多数準備し、学生各自の問題意識に応じてこれを選択履修して知見を深めつつ専門性の体系を身に付けるとともに、研究室における研究活動と教育補助活動の経験を積んでポテンシャルを高めることが可能な教育システムを準備している。

博士前期課程において、大学院学則第44条に基づき学生は課程に2年以上在学し、同第34条第1項に基づき30単位の授業科目の修得が必要である。また、指導教員の指導の下に修士論文の作成・提出を行い、審査及び最終試験に合格する必要がある。学部と比べ授業科目の履修ルールは緩やかであるが、研究分野に応じた科目履修ができるよう必要な科目を配置し、研究

室毎に履修モデルを明示している（履修モデルは履修要項に掲載）。論文作成にあたっては、「論文研修第一」、「論文研修第二」では指導教員から修士学位論文作成に向けた導入的内容の個別指導を受けることができ、「論文研修第三」、「論文研修第四」では指導教員を含む複数の教員から学位論文作成のために厳格な指導を受けることができる。これら4科目は必修科目として配置しており、第一・第二・第三・第四の順に履修することにより、体系的に修士論文として研究成果をまとめることができるよう配慮している。

また、博士後期課程では、同じく大学院学則第44条に基づき課程に3年以上在学し、同第34条第2項に基づき研究指導を中心に展開されるが、ビジネスデータサイエンス専攻以外の専攻は各専攻に設置された「特論」2単位、共通科目設置の必修科目である「研究倫理」1単位および特殊論文研修Ⅰ～Ⅵの12単位、合計15単位、ビジネスデータサイエンス専攻は「特論」を除く合計13単位を修得することとしている。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了することもできる。全ての専攻について、研究者として必須となる知識を涵養する「研究倫理」を履修すると共に、特殊論文研修はⅠ～Ⅵを順に履修をすることにより、体系的に博士論文の質的向上及び修了後に研究者として活躍する能力を育むことを企図している。

他方、副専攻については、博士前期課程は副専攻に1年以上在学し、副専攻毎に定められた必要単位数を修得し、リサーチペーパー1編の審査に合格することとしている。博士後期課程については、博士前期課程に定めた要件に加えて、リサーチペーパー2編の追加審査に合格する必要がある。各副専攻の修了要件単位は下記のとおりである。

－博士前期課程－

- ・環境・生命副専攻：12単位
- ・データ科学・アクチュアリー副専攻：12単位
- ・電子社会・情報セキュリティ副専攻：12単位
- ・感性ロボティクス副専攻：24単位

－博士後期課程－

- ・感性ロボティクス副専攻：8単位　それ以外の副専攻は4単位

なお、副専攻に設置されている科目の大半は主専攻との共通授業科目とすることで、履修者の負担軽減を図っている。副専攻登録者は、2017年度・72名、2018年度・92名、2019年度・51名、2020年度・50名、2021年度・83名、2022年度・52名と、年度によって増減はあるものの、一定の登録者を確保している。

### ○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

博士前期課程においては、修了に必要な30単位のうち、主にリサーチワークとなる論文研修（修士論文指導）を12単位、主にコースワークとなる残りの単位を18単位（以上）と配分している。多くの学生は1年次にその多くの科目を履修して研究遂行に対する知識、周辺分野に対する見分を広め、これと並行して2年間の論文研修を履修している。2年間でのコースワーク18単位修得はリサーチワークの遂行を困難にするほどではなく、バランスは十分に取れている。

博士後期課程においては、2016年度機関別認証評価において「リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえない」との指摘を受け、2020年度より教育課程の見直しを行っている。具体的には、原則として3年間で主にリサーチワークとなる「特殊論文研修」（博士論文指導）12単位、主にコースワークとなるビジネスデータサイエンス専攻を除いた各専攻

に設置されている「特論」2単位、全専攻共通科目として設置されている「研究倫理」1単位の修得が求められる。「特論」で最新の知識を学びながら、リサーチワークとしての研究、実験、海外での研究発表等にバランスよく時間を充てることができるよう指導教員が配慮している。

意欲ある学生には、副専攻の履修が望まれる。副専攻については、博士前期課程の場合には1年間で主にリサーチワークとなる「特別演習」(リサーチペーパー指導)4単位、主にコースワークとなるその他の科目を8単位以上、あるいは2年間で主にリサーチワークとなる「特別演習」(リサーチペーパー指導)8単位、主にコースワークとなるその他の科目を16単位以上という構成である。博士後期課程の場合は、リサーチペーパー作成を軸に、自由な組み立てが可能である。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

理工学研究科は、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に基づき活動している。具体的には、研究面において、それぞれの分野で先端的な研究を推進し、研究成果を多様な方面に積極的に応用することを目指している。このような研究を進めるにあたって、本学は大学の使命と財政的な構造の両面から学生の教育に重点をおいているため、教育と切り離れたところで研究を考えることはできない。そのため、研究の担い手として学生の力に期待するところが非常に大きく、また、研究を通して学生の教育を行うという視点を大切に考えている。その上で、国際的に第一線で活躍できる研究者と技術者を育成することをモットーに、指導方法の改善、履修制度の変更、カリキュラムの改訂、学生収容定員の見直し等、積極的な検討を随時行い、着実に充実させてきている。

博士前期課程では、学部での学修を基礎とした応用的な授業科目を多数準備し、学生各自の問題意識に応じてこれを選択履修して知見を深め専門性の体系を身に付けるとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動の経験を積んで、ポテンシャルを高めることが可能な教育システムを準備している。

博士後期課程では、自立した研究者の養成を目的としているため、論文演習が教育の中心となるものの、上述のとおり博士後期課程の教育課程として必要なコースワークも整備することにより、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に十分に適合した教育システムを準備している。

以下、各専攻について説明する。

#### 1) 数学専攻(博士前期課程・博士後期課程)

数学専攻の博士前期課程では、①純粋数学理論と応用数学理論の十分な知識と数学的感性を育成する、②広くは数理科学的、また工学的感性に基づく問題認識能力を培う、③豊かな学識によって裏打ちされた数学教育能力を伸ばす、④高度情報化社会を支える専門技術能力を教育する、という4点を人材育成上の目標として掲げている。

この目標の実現に向け、純粋数学から応用数学に至るまで、幅広い講義を提供している。そして代数学、幾何学、解析学、統計科学、計算機数学の主要分野で、指導教員の下での「論文研修」、他分野の専門家による「特論」、「特別講義」を履修することとなっている。

また、応用解析、統計科学、情報数学の講義科目に加え、各年度に応用数理も意識した集中講義を組み、各方面からの知識を吸収できるようにしている。具体的には、純粋科学と応用数学の「コア科目」(代数学、幾何学、解析学、統計科学、計算機数学)に、更なる

応用数学科目を「代数学と暗号理論」、「解析学と応用解析学」、「統計科学とデータ科学」というようにペアリングするかたちで体系的に整備するほか、理論分野においても、幾何・解析系では流体力学や反応拡散方程式の理論など、応用分野に直結する内容の講義内容が整備されている。

その他、環境科学への応用に関係して、データ解析、数学モデルによる定式化と計算機によるシミュレーション等、実際的な問題への応用研究を行っている。また、社会から要請されている数学を理解した人材を育成するという観点からは、応用数学、特に、統計科学、計算機数学等の分野で実績を積んでいる。教員養成においては設置以来の伝統を誇り、高度な専門性と幅広い応用性を身に着けた優秀な人材を輩出している。

博士後期課程では、数学特殊論文研修により主体的に高度な現代数学の研究を推進し、また、国内はもとより海外での国際会議での研究発表を含む研究交流を促進して高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・教育者を育成している。また異分野・異業種研究会などを通し、他分野や実社会における現代数学の意義を見通す広い視野を修得できるように配慮している。

## 2) 物理学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程では、研究機関で活躍できる研究者の育成とともに、民間企業の技術者として有為な人材を育てることに主眼を置き、特定の専門分野の高度技術者としてよりも広い視野と基礎知識を持った問題解決型の人材を育てることを目標としている。そのため、実験と理論、古典物理学と新しい分野の物理学とのバランスを考慮しながら、広い範囲にわたる現代物理学の各領域をカバーするカリキュラムを構成している。

一方で博士後期課程への進学を視野に入れ、その基礎となる研究能力を養うことも同時に行っている。上記のカリキュラムを通じて修得される広範かつ精深な学識に加え、「物理学論文研修」を通じて、ミクロからマクロにわたり、さらには複雑系と見なされるような場合も含めて、自然界に見られる様々な現象の物理学的解明を目指して、理論的、実験的、あるいは計算機を積極的に用いた数値的な研究を実践し、研究能力の向上を図っている。

博士前期課程においては、外部講師による講義科目も設置している。「物理学特別講義(第一～第七)」では、物理学各分野のエキスパートを招聘し、最新の話題を提供している。また「高エネルギー加速器科学第一」、「同第二」は高エネルギー加速器研究機構から各科目3名～4名の専門家の教員が高エネルギー物理学における最先端の研究成果を講義するものであり、受講生に大きな刺激を与えることができている。また、連携大学院方式により、物質材料研究機構の3名の教員を客員教授として任用しており、大学院学生の研究分野選択の幅を広げている。

博士後期課程においては、物理学の基礎から最先端にわたる高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・技術者を育成することを目標としている。そのため、物理学の各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整え、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。具体的には、「物理学特殊論文研修」では専門分野の研究を進めるにあたり最先端の研究成果を常に把握して自らの研究に活かしていく指導を、一方「物理学特論」では専門分野にとらわれずに物理学各分野の先端的な話題に触れる機会を提供している。

### 3) 都市人間環境学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程では、学士課程における都市環境学科の「社会基盤整備の科学技術教育」と人間総合理工学科の「人間の視点と自然との共生を実現していくための科学的方法の教育」という教育理念の融合を目指し、広範な分野にまたがる問題を自ら発掘・解決できる学際的、国際的な資質を有するエンジニアの育成を目的としている。

そのために学士課程で修得した知識を基礎とし、都市人間環境学専攻としての基本的知識、技術、倫理を習得するための科目を設けるとともに、これらを総合して実践するために、「都市人間環境プロジェクト第一～第三」という科目を設けている。

研究能力の養成という観点では本学のモットーでもある「実学」を念頭に置き、最先端の課題にも挑戦できるよう、「都市・国土」コース、「人間」コース、「環境」コース、「国際水環境」コースの4コースを設け、それぞれのコース毎に研究能力を高める科目を設置して、研究指導に当たっている。4つのコースは以下の特徴を有している。

「都市・国土」コース：専門知識や情報技術などを駆使して具体的な構造物、時空間環境を計画・設計できる、また防災の知識を社会に還元できる高度なエンジニアの育成

「人間」コース：人の豊かさや感性、健康、思考、行動様式等を学び、安心安全な社会の実現を目指した科学者、技術者の養成

「環境」コース：社会科学や統計学の知識を有し、異分野の専門家や市民と協働で地域または地球規模の環境・エネルギー問題を解決しながら、地域をマネジメントできる人材の育成

「国際水環境」コース：我が国の産業界と行政の風土ならびにその利点に習熟し、かつ国ごとの歴史・文化・風土を尊重する国際的視野を持った高度専門職業人としての水環境・水処理技術者の育成

これらに加え、研究者教育の一環としてTA制度を活用し、実習や講義等の補助業務を通じて、習得した専門知識を応用し発展させる機会を確保している。

博士後期課程では、都市人間環境学に関する高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・エンジニアを育成することを目標としている。そのため、都市人間環境学の各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整え、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。具体的には、「都市人間環境学特殊論文研修」では専門分野の研究を進めるにあたり最新の研究成果を常に把握して自らの研究に活かす指導を行うとともに、一方「都市人間環境学特論」では専門分野にとらわれずに都市人間環境学の各分野における先端的な話題に触れる機会を提供している。

### 4) 精密工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程では、工学先端を追求しつつ産業基盤にも貢献する技術者、研究者の育成を目的としている。特に、精密工学は製造業の基盤を構築する重要な役割を担っている。一方、その実現に期待がかかる先端分野では、 $\mu\text{m}$  台の精度を基準とする超精密の新しい領域が広がり、マイクロマシン、ロボット、工作機械等、精密を追求する新分野の発展は目覚ましい。このような状況を踏まえ、工学先端を追求しつつ産業基盤にも貢献することを目的としたカリキュラムとして、「流体工学特論」、「固体力学特論」、「熱移動工学特論」、「制御工学特論」、「デジタル生産工学特論」といった先端分野に対して横断的な共通科目の他に、マイクロマシン、ナノバイオテクノロジー、ヒューマンインタフェース等、先端



研究に直結する個別の分野を対象とした科目を多数準備し、学術論文や国際会議に発表される最新の研究成果等に基づく知見についても紹介を行っている。学生には、研究テーマに応じた科目の修得を求めるとともに、所属研究室における論文研修、国内・国際会議での学術研究発表、学術誌への論文投稿等のための研究指導を通じてグローバルな視野、そして自立したエンジニア、研究者となるための能力を高めるための教育を行っている。

博士後期課程では、さらに高度な研究能力を持った技術者、研究者となることを目指している。「精密工学特殊論文研修」では各人の専門分野に特化した講義を行っている。一方、「精密工学特論」では、博士後期課程全ての学生に対して、各教員によるオムニバス形式の講義により、幅広い専門性を身につけ、これからの研究者としてのノウハウを学ぶとともに、学生間の交流を行っている。

#### 5) 電気電子情報通信工学専攻（博士前期課程）

電気電子情報通信工学専攻では、電気・電子・情報通信工学の基礎から最先端にわたる高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・技術者を育成することを目標としている。そのため、電力工学、電気機器工学、電気・電子材料工学、電子デバイス工学、集積回路工学、情報通信工学、システム工学、計測・制御工学、電気化学、生体医工学等の幅広い分野を網羅するカリキュラムをもとに、各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整えている。また、「論文研修」、研究室単位の研究報告会、中間報告書の作成と評価、年1度の研究発表会、同窓会の協力により主として発表能力を評価する同窓会賞の授賞等の取組みを行っており、様々なかたちで客観的な評価を受けることによって、講義科目の履修を通じて培われた学識を応用する能力を高めている。また、学会発表や国際会議での発表を奨励し、そのための個人指導を徹底することにより、研究能力、プレゼンテーション能力、さらにはグローバルな視点から物事を考える能力、言語の壁を越えたコミュニケーション能力、論理的な思考に基づく問題解決能力等を強化している。また「電子社会・情報セキュリティ副専攻」は電気電子情報通信工学専攻と関連が深いことから、これらの講義科目の履修を推奨することにより、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。

#### 6) 応用化学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

応用化学専攻では、21世紀における地球環境、エネルギー、新素材、生命現象等の先端分野における重要な課題の解決を担う人材の輩出を目的としている。このような目的の下、学生は、機能・物性化学系（6研究室）、環境・プロセス工学系（3研究室）、生命・有機化学系（5研究室＋1協力研究室）のいずれかの研究室に配属され、専任教員の研究指導の下で研究活動を行い、また学士課程での講義内容をさらに専門化した授業科目を履修する。

博士前期課程の学生に求められる広い視野と深い学識を授けるために、研究内容に直結した授業科目はもとより、学生が所属する系列外の講義科目及び副専攻において開講されている科目を履修できる体制が用意されている。特に「環境・生命副専攻」は関連が深く、履修を奨励している。さらには、他の教育研究機関や他専攻での第一人者をゲストスピーカーとして招聘する「応用化学特別講義」を設けている。

研究能力の向上に関しては、論文研修、研究室内の週単位の研究成果報告会、年1度の学内発表会及び学会発表等の取組みを行っており、様々なかたちで客観的な評価を受けることによって、講義科目の履修を通じて培われた学識を応用する能力をさらに高めている。

博士後期課程の学生には、応用化学専攻の各分野において、国際的に活躍できる独立した研究者・開発リーダーとなるべく、広い視野、深い学識と見識を有し、現在取り組んでいる研究テーマだけでなく、将来、さらに新たな分野を切り開くための、チャレンジ精神を養う教育を行っている。また、諸外国の第一線の研究者との交流や研究成果の発表のため、国際会議での発表や国際誌への論文投稿を促している。

#### 7) ビジネスデータサイエンス専攻（博士前期課程・博士後期課程）

ビジネスデータサイエンス専攻では、社会および地球環境を考慮に入れた広い視野に立ち、意思決定、予測、計画、開発、設計、実行、管理、評価などの様々なビジネスの局面において、数理モデルやアルゴリズムなどの数理的素養や、情報技術を含めた工学的手法を駆使してデータサイエンスを実践できる人材、すなわちデータサイエンティストを養成することを目指している。

そのための授業科目は、学部で配置された内容を基礎に、履修者がデータサイエンスに関する先端的な研究を理解し、各人の研究に資することができるように、発展的なデータサイエンスに関する科目を配置する。

博士前期課程では、「情報検索」、「自然言語処理論」、「データサイエンス基礎数学第一」、「データサイエンス基礎数学第二」、「応用最適化」、「数理統計学」、「ベイズ統計学」、「モデリング」、「機械学習」を所属研究室に依らず履修を強く推奨する授業科目として指定している。授業実施においては、研究及び高度に専門的な業務に従事するのに必要な能力の育成を目的とし、自立的な学習を助長するような工夫を行っている。学生自身による発表・質疑、レポート課題による相互啓発を基本としている。チームを編成しプロジェクト研究を行っている科目もある。また、「データ科学・アクチュアリー副専攻」、「感性ロボティクス副専攻」は特に関連が深く、これらの授業科目を履修することで、より専門的な能力、広い視野を獲得できるようにしている。

博士後期課程では、高い研究能力と豊かな学識を持つデータサイエンス分野の研究者・技術者を育成することを目標としている。そのため、ビジネスデータサイエンスの各分野における論文指導を軸に、高度な専門的知識や能力および広い視野を修得できるよう配慮している。

#### 8) 情報工学専攻（博士前期課程）

情報工学専攻は、理工学研究科の教育研究目的に基づき、情報工学の基礎から応用にわたり研究、開発、実務に携わるための知識と能力とを有し、情報分野で指導的役割を果たしつつ活躍できる人材を養成することを目指している。

これを達成するため、博士前期課程においては、各教員の担当する研究分野 36 科目、電子社会・情報セキュリティ副専攻科目 17 科目を開講し、基礎重視であると同時に幅の広い教育課程を設置している。これによって、情報処理分野、情報数理分野、情報システム・ネットワークと情報セキュリティ分野、コンピュータを構成するハードウェアの高信頼性設計分野の少なくとも一分野から深く課題にアプローチし、問題の発見と整理、解決策の調査と探索、解決策の考案、及び解決策の実施と評価からなる一連の過程を進めることのできる知識と能力とを備えた人材を養成している。

### 9) 生命科学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

生命科学専攻は、物質レベルで生命現象を解き明かす分子生物学のようなマイクロな生命科学から、地球環境問題や生命進化のようなマクロの生物学にまで広く対応できる知識と研究能力をもち、生命科学のみならずその他の分野でも指導的役割を果たして活躍できる人材の育成を目的としている。

博士前期課程では生命機能解析、生命圏生物学、生命機能利用の3つの基幹分野を設け、幅広い知識を身に付けられるようなカリキュラムを用意している。履修モデルは、履修が強く望まれる科目をはじめ、履修が望まれる科目や関連科目が配置されており、これに沿って履修していくと各基幹分野における基礎から最先端の内容を学べるようなカリキュラム構成になっている。また、学生には自分の研究内容に近い授業科目だけではなく、他の基幹分野の講義の履修機会も与え、広い視野を持った高度な知識人の養成を目指している。さらに、「環境・生命副専攻」は関連が深く、履修を推奨している。

博士後期課程では、生命科学分野における深い専門知識と素養とを習得した科学者や技術者として社会で活躍することを想定した、高度な研究と教育が行われる。生命科学の各専門分野における高度な知識と技術とを、学生自らが発展的に高めると共に、周辺分野を含む体系的な知識の活用も可能にする教育体制を整えている。得られた専門的な能力と広い視野に基づいた研究成果を得るだけでなく、それを学会発表や研究論文として内外に発信できる表現能力を獲得することにも配慮している。これは、持続可能性が叫ばれる現代において不可欠な、生命科学分野の今後の社会的なニーズを考慮したもので、基礎的な分野の実力を付けるとともに、生命科学の応用的な側面にも重きをおいた研究・教育環境を提供している点が、本専攻の大きな特徴と言える。

### 10) 電気・情報系専攻（博士後期課程）

電気系分野と情報系分野の基礎から最先端にわたる高度な教育研究を行い、高い研究能力と豊かな学識を持つ研究者・技術者を育成することを目標としている。そのため、電気・情報系の各分野における高度な専門的知識を系統的に教授する体制を整え、より専門的な能力と広い視野を修得できるよう配慮している。

### ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

博士前期課程では、「産業科学技術論 A・B・C」、「産業科学演習 A・B・C」、「産業科学研修 1・2」の8科目を産業キャリア教育プログラム科目として設置し、7単位以上修得することでプログラム修了証を発行している。産業キャリア教育プログラム科目は、ダイバーシティ推進・SDGs 達成に先進的に取り組む企業が、どのような未来社会を築きたいと考え、ダイバーシティ（多様性）を生かすために男女共同参画など「G5: ジェンダー平等を実現」しつつ、どのように取り組みを進め、SDGs にも貢献しているのかを理解することを目的としている。とりわけ、演習科目ではグループワークを取り入れ、研修科目では、産業界の第一線で活躍される実務家により、産業界が取り組む技術課題について直接、専門的な指導がなされており、高度な技術の修得や産業界での研究開発の方法論、当該分野における最新動向、産業界における理工系の基礎知識・専門知識の高度な応用の仕方などを、研究的な課題に取り組むことを通じて修得することができる。

博士後期課程においては、近年修了した学生の進路が多様化していること、特に企業で研究開発の現場に採用された博士学生が、能力を発揮し活躍している例は少なくないことに鑑み、

「企業ジョブ型インターンシップ」を設置している。本科目では、企業に一定期間身を置いて研究開発業務に取り組む経験を通じ、研究力に裏打ちされた実践力を高め、研究者としての視野を広げると同時に、キャリアパスについても考察を深めることを目的としている。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設できている。また、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育課程を体系的に編成できている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法</p> <p>評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）</p> <p>評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）シラバスに基づいて授業が展開されているか</p>
--

#### <現状説明>

##### ○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

博士前期課程では、修士論文作成のための「論文研修」12単位、講義等18単位の計30単位を修了要件としている。全体として、研究を遂行するために専門分野の知識をさらに深める、あるいは周辺領域の知見を広める専門科目の講義や、分野横断的に有効なツールとなり得る内容の講義に加えて、自主的に課題に取り組む演習形式や実験形式の授業を設置し、主体的な学習を促す授業形態としている。また、日々の論文指導をバランスよく組み合わせていることにより、学生が自ら設定する研究テーマに関連する知識を主体的に学び、深め、演習や実験の形で表現することができる教育課程としている。さらに、授業に関連する分野の論文を自分で探し、それを理解して発表を行う輪講形式を採用する授業科目が多く、自由度の大きなレポート課題に取り組むことを通じて、授業に関連した内容について学生の興味に基づく自主的な参加を促している。加えて、国立研究所やNPO法人、メーカー等企業の第一線の研究者を招いて最先端の研究を紹介する機会を複数の授業で設けているほか、学外で行われる機械の展示会や見本市に参加させて産業界の動向をリサーチさせる試みも行っている。なお、専攻によっては、「特別講義」や「特別演習」を設けたり、インターンシップ科目を設置したりするなど、独自に特色ある科目を配置することで、学生の興味・関心や職業的自立への希望に応える授業内容を採用している。また、通常の講義科目においても、学部との合併科目を置いて、学習意欲の高い学部3、4年生と共に学ぶことにより修学のモチベーションを高めるとともに、学生には、それまでは必ずしも得意ではなかった分野の講義を、基礎から聞き直して理解を深めるきっかけを与える等の効果を狙った工夫もしている。

博士後期課程においては、論文指導以外に2022年度よりコースワーク科目として各専攻に設置した「特論」と2020年度入学生より必修化した全専攻共通科目「研究倫理」がある。特論

では各分野の最新の知識を得ることができ、研究倫理では研究者として必要不可欠な倫理観を養うことができる。なお、博士後期課程の論文研修科目は前期課程よりも更に少人数クラスによる授業が展開されており、実質的に履修する学生が自身の研究テーマを深化させることに特化した授業形態となっているため、学生の主体的な参加は必然的なものとなっている。

学生の主体的な学修を促す仕組みとして、専攻によっては、修士論文の中間発表会を開催し、その年度に修士論文を提出することを予定している者に発表を行わせ、教員だけでなく博士前期課程1年生、博士後期課程の学生、さらには学部の学生にも参加させている。この段階での研究の進捗状況を発表し、参加者との質疑応答をすることで発表者の研究のモチベーションが向上し、良い結果につながっている。あわせて、研究指導内容や指導体制に関して教員同士の情報交換の場としても有効であり、この中間発表会をきっかけに複数の研究室間で共同研究が開始されるケースもある。

複数の研究室での合同発表会を行っている専攻もある。例えば、精密工学専攻・電気電子情報通信工学専攻・ビジネスデータサイエンス専攻は、専攻を超えてロボット研究系の研究室で集まり、修士論文の中間発表会を年2回実施している。これは、相互の研究発表・ディスカッションを通じて、自身並びに他研究室の研究内容の深い理解、人的交流を行うことを実現している。研究室合同のプログラム作成や懇談会の手配等は担当研究室の学生が主体的に行っており、学生の主体性を育む点でも有意義に機能している。他大学院の研究室との合同研究会も様々な行なわれている。これらは、学生が研究に関する広い視野を持ち、研究を進めていくために極めて有効に機能している。

なお、優れた学業成績や研究成果についてはそれらを支援・表彰する仕組みを設け、学生の主体的かつ積極的な授業参加や研究論文成果の発表を促している。例えば、国内外の学術会議における研究発表に対する旅費や参加登録費の支援、都市環境専攻の学生を対象とした茨木龍雄学術奨励賞による優秀な学生の表彰制度もある。また、電気電子情報通信工学専攻では、修士論文発表公聴会に当該学科の同窓会会員が参加し、独自の審査基準で同窓会賞を授与している。

### ○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

博士前期課程と博士後期課程の新入生に対して、理工学部事務室（大学院担当）の担当者が履修ガイダンスを実施している。さらに、学部における教育系列と研究科における研究系列とが異なることから、各専攻の所属専任教員による独自の履修ガイダンスを実施し、副専攻を含めて研究に関連した履修指導を行っている。

学生の研究領域は多岐にわたっており、特に博士前期課程においては、学生は研究に必要な知識を身に付けるためには様々な分野の授業科目を履修しなければならない。そのため、学生毎の履修指導は指導教員の責任の下で、学生の研究テーマや能力に応じて個別にデザインされた指導が行われている。指導教員の指導の下ですべての学生が履修科目の決定を行うため、研究科として1年間または学期ごとの履修登録単位数上限は設定していない。また、学生に毎年配付する履修要項に、指導教員が履修を推奨する授業科目の一覧を示して履修計画の一助としている。

### ○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

学位論文の作成等を通じた教育・研究指導においては、博士前期課程の学生は、「論文研修第

一、「論文研修第二」、「論文研修第三」、「論文研修第四」で受けることができる。各科目での論文指導・作成・提出までのスケジュールのアウトラインは、シラバスで明示されており、個別指導・中間発表等で都度、担当教員と確認しながら、柔軟に対応できるようになっている。

「論文研修第一」、「論文研修第二」で指導教員から修士学位論文作成に向けた導入的内容の個別指導を受けることができ、「論文研修第三」、「論文研修第四」で指導教員を含む複数の教員から学位論文作成のために厳格な指導を受けることができる。また、研究課題に取り組むには様々な知識や技術が必要とされ、単一の視点からのアプローチでは解決が困難であることを考慮し、研究指導には複数の教員が関わることを可能にしている。複数指導制は研究指導の客観性を増す効果が期待できることから、中間発表会と学会発表の場面では有効であると評価できる。

また、多くの専攻では、1～2回の中間発表を課し、全教員参加の下、可能な限り研究指導評価に客観性を持たせると同時に複数教員による学際性・融合性にも配慮した研究指導が行われているほか、中間発表要旨も作成し、研究指導方法の改善に用いている。専攻全体で中間発表を行っていない専攻においても、複数の研究室での合同研究会、発表会を実施している。中間発表は、研究における進捗状況を教員と学生に把握させることができると同時に、指導教員以外の教員の質問・指摘を受けて、学生の資質や研究意欲が向上することが認められる。ただし、研究の特許やオリジナリティの観点から、発表できる内容が制限される問題点もある。さらに修了時には、最終発表会を開いて研究成果の評価を行っており、他の研究室の教員や学生も参加するためにわかりやすい説明が求められ、それに対応するための深い指導を行うことができている。このような中間発表や最終発表を下級年次の学生が聞くことで相乗的な教育効果を生んでいる。

博士後期課程についても博士前期課程同様に「特殊論文研修Ⅰ」、「特殊論文研修Ⅱ」、「特殊論文研修Ⅲ」、「特殊論文研修Ⅵ」のシラバスにおいて論文指導・作成・提出までのスケジュールのアウトラインを明示している共に、大学院学則第34条第3項別表第3に定めるとおり1年次の9月までに「研究計画書」を、そして2年次の12月までに「研究経過報告書」を、指導教員を経て理工学研究科委員会に提出することを義務付けており、「特殊論文研修Ⅰ～Ⅵ」を通じて一定の水準に達するまで研究指導を行い、各専攻で定められた学位請求基準を満たすよう指導を行っている。また、研究成果が得られた際には、その都度学会発表を行うことを推奨している。今後は、中間審査あるいは進捗状況をチェックする等の方法を工夫することにより、博士学位取得までの年月を短縮させることが可能かどうか検討していきたいと考えている。

また、こうした指導体制については、いずれの広報媒体にも明示していないため、在学生の履修計画や進学を検討する学部学生等への情報提供として、学位取得までの具体的なプロセスとスケジュールを明示する必要があると考えており、2023年度履修要項における明示を行うべく、理工学部事務室を中心に具体案を検討中である。

他方で、理工学研究科では研究分野の変更や教員の退職、研究期間による長期不在により、学生が指導教員変更を申し出る場合、これを承認する指導教員変更届け出制度が確立している。当該制度による申し出は、主として研究計画・履修計画を決定する年度はじめになされている。

学生は入試に出願する段階で『大学院教員紹介』等で教員の研究分野に関する情報を事前に入手していることに加え、入試要項に「出願する前に、必ず研究指導を受けたい教員に連絡し研究指導分野等について相談すること」と明記されているため、指導教員変更の申し出は少ない。また、本学理工学部出身の学生は、卒業研究で指導を受けた教員の研究室に引き続き入室することが多い。

指導教員変更の希望が出された場合には、当該学生が変更前の指導教員に申し出、変更前の

指導教員と当該学生及び指導を希望する教員との間で協議を行い、三者の合意が得られると変更が行われる。この場合、当該学生は変更前と変更後の教員の承認を得て「指導教員変更届」を事務室に提出し、理工学研究科委員会での承認を受ける必要がある。

学生からの希望による研究課題の変更は指導教員の変更を含めて柔軟に対応しているが、博士前期課程では研究室の配属数に応じて学部における研究内容と異なる研究室への配属を余儀なくされる場合がある。

このほか、指導教員が必要と判断した場合、副指導教員を置くことができる。これは、研究領域の多様化に対応しながら十分な研究指導が行われることを保障するためである。教育・研究指導における主たる責任は指導教員にあり、指導教員は副指導教員の助言等を考慮しつつ日常的な指導に当たっている。副指導教員の選定は、各専攻からの推薦に基づいて理工学研究科委員会において行われる。

### ○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より理工学研究科委員会のもとでシラバスの第三者によるチェックを行い、教育課程編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院教育の特性に鑑みた授業形態や履修指導、研究指導計画やシラバスに基づく計画的な学習を通じて学習を活性化し、効果的な教育を提供できていると考える。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

### <現状説明>

#### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、S(100～90点以上)、A(89～80点以上)、B(79～70点以上)、C(69～60点以上)(以上合格)、E(59点以下)(不合格)とし、履修要項に明示している。成績評価の方法は、授業時間内での報告や討論、レポート提出等の平常点によるものとテストによるもの、あるいは両者を組み合わせるもの等、個々の教員の裁量に任されているが、教育課程の編成・

実施の方針に即した科目の位置づけ等に応じて、到達目標への到達度に評価基準を置いている。これらの点で、教育科目毎の成績評価の透明性・客観性は基本的に確保されている。なお、教育科目の内容、成績評価の基準・方法はあらかじめシラバスによって学生に公開している。

なお、シラバスは、公開前に理工学研究科委員会による第三者チェックを行っており、その適切性は担保されている。

また、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には、学生が問い合わせ期日までに所定用紙にて調査を依頼することが可能となっており、必要に応じて研究科委員長への申し出を行うことが可能となっている。このように、学生・教員間における成績評価の双方向性・透明性を確保することで、その適切性を高めている。なお、この取り扱いについては履修要項や C plus 等を通じて周知している。

入学前の既修得単位認定については、10 単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に参入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名（必要に応じ、シラバス等も提出させる）とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請を行わせ、委員と指導教員の審査を経た後に研究科委員会での承認を得ることとなっており、十分な教育的配慮を行っているといえる（なお、2021 年度の認定者は 279 名であった）。

以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第 15 条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第 3 条（修士課程）第 1 項に定める課程の目的に適った教育を適切に行っている。

### ○学位授与を適切に行うための措置

学位論文審査にあたっては、修士論文・博士論文それぞれで審査基準を設けており、課程修了に向けた手続き等の主な流れと共に履修要項にて学生に周知している。修士論文の審査及び修士学位授与に関しては、理工学研究科委員会で選出された主査（1 名）・副査（2 名）により審査基準に則り論文審査および最終試験が行われ、研究科委員会で修士論文可否及び修士学位授与決定がされる。博士論文の審査及び博士学位授与に関しては、指導教授より受理審査願が提出され、まずは専攻内で受理の可否を判断している。その後、受理可の場合は、理工学研究科委員会にて、改めて博士論文審査委員（主査 1 名・副査 2 名以上）を選出し、博士論文審査委員の下で公聴会・最終試験が行われる。なお、副査選出にあたっては、2020 年度より、副査のうち 1 名は本研究科以外の委員を選出できることとしている。これにより、多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備している。博士論文審査委員により、論文審査基準に則った審査が行われた後、理工学研究科委員会で、博士論文審査委員から最終試験結果が報告される。博士論文審査委員が合格と判断した場合は、投票を行い、博士論文の審査可否及び博士学位授与決定がされる。博士論文は 2013 年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018 年度より、指導教員による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア (iThenticate) を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、成績評価については他大学での成績表記に合わせた表記への変更を実施し、単位認定については、入学前の既修得単位認定を 2020 年度の大学院設置基準改正に伴い



見直しを実施した。また、学位授与については多角的な視点から公正で適切な学位審査を実施する体制を整備しており、いずれも適切に行っている。

#### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

＜評価の視点1は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

#### ＜現状説明＞

##### ○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

教育課程の国際的通用性を高めるための試みとして、学生に対して学術国際会議での発表を奨励している。多くの学生にとって、自分の研究成果を海外で発表あるいは討論する機会は初めてのことであり、準備を含めてその経験はその後の研究活動に大いに役立つ。研究科には学術国際会議で発表を行う学生に渡航費を助成する制度があり、学生への後押しとなっている。なお、学生の学術国際会議発表数は、2017年度160名（うち、助成者142名）、2018年度142名（同134名）、2019年度73名（同72名）、2020年度1名（同0名）、2021年度0名（同0名）である。このように、新型コロナウイルスの影響により2020年度以降は利用者が少数であるが、海外への渡航が制限されない期間においては多くの学生が国際会議による発表経験を積んでいる。

また、博士前期課程の全専攻共通科目「グローバル人材育成推進科目」群で「海外特別研修」、「理工学英語セミナーⅠ、Ⅱ」、「アカデミック・ライティング」、「アカデミック・プレゼンテーション」を開設し、英語での研究成果発表の質と数を高める支援を行っている。これは、英語6年一貫教育（学部4年+修士2年）において、学部4年間での英語基礎的能力の育成と知的好奇心の喚起、TOEIC受検対策等から続くもので、国際学会発表・論文投稿の準備のための科目となっており、英語6年一貫教育の集大成の場となっている。「海外特別研修」は、教育力向上特別予算「理工系実学教育の高度・学際・グローバル化」を活用し、アメリカ・カリフォルニア大学デイヴィス校との交渉を行い、理工学研究科大学院学生向けの短期留学プログラムが実施されることになった。このプログラムの目的は、英語での研究発表（プレゼンテーション）能力と総合的な英語力向上に重点をおいたものであり、英語での研究発表能力の向上、研究活動に必要な英語でのコミュニケーション能力の向上を主な目的としている。また、あわせてアメリカの理工系大学院・企業・研究機関等における研究環境を知るとともにホームステイを通じた異文化体験を通じて自己を発見し、世界的な視野を広げることも目指している。同プログラムは、海外研修への参加に加え、研修前の事前授業、および研修後の事後授業を実施し、海外研修の内容がより定着するよう指導を行っている。「理工学英語セミナーⅠ、Ⅱ」については、主に本学国際センターの制度を利用し、理工学研究科で受け入れている外国人研究者による理工学に関する英語のセミナーや講演会等を受講することで、実践的な英語力の向上を目指すものである。

### ○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は、指導教員の個人レベルでの対応に負うところが大きい。後楽園キャンパスにおいて国際センター設置の日本語科目の聴講が可能となっており、これにより留学生の日本語能力の向上をサポートしている。また、留学生の日本語サポートや学生生活について指導・助言する「外国人留学生チューター制度」を設けており、大学院学生をチューターとして採用を行っている。

### ○国外の高等教育機関との交流の状況

学生ベースでの交流として学術国際会議派遣、海外留学と外国人留学生、研究生の受入れが挙げられる。学術国際会議派遣については、より高度でより多くの研究者が集まる国際学会において、国際レベルでの研究交流が促進されている。反面、海外留学は、実験等の検証を繰り返しながら短い期間に論文を完成させなければならないという理工学研究科特有の事情もあり、長期の留学実績はそれほど多くはないが、近年は海外留学へ挑戦する学生が少しずつ増加している傾向にある。留学を支援する取り組みとして、博士後期課程の学生を対象とした1～3カ月の短期の留学制度を設けており、2017年度は募集枠2名に4名の応募があり、2名を採用、2018年度も募集枠2名に4名の応募があり2名採用、2019年度は2名、2020年度は1名、2022年度は2名を派遣した。今後も、理工学研究科に設置されている英語プレゼンテーションスキルアップ科目や英語による専門科目の履修を通じてさらに積極的に国際レベルでの交流に出かける能力を養成する環境作りを推進する。

また、大学全体のグローバル化推進の影響もあり、海外の大学から理工学部・理工学研究科の研究室を訪問するケースも増加している。2017年度は7月に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が企画する「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」(「さくらサイエンスプラン」)で採択された計画として、協定校の国立中央大学(台湾)からの大学院学生を10名、理工学部応用化学科にて受け入れ、約1週間の交流プログラムを実施した。2018年度は同事業で、マレーシア工科大学(マレーシア)から大学生を10名、引率教員1名を招聘し、後楽園キャンパスを拠点に、各種施設訪問見学、研究室での実験などの活動を行った。また同年度、本学では初となる「共同研究活動コース」に採択され、11月下旬から2週間、清華大学(中国)から大学院学生4名、ポストドクター1名、引率教員1名を招聘し、中央大学後楽園キャンパスで共同研究を実施した。理工学研究科では、2018年度より台湾国立中央大学と博士後期課程を対象としたダブル・ディグリープログラムをスタートさせている。2019年度はさくらサイエンスプランで台湾の国立中央大学から大学生・大学院学生を10名、引率教員1名を招聘し、後楽園キャンパスを拠点に、各種施設訪問見学、研究室での実験などの活動を行った。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、交流を実施できなかったが、2021年度以降は、海外からの招聘は叶わないものの、オンラインでの交流を実施している。交流の実績としては、ブラジルのサンパウロ大学、台湾の台湾国立中央大学、中国の清華大学、中国の上海理工大学が挙げられる。

先述した「理工学英語セミナー」のように、海外の高等教育機関、研究機関と教員間で実施している研究者の受け入れが、講演会、セミナー等の開催を通じて、学生の国際レベルでの研究交流意識を高めることにつながっている。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、グローバル人材育成推進科目の設置や学術国際会議での発表助成制度を整備することで、国際的通用性を高めるための取り組みを適切に実施している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学としては、「学修成果の把握に関する方針」を定め、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげることとしている。

理工学研究科としては、2022年度より各授業科目が学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示すカリキュラムマップを設定した。

また、理工学研究科FD委員会において、下位課程である理工学部（理工学部FD委員会）とも連携を取りながら、学習成果の把握・可視化に関する取り組みについて検討を進めており、2022年度には理工学部において、①ルーブリックを用いた評価を活用した学修成果の可視化、②カリキュラムマップを活用した学修成果の把握、の2点に取り組むことが決定している。これは、まずは理工学部で先行してその導入・検証を行った後、学部における成果を踏まえて、2023年度以降に理工学研究科への導入の検討を行うこととなっている。

＜点検・評価結果＞

上記の現状のとおり、全学方針に基づく各指標データの確認を行うことで学修成果の把握に努めると共に、カリキュラムマップの設定により学生は学位授与方針に明示した学習成果を適切に把握及び評価することができる。今後、理工学部における学修成果の把握に関する取り組みを昇華させた仕組みを理工学研究科にも導入し、理工学研究科における学修成果の適切な把握に向けた取り組みを推進する。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

理工学研究科では毎年度、自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設

定に際しては各科目の履修者数や学生アンケート、国際学会助成の利用件数、さくらサイエンスプランの実施件数、指導を行う現場の教員からの率直な意見等を参考に、中長期的な課題との関連性や優先順位も加味しながら、当該年度に取り組むべき課題を把握している。

これらは、理工学研究科組織評価委員会において具体案を検討し、適宜各専攻と連携を図りながら理工学研究科委員会にて審議するプロセスを踏んでいる。具体的な改善事例として、博士後期課程におけるコースワークの確立やインターンシップ科目の設置、理工学部と一体になったグローバル化の推進に際し、英語によって修了できるコースの増設やさくらサイエンスプランの採択件数増加、ダブルディグリー協定の締結等を実現している。

また、各専攻における教育課程の点検が毎年度各専攻における専攻会議において行われており、定期的な専攻会議での議論が理工学研究科連絡委員会を通じて理工学研究科委員会で議論できる仕組みができています。具体的な改善事例として、2020年度は6専攻が、2021年度は6専攻、2022年度には5専攻が教育課程の見直しを行い、科目の改廃を行っている。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、定期的な自己点検・評価活動や専攻会議等における機会を通じて理工学研究科の教育課程の適切性は多角的に点検・評価することが可能であり、評価結果に基づいた改善・向上に資する取り組みを行っているといえる。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

### <現状説明>

#### ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

理工学研究科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は研究科ないし専攻における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を十分に踏まえて設定されており、その旨は「理工学研究科の求める人材」の前文に記載されている。

また、アドミッション・ポリシーは、入学試験要項のほか、履修要項や本学公式Webサイトへの掲載を通じて、学位授与の方針と同様に公開・周知している。また、入学希望者が集まる大学院進学相談会等においても周知に努めている。なお、本方針は学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針と共に、毎年11月の理工学研究科委員会で審議を行い、見直しを行っている。理工学研究科委員会で審議・承認された、2022年度の理工学研究科及び各専攻のアドミッション・ポリシーの内容は以下のとおり。

#### <入学者受け入れの方針>

##### ○理工学研究科の求める人材

理工学研究科は、将来の科学技術基盤を担う研究者・技術者の養成をすべく、基礎に重点を置きながらも最先端の理論と技術を修得するための教育を提供しています。また、実学を念頭におき、産学連携

教育、産学連携研究を通じて、価値観の多様化、研究領域の多様化を考慮した創造的視点からの問題解決能力の育成、早期に社会的貢献ができる人材を輩出することを目標としています。そのため、次のような学生を求めています。

- ・国際的第一線で活躍できる研究者・技術者になりたい人
- ・広い視野と学部で修得した基礎学力の充実を深めて、より高度な専門知識と研究遂行能力を修得したい人
- ・深く広い思考力と問題発見・定式化能力に基づく先端的研究能力を向上させるための理論と応用力を修得したい人
- ・高信頼性を保持した、安全で豊富な社会情報基盤を築くことに関心のある人
- ・理工学の分野だけでなく、社会科学・人文科学との連携も視野に入れた境界領域の学問分野に関心のある人

以上に基づき、理工学研究科では次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

- ・博士前期課程においては大学理工系学部卒業程度の基礎学力を持ち、専門分野における知識と応用力を備えている。(知識・技能)
- ・博士後期課程においては博士前期課程修了程度の基礎学力を持ち、それを発展させる能力を有している。(知識・技能)
- ・学部卒業水準以上のコミュニケーション力、問題解決力、知識獲得力、組織的行動能力、創造力、自己実現力、多様性創発力、ならびに専門性を発揮しており、入学後も自らそれらを向上させる意志を有している。(能力)

#### <各専攻の入学者の受け入れに関する方針>

理工学研究科のアドミッション・ポリシーに加え、以下を方針とします。

#### ○数学専攻

##### (1) 博士前期課程

学部で学んだ数学の基本的な概念を会得しており、数学を学ぶ態度が備わっていること。また自ら考える姿勢を身に付けており、様々な数学的現象に興味を持って接することができることを前提とします。

##### (2) 博士後期課程

博士前期課程で研究したことを自らのものにしており、さらにその先に現れる様々な数学的問題を見出し、それを解決していくための方策を深めていく能力を有すること。

#### ○物理学専攻

##### (1) 博士前期課程

- ・物理学に関して、大学理工系学部卒業程度の基礎学力を身につけている者。
- ・学部で修得した基礎学力を充実させ、さらなる専門知識と論理的思考力、広い視野を身につける意欲のある者。
- ・博士前期課程で修得した専門知識と論理的思考力、広い視野を生かし、修了後に研究者・開発者あるいは社会人として活躍することを希望する者。

##### (2) 博士後期課程

- ・専門分野における基礎知識と応用能力を身につけている者。
- ・博士前期課程で修めた専門知識と問題解決力をさらに深め、大学、公的機関や民間企業等において研究者・開発者として活躍することを希望する者。

#### ○都市人間環境学専攻

##### (1) 博士前期課程

自然科学分野の基礎的教養を習得しているとともに、都市・人間・環境学分野において十分な基礎学力を備えている者。また、それらをもとに論理的思考能力を有するとともに、積極的に新たな課題に取り組む意欲と新しい領域を切り開いていく意欲を有している者。さらに、教育・研究活動において最低必要となる英語能力とコミュニケーション能力を有している者。

##### (2) 博士後期課程

自然科学分野の基礎的教養を習得しているとともに、博士前期課程の専門分野において十分な基礎学力を備えている者。また、それらをもとに論理的思考能力を有するとともに、積極的に新たな課題に取り組む意欲と新しい領域を切り開いていく意欲を有している者。さらに、教育・研究活動において最低必要となる英語能力とコミュニケーション能力を有している者。

## ○精密工学専攻

## (1) 博士前期課程

「精密工学専攻において養成する人材像」に基づき、次の二つの条件を満たす人を広く国内外から受け入れます。

- ①精密工学の基礎、特に数学と力学の素養と応用力を身につけており、この分野の研究に自主的かつ積極的に取り組む意欲のある人
- ②精密工学の知識を適切に理解し伝えることのできるコミュニケーション能力を有していて、研究成果を積極的に国内外へ発信しようとする意欲にあふれた人

## (2) 博士後期課程

「精密工学専攻において養成する人材像」に基づき、次の三つの条件を満たす人を広く国内外から受け入れます。

- ①精密工学に関する十分な知識を有していて、新しい知の創造に意欲的に取り組もうとする人
- ②精密工学について英語によって基本的なコミュニケーションができる人で、その能力を国際的に活躍できるレベルへ向上させる意欲のある人
- ③研究・開発において後進の指導の経験があり、研究・開発組織における指導者となることを意識して指導力の向上と人間的な成長を心がける人

## ○電気電子情報通信工学専攻

理工学研究科が求める人材の中でも、特に電気、電子、情報通信工学分野の大学学部卒業程度の専門知識と、それらを応用する際に必要となる応用数学の知識、さらに国際的な研究分野の動向を理解することができるような英語の知識を持った学生が積極的に入学することを期待します。

## ○応用化学専攻

## (1) 博士前期課程

先端化学の専門知識と豊かな人間性を併せ持ち、社会に貢献する志を有する人、またグローバルに活躍できるコミュニケーション能力を得ようとする人、及び獲得した科学技術をもって自然環境の保持や社会の持続的発展のために能動的に行動できる人の入学を期待します。

## (2) 博士後期課程

先端化学の高度な専門知識と豊かな人間性を併せ持ち、社会に貢献する高い志を有する人、またグローバルに活躍できるコミュニケーション能力を得ようとする人、及び獲得した科学技術をもって自然環境の保持や社会の持続的発展のために、社会科学との連携も視野に入れ能動的に行動できる人の入学を期待します。

## ○ビジネスデータサイエンス専攻

## (1) 博士前期課程

博士前期課程では、以下の項目を有する人物を受け入れます。

- ・データサイエンスの諸分野、すなわち品質環境経営、生産管理、新製品開発、マーケティングサイエンス、信頼性・安全性工学、統計工学、機械学習、金融工学、保険数理、オペレーションズリサーチ、ソフトコンピューティング、ヒューマンメディア工学、感性工学、知能情報学、自然言語処理などに関して研究を進めることができる基礎的な学力を有する。
- ・データサイエンスに関する高度な専門知識を積極的に学習する意欲があり、企業や組織の経営上の諸問題への強い関心を持ちそれらの解決に寄与することを志願する。
- ・先端的な研究課題に能動的に取組み、企業や研究機関等で活躍できる研究者や専門家となることを希望する。
- ・エンジニア、研究者、実務家としてグローバル対応力を持ち、世界の第一線で活躍することを志願する。

## (2) 博士後期課程

博士前期課程に示した各項目に加え、データサイエンス分野に関して自立した研究者として社会や学界に貢献する熱意があり、専門分野における継続した研究遂行能力がある人物を国内外から受け入れます。

## ○情報工学専攻

理工学研究科及び情報工学専攻が定める「修了するために身に付けるべき知識・能力」を具備すべく、「教育課程の編成及び実施に関する方針」にて定めた教育課程に十分対応できる知識・能力を有する者を受け入れます。入学希望者の経歴を考慮して、情報工学基礎、特に数理情報学、社会情報学、映像情報学、知能情報及び生命情報学、並びに情報セキュリティに関する知識やそれらを活用する能力を確認する手段、かつ、情報工学専攻で学ぶ意思及び準備状況について能力確認する手段を複数設定し、入学受け入れの可否を判断します。

## ○生命科学専攻

## (1) 博士前期課程

地球環境との共存に根ざした生命科学に関わる多面的な分野で活躍できる研究者・技術者を養成することを目的とします。そのために、生命現象とその応用を理解するために必要な知識を修得するための基礎知識を有し、高度な研究能力を修得するという強い意志を持つ学生を積極的に受け入れます。

## (2) 博士後期課程

地球環境との共存に根ざした生命科学に関わる多面的な分野に貢献でき、国際的に活躍できる研究者・技術者を養成することを目的とします。そのために、前期課程で修得した知識を元に、国際的な幅広い視野を修得し、自立して独創的な研究を推進するという強い意志を持つ学生を歓迎します。

## ○電気・情報系専攻

電気・情報系分野の技術進歩・発展は特に著しく早いこともあり、理工学研究科が求める人材の中でも、本学大学院電気電子情報通信工学専攻及び情報工学専攻の博士前期課程修了レベル相当の専門知識、それらを応用して先進的な研究をする際に必要となる応用数学の知識、さらに国際的な研究分野での動向を理解して積極的に自分の研究成果を発表することができるような英語の知識を持った学生が積極的に入学することを期待します。

## &lt;点検・評価結果&gt;

上記の現状のとおり、アドミッション・ポリシーについては学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針の内容を踏まえて設定されており、現在も毎年11月の理工学研究科委員会で審議・見直しを行い、学内外に対して適切に公表している。

## &lt;長所・特色&gt;&lt;問題点&gt;&lt;今後の対応方策&gt;

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

## &lt;現状説明&gt;

## ○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

## 1) 学生募集の方法について

理工学研究科で行われている研究・教育の内容を受験生に知ってもらい、その上で本学を第一志望としてもらうこと、入学試験（以下、「入試」と言う。）方法（特に特別入試）に関して正しい情報を与えて不公平のないようにすることを心掛け、以下のような募集活動を行っている。理工学研究科では入学時より専攻に分かれ、それぞれの専門性が高いため、受験生が興味を持っている内容と専攻が用意しているカリキュラム及び研究内容との不整合がないように、具体的な研究テーマを丁寧に説明するようにしている。また、一部の入学試験では博士前期課程・博士後期課程ともに9月入学を認め、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れる体制を整えている。そして、前述の状況を前提として、理工学部事務室及び各専攻で新入生ガイダンスを実施し、学生が入学時に抱いていた勉強に対する興味と、理工学研究科で学ぶカリキュラムとの不整合を最小限に留め、円滑に学生生活

に進めるように配慮している。

### ①大学院進学相談会

学生募集活動として最も力を入れているのが大学院進学相談会である。夏と秋の年2回(2022年度は7月と10月を予定)、後楽園キャンパスにおいて対面、またはオンラインを活用して実施している。

春の大学院進学相談会は本学の学部学生がほとんどであり、授業時間の制約から限られた時間で入学試験制度を理解できるよう概要説明を中心に行うこととしている。新型コロナウイルス感染症拡大下においては2020年度よりオンラインでの実施とし、本学理工学研究科委員長による「大学院進学にあたって」の動画を筆頭に、入試制度・学生支援制度の説明や修了生からのメッセージ、各専攻の紹介動画を本学公式Webサイトで公開し、コンテンツの充実を図っている。一方、10月の大学院進学相談会では、夏に公開した動画を継続して周知・公開するとともに、大学院在籍中の学生や職員による相談対応をオンラインで実施し、進学についてじっくり考える機会を提供することを目指している。また、過去には学園祭期間中には研究室見学も行っており、実際の研究活動の一端に触れることによって適切な進路選択ができるよう配慮している。

就職との関係では、専門性の高い職に就くというよりも入れる時に入りたい会社へ就職したいという学生が増加してきている。その結果、優秀な学生の進学が減少する可能性が増えつつあることも事実であり、特に女子学生において顕著である。大学院進学相談会をはじめガイダンス等の機会をみて、大学院での研究活動の経験が社会に出た後に必ず役立つことを説明し、専門性の高い職に就くことを推奨して資質ある学生の大学院進学を促すよう試みているが、大学院への進学を考えるタイミングを学部学生の可能な限り早い時期に促す必要がある。

### ②大学院ガイドブックなどの印刷物、Webによる広報

前述の対面を前提とした活動においては、基本的な学生募集活動のほか、理工系の勉強に興味を持たせること、入学時におけるミスマッチを防ぐこと等の取組みに努めているが、それらに加えて社会に広く情報を伝える手段として大学院ガイドブックや教員紹介等の印刷物、Webサイトでの情報発信を重要視している。

印刷物媒体については毎年度の見直しと充実を図っており、大学院ガイドブックについては研究科としての整合性を保ちながら、各専攻を主体とする教育研究活動について積極的に受験生に伝達したい内容を整理し、編集して興味を持たれるように工夫している。

本学公式Webサイトは、多様な情報が受け手に的確に届くようにユーザビリティの向上を心がけ、内容の充実と新鮮さを保つことに努めている。また、読売オンラインと連動した「Chuo Online」をはじめ、大学公式Webサイトの他に大学院専用のランディングページを2021年度に開設し、より大学院に特化した情報を発信している。新規に開設されたランディングページの運営は業者に委託しており、大学院に関連するキーワードで検索した際に上位の検索結果として表示させ、ページの訪問・閲覧を促している。また、ランディングページの最終的な目的は理工学研究科への出願に繋げることであり、ページの閲覧を通じて関心を持ったユーザーが本学公式Webサイトにアクセスし、各種広報誌の資料請求や入試の出願行うといった、既存の広報媒体への橋渡しとなる効果を期待している。こうした時代に沿った広告媒体を活用することで、大学の情報発信について更なる充実を



図っている。

なお、入学試験要項のWeb掲載と選考料のインターネット支払い（Web支払い）について、大学院入学試験運営委員会において承認され、2017年度入学試験から実施している。

以上のとおり、印刷媒体による広報とWebサイトを通じた広報をバランスよく展開し、受け手に応じた情報提供の仕組みを整備している。

## 2) 入学者選抜方法について（研究科全体）

理工学研究科における入学者選抜方法は、主に学力試験の結果によって選抜する「競争的入試」と、志望動機や意欲などの学力以外の要素もみる「特別入試」に大別される。そして、幅広い受験生を獲得するために、それぞれ複数の区分に分かれている。入試区分別の志願者構成比率は、前者が約30%、後者が約70%となっている。2023年度入学試験（2022年度実施）の実施形態は、以下の表のとおりである。

[理工学研究科博士前期課程の入試形態一覧]

入試形態		数学	物理学	都市 人間 環境学	精密 工学	電気電子 情報通信 工学	応用 化学	ビジネス データサイ エンス	情報 工学	生命 科学
競争的入試	一般	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別入試	学内推薦	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学内選考	○		○		○	○	○		
	社会人特別	○	○	○		○		○	○	
	外国人留学生	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	外国人留学生 (他大学推薦)			○						
	推薦入学特別選抜 (他大学推薦)			○	○					
	自己推薦			○	○			○		
特別進学 (飛び入学)	○									

注：○印は、当該専攻での実施を示す。

[理工学研究科博士後期課程の入試形態一覧]

入試形態		数学	物理学	都市 環境学	精密 工学	応用 化学	ビジネス データサイ エンス	生命 科学	電気・ 情報系
競争的入試	一般	○	○	○	○	○	○	○	○
特別入試	学内推薦				○	○	○	○	○
	社会人特別	○	○	○	○	○	○	○	○
	外国人留学生	○	○	○	○	○	○	○	○
	博士前期課程を1年で修 了する者の特別入試 (1年修了)	○					○	○	○

注：○印は、当該専攻での実施を示す。

各入学者選抜方法の概要とその位置づけは次のとおりである。

### a. 競争的入試

#### ・一般入学試験

「一般入学試験」は、理工学研究科での教育研究活動に必要な学力を独自問題を用いて考查する試験である。

一般入学試験では、英語と専門科目の筆記試験、及び面接を行う。英語科目につい

ては、筆記試験を行う代わりに TOEIC (TOEFL)、IELTS の公式スコアを提出し、その成績によっては筆記試験に替えることができる専攻もある。

## b. 特別入試

### ・ 学内推薦入学試験

博士前期課程における学内推薦入学試験は、本学理工学部の学生の中から学力基準を満たして各学科の推薦を受け、かつ理工学研究科博士前期課程への進学を第一志望とする者に対して選考を行うものである。この試験は4年次の学部学生を対象に進学する前年度の4月に行われるが、合格した学生は就職活動に労力を割くこともなく、また、学部在学中に大学院授業科目履修制度により大学院の科目を一部先行履修することができるため、学部から大学院への一貫した教育研究体制を目指す理工学研究科の目標実現に適った選抜方法といえる。

博士後期課程の学内推薦入学についても同様に、本学理工学研究科博士前期課程の学生の中から各専攻の推薦を受け、かつ本学理工学研究科博士後期課程への進学を第一志望とする者に対して選考を行うものである。博士前期課程からの研究テーマを継続して発展したい学生において有効な選抜方法といえる。

また、2022年度実施の学内推薦入学試験からは9月入学を出願時に選択可能としている。

### ・ 学内選考入学試験

学内推薦入学試験に加え数学専攻、都市人間環境学専攻、電気電子情報通信工学専攻、応用化学専攻及びビジネスデータサイエンス専攻の博士前期課程では、本学理工学研究科博士前期課程への進学を第一志望とする者に対して学内選考入学試験を実施し、大学院進学志向の強い学生の選抜に力を入れている。

また、学内選考入学試験においても学内推薦入学試験と同様に、2022年度実施の入学試験から9月入学を出願時に選択可能としている。

### ・ 社会人特別入学試験

各界で活躍している社会人を対象とした入学試験である。社会で得た経験をもとにさらにステップアップするためのリカレント教育の一環として位置づけており、本試験により入学した学生における社会経験に基づく研究意欲や問題意識の高さは一般学生にも刺激を与えている。本試験の合格者は、かねてより4月入学だけでなく9月入学も可能としており、社会人のきめ細かいニーズに対応している。

### ・ 外国人留学生入学試験

外国人留学生入学試験は、研究科における国際交流を促進し、学修に対する強い意欲と高い志を有する外国人留学生を受け入れることを目的とした入学者選抜方式である。日本の大学・大学院を卒業・修了（見込）した外国人留学生も受験することができるだけでなく、外国と日本の両方の国籍を有する者も受験することができ、意欲の高い学生に対する門戸を開放している。

・推薦入学特別選抜（他大学推薦）入学試験

学内推薦入学試験に加え、精密工学専攻博士前期課程では、他大学の学生に対して当該学生が所属する大学の推薦に基づき特別選考入学試験を実施し、大学院進学志向の強い学生の選抜に力を入れている。学生に所属大学にとらわれない幅広い選択肢を提供するべく、学力試験における他大学院受験のハンディキャップを軽減する点が特徴といえる。

・自己推薦入学試験

学内推薦入学試験に加え、都市人間環境学専攻とビジネスデータサイエンス専攻博士前期課程では、自己推薦入学試験を実施している。自己推薦入学試験は、専門分野に関する事項に対して強い興味を持ち、高い学習意欲を持つ志願者を選抜する入学者選抜方式である。所属する学部・学科にとらわれない幅広い選択肢を学生に提供する点が特徴といえる

・特別進学（飛び入学）入学試験

学内推薦入学試験に加え、数学専攻博士前期課程では、特別進学入学試験を実施している。本学理工学部数学科では、成績上位者若干名に限定して本学理工学研究科数学専攻への特別進学（飛び入学）の推薦を行う方法を採用している。当該推薦者に対して実施する試験が特別進学（飛び入学）入学試験である。

飛び入学者については、従来学部卒業資格は認めていなかった（修士号取得に伴い、見なし認定）が、学士取得を認める（早期卒業）制度の導入を2009年度から実施している。それに伴い、本入学試験についても早期卒業制度に連動した試験制度として推進している。

・博士前期課程を1年で修了する者の特別入学試験

博士後期課程の複数の専攻（数学、ビジネスデータサイエンス、生命科学、電気・情報系）においては、本学大学院博士前期課程を1年で修了予定の者に対して特別入学試験を実施し、博士後期課程への進学促進に取り組んでいる。

○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

理工学研究科においては多様な入学試験を理工学研究科委員会の下で実施しており、それぞれの試験について出題委員及び採点委員を理工学研究科委員会で選出し、専攻毎に出題、採点業務を行い、採点結果に基づき研究科の合否委員会において合格者を決定する仕組みとなっている。採点、合否決定にあたっては厳正な審査をしており、入学者選抜の体制及びその結果の公平性は担保されているといえる。

なお、過年度の出願者数、受験者数及び合格者数は大学院ガイドブックに掲載し、入学者選抜の状況を広く公開している。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する

者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、入学者受け入れの方針に基づいた学生募集方法と入学者選抜方法を整備しており、公平性に配慮した入学者選抜を実施しているため、適切である。

### <長所・特色>

特になし。

### <問題点>

大学院在籍者のうち、学内出身の学生が約94%、他大学出身の学生が約6%となっており、他大学出身の在籍者が少ない。

### <今後の対応方策>

他大学の優秀な学生にとって本学への進学が選択肢となるよう、継続して本学公式Webサイトで情報発信を行うと共に、2022年度中に、文系の研究科が学生募集活動の一環として取り組んでいるオウンドメディアに理工学研究科の情報を掲載する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性  
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

### <現状説明>

#### ○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

博士前期課程及び博士後期課程における入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は以下のとおりとなっている。

[入学定員に対する入学者数比率の推移（博士前期課程・後期課程）]

	年度	入学定員	入学者数	比率	備考
博士前期課程	2018	347名	260名	0.75	情報セキュリティ科学の定員増
	2019	347名	246名	0.71	
	2020	347名	277名	0.80	
	2021	347名	382名	1.10	
	2022	347名	338名	0.97	
	過去5年間の平均			0.87	
博士後期課程	2018	29名	17名	0.59	
	2019	29名	13名	0.45	
	2020	29名	26名	0.90	
	2021	29名	21名	0.72	
	2022	29名	6名	0.21	「電気電子情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報セキュリティ科学専攻」の学生募集停止
	過去5年間の平均			0.57	

[収容定員に対する在籍学生数比率の推移（博士前期課程・後期課程）]

	年度	収容定員	在籍学生数	比率	備考
博士前期課程	2018	694名	521名	0.75	情報セキュリティ科学の定員増
	2019	694名	514名	0.74	
	2020	694名	529名	0.76	
	2021	694名	659名	0.95	
	2022	694名	726名	1.05	
博士後期課程	2018	87名	50名	0.57	
	2019	87名	50名	0.57	
	2020	87名	69名	0.79	
	2021	87名	72名	0.83	
	2022	87名	66名	0.76	「電気電子情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報工学専攻（博士後期課程）」、「情報セキュリティ科学専攻」の学生募集停止

博士前期課程について近年の入学者数の状況を見ると、2021年度に大きく入学者数を伸ばしている。また、2022年度入学生についても定員に迫る338名が入学しており、結果として過去5年間について収容定員数を増やす前を上回る充足率となっている。しかし、現在の入学者数の増加は2020年度から続く新型コロナウイルス感染症の流行が背景として考えられ、急速に進んだオンライン化などの社会情勢の変化の中で、合格率の高い特別選考入試による大学院進学を選ぶ学部学生が増加した結果と考えられる。

一方、博士後期課程については、入学者・在籍学生数ともに定員を下回る状況が依然続いている。学生確保のための入学者選抜方法、頻度、実施時期については博士前期課程のものよりも多様に実施しているが、十分な学生数（特にフルタイム学生）の確保には繋がっていない状況となっている。

博士前期課程の近年の収容定員に対する在籍学生数比率を見ると、2021年度入学者数の増加が影響し、在籍学生数比率が1.0前後まで増加しており、教育・研究活動の質は維持されているといえる。また、現在の学生数比率の高さは先述した社会情勢の変化による入学生数増加が背景としてあり、長期的には収容定員まで在籍者数は収束していくことが予測される。

博士後期課程の在籍学生数は依然収容定員数を下回っているものの、2013年度から僅かに増加している。

### ○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士課程前期課程については、社会情勢の変化の中で一時的に入学者数と収容定員を上回っているものの、今後情勢が落ち着くにつれて2020年度以前に戻ることが予測される。そのため、学内外に向けた広報活動を継続して行い、現在の在籍学生数を維持していくことが求められている。また、近年学部学生の就職活動の早期化が進んでいることを踏まえ、大学院の広報活動についても早期化を図り、学生に大学院進学とく選択肢を早期から示していきたい。

一方、博士後期課程については依然、理工系ポストドクターの就職状況が厳しく、景気も暗転していることへの先行き不安を嫌って、博士前期課程修了時点で就職してしまい、博士後期課程への進学者が減少してしまう点が大きな要因であり、なかなか有効な手立てが講じられない。また、有力国立大学の大学院による大規模な定員の増加等により、他の私立大学と同様に優秀な本学学生が他大学院へ流出するなど困難な条件も生まれている状況である。

これらの対応として、学部在籍時から大学院進学や、博士後期課程進学への選択肢、その後の魅力的なキャリア形成に関して積極的に情報を開示し、特に本学理工学研究科に進学することの魅力が多角的に示していくことが求められている。また、研究指導・支援体制の一層の改善

による学位授与に至るまでのスムーズなプロセスの創出と、テニユアトラック制度等による若手研究者の積極登用等、魅力ある仕組み作りの検討を行い、学生確保を図りたいと考えている。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、収容定員に対する在籍学生数比率と入学定員に対する入学者数の比率については、時代背景によって増減はあるものの一定の比率を保っており、特に博士前期課程については適切な充足率を維持している。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

博士後期課程について、定員充足率が低い状態が継続している。

#### <今後の対応方策>

博士後期課程、その中でも他大学ではなく中央大学の理工学研究科へ進学し、博士後期課程まで学ぶメリットを発信し、博士学位取得後のキャリアイメージを持ってもらうことで、志願者への訴求力を強化する。現在実施している広報活動は学部学生を対象とすることが多いため、博士後期課程の在学・修了生に大学院ガイドブックへのメッセージ掲載や進学相談会への登壇を依頼する等、学部学生が博士後期課程までのキャリアイメージを持つ機会を2023年度から提供することを目指す。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

入学試験要項の掲載内容や進学相談会の実施内容については、また、毎年度実施している大学院入試運営委員会が入試形態別の志願者数・受験者数などを一表に示した入学試験統計表を確認しており、大学院全体における学生の受け入れについて点検・評価を行っていることに加えて、毎年度、理工学研究科委員会において検証・見直しを行っている。

例えば、入学試験実施において専攻単位に実施する試験制度や実施時期を追加変更する場合や、選考基準の見直し等について理工学研究科委員会を中心に、各専攻の意見を反映しつつ、必要な改善をしている。具体的に直近で行った学生募集活動・入学試験の実施に関する改善事例として、博士前期課程における9月入学生受け入れ開始を挙げる。母国の入学・卒業月に合わせて外国人留学生が出願するだけでなく、留学等の理由で秋に学部を卒業する学部学生が9月入学を希望するなど、多様な背景を持つ学生を受け入れることに成功している。

進学相談会においては参加者にアンケートの記入も依頼しており、学生募集活動の参考にしている。改善例としては、進学相談会実施前の事前アンケート導入が挙げられる。近年実施しているオンライン進学相談会では、参加方法を案内するために事前の参加申し込みを求めてお

り、申し込みフォーム内に質問内容を記入する欄を設けることで、参加者の疑問点を事前に調査している。そして、質問内容を事前に把握したうえで相談会に臨み、回答の質を高めながら参加者の満足度向上を図っている。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、学生の受け入れの適切性については、毎年の理工学研究科委員会で必要な情報の下で見直しを行っており、その結果をもとに適切に改善・向上に向けて取り組んでいる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### <現状説明>

##### ○大学として求める教員像の設定

理工学部・理工学研究科では、研究活動を通じた教育を教育の根幹に据えている。そのため、専任教員にはそれぞれの専門分野における研究経験と実績、さらには研究に真摯に取り組む姿勢が求められる。専任教員の任用にあたっては、専門分野における研究業績が選考の大きな基準となり、業績審査を行うことが専任教員人事に関する理工学部内規に定められている。理工学研究科においては、理工学研究科教員任用基準を設け、博士前期課程と博士後期課程のそれぞれについて、研究業績、教育経験、対外的な活動に関する必要条件等、職階毎に任用する教員の資格基準を定めている。

##### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

理工学研究科に所属する専任教員は下表に示すとおり、10専攻のいずれかに所属し、各専攻の専門教育、研究科共通の基礎教育の推進に従事していると共に、学生への研究指導を行っている。また、一部の授業科目については専攻間で専任教員の協力体制を採ることで、大学基礎データ（表2 全学の教員組織）に示したとおり、大学院設置基準上の専任教員数を十分に満たしている状況にある。なお、全員が理工学研究科委員会の委員として、各種の委員会において審議された事項を最終的に理工学研究科委員会において審議するプロセスを経ることで、研究科の教育研究に関わる事項について、共通の認識の下に具体的な教育研究活動を展開することとなっている。

また、理工学研究科では、研究科委員長と各専攻から選出された連絡委員からなる理工学研究科連絡委員会を月1回開催し、専攻間の連絡や調整を図っている。理工学研究科連絡委員

会議において取り上げられた事項は、専攻毎に組織されている専攻会議において、各専攻の連絡委員から専攻内の教員に共有され、協議される。専攻会議での協議内容は、必要に応じて理工学研究科連絡委員会にフィードバックされ、理工学研究科委員会における審議へと進んでいく。

[表]

課程	専攻名	教授	准教授	助教A	計
博士前期	数学専攻	11	2	0	13
	物理学専攻	10	2	0	12
	都市人間環境学専攻	18	1	1	20
	精密工学専攻	13	1	0	14
	電気電子情報通信工学専攻	9	3	1	13
	応用化学専攻	13	1	0	14
	ビジネスデータサイエンス専攻	11	1	0	12
	情報工学専攻	8	3	0	11
	生命科学専攻	7	1	0	8
博士後期	数学専攻	11	0	0	11
	物理学専攻	10	2	0	12
	都市環境学専攻	18	0	0	18
	精密工学専攻	13	1	0	14
	応用化学専攻	13	0	0	13
	ビジネスデータサイエンス専攻	11	1	0	12
	生命科学専攻	7	1	0	8
	電気・情報系専攻	17	0	0	17

#### <点検・評価結果>

教員組織の編成に関して、分野構成や教育研究にかかわる責任の所在等については、専攻ごとにバランスよく配置をしている。また、理工学研究科委員会の下に理工学研究科連絡委員会を置き、専攻間の連携を図り、専攻会議や研究科委員会との連動も適切に図られている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

#### <現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

専任教員には、理工学研究科教員任用基準に基づき、博士の学位を取得し、十分な研究上の業績を持ち、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有する者を任用している。実際の任用に当たっては、担当する科目の範囲・内容を示し、候補者本人に対する面接・質問等を通じ



て業績に関する確認・検証等を行った上、研究科の人事委員会において、研究業績、実務上の実績等を審査し、適切性を確保している。

年齢等の構成は下表のとおりである。大学院における任用基準を厳格なものとしていることもあり、60代の教員が最多となっているが、若い優秀な教員の任用にも努めており、概ね良好な年齢構成となっていると考える。女性教員は少ないが、もともと理工学系の女性研究者は絶対数が少なく、人材確保が難しい。しかしながら最近では女性教員の採用もすすんでおり、概ね各専攻に1名の女性教員が所属している。また、任用教員の実務経験有無については、企業等だけでなく研究機関等の職歴の場合もあるので実務と研究の線引きは難しいが、大学以外への勤務経験を持つ教員は工学系の専攻を中心に半数近くにのぼる。外国人教員は積極的に任用するに至っていない。ただし、日本人教員でも①「外国での教育研究歴が通算1年以上」もしくは②「外国での学位を取得」したいわゆる「外国人教員等」であれば、相当数の教員が在籍している。具体的には、①「外国での教育研究歴が通算1年以上」であれば、本学の研究促進期間制度を活用して、毎年度1～3名程度の専任教員が海外で1年間の研究活動を行っており、2017年度は2名、2018年度は1名、2019年度は3名、2020年度は1名、2021年度は1名となっている。また②「外国での学位を取得」した専任教員数は、2022年5月1日時点で4名となっている。

このように教員組織の整備においては、教育及び研究の推進に最適な人材の採用を第一の方針として掲げており、実務経験を有する者、外国人、女性教員の比率は低い状況となっている。

[理工学研究科専任教員の年齢構成]

年齢	人数 (総数に占める%)	うち女性教員 (同年齢層に占める%)
60歳以上	47 (39.8%)	1 ( 2.1%)
50歳以上 60歳未満	27 (22.9%)	3 ( 11.1%)
40歳以上 50歳未満	36 (30.5%)	4 ( 11.1%)
40歳未満	8 ( 6.8%)	1 ( 12.5%)
計	118	9 ( 7.6%)

なお、専任教員1人あたりの学生数は、前期課程では収容定員694人に対し教員数118人で5.8人、後期課程では収容定員87人に対し教員数105人で0.8人となっており、十分に学生への指導ができる教員数を確保している。

授業科目と担当教員の編制は、主専攻については毎年度各専攻会議において検討され、理工学研究科連絡委員会を経て理工学研究科委員会において決定する。また、副専攻については副専攻運営委員会にて検討され、副専攻委員長連絡会議を経て理工学研究科委員会において決定する。いずれも最新の学問分野の状況や社会の趨勢、学生の履修動向、個々の教員の研究成果等、多様な要素を勘案して、毎年度、適切な授業科目と担当教員の配置を行うよう配慮されている。

#### ○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

理工学研究科担当教員の資格の明確化については、理工学研究科の内規として「理工学研究科教員任用基準」を定めている。それらは研究業績、教育経験、対外的な活動に関する必要条件であり、職階毎に明文化されている。これらの基準を満たした候補者の中から最も適格と思われる候補者が専攻毎に選択されて、理工学研究科人事委員会に提案される。

教員の配置については、専攻における学生数や教員数、教員構成、研究科全体における授業

編成の内容に鑑み、検討がなされている。なお、理工学部も含めて新規で採用する専任教員については、大学院研究科を担当する場合においても主所属は理工学部となるため、まずは、学部教授会において教員人事の手続きが行われる。学部での手続きを受けて、研究科担当分について手続きを行うこととなっている。

具体的には、欠員がでた際や組織の改編で新しいポストができた際に教員任用人事の手続きを始める。まず該当する専攻から任用の提案があり、担当する研究・教育分野の概略の説明を受けて、理工学研究科連絡委員会議、理工学研究科委員会で承認する。その際、①専攻内において、担当する分野が適切であるか、②専門分野（専攻）内において、担当する研究・教育分野が適切であるかの2つの観点から検討がなされる。

提案が承認されると、専攻において教員の募集活動が行われる。最近の例では、多くの場合に公募を行い、書類審査、面接によって候補者が選択されている。候補者の選択にあたっては、専門とする研究・教育分野、教育業績、研究業績、学生の指導及び学科の運営にあたるのに相応しい人柄であるか、現状の教員構成の中での年齢、などが考慮される。候補者が1人に絞られてから、理工学研究科人事委員会に提案され業績審査が行われる。業績審査の結果を受けて、理工学研究科委員会で承認の投票を行う。

以上の手続きを踏むことで、適正な教員の配置を行っている。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、研究科の任用基準を充足していることを前提としながらも、分野・年齢等についてバランスよく教員を配置しており、任用資格も内規において明示した上で、適切な教員組織を編成を行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### <現状説明>

##### ○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては中央大学大学院FD推進委員会（以下、「大学院FD推進委員会」と言う。）及び理工学研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院教育の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として2015年度から学部と同様の授業参観活動を開始したが、専門性の高い大学院の授業との整合性の問題もあり、参加実績は低迷していることが課題となっていた。これを受け、中央大学FD推進委員会は、大学院に特化したFD活動を2021年度中に少なくともひとつ以上、取り組むことを本学全体のFD活動の一として設定し、大学院FD推進委員

会で検討した。その結果、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め、各委員に報告・共有する「研究指導内容の可視化」の制度化が決定しており、2021年12月16日に大学院独自のFD活動研修会として、情報工学専攻の教員1名が、大学院における研究指導の事例を報告した。具体的には、国際会議発表支援制度を利用した大学院学生の研究発表の内容、その成果を活かした論文の学術雑誌掲載と受賞の報告、それらに至る指導の内容であり、活発な意見交換を通じてFD活動が行われたところである。研究指導内容の可視化に係る取り組みは、毎年度最低1名による報告を行い、継続して取り組む予定である。一方で、教員相互の授業参観については、大学院FD推進委員会において2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、理工学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成した。カリキュラムマップの作成を通じて、各教員が自身の担当する授業科目と学位授与の方針との関連性に関する理解を深めている。

理工学研究科FD推進委員会における取り組みとしては、2010年度から毎年度理工学部との合同FD研究会を開催し、新任教員研修会や学生基礎学力調査報告等を実施し、教育指導手法や学生の学力特性についての情報共有を図っている。

以上のFD活動の実施により、理工学研究科の教育課程の適切性は多角的に点検・評価することが可能となったといえる。

### ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

理工学研究科における教員の教育研究活動に係る評価については、教員の任用・昇格に際し、理工学部教授会・理工学研究科委員会での審議に基づいて業績審査委員会を設置して実施する業績審査がこれにあたる。しかし、こうした機会を除いては、間接的・部分的な評価はあるものの、研究科全体として直接的に教員個々の教育研究に係る評価を実施する制度は有していない。

また、研究成果については、研究者情報データベースや「学事記録（教員活動報告編）」等を通じ、情報の集約や各種の情報公開を行っており、広い意味で研究活動の評価がなされている環境にあり、教員紹介冊子等にも掲載し、学生募集の一助としている。他方、教育面での評価については、理工学部・理工学研究科FD委員会の下で実施される学生による授業評価アンケートの回答結果を分析し、理工学研究科委員会にて報告・検討することにより授業改善に有効に機能している。ただし、教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性については、これを直接的に評価する仕組みは十分整備されている状況にはない状況である。社会活動等の評価については、理工学部の記述を参照いただきたい。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院担当教員の資質向上に資するため、大学院教育に特化したものも含めて、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教員組織の適切性については、毎年度の授業編成の際に、各専攻会議および研究科委員会において科目と担当教員の適合性や必要な教員数、研究科担当委員の年齢、研究促進期間やジェンダーバランスなども加味し、教育研究を行う組織として必要な教員が揃っているかについて点検を行うことにより、組織としての妥当性を評価すると共に、必要に応じて理工学研究科連絡委員会、理工学研究科委員会への説明を行うことで、新任教員の採用に繋げている。また、教員の資質向上を図るFD活動についても、大学院FD推進委員会を中心として、実施をしている活動（教員相互の授業参観制度や学生アンケート）の振り返りを行い、次年度の全学的なFD活動に生かすための評価活動を行っている。2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図っている。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、必要な根拠資料の下で毎年度教員組織の点検・評価を行い、改善・向上に繋げている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10~11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

理工学部事務室大学院担当職員が修学・生活・進路支援の窓口となり、適宜学内の他部署や指導教員、研究科委員長等の連携を図りながら個別に対応している。また、各専攻に研究室事

務室員1名と技術員（実験・実習補助者）が駐在し、様々な支援を行っている。また、学生生活の相談窓口である都心学生生活課が同じ後樂園キャンパスにあり、密に連携がとれる体制になっている。

### ○成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生は、学生が所属している研究室の教員から理工学部事務室に報告されるほか、学費未納情報により、把握している。また、学生相談室と連携することで情報把握に努め、必要に応じて指導や面談を実施している。成績不振の理由としては、研究活動がうまく進んでいない場合もあるが、所属している研究室内の人間関係等に起因するものもあるため、まずは第三者である理工学部事務室の職員が面談による学生相談や履修指導等を行う等の対応を行っている。成績不振の学生の中には休学や退学を考えている学生もおり、その場合は、必要に応じて指導教授との連携を図り、履修指導や学生相談を行うなど適切な対応を行っている。結果、学生の休学や退学等が発生した場合は、研究科委員長、各専攻の連絡委員に報告され情報の共有を行っている。

### ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

学生のグローバルな学術活動の支援や英語で行う授業を受講する学生の支援のため、大学院学生への英語に関する個別相談を行っている。最近では、国際学会での準備から発表練習まで、継続して相談に来る学生などが増加しており、2021年度は約300件の相談があった。

### ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害者への配慮として、主に講義で使われる5、6号館をはじめ、1、2、3、5、6号館入口には自動扉が設置され、2、3、6号館エレベーターのバリアフリー化が実施されている。身障者用トイレは2号館1階、3号館1、6、9階、6号館は1階に設置されている。また、5号館4階アリーナへのアクセスを考慮して、階段に昇降機を設置している。

現在、電動車椅子で通学・学修している学生が1名在籍している。この学生に対しては、登校時と退校時に理工学部事務室職員が授業準備や授業後の片づけをサポートしている。

なお、施設面での配慮の状況については、本項目に係る理工学部の記述をご参照いただきたい。

### ○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

#### 1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

#### 2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

### 3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

貸与金額：月額4万円または6万円のどちらかを選択

学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、2022年度実績で68名、大学院指定試験奨学金は10名となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRAの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に合うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供について、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、2012年度以降、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

## ○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

2012年度から、理工学研究科においても留学生の日本語サポートや学生生活について指導・助言する「外国人留学生チューター制度」を設けており、ニーズに応じて日本人学生の採用行っている。現在は、日本語サポートが必要な外国人留学生は在籍しておらず、チューターも採用していないが、2019年度までには43名のチューターを採用し、外国人留学生に対する支援を行っていた。

## ○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

理工学研究科の学生に対する進路支援は、主としてキャリアセンター理工キャリア支援課が担っている。年4回の進路・就職ガイダンスのほか、自己のスキルアップを目的とした「昼活講座・夕活講座」や業界企業の理解を目的とした「OB・OG交流会」、「業界職種研究会」、「学内企業セミナー」、「公務員・教員セミナー」の開催、インターンシップ等、様々なかたちで進路選択に関わる支援を行っている。

理工学研究科における就職支援活動は、キャリアセンターの支援を中心に理工学部学生向けのものと同様、適切に取り組まれている。キャリアセンターの基本的な支援は全学ほぼ同じで

あるが、理工学部・理工学研究科固有の方式である学校推薦制度の名残として、「就職委員会」がある。これは、各学科・専攻の教員（就職委員）が、キャリアセンターと連携し、学生の就職相談、企業の人事担当者などとの面談、さらに学校推薦者の選定等を行う組織で、理工学研究科の学生の就職に有効な組織として機能している。

[応募形態別 就職決定者数(2022年3月卒業・修了者)]

応募方法	学部学生	大学院学生
自由応募	490	146
自由応募（推薦書提出）	25	24
学校推薦	67	78
合 計	582	248

2022年3月修了者については、新型コロナウイルス感染症の拡大によって登場したオンライン就活がすっかり定着した中での活動となった。移動時間や交通費が削減でき、より気軽に受検できるというメリットもあるが、一方で企業へ足を運ぶ機会が減少するために、企業の雰囲気を感じにくくなるというデメリットも顕在化した。

また、採用活動のスケジュールについて、3月1日に求人票の公開や会社説明会が解禁、6月1日に面接等の採用選考が解禁という流れは長らく変化がないが、近年続く企業の採用活動の早期化の流れの中での就職活動となった。博士前期課程1年生の夏季に実施されることの多いインターンシップに参加することにより企業とつながり、その後冬にかけて実質的な採用選考が始まることにより、4月末までに進路先の決定（事実上の就職活動の終了）を行った学生は約半数に上った。それに対応して、キャリアセンターでは各種ガイダンスやセミナーの実施時期を前倒しする等の対応を行っている。

博士後期課程学生のための支援としては、進路選択の1つである大学教員としての職能開発としての支援を行っている。具体的には、教職員を対象としていた中央大学FD・SD講演会の実施動画を博士後期課程学生へ配信、2021年度には全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備、更に2022年度からは産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境も整備した。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、学修支援・生活支援等について、理工学部事務室だけでなく室員・技術員、都心学生生活課等が緊密な連携をとることにより対応しており、学生支援体制は適切に機能している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

**<現状説明>****○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上**

研究科独自の学生生活に特化したアンケート調査は行っていないが、修了生アンケートの自由記述欄において学生支援に関する要望・意見が記述されることがあり、これらは理工学研究科委員会に毎年度報告を行っている。また、学生部都心学生生活課に設置された「オピニオン・ボックス」に寄せられた意見・要望は研究科委員長にも毎月共有され、改善の必要があれば適宜対応している。

**<点検・評価結果>**

上記の現状のとおり、修了生アンケートの実施、「オピニオン・ボックス」に寄せられた意見・要望に対して適宜対応し、定期的な点検・評価を行っている。

**<長所・特色>**

特になし。

**<問題点>**

学生支援（学生生活等）のアンケートや学生支援体制の見直しは行っていない。

**<今後の対応方策>**

授業評価アンケートは実施しているが、学生支援（学生生活等）のアンケートや支援体制の見直しは行っていないため、2023年度より manaba でアンケートを実施できるよう、理工学研究科連絡委員会議で検討する。

**◇大学院の教育研究等環境**

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

**点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

**評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況**

**<現状説明>****○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況**

後楽園キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は理工学部事務室へ直接提示されることもある。

また、大学全体としてオピニオン・ボックス及びeオピニオンが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

後楽園キャンパスでは、教育力向上推進事業「多様な学びのICT環境整備とFD」（平成26年度～平成28年度）で、講義教室におけるアクティブ・ラーニング環境を構築し、図書館理工学



部分館に「PCルーム(20席)」と「グループ学習室」を設置した。また、図書館の一部を使い「ラーニング・commons」を整備した。また、学生の能動的な学修の場を図書館の中だけに留めるのではなく、キャンパス全体に拡げることで、学生がいつでもどこでも気軽に学修に取り組むことができる環境(ユビキタス・ラーニング)の整備を行った。具体的には、6号館1階ホールにおいて、①6号館1階天井塗り替え、展示ケース設置、②掲示板スペース更新、③カウンターチェアスペースの設置、④テーブル&チェアスペースの更新、⑤デジタルサイネージの設置をおこない、また5号館2階にカフェテリア風(談話用)テーブルを設置した。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学研究科の教育・研究活動を推進するために必要な施設・設備を有している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況(情報処理機器の整備状況を含む)

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況(図書館を除く)

#### <現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況(情報処理機器の整備状況を含む)

○各施設の利用時間に対する配慮の状況(図書館を除く)

理工学研究科は理工学部と緊密な関係の下で教育・研究活動を行っているため、施設・設備に関しては理工学部と共通した整備状況となることから、本項目については理工学部の同点検・評価項目を参照いただきたい。

#### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費(個人研究費、共同研究費、研究旅費等)・研究室および研究専念時間(研修機会等)の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント(TA)・リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

### <現状説明>

#### ○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学の教員は専任教員規程により、授業時間1時限を100分とし、教授・准教授は6時限／年、助教は5時限／年を授業担当責任時間としている。授業・演習・実験、オフィスアワー、卒業研究指導のほか、学内各種委員会にも相当な時間が必要とされることから、十分な研究時間を確保することが困難な状況にあったが、委員会活動の見直し、学内手続きの簡素化、TAの活用等により改善された。

また、教員の研究時間を確保させるものとして、本学専任教員が個人で行う特別の研究や学術の研究・調査のため一定期間外国で研究できる制度として研究促進期間制度が設けられている。2022年度は理工学研究科で2名が利用している。

なお、教員の研究費については理工学部の記述を参照いただきたい。

#### ○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本学におけるTA及びRAの運用については、中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程、中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程に定められている。さらに、理工学研究科では、理工学研究科リサーチ・アシスタント制度に関する内規により職務内容、資格、勤務時間等を定め、適切な運用を図っている。

TAの業務内容としては、学部授業のうち、実験・実習、計算機演習等の教育的補助業務、博士前期課程の授業のうち、理工学研究科委員会が必要と認めた実験、実習、演習等の教育的補助業務を行っている。

一方、RAの業務内容は、本学が行う共同プロジェクトの研究活動の補助業務を行っている。RAには博士後期課程の学生が就くこととなっているが、これらの学生は、本学が設置する理工学研究所の共同研究員として登録され、各研究チームの管理下で研究活動を行っている。

以下に示すとおり、多くの学生がTAまたはRAに就いて業務を行っており、この活動を通して研究上の自らの知識の確認とより深い理解を得るとともに、指導者となることによる自覚・責任感、研究室内での学部学生に対する卒業研究指導補助、指導教員以外の教員との交流促進等の教育的効果も上がっている。

[表]

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
RA	27 (31%)	23 (26%)	19 (22%)	34 (39%)	40 (46%)
TA	398 (57%)	405 (58%)	394 (57%)	405 (58%)	485 (70%)

※カッコ内は、収容定員に対する採用者数の割合 (%)

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学運営・財務

## I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第8条において、「各研究科に、研究科委員会を置く」こと、第11条において、その審議内容を定めている。理工学研究科委員会は、理工学研究科に所属する専任の教員をもって組織され、同学則第10条により研究科委員長が議長となる。理工学研究科においては、研究科委員長と各専攻から選出された連絡委員で構成される理工学研究科連絡委員会（詳細は後述）を経て、理工学研究科委員会における審議を行うこととしている。なお、各専攻における検討・意見が必要となる場合は、連絡委員を通じて理工学研究科連絡委員会に集約される仕組みとなっている。

理工学研究科の運営に関わる事項は、各種の研究科内委員会で議論されて、理工学研究科委員会で決定される。テーマは、専攻から出される場合と、理工学研究科委員長が諮問する場合とがある。教育・研究の責任及び予算は、専攻を単位として運営されており、ほとんどの場合、委員会の議論は各専攻の意見を反映している。研究科内委員会は、研究科運営の広い範囲に関わるものと、人事、入学試験合否判定、といったテーマ毎のものがある。

前者のうち、主要な委員会の概略は次のとおりである。

## ①理工学研究科連絡委員会

理工学研究科に関わる諸問題について、各専攻が相互に共通の情報を共有することにより、効率的運営を図ることを目的とする。主に理工学研究科委員会に上程する議題として取り扱うか否かを選別する。また、理工学研究科委員会に上程する前に、予め協議を要する事項について懇談するケースもある。委員会構成は専攻から選出された委員と理工学研究科委員長であり、理工学研究科委員長が議長を務める。なお、2010年度からは理工学部連絡委員が理工学研究科連絡委員を兼ねるようにすることにより、効率的な運営体制とし、必要な議事に時間をかけられる体制としている。

後者のうち、主要な委員会の概略は次のとおりである。

## ②人事委員会

人事委員会は、理工学研究科委員長の諮問により、専任教員の新任・昇格人事の予備審査に関する事項、理工学研究科の人事に関する基本的事項等について審議する。理工学研

研究科委員長と、専攻から選出された2名の委員によって構成され、理工学研究科委員長が委員長となる。

### ③合否委員会

合否委員会は、入学試験の合否決定を行う。理工学研究科委員長と、各専攻から選出された2名の委員によって構成され、理工学研究科委員長が委員長となる。

その他、FD委員会（理工学部と合同開催）を適宜を開催することや、ワーキンググループ等を必要に応じて設置し、理工学研究科における教育課程の充実に資する検討を行うことがある。

### ○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表すると定められ、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウンに基づく意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項に対応している。研究科委員長の権限内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切であるといえる。

### ○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

平成27年（2015年）4月の学校教育法及び同法施行規則の一部改正への対応として、大学院学則第11条を改正し、研究科委員会が教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確化するとともに、研究科委員会が学長に意見を述べるものとする事項を定めている。

### ○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

理工学研究科委員長の選任については、「研究科委員長互選方法に関する申し合わせ」に基づき、適切かつ公正に行われている。具体的には、理工学研究科専任教員の中から立会人を2名選出し、理工学研究科委員会構成員が選挙人となり、投票により選出する。選挙においては、有効投票の過半数を得た者を理工学研究科委員長とし、過半数を得た者がいない場合には、上位の投票者から順次得票数を合算し、当該合算数が有効投票数の過半数に達した場合の上位得票者について再投票を行う。さらに、再投票を行った結果、有効投票の過半数を得た者がいないときには、同様の方法で再々投票を行い、得票数が比較多数の者を研究科委員長として選出することとなっている。

なお、理工学研究科委員長の任期は2年で、再選を妨げないこととなっている。

また、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

### <点検・評価結果>

上記の現状のとおり、大学院学則に研究科委員会および研究科委員長の権限を明記し、また、

研究科委員会の下に必要な委員会を設置することで適切な運営体制を採っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

理工学研究科については理工学部事務室が、その教務事務を所管している。また、教職課程に関する事務など全学横断的な業務の一部も理工学部事務室が担うなど、理工学部・理工学研究科における教務に関する総合事務室的な役割を担っている。さらに、法人部署等への提出書類の連絡窓口としての機能も行っている。

理工学部事務室の大学院担当は、専任職員4人、嘱託職員1人、派遣職員2人、及びパートタイム職員1人で構成され、理工学研究科に関する事務の全てを担当している。所管業務として、大学院の教務事務以外にも、予算申請業務、一般入試をはじめとする年間14回の入学試験の実施、広報活動としての進学相談会の実施、学位授与に関する業務など大学院に関する業務を一貫して担当している。

また、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である理工学研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与し、実質的に理工学研究科委員長の補佐機能を果たしている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

軽微な事項については、毎朝のグループミーティングにおいて調整を行うことによって、業務の効率化等に努めている。また、業務内容の見直しや分担の適正化などについては、別途時間を設けて協議を行い、必要な改善に努めている状況である。

また、個々の職員は、学外におけるセミナー、シンポジウム、講演会への参加あるいは学内で実施される研修に参加して業務に関連のある情報・知識の収集に努めている。

教職協働の取り組みとしては、理工学研究科の各種委員会において職員が事務局を務め、資料作成等、運営に関して重要な事項を担うほか、理工学部・理工学研究科C委員会（主としてカリキュラムや授業時間割編成、教育効果の検証、成績評価を取り扱う）においては、内規で理工学部事務室の職員（事務長および教務担当者）が委員として定められており、教員と職員が協働して教務事項に関して意見を汲みかわすことにより、研究・教育水準の向上に取り組んでいる。

<点検・評価結果>

上記の現状のとおり、理工学部事務室が理工学研究科における教育・研究活動の支援の他、研究科運営に必要な事務組織を担っており、適切な人員配置の下で多様な業務への対応や教職協働の取り組みを行っており、適切に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

## 文学研究科

## ◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

## ＜現状説明＞

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

中央大学は、中央大学学則（以下、「学則」と言う。）第2条にて「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」と定めている。また、中央大学の使命を踏まえ、その上位課程である大学院では、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条にて「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成することを目的とする」と定め、とりわけ高等教育機関等の研究教育者の育成を基本理念に運営されている。

文学研究科では、これらを十分に踏まえた上で、「人間の内面と社会と歴史をテキスト、データ及び事象を中心に考察する」の理念の下、大学院学則第4条の5第5号に文学研究科の目的として「人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象に係る高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する」旨定めている。

## ＜点検・評価結果＞

以上のとおり、大学の理念・目的は学則及び大学院学則に明示しており、文学研究科の目的は大学の目的を踏まえて設定されているため、適切である。

## ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

## ＜現状説明＞

○構成員に対する周知方法とその有効性

○社会への公表方法

大学の理念・目的については、本学公式Webサイトにて明文化している。文学研究科の教育

研究上の目的は大学院学則にて明文化し、本学公式 Web サイト、履修要項をはじめ、主に受験生を対象としている広報誌である大学院ガイドブックに掲載し、構成員である学生・教職員はもちろんのこと、社会に広く公開している。特に大学院ガイドブックには、文学研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しており、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効である。

さらに、年2回の大学院進学説明会において在籍学生による対談、教員間による対談、新たな入学試験制度の説明など、上記で述べた文学研究科を構成する各専攻における教育目標をより具体的に周知し、その理解の促進を図っている。毎年4月に実施している研究科新入生ガイダンスでは、研究科委員長から直接、大学院で学ぶことについて説明を行い、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的理解を促進している。

#### <点検・評価結果>

大学の理念・目的及び研究科の目的等は従来の冊子媒体の大学院ガイドブックに留まらず、本学公式 Web サイト等、様々な媒体を利用して構成員ならびに社会に対して公表している。また、広報媒体への掲載のみならず進学説明会などの場を活用して研究科委員長等から言葉での説明を図ることにより、大学の理念・目的及び研究科の目的の理解を促進していることから、有効性があるといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

#### <現状説明>

##### ○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度に受審した認証評価の結果を踏まえ、努力課題として指摘を受けた「学位授与の方針及び入学者受入の方針の課程ごとの書き分け」、「研究指導計画の明示」に加えて、他の研究科で指摘のあった「コースワークの整備」や「収容定員充足率の改善」について、2017年度から研究科委員会や教務委員会を中心に中長期的観点から議論を行い、改善・向上に取り組んできた。この取り組みの詳細については、「◇大学院における内部質保証」及び「◇大学院における学生の受け入れ」の項目の記述を参照いただきたい。

2022年度現在については、中長期的な施策として、定員充足率の改善に向けた取り組みと併せて、文学研究科全体における教育課程の見直しを行っている。中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の指標において、大学院全体として定員充足率7割が求められており、これを受けて、文学研究科委員会のもとに文学研究科構想検討WGを設置し、2021年2月15日に定員充足率の改善を中心とした文学研究科が抱える課題について共有し、短期・中期・長期的に取り組む課題に分別して検討をすべく、第1回文学研究科構想検討WGを行った。その後、2回のWG実施を経て、第4回文学研究科構想検討WG以降は、文学研究科構想検討WGの傘下に「全体構想」「入試」「教職」「広報」の計4プロジェクトチームを発足させて議論を深めた。とりわけ、



「教職」プロジェクトを中心に検討を深めた大学院課程における教育職員養成の取り組みの成果として、教育職員養成に特化した科目について、従来国語系で設置していた6科目に加えて、2023年度に新たに史学系専攻横断型で4科目、英語系科目を11科目新たに設置している。

この他、文学研究科構想検討WGにおける検討を経た改善・向上の事例として、「入試」プロジェクトを中心に検討を行った新たな入学試験制度「特別選考入学試験」を2023年度入学試験より導入している。「広報」プロジェクトにおいては、既存の本学公式Webサイトのリニューアルに併せて、文学研究科を修了した学生へのインタビュー記事として、「博士学位取得者」、「現職の中高一貫校教員」、「学芸員」などを紹介し、大学院進学後のキャリアを可視化する独自コンテンツの充実を図った。この成果として、今年度4月に初めての実施を迎えた特別選考入学試験は受験者数22名と、これまでにない入学試験形態での学生受け入れを実現した。2022年6月2日に開催された文学研究科進学説明会では、事前申し込み者数が169名と前年比62%増加しており、引き続き中長期的に定員充足率の改善に向けた取り組みを行っていく。

#### <点検・評価結果>

認証評価結果を受けた改善・向上の施策や大学の中長期事業計画を受けた文学研究科における諸施策を適切に検討し、実行するなど、将来を見据えた中・長期的な検討・課題設定を行い、実行している。

#### <長所・特色>

文学研究科の将来構想の検討を担う文学研究科構想検討WGにおいて検討を行った定員充足率改善の施策について、「特別選考入学試験」の新規導入を行っており、結果として4月に初めての実施を迎えた2023年度文学研究科特別選考入学試験において、受験者数22名と、文系の他研究科に比べても多くの受験者数を獲得している。

また、広報活動の成果としてもあり、2022年6月2日に開催された文学研究科進学説明会では、事前申し込み者数が169名と前年比約162%増を記録している。

#### <問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

定員充足率の改善は一朝一夕に達成するものではないため、広報活動は引き続き大学院事務室が各専攻と連携を図りながらその充実化に向けて、在学生や修了生の声を掲載した入試広報サイト、アーキビスト養成など文学研究科での研究内容について本学公式Webサイトに記事を掲載するとともに、文学研究科構想WGでの議論を教務委員会にて引き継ぎ、特別選考入学試験の実施結果の振り返りも踏まえて、引き続き諸施策の検討を継続していく。

## ◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

<現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

2009年度以降は毎年度各専攻等から選出された委員で構成される文学研究科組織評価委員会が組織評価委員長（研究科委員長）のもとで自己点検・評価活動を行い、レポートして取りまとめている。その内容を教務委員会、研究科委員会で報告・共有を行い、全学の大学評価委員会に報告している。これらの活動を通じて文学研究科の自己点検・評価活動を恒常的に続けている。2018年度は「文学研究科総体としてのコースワークの実質化」を自主設定課題とし取り組みを行った。その結果、専攻ごと・課程ごとの入学から修了までの指導計画を明示したロードマップの作成に至った。

2019年度は「文学研究科としてのコースワークの実質化」を自主設定課題とし、取り組みを行った。その結果、13専攻のうち、国文学専攻・社会学専攻・心理学専攻が先行してカリキュラム体系整備を行いコースワークの実質化への取り組みを進めた。

2020年度は「入学前教育を見据えた特別選考入試制度の導入」を自主設定課題とし、取り組みを行った。その結果、2020年度内に内部進学を念頭に置いた特別選考入試の実施を決定するまでには至らなかったものの、研究生の受け入れ基準の明確化を行い、翌年度に議論を継続することとなった。

2021年度は2020年度から継続した課題として「大学院改革における施策としての特別選考入試制度導入」を自主課題に設定し取り組みを行った。その結果、2022年度に内部進学者を対象とした文学研究科特別選考入学試験制度の導入を決定し、2022年度に予定通り実施した。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2016年度の機関別認証評価においては、①文学研究科の学位授与方針において、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が、課程毎に示されていないため、改善が望まれる。②文学研究科博士前期課程において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。③文学研究科において、学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていないので、課程毎に定めるよう改善が望まれる。の提言事項（努力課題）の指摘を受けた。これらの事項は教務委員会・研究科委員会での議論を経て、現在は以下のとおり、すべて対応は完了している。

①については、学位授与の方針の見直しを行ったが、課程ごとに明示するだけでなく、授与する学位毎の方針として公表するべく専攻ごとに学位授与方針を明示し、履修要項や本学公式

Webサイト等で構成員を含めて広く一般に公開をしている。②については、履修要項に「文学研究科博士前期課程修了までの流れ」のかたちで修了に必要な学修内容や学位授与までのスケジュールをフローチャートとして図示化しており、新入生ガイダンスの場では文学研究科委員長より、カリキュラムマップなども利用しながら科目履修指導を行っている。研究指導計画の明示による効果測定については、研究科委員会から選出された1名以上の教員が「研究指導内容報告書」に沿って、指導状況および論文執筆状況を研究科委員会に報告し共有している。③については、2017年度より課程ごとに明確に区別した入学者受け入れの方針を定め、入学試験要項や本学公式Webサイト等で広く一般に公開している。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、文学研究科組織別評価委員会を中心とした毎年度の自己点検・評価活動や、認証評価結果を受けた中長期的な改善・向上に向けた取り組みを通じて、内部質保証システムを適切に機能させている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### <現状説明>

○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

文学研究科は、大学院学則第2条に定める本大学院の目的の下、大学院学則第4条の5第5号に明示する文学研究科の目的を達成するため、現在、国文学専攻、英文学専攻、独文学専攻、仏文学専攻、中国言語文化専攻、日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、哲学専攻、社会学専攻、社会情報学専攻、教育学専攻、心理学専攻の13専攻によって構成されている。

文学研究科は1955年に国史・東洋史学専攻と仏文学専攻が開設されたことに始まり、その後、人文科学系及び社会科学系の諸学を対象とした幅広いフィールドにおいて学術の進展や急速な国際化・情報社会化・国家資格への対応などの多様な社会の要請に応える形で現在の教育研究体制を整えており、歴史と伝統を有する学問から最近の社会現象や社会問題を取り上げて解決策を探る学問まで、多種多様な学問領域をカバーしている。

2017年から2021年にかけての直近5年間で7カ国36名に及ぶ交換留学生を受け入れることで社会的な要請に応えつつ、国際的環境等への配慮に一定程度、応えることができた。入学試験を受けて入学する大学院学生についても、日本人学生と外国人留学生の割合が半数程度であり、教育研究組織を構成する学生構成からも本学が掲げる文化の創造・発展に一定の効果をもたらしている。具体的な国際環境等への配慮に関する取り組みは、後述する「第4章 教育課程・

学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目をご参照いただきたい。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、大学の教育目的や学問的動向、社会的要請に照らして、人文科学から社会科学まで幅広い学問領域に対応するために、13 専攻を設置していることから、適切であると言える。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

教育研究組織の点検・評価については、毎年度各専攻等から選出された委員で構成される文学研究科組織評価委員会が組織評価委員長（研究科委員長）の下で行う自己点検・評価活動等によって行われる。毎年度、入学者数や在学生数、入学試験の受験者数、合格者数、手続き者数や各授業科目の履修者数などを根拠として、点検・評価活動を行い、改善・向上に向けた取り組みの検討を行っている。なお、定員充足率の改善に向けた取り組みや社会情勢等を受けた各専攻における教育課程の見直し、文学研究科全体としてのコースワークの整備や入学試験制度の見直しは適宜行っているが、2008 年度以降教育研究組織の構成としては特段の見直しは不要であることから、実施には至っていない。

また、文系の5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、2020 年秋に見直しが行われた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の中で「本学における『研究』を抜本的に強化・加速し、社会から求められる新規領域の研究を実現する」ことが大学の方針として掲げられ、即時性と実効性を伴う改革を行うべく、学長が大学院改革構想検討委員会を設置した。同委員会により2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取り纏め、これに基づき、学長の下、大学院研究科委員長会議において、文系研究科における将来的な教育研究組織のあり方等が継続して検討されているところである。

#### <点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、年次自己点検・評価等により定期的な点検・評価を行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

## &lt;現状説明&gt;

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

大学院学則に定める研究科の目的を踏まえ、文学研究科では、文学、歴史学、哲学、社会学、教育学、心理学など本研究科の扱う広範な学問分野を通じて、人間、社会、歴史、文化などを実践的に読み解く力を有し、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身に付けた人材を養成することをその教育目標としている。文学研究科に置かれる課程・学位ごとの学位授与の方針は、研究科全体としての方針と、それを踏まえた専攻ごとの方針という形としており、「養成する人材像」と「修了するにあたって備えるべき知識・能力」の2項目により構成している。

なお、公表については、本学公式Webサイト、履修要項等において明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。また、進学説明会の座談会などを通じて、理解を促進している。

文学研究科の学位授与の方針は以下のとおりである。

## &lt;学位授与の方針&gt;

## ○養成する人材像

中央大学大学院文学研究科においては、人文科学、社会科学およびその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかわる高度な研究教育を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成することを目的とします。

博士前期課程においては、本研究科の目的及び「人間の内面と社会、テキスト、データおよび事象を中心に考察する」という基本理念に基づき、文学、歴史学、哲学、社会学、社会情報学、教育学、心理学など本研究科の扱う広範な学問分野を通じて、人間・社会・歴史・文化などを実践的に読み解く力を有し、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身につけた人材を養成します。

博士後期課程においては、前期課程の方針を基盤に置きながら、さらに高度な専門性を身につけることを目指します。具体的には、自立した研究活動をおこない、それぞれの研究分野・学界に貢献できる人材を養成します。その上で、大学や研究所のほか、広く国際社会と地域社会において活躍できる研究者・高度専門職業人の養成を目指します。

## ○修了するにあたって備えるべき知識・能力

文学研究科を修了するにあたって備えるべき知識・能力は次のとおりです。

## 【博士前期課程】

## ・実践力

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会における問題を解決できる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する幅広い知識を教育実践に活かしたり、実社会における円滑な人間関係の構築に役立てたりすることができる。

英文学：高度な英語力と英語圏文学・英語圏文化・英語学・言語科学・英語教育学に関する知識を背景に、実社会における問題解決に向けて、着実に取り組むことができる。

独文学：ドイツ語圏の語学・言語学・文学・文化・歴史・社会等に関し、自分の研究対象とした分野について問題の発見を行い、それに対して独自の見解を実証的・論理的な解法で提示できる。

仏文学：フランス語の体系的な理解に基づいて、実践的なフランス語運用能力を身につけるとともに、その能力を実社会で活用することができる。西洋美術史の専門的な知識を身につけ、美術館での実践的な活動に結びつけることができる。

中国言語文化：日本語および中国語を使って専門分野の文献資料を正確に読み取り、自分の研究課題に対して広い視野から主体的な学びができる。

日本史学：学内外の研究会や史料調査活動等への積極的な参加を通じて、自らの研究テーマを掘り下げることができる。

東洋史学：アジア・アフリカの原典史料の解釈力および歴史的な視点に立った思考力を背景に、自己の専門分野や社会の諸問題を解決することができる。

西洋史学：豊かな市民生活に不可欠な、生涯にわたる学びの礎を築くことができる。

哲学：広く豊かな哲学・思想的な学識にもとづき、人間存在に根ざす普遍的・根本的課題と現代社会が抱える現実問題を相補的に理解し解決していくことができる。

社会学：調査研究にて培った学識、調査力、構想力をもって、専門研究領域において貢献するとともに新しい社会を構想する力を持つ。

社会情報学：社会情報学についての研究能力および豊かな学識を背景に、社会情報に関連する諸問題を解決できる。

教育学：教育学および関連する学問領域を踏まえて研究対象・方法を適切に設定したうえで分析・考察することができ、教育に関する実務においても実践することができる。

心理学：心理学コース：最先端の研究方法を学び、研究場面で実際に運用することができる。

臨床心理学コース：心理学の科学的研究方法を学んだ上で、臨床心理学のテーマ設定ができ、それに相応しい研究方法を選択し運用することができる。加えて、臨床場面では公認心理師・臨床心理士に相応しい心理支援の専門職としての基本的な技能を発揮することができる。

#### ・知的教養

グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を有し、さらに、日本および海外の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

国文学：蓄積した幅広い知識と具体的な事象に即した思考方法とによって獲得できた日本についての深い認識によって、日本文化とその歴史を相対化し、その特質と魅力を国際社会と地域社会に向けてアピールできる。

英文学：高度な英語力と英語圏文学・英語圏文化・英語学・言語科学・英語教育学に関する知識を背景に、国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を、グローバルに共有することができる。自分と他者のもつ文化や言語を広く深く豊かに認識できる。

独文学：グローバル化、多民族化、高度情報化が進行するドイツ語圏諸国との国際交流に貢献できる知的教養を有し、日本およびドイツ語圏諸国の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術の歴史を理解するとともに、その背景にある思想や文化、社会に関する深い知識を有し、その知識を実社会において活用することができる。

中国言語文化：中国言語文化：専門分野の研究方法に関する基本的な知識を修得するとともに、漢字を紐帯とする東アジアの多様な文化を理解し、学識を広げることができる。

日本史学：日本史学・考古学を主とする幅広い知識と専門的な学力をもち、歴史的な視点で社会をとらえることができる。

東洋史学：現代世界に貢献できるアジア・アフリカに関する知識や情報を有し、日本社会とアジア・アフリカの歴史・文化を関連づけて学ぶことで、自己の専門分野および関連諸領域を深く認識できる。

西洋史学：世界の複数の地域と時代の多種多様な人々の生き方を、それぞれの史料と論理的方法論を用いて分析することができる。

哲学：広く日本・中国・西洋における古今の知的教養を主体的に学修することによって、世界の文化の多様性をその根源から柔軟に理解することができる。

社会学：グローバルな視点と臨床的な視点の複眼的思考のもと、現代社会並びにその過去と未来の姿を見通し、多様な社会のあり方を論ずることができる。

社会情報学：グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる社会情報学の知的教養を有し、社会情報とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

教育学：教育学だけでなく関連する学問領域にも目を配り、幅広い視野から教育に関する諸課題の構造や問題点について認識することができる。

心理学：心理学コース：心理学のみならず関連する学問領域において幅広い知識を有し、研究結果を多角的に論じることができる

臨床心理学コース：心理学・臨床心理学全般のさまざまな知識を有するだけでなく、人間の心理的な営みの結果である文化や歴史についての幅広い教養を備え、研究と臨床の両面に活用することができる。

#### ・論理構築力

研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、その結果出てくる自己の考えや高度な理論を正確に論述し説明することができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関して丁寧かつ批判的に読解・分析する修練を通じて獲得した語彙力や思考力によって、研究史をふまえた上で自らの研究を構想し、読解・分析・考察したことを他者にわかるように合理的かつ説得的に論述することができる。

英文学：高度な英語力と共に身につけた言語理解力と言語分析力、および、英語圏文学・英語圏文化・英語学・言語科学・英語教育学の研究を通して磨いた論理的思考と合理的説得力を基盤に、他者の考えとその背景にある主張を理解し、自分の考えを明確に説明することができる。

独文学：ドイツ語圏諸国の対象分野を研究する方法論と分析手法を修得し、論理的思考の結果として導かれる自己の考えや高度な理論を正確に論述し説明することができる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術史を研究するための専門的な視点や手法を修得したうえで、自らの問題意識に基づくテーマを設定し、精密な資料批評に基づく実証的な方法を通じて分析・考察を行い、独自の見解を説得的に提示することができる。

中国言語文化：原典資料等を用いて仮説を検証する能力を身につけ、学問的課題に関する思考プロセスを明確にし、論理的に筋道を立てて考えていくことができる。

日本史学：着実な手法で史料（資料）から情報を読み取り、先行研究との違いを十分に意識しながら歴史を叙述することができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する研究対象と真摯に向き合い、独自の論理を構築し、自己の考えや理論を的確に論述・説明することができる。

西洋史学：厳格な史料読解と分析に基づいて、各自がテーマとする事象を客観的に再構成することができる。

哲学：高度な論理性に裏打ちされた思考能力を習得することにより、異なった思考回路や価値観に対しても開かれた柔軟な論理的思考と、説得力に富んだ表現力を形成することができる。

社会学：帰納的ならびに演繹的な方法を用いて理論構築が出来、かつ様々な理論レベルで議論し、かつ記述や説明ができる。

社会情報学：社会情報学の研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、自己の考えや高度な理論を正確に論述し説明することができる。

教育学：教育学における規範的アプローチ、実証的アプローチ、実践的アプローチの違いを踏まえ、適切な学問的手法を用いて研究を遂行することができる。

心理学：心理学コース：先行研究に基づいて仮説を設定し、科学的な手法を用いて得られたデータを基に統計学的手法によって仮説を検証し、新たな問題設定に繋げることができる。

臨床心理学コース：事例研究や質的研究を含む幅広い先行研究に基づいて問題を設定し、科学的な手法を用いて得られたデータを客観性を担保しながら分析し、新たな問題設定に繋げることができる。

・発信力

自己の研究成果を学会等での発表、著書や論文を通じて積極的に発信し、世に広く問うていくことができる。

国文学：深めた知見を学内外の学会で発表し、研究成果を社会に発信できる。また、学修で得た日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する幅広い知識と独自の知見を、自らの得意とする方法で社会に発信・還元することができる。

英文学：高度な英語力を活かして、自己の研究成果を学会発表や合同研究会を通じて積極的に発信し、国内外の学生や研究者に問うことができる。

独文学：自己の研究成果をドイツ語圏諸国と日本の学会等で発表し、ドイツ語と日本語の著書や論文を通じて積極的に発信し、世に広く問うていくことができる。

仏文学：学内の研究発表会を通して、自らの研究成果を論理的に示し、他者の質問や批評に適切に応答することができる。

中国言語文化：自己の調査結果や研究成果を口頭や文章によって効果的に伝える技術を修得し、発信することができる。

日本史学：様々な学会に参加して研究発表を行い、研究成果を論文にまとめて主張することができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する自己の研究成果を学会等で発表し、論文等を通じて的確に発信し、幅広く社会に問いかけていくことができる。

西洋史学：知的好奇心とクリティカルな思考に基づいて、行動することができる。

哲学：学術的な研究成果を専門学会等で継続的に発表し続けると同時に、その研究成果が広く社会に受容され積極的な影響を与えられるような一般的な仕方でも発信していくことができる。

社会学：書籍、論文、研究発表において、自己の議論や研究上の発見が他者によって明確に理解されるように、提示できる。

社会情報学：社会情報学の研究成果を、学会等での発表・著書や論文を通じて積極的に発信し、世に広く問うていくことができる。

教育学：研究成果を学会発表あるいは論文などによって発信するとともに、教育に関する実務においても展開することができる。



心理学：心理学コース：研究成果を国内外の学会等で発表した上で、論文として提示することができる。

臨床心理学コース：研究成果を国内外の学会等で発表した上で、論文として提示することができる。臨床事例の経過とアセスメントを過不足無く要約し、事例検討会で発表することができる。

#### 【博士後期課程】

##### ・独創性

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会に新しい知見を独自の視点で加えていくことができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する深い学識にもとづき、独自の視点で自らの研究分野に清新な論を積み上げることができる。

英文学：専門的な研究を通して培った研究能力および広く豊かな学識を背景に、学界や実社会に対し、独自の視点から新しい知見や発想を加え、展開することができる。

独文学：ドイツ語圏諸国に関する専門分野の研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会に新しい知見を独自の視点で加えていくことができる。

仏文学：自らの専門分野に関する先行研究を調査し、フランスの最新の学問的潮流や傾向を把握したうえで、高度な問題意識に基づく独自の視点を導き出すことができる。

中国言語文化：日々の基礎研究を通じて研究テーマの本質について理解を深め、新しい視点から自己の研究成果を作り上げ、その重要性を示すことができる。

日本史学：着実な史料（資料）分析をもとに先行研究を批判的に検討し、歴史に対する独自の見方を提示することができる。

東洋史学：研究能力およびアジア・アフリカに関する幅広い学識を背景に、自己の専門分野や現代社会に新しい知見と独自の視点を加えていくことができる。

西洋史学：知的好奇心とクリティカルな思考に基づいて、独自の研究を展開することができる。

哲学：哲学・思想の豊かな伝統を新たに再構築することによって、これまで取り上げられることのなかった新しい問題位相に光を当て、そこから独自の解釈ないし思考を展開していくことができる。

社会学：高度な知的教養と論理構築力を基礎とし、従来の研究上の欠落を埋める新しい知見を加えることができる。

社会情報学：社会情報学の研究能力および広く豊かな学識を背景に、社会情報に関して、専門分野や実社会に新しい知見を独自の視点で加えていくことができる。

教育学：教育に関する諸課題について、教育学あるいは関連する学問領域における高度な研究手法によって深く分析・考察することができる。

心理学：問題設定した領域において、国際水準の新規な成果を挙げることができる。

##### ・発信力

自己の研究成果を学会等での発表、著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する国内外での学会発表や学術誌への論文発表を通じて、自らの研究成果を積極的に発信できる。

英文学：最先端の研究成果を国内外の学会での発表、日本語や英語による著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

独文学：ドイツ語圏諸国や日本国内をはじめとする学会、またその他の国際学会等での自己の研究成果発表、著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

仏文学：学会での発表や、学会誌および学内紀要への論文投稿を通して、研究成果を積極的に発信し、日本やフランス語圏諸国において、研究者・教育者として自立し活動できる。

中国言語文化：日本語または中国語による学会での口頭発表や学術論文の執筆・刊行を通じて、自己の研究成果に関する情報を公表することができる。

日本史学：様々な学会に参加して研究発表を行い、成果を論文にまとめて提示することをくり返すことで、独自の見解を主張することができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する自己の研究成果を学会等で発表し、著書や論文等を通じて積極的に発信し、研究者として社会に問いかけ続けることができる。

西洋史学：歴史への問いかけや研究成果を言語化し、市民社会の一員として学会の内外で活動できる。

哲学：学術的な研究成果を専門学会等で継続的に発表し、学術専門書や論文を介してそれを世に問い続けると同時に、その研究成果が広く社会に受容され積極的な影響を与えられるような一般的な仕方でも発信していくことができる。

社会学：自己の研究成果を明確に伝える力のみならず、自立した研究者として新しい研究領域を開拓し、アピールする力を持つ。

社会情報学：社会情報学の研究成果を、学会等での発表・著書や論文を通じて積極的に発信し、自立した研究者として世に広く問うていくことができる。

教育学：教育学あるいは関連する学問領域における高度な研究手法によって分析・考察した結果を、著書や論文などで公表し、高い評価を受けることができる。

心理学：国内外の学会等で研究成果を繰り返し発表し、学会の査読付き雑誌に複数回論文を掲載できる。

・知的教養

グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を有し、さらに、日本および海外の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を独自の視点で広く豊かに認識できる。

国文学：蓄積した幅広い知識と具体的な事象に即した思考方法とによって獲得できた日本についての深い認識によって、日本文化とその歴史を相対化し、その特質と魅力を国際社会と地域社会に向けてアピールできる。

英文学：学術研究を通して得た教養に基盤を置き、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養を有するだけでなく、自己と他者を広く深く豊かに認識し、尊重することができる。

独文学：グローバル化、多民族化、高度情報化が進行するドイツ語圏諸国との国際交流に貢献できる知的教養を有し、日本およびドイツ語圏諸国の文化を学ぶことで、自己の専門分野とその関連する領域を広く豊かに認識できる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術の歴史を理解するとともに、その背景にある思想や文化、社会について高度の専門知識に習熟する。フランスと日本、フランスと諸外国との相互的な影響関係に関心を持ち、国際的な視野に基づきながら、主体的に研究・教育活動や社会貢献活動に関わることができる。

中国言語文化：中国語原典資料の読解を軸とした知的訓練を体系的に積み重ねることによって、専門分野にとらわれない汎用的な思考力を養い、学問的課題を発見することができる。

日本史学：日本史学・考古学を主とする幅広い知識と専門的な学力をもち、歴史的な視点で社会をとらえ、社会の問題に取り組むことができる。

東洋史学：現代世界に貢献できるアジア・アフリカに関する知識や情報を有し、日本社会とアジア・アフリカの歴史・文化を関連づけて学ぶことで、自己の専門分野および関連諸領域を独自の視点から深く認識することができる。

西洋史学：ある現象を一定の距離からクリティカルに観察し、また、その史料の複雑さを十分に理解し、それを評価することができる。

哲学：広く日本・中国・西洋における古今の知的教養を主体的に学修することによって、世界の文化の多様性をその根源から柔軟に理解すると同時に、自己の専門領域に固有な理解をいわば世界哲学的な観点から多角的に再構築することができる。

社会学：グローバルと臨床という複眼的思考のもと、社会の過去と未来の姿を見通し、多様な社会のあり方を論じることに加えて、社会のあるべき姿についても論じる知的教養をもつ。

社会情報学：グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる社会情報学の知的教養を有し、社会情報とその関連する領域を独自の視点で広く豊かに認識できる。

教育学：教育学あるいは関連する学問領域に精通し、幅広い視野と深い分析能力をもって教育に関する諸課題の構造や問題点について認識することができる。

心理学：心理学のみならずさまざまな領域における幅広い教養を有し、自身の研究成果をそれらと関連づけながら論じることができる。

#### ・論理構築力

研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、その結果出てくる自己の考えや高度な理論を正確に論述し、様々な分野の人々を説得することができる。

国文学：日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関して丁寧かつ批判的に読解・分析する修練を通じて獲得した語彙力や思考力によって、研究史をふまえた上で自らの研究を構想し、読解・分析・考察したことを他者にわかるように合理的かつ説得的に論述することができる。

英文学：高度な英語力と学術研究を通して磨いた論理的思考と合理的説得力を基盤に、様々な考えを持つ他者とその背景にある主張を理解し、自分の考えを明確に説明するだけでなく、立場や考え方の違いを超えて、共感を得ることができる。

独文学：ドイツ語圏諸国に関する研究対象と真摯に向き合い、そこから論理を構築し、その結果出てくる自己の考えや高度な理論を正確に論述し様々な分野の人々を説得することができる。

仏文学：フランス語圏文学やフランス美術史を研究するための専門的な視点と手法に習熟するとともに、高度の資料批評に基づく実証的な方法を通して分析・考察し、独自の見解を説得的に提示することができる。

中国言語文化：人文科学・中国学分野の研究方法を修得することによって客観的事実と原典資料に依拠した論理的思考を展開し、自己の提示した仮説を説得力のある結論へと導くことができる。

日本史学：着実な手法で史料（資料）から情報を読み取り、先行研究との違いを十分に意識しながら歴史像を組み立てることができる。

東洋史学：アジア・アフリカに関する研究対象と真摯に向き合い、独自の論理を構築し、自己の考えや理論を正確に論述し、多様な分野の人びとを説得することができる。

西洋史学：多角的な視点と歴史記述の深い理解からエビデンスを分析し、歴史的出来事の因果関係を理解することができる。

哲学：高度な論理性に裏打ちされた思考能力を習得することにより、異なった思考回路や価値観に対しても開かれた柔軟な論理的思考を展開し、強靱で説得力に富んだ表現方法を開発・構築していくことができる。

社会学：理論構築を行い、かつ理論的に記述・説明できる力に加えて、自己の研究分野において新しい理論や理論的枠組を提示できる。

社会情報学：社会情報と真摯に向き合い、論理を構築し、自己の考えや高度な理論を正確に論述し、様々な分野の人々を説得することができる。

教育学：教育学における規範的アプローチ、実証的アプローチ、実践的アプローチの違いを踏まえたうえで適切に組み合わせるなど、高度な学問的手法を用いて研究を遂行することができる。

心理学：心理学ないし臨床心理学の最先端の研究成果を踏まえた問題設定を行った上で、科学的手法によって収集されたデータに対し独自の視点を含む多角的な分析を加え、緻密な論理構成に基づいてその学問領域における新たな成果を提示できる。

・実践力

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会において、根本的な問題提起をすることができる。

国文学：日本文化・日本文学・日本語学・漢文学に関する幅広い知識を背景に、自らの研究を深め、それを教育実践に活かしたり、専門分野に寄与するような問題提起をしたりすることができる。

英文学：高度な言語能力、研究能力および広く豊かな学識知識を背景に、専門分野および実社会における問題を発見し、その解決に向けて着実に取り組むことができる。

独文学：ドイツ語の専門文献を解読し、ドイツ語の資料を分析する能力およびドイツ語圏に関する学識を背景に、自己の専門分野や実社会において、根本的な問題提起をすることができる。

仏文学：実践的な職業のための高度なフランス語運用能力およびプレゼンテーション能力を発揮できる。美術館でのインターンを通して、専門的な知識だけでなく実践的な経験を活かして職業に結びつけることができる。

中国言語文化：高度な中国語運用能力・専門知識・分析力・判断力を駆使し、高度専門職業人として活躍することができる。

日本史学：学内外の研究会や史料調査活動への積極的な参加を通じて自らの研究テーマを掘り下げると同時に、社会に貢献することができる。

東洋史学：アジア・アフリカの原典史料の解釈力および歴史的な視点に立った思考力を背景に、自己の専門分野や現代社会における根本的な問題への解決方法を提示することができる。

西洋史学：史料の収集・分析や論理の構築など、知的なトレーニングを経て得られたクリティカルな思考力を日常生活において活用することができる。

哲学：広く豊かな哲学・思想史的な学識にもとづき、人間存在に根ざす普遍的・根本的な哲学的課題と現代社会が抱える現実問題を相補的に理解し、そこから新たな解決策を提案していくことができる。

社会学：自己の研究分野における貢献のみならず、あるべき社会を構想・提案し、その実現に向けて行動する力を持つ。

社会情報学：社会情報学の研究能力および広く豊かな学識を背景に、社会情報学や実社会において、根本的な問題提起をすることができる。

教育学：教育学および関連する学問領域に精通したうえで遂行された研究結果を公表するとともに、教育に関する諸課題の解決に向けて研究活動および実務において高度な実践力を発揮することができる。

心理学：心理学のみならず関連する諸領域の幅広い学識に基づいて設定された問題に対し、最新の方法を含む多様な研究手法を駆使して解決に向かうことができる。

### ＜点検・評価結果＞

上記の現状説明のとおり、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、本学公式 Web サイトや履修要項を通じて、学内外に広く公表していることから適切であるといえる。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

### ＜現状説明＞

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

文学研究科においては、大学院学則第4の5に定める教育研究上の目的等に基づき、教育課程編成・実施の方針を定めている。当該方針においては、課程・専攻ごとに科目構成とカリキュラムの編成を設置のねらいから記述するとともに、カリキュラムの体系性等についても詳述している。文学研究科の教育上の目的である高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成するため、研究者養成だけでなく、高度職業人として活躍するアーキビスト・公認心理師・臨床心理士・教育職員への就職を視野にいたしたカリキュラムを整備している。公表については、本学公式 Web サイト、履修要項等において明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針との緊密な連関性の下で策定され、前述の学則における教育研究上の目的との整合性を十分意識したものとなっている。具体的な内容は以下のとおりである。

### ＜教育課程編成・実施の方針＞

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

○カリキュラムの基本構成

文学研究科では、ディプロマ・ポリシーで掲げた人材を養成するため、専門分野に関する科目について、講義と演習をセットにしたカリキュラムを基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置しています。

#### 【前期課程】

以下の科目群の履修を通じて、実践力・知的教養・論理構築力・発信力を修得します。

共通科目・・・文学・歴史学・哲学・社会学・社会情報学・教育学・心理学など本研究科で専門的に学ぶことが出来る知的教養を修得するための科目および学術論文を執筆するための基礎を学びます。

講義科目・・・当該学問分野についての体系的な理解および個別の専門的な知識を修得し、修士論文執筆を見据えた多くの研究成果に触れる機会とします。

演習科目・・・修士論文の執筆に向けて、適切な研究テーマと研究計画を設定し、研究成果を取り纏めていくために必要な技量を修得します。

具体的には、文献の読解、史料の収集、調査研究の手法等を学び、自立的な研究へと発展させていきます。

#### 【後期課程】

以下の科目群の履修を通じて、独創性・発信力・知的教養・論理構築力・実践力を修得します。

共通科目・・・文学研究科の専攻を横断する形で科目を設置し、領域横断的に人文社会科学の思想的・方法的基礎を学びます。

特殊研究科目・・・1つのテーマ・論点を深く掘り下げ、専門性を究めるとともに、幅広い視野から多面的な思考を身に着け、論理構築力・発信力・実践力と独創性を持った自立的な研究者としての能力を向上させます。

○カリキュラムの体系的性

#### 【前期課程】

文学研究科では、専攻横断で設置している共通科目、講義科目と演習科目を組み合わせることで、人間・社会・歴史・文化などを実践的に読み解く力、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身に着けます。

入学初年次・・・共通科目においては、文学・歴史学・哲学・社会学・社会情報学・教育学・心理学など本研究科で専門的に学ぶことが出来る知的教養と論文執筆における基礎能力を身に着けます。

講義科目においては、当該学問分野についての体系的な理解および個別の専門的な知識を修得します。

さらに、演習科目では、文献の読解、史料の収集、調査研究の手法等を学び、適切な研究テーマと研究計画を設定していきます。

2年次以降・・・講義科目においては、修士論文執筆を見据えた多くの研究成果に触れるとともに、演習科目においては、先行研究の検討と他の授業参加者との議論を通して、自ら設定した研究テーマと研究計画に基づき、研究成果を取り纏めて修士論文の作成をしていきます。

国文学：カリキュラム履修に研究者・高度職業人モデルと教職モデルを有しています。

前者は基本的な学問知識を土台に日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する専門科目を集中的に履修することで、博士後期課程への進学を視野に専門分野の研究をおこない、後者は基礎的な知識から実践的教養までを網羅的に履修することで、教育現場で役立つ幅広い学問的知見の獲得をめざします。

2年次には修士学位論文に関する学内学会発表を通じて、複数教員から広く助言や指導を受けます。

英文学：「英語圏文学文化コース」「英語学・言語科学コース」「英語教育コース」の各コースでの学修を通して、着実に専門知識と研究力を獲得します。英語による修士論文執筆のために、英語表現演習で英語によるアカデミック・ライティングの手法を学びます。

また、英語学・言語科学・英語教育を専門とする場合は、英語学術発表演習でプレゼンテーション力を磨き、国際学会や共同研究発表会で研究発表を行います。

独文学：ドイツ語圏の言語学、文学、文化学、歴史学等に関する授業を通し、学際的な専門知識を修得しながら特定の専門分野の研究を進めるための能力を獲得します。

各専門分野について高度に学術的な発見能力を養成し、研究テーマの中間発表をドイツ語と日本語で行う機会を設け、ドイツ語と日本語による研究発表能力を身に付けます。

仏文学：近現代のフランス語圏の文学・文化・思想や、フランス近代美術について、各時代に関連する演習科目を通して、高度に専門的なレベルまで深めます。

研究発表等を通じて、問題意識に基づく専門的な文献の読解力、発表力、論文作成力に習熟します。

専門的な能力と知識を活かした職業を想定しつつ、実践的な学びを深めます。

中国言語文化：中国語圏の文学・文化・思想・言語等に関する専門知識・研究能力・外国語運用能力を活かして国際社会に貢献できる人材を育成するとともに、修士学位論文の執筆のために必要となる読解力・分析力・発信力等を養成します。

日本史学：講義・演習を通じて専門文献や史料（資料）の読解力・分析力を身につけ、修士論文の作成を進めます。

また、長期休暇中等に実施する史料調査や発掘調査を重視しています。  
史料（資料）が残された現地に赴き、実物の史料を手にとって検討することで歴史の理解を深めます。

東洋史学：アジア・アフリカの歴史世界についての体系的な理解および個別の専門的な知識を修得すると同時に、文献の読解を通じて史料解釈・史料操作のスキルを身に付け、歴史的思考力と卓越した語学力を養います。

さらに、史料収集や調査研究の手法等を学びつつ、個々の研究テーマと研究計画を作成し、多くの先行研究に触れながら、研究成果を取りまとめて修士論文を作成していきます。

西洋史学：専門に直結する原典史料（英・独・仏・ラテン語・アッカド語など）と二次文献の読解を行います。

基礎演習では、書評の書き方から、先行研究のまとめ方、論文の書き方、および、論の運び方など、論文執筆に必要な全てのスキルを習得します。

専門領域を超えて議論するための方法を学び、研究発表を行います。

哲学：専門とする領域のテキストを正確にかつ十分な創造的理解力をもって読解することを最重要課題としています。

入学初年次・・・哲学原典を正確に読み取り、理解した内容を適切に表現できる言語運用能力を習得すると同時に、当該テキストを理解するために必要な先行研究を多様に活用し、得られた理解を論文として論理的に構築していく基礎的能力の育成を行ないます。

2年次以降・・・自らの設定したテーマに即した修士論文執筆に向けて、主要テキストのみならず、関連するテキストにも広く目を通し、提示すべき自身の解釈ないし思考を論証するために必要な文献や思想内容に取り組みながら、研究計画に基づいて修士論文を作成していきます。

社会学：調査研究の基礎となる社会学の諸理論と多様な調査方法を徹底的に学びながら、プロジェクト演習にて研究プロジェクトを構想し構築する力を養います。

2年次以降では、修士学位請求論文執筆を始めるための知力や技能を備えているかどうかを判断するため Qualifying Examination (QE) を受けます。論文執筆を進めるために、プロジェクト演習にて調査研究を進めます。

また、学生が複眼的かつ多様な観点から社会現象を観察し解釈する力を備えられるよう、複数・集団指導体制のもとで学習と研究を進めます。

社会情報学：講義科目においては、修士論文執筆を見据え、社会情報学の多くの研究成果に触れ、演習科目においては、自ら設定した研究テーマと研究計画に基づき、研究成果を取り纏めて修士論文の作成をしていきます。

教育学：教育哲学、教育史、教育行政学、教育社会学、教育方法学、生涯学習論などに関する特講および演習によって各領域における学問的知識や研究手法を修得するとともに、教育学総合演習によって領域横断的な視点を有することができるようにする。

心理学：心理学コース：設定された問題の解決に通じる研究手法に習熟するとともに、関連する領域に関する知識が幅広く身につくことと、国際学会等で成果を公表し論文化する能力を身に着ける。

臨床心理学コース：心理学・臨床心理学を幅広く学び、公認心理師・臨床心理士の受験資格を取得する。加えて、博士後期課程への進学のために、研究手法に関して心理学コースと共通する学びを得る。

#### 【後期課程】

講義科目においては、修士論文執筆を見据えた多くの研究成果に触れるとともに、演習科目においては、先行研究の検討と他の授業参加者との議論を通して、自ら設定した研究テーマと研究計画に基づき、研究成果を取り纏めて修士論文の作成をしていきます。

1・2年次・・・各専攻に設置された特殊研究科目のうち、自身の研究分野に留まらず、隣接する専門分野の科目についても履修します。

これにより幅広い視野から多面的な思考を修得し、自身の研究を深化させ、博士学位請求論文の執筆に取り掛かります。

3年次以降・・・カリキュラムにおける学修と並行し、研究指導を受けながら博士学位請求論文の完成、そして修了後に自立した研究者となることを目標として、自身の研究活動を進めます。

研究の遂行にあたり、学内外に積極的に論文を公開することを研究科として求めています。

また、研究科で定める博士学位請求論文申請の要件を満たす過程で、学問の社会的意味を理解し自身の研究に対する批判的な分析機会を重ねることで、自立した研究者として活動します。

国文学：専門分野を中心に隣接する専門分野の科目を履修し、指導教員以外の教員からも指導を受けることにより、幅広い視野からの多面的な思考を獲得し、自らの研究の深化をはかります。

また、日本文学・日本語学・漢文学・日本文化に関する国内外の学会での発表や学術誌への論文発表を通じて、自らの研究成果を積極的に発信しながら博士学位請求論文の完成をめざし、研究者として自立できる力を蓄えます。

英文学：最先端の研究を行うために、多くの文献や研究発表に触れて先行研究を広く深く知るとともに、研究者間での議論や共同研究を通して批判的思考や分析力を磨き、学会発表や論文発表を重ねることで、新たな課題や問題を浮かび上がらせ、理論とデータに裏打ちされた説得力のある博士学位請求論文を仕上げていきます。

現在の標準的な英語だけでなく、様々な英語や日本語の文献、あるいは、インタビューや心理言語学実験を通して豊かで鋭い感性を磨きます。

自立した研究者としての実力と自信を培うと共に、学界での活躍や社会への貢献に欠かせない企画力・実践力・発信力を身につけます。

独文学：ドイツ語圏の言語学、文学、文化学、歴史学等に関する授業を通し、学際的な専門知識を修得しながら特定の専門分野の研究を進めるための能力を獲得します。

各専門分野について高度に学術的な発見能力を養成し、研究テーマの中間発表をドイツ語と日本語で行う機会を設け、博士学位請求論文執筆に向け、複数教員による指導の下、ドイツ語と日本語による研究発表能力を身に付けます。

仏文学：専門領域において、研究課題を深化させ、博士学位請求論文の執筆を目指して、長期的な計画に基づく主体的な研究活動を進めます。

研究教育職を目指しながら、学会での研究発表、学内外の雑誌への論文投稿を通して成果を発表します。

中国言語文化：中国語圏の文学・文化・思想・言語等に関する独創的研究を行うために高度な専門知識と分析力、外国語運用能力を養成するとともに、学会等での口頭発表、研究論文の執筆、博士学位請求論文の完成のために継続的指導を行います。

日本史学：専門文献や史料（資料）の読解力・分析力をさらに磨きながら、博士学位請求論文の作成に向けて、論文投稿や研究発表を積極的に進めます。

また、長期休暇中等に実施される史料調査や発掘調査に主体的に取り組むことで、研究者として自立的に調査を行う能力を身につけます。

東洋史学：アジア・アフリカに関する多様な視点と多面的な思考力を養い、自己の研究テーマを深化させ、研究指導を受けながら学内外で意欲的に学会等に参加・発表し、積極的に論文を公開していきます。

博士学位請求論文申請の要件を満たす過程において、自身の研究に対して批判的な分析視角を身に付けると同時に、社会的な要請に対応し独創的な研究を継続的に発表できる研究者として活動します。

西洋史学：原典史料と二次文献をクリティカルに読むことが一層重要となります。

計画的に学内外の学術雑誌に論文を投稿し、また、研究発表を行います。

西洋史学のそれぞれの専門分野の学術レベルに見合った、独創性の高い論文を執筆することで、自立した歴史研究者を目指します。

哲学：専門領域における哲学原典の読解法に基づき、さらに広く深く文献を読解していきながら、博士論文の構想・執筆を通して、自立した専門研究者として持続的に研究活動を行なっていくために必要な諸能力を育成していきます。

1・2年次・・・自身が専門とする領域の学識を一層深めると同時に、関連する諸領域にも柔軟に知見を広げつつ、博士学位請求論文の執筆に取り掛かります。

また、学会等での研究発表や雑誌論文執筆に積極的に取り組むことによって、自身の研究成果を客観視す



る一方で自身とは異なる多くの有力な観点を知る機会としていきます。

3年次以降・・・自らの設定したテーマに即した博士学位請求論文の完成に向けて、入念に研究指導を受けつつ、自身の研究活動を続けていきます。

専門研究者としてさらに持続的に自立した研究活動を展開していくためより一層の主体性が求められます。

社会学：博士学位請求論文の執筆を念頭に置き、1年次に、各自の研究が依拠する理論の検討と練磨の場所として、社会学理論科目を履修します。

博士学位の取得のための調査研究を進める場所としてプロジェクト演習科目を履修します。2年次には、博士学位請求論文の執筆を開始できる知力や技能を備えているかどうかを判断するため Qualifying Examination(QE)を行います。

新しい社会を構想できる力をつけるため、社会構想論を履修します。また2年次から、各自の研究を深めるために必要な多言語教育を行います。

3年次には、博士学位請求論文の執筆を精力的に進めるため、プロジェクト演習にて複数回にわたって研究発表を行います。多様な視点や複眼的な思考を錬成強化するため、全学年次において複数・集団指導体制のもとでの研究指導を行います

社会情報学：身につけた知識・能力を土台に社会情報学の研究を進め、博士学位請求論文の作成を通じて、自立して研究活動を行い得る能力を身につけることを目標とします。

研究の遂行にあたって、学内外に積極的に論文を公開することを求めます。

教育学：教育哲学、教育史、教育行政学、教育社会学、教育方法学、生涯学習論などの研究領域について博士学位請求論文の作成を目標とした継続的指導を行い、学会発表や論文投稿など研究成果の発信を積極的に進めいきます。

心理学：心理学の複数の領域における深い学びが得られるとともに、各領域における第一線の研究者を毎年入れ替わりで招き最先端の研究動向に触れ続けます。

### <点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、教育研究上の目的や授与する学位ごとに定められた学位授与方針に基づき教育課程編成・実施の方針が設定されており、本学公式 Web サイトや履修要項を通じて、学内外に広く公表していることから適切であるといえる。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

### <現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

**(博士前期課程)**

博士前期課程の授業科目は、研究科として専攻横断的に設置する「共通科目」と専攻毎に設置する授業科目から構成されている。

「共通科目」は、複数の専攻の専門分野に関わる内容や、アカデミック・ライティングの基礎、専門分野横断的な内容、履修する学生の専門分野を問わない科目等を扱うものであり、専攻を問わず履修することができる科目群である。

専攻毎の授業科目は専門分野の名前を冠した「特講」と呼ばれる講義科目と「演習」と呼ばれる演習科目、「研究」と呼ばれる講義と演習を併用する科目に区分される。「特講」は当該専門分野に関する知識の獲得を目的とする講義、「演習」は文献や資料の講読や事例研究、作成中の論文に関するテーマの発表等の演習、「研究」は講義と演習を併用するものであり、いずれも履修者の学修歴や研究テーマ、修士論文の進捗状況等を考慮しながら授業を進めている。なお、学生は、指導教授と相談しながら、専攻設置科目及び「共通科目」から32単位を選択履修しなければならない。

必修科目として、社会学専攻の学生は専門の基礎を固める「社会学理論特講(古典)」、「社会学理論特講(現代)」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」を、教育学専攻の学生は専門横断的な「教育研究総合演習(A及びB)」を、心理学専攻の学生は専門基礎科目である「心理学基礎理論(I及びII)」を必ず履修することになっている。

各専攻の授業科目は、文学系の専攻であれば文学だけでなく言語学、文化、芸術、思想、演劇等の科目を開設し、史学系の専攻であれば先史時代から現代までを時代別に区分して科目を設置している。2022年度からは、史学3専攻に共通開講する科目「史料教材研究I」、「史料教材研究II」を設置し、専攻の垣根を超えて、共通する分野の学修の促進に努めている。

このほか、研究科間共通の制度としてオープン・ドメイン制度を設けている。オープン・ドメイン制度は、学問の領域間の垣根が低くなり、研究の内容や形態が多様化するにつれて、他研究科科目の履修希望が増加したことに対応して履修手続きの負担を軽減する制度として発足したものであり、学生は他研究科または他専攻履修の手続きを経ずして履修が可能となっている。当該制度により、広い分野にわたる学修が可能になり、幅広い研究テーマの深化や学際的な研究活動の推進が可能となっている。

学生は自己の研究テーマを考慮し、指導教授の指導に基づき、他専攻、他研究科、他大学院の科目履修をすることで体系性を確保して自己の研究を深めていく仕組みとなっている。

**(博士後期課程)**

博士後期課程の授業科目は、研究科として専攻横断的に設置する「共通科目」と専攻毎に設置する授業科目から構成されている。

「共通科目」の目的と内容は基本的には博士前期課程と同じである。各専攻の授業科目は所属教員の研究分野に応じて専門分野の名前を冠した「特殊研究」が開設されている。「特殊研究」は講義科目として設置され、研究テーマに直接関係する内容や、広く専門分野に関係する内容についての知識を深める科目となっている。

各専攻の授業科目は、文学系の専攻であれば文学だけでなく言語学、文化、芸術、思想、演劇等の科目を開設し、史学系の専攻であれば先史時代から現代までを時代別に区分して科目を設置している。

学生は自己の研究テーマを考慮し修了に必要な16単位について、指導教授の指導に基づ

き、他専攻、他研究科、他大学院の科目等の幅広い領域に係るや履修を加えながら体系性を確保して自己の研究を深める仕組みとなっている。隣接する分野への知見を広げることを目的に博士前期課程設置科目の聴講制度も設けており、一定数の学生が利用している。

### ○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

#### （博士前期課程）

博士前期課程の科目体系は、「共通科目」（講義と実習）、専攻設置科目（講義、演習、講義と演習の併用）である。学生は指導教授の指導により、修了要件32単位を修得することが義務付けられている。なお、当該科目に加えて、社会学専攻の学生は専門の基礎を固める「社会学理論特講（古典）」、「社会学理論特講（現代）」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」を、教育学専攻の学生は専門横断的な「教育研究総合演習（A及びB）」を、心理学専攻の学生は専門基礎科目である「心理学基礎理論（I及びII）」を履修することになっている。

リサーチワークについては、本人による研究以外に、授業科目としての演習の中で研究指導として実施されること、授業時間外に研究指導として実施されることを中心とするが、専攻によってはこれに加えて修士論文計画の報告会や研究会での報告を通じてリサーチワークに対する指導が行われている。

学生は指導教授の指導を受けつつ、学生の興味・関心のあるテーマや個々の学力・専門知識の水準に応じてこれらのコースワークとリサーチワークを組み合わせながら修士論文の完成に向けた学習・研究を行うこととなる。

#### （博士後期課程）

博士後期課程のコースワーク科目は「共通科目」（講義と実習）と専攻設置科目の講義である。学生は自身の研究テーマに関する専門分野及び関連分野について、指導教授の指導により複数の科目を履修し、修了要件16単位を講義科目から修得することが義務付けられている。

リサーチワークの実施状況については博士前期課程と同様であるが、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に博士論文を作成することが博士後期課程の目的であることから、リサーチワークの比重は必然的に大きくなっている。

学生は指導教授の指導を受けながら、研究テーマや個々の状況にあわせてこれらのコースワークとリサーチワークを組み合わせ、博士論文の完成に向けた研究を進めることとなっている。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

いずれの専攻においても、博士前期課程においては、大学院設置基準第3条第1項に基づき、講義または演習による授業を基本に一人ひとりの研究・関心に即したきめ細かな研究指導及び論文指導が展開されており、高度の専門性を要する職業等に必要の人材育成を行うと同時に個々の学生の好奇心を煽りつつ広く豊かな学識を養うよう努めている。博士後期課程では、大学院設置基準第4条第1項に基づき、博士前期課程で培った研究成果を基盤に研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導が行われ、研究者として自立して研究活動を行う能力を養成している。

各専攻の教育内容を以下に要約する。

### 1) 国文学専攻

教育研究の対象は古今和歌集や源氏物語等の古典からアニメやネット小説にまで至り、今日なお新たな分野への対象の拡大、メディア論や読者論などの多様な観点からのアプローチ、同位元素による資料の年代特定等の新しい方法の開拓が推し進められている。本専攻は上代から現代の各時代と、国語学の全領域をカバーしている。

博士前期課程においては、国文学の全分野にわたって広い学識を授け、研究能力及び高等学校等の教職、博物館学芸員、専門図書館の司書等、高度な専門性を要する職業に必要な高度の能力を修得できるよう指導している。博士後期課程においては、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を修得せしめるよう、博士論文の執筆に向けて、個人指導を綿密に行っている。

### 2) 英文学専攻

英文学専攻では、3つの履修モデルを設定し授業科目を開設している。英語圏文学文化モデルでは、英語圏の詩・小説・演劇・文化等を、英語学・言語科学モデルでは英語を中心とした音・意味・文法・語用の習得・使用を、また、英語教育モデルでは英語教育のための文学文化研究・言語科学研究をそれぞれ体系的に学ぶための授業が展開されている。博士前期課程では、それぞれの分野の専門的な研究を進め、学際的な批評方法や理論について学ぶとともに、修士論文作成のための英語力を養い、英語での学会発表や論文執筆のための技術が修得できるように授業が編成されている。博士後期課程では、コースワークによる論理的思考力や論文に対する批判的読解力の育成に努めるとともに、個人の研究テーマに合わせた研究指導に重点が置かれ、博士論文執筆の準備ができるよう体制を整えている。また、英語圏の大学との間に交換留学に関する協定を締結しており、留学を奨励している。

本学英文学専攻独自の学会活動もあり、年1回の学会誌の発行、外部講師による講演会の開催等、特色ある多彩な教育・研究の場が展開されている。さらに、学外の学会での口頭発表や査読審査のある学会誌での論文発表のための丁寧な指導を行っている。博士後期課程の学生の多くが、大学からの旅費の補助を受けて、国際学会で発表している。専門の研究を通して身につける高い英語力と論理的思考力に加え、研究・学会活動等を通じて構築する豊かな人間関係や社会性を生かし、研究・教育および英語の専門家として活躍できる力を養っている。

### 3) 独文学専攻

ドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ思想、ドイツ文化学、ドイツ演劇、ドイツ近現代史の6分野を主な研究・教育の対象とし、さらに言語教授法、比較文学、比較文化、異文化コミュニケーション論、メディア学の5分野も視野に入れている。学生にはドイツ語圏を軸に、さらに広い世界に目を向けてもらうよう指導し、留学を促進・奨励している。また協定校をはじめとするドイツ語圏の大学から研究者を招いての講演、講義、そして学生を中心とした合同のコロキウム等を催すことにより、より広く新しい視野にたって研究・考察することを可能としている。

博士前期課程においては、ドイツ語学、ドイツ文学、ドイツ思想、ドイツ文化学、ドイツ演劇、ドイツ近現代史の6分野にわたる多彩な科目を設けている。また、複数の教員がオムニバス形式で担当する授業を開設し、それぞれの専門分野で行われている研究や異なる分析方法を知るとともに、文献リサーチやデータ収集・分析方法の幅を広げることを目指している。そうした活動を通して、自らの研究テーマの位置づけを考え、発展させていけるよう指導している。

博士後期課程では、前期課程に開設している科目に密接に関連しながら、さらに専門的な教育研究を行うために個別のテーマを持つ専門科目を開設し、博士論文執筆のために必要となる高度なドイツ語運用能力、実践的語学力、専門的知識の修得を目指している。研究成果を日本語、ドイツ語、さらにその他の言語でも発信し、広く研究交流のできる人材、専門知識を社会に還元できる人材の育成を目指し、学生たちが積極的・能動的に参加できる機会の提供をしている。

#### 4) 仏文学専攻

仏文専攻では17世紀の古典主義から現代に至るまでのフランス語圏の文学や思想、フランスを中心とする美術史や文化遺産の専門領域における教育研究活動を行っている。博士前期課程では、研究分野における専門知識と研究手法の修得とともに、フランス語運用能力を高めて実社会で活用すること、美術館あるいは美術関連業務での実践的な活動へと結びつけることを目標としている。具体的には、仏検準1級取得、フランス留学、美術館でのインターンシップ・プログラム参加を奨励している。博士後期課程では、専門性をさらに深め、より高度な学術レベルの達成を目指して、学生を指導している。博士論文の執筆、仏検1級取得、フランス留学、学会での発表、フランス政府給費留学生試験受験を奨励している。毎年、大学院学生（前期課程・後期課程）による研究発表会を開催することで、研究成果を論理的かつ実証的に示し、他者の質問や批評に適切に応答する力を鍛える場、さらにフランス人招聘研究者による講演会を企画し、研究交流を広げる場を提供している。

#### 5) 中国言語文化専攻

中国言語文化専攻の研究分野は、中国語学、中国文学、中国文化学の3つの分野から構成されている。

中国語学の分野では、文法学、方言学、中国語教育学の各領域で問題となる諸現象の分析能力を養う。中国文学の分野では、古典文学及び近現代文学の各領域について、単なる「作家研究」「作品研究」にとどまらない新たな文学研究のあり方を模索する。中国文化学の分野では、近代中国における西洋文化の導入や日本文化との影響関係についての比較文化学による研究、現代の中国社会における言論空間と知識人の役割に関する思想文化学による研究等を行う。いずれの分野においても、活字媒体の資料だけでなく、電子データも扱える調査能力、資料読解力を修得する。また、中国本土のみならず、台湾をはじめ、世界の華人社会を含めた中国語圏全体の文化事象に目を向けている。

博士前期課程では21世紀の中国研究の方向性を視野に入れ、①中国の伝統文化から同時代文化までの幅広い専門知識、②言語の背景となる様々な文化知識に裏打ちされた高度な中国語運用能力、③中国文学、中国語学の諸理論に関する高度な専門知識、④中国の言語と文化に関わる特定の領域についての高度な専門知識と研究方法、⑤中国語圏の多様な

文化事象を正確に分析できる能力、等の修得を目標にしている。博士後期課程では、前期課程で培った知識と能力の増進を図るとともに、より専門的な領域で自立して研究を進める能力を養成していく。

#### 6) 日本史学専攻

日本史学専攻の教育研究分野は、先史・古代から近現代に至るまで考古学を含む各時代を対象とし、実証を基礎として広い視野から客観的・総合的に歴史事象を把握することを目標とした教育を行っている。

博士前期課程においては正確な史料読解や考古資料をもとに多面的に歴史像を構築する力を養い、博士後期課程においては自立した研究者として専門を深める能力を伸ばすよう指導している。

また、近年社会的要請が高まっているアーキビスト養成のための課程である文学研究科アーキビスト養成プログラムの科目を専攻内に複数設置しており、大学共同利用機関国文学研究資料館が実施しているアーカイブズ・カレッジとも連携している。また、高等学校などの教員をめざす大学院学生に対しては、より専門的な知識を活かした授業を展開できる力を養うために、「史料教材研究」「歴史教育研究」を設置している。

#### 7) 東洋史学専攻

中国史、中央アジア史、東南アジア史、イスラーム（中東）史の分野から構成される。地域的にはアジア及びマグリブのほぼ全域を、時代的にも古代から近現代に至るまでをカバーしており、多様なニーズに応じた幅広い教育・研究が可能になっている。本専攻では、特定の時代・地域に縛られない、領域横断的・通時代的な視野を指向する気風が強く、複数の教員が連携して論文指導にあたり、専攻に所属する全ての教員・学生が一同に会して討論したりすることも珍しくない。

博士前期課程においては、高度に専門的な研究方法を修得するとともに、優れた語学力を身に付けるよう指導を行っている。博士後期課程では、研究能力・語学力の向上を図ることと併せて、研究成果を学術雑誌や学会（国際誌・国際学会を含む）において公表・発信するための各種スキルをも高めている。また、東洋史専攻が主体となる全国組織の学会「白東史学会」を運営し、機関紙「アジア史研究」等の発刊も通じて在学生在が研究成果を広く発信できる場を設けることで研究力の強化を図っており、在学中に博士号の取得が可能となるよう、密度の濃い指導を行っている。

また、最新の研究成果を吸収し、研究能力や問題意識・語学力を高めるために、第一線で活躍する外国人研究者の講演会を開催したり、ゲストスピーカーとして招いたりすることにも力を入れている。

#### 8) 西洋史学専攻

西洋史専攻は、古代オリエント史、ヨーロッパ中世史、ヨーロッパ近世史、ヨーロッパ近代史、アメリカ現代史の分野から構成され、時代では古代から現代まで、地域は広くヨーロッパ、メソポタミア、アメリカの歴史を研究することができる。各専門分野の教員による指導だけでなく、年2回の大学院学生報告会等で、博士前期・博士後期課程の学生の報告を全専任教員参加のもとで集団指導することにより、学生は幅広い視野と的確な研究方法を修得することができる。

博士前期課程では、基礎的な研究能力を高めるとともに、前期課程を修了して教職等に就く学生も視野に入れて国際的な視野とコミュニケーション能力を養成することを目標としている。なお、西洋史専攻ではとりわけ語学が重要であるため、古代の言語やラテン語を中心に語学力を高める指導を行っている。博士後期課程では、自立した研究者となるために研究を深化させ、博士論文を完成させることを目標とし、学会報告や論文執筆のための指導を行っている。西洋史学の研究では、研究対象とする地域に赴いて学び、史料収集することが必要であるため、学生の必要に応じて留学するための支援や留学中の指導を専攻単位で行っている。

### 9) 哲学専攻

哲学専攻は、西洋哲学と東洋思想を二本柱としており、西洋哲学では古代ギリシア哲学から現代哲学まで、東洋思想では中国哲学から日本思想まで、さらに科学史・科学哲学の教育研究にも取り組んでいる。原典を原語で正確かつ精緻に読解するために語学を重視することは、哲学専攻を特色づける要素の一つである。西洋哲学の分野は、カントの批判哲学、ヒュームの宗教論、ホワイトヘッドの分析哲学、ベンヤミンの言語論、ロウの分析形而上学などのテーマに関わる原書の読み込みに重点を置いた講義・演習を実施している。東洋思想の分野は、中国思想の変遷、中世期における儒学、江戸時代の倫理思想・王権思想、近代の民主思想などのテーマに関わる授業を提供し、関連するテーマの研究指導を実施する態勢を構築している。

博士前期課程においては、読書指導を中心としつつ、一人一人の学生が学界における研究動向を整理した上で学術的に意義のある研究テーマを見出し、学界に寄与しうる研究を進めるための土台作りをするのを支援している。博士後期課程においては、実証的な研究上の成果を継続的に生み出し、国内外の学会において説得力をもって提示できる独り立ちした研究者を養成するための教育活動を展開している。博士学位請求論文の提出にあたっては、学術誌（査読付）2本以上、全国レベルの学術誌（査読付）1本以上、学会発表1回以上を申請要件に課しており、研究業績を積み上げるための指導を行っている。なお、西洋哲学の分野においては、哲学史上の名著を講読する授業が数年間継続することも珍しくなく、博士前期課程と後期課程のカリキュラムの間には連続性が認められる。

### 10) 社会学専攻

社会病理、社会運動、家族、都市・地域、社会学理論と社会学史、臨床社会学等の分野で構成され、隣接専攻の「社会情報学」との協力、首都圏にある大学院間での単位互換制度により、個々の学生の問題関心の展開と、研究の発展を促している。

博士前期課程では、指導教員をはじめとした研究室スタッフのもとで、個々人の専門分野について指導教員のもとで研鑽を積むと同時に、社会的な理論と実証、調査研究の手法について、6つの必修科目（「社会学理論特講（古典）」、「社会学理論特講（現代）」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」）を通じて幅広く学び、社会学の基礎力を身に付けることを追求している。さらに博士後期課程では、指導教授との緊密な個別指導と研究室内外の知的刺激によって、学会報告や投稿論文・博士論文の執筆にむけての実践的な訓練を行い、専門的技量を高めることを追求する。

博士前期課程、博士後期課程ともに、選択必修科目である演習科目として、「グローバル」、

「ヴィジヨナリー」、「クリニカル」の3つの分野による科目を配置し、複数分野を履修するカリキュラムによって、多角的な問題意識を研ぎ澄まし、発信力、論理構築力を鍛えるよう指導している。また、各課程で学位論文を申請するための条件として、専攻で実施するQualifying Examの合格を課している。当試験では先行研究の渉猟、研究のオリジナリティー、リサーチデザインの観点について専攻に所属する全専任教員で確認しており、集団指導を実施している。

### 11) 社会情報学専攻

社会情報学は、社会に存在する様々な情報を対象に、コミュニケーション、情報の蓄積や加工、言い換えれば「社会情報」とその処理について多角的に考察する学問分野である。社会情報学専攻では、メディア・コミュニケーション、メディア文化、社会意識と社会心理、社会調査とデータ解析、図書館情報学、情報システム学の6つの学問領域を柱に、演習を中心とした少人数授業を行っている。具体的に扱うテーマはテレビや新聞といった伝統的なマスメディアから、インターネットやモバイルメディア等を含む各種のコミュニケーション研究／メディア研究、社会意識と社会心理、社会調査法と統計処理技法、データベースと情報検索システム、図書館等の情報組織の経営、文字、音声、映像等の様々なメディアによる情報の記録と伝達及びそれらを支える情報システム等である。

社会情報学専攻が目標とするのは、情報の溢れる現代社会において、「情報と情報処理について理論的に深く考える人材」「情報と社会の相互作用を多角的に捉えることのできる人材」「適切な情報を適切なタイミングで探索・変換・提示・運用できる人材」「社会と人々の記録・知識・世論などを積極的に収集・評価・活用できる人材」の育成である。

博士前期課程では、基礎理論やそれをベースとして派生した基本的研究テーマとの関連で研究と指導を行っている。この場合も単なる理論の域に留まらず、実際の社会的課題の解決に資するような問題の設定を行うよう指導している。博士後期課程では、学術の見地から見てより高度な、もしくは、社会への波及効果やインパクトのより大きい研究テーマを設定するよう、研究指導している。いずれの場合も社会情報学という学問の特質を反映した授業、指導内容になるよう努めている。

### 12) 教育学専攻

教育学とは、人間形成と教育の事実を科学的に解明する学問である。理論的・歴史的なアプローチ、あるいは、行政文書の分析や授業分析、インタビューやエスノグラフィー、アンケート等、多様で実証的な研究方法を用いて課題に取り組むことが可能である。

領域としては、教育学専攻の教育内容は、大きく教育哲学、教育史、教育方法学、教育社会学、教育行政学、生涯学習論などという6つの領域から構成されている。

博士前期課程では、教育学についての高度な専門的知識をもった高度専門職業人を育てることを主な目的としている。中学校や高校の教師という立場で、あるいは社会教育や福祉等の現場において、大学院で学んだ知識や研究方法を活かして活躍することを目指す学生もいる。1年次に演習科目「教育学総合演習A」「教育学総合演習B」を必修科目として履修し、専攻に所属する全専任教員による集団指導を行うカリキュラムとなっている。今後は、国際協力に関わる職業や、キャリア支援に関わる企業に就職するといった可能性も視野に入れた教育を行っていく。

博士後期課程では、研究者及び実務家高度専門職業人の養育成を目的としている。後期



課程においては博士論文の提出が最大の課題になることから、それに向けて専門分野について個別指導を行うとともに、専門学会での研究成果の発表等を通して他大学の教員や大学院学生との研究交流を活発に行うように指導している。

### 13) 心理学専攻

心理学専攻の博士前期課程は、知覚心理学、認知心理学、生涯発達心理学の分野を対象とする「心理学コース」と、「こころ」の問題を理解し援助することを目指す理論と実践を対象とする「臨床心理学コース」の2コースから構成されており、「心理学基礎理論」を必修科目として、幅広い研究分野から総合的に心理学研究を見ていくことのできる力を備えるように指導を行っている。博士後期課程では、心理学の個別領域における最新の研究成果を学びながら、実験・調査等を通じて実証的な研究成果を個別の論文として発表し、学術的な価値の高い博士学位請求論文を執筆して学位を取得することを目指している。

なお、博士前期課程臨床心理学コースは、臨床心理士資格認定協会の第2種指定大学院として本格的な教育を行っている。加えて、公認心理師の受験資格を満たす科目を設置しており、年度始めの専攻ガイダンスから、専攻教員から臨床心理士、公認心理師の資格取得に向けた指導を一貫して行っている。2年次には実習科目「臨床心理実習」を通じて病院等への臨地実習を通じて、研究指導を充実させている。

以上が各専攻の教育内容である。

博士前期課程では、講義または演習による授業を基本に、学生一人ひとりの研究・関心に即したきめ細かな研究指導、論文指導が行われている。これ以外にも、研究科の特色を活かした科目として、豊かな学識を養い、新しい学問の創造と発展に寄与する“フロンティア・スピリット”を醸成する機会を確保するため、「総合講座」等の専攻横断的な科目を設置しているほか、日本史学専攻におけるアーカイブズの視点による史料学の授業である「史料教材研究」や、文学系専攻のネイティブスピーカーによる作文とプレゼンテーションの授業、心理学専攻における心理学の基礎分野と臨床分野が融合した「心理学基礎理論」、将来美術館や博物館での活躍を考えている学生を対象とする実務研修としての「インターンシップ」等が開講されている。

このほか、文学研究科においては、中学校の「国語」「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「社会」及び高等学校の「国語」「英語」「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「地理歴史」「公民」「情報」（いずれも専修免許状）の教員免許の取得が可能となっている。

また、心理学専攻において所定の単位を修得した場合、学校心理士（補）の資格を取得することができるほか、臨床心理学コースにおいては、所定の単位を取得して修了した後、1年以上の実務経験を積むことにより、臨床心理士の受験資格を得ることができる。このほかにも指定された10科目20単位を修得することで公認心理師受験資格要件を満たすことができるようカリキュラムを設定しており、高度職業人を意識した学生の職業的自立を後押ししている。以上のように、博士前期課程においては、各々の専攻において研究能力の涵養と高度の専門性を要する職業等に従事することのできる人材の育成を行うと同時に、専攻横断的な科目での学習を通じて、広く豊かな学識の涵養に努めている。

博士後期課程では、指導教授が担当する講義科目を中心に履修し、前期課程で培った研究能力と広く豊かな学識をもとに、博士論文の完成を目指して学生一人ひとりの研究テーマに即したきめ細かな研究指導、論文指導を行い、自立して研究を進めることのできるよ

り高度な研究者の養成に努めている。なお、研究者養成に必要な教育内容として、16単位の取得を課していることに加え、博士学位論文の提出にあたっては、事前に博士学位候補資格の審査を受ける必要がある。これは、学会誌（査読付き）掲載論文や学会発表経験といった申請要件を定め、その要件を充足し、博士学位準備論文の提出をもって審査を受けることができる制度であり、学位の質を向上するとともに、リサーチワークの強化としての指標として位置付けている。博士学位候補資格は、2020年度に申請要件見直しを行い、専攻ごとに申請要件を定めている。博士学位請求論文についても、専攻ごとに申請要領を定めており、博士学位候補資格を取得した者のみが申請できる仕組みとなっている。

#### ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

文学研究科は13専攻から構成されており、複数の研究領域・言語・文化・地域、哲学・文学といった人類最古からの学問分野から社会情報学などの最先端の学問分野を網羅し、一部には実験・実習を必要とする自然科学系に近い学問分野まで裾野の広い研究活動を行っている。人間、社会、歴史、文化などを実践的に読み解く力を有し、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養、実践力を身につけた人材を養成することをその教育目標としており、学生の社会的・職業的自立の選択肢は「研究者養成」と「高度専門職業人養成」と多岐にわたっており、カリキュラムに沿った体系的な科目の履修を通じて、専門的知識を涵養する。加えて、共通科目として「インターンシップ」を設置しており、学生の職業的自立を促す教育をしている。2022年度から新たに「インターンシップ（アーキビスト実務研修）」を新たな講座として開講したことで、インターンシップ科目は博物館実務研修、美術館実務研修の計3科目となり、より幅広い進路へ対応することができている。心理学専攻では「臨床心理実習（心理実践実習）」などの病院現場への臨地実習を行う科目を設置し、学生の職業的自立を図るためのOJT(On-the-Job Training)教育も取り入れている。この他にも、自由選択科目として「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」、「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」、「心理的アセスメントに関する理論と実践」、「心の健康教育に関する理論と実践」を設置して、高度専門職業である公認心理師として活躍するために特化した科目を設置している。科目履修を通じた専門知識の涵養と職業領域に近い実習を行い、修了後の社会的及び職業的自立を図っている。

#### <点検・評価結果>

上記のとおり、教育課程編成・実施の方針に基づき、博士前期課程・後期課程ともにその目的に応じて授業科目を配置し、体系的に知識・能力の修得ができるような教育課程を編成しており、適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

#### ○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

文学研究科では、高い研究能力と広く豊かな学識を有する人材を育成するため、各分野について講義、演習、その併用により効果的に授業を行っている。例を挙げると、日本史学専攻では、「史料管理学研究」において外部機関での実習を行っており、現場実習への主体的参加を通じて、専門知識への理解を深める工夫をしている。社会情報学専攻では、社会調査とデータ解析、図書館情報学、記録情報学等を通じて、高度情報化社会において情報と情報処理について卓越し活躍することを可能としている。心理学専攻では修了後の進路を見据え、講義科目のみならず実習科目を複数配置し、学生の主体性を最大限に引き出すカリキュラムとしている。このほか、共通科目である「インターンシップ」では、大学院で学んだ専門知識を博物館、美術館の現場で活用することを通じて、自らが志向する進路を考える機会とするとともに、主体的な学習機会として位置付けている。2022年度からはインターンシップ科目を1講座増設しており、履修者は新たに公文書館への実習を行うこととしている。

博士後期課程の授業科目については、講義科目である「特殊研究」を開設し、リサーチワークが主たる内容となる博士後期課程とのバランスを考慮している。

指導教員の科目以外の自専攻の科目、他専攻、他研究科、他大学の科目についても、講義科目、演習科目等を必要に応じて選択しながら履修することにより教育目標の達成を確かなものにしていく。

このほかに、オープン・ドメイン制度を整備し、所属する研究科以外に設置された科目の履修を可能としていることから、学生は自身の研究テーマに即した履修科目選択の幅を広げることができ、主体的な学修をすることができる。なお、所属専攻の科目履修が著しく少なくならないよう、オープン・ドメイン制度を利用して取得できる単位数の上限を、博士前期課程12単位、博士後期課程8単位と設けるなどの配慮をしている。

文学研究科の1授業あたりの履修者数は、博士前期課程では1～3名、博士後期課程では1～2名の授業が大部分であることから、教員は学生の希望や研究テーマに柔軟に対応した、きめ細かい授業を行っている。学生は発言や発表等の機会が多くなることや、毎週のように課題発表を求められる授業があるなど、主体的に参加する授業となる傾向にある。

#### ○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

履修要項に専攻ごとの履修モデルを図示して、学生が履修計画する際の参考資料とすることにより、極端な履修登録の発生を予防している。

単位の実質化を図るための措置として、履修登録単位数の上限設定はしていないものの、毎学期、履修登録の時期となる4月中旬と9月中旬には、履修登録期間後に大学院事務室で個別の履修状況を確認している。確認の結果、履修登録科目が極端に少ない、または多い学生が確認された場合は、指導教員や研究科委員長との緊密な連携の下、個別指導を行うことで適切な履修科目数への修正を行っている。

### ○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても学生が選択する研究テーマに基づき学生が希望する指導教授のもとでの教育・研究指導を行っている。さらに学生の指導状況については専攻内で共有されていることから、隣接分野の教員等からの指導を受けることも可能であり、学生にはガイダンス等の機会を通じて、指導教員以外の教員の指導も積極的に受けながら研究を進めるよう促している。

博士前期課程、博士後期課程共に、研究指導計画の明示として、履修要項に課程ごと、入学から修了までのスケジュールや必要な要件、活用を推奨する制度等を示したフローチャートを明示しており、新入生ガイダンスで説明を行っている。さらに、専攻ごとにも、これを細分化した専攻ロードマップを作成し、学生に公開している。

博士前期課程における研究指導は、学生は課程の修了に必要な32単位を指導教授の指導により各授業科目を履修するとともに修士論文の作成に向けて研究指導を受けていく。投稿論文の作成、研究発表会や修士論文の中間報告会等の機会は、専攻として当該学生の研究の進捗状況を確認する機会であり、学生には指導教員以外の教員の指導を受ける機会の一つとなっている。また、日々の研究指導加えて演習科目を通じた研究指導も週1回程度行われており、この指導計画とスケジュールはシラバスに明示しているが、学生の研究状況やテーマに合わせて柔軟な運用を行っている。

博士後期課程の研究指導においては、博士論文の作成に向けた研究指導が中心であり、指導教授を中心として、参考文献、先行研究等の指示に留まらず、論文の内容に踏み込んで、専攻内の教員や他専攻の関連分野の教員の協力も得ながら個々の研究テーマに関連する研究指導を個別に行っている。また、入学後、5月末までに研究計画書を、2年次以降は毎年度4月末日までに研究状況報告書を作成し、指導教授を通じて研究科委員会に提出することとなっており、長期的な研究計画、すなわち年間のスケジュール計画や論文執筆計画は毎年度個別の面談や報告書を通じて指導がなされる仕組みとなっている。

このように大学院学生の研究指導については、個別に研究指導を実施しており、演習や特殊研究科目の履修を通じて、研究内容を把握し、指導教授や専攻教員からの履修指導に繋げている。指導教授からの個人面談による日々の研究指導では、進捗状況に合わせながら恒常的な指導を行い、専攻内の中間報告会の機会を通じて集団指導に努めている。

### ○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスはmanaba及び本学公式Webサイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、到達目標、授業概要、授業計画、評価方法、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことでシラバスに記載された内容を口頭で補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布している。

また、2018年度より文学研究科委員会のもとで、各専攻からシラバス第三者チェック委員1名を選出し、シラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行っている。

その他に、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラ

バスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスに内容に変更が生じる場合は、授業の進行状況や受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することとしていることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

#### <点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、学生の主体性を引き出す授業方法や授業形態の採用、綿密な研究指導やシラバスの充実を通じて学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

#### <現状説明>

##### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

成績評価については、シラバスにおいて事前に明示した評価項目に基づき、担当教員が評価を行っている。成績発表後には、評価に関する問い合わせの期間を設け、学生から成績疑義に関する問い合わせがあった場合は科目担当教員、研究科委員長で確認する制度を設けている。

博士前期課程においては、学生は指導教授の指導により専攻科目及び共通科目から授業科目を選択履修することになっている。修了に必要な単位数は大学院学則第34条第1項に基づき、32単位である。授業科目は半期完結の2単位であり、これは大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に基づいている。

成績評価については、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を踏まえた上でシラバスにその方法や基準を明記し、あらかじめ学生への周知を行っている。なお、成績発表後には、評価に関する問い合わせの期間を設け、学生から成績疑義に関する問い合わせがあった場合は科目担当教員がそれに答える形をとっており、必要に応じて研究科委員長による確認もなされることとしている。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、2020年10月13日開催の研究科委員長会議にて協議し、大学院学則第36条の2を改正し、単位認定の上限を10単位から15単位に変更し、博士前期課程の修了に必要な単位数に算入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を添えて申請を受け付ける。具体的には認定を希望する授業科目のシラバスと成績証明書を提出させ、当該科目の授業内容、授業時間、単位数、評価水準等を総合的に判断し、文学研究科に設置された科目と同等の水準であるかについて研究科委員会で確認を行っている。認定にふさわしい場合は承認することにより、単位認定を行っている。

以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大

学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に定める課程の目的に適った教育を行っている。

### ○学位授与を適切に行うための措置

修士及び博士の学位授与は、大学院の重要な責務であることを認識し、2015年度に「文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領」を定め、それぞれの課程の学生による研究成果を適切に評価し、厳正な学位授与を行っている。

博士前期課程では、32単位の修得に加えて、修了を予定する年度の提出期限（1月中旬）までに、修士論文を提出する必要がある。なお、原則として標準修業年限である2年の在籍が必要である。

修士論文審査体制については、文学研究科委員会で選出された主査・副査2名の計3名によって論文の審査及び最終試験を実施する。3名による審査結果を受け、毎年、3月の研究科委員会において、「S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、E（59点以下）」の5段階評価（2021年度以前の入学者においては、「A（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、E（59点以下）」としている）のうち、修士論文評価、最終試験評価いずれもC以上（2021年度以前入学者については、D以上）の評価を受けた者について、課程修了を審議・承認の上、学位授与が決定する。

博士後期課程では、16単位の修得に加えて、原則標準修業年限である3年の在籍が必要であり、また、博士論文の審査に合格する必要がある。博士論文の提出にあたっては、2年次以上の学生を対象として行う、課程博士学位候補資格審査を受け、審査に合格する必要がある。博士学位候補資格申請は、毎年度6月末、11月末の計2回の行われており、各専攻が定める投稿論文数などの申請要件を満たした学生から、指導教授の指導に基づいて申請を行う。博士学位候補資格の審査体制については、研究科委員会で選出された主査1名、副査2名の計3名体制で審査を行い、研究科委員会で博士学位候補資格の授与を審議・承認する。

博士学位請求論文は、博士学位候補資格が認定された学生の指導教員が論文を研究科委員会に提出することで、その審査が開始される。博士学位請求論文の審査は、研究科委員会で選出された主査1名、学内副査1名以上、学外副査1名によって審査される。最終試験については、新型コロナウイルス感染症拡大下においても本学公式Webサイトにて実施日を公開し、希望者は傍聴可能な体制を構築している。博士学位の授与については、研究科委員会において審査委員から審査報告が行われ、翌月の研究科委員会で投票により審議・承認することとしており、適切に学位授与を行っている。

また、博士論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

### <点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、成績評価や学位論文審査基準は明確にした上で学生に周知しており、複数のプロセスを踏むことにより多面性・客観性・透明性が確保される評価・審査体制を構築していることから適切であるといえる。

**<長所・特色>**

文学研究科の「文学研究科学位論文審査及び最終試験に関する取扱要領」においては審査基準に加えて、「審査基準に関する補足説明」を細かく明示しており、学位授与の基準の透明性や学位授与の方針の実質化を推進している点は特色であると言える。また、授与する学位に関する質担保、審査の透明性をより一層担保するために、新型コロナウイルス感染症拡大下において最終試験に関する案内を継続して本学公式 Web サイトにおいて公開している。また、最終試験について、対面形式と同等の水準や審査体制においてオンラインで審査を行うため、「文学研究科学位請求論文審査の最終試験および試問の Web 実施要領」を定めており、その後の学位授与審査では、オンラインにて複数回実施した。学位請求に関する最終試験、試問をオンラインで実施する体制を構築したことで、国内外問わず、専門分野に即した外部審査委員を招聘することができるようになり、博士学位の質をより一層担保することができる点は長所であると言える。

**<問題点>**

特になし。

**<今後の対応方策>**

特になし。

**点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。**

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

**評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況**

**評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮**

**評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況**

**<現状説明>****○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況**

文学研究科では、英文学専攻・独文学専攻・仏文学専攻において、母語話者教員を登用し、母語による授業科目を設置している。この他に、心理学専攻の一部で英語による授業を実施している。

また、学生の海外への送り出し・海外からの受入れの便を向上するため、文学研究科の授業科目はすべて半期完結型となっている。これにより国費留学生の受入れ体制を一層強化し、2017年度に1名、2020年度に1名を国費留学生として受入れ、研究生としての受入期間終了後にいずれも本研究科の正規生として入学した。

さらに、研究科を横断する制度として学術国際会議研究発表助成の制度を設けており、日本国外で開催される学術国際会議において学生が研究発表を行う際に派遣費を助成している。

**○外国人留学生に対する教育上の配慮**

外国人留学生に対する教員個人レベルでの取組みは多様であるが、本学大学院では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、外国人留学生チューター制度を設けている。

また、全学として2021年度に設定したアカデミック・サポートセンターにより、当該センタ

一が運営する「ライティング・ラボ」において外国人留学生に対する日本語による論文等の作成支援も行うとともに、共通科目として、「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ 基礎編）」、「特殊講義（留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ 実践編）」を設置し、授業科目においても日本語による論文作成の支援を行っている。なお、毎学年はじめの新入生ガイダンスにおいても、留学生には（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ：基礎編）」の履修を薦めており、ライティング・ラボの大学院学生チューターによるライティング指導を紹介し、日本語の論文作成指導に対する注意を喚起することで制度の利用を促している。

上記科目の履修者数は、2018年度3名・4名、2019年度4名・4名、2020年度14名・7名、2021年度17名・17名と右肩上がりの状況であり、留学生に対する日本語による論文等の作成支援の充実がうかがえる。

### ○国外の高等教育機関との交流の状況

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校と大学院レベルの派遣・受入を実施している。

学生の留学は、これらの協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院に留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。交換留学及び認定留学制度を利用した海外からの受入人数は、2018年9名、2019年7名、2020年2名、2021年3名と、2020年度以降は世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり減少しているが、毎年度一定数の受け入れを行っている。なお、派遣については、2018年以降は0名と、修業年限が博士前期で2年であることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって伸び悩んでいる。交換留学や認定留学制度に囚われない留学については、大学院学生が自身の研究活動のため毎年、若干名留学している。

また、国際レベルの教育研究交流として、全学の制度である外国人研究者の招聘、本学教員の研究促進期間制度、学術国際会議派遣、国際共同研究等による研究者交流、学生の海外留学制度、専攻単位での海外の大学との教育研究交流のほか、各専攻の教員が自身の保有するアカデミック・ネットワークを活用して、学生に対して留学や国際会議等に関する情報提供を行う等の便宜をはかっている。また、特に、海外の大学で修士または博士の学位取得を目指す学生を支援することを目的に文部科学省が展開する「トビタテ！留学 JAPAN」や日本学生支援機構が行っている「海外留学支援制度（大学院学位取得型）奨学生」については、新入生ガイダンスでも紹介するなど利用を促している。

### <点検・評価結果>

現状説明のとおり、文学研究科においては全学的取組みと各専攻単位での取組みを通じて国際通用性を高める取り組みを適切に行っている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況



### ＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定および学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況については、2021年度以降の取り組み方針に係る審議を2021年7月8日開催の文学研究科構想WGから開始し、7月15日開催の教務委員会及び文学研究科委員会、9月6日開催の文学研究科構想WGと議論を重ね、9月23日開催の教務委員会及び文学研究科委員会にて「学位授与方針に基づく到達度評価」を審議、決定したところである。

「学位授与方針に基づく到達度評価」については、文学研究科の学位授与の方針で定める「修了するにあたって備えるべき知識・能力」に対応する形で学位論文の審査項目・最終試験の審査項目を設けてあり、修了者が課程の集大成である学位論文において、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」が身につけているかどうかを評価することができる仕組みとなっている。

「学位授与方針に基づく到達度評価」は博士前期課程、博士後期課程ともに整備しており、それぞれの学位授与の方針に対応している。

「修了するにあたって備えるべき知識・能力」については、2022年度から整備されたため、現在、過去5年間について、学位論文の審査結果、最終試験評価を照らして分析を開始しているところである。今後、分析の結果で研究科の課題等が明らかになった場合は教育課程の編成・実施方針に則った研究教育をより実質的なものとするよう、カリキュラムレベルにおいても必要に応じて検討していく。

この他にも文学研究科では、博士前期課程において専攻によって夏から秋にかけて実施する（修士）論文の中間報告会や、年度末近くになって専攻毎に実施される修士論文の審査及び最終試験が、主査・副査をはじめ専攻所属の教員が集まり、専攻レベルでの教育効果を検証する貴重な場となっている。博士後期課程に関しては、論文の中間報告会や、博士学位候補資格者に対する口頭試問（非公開）や公開で実施される博士論文最終試験の場等において、当該学生の総合的な評価及び専攻全体としての教育・研究指導上の効果を測定することができる。

### ＜点検・評価結果＞

現状説明で記載のとおり、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するための整備を完了し、評価に向けた把握を開始している。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### ＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年度、研究科委員会の下で自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。なお、

課題設定に際しては、認証評価結果や文学研究科を取り巻く環境、入学試験結果、在籍学生数、後掲の学生アンケートから課題を抽出している。2018年度から2019年度にかけては、「文学研究科総体としてのコースワークの実質化」を自主設定課題として設定し、国文学専攻・社会学専攻・心理学専攻においてカリキュラムの見直しを行っている。

また、毎年度大学院FD推進委員会の下で大学院の学生全員に対し、研究状況・講義等に関する学生アンケートを実施している。その結果を基に、FD推進委員が文学研究科における課題や問題点を分析し、分析結果は大学院FD推進委員会と文学研究科委員会へ報告していると共に、回答者が特定されやすい項目を除く全ての項目について、回答結果を大学院事務室および学内限定で閲覧できるようにしている。2021年度のアンケート結果によると、「研究が総合的に期待通り進んだか」の問いに対しては、就職活動など研究以外に時間を取られた者や研究テーマを変更したことにより研究が進まなくなった者、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により図書やデータの入手が困難だった者や調査に行けなかった者などが居り、おおむね予定通りに進んだという回答が56%ありに留まり、研究発表の機会を有効に活用できた学生は半数程度に留まった。その一方で、「研究計画を立案するにあたり、指導教授から適切なアドバイスはあったか」の問いに対しては、90%を超える学生から適切であったとの回答があり、研究計画や具体的な論文構成などに対し丁寧な研究指導を受けることができたという回答が大半を占めた。個人相談を通じて、学生それぞれの研究能力やニーズに応じた指導が好評を得てはいるものの、学生ひとりひとりの研究は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、平時のように進められていないものと考えている。

#### <点検・評価結果>

現状説明のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

### ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

#### <現状説明>

##### ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

文学研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、本学公式Webサイト及び入学試験要項等に掲載して大学構成員及び社会一般に公表している。また、年2回実施の大学院進学説明会においても、研究科委員長から求める人物像についての言及があり、文章による公表に留まらず、より理解しやすい手段に置き換えた公表に努めている。

### ＜入学者受け入れの方針＞

文学研究科では、人間の存在、人間の内面、社会、歴史などを研究対象に、現実的事象、テキストおよびデータを中心に考察する人文主義的理念に立って、グローバル化、高度情報化が進行する国際社会と地域社会に貢献できる知的教養と実践力を身につけた人材を養成することを目標としています。

この理念と目標の実現に向けて、博士前期課程では、主に次のような入学者を期待します。

人間や社会の諸問題に関心を持ち、その解決を考えようとする人。  
 専門的な研究を推進するに足る教養とコミュニケーション能力を身につけようとする人。  
 現代社会や人間が直面している諸問題に対処できる専門知識・技能を備えようとする人。  
 地域社会の諸問題に関心を持ち、地域社会に貢献することを志す人。  
 実社会において自らの能力を高め、キャリアアップやキャリアチェンジを志す人。  
 博士後期課程では主に次のような入学者を期待します。

人間や社会の諸問題に関心を持ち、豊かな未来を切り開くために、より専門的な研究を志す人。  
 専門的な研究を推進するに足る教養とコミュニケーション能力を身につけて、国際社会での活躍を志す人。  
 現代社会や人間が直面している諸問題に対処できる高度な専門知識・技能を備え、それを活かす職業を志す人。  
 地域社会の諸問題に関心を持ち、その課題解決を通して、地域社会に高度な貢献をすることを志す人。  
 実社会において自らの能力を高め、さらに社会に高度な貢献をするために、キャリアアップやキャリアチェンジを志す人。  
 以上に基づき、次のような知識・能力を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

#### 【博士前期課程】

##### 語学力

専門分野の基本文献を正確に読み取る日本語能力および外国語知識を有している。

##### 論理能力

自らの見解を正確に理路整然と表現し、第三者に伝達することができる論理能力を有している。

##### 計画性

所定の期間内に研究を進め、論文等を完成できる実現可能な研究計画を立て、それを遂行する知識を有している。

#### 【博士後期課程】

##### 語学力

専門分野の基本文献を正確に読み取る日本語能力および外国語能力を有している。

論理能力 自らの見解を正確に理路整然と表現し、第三者に伝達することができる論理能力を有している。

##### 計画性

所定の期間内に研究を進め、論文等を完成できる実現可能な研究計画を立て、それを遂行することができる。

##### 構想力

研究能力および広く豊かな学識を背景に、自己の専門分野や実社会に新しい知見を加えていくことができる。

以上のような学力・能力に加え、自身の専門への関心や興味、そして学習意欲を持っており、さらに自らの研究が果たす社会への貢献、言い換えると、自らの専門分野の社会における位置づけを意識していることが望まれます。このような学力・能力を、筆記試験、卒業論文、研究計画書、面接などによって判定します。

### ＜点検・評価結果＞

入学者受け入れの方針は、学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針と共に課程ごとに定められており、公表を行っている。なお、2018年度から2021年度にかけての直近4年間において、入学年度内に退学（死亡退学を除く）した学生は0名であり、研究科が公表している学

生受け入れ方針を理解した学生が入学しており、学生の受け入れ方針の公表が十分に機能していると言える。

#### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）</p> <p>評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）</p> <p>評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>
---

#### ＜現状説明＞

##### ○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

文学研究科では、入学者受け入れの方針に掲げる「求める人物像」に合致した学生（志願者）を募集するため、多様な入学者選抜の方法において入学試験（以下、「入試」と言う。）を実施し、学生の受け入れを行っている。

博士前期課程の入学者選抜方法には、一般入試（秋季・春季の2回）、社会人特別入試（秋季のみ）、外国人留学生入試（秋季・春季の2回）の3種類に加えて、2022年度に実施した2023年度入試より、内部進学者を対象とした特別選考入試を新たに導入して、幅広い受験者が選考を受けることのできる体制を構築した。また、博士後期課程の入学者選抜方法には、春季の一般入試、秋季の外国人留学生入試の2種類を準備し、多岐にわたるバックグラウンドを持つ志願者を適切な方法において選抜している。

一般入試では、博士前期課程・博士後期課程とも語学試験と専門分野に関する筆記試験を行うだけでなく、事前に受験生が提出した論文等を参考に個別面接を行い、入学者受け入れの方針との適合性や個々の受験生の可能性を見極めるよう努めている。専門科目と外国語科目の配点は専攻によって異なっており、重点の置き方に相違が見られる。また、社会学専攻においては、面接試験実施日にも別途専門語学の試験を実施しており、志願者選抜上、外国語能力に特段の配慮を払っている。

博士前期課程における社会人特別入試は、志願者がそれまでに身に付けた専門能力をさらに高めることを目的としてくることから、社会人であることの利点を最大限に生かせるかどうかに着目して選抜するため筆記試験は専門科目に限定しており、さらに事前に受験生が提出した論文等を参考に個別面接を実施している。

外国人留学生入試は、授業が日本語で実施されていること及び日本語の文献資料に基づく研究を実施していくことが必要であることから、専門科目及び面接試験を実施し、研究能力とともに日本語能力を評価している。

その結果、2022年度の場合、博士前期課程に関しては一般入試、社会人特別入試、外国人留学生入試を合わせた志願者113名に対して合格者は55名であった。他方、博士後期課程を対象とする一般入試に関しては、志願者数は、2018年度9名、2019年度10名、2020年度4名、2021年度7名、2022年度10名、で推移している。志願者数が増加しない原因としては、修了

後の就職に対する不安が背景にあるものと考えていることから、博士後期課程の学生に対する研究面・経済面でのサポートの充実策について機会がある毎に全学的に要求している。

学生募集に関しては、各種の入試要項、大学院ガイドブック、大学院教員紹介、大学院 Web サイト、年2回の大学院進学説明会等を通じて広報活動を行っている。特に、オンラインによる進学説明会では各専攻の教員と志願者がブレイクアウトセッションを用いて専攻単位で個別面談を行う機会や、現役の大学院学生を招いての座談会を実施するなど、学生の受け入れ方針に関する方針の理解を深める取り組みを積極的に実施している。

以上のように、進学相談会等の機会を通じ、研究科の実態を志願者に分かり易く伝えるよう努め、入学生受け入れの方針を踏まえて志願者の特性に応じた多様な選抜方法を講じていることから、学生募集の方法、入学者選抜方法は適切であるといえる。

#### ○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験実施の基本方針は、研究科委員長と各研究科委員会からの選出委員で構成される入試運営委員会で決定され、その方針に基づいて文学研究科として入学者選抜を行っている。

文学研究科の入学者選別においては、①入学試験問題作問、②入試問題確認、③入学試験問題印刷、④入学試験の実施、⑤入学試験問題採点、⑥入学試験合否決定の主に下記のとおり6段階を経て厳正に実施される。

①については、研究科委員会で承認された各専攻の入学試験問題出題委員が「文学研究科入学試験問題出題要領」に則り問題作成の上、出題する。

②については、教務委員から選出された2人の入学試験運営委員に加えて、各専攻教務委員数名、研究科委員長で過去問との重複確認などすべての入学試験問題を確認する。出題に不備があった場合は、入学試験問題確認作業委員からの指摘を受けて、入学試験問題印刷までに入学試験問題出題委員が修正する。

③については、入学試験運営委員1名が立会いの下、事務職員によって実施される。印刷の際は施錠ができる部屋において、関係者以外立ち入り禁止の状態で行われ、印刷された入学試験問題は施錠可能な棚にて保管している。

④入学試験実施日は、各専攻の教務委員が待機の上、受験生から問い合わせがあった場合の確認態勢を用意している。入学試験実施に関する責任者として研究科委員長が待機の上、指示命令システムを整備している。

⑤については、研究科委員会で承認された各専攻の入学試験問題採点委員によって採点される。

⑥については、各専攻から選出された教員1名と研究科委員長で構成される入学試験合否委員会にて合否の決定を行う。合否決定では、入学試験形態ごとに各専攻で合格基準を定めた「文学研究科入学試験合否基準」に基づき、採点結果を確認の上、合否判定を行う。

#### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入試出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平・公正な入学者選抜の実施に努めている。

### ＜点検・評価結果＞

上記、現状説明のとおり、学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法は密接に関連しており、また入学者選抜についても複数人による複数のプロセスを踏み、公平性・公正性・透明性に配慮して適切に行われていると言える。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性

評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

### ＜現状説明＞

#### ○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

入学者数と1学年の定員との関係について、具体的には、文学研究科に在籍する学生数は、博士前期課程では、収容定員160名に対して、2018年度は86名、2019年度は78名、2020年度は78名、2021年度は85名、2022年度は100名であり、博士後期課程については、収容定員138名に対して2018年度は74名、2019年度は64名、2020年度は64名、2021年度は64名、2022年度は80名となっており、いずれの課程においても定員を下回っている状況である。博士前期課程の入学定員80名に対する入学者数と入学定員充足率は、2018年度32名（入学定員充足率0.4）、2019年度35名（入学定員充足率0.44）、2020年度30名（入学定員充足率0.38）、2021年度43名（入学定員充足率0.54）、2022年度45名（入学定員充足率0.56）となっている。博士後期課程の入学定員46名に対する入学者数と定員充足率は、2018年度10名（入学定員充足率0.22）、2019年度8名（入学定員充足率0.17）、2020年度8名（入学定員充足率0.17）、2021年度7名（入学定員充足率0.15）、2022年度10名（入学定員充足率0.22）となっており、学生数の確保が課題となっている。

学生募集の方策については既に言及済みだが、一部の博士前期課程在籍者をインフォーマルなかたちで博士後期課程の授業に参加させることにより、博士後期課程への進学を期して早期から優秀な学生を確保するように努めているが、博士前期課程の学生数の減少とともに博士後期課程への入学者数も減少している状況である。

#### ○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士前期課程、博士後期課程の入学者数は、年度により増減を繰り返しているが、継続的に入学定員を割り込んでいる状況であり、この積み重ねにより、在籍学生数も収容定員を割り込む状況となっている。この状況への対応として、①内部進学者の獲得強化、②キャリア支援の充実、③広報活動の充実の3点に取り組んでいる。

①については、学部学生のみが出願可能な特別選考入学試験を2023年度入学試験から新たに導入すると共に、学部学生限定の進学説明会を実施している。②については、修了生を中心に取材を行い大学院修了後のキャリアについての記事を作成し、本学公式Webサイトを通じて公開している。他にも、修了予定の在籍学生を招聘し、内定者座談会を文系研究科合同で実施しており、学部学生も参加できるようにしている。③については、大学院事務室主導のもとで、

受験者向け Web ページを作成し、SEO (Search Engine Optimization) からの検索流入を見込み、露出頻度を高める取り組みを行っている。

博士前期課程の在籍学生数は、入学者数の増加に伴い、2020 年度 78 名、2021 年度 85 名、2022 年度 100 名と毎年度 1 割増のペースで向上している。収容定員に対する在籍学生比率については、充足できてはいないものの、2020 年度から実施の文学研究科将来構想検討の成果が少しずつ表面化しているため、継続した取り組みの実施と定期的な点検と改善・向上に向けた策の検討を続けていく。なお、現在文学研究科将来構想検討ワーキンググループでは、2025 年度までに収容定員充足率 7 割を達成すべく、教育課程の充実による文学研究科の魅力度の向上に取り組んでおり、履修モデルの明示、新プログラムの開設、教職向け科目の充実に関する取り組みなどを検討し、いずれも着手している。加えて、進学説明会のさらなる充実や新たな教育体制の構築としてアーキビスト養成プログラムの開設などの施策を議論し 2022 年度から実施している。

また、教育職員を進路として考えている学生には、大学院進学は専修免許状の取得に通じることから進学への訴求力があると考え、教職課程履修者の中で大学院進学を選択肢として意識してもらえよう、学部学生の教職課程履修ガイダンスの際に、大学院に設置された教職向け科目一覧のポスター配布などを行っている。

#### <点検・評価結果>

現状説明のとおり、在籍学生数は収容定員を大きく割り込んでおり、改善のために複数の施策を実行し、改善に努めている。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

博士前期課程・後期課程とも入学定員に比して入学者が少ない状況が継続しており、入学者の確保が課題となっている。

#### <今後の対応方策>

博士前期課程の学生確保を狙った履修モデルの明示、新プログラムの開設、教職向け科目の充実に関する取り組みについては、引き続き、継続をする。博士後期課程においても、博士前期課程の定員充足改善に連動する見込みである。加えて、これまで「修了者の声」など課程修了者のインタビュー記事を本学公式 Web サイト上に公開し、学位授与の方針が十分に機能している側面をアピールしていた。2025 年度までに収容定員の 7 割充足を実現すべく各専攻代表と研究科委員長で構成される教務委員会を中心に議論を行う。具体的には、「履修者の声」を通じて、現役の大学院学生の様子を積極的に公開し、大学院における教育環境の可視化に努めるとともに、入学者受け入れの方針、教育課程の編成・実施方針の側面からも進学希望者にアプローチするよう試みる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集方法及び入学者選抜方法については、大学院入試運営委員会で毎年度志願者数・受験者数・合格者数・手続き者数の統計や進学説明会の参加者数・事後アンケート結果などの点検を行うと共に、研究科内においては入試の合否委員会での意見交換や教務委員会で次年度入試の準備を進める際の問題提起を受けて、自己点検・評価活動の一環として研究科委員会で制度検討を行うことや、各専攻の意見を聴取しながら教務委員会で検討し、最終的には研究科委員会での審議を経て変更を行っている。

具体的な事例として、2022年度に実施した2023年度入試より、本学学部学生を対象とした特別選考入試を新たに導入して、本学学部学生がより内部進学を志向しやすい体制を構築した。また、2018年度入試からは適正な入試の実行の観点から母語での外国語科目の選択を認めないこととする変更を行ったほか、外国人留学生に対する日本語能力を問う観点については、2019年度入試より、受験生負担を考慮し日本語能力を問う独立した出題方法を廃止し、代わりに専門科目の中で日本語能力を図る出題方法に変更した。

また、入学者選抜実施体制の適切性を向上するため、2020年度入試から、文学研究科委員長を中心に複数名で入試問題の確認・点検を行う「入試問題確認作業委員会」を開催し、学生の受け入れに関する適切性を点検し、改善している。「入試問題確認作業委員会」では、入学試験問題に確認事項や疑問点が生じた場合に、入試出題委員に変更依頼や問い合わせを実施しており、点検結果に基づく改善を実施しているといえる。

学外関係者等からの意見聴取については、大学院事務室が日本語学校を訪問しており、その結果を研究科で共有し対応する体制となっている。2021年からは、研究科委員長と日本語学校との意見交換会を実施しており、留学生が抱える課題や研究科が公表している学生受け入れの方針についての理解促進に向けた活動を実施している。

#### <点検・評価結果>

上記、現状説明に記載のとおり、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示



### ＜現状説明＞

#### ○大学として求める教員像の設定

文学研究科では、「本学は、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、各教育研究組織における諸活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、各教育研究組織の理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を教育職員として採用する。また、これをもとに編制する教員組織については、各教育研究組織において設定するディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの着実な具現に資する教員組織の編制を基本とする。」とする大学の「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に基づき教員像の設定をしている。文学研究科では、講義と演習を基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置することを教育課程の編成方針とし、専攻毎にそれを実現することができる専任教員を配置している。方針に基づいた教員任用を行うために文学研究科の専任教員の任用については、文学部教員任用・昇進に関する内規に基づいて、文学部の専任教員として任用されている教員から行うことになっている。

その上で文学研究科では、文学部で採用となっている者について、大学院設置基準及び『中央大学大学院教員任用基準』の文学研究科における運用に関する了解（内規に相当）にしたがって、大学院担当者としての任用を行っている。当該基準では、博士前期課程・後期課程毎に教授、准教授、兼任教員について、業績や教歴等の任用の基準及び人事選考委員会の設置、研究科委員会での取り扱い等の審査手続を定めている。

#### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

文学研究科では、講義と演習を基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置することを教育課程の編成方針とし、専攻毎にそれを実現する専任教員を配置している。また、兼担、兼任教員の制度を利用することで、指導体制に厚みを加えている。13専攻の全てにおいて設置基準上の必要専任教員数を満たし、かつ博士前期・後期課程の一貫した体制で教育研究を行うに十分な専任教員83名（特任教員を除く。以下同じ。）、学内の他学部・研究科からの兼担教員4名（特任教員を含む。以下同じ。）、兼任講師45名を確保しており、学生数（2022年5月1日現在で合計161名）との関係において十分な教育研究活動が行える教員の配置となっている。

文学研究科の各専攻の授業編成や授業担当者については、教務委員会において研究科委員長から各専攻に依頼を行い、各専攻における研究室会議で検討・調整した結果を教務委員会で研究科として横断的に調整し、研究科委員会で審議・承認する仕組みとなっている。したがって、両者の適合性については各研究室会議が第一義的にその判断を行っている。なお、新任の人事の場合には、それが専任教員であれば文学研究科の人事選考委員会での選考と当該選考結果の研究科委員会での審議・承認を経ることで、兼任教員の場合には研究科委員会での業績の報告と採用の投票を経ることで適合性を確保している。

教員の配置にあたっては、文学研究科を構成する各専攻の教育研究をカバーできる授業科目と授業実施に必要な教員が適切に配置されるよう充分配慮している。例えば、史学系の専攻分野においては古代、中世、近世、近代を専門とする担当者を配置して年代的な連続性を保てるようにしているほか、文学系の専攻においては、文学、言語学、文化論の担当者を配置し、そ

それぞれの専攻分野において学生が多様な研究分野を選択できるよう配慮がなされている。

2022年5月1日現在の専攻毎の教員数は以下のとおりである。

[博士前期課程]

	教授	准教授	兼担	兼任
国文学専攻	7	1	1	5
英文学専攻	9	2	1	1
独文学専攻	4	1		1
仏文学専攻	5	1		
中国言語文化専攻	4	1		1
日本史学専攻	6	1	1	11
東洋史学専攻	5			3
西洋史学専攻	5			5
哲学専攻	5		1	1
社会学専攻	6			2
社会情報学専攻	6			4
教育学専攻	6	1		6
心理学専攻	6			11
合計	74	8	4	51

[博士後期課程]

	教授	准教授	兼担	兼任
国文学専攻	7			
英文学専攻	9			
独文学専攻	4	1		
仏文学専攻	5	1		1
中国言語文化専攻	4	1		
日本史学専攻	6			6
東洋史学専攻	5			
西洋史学専攻	5			
哲学専攻	5		1	1
社会学専攻	6			1
社会情報学専攻	6			3
教育学専攻	6			1
心理学専攻	6			1
合計	74	3	1	14

<点検・評価結果>

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像を中心に明文化し、文学研究科において適正な教員任用が行われる仕組みを整えている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

### ＜現状説明＞

#### ○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

文学研究科では、講義と演習を基本にして、各専門分野の全領域を体系的に網羅するよう授業科目を配置することを教育課程の編成方針とし、専攻毎にそれを実現する専任教員を配置している。また、兼担、兼任教員を授業科目担当教員として任用することで、指導体制に厚みを加えている。

文学研究科の専任教員は、文学部の専任教員を充てているため、研究科として専任教員人事に関与できる範囲は限定されるが、外国人教員の受入れについては専任3名・兼任1名、女性教員の割合については専任21%、兼担・兼任22%、年齢構成としては60～70歳：28名（29%）、50～59歳：39名（46%）、40～49歳：19名（23%）、30～39歳：2名（2%）、博士前期課程、博士後期課程を合算した専任教員1名あたり学生数は研究科として1.9名となっている。なお、研究業績を重視する人事を行っているため、いわゆる実務家教員として採用している教員はいない。

新任教員任用にあたり、授業科目と担当教員の適合性については、文学研究科委員会で選出された審査委員6名と研究科委員長で構成する人事選考委員会の場で、被選考者の業績や研究分野に加えて、担当予定科目の適合性も含めて、総合的な業績審査を行い判断している。

#### ○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

文学研究科では、『中央大学大学院教員任用基準』の文学研究科における運用に関する了解」を定め、文学部で採用している教員について、大学院設置基準及び当該内規にしたがって、大学院担当者の任用を行っている。当該内規には、博士前期課程・後期課程毎に教授、准教授、兼任教員の任用の基準及び手続を定めている。この内規にある文学研究科の教育課程の編成方針に従い、専攻毎にそれを実現する担当教員を適正に配置している。授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては、前述「○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示」記載のとおりである。

### ＜点検・評価結果＞

上記、現状説明のとおり、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制している。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

### <現状説明>

#### ○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として2015年度より教員相互の授業参観を、また2021年度には、各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」と制度化した。「研究指導内容の可視化」は、報告の対象とする学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたとえで研究科委員会に報告し、懇談を図ることにより、教育研究の質的向上を企図するものである。文学研究科では、FD推進委員を中心に、修了した学生の入学から修了までの流れを振り返り、研究指導、論文指導をする上で、良かった点や苦労した点を中心に、その研究指導内容をまとめた報告書を作成した。この報告書を基に、各専攻や指導教員レベルで抱える類似する課題や改善案を共有するため、文学研究科FD活動懇談会を2021年12月16日に開催し、約30分間にわたり総数69名の教員が意見交換を行った。一方で、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることとしている。

また、中央大学大学院FD推進委員会では、前述のとおり毎年度研究状況・講義等に関するアンケートを行っており、この結果はFD推進委員により分析を行っている。この結果は研究科委員会に共有されることにより、学生の率直な声を各教員が把握することで、FD活動の活性化に資する仕組みとしている。2021年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合によりFD推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、2021年12月7日研究科委員長会議にて協議し、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、文学研究科では、学位授与の方針に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを、また学位授与方針に基づく到達度を計る到達度評価表を作成した。この検討過程において、各教員は文学研究科の三つの方針に関する理解を深めており実質的なFDの実施となっている。今後は、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入試成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保と共に、恒常的なFD活動とする。

#### ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

文学研究科においては、教員の専門分野、担当科目、主要な業績、学会活動、指導学生の研究テーマなど教育研究活動に関する情報を掲載した『大学院 教員紹介』を作成し、同時にこれらの情報を本学公式Webサイトから広く一般に公表している。また、教育研究に関する情報については研究者情報データベース等、様々な方法で集約している。科目実習の一環で行う見学実態調査補助についても、実施後に実習内容を記事にして本学公式Webサイト上で広く公開

している。なお、社会活動等の評価とその結果の活用については、文学部の記述を参照していただきたい。

#### <点検・評価結果>

FD活動については、大学院固有の学生指導という点で実施しており、また、指導学生を持つ特定の教員だけが参画するのではなく、研究科の委員全体が取り組むことで、FD活動の実質化を図っている。教員の教育活動・研究活動・社会活動については、大学院の学生募集の観点から有効であり、本学公式Webサイトに記事として社会に広く公開することで活用をしている。以上により、文学研究科ではFD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

文学研究科では、毎年度、各専攻における授業編成の際に、各専攻で研究室会議を開催して、専攻に所属する学生やその研究テーマ、設置科目の開講状況、所属教員の年齢、研究促進期間の利用等を資料として、各専攻における教員組織に関して検討・調整を行っている。その結果は教務委員会で研究科として横断的に調整し、必要に応じて文学部とも調整の上で兼任講師等の任用等も含めて検討を行い、最終的に研究科委員会で審議・承認する仕組みとなっている。ただし、13専攻に分かれているため専門とする分野も異なることから他専攻・他分野の状況などを参照しつつ、最終的には各専攻に各専攻に大きく委ねている側面がある。

#### <点検・評価結果>

文学研究科では、毎年度授業編成の機会に研究室会議や教務委員会を中心に教員組織の点検を行っており、その結果を基に、改善・向上に向けて組織編制をしている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

#### <現状説明>

##### ○学生支援体制の適切な整備

学生支援体制について研究指導の側面では、指導教員だけでなく、専攻単位による集団指導体制を構築することで、その支援を行っている。支援が必要な学生については、研究科委員長を中心に対応しつつ、学生相談室の専門医や公認心理師資格・臨床心理士資格を有するキャンパスソーシャルワーカーと協力して対応にあたっている。急を要する学生支援が必要な場合は、心理学専攻の専門医に相談を仰ぐなどの対応を行っている。

生活支援や進路支援では、大学の各支援部署との連携も図りつつ、一義的には大学院事務室内の研究科担当職員が窓口になり、適切な対応をしている。状況に応じて、研究科担当職員のみならず、指導教授や専攻代表の教務委員、研究科委員長、そして学生相談室やハラスメントなど学生の状況に応じて緊密な連携を図っている。また、文学部には、各専攻に専攻研究室があり、駐在する研究室室員を中心に学生対応の一部を担っており、文学研究科においても文学部同様に、研究室室員が学生の一次対応を担うことがある。

また、学生支援体制が機能するよう、大学院FD委員会が実施する研究状況・講義等に関するアンケートにて、すべての学生から学生生活等に関する意見を収集する体制を整えている。

##### ○成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生状況把握について、半期ごとに実施している成績採点期間終了後に、大学院事務室がE評価（59点以下、単位認定不可）、F評価（成績判定不可）が付いた学生を抽出して把握している。極端に成績不良の科目が発生している学生がいた場合は、研究科担当職員が必要に応じて指導教授、専攻代表の教務委員、研究科委員長と連携を取り、複数名で指導にあたることとしているが、近年では適切な指導もあって当該ケースは生じていない。

##### ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習・補充教育が必要な学生に対しては、専ら指導教員を中心として所属専攻の教員が個別または複数人での相談・指導を行ったり、必要な学部等の科目の聴講を促して必要な学力を得させたりしている。このほか、博士前期課程に「特別指定科目」を設置し、研究の遂行に必要な基礎的知識や学際的知識、外国語でのコミュニケーション能力等の修得に配慮している。博士後期課程の学生は下位課程にあたる博士前期課程の授業科目を聴講という形で参加を認めており、各学生が研究活動の遂行にあたり必要な知識の修得に配慮している。

##### ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者、指導教員、所属専攻、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることが

わかっている場合には、入試の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。入学後については、施設設備面では頻りに利用する2号館・3号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席、文学部事務室に臨床心理士をキャンパスソーシャルワーカーとして配置したりするなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

### ○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

#### 1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者  
博士後期課程在学学生で学業成績・研究能力が優れた者  
給付期間：1年間（再出願可）  
給付金額：40万円または20万円

#### 2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者  
給付期間：1年間（再出願可）  
給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

#### 3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者  
給付期間：1年間  
給付金額：20万円

学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。

これ以外に、国際センターにて実施の留学生学費減免がある。（詳細は国際センターの重点自己点検レポートを参照いただきたい。）

その他、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、TA及びRA、留学生チューターの制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示やWebサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、

毎年日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう、学内 URA による申請準備説明会やアカデミック・サポートセンターによる支援講座である「学振道場」などの機会を設け、学生支援を定期的実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

### ○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する教員個人レベルでの取組みは多様であるが、本学では、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために外国人留学生チューター制度を設けている。現役の大学院学生がチューター業務を担うことについては、留学生入試において日本語能力が問われることから、日本語能力が比較的高い留学生が入学していることが背景にある。

### ○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。

過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

#### 1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）のうち、「院生FD」の授業回を大学院全体に開放し、受講環境を整備（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

#### 2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）



- ・文系研究科大学院学生向けの Web 掲示板による情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報の提供）

### 3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・税理士：「税法判例研究」などの授業科目を設置し、税法専門の教員により研究指導、論文執筆サポート
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

#### <点検・評価結果>

現状説明のとおり、大学院教育や学生のニーズに応じて、学内の各部署と緊密な連携を図ることにより、適切な学生支援の体制を整備している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院 FD 推進委員会が主体となって学生を対象に 2007 年度から毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎に FD 推進委員会委員によって集計結果が取り纏められ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。対応事例としては、授業の実施方法について、オンラインで行うメリットがある一方で対面での研究指導を求める声があり、2022 年度の授業や修士論文中間報告会等は専攻単位で対面とオンラインを組み合わせで対応するなど、学生への配慮をしている。この他にも「大学院学生に特化した就職支援の実施」を希望する声があったことから、研究科委員長と大学院事務室を中心に、キャリアセンターによる支援とは異なる、大学院学生に特化した個別の支援を実施している。就職支援に関する詳細は、前掲「学生の進路に関する支援の実施状況」を参照いただきたい。

なお、2021 年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合により FD 推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

#### <点検・評価結果>

現状説明のとおり、学生支援の適切性について毎年度点検・評価を行っており、改善・向上に向けて取り組んでいるといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育研究等環境

＜点検・評価項目①については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

＜評価の視点2については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

＜現状説明＞

○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な整備計画に基づき、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。

また、大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、建物内の禁煙化、喫煙コーナーの屋外設置、空調設備の更新が行なわれてきているほか、多摩キャンパス2号館5階の渡り廊下部分に自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階ロビーには談話スペースがあり、休憩時間や空き時間には大学院学生が活用しているほか、学生生活関連棟（Cスクエア）の建設などでも談話スペース等の充実が図られており、大学院学生にも利用できる空間となっている。さらに、生活の場の一部としても研究室が活用されている。

＜点検・評価結果＞

現状説明のとおり、文学研究科の教育研究活動を推進するにあたり、必要な施設・設備の整備をしていると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目③については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

＜現状説明＞

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

文学研究科の教育研究上の目的である「研究者および高度専門職業人の養成」の達成のため、授業教室及び個々の研究活動の推進に必要な施設を整備している。多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、商学研究科、総合政策研究科と共有する形で授業教室が20室用意されている。このほか大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室が2号館に28室設けられている。現状の在学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生とともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時となっている。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC(25台)、ポータブルプロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ一体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC(10台)を常設配備した教室(1室)もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを楊いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC(24台)、プリンタ(5台)、スキャナー(1台)を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。この他に3号館には専攻ごとの共同研究室があり、文学研究科の大学院学生は文学部の学生と共同で利用している。専攻ごとの共同研究室には、専門分野の図書が収蔵されており、研究活動に役立てられている。

さらに、多摩キャンパスでは、論文作成のためのノート型PC、授業用ノートPC、プロジェクタ及びスクリーンの貸し出しを行い、インターネット、PCを活用した教育研究環境の拡充に努めている。情報自習室のPCはWindows 10で運用されており、大学院事務室でユーザアカウントと初期パスワードの交付を受けて利用することとなっている。多摩キャンパスでは、利用可能端末数は36台、利用可能ソフトは、Microsoft Office、SPSS、Mathematica、SAS、Amos、Stata等である。また、貸し出し用ノートPCは32台用意されている。

大学院学生の情報処理施設・設備利用にあたっては大学院事務室で所定の手続きを行い、「中央大学大学院キャンパス情報ネットワーク管理運用基準」を遵守することとしている。

#### ○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日の8時45分～17時00分となっている。

学生研究室及び情報自習室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から23時00分（閉門時刻）まで利用できる。

#### <点検・評価結果>

現状説明のとおり、文学研究科の教育研究上の目的を達成するために必要な環境を整備し、研究活動を促進している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

各種委員会等の学内業務は年々増加し、教育と研究以外に取られる時間は増大する傾向にあると同時に、負担が公平でないきらいもある。TA制度に関しては、文学部、文学研究科の授業において60科目（通年換算）程度の授業で、大学院学生をTAとして採用している。同制度は大学院学生の教育・研究能力の発展と経済的支援を目的としたものだが、間接的に教員の教育負担軽減にも貢献している。全体として研究のための時間確保は十分とはいえないが、若手の教員には各種委員会への出席の負担を減らすよう努めており、これらの方途は概ね適切であるといえる。

また、本学の専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対し、一定期間校務を免除し、研究に専念させるための制度として「研究促進期間」がある。本学専任教員は在職期間の長さに応じて、この制度を利用できるよう配慮されており、機会均等という観点、及び文学研究科の教育研究活動に支障を及ぼさないという観点から見て、研修の機会は適切に確保されているといえる。

教員研究費に関する取り組みは文学研究科委員の本所属先である文学部の記述を参照いただきたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TAは各授業担当者の教育責任の下に教育活動に関する補助業務を行っているが、間接的には教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援する効果がある。

文学研究科におけるTAの採用学生数は博士前期課程においては、2017年度5名、2018年度8名、2019年度6名、2020年度6名、2021年度5名、2022年度8名、博士後期課程においては、各年度で7名、8名、6名、6名、5名、8名となっている。

TAは学内規程によりRAを兼ねることはできない（中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程第3条第2項）が、その多くが本学の人文科学研究所、社会科学研究所、保健体育研究所等の研究活動にも参加しており、これらの活動を通じて教員との連携・協力関係がはかられている。

博士後期課程に在籍する一部の学生は、人文科学研究所、社会科学研究所、保健体育研究所において専任教員が所属する研究チームのRAとして研究活動に参加している。なお、文学研究科の採用者数は、2017年度9名、2018年度10名、2019年度8名、2020年度8名、2021年度10名、2022年度6名となっている。

以上のとおり、TA及びRA制度はそれぞれの趣旨に沿って適切に運用されており、前者は教

育活動の補助業務を通じて大学院学生の教育・研究能力の発展に、後者は大学院学生が幅の広い研究交流の場を得ることによって、研究能力の向上発展に結びついている。

なお、教育支援員としてはTA、RA以外にもアカデミック・サポートセンターにおいて運営するライティング・ラボにおいてライティング指導を行っている大学院学生チューターがあげられる。ライティング・ラボは、ライティング指導に関わる教員の負担軽減の役割も負っており、また、執筆者との対話を通じて執筆者の意図を引き出し、それを的確に表現するよう導くチューターの役割は、教員の負担軽減に限らず、チューター自身の研究能力や教育能力の向上に大きく貢献している。加えて、チューターを経験した大学院学生は経験を活かして大学教員として採用されるなどキャリア形成にも役立っている。

RA及びTAの採用計画は、年度予算枠内で決定されている。RAについては、1共同研究プロジェクト1名を2名、TAについては申請教員1名につき2コマまでという枠を設けている。

#### <点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

### ◇大学運営・財務

#### I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

#### <現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

文学研究科の管理運営を担う主たる会議体として、①文学研究科委員会、②教務委員会、③各専攻の研究室会議が挙げられる。文学研究科委員会は同研究科に所属する全ての専任教員によって構成されており、ほぼ1ヵ月に1回のペースで開催されている。研究科委員会は大学院学則第11条の規定に基づき審議を行い、その意見を学長に述べることになっている。

教務委員会は研究科委員会の下部組織として研究科委員長と各専攻1名の教員で構成され、研究科委員会の役割を補完し、入試に関する事項、奨学生の選考、任用人事、その他専攻横断的な事項についての各種意見交換や事務連絡、研究科委員会で課題とされた事項や各専攻からの要望について研究科としての成案を作成するなど中心的な連絡調整機能を負っている。教務

委員会で取り扱う事項については、必要に応じて専攻の研究室会議での検討を経た上で、再度、教務委員会で調整している。

研究室会議は専攻毎に当該専攻の教員で構成され、専攻に関わる授業編成、人事、学生の指導、試験、学位授与等の当該専攻の運営に関わる事項について連絡調整や決定を行っている。

文学研究科委員会の審議事項の多くは教務委員会と研究室会議との間の往復を通じ、検討、調整、集約された上で、研究科の最終決定機関である研究科委員会で審議決定されるプロセスとなっている。

#### ○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する旨が定められており、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得るという流れに沿って文学研究科に関する事項を処理している。研究科委員長の権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切であるといえる。

文学研究科においては、現行の選出方式が研究科委員会構成員の意見を十分に反映した民主的なものであることに鑑み、当面この方式を維持するが、選挙開始の1回前の研究科委員会で委員長の選出方法を確認し、意見聴取を行うという現行方式を積み上げつつ、より一層望ましい選挙制度のあり方を追求していくように努めることとする。

#### ○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

文学研究科委員長については、文学研究科委員長選挙実施要領に基づき、研究科委員長が指名する2名の立会人の下、研究科委員会構成員が選挙人となり、投票により選出する。選挙が実施される1回前の研究科委員会において、研究科委員長から選挙の実施方法について事前説明・意見聴取が行われており、選任手続の適切性が確保されている。また、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

#### <点検・評価結果>

上記、現状説明のとおり、文学研究科における研究科委員長の選任手続については、明確性と公平性、公正性に配慮した内規に基づいて行われており、それらは適切かつ妥当なものとなっている。

なお、病気、事故等の不測事態等により研究科委員長が不在となったときの取扱いについても、研究科委員会において別途申し合わせを定めて、研究科委員長不在に伴う研究科の管理運営の安定性を確保している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

#### ○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

#### ○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るよう

様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

#### <点検・評価結果>

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

#### <長所・特色>

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

#### <問題点>

事務体制上の課題としては、各研究科の運營業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

#### <今後の対応方策>

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上



## 総合政策研究科

### ◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

総合政策研究科の教育研究上における人材の養成に関する目的は、中央大学大学院学則（以下、「大学院学則」と言う。）第2条に掲げられる大学院の目的「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」を十分に踏まえ、大学院学則第4条の5において次のように定めている。

「人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度な専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。」

この教育研究上の目的をさらに具体的に示すものとして、総合政策研究科設置認可書に以下のように記述している。

#### 1) 博士前期課程

総合政策研究科の理念・目的の要点は、「社会の大変革に立ち向かえる資質」、すなわち「新しい総合政策の視点と実践能力」をもつ高度専門職業人の養成である。その人材像は、「①総合的、学際的研究を通じて、世界及び日本の情勢を的確に分析・把握し、②さらに多様なレベルの政策課題を考察し、理論を踏まえた現実的政策を立案し、③世界の知識・情報を動員、活用できるネットワークを形成し、④とくにアジアの歴史・文化についての理解を深め、アジアと世界との架け橋となり、人類全体の発展と調和に貢献する」と表現されている。つまり、「日本とアジア、日本と世界を総合的観点にたって発展に導くことのできる人材」、「人間性に溢れたリーダーシップを発揮しうる人材」を養成することである。

この理念・目的について、設置から19年が経過した現在、世界情勢の変化によって付加すべき項目はあっても、基本構想を大きく変更する必要はないと考えている。なぜならば、このような理念・目的・教育目標は、そもそも学校教育法第65条（大学院の目的）第1項、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に沿ったものとして設計されたからであり、またそれだけでなく、大学等の研究職、民間企業等の高度専門職業人を輩出している総合政策研究科の教育研究の実情を反映した内容となっているからである。

このような設置認可書の記述をふまえ、総合政策研究科博士前期課程の教育現場では、その基本理念を、「人間の文化・社会の姿を深く理解し、個人から国際機関に至るまでの意思決定すなわち“政策”に応用可能な知恵と方法論を学ぶことを目標とする」と理解し、「政策と文化の融合」という教育理念とも連動させていく可能性を継続的に議論している。

## 2) 博士後期課程

博士後期課程設置の趣旨に述べられている設置の理念・目的では、「総合的な政策対応ができるような高度の専門知識と実践能力をもった研究者や政策担当者」の養成、「総合的な政策研究の新たな学問としての総合政策学を構築する」学問要請に応える人材養成をもって、「国内外の教育研究機関とのネットワークを強化するための活動母体となる制度基盤を創る」という要請に応える、としている。

事実、設置以来、総合政策研究科では博士後期課程を中心に多くの社会人学生を集めており、社会的要請に応えつつ、また学位を取得した人材を国内外の社会に還元している。さらに博士後期課程において“政策と文化の融合する学問分野を開拓する”人材を育成していくことも非常に重要な課題であるという議論を行っている。

なお、総合政策研究科の理念・目的・教育目標は、学校教育法第65条（大学院の目的）第1項、大学院設置基準第4条（博士課程）第1項に沿っており、研究所や大学の研究職、民間企業内の研究職等の高度専門職業人を多く輩出してきた総合政策研究科の教育研究内容の実情を反映している。

### <点検・評価結果>

以上のように、本学は大学院学則においてその理念・目的を適切に設定しており、また、総合政策研究科の目的は大学の理念・目的を十分と連関を図った上で適切に設定している。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

#### <現状説明>

構成員に対する周知方法とその有効性

社会への公表方法

総合政策研究科の理念・目的の周知は、大学構成員（学生、教職員）に対しては履修要項、本学公式 Web サイト等を通じて周知していると共に、新入生ガイダンスで説明を行うことで理解を深めている。また、入学志望者に対しては、Web サイトでの総合政策研究科の紹介、大学院ガイドブックへの掲載、大学院進学説明会での説明等を通じて行っている。

### <点検・評価結果>

以上のように、履修要項および本学公式 Web サイトに、研究科の理念・目的を記した大学院学則を掲載することにより、構成員及び社会に向けて適切に周知・公表している。さらに、大学院ガイドブックには、総合政策研究科の教育研究に関し、その内容、方法、特色等を一般の方々にも解りやすい平易な文体で記述しているため、理念・目的・教育目標等を周知する上で極めて有効なものとなっている。

### ＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

#### ＜現状説明＞

##### ○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

総合政策研究科では、研究科の将来構想や中期的な課題の改善に向けた諸制度の見直し、検討、調整については研究科委員長を中心として、課題や構想の内容に応じて適切な各種委員会やワーキンググループを開催することにより、その検討を行っている。とりわけ、将来を見据えた研究科のカリキュラム改正や組織改編等について検討を行う際には、カリキュラム委員会（総合政策研究科組織評価委員会を兼ねる）等で、毎年度の自己点検・評価活動と連動しながらその検討を行っており、現状・課題の洗い出し、原因分析、目標達成までのプロセスの検討、課題に対する検証結果のまとめを行い、適宜研究科委員会への意見徴収等を行い、研究科総体の合意形成を図りながら、諸施策の実行をしている。

2016年に受審した認証評価では主な課題として、①課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示していないこと、②教育課程の編成・実施方針の記述が抽象的な目標や教育理念にとどまっていること、③博士後期課程について、リサーチワークとコースワークが適切な組み合わせとなっていないこと、④収容定員充足率が低いことについて指摘を受けた。2017年度以降はこれらの指摘事項について、カリキュラム委員会を中心とした自己点検・評価活動を通して、中期的に課題の改善に向けた取り組みを行ってきたところである。具体的には、広範囲な学問領域を取り扱う本研究科の課題「政策と文化の融合の実質化」を改善するため、博士前期・後期課程を通じてコースワークを充実させることが必要であるとし、2020年度より体系的な履修ができるカリキュラムの導入を行った。また、新カリキュラムが意図する体系的な履修を促進するための仕組みとして「履修モデル」を作成し、学生に周知している。指摘事項①、②への対応については後述の「◇大学院における内部質保証」の記述を参照いただきたい。

さらに、2021年1月より、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の第二期における大学院改革の構想を大学院改革構想検討委員会にて検討している。2021年7月6日に報告書「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書一次の時代への生き残り」と再生をかけた一」が取り纏められて、大学院改革構想検討委員会にて承認された。本報告書では、大学院の今後のミッション・ビジョン・改革の方向性を共有し、既存の学部基礎型にとられることなく本学大学院が有する研究教育資源を有効に活用できる組織体制の構築を目指していくこと、また、大学院が追求すべき機能としては、主として「研究者養成」、「教員養成」、「高度専門職業人養成」という3つの柱があるが、大学院改革基本構想の主眼としては「高度専門職業人養成」に力点をおいて検討することが確認されている。2022年度以降は中長期的に、本報告書に記載した諸施策の実行に向けて検討を深めていくところである。

#### ＜点検・評価結果＞

以上のように、大学の理念・目的、研究科における目的等を実現していくため、本研究科が

掲げる教育目標を実質的なものにするために必要な諸制度の検討・設定されており、将来を見据えた中・長期の計画が施策されているといえる。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

総合政策研究科の在籍者数は少数となっており、中長期的な施策を検討するにあたり必要とされる本研究科の実情を把握するデータを収集するには不十分なサンプル数であることや、個人の特特定ができてしまうリスクを孕んでおり、データ収集方法に工夫が必要であることが今後の課題である。

#### <今後の対応方策>

在籍者数が少数であるが故に起こる学生個人の特特定というリスクがある現時点において方策を立てることは困難であるが、個人が特定されないデータ収集を行うなどの工夫を行うことは対応方策のひとつとして考えられるため、カリキュラム委員会を中心に検討を進めることとする。

### ◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応がなされているか

#### <現状説明>

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

総合政策研究科においては毎年度自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価活動については、各分野から選出された8人の委員で構成される総合政策研究科組織評価委員会（カリキュラム委員が兼ねる）を中心として、組織評価委員長（研究科委員長）のもとで討議を重ね、当該年度に取り組む課題を設定する。その検討結果は研究科委員会において審議または報告を行い、フィードバックを受ける体制を整えている。自己点検・評価の活動で明確となった課題に関しては、課題の内容に応じて研究科内の各種委員会で課題解決に向けた検討や対応状況の確認を行い、そこから上がってきたものについては最終的に研究科委員会において審議を行う仕組みとなっている。

例えば、2021年度の自己点検・評価活動に係る総合政策研究科の指定課題「学修成果の可視化に係る取組みの推進」に関しては、カリキュラムマップの整備および、学位授与の方針に基づく知識・能力の到達度評価表を作成し、修士論文・最終試験の審査報告書の評価をもとに到達度を数値化し、毎年度修士論文提出者の学修成果を点検する仕組みを整えた。

このように課題改善へ向けた目標設定、実行、取り組みの報告を通じ、総合政策研究科における研究教育活動の改善・質の向上がなされているところである。

#### ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

文部科学省からの指摘事項や認証評価機関からの勧告などに対しては、総合政策研究科委員会が中心となって誠実かつ迅速に対応することが必要であるという基本的認識をもっている。

2016年度の認証評価結果については、次の4点について「努力課題」の提言を受けている。

1. 総合政策研究科の学位授与方針においては、課程修了にあたって修得することが求められる知識・能力などの学習成果が示されていないため、改善が望まれる。
2. 総合政策研究科の教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示していないため、改善が望まれる。
3. 総合政策研究科博士後期課程のカリキュラムは、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせているとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
4. 収容定員に対する在籍学生数比率が、総合政策研究科博士前期課程で0.36と低いので、改善が望まれる。

このうち、学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針に係る指摘事項については、2016年度中に当該方針の改訂を行ったことで既に改善がなされている。また、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育内容の提供については、2018年度より中期的に協議を重ね、2020年度入学生より新たなカリキュラムを適用し、研究科総体の教育体制（コースワークの導入）を整備した。残る収容定員に対する定員充足率については、総合政策研究科のみならず文系の5研究科全体の課題として認識している。本課題については大学院改革構想検討委員会のもとで2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取りまとめた。本報告書を基に、2025年度に向けて大学院全体で諸施策の実行を行い、定員充足率の改善に努めていく予定としており、総合政策研究科単体においても、研究科委員会を中心に、定員充足率の改善に向けた具体的な検討を行っていく予定である。

#### <点検・評価結果>

以上のように、総合政策研究科においては、カリキュラム委員で構成される総合政策研究科組織評価委員会を中心として毎年度自己点検・評価活動を行っており、組織的な合意の下で研究科全体にかかわる改善・向上に向けた活動を行っている。また、合わせて2016年度の認証評価結果で提言を受けた、前項の「努力課題」の4点についても、課題改善に向けた検討と制度施行が順調に進んでおり、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### <現状説明>

##### ○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

##### ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

大学院学則には次のようにあり、これを総合政策研究科の組織構成原理としている。

「第2条 本大学に設置する大学院は、課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成することを目的とする。」

この基本目標と総合政策研究科の理念・目標の根幹である「問題の発見、解決のための学際的アプローチ」及び「政策と文化の融合」を達成すべく、総合政策研究科は1997年4月に開設され、以来、政策学系諸領域及び文化学系諸領域の諸学を対象とした幅広い分野において包括的に対応する「単一専攻」として、博士前期課程及び博士後期課程により構成されている。また、学問・国家・文化・宗教・産学官などの境界を越えて人々が行き来する現代のクロスボーダー社会においては、文化的視野に基づく法政策、公共政策、経営政策などを複合的（学際的）に組み合わせる「政策研究」を専門とする人材が求められているが、本研究科は既存の学問体系から、今日の社会問題を分析して解決策を提言する新しい学問に至るまで、多様な学問領域を擁しており、学問の動向や社会的要請にも十分配慮した組織構成であるといえる。

なお、国際環境等への配慮については、後述する「第4章 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか」の項目を参照されたい。

#### <点検・評価結果>

以上のように、総合政策研究科は、大学の理念・目的に照らして研究科の教育研究上の目的等が定められており、さらには学問の動向や社会的要請も踏まえた組織構成としていることから、設置状況は適切である。

#### <長所・特色>

総合政策研究科は、国内においてまだ黎明期であった1990年代後半に、当時では先駆的であった人文・社会・自然科学を融合した学際複合領域の研究を可能とする研究機関として設置されて以来20年以上、学際的研究や社会の発展に寄与してきた研究科である。このことから、総合政策研究科は、大学の理念・目的に適合するのみならず、最新の学問の動向を捕らえ、社会的要請にも応える類まれなる研究組織として存立しており、大学という研究機関を取り巻く国際的環境へも配慮していることが長所として挙げられる。

#### <問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

幅広い学問領域を組み合わせた学際的な研究を行う研究科として、引き続きその要請に応え

る教育研究活動を推進するとともに、カリキュラム委員会を中心とした毎年度の自己点検・評価活動を通じて、適宜時代の要請に応えるカリキュラムや研究指導体制の構築に努める。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

組織の構成に係る定期的な検証については、受験者（入学試験形態別や性別含む）、入学者数、学位授与者数、進路状況、研究状況・授業等に関するアンケート結果や、必要に応じて社会的要請や他大学等の動向、現場の研究教育に従事する担当教員へのヒアリング等を基にした、毎年の自己点検・評価活動の機会に確認や検証を行うとともに、カリキュラム改正や組織改編等について検討を行う際にはカリキュラム委員会を中心に振り返り・検証を行い、適宜研究科委員会で審議を行っている。

また、文系の5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、2020年秋に見直しが行われた中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の中で「本学における『研究』を抜本的に強化・加速し、社会から求められる新規領域の研究を実現する」ことが大学の方針として掲げられ、即時性と実効性を伴う改革を行うべく、学長が大学院改革構想検討委員会を設置した。同委員会により2021年7月に「中央大学大学院における今後の改革構想検討報告書」を取り纏められ、これに基づき、学長の下教育研究組織の妥当性については、年次自己点検・評価活動を通じて検証を行っているほか、研究科委員会の下に設置される制度改革検討委員会においても、組織運営上の問題及び教育研究組織の妥当性について、学内外における様々な要素を勘案しながら検証と議論がなされている状況である。

その中で、総合政策研究科においては、他の研究科に比べて定員充足率の低下が著しいことから、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の数値目標を果たすため、既存の教育研究組織の構成は維持しつつ、より社会のニーズに合致した魅力のある教育体系を構築するという抜本的な見直しの検討を開始したところである。

#### <点検・評価結果>

以上のように、教育研究組織の適切性についてカリキュラム委員会を中心に定期的に点検・評価を行っており、また、教育現場へのヒアリングや組織での検証、アンケートによる分析結果を基に改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院の教育課程・学習成果

<点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛>

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

## &lt;現状説明&gt;

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

総合政策研究科では、学問、国家、文化、宗教、産学官の境界等、固定化した既存の境界を越えて人々が往き来するクロスボーダー社会を現状認識の前提として、「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材を養成」することを教育目標に掲げている。具体的には、博士前期課程においては、人間の文化・社会の複雑な諸問題を深く複眼的に理解し、その問題解決方法を提案できる総合政策能力の形成を、博士後期課程においては、さらに発展的に、総合的な政策対応ができるような高度の専門知識と実践能力の形成を目標としている。

総合政策研究科の学位授与の方針は、研究科が掲げる教育理念及び教育目標に基づき、「養成する人材像」「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のふたつの要素から構成している。このうち「養成する人材像」の記述内容については、教育理念及び教育目標と、養成する人材像との関係性を具体的に示すことで整合を図っている。

なお、公表については、本学公式 Web サイト、履修要項等に明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。

## 学位授与の方針

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

## ○養成する人材像

総合政策研究科は、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかわる、高度な教育研究を行い、多彩な文化的背景に基づいた「政策研究」専門分野として活躍できる「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材」を養成します。

## ○修了するにあたって備えるべき知識・能力

本研究科では課程の修了にあたって、以下のような高度かつ専門的な資質・能力を身につけた学生に対して各課程における学位を授与します。

## &lt;博士前期課程&gt;

## 1. 政策分析能力：

政策研究に必要な基礎知識を備えた上で、専門領域に関する分析を複眼的視野から行うことができる。

## 2. 異文化理解能力：

地域毎に大きく異なる民族、文化、言語・宗教などの違いを理解し、民族および個人の多様な価値観を尊重した上で、文化の諸領域にかかわる研究を遂行できる。

## 3. 実践的提案力：

社会が抱える諸問題の解決方法を複眼的な思考から導き出し、あらゆる文化・社会に適応する、実践的な提案ができる。

## &lt;博士後期課程&gt;

## 1. 政策提案力：

学際複合的な視点から各分野における政策への対応が実現できるような専門知識と実践能力を備え、実務において問題解決志向的なアプローチに基づいた政策提案ができる。



## 2. 学問開拓力：

専門分野に関する知識と複眼的かつ深い思考で、政策と文化を統合する「総合政策」という学問分野を新たに開拓できる。

## &lt;点検・評価結果&gt;

以上のように、博士前期課程・後期課程の教育目標に即し、課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、能力等、学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針の設定がなされている。ただし、博士後期課程においては、「総合政策」と「学術」の2つの授与する学位について、学位毎の学位授与の方針は定められていない。

## &lt;長所・特色&gt;

特になし。

## &lt;問題点&gt;

博士後期課程において、授与する学位毎の学位授与方針は定められていない。

## &lt;今後の対応方針&gt;

博士後期課程の授与する学位毎の学位授与方針については、今後速やかに検討していく必要があると考え、カリキュラム委員会を中心に議論を進めることとなっている。

一方で現在、学位の修練の観点から学位を「総合政策」に一本化することも検討しており、学位を定めた背景や学内事情を勘案しつつ、慎重に議論を進め、2022年度中に方向性を定めることとしている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

## &lt;現状説明&gt;

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

教育課程編成・実施の方針においては、学位授与の方針を十分に踏まえ、整合性に配慮した内容としており、その旨は「カリキュラムの基本方針」において言及している。

また、教育課程の編成・実施の方針については、学位授与方針とあわせて2016年度に見直しを行い、各課程における科目群の位置づけや体系性について、より分かりやすい表現としている。この改定により、博士前期課程・後期課程それぞれにおけるカリキュラムについての基本的な考え方をこれまで以上に学生や本研究科への進学を希望する大学生に対して理解・浸透させることが可能となると考える。

なお、公表については、本学公式Webサイト、履修要項等に明示することで、大学構成員、本学入学志願者を含む社会への周知を図っている。

総合政策研究科における教育課程の編成・実施方針は以下に示すとおりである。

#### <教育課程編成・実施の方針>

##### 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

#### ○カリキュラムの基本構成

総合政策研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

#### <博士前期課程>

「研究基礎科目」：専攻分野にかかわらず研究活動の基盤となる知識・技能を修得するとともに、本研究科における政策・文化研究に必要な、既存の専門領域において中核となる基礎理論を学び、政策分析能力・異文化理解能力の基礎を養成します。

「研究発展科目」：学士課程で獲得した知識に加え、「研究基礎科目」で修得した基礎的な知識と研究手法をもとに、自身の研究テーマに関連した高度な専門的な学修を行うための科目群です。より具体的な総合政策研究を行うことができるような知識・技能を身に付け、政策分析能力・異文化理解能力を飛躍的に伸長します。「研究応用科目」：それぞれの研究テーマについて、より高度な専門性に裏打ちされた実践的な政策分析能力を身につけ、複眼的かつ深化した研究を行うことができる「総合実践力」を指導教授および複数教員による演習によって養成します。

#### <博士後期課程>

「特殊研究」：「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4つの研究指導分野の中から選択して履修し、指導教授とともに個別のテーマの研究を深化・体系化し、政策と文化を統合する学問分野の創造にかかわっていきます。

「上級学術研究」：広大な研究テーマを深化するにあたり必要な知識・技能の修得や、複眼的な研究遂行能力をより高めるための共同研究を行い、政策提案力や学問開拓力の強化を図ります。

#### ○カリキュラムの体系的性

総合政策研究科では、授業科目を体系的に配置し段階を踏んだ学修環境を整えることで、効果的な学修成果の向上を目指しています。

#### <博士前期課程>

1年次：研究基礎科目を通じて研究活動に必要なリテラシーを身に付けるとともに、既存の専門領域において中核となる基礎理論を学び、政策的・文化的思考の基礎を修得します。さらに、研究発展科目の履修や研究応用科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ」における指導教授や他の学生とのディスカッションを通じて、自身の研究テーマに関連した分野の知識を深化させるとともに、政策分析能力・異文化理解能力をより確固たるものとしします。

2年次：1年次に修得できなかった知識・技能を研究発展科目の履修を通じて補完するとともに、研究応用科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ」で自身の研究テーマをさらに深化させます。加えて「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」にて複数教員からの複眼的視点による指導を受け、より視点を高くした学際的な研究へと発展させます。これらの履修を通じて、総合実践性を備えた、高水準の修士論文完成を目指します。

#### <博士後期課程>

1・2年次：「特殊研究Ⅰ・Ⅱ」にて自身の専攻テーマに関する研究をより深化させ、総合的な政策対応が実現できるような高度な専門知識と実践能力を養成します。また、「上級学術研究」により、複合的研究活動に必要な知識の補完、学際的視座の拡張を実質的なものにします。2年次以降：カリキュラムにおける学修と並行し、博士学位請求論文の完成、そして修了後に自立した研究者となることを目標として自身の研究活動を進めます。研究の遂行にあたり、学内外に積極的に論文を公開することを研究科として求めています。様々な視点から多角的なアドバイスを受ける機会を創出することで、より実践的かつ複合的な知識やアプローチ方法を獲得します。研究活動で得られた成果は「博士学位候補資格認定試験」により確認を行い、その際にも複数教員からのアドバイスを受けることができるため、自身の研究をより深く、高度なものに高めることができます。これらのコースワークおよびリサーチワーク、博士学位請求論文の作成を通じて、高度な専門知識と実践能力を養成すると共に、新たな学問を開拓できる力を身に付けます。

### ＜点検・評価結果＞

以上のように、総合政策研究科では、学位授与の方針に掲げる知識・能力を修得できるよう、各科目区分に応じた養う能力等を踏まえて教育課程の編成・実施の方針を定めている。一方で、学位授与の方針と同様に、博士後期課程においては、「総合政策」と「学術」の2つの学位について、学位毎の教育課程の編成・実施方針は定められていない。

### ＜長所・特色＞

特になし。

### ＜問題点＞

博士後期課程において、授与する学位毎の教育課程の編成・実施の方針が定められていない。

### ＜今後の対応方策＞

博士後期課程の授与する学位毎の教育課程編成・実施方針については、学位授与方針同様に今後速やかに検討していく必要があり、2022年度中に、カリキュラム委員会を中心に議論を進めることとしている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

＜評価の視点2、5は割愛＞

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

### ＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

博士前期課程においては、科目区分を「研究基礎科目」、「研究発展科目」、「研究応用科目」に分けて授業科目を開設し、全て2単位として、 Semester制により前期または後期のいずれかで開講している。ただし、研究基礎科目の「経済学」及び研究応用科目の「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」は4単位であり、1年間を通じて開講している。

学生は、研究基礎科目（「リサーチ・リテラシー」、「統計・計量分析」、「社会調査法」、「公共政策」、「経済学」、「経営学」、「地域・文化研究」、「社会思想」、「総合政策フォーラム」）のなかから4科目8単位と、研究応用科目の指導教員による「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」及び複数の指導教員とその指導学生が一堂に会し、1年を通じて実施される科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」の合計20単位は必修科目となっており、残り10単位は選択科目となっている（研究基礎科目のうち、必修4科目を除く5科目から2科目4単位以上は選択必修科目）。

研究基礎科目は、幅広い研究分野を複眼的に学ぶための基礎的能力を早期に培うため、どの領域を専攻する学生であっても3科目必修、2科目選択必修とし、総合政策研究科で身に着け

るべき「政策分析能力」「異文化理解能力」の実質化に努めている。また、研究発展科目については、研究基礎科目で修得した基礎的な知識と研究手法を基に、個々の学生の研究を発展させるための専門科目を設置している。さらに、研究応用科目については、講義科目で得た基礎知識や高度な政策分析能力を前提に、修士論文執筆で必要となる知識やリテラシーをゼミナール形式で指導する「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」を設置し、指導教授からの個別指導を受ける体制を構築している。他方、授業科目は、研究領域という側面からも、研究基礎科目としての「研究方法論」と「研究発展科目」の「法政と経済」「ビジネス政策」「現代世界」「文明と国家」「アジアの歴史と文化」の5つの分野を設定し、総合的な政策分析能力を修得できるように配慮している。このように、総合政策研究科博士前期課程では、カリキュラム体系と研究領域から授業科目を分類することにより、学生が単一の専門分野に埋没することなく複数の分野の授業科目を満遍なく学修することができるような配慮を行うことで、課程全体を通じた体系的な科目配置を実現している。また、2016年度以降、学生数に合わせた科目数の設置を念頭に置いた授業編成を行うため、2年間開講実績のない科目については閉講とすることをカリキュラム委員会で申し合わせている。

一方、博士後期課程においては、「上級学術研究Ⅰ～Ⅳ」を各2単位、「特殊研究Ⅰ」及び「特殊研究Ⅱ」を4単位として開講している。1年次に「特殊研究Ⅰ」、2年次に「特殊研究Ⅱ」を必修としており、年次に応じた授業科目の配置がなされている。

「特殊研究Ⅰ」及び「特殊研究Ⅱ」については、「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4つの分野に分かれて、分野毎に適切な科目を設置し体系的な科目配置となっている。また、総合政策研究科が包括する広大な研究テーマを深化するにあたり必要な知識・技能の修得や、複眼的な研究遂行能力をより高めるためのフィールドワークや共同研究を行い、政策提案力や学問開拓力の強化を図ることを目的とした「上級学術研究Ⅰ～Ⅳ」を設置している。

### ○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

2016年度に受審した認証評価により、総合政策研究科はコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮が為されていないことから努力課題を付されたことを受け、5年一貫の区分制博士課程に根差したコースワークを構築した。博士前期課程においては、授業科目を、「研究基礎科目」「研究発展科目」「研究応用科目」の3つの科目区分に分類している。このうち、研究基礎科目については幅広い研究分野を複眼的に学ぶための基礎的能力を早期に培うため、どの領域を専攻する学生であっても3科目必修、2科目選択必修とし、総合政策研究科で身に着けるべき「政策分析能力」「異文化理解能力」の実質化に努めている。

また、「研究発展科目」においては、「法政と経済」「ビジネス政策」「現代社会」「文明と国家」「アジアの歴史と文化」の5つの分野に科目を配置し、学生が複数の分野を履修することで、単一の分野に埋没せず、複眼的な価値観と方法論を身に付け、高度な政策分析能力が培われるよう配慮している。リサーチワークとしては、日々の指導教員を中心とした研究指導に加えて、論文演習を行う科目として、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」を設置している。これは、「研究応用科目」の科目群に入り、自身の研究テーマに関連した分野の知識を深化させるとともに、総合政策に必要な能力をより確固たるものにする位置づけとなっている。加えて、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」にて複数教員からの複眼的視点による指導を受けることにより、更に視点を高くした学際的な研究へと発展させ、高水準の修士論文完成を目指している。

一方、博士後期課程については、「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4分野について「特殊研究Ⅰ」「特殊研究Ⅱ」を設置し、学生は指導教授とともに個別のテーマの研究を深化・体系化し、政策と文化を統合できる教育課程となっている。また、「上級学術研究」により、複合的研究活動に必要な知識の補完、学際的視座の拡張を実質的なものにする科目が組み込まれている。

学生の研究テーマに応じて他の分野の「特殊研究」を履修することも可能であるため、様々な視点から多角的なアドバイスを受ける機会を創出することで、より実践的かつ複合的な知識やアプローチ方法を獲得できる体系性となっている。研究活動で得られた成果は「博士学位候補資格認定試験」により確認を行い、その際にも複数教員からのアドバイスを受けることができるため、自身の研究をより深く、高度なものに高めることができる。これらのコースワークおよびリサーチワーク、博士学位請求論文の作成を通じて、高度な専門知識と実践能力、新たな学問を開拓できる力を身に着けることは、教育課程の編成・実施の方針にも掲げているとおりである。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

研究科の教育理念を実現するために、体系的に履修選択できる仕組み、また個々の学生が政策学系領域及び文化諸領域の広範囲な研究領域にわたって履修できるような充実したカリキュラムが組まれている。教育課程は研究科が意図する教育目的が十分に反映され、今日の社会が抱える諸問題を学際複合的な視点から解決するために必要となる広範な基礎知識や、視野に立った精深な学識を養うために幅の広いものとなっており、学生は豊かな学識の修得に努めることができる。

博士前期課程では、教育理念をより具現化するために、専攻分野にかかわらず研究活動の基盤となる知識・技能を修得し、本研究科の政策・文化の融合をより実質化するために整備した研究基礎科目である「研究方法論」と前述の5分野から構成される研究発展科目を設定している。各分野における具体的内容は以下のとおりである。

「法政と経済」：国内外の法、政策及び経済から、現代の社会構造の分析能力を修得し、社会の諸問題に対してどのような役割を果たすかの研究と教育を行う。

「ビジネス政策」：企業間の国際連携、海外投資、ベンチャービジネスの設立・経営等の具体的な戦略実践を学び、実際の経営能力が高まるよう経営戦略、組織、人事、ファイナンス、マーケティングなど各分野にわたり経営管理の研究と教育を行う。

「現代世界」：国際システム、安全保障、外交に関する理論及び実践についての研究・教育を行うとともに、これらを歴史的に位置づけ、アジアを中心とする経済開発の本来の意味に関する研究と教育を行う。

「文明と国家」：宗教、言語、民族等をめぐるアジアをはじめとする世界の問題を取り上げ、文明と国家に関する研究と教育を行う。

「アジアの歴史と文化」：アジアにおいて歴史的に形成されてきた諸文化の個性と、相互の摩擦・衝突・調和・交流といったプロセスとを時間と空間の概念の中に位置づけながら、人間文化に基づく新たな将来の世界構想について教育と研究を行う。

上記のような各研究指導分野で獲得した高度な知識や政策分析能力を背景に、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」では一定の研究テーマに専門領域の異なる教員が複数集まって共同演習を展開し、自らの専門分野に留まらない幅広い思考力も培われるように配慮している。

また、博士後期課程のカリキュラムについては、前述した4分野および「上級学術研究」で構成しており、各分野の内容については以下のとおりとなっている。

「法政策研究」：選挙を基盤とする代議制民主主義において法令を通して遂行される具体的な政府政策について、その立法・行政・司法過程を総合的に研究する。国家や地方の行政統治機構だけでなく、実業社会の法的あり方についても歴史的・国際的に比較研究して、国民国家という実体について検討を加えていく。

「公共政策研究」：グローバル化と高度情報化に伴い、財・サービス・貨幣が様々な境界を越える現代社会の政治経済活動に関わる公共政策について、経済と国際の視点から総合的に研究する。国民国家だけでなく、国際社会や地方公共団体など重層する様々な社会における構成員全員に関わる公共政策間の相互作用についても探究していく。

「経営政策研究」：グローバルに経済社会活動を営む企業の経営政策を研究対象とし、その営利組織としての機能をフルに発揮するための組織効率やビジネスとの関係を含め総合的に研究する。経営戦略や組織管理などマイクロ視点からの経営政策とともに、政府や市場を含めた経営環境のグローバルな変化等についてマクロ視点からの経営政策を多角的に研究する。

「歴史文化研究」：世界における諸地域・諸社会の特殊性や多様性を的確に認識し、主としてアジアの視点から現代の諸問題を解明する目標を立てて、アジア地域と、それに関連する欧米とを関連させた歴史と文化の比較研究を行う。また、世界各地域において歴史的に形成されてきた諸文化の特徴を明らかにし、現実課題の背景にある異文化間の摩擦・衝突・調和・交流の過程を研究する。

「上級学術研究」：広大な研究テーマを深化するにあたり必要な知識・技能の修得や、複眼的な研究推進能力をより高めるための共同研究を行い、政策提案力や学問開拓力の強化を図る。

以上の分野毎（「上級学術研究」を除く）に複数の授業科目（「特殊研究Ⅰ」「特殊研究Ⅱ」）が設置されており、学生は授業科目の履修及び指導教授からの研究指導によって、高度な研究能力を修得することができる仕組みとなっている。更には、「上級学術研究」によって研究テーマを深化させるにあたり必要な知識・技能の修得や能力の強化を図っている。

#### ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

高度専門職業人を目指す学生には、現代のデータ基盤社会が求める知識の涵養を企図した「統計・計量分析」や「社会調査法」の他、統計・計量的分析手法やプレゼンテーション能力を培う「リサーチ・リテラシー」、「英語プレゼンテーションの技法」を設置している。他方、研究者を志す学生には、前述の高度専門職業人の養成で挙げた科目の他、学際研究に必要な複眼的思考や研究手法を学修する「総合政策フォーラム」や広範な視野をフィールドワークや共同研究を通じて獲得する「上級学術研究Ⅰ～Ⅳ」を設けている。

#### <点検・評価結果>

以上のように、教育課程の編成・実施方針に基づいた体系的な履修体系を整備しており、博士前期課程・後期課程共に学位課程にふさわしい授業科目を開設しているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

＜現状説明＞

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

教育目標の達成に向けて、授業については基本的に少人数の演習形式で実施するとともに、学生の研究内容に合わせた柔軟な運営を行っている。また、オープン・ドメイン制度の利用により、学生は自身の研究内容に合わせ主体的な科目選択が行えるよう工夫している。修士論文執筆にあたっては、講義科目で得た基礎知識や高度な政策分析能力を前提として、演習科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」において指導教授からの個別指導や他の学生とのディスカッションを通じて、自身の研究テーマに関連した分野の知識を深化させることができる。

また、総合政策研究科の最も大きな教育上の特徴として、テーマ毎に専門領域を異にする4～5名の教員が集まり、専門分野を横断する研究テーマについて共同演習の形態でチームティーチングを行う「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」を設置していることが挙げられる。参加学生は研究テーマに即した発表を行い、複数の教員がそれぞれの視点から指導を行う。また、学部レベルから入学して同セミナーに参加する学生は、実務経験を有する社会人学生から多くのものを学びとることができるなど、教員のみならず研究上のバックグラウンドが異なる学生がひとつのセミナーに集まることによって、幅広い思考力を養うことができる。当該科目は「政策と文化の融合・文理融合」を目指し、既存の専門分野の理論に留まらず、関連諸領域を幅広く取り込んだ研究方法により「総合政策学」の教育を実践するものとして位置付けている。現在展開しているテーマは以下のとおりである。

1. 法政策と文化研究
2. グローバル社会の企業戦略と経営文化
3. 言語文化政策の総合的研究
4. 文化研究への多角的視点
5. アジア・太平洋地域における歴史・社会・文化
6. 環境と経済の総合政策研究
7. デジタル時代における人間行動
8. 日本および世界の政治と社会

○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

総合政策研究科では、博士前期課程、博士後期課程ともに、1年間または学期ごとの履修登録単位数上限を定めていないが、以下のような指導を行っている。

入学当初は、新入生ガイダンスを通じて研究科委員長と大学院事務室担当職員による履修指導を行っている。また、指導教授による履修指導が適切に行われるよう、年度初めには毎年「指導教授届」を全員に提出させており、各学生の履修状況に加え、研究状況の報告ができる機会を設けており、これをもとに副指導教授による指導を受けることも可能となっている。さらに、履修登録期間後に、担当職員が学生の科目履修状況についても確認を行っており、必要に応じて研究科委員長や指導教授との連携の下で、学生の履修に対して個別確認が取れる体制を構築している。加えて、履修要項や新入生ガイダンスにおいて履修モデルを明示し、学期ごとの適切な履修科目数も含めた体系的な履修を促すことを通じて、単位の実質化に努めている。

学習指導についても基本的には指導教授による個別指導が中心となっている。また、講義科目についても少人数による演習形式で行われていることから、各授業科目担当者からの学習指導についても適宜行われている。また、日常的に大学院事務室の担当職員から個別に丁寧な説明・助言を受けることができるようになっており、適切な履修指導体制が整備されている。

#### ○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

まず、研究指導に関わる修了までの流れとして、履修要項にて入学から学位授与までのスケジュールをフローチャートの形式で明示しており、履修・単位の修得、論文提出までの手続き、論文執筆スケジュール等について、入学段階から計画ができるよう配慮している。

研究指導では、博士前期課程については、入学時に指導教授を決め、指導教授と相談の上、研究テーマや指導計画、指導方法の策定を行い、研究に必要な授業科目の履修を行うこととなる。研究指導は論文演習を主とする授業科目に加えて、オフィス・アワーなども活用しながら授業時間外においても行われ、個別指導においてその内容や方法、スケジュールについて調整が図られている。修士論文については、指導教授が担当する「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」で個別の論文指導が行われそのスケジュールはシラバスに明示されることにより、相互理解を図っている。さらに、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」における複数教員での指導や9月の修士論文中間発表会を経て、論文の推敲を重ね、1月の修士論文提出に至る道程となっている。また、研究科全体の取組みとして2020年度より、従来の「総合政策フォーラム」の講義形態を見直し、政策立案に必要となる「問題発見能力」「仮説立案能力」「要点を適切に伝える能力」を主眼とし、研究のデザイン方法を多様な視点から吸収し、実行する「研究推進力」を養成する科目として再定義した。これにより、総合政策研究科の核となる「政策と文化の融合」や「学際」の学問的・社会的な意義や位置づけ、難しさに触れる機会を学生に提供し、「総合政策」という新領域研究における思考の獲得を目指すことを可能にした。この見直しにより、学生に対して、論文作成の基礎知識の定着の促進と、質の高い学位論文を計画的に作成することを担保することができたといえる。

その他、博士前期課程の学生は修士論文を提出する年度の10月に修士論文の題名登録を必ず行う。題名登録にあたり、指導教授から年度内の指導計画を研究指導や演習科目を通じて、学生の状況に合わせた個別対応のかたちで受けている。

博士後期課程については、博士前期課程での研究成果を踏まえて、個々の学生の研究課題に対してより専門的な研究成果をあげることができるよう指導する体制が確立されている。学生は、毎年の年度はじめに指導教授と相談の上、「研究計画書」を提出する。年度はじめの研究



計画書をもとに研究が進められ、その成果は4月末までに提出する「研究状況報告書」で指導教授が把握することができる。さらに、指導体制の一環として、学位論文作成にあたって「課程博士学位候補資格認定試験」制度を導入している。同試験の受験要件として、国内外のレフリード・ジャーナルに2本以上の論文を公表していることが含まれており、学位論文作成に向けた客観的な目安となる。同試験に合格することで初めて、博士学位論文を提出する資格を得ることができるため、学生はまずこの試験の合格を目指し、研究活動を行うこととなる。これは、学生が学位論文作成に向けて計画的に研究を遂行できる指導体制を整えているといえる。学位論文の作成・完成に向けては、指導教授の担当する「特殊研究」及びそれぞれの研究指導の中で論文の推敲を重ねている。

なお、総合政策研究科では、研究分野の変更により、学生が指導教授変更を申し出る場合、これを承認する指導教授変更届け出制度が確立している。具体的には、通常、研究計画・履修計画を決定する年度はじめになされている。学生は入学試験に出願する段階において本学公式 Web サイトで公開している「大学院教員紹介」等で教員の研究分野に関する情報を事前に入手していること、及び入学試験要項に「可能な限り希望指導教授と連絡をとり研究分野を確認すること」と明記しているため、入学前に専攻する研究分野と希望する指導教授とのマッチングができており、在学時の指導教授変更の申し出は少ない。ただし、現実に指導教授変更の希望が出された場合、学生が変更前の教員に申し出、変更前の教員と新たに指導を希望する教員との間で協議され、その上で変更前と変更後の教員の承認印が押された「指導教授変更届」を学生が大学院事務室に提出し、研究科委員会での承認を受けることとなっている。

### ○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは manaba 及び本学公式 Web サイト上で公開している。掲載内容は、履修条件、授業目的、到達目標、授業概要、授業計画、成績評価基準、事前事後学習の具体的内容、アクティブ・ラーニングや双方向授業の実施内容、実務家教員による授業の明示、参考文献、授業外の学習活動等であり、履修に際しての科目選択の他、計画的な予習が行えるように配慮している。さらに、第1回目の授業に際し、担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画についての詳細な説明を行うことで補っている。

シラバスの記述内容及び記述量については教員間で精粗が生じることがないように作成時に項目毎に作成上の注意点を記載した作成要領を全教員に配布し、一定の改善を見ている。また、2018年度より、カリキュラム委員会が各授業科目を担当する教員のシラバスの第三者チェックを行い、教育課程の編成・実施の方針に基づく授業が展開されているかの確認を行うことで、授業の質を担保している。

大学院では、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取している。当該アンケート結果をみると、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はほとんど見られない。また、シラバスにおいても、授業の進行にあたっては受講者の研究テーマや専門知識レベルに応じて、担当教員と学生の相談の上、授業の内容を変更することを明示していることから、授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されている。

### <点検・評価結果>

以上のように、大学院教育・総合政策研究科の教育の特性に鑑み、授業・研究指導において効果的に教育を行うための様々な措置を講じており、学生の学習を活性化できるよう適切に対

応している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

＜現状説明＞

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

個々の授業の成績については、演習における発表と討議、レポート等により、担当教員が成績評価基準に基づき、達成度を勘案して評価している。なお、成績評価基準は大学院設置基準第14条の2に基づきシラバスに明示している。また、この評価項目の適切性については、シラバスの第三者チェックを通じて、毎年度、シラバスの作成段階から確認を行う仕組みを取っている。

2022年度入学生より、成績表記を変更し（S・A・B・C・E）、就職活動の機会などで本学学生が他大学学生に比べ見劣りすることがないように配慮している。ただし、2021年度以前入学生については、従前の表記（A・B・C・D・E）を採用し、評価を行なっている。その他、成績評価基準の明確化と併せて学生からの成績問い合わせを受け付ける制度を設け、適宜、研究科委員長に判断を仰ぐ仕組みを設けることで、より一層の客観性をもたせている。

なお、単位計算方法は、大学院設置基準第15条に基づき、的確に定められている。

入学前の既修得単位認定については、2020年度の大学院設置基準改正に伴い、大学院学則第36条の2を改正し、10単位から15単位を限度として博士前期課程の修了に必要な単位に算入することができる。単位認定にあたっては博士前期課程入学時に入学前に履修した科目名とそれに対応して認定を希望する科目名、当該授業科目の内容と認定の理由を記述した申請書を成績証明書、シラバスを添えて申請をする必要がある。とりわけ、入学前に本学大学院または他大学大学院において修得した単位は、入学後、カリキュラムに照らして授業内容、レベル、時間数、本人の到達度等を踏まえた審査を行い、研究科委員会において既修得単位として15単位を限度に単位認定を行っている。以上のように、入学前の既修得単位の認定については、大学院設置基準第15条の定める他大学院等での学修による認定単位数の範囲内で運用しており、かつ、大学院設置基準第3条（修士課程）第1項に定める課程の目的に適った教育を適切に行っている。

また、博士前期課程では、国内の他大学（交流・協力校）との単位認定の互換制度を設けている。各大学等との協定に則り、また大学院学則第39条の成績表示方法および成績評語に対応し、適切な成績評価及び単位認定を行っている。

○学位授与を適切に行うための措置

修士及び博士の学位授与は大学院の重要な責務であることを認識し、学位を授与するに際しては、それぞれの学生による研究成果を適切に評価する方針で臨んでいる。

修士の学位は、原則本学大学院博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、所定の単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられる。一方、博士の学位は、

原則博士課程に5年(博士前期・修士課程を修了した者は2年の在学期間を含む)以上在学し、所定以上の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して与えられる。

修士学位の授与は、指導教授の指導の下、学生の研究が十分なかたちで展開され、修士論文を完成した者に与えられるというものである。個々の修士論文毎に主査1名(指導教授)、副査2名が5月開催の研究科委員会で決定されるため、早い段階で集団指導体制に入ることとなる。9月実施の修士論文中間発表会を経て年明けに提出された修士論文の審査については、履修要項に明示する「総合政策研究科修士学位審査に関する取扱要領」の下で論文審査、及び口頭試問形式による最終試験が実施される。なお、学位論文の合格基準については大学院学則第40条に、評価の観点は上述の取扱要領に、学位論文の審査については大学院学則第42条にそれぞれ明文化されている。加えて、学位審査基準は、入学時の新入生ガイダンスや履修要項、掲示のほか、修士論文中間発表会などのイベント時を通じて周知を行っている。修士論文の審査は主査1名、副査2名が参加して多面的・客観的な評価を行っている。修士学位と博士学位それぞれの審査委員3名による厳格な審査結果は最終的には総合政策研究科委員会において報告され、合格水準に該当する評価を与えられたものに対して、修士学位の授与が決定される。

課程博士学位の授与に関しては、より一層詳細なものとなっている。1年次の5月に「研究計画書」を提出し、その後、翌年以降、毎年4月に指導教授の指導の下に、「研究状況報告書」を提出する。さらに2年次以上で、国内外のレフリード・ジャーナル2本以上を出願要件とする「課程博士学位候補資格認定試験」を受験し、合格すると「博士学位候補資格」が認定される。博士学位候補者が指導教授を通じて博士学位請求論文を提出すると、研究科委員会において主査(指導教授)に加えて3名以上の副査を投票により選出することとし、副査のうち1名以上は、原則として本学総合政策研究科委員会に所属する教員以外の者が参画することとなっている。審査は「総合政策研究科博士学位審査に関する取扱要領」に基づき、各審査項目について厳格な審査が行われる。なお、学位論文の合格基準については大学院学則第40条に、評価の観点は「総合政策研究科博士学位審査に関する取扱要領」に、学位論文の審査については大学院学則第42条にそれぞれ明文化されている。加えて、学位審査基準は、入学時の新入生ガイダンスや履修要項、掲示のほか課程博士学位候補資格認定試験などのイベント時を通じて周知を行っている。

さらに、最終試験の前には公聴会を行い、審査委員以外にも広く内容を公開しており、透明性の担保に努めている。公聴会実施後に最終試験(口述審査)を受け、研究科委員会で指導教授より審査報告後、投票により、学位授与が承認される。博士学位請求論文は2013年度より、中央大学学術リポジトリを利用して原則、全文を公表しているが、学術リポジトリに掲載する博士論文の研究及び論文指導を補完し、不正に引用された論文が流布することを予防する目的から、2018年度より、指導教授による剽窃チェックを本学指定のソフトウェア(iThenticate)を利用して行うことを義務付けることにより、適切な学位授与を担保している。

なお、学位論文審査については、審査委員が審査基準を遵守して審査を行うことができるよう、修士学位及び博士学位審査それぞれに審査報告書を作成し、審査項目毎に評価する書式を整え、客観性が一層担保されるよう配慮している。以上のように、指導教授以外の審査委員による審査により非常に厳格な審査がなされており、また基準も厳密なものとなっており、総合政策研究科における学位の審査基準は透明性、客観性が十分に担保され、かつ妥当なものとなっている。

また、修了に必要な要件(単位、学位論文等)を満たし、研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認めた者については、標準修業年限未満で修了することを認めている。その際の審査

方法についても標準修業年限で修了する学生と変わりはないため、研究科を標準修業年限未満で修了した学生の質は担保されており、制度としての適切性が確保されていると考える。

#### <点検・評価結果>

以上のように、成績評価及び単位認定、そして学位授与を適切に行うための措置について適切に行っているといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

#### <現状説明>

##### ○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

教育課程の国際的通用性を高めるための取組みとして、英語による講義科目を研究基礎科目として1科目、研究発展科目として1科目を開講している（2022年4月現在）。また、セメスター方式の授業形態を採用していることで、海外の大学院との連携を図りやすい環境を整備している。

また、学生が学術国際会議において発表する際に助成金を補助するほか、学費として徴収している実験実習料を財源に、課程博士候補資格認定試験の必須科目として課している外国語試験を学外団体が実施する外国語試験を充てる場合の外部試験受験料を補助する制度を整備している。

更に、研究科独自の「見学実態調査補助」制度も設けており、海外における見学調査・実態調査を行う際の渡航費等の補助を行っている。近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の世界的な蔓延状況を受け、制度利用者はほとんどいない状況が続いたが、2022年度は海外での調査活動計画の申請がなされている状況である。

##### ○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。また、大学院全体の制度として、外国人留学生の日本語学習及び学生生活について指導・助言を行うために、外国人留学生チューター制度を設けている。さらに、外国人留学生も含めたアカデミック・ライティングをサポートするアカデミック・サポートセンターを設置するなどの支援を行っているとともに、共通科目として、「特殊講義Ⅰ（留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ：基礎編）」、「特殊講義Ⅱ（留学生のためのアカデミック・ライティングⅡ：実践編）」を設置し、授業科目においても日本語による作文指導を強化している。これらのサポート体制は新入生ガイダンスにおいて、先述のアカデミック・サポートセンターの利用やアカデミック・ライティングの手法を指導する他研究科設置科目の紹介、そして教育・研究に係るサポート体制の説明を

入念に行うことで、大学院生活で進むべき道筋をあらかじめ示すよう配慮している。

このほか、学生全体に対する配慮の一環として、教員個人において教育・研究活動についてきめ細かい支援や配慮を心がけ、また、外国人留学生在が母国に帰国している間、やむをえず夜間の研究指導や遠距離研究指導が必要になるケースでも、可能な限り学生の状況に合わせるなど、手厚い研究指導を行っている状況である。

近年、総合政策研究科においては外国人留学生の比率が高まっており、2022年度の博士前期課程の入学学生は75%、を占めている。このような状況をうけ、複数教員による研究指導科目である「演習(総合政策セミナー)Ⅱ」における教員間の情報交換徹底の促進や、他研究科のアカデミック・ライティング手法について指導する科目の履修を促すなど、外国人留学生在がより円滑に学習・研究を進められるような配慮・指導を行っている。なお、2021年度、2022年度は外国籍の新入生全員が、外国人留学生向けの「特殊講義Ⅰ(留学生のためのアカデミック・ライティングⅠ：基礎編)」を受講している。

### ○国外の高等教育機関との交流の状況

2022年1月現在、本学の海外の協定校は、41カ国209校で、この中の70校を越える協定校と大学院レベルの派遣を実施している。

また、全学の国際交流協定のもとに行われる交換留学のほか、学生に対しては国際学会における研究発表への補助として「学術国際会議研究発表助成」制度、教員の引率の下での「見学実態調査補助」制度を設けており、国際的な活動を支援する体制を築いている。他方、交換留学生の派遣や受入れについては、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大での外出自粛要請、入国後の隔離生活等の影響から、延期や中止が相次ぎ制度利用者が激減している状況であるが、2019年度以前は毎年度1名程度の交換留学生を受け入れていた。

### <点検・評価結果>

以上のように、在籍する外国人留学生への配慮を中心として、教育課程の国際性を高める制度を複数設けている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

### <現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学としては、「学修成果の把握に関する方針」を定め、各学部・研究科において展開している教育活動について、その質の保証と向上を図ることを目的として、三つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)に基づき、機関レベル、教育プログラムレベル、科目レベルの3階層で、学修成果等を測定・評価し、その結果を教育改善につなげることとしている。

これを受け、総合政策研究科では、他の研究科に先行して学修成果を測定する指標を導入している。まず、大学院学生の教育課程における「評価」は、直接的評価として、授業における評価、学位論文における評価の2点があげられるとし、まずは学位論文の評価結果を学修成果の測定を行うための指標と位置付けた。具体的には、修士論文審査報告書において、修士論文の審査項目を10項目に細分化し、各項目について学位授与方針との関連性を示したうえで、修士学位審査を受けた学生の、審査項目ごとの評価値を分析している。この取り組みは2021年度に開始したものであるが、その際には、2021年度の単年度と、2020年度から過去5年間における審査項目ごとの平均値を日本人学生、外国人留学生、全体平均の3パターンで算出している。その結果、評価毎の強みや弱み、日本人学生と外国人留学生の評価結果の傾向を可視化することができている。今後においては、各授業科目や修士論文評価と学位授与方針の「修了にあたり備えるべき知識・能力」との関連について更なる可視化を進め、学生の学修を促進し、学位授与方針の達成状況を確認できる仕組みづくりや更なる学位授与方針の実質化に向けた研究指導が行える教育体制の構築の検討を進める予定である。

また、学習成果の可視化に係る取り組みを更に高度化させるため、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」と授業科目の関連性の明確化に取り組むべく、学習成果を測定するものとして、2022年度より各授業科目が学位授与方針の「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するのかを示すカリキュラムマップを作成した。この2つの指標により、学生は学習成果の把握が行えるとともに、研究科としても学生毎の学習成果の把握と評価を行うことができる。

#### <点検・評価結果>

以上のように、カリキュラムマップの導入および論文指導の到達度を計る評価表の作成により、学位授与の方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定がなされており、学生の学習成果を把握および評価する仕組みを導入できている。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

総合政策研究科では、2020年度にコースワーク導入による大幅なカリキュラム改正を行ったことから、その標準修業年限の2021年度の修了状況を含めて総合的にコースワークの効果検証や学習成果の把握等を行う必要があり、具体的な施策を検討すべき適切な時期を考慮しながら進めている段階である。

他方、総合政策研究科の在籍者数が少数であることから、研究科の実情を把握するには不十分なサンプル数であることや個人が特定できてしまうリスクを孕んでおり、データ収集方法に工夫が必要である。

#### <今後の対応方策>

カリキュラム完成年度に伴い、「学習成果の可視化」に関する取り組み方針を基に修了生の成績や論文指導の到達度評価等を利用した学修成果の可視化を行えるよう、指標となるデータ収集を行う。また、2021年度の成績評価や論文審査の到達度評価の分析を通じて適宜必要に応じて教育研究体制の見直しと2023年度以降のカリキュラムの見直しに活かすと同時に、教育研究

の特色や強みの再確認と学外に発信できるような取り組みを作る。この過程の中で、カリキュラムマップや論文指導の到達度評価そのものの見直しについても確認する。

**点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

毎年度自己点検・評価活動を行い、大学評価委員会が定める指定課題に加えて、研究科独自の自主設定課題を設定し、定期的な点検・評価活動を行っている。課題設定に際しては毎年度の入学試験結果や在籍学生数、学位授与者数、認証評価結果、授業科目の履修者数、研究状況・講義等に関するアンケート等、多岐にわたる情報を資料として点検し、その結果明らかになった課題を設定している。

2018年度から改善に向けて取り組んできた、コースワークと取り入れたカリキュラムの構築およびその実質化については、一貫性博士課程であることを前提とした体系的なカリキュラムの構築を目指し、博士前期課程を中心にカリキュラムの大幅な変更を実現した。この際、「研究基礎科目」の履修率が低く、政策的思考の体系的な獲得が実質化できていないことを課題として設定した。結果、研究基礎科目の見直しと必修・選択必修化、科目内容の見直し等の改正を行い、2020年度入学生から適用している。2021年度からは、想定する進路と研究テーマなどを組み合わせた履修モデルを作成し、学生への明示を実現している。

また、2020年度からは修士論文における審査項目ごとの点数平均を可視化し、過去5年間との比較、日本人学生と外国人留学生の評価の違いなどを可視化し、その点検・評価を行っている。これは今後、学位授与の方針における「修了するにあたって備えるべき知識・能力」とのリンクを行うことにより、学修成果の把握・可視化の取り組みとして毎年度教育課程の点検・評価に活用することを予定している。

さらに、2021年度には、全学的なFD活動として学修成果の可視化が設定されたことを受け、総合政策学研究科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成した。今後、到達度評価によるデータと研究状況・授業等に関するアンケートに加え、必要に応じて、入学試験成績分布や成績評価分布を用いて、定期的に点検と評価を行い、教育課程の適切性を担保することとする。

#### <点検・評価結果>

以上のように、毎年度の自己点検・評価活動や修士論文の評価結果の点検等を通じて、教育課程の適切性は多角的に点検・評価できている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

<現状説明>

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

総合政策研究科では学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を記述の中で博士前期課程、博士後期課程に分けて明示している。これらの学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針についても、博士前期課程、博士後期課程ごとに求める人材と入学にあたって備えるべき知識や能力等を明示している。入学者受け入れの方針は、大学公式Web サイト及び入学試験要項等に掲載して大学構成員及び社会一般に公表している。入学者受け入れの方針は以下のとおりである。

<入学者受け入れの方針>

入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

○求める人材

総合政策研究科では、現代社会における政策に関する理論および諸現象にかかわる高度な教育研究を行うことにより、「政策分析能力に優れ、異文化を理解できる人材」を養成することを目的としています。この目的を達成するため、以下のような力をもった学生を受け入れます。

<博士前期課程>

- ・社会の問題について、広く興味を有している。
- ・それらの諸問題の解決策を追究することを欲している。
- ・多角的なアプローチにより、既存のディシプリンを刷新しうる柔軟な思考力と幅広い視野を有している。
- ・論理的思考力に優れている。

<博士後期課程>

- ・国際的視野で人間や人間の歴史に興味を持ち、様々な事象について深くまで解明する意思を有している。
- ・複雑化した社会問題について広く興味を有し、それらの解決方策について深く研究する意思を有している。
- ・広く豊かな学識と多角的なアプローチを融合させ、既存のディシプリンを刷新する政策提言を行うことができる。
- ・高度な専門知識または豊富な実務経験に基づく問題解決思考を有している。
- ・論理的思考力と学際的な政策分析能力に優れている。

以上に基づき、以下のような知識・能力を備えた者を多様な選抜方法によって受け入れます。

<博士前期課程>

- ・多角的アプローチを可能にする柔軟な思考力と問題発見能力（知識・技能）
- ・論理的思考に基づく分析・総合力（思考力・判断力・表現力）
- ・人間と人間の歴史に対する深い洞察力と高潔な倫理観、社会への献身性（主体性・多様性・協働性）
- ・国際的協働を可能にする多元価値の受容性（主体性・多様性・協働性）
- ・言語運用能力に基づくコミュニケーション能力、ファシリテーション能力（主体性・多様性・協働性）



＜博士後期課程＞

- ・博士後期課程における高水準な研究を可能にする、多分野にわたる高度な専門知と、それに根差した創造的思考力と問題発見・解決能力（知識・技能）
- ・人間と人間の歴史に対する深い洞察力と高潔な倫理観、社会への献身性（主体性・多様性・協働性）
- ・国際的協働を可能にする多元価値の受容性（主体性・多様性・協働性）
- ・博士後期課程における高水準な研究を可能にする言語運用能力とそれに基づくコミュニケーション能力、ファシリテーション能力（主体性・多様性・協働性）

＜点検・評価結果＞

以上のように、入学者受け入れの方針は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて適切に設定しており、また、適切な手段を用いて学内外に公表されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

学生募集の方法については、入学試験要項、大学院ガイドブックのほか、本学公式Webサイト上の大学院案内、文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイト、年2回開催されるオンラインでの進学相談会等といった様々な媒体、手法によって適切に行われている。加えて、進学説明会の開催通知の際にはC plusを通じて学部学生への案内を行っている。こうした広報活動を展開し、本学学生に対する大学院そのものへの興味関心の喚起させている。

学生選抜方法については、入学者受け入れの方針に明示する学生を多く獲得するため、多岐にわたる入学試験（以下、「入試」と言う。）形式を用いて実施している。具体的には、1）一般入試（博士前期課程：①秋・②春；博士後期課程：春）、2）社会人特別入試（博士前期課程：春；博士後期課程：春）、3）外国人留学生入試（博士前期課程：①秋・②春；博士後期課程：春）、4）特別選考入試（学内選考）（博士前期課程のみ：①初夏・②秋）、を実施している。

各入試における選抜方法の概要は以下のとおりである。

1）一般入試

一般入試では、博士前期課程は、小論文形式の筆答試験および口述試験を実施している。外国語試験は実施していないが、所定のスコア基準を充たす外国語能力に関する証明（出願締切日以前2年以内の受験・取得有効）の提出を求めている。口述試験では研究テーマの概要や卒業論文等も確認しながら、興味・関心や意欲、そして論理的思考力の確認を行い、総合的に修士論文を書き上げる能力があるか見極め、選考している。

一方、博士後期課程の、筆答試験は英語の試験のみを実施しており、語学運用能力を確

認するとともに、口述試験を通じて研究テーマの概要や研究計画書、修士論文等も確認しながら、博士学位論文を書き上げる能力があるかどうかを見極めて選考している。

## 2) 社会人特別入試

社会人の受入れは志願者が就業上に必要となる専門能力をさらに高めることを目的とすることから、本入試では、社会人であることの利点を最大限に生かせるかどうかに着目して選抜するため、出願書類として提出させている研究計画書の概要を確認するとともに、博士前期課程は小論文と口述試験を行っている。博士後期課程の一次審査は書類審査とし、その合格者に口述試験を実施している。なお、博士前期課程においては授業の多くが平日の昼間時間帯に実施されており、平日の夜間と土曜日の授業・研究指導のみでは修了が困難である場合がある旨を入学試験要項に明記している。

## 3) 外国人留学生入試

留学生入試においては、授業や研究指導が原則として日本語で実施されていること及び日本語の文献資料に基づく研究を実施し、日本語により論文を書き上げていくことが必要であることから、出願資格として「日本語能力試験 N1 レベルまたは日本留学試験の日本語（記述を除く）の合計点数が 260 点以上」と設定している。また、日本語で回答する小論文の筆答試験及び口述試験を実施し、研究能力と日本語能力の評価を行っている。

## 4) 特別選考入試（学内選考）

特別選考入試においては、大学院進学を希望する成績優秀な学部学生を対象とし、学業成績や研究計画書等を主な資料とする書類審査と口述試験によって早期に選抜している。

以上のように入学試験を実施しており、どの試験形態においても書類審査及び口述試験を必ず実施することで、入学者受け入れの方針に照らして研究能力や専門知識、論理的思考力に優れているか等、入学するにあたっての資質・能力を備えているかどうかを確認している。

### ○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学試験選抜の管理運営は、研究科委員長及び入学試験運営委員 2 名が担っている。研究科委員長及び入学試験運営委員は、後述する作成された試験問題の形式・質・内容等を確認する。また、試験日においては所定の場所において待機し、受験生からの質問、事故対応を行うこととなっている。

入学者選抜においては、どの入試形態においても筆答試験もしくは書類審査に加え、口述試験を実施している。筆答試験については、複数人で問題作成及び採点を行っており、その公平性や妥当性を担保している。口述試験については、研究科委員会において選出された主査 1 名・副査 2 名の 3 名体制で実施しており、審査の適切性及び透明性を担保している。

また、合否の決定にあたっては入試形態ごとに合格基準を設定し、第 1 次（筆答）試験は合否委員会において、口述試験を含めた最終合否判定は研究科委員会において、研究科委員会で承認された合格基準に則った厳格な基準のもとで審議を行い、決定する仕組みとなっている。合格基準については、書類審査及び口述試験において主査及び副査の評価がそれぞれ一定以上の水準でなければ合格できない仕組みになっていることから、公平性と妥当性を確保している

といえる。更に、オンラインによる筆答試験を実施する際にはその公平性を担保する観点から剽窃チェックソフト（iThenticate）を活用する取り決めを行っている。

### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験要項において入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

### <点検・評価結果>

以上のように、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性  
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

### <現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

博士前期課程の志願者は低調な状態が継続しており、収容定員に対する在籍学生数比率は、2018年度から2022年度まで、順次0.41、0.23、0.20、0.18、0.11となっており、収容定員を大幅に下回る状況となっている。また、博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率は、2018年度から2022年度まで、0.63、0.50、0.37、0.23、0.23と推移している。2018年から2021年にかけて研究科全体の合計61名が修了または退学・除籍となっている中で同期間の入学者は合計36名と大きく差があることが、在籍学生比率の大幅低下に繋がっている。

また、過去5年間（2018年度～2022年度入学）における入学定員に対する入学者数比率は、博士前期課程が入学定員40名に対して、順次0.28、0.08、0.18、0.13、0.10となっており、博士後期課程は入学定員10名に対して、0.20、0.20、0.10、0.0、0.10となっており、入学定員を大幅に下回る結果となっている。

次に、全般的な入試改革について、総合政策研究科は学際的分野の研究が主であるため、志願者の学んできた学術分野は多様であるが、学際複合的な研究領域に耐えうる知識と日本語能力を確認する目的から、2019年度の一般・外国人・社会人入試より、小論文の問題を政策系と文化系から各1題出題し、受験生に選択させる方法をとった。また、学内特別選考入試については、GPA基準など出願資格を満たせば書類審査と口述試験により選抜する方式を取っているが、志願者の大幅増加には至っておらず、更なる入試制度及び広報活動の見直しが必要とされている。

その他、入学試験要項、教員紹介冊子、大学院ガイドブック等のWeb化（掲載）や文系研究科の入試広報サイト、教員紹介サイトの充実といった大学院改革の広報戦略を基盤として、志願者獲得に向けた取り組みを行うとともに、教育現場に従事する担当教員の協力を得て、今後更なる広報活動を強化している。

#### <点検・評価結果>

以上のように、入学試験方式の見直しや教育課程の充実化、広報等、学生募集活動は継続して行っているものの、収容定員に対する在籍学生数、及び入学定員に対する入学者数の比率が10%～20%台と極めて低調な状況が続いている。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

博士前期課程・後期課程ともに入学定員に比して入学者が少ない状況が継続しており、入学者の確保が課題となっている。

#### <今後の対応方策>

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げる大学院改革の一環として全研究科合計した入学定員充足率の達成目標を、2023年度：50%、2024年度：60%、2025年度：70%として指標が出されている。総合政策研究科においても研究科横断的な大学院改革の方策に対応して、入学者数の確保に努めていく。

また、研究科独自の取り組みとしては、教育現場に従事する教員組織より学生への積極的な働きかけを行っていくことを検討している。具体的には、学部ゼミ等での大学院紹介や指導学生による個別進学相談会、学部イベントでの広報活動（大学院研究教育の周知など）を模索している。これにより、大学院進学の実績を上げるきかけづくりを行い、学内の内部進学率の向上を狙う予定である。また、本研究科の入学者を占めるバックグラウンドには外国人留学生が多く占めている。今後、入試実施方法や教育体制について適宜見直しを図り、2023年度以降、持続的な外国人留学生の獲得を模索する。

さらに、2019年度入学試験から導入した一般入試における外国語試験の廃止及び外部試験スコア導入を積極的に広報することにより、志願者獲得につなげる。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

学生募集方法及び入学者選抜方法を検証する仕組みとしては、総合政策研究科より2名が委員となっている大学院入試運営委員会で、各入学試験形態の志願者数、合格者数、入学者数、入学手続き率を点検しているほか、研究科委員会、入学試験運営委員会といった研究科内にお

ける組織による検証を行っている。また、次年度入学試験の準備を進める際には研究科委員会で選出した入学試験出題・採点委員（政策系・文化系で各2名ずつ）および入試運営委員（2名）を参集し、研究科委員長のもと出題内容等の目線合わせを行っているほか、各委員の任期は2年のため、前年度担当委員も含めて試験問題の水準や要領、採点等について、意見しながら問題提起を受ける体制を構築している。また、受験者の回答内容や問題選択傾向を出題採点委員が確認し、次年度と同委員に申し送ることで、入学者の受け入れ方針の実質化を推進できる仕組みを担保している。最終的には、合否決定事項や入学試験制度等について開陳された意見については適宜入試運営委員会等で協議を行い、必要に応じて研究科委員会で審議し、変更を加えることとしている。

具体的な事例として、2019年度入学試験からの一般入学試験科目「外国語」の外部試験導入に伴う試験結果判定方法の変更（日本語能力を問う独立した出題方法を廃止）や筆答試験方法の変更（小論文の問題数1問増加、2段階選抜制度の導入）や、2021年度入試以降は新型コロナウイルス感染症に伴う、オンライン入試の導入より試験の公平性を担保する観点から剽窃チェックソフト（iThenticate）を活用する取り決めを行っている。

その他、2020年からは、研究科委員長と日本語学校との意見交換会を実施しており、留学生が抱える課題や研究科が公表している入学者受け入れの方針についての理解促進に向けた活動を実施している。

#### <点検・評価結果>

以上のように、大学院入試運営委員会による全研究科の入学試験結果等の点検に加えて、総合政策研究科の入学者選抜方法や入試出題水準等については、研究科委員長、入試運営委員と入学試験の出題・採点委員によって構成される第一次試験合否委員会の終了後に毎度振り返りを行っており、そのなかで意見聴取・交換や入試制度等に関する問題提起を受ける体制が構築されている。様々なエビデンスをもとに協議を行い、最終的には研究科委員会での審議を経て変更を行っている。ここ数年間で変更された入試制度についても前述の段階が踏襲され、定期的な点検・評価により制度の改善・向上に繋げているため、適切に運用がなされているといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### <現状説明>

##### ○大学として求める教員像の設定

総合政策研究科では、「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に基づき、大学の理念・目的とこれに基づく教育目標との関連性を適切に保持し、総合政策研究科における諸

活動の充実と更なる高度化・発展に資するため、総合政策学部と共にその理念・目的、教育目標を達成するに相応しい高度な専門性及び実績を有するとともに、日々の研鑽と不断の努力を通じて必要な能力・素養の獲得とその向上に取り組み、教育研究活動の成果をもとに社会及び本学の発展に寄与することができる者を職員として採用している。

具体的な運用として、専任教員の採用については、基礎となる総合政策学部において策定された採用基準において行っているが、基本的にその公募に当たっては博士前期課程（必要に応じて博士後期課程）を担当できることを条件としており、その募集が行い、更に大学院を担当できる能力の有無についても、専任教員採用応募者から提出される研究業績、担当授業の講義要項等による確認、模擬授業の実施、そして面談を行い、大学院博士前期課程や後期課程を担当できる能力を有しているかの最終的な判断を行っている。

その他、総合政策学部における教員像の設定や教員採用についての詳細は総合政策学部の記述を参照いただきたい。

### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

2022年5月1日現在の教員組織は、教授28名、准教授6名、兼任教員6名、兼任教員8名から成っている。設置基準上定められている必要専任教員数である5名を満たしている。

総合政策研究科の教育研究に係る責任については、研究科委員会が負っている。大学院学則第11条に定めるとおり、研究科委員会は教育研究に係わる事項について審議する権限を有している。毎年の授業編成を行う場合には、研究科内のカリキュラム委員会において、授業科目や担当教員等の授業編成に係わる事項について審議を行い、最終的に研究科委員会において決定をする体制となっている。

研究科の主要な授業科目については、専任教員が担当しており、学生の論文指導を行う科目である「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（1）～（4）」及び「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」については、専任教員のみが担当している。ただし、総合政策研究科は学際的な研究分野であることから、その幅広い研究分野に対応するため、一部の科目については兼任教員が担当している。なお、兼任教員については、新たに科目を担当する際などに専任教員を通じて依頼を行うといった対応を行い、教員間の連携を深めている。

なお、新任の人事にあたってはそれが専任教員であれば総合政策研究科の任用等委員会での選考と当該選考結果の研究科委員会での報告と採用の投票を経ることで、適合性を確保している。専任教員の採用については、前述のとおりで総合政策学部において学部における新任教員採用基準をもとに行われているが、学部の任用に関わる会議体である学部運営委員会には、総合政策研究科委員長が構成員として組み込まれており、採用にあたっては大学院の研究指導体制や学生数などの状況も含めて協議をする等、学部と一体となり必要な教員について検討を行っているため、学部組織との連携も図ることができている。

また、兼任教員の場合には任用等委員会で業績審査を行った後に研究科委員会での業績の報告と採用の投票を経ることで適合性を確保している。

### <点検・評価結果>

総合政策研究科では、専任教員の教員人事に対して権限は有していないが、毎年の授業編成を行う場合には、研究科内のカリキュラム委員会において、担当教員等の授業編成に係わる事項について審議を行い、最終的に研究科委員会において決定をする適切な教員組織体制が整え

られている。また、求める教員像も含めて、教員任用にあたっては総合政策学部との連携は緊密に図られており、その任用に係る委員会には、総合政策研究科委員長が構成員として組み込まれていることから、採用にあたっては総合政策研究科の学生数やカリキュラムといった教育に沿って人事採用がなされているため、適切である。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在籍学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

#### <現状説明>

○編成方針に沿った教員組織の整備について(実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在籍学生数、授業科目と担当教員の適合性等)

教育課程を担っている教員組織は、前述のとおり、専任教員34名、兼任教員6名、非常勤教員8名から構成している。

博士前期課程の教育課程は、研究基礎科目として「研究方法論」と、研究発展科目として5つの分野(「法政と経済」「ビジネス政策」「現代世界」「文明と国家」「アジアの歴史と文化」)を設定している。また、博士後期課程については、「法政策研究」「公共政策研究」「経営政策研究」「歴史文化研究」の4つの分野に分かれている。そのため、企業・官公庁での実務経験者8名、外国人教員3名、海外での学位取得者2名といったように、多岐に渡る経験を積んだ教員を、研究科の中で総合的・学際的な教育課程を担っている専任教員として任用している。また、多様な研究分野をカバーすべく、他研究科からの兼任教員のほか非常勤教員として主に実務家・実務経験者やアジアやイスラームの歴史・文化を専門としている研究者教員を招聘している。

総合政策研究科における専任教員の年齢構成は、以下のとおりとなっている。

[年齢構成表]

年齢	60歳以上	50～59歳	40～49歳	30～39歳	29歳未満	合計
人数(人)	15	8	9	2	0	34
構成比(%)	44.1%	23.5%	26.5%	5.9%	0.0%	100.0%

上記の構成表のとおり、60歳以上の教員が全体の44.1%を占めている。また、女性教員は11名となっており、32%を占めている。

博士後期課程担当教員については、任用基準を満たすためには高年齢になってしまうこと、主所属である総合政策学部の教員の年齢構成比率が高年齢に偏っていることの影響がある。

しかしながら、教育研究の継続性の観点からは、研究科担当教員の年齢構成比率の適正化が課題であることから、教員任用権を有している学部と課題の認識を共有した上で対応していく。

また、専任教員1人あたりの学生数は博士前期課程0.24人、後期課程0.22人となっており(2022年5月1日現在)、極めてきめ細やかな指導がなされている。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについて、任用等委員会やカリキュラム委員会、研究科委員会において必要に応じて実施している。具体的には、毎年の授業編成時期にはカリキュラム委員会を開催し、当該委員会にて審議・承認を行った次年度の授業科目およびその担当教員の素案を研究科委員会へ上程する仕組みとなっている。また、新任教員の任用にあたっては、任用等委員会にて、本人から提出された研究業績等を踏まえ、科目適合性について審議を行うこととしている。

### ○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

教員の任用については、「総合政策研究科専任教員の任用基準について」(以下、「任用基準について」という。)に依拠して、任用等委員会を開催して業績審査委員を選出し、十分に審査を行い、任用等委員会、研究科委員会での審査報告と審議を経て厳正に行われている。「任用基準について」の内容・基準に関しては、任用等委員会、研究科委員会においてその適切性について検証しており、必要があれば修正を行う。専任教員の任用に関しては、学部の教員採用とリンクしているため、可能な限り両方の研究教育を行える教員の確保に努めている。

博士前期課程の任用基準については、以下のとおりとなっている。

#### 1. 新任教員

学部人事委員会において、博士前期課程を担当する能力を有すると判断された場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

#### 2. 内部昇格

博士前期課程以上を担当する専門分野の教員が推薦する候補者について、大学院任用等委員会が指名する同委員会委員を含む審査委員3名により業績審査を行い、その審査結果を同委員会に報告する。大学院任用等委員会が任用可とした場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

博士後期課程の任用基準については、以下のとおりとなっている。

#### 1. 新任教員

学部人事委員会において、博士前期課程及び後期課程(もしくは後期課程のみ)を担当する能力を有すると判断された場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

#### 2. 内部昇格(既に前期課程担当教員が後期課程を担当する場合)

- 1) 希望者は、大学院任用等委員会へ書面にて申請を行う。
- 2) 任用基準(次の基準を全て満たすことを原則とする)
  - ①前期担当の経験が2年(前任校を含む)以上あること
  - ②博士学位または同等以上の業績があること
  - ③最近6年間に学術著書(単著)1冊以上または学術論文5本以上を公表していること



## 3) 審査及び審議方法

大学院任用等委員会が指名する同委員会委員を含む審査委員3名により業績審査を行い、その審査結果を同委員会に報告する。大学院任用等委員会が任用可とした場合、研究科委員長がその審査結果を研究科委員会に口頭報告するとともに、投票により任用の可否を審議する。

## &lt;点検・評価結果&gt;

以上のように、教員組織についてはカリキュラム委員会・任用等委員会を中心に適切に編成している。

## &lt;長所・特色&gt;&lt;問題点&gt;&lt;今後の対応方策&gt;

特になし。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

## &lt;現状説明&gt;

## ○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質の向上を図るためのFDについては、教員が所属する学部を通して、研究費の適正使用、ハラスメント防止啓発、人権問題、入試結果分析等の講演会等に参加を呼びかけるなど適宜実施している。

本学では、中央大学FD推進委員会を設置し、FDに関する全学的な課題に取り組んでおり、大学院においては大学院FD推進委員会及び各研究科FD推進委員会を設置し、大学院レベルでのFD活動を展開している。大学院における状況として、大学院FD推進委員会では、大学院に特化した教育研究の質的向上と更なる発展に寄与することを目的としたFD活動として、2015年度より授業参観を、また2021年度には各研究科から学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する「研究指導内容の可視化」と制度化した。この「研究指導内容の可視化」は、学修成果を可視化するという全学的な教育研究の質的向上を図る取り組みのひとつであるが、学生に対して行った研究指導の内容や方法を年次ごとに纏めたいうえで研究科委員会に報告し、FDという観点のもとで懇談を行うことにより、研究科における教育研究の質的向上を企図するものである。この点、総合政策研究科では、2021年12月17日開催の研究会委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行った。懇談会では、研究指導をするうえでの困難なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる貴重な機会となった。他方、授業参観については、2022年度以降に見直し検討を行う事項に設定し、改善を図ることにしている。

学修成果の可視化の取り組みとしては、学位授与の方針に基づき、各授業科目が、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」のどの項目と関連するのか、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップの作成と、また学位授与の方針に基づく到達度を

計る到達度評価表の作成も挙げられるが、これらの取り組みは、カリキュラムマップや到達度評価表が依拠する学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針の下で作成されたものであることに鑑みると、研究科委員に広く各ポリシーが周知され、教育研究に還元されうる環境を整備したという観点から、総合政策研究科の教育研究の質的向上を図る取り組みとして、FD活動の一環と捉えることができる。

加えて、総合政策研究科では、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」にて、複数教員によるチームティーチングが行われているため、教員相互が各教員の授業方法や教授法を相互に確認でき、教員同士、研鑽し合うことができる機会を設けている。

### ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

総合政策研究科所属教員の教育研究活動の評価について、研究科内のシステムとしては博士前期課程担当者の任用の際における業績審査並びに博士後期課程担当者の任用の際の業績審査によって行われる。いずれの場合も任用規定により、教歴及び学術上の著書ないし論文等の業績が評価される。また学内の各種の公表文書によって、教員の教育研究活動が評価されると判断される。

また、本学として毎年取りまとめる「学事記録」では、大学院担当教員も含めて学部を担当する専任教員の研究成果の発表状況が掲載されている。そこでは、科学研究費、私立大学等経常費補助金補助等の学外の研究費補助制度における研究課題や、特別研究期間制度、特定課題研究費等の学内制度における研究課題、個人の学術発表等が記載されている。なお、個人の学術発表では、研究業績（著書、論文、学会発表等）、学術受賞が明らかにされているなど、間接的な評価の制度は整っている。

なお、全学的な研究者情報データベースへの研究業績の登録と開示を適切に行うことにより、毎年における教員個々の研究状況を把握するとともに、研究成果の公表を通じた教員間の切磋琢磨を促すという観点から、研究科所属教員の当該データベースへの登録と情報の開示に係る協力を促している。

また、教員の専門分野、担当科目、主要な業績、学会活動、指導学生の研究テーマなど教育研究活動に関する情報を掲載した『大学院 教員紹介』を作成し、同時にこれらの情報を本学公式 Web サイトから広く一般に公表している。また、教育研究に関する情報については上述のとおり研究者情報データベース等、様々な方法で集約している。科目実習の一環で行う見学実態調査補助については、研究科としてその実績を蓄積している。社会活動に関する評価・活用は所属学部である総合政策学部・国際情報学部の記述を参照いただきたい。

### <点検・評価結果>

以上のように、FD活動についても、特定の教員だけが参画するのではなく、研究科の委員全体が取り組むことで、実質化を図っている。教員の教育活動・研究活動・社会活動については、大学院広報の観点からも記事として社会に広く公開していることから活用しているといえる。

### <長所・特色>

大学院に特化したFD活動として、学生1名以上の研究指導内容を報告書として纏め報告・共有する取り組みを行なっている。本活動について、総合政策研究科では、研究科委員会にて研究活動報告のFD懇談会を実施し、研究科委員より指導している2名の大学院学生に関する研究指導状況の報告を行い、意見交換を行っている。懇談会では、研究指導をするうえでの困難

なことや改善点、カリキュラムや修士論文執筆に向けた課題、学生に対する研究指導の配慮などについて活発な意見交換がなされ、研究指導の情報交換・共有ができる機会となっている。

#### <問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

2021年度に初めての報告・懇談を行っているため、今後恒常的な取り組みとしていく。また、大学院FD推進委員会を中心に本取り組みが活性化するように、内容の振り返りや活用方法を検討する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

総合政策研究科では、毎年度の授業編成の際に、教育研究活動に係る組織として必要な教員数や設置科目に応じた専門領域、教員の年齢、研究促進期間や所属学部の変更なども加味した点検を、カリキュラム委員会を中心として行っている。カリキュラム委員会での検討結果、人員構成上、新たに任用が必要な場合には適宜任用等委員会を設け、提出された研究業績等を基に十分に審査を行うなどして、必要な教員の確保に努めている。なお、授業編成や新規任用についてはすべて研究科委員会での審議を行うプロセスとなっており、組織的に点検評価を行い、改善・向上に結び付ける体制となっている。

専任教員の任用については、研究科では人事権がないものの、学部での任用に係る会議体において総合政策研究科委員長が構成員として組み込まれる運用となっているため、本研究科のカリキュラム委員会で検討がなされた授業編成方針に沿った教員組織の整備について、実質的に学部と協議することができる体制が構築されている。そのため、カリキュラム委員会では、多岐にわたる研究分野で構成される教員組織において多様な分野・科目とカリキュラムや学生数、人員構成もとに照らし合わせながら組織の適切性について授業編成の際に検討を行っており、研究教育を支える教員の確保に努めている。

#### <点検・評価結果>

以上のように、毎年度の授業編成を通じて、適切な点検・評価がなされている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

## ◇大学院における学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点6、7、10～11は割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

## ○学生支援体制の適切な整備

全学的には学生相談室において、学業、就職、進学、留学、心身の健康、対人関係等、様々な事柄について相談できる窓口を整えている。内容に応じて、専門相談員（ドクター・心理カウンセラー・弁護士）との相談機会を設けたり、関係部署、外部機関と連携して支援を行ったりしている。

生活支援や進路支援では、大学の各支援部署との連携も図りつつ、一次的には大学院事務室内の研究科担当職員が窓口になり、適切な対応をしている。学生の相談内容や状況に応じて、研究科担当職員が、指導教授や研究科委員長、そして学生相談室やハラスメント防止啓発支援室等と緊密な連携を図り、適切な支援を行っている。

また、学生支援体制が機能するよう大学院FD推進委員会が実施するアンケートにて、すべての学生から学生生活等に関する意見を収集する体制を整えている。

## ○成績不振の学生の状況把握と指導

授業科目の成績は大学院事務室が毎学期モニタリングして、成績不振な学生がいる場合に必要に応じては指導教授や研究科委員長との確認を行っている。

この他、大学院においては授業科目の成績の他に学位論文の作成・進捗状況の把握が肝となるが、博士前期課程においては指導教授による日々の研究指導や演習の機会に加えて、修士論文の題名届の提出状況や中間発表会への参加状況等で一定の把握を行うことができる。また、修学延長を希望する場合には、修士論文題名届または修士論文題名変更届にその旨を記載することになっており、届出には指導教授と相談し押印を受けることとなっている。博士後期課程については、毎年度の研究計画書及び研究状況報告書の提出により、修学延長生の就学状況の把握が行われている。また、課程博士学位候補資格認定試験に合格しないと博士学位論文の提出ができない仕組みになっているため、修学延長者の状況把握は一定程度できている。

このように、学業成績や研究が不振の学生に対しては、指導教授と大学院事務室の担当職員が連携をとり、相談や修了へ向けた対応を行っている。

## ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

現状においては、研究科として補習・補助教育に関する制度・支援は特に行っていないが、

補習・補充教育が必要な学生に対しては、専ら指導教員が個別相談・指導を行ったり、必要な学部等の科目の聴講を促して必要な学力を得させたりしている。

このほか、正課外における支援体制としては、全学的組織である中央大学アカデミック・サポートセンターがライティング・ラボを運営しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けたチューターによる学術的文章の作成支援を行っており、学位請求論文他、自身の研究成果をまとめる際には利用を促している。

### ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生に対する就学支援については、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に則り、必要に応じて当該者、指導教員、所属専攻、大学院事務室が連絡・相談をしながら本人の希望の実現に資するよう対応している。入学前の段階から障害があることがわかっている場合には、入学試験の段階で受験教室、試験時間その他の特別な配慮を行っている。入学後については、施設設備面では頻繁に利用する2号館建物等の入り口は自動ドア化され、エレベーターやトイレは障害者対応のものになっている。これ以外にも学生共同研究室や教室には障害者向けに昇降式机を配備したり、ソフト面では介助者の授業等への同席やノートテイクなど、各種の就学支援措置を行っており、適切に対応しているといえる。

### ○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

本学では、学内外の各種奨学金や日本学術振興会特別研究員（以下、「学振研究員」と記す）について周知し、優秀な大学院学生への経済的支援に努めている。学内外の奨学金には給付・貸与の各種があり、特に大学院学生を対象とする奨学金として、以下のものがある。

#### 1) 中央大学大学院給付奨学金

給付対象：博士前期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

博士後期課程在籍学生で学業成績・研究能力が優れた者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：40万円または20万円

給付実績：全研究科で106名（2022年度実績）

#### 2) 中央大学大学院指定試験奨学金

給付対象：本学が指定する国家試験の受験を志し、学力、研究能力及び人物ともに優れている者

給付期間：1年間（再出願可）

給付金額：在学料相当額または2分の1相当額

給付実績：全研究科で10名（2022年度実績）

#### 3) 白門奨学会研究費奨学金

給付対象：博士後期課程在籍者で、年度内に博士学位請求論文を提出可能な者

給付期間：1年間

給付金額：20万円

給付実績：全研究科で8名（2022年度実績）

#### 4) 中央大学外国人留学生奨学金（学部・大学院給付奨学金）

給付対象：学部学生2年次以上および大学院学生で、特に学力が優れている者

給付金額：当該年度に納入すべき在学料および実験実習料の5割相当

#### 5) 中央大学私費外国人留学生学費減額

給付対象：経済的事由により修学が困難で、かつ、学力・人物ともに優秀と認められる大学院学生（私費外国人留学生）

減額金額：当該年度に納入すべき在学料の3割相当額

学外の奨学金には日本学生支援機構や地方公共団体それに民間団体等による奨学金がある。

学内の奨学金の審査は、審査委員会において厳正に行っており、学力・研究能力と人物評価から総合的に可否を判断している。しかし、給付・貸与のいずれにおいても、採用人数は非常に限られており、特に、大きな支えとなる給付奨学金のうち、中央大学大学院給付奨学金は、2022年度実績で106名、大学院指定試験奨学金は10名程度となっている。

そのほか、経済的支援を直接の目的としているわけではないが、ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）の制度があり、採用された大学院学生には所定の給与が支払われている。

いずれの制度も厳格な審査によってそれぞれの目的に適うよう有効かつ適切に運用されているが、在籍大学院学生数は減少傾向にあるため予算増は困難であることから予算の効果的配分が従来以上に求められるものと考えている。

これらの情報の学生への提供については、奨学金制度や日本学術振興会特別研究員制度全般に関しては履修要項に明記している。各種奨学金・日本学術振興会特別研究員の募集については個別に掲示や研究科Webサイトなどの手段で大学院学生に周知しているほか、各種奨学金の募集や学振研究員への応募にあたっては、教員の推薦等が必要となるため、研究科委員会の場において委員会構成員である教員にも周知している。また、日本学術振興会特別の応募者数・採用者数の増加に繋がるよう説明会を実施している。このように、それぞれの制度の対象者全員に対して漏れなく周知を図っている。

#### ○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対しては、国際センターとの連携の上に、教員個人レベルも含めて、日本語学習や基礎的な研究分野の学習、留学生活についての指導及び助言を行っている。また、外国人留学生に対する日常的な日本語指導は、「中央大学大学院外国人留学生チューター制度」に基づき、本学大学院に在籍する学生が担っているほか、指導教授の個人的レベルでも行っている。

また、日本語による論文作成に関するサポートは、アカデミック・サポートセンターに設置されるライティング・ラボにおいて行っている。

#### ○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

大学院学生の進路選択の指導に関しては、文系大学院の学生を主たる対象に、キャリアセンターや研究助成課などの他部課室の協力を得て行っている。過去の大学院における進路実績等を鑑みて、大学院学生の進路は研究職、一般企業・公務員等への就職、その他（教職や資格業）に分類され、その分類に応じて文系大学院全体あるいは研究科や専攻単位で、以下のような取り組みを行っている。

## 1) 研究職

- ・論文投稿・学会発表の推奨（学会発表助成、学術国際会議研究発表助成制度の利用促進）
- ・特別研究員制度の周知・推奨（履修要項への情報掲載や説明会の案内チラシを配付し早い段階からの周知・推奨）
- ・論文投稿サポート（ライティング・ラボによるアカデミック・ライティング支援）
- ・プレFD（理論教授・実践の機会）

2020年4月1日施行の改正大学院設置基準を受け導入した具体的な取り組みは以下のとおり。

- ・文系研究科における「リサーチ・ワークショップ」（経済学研究科博士後期課程設置科目）の「院生FD」の回を大学院全体に開放し、受講環境を整備（2020年度～）
- ・中央大学FD・SD講演会の動画配信（2020年度～）
- ・全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)提供のオンデマンド講座「実践的FDプログラム」の受講環境を整備（2021年度～）
- ・産学連携教育イノベーター育成コンソーシアム「大学等における教育FD動画コンテンツ」の受講環境を整備（2022年度～）

## 2) 一般企業・公務員等への就職支援

- ・大学院就職決定者座談会の実施（就職が決定した博士前期課程2年生による就職活動の体験談やそれに関する質疑を行う座談会の実施）
- ・外国人留学生向け就活ガイダンスの実施（専門の講師による外国人留学生の就職活動状況や取り組み方などの情報を提供）
- ・文系研究科大学院学生向けの情報提供（主にキャリアセンターの情報や求人公募情報を在学生向けWebサイトに掲載）

## 3) その他（教職・税理士など資格職の支援）

- ・教職：教職事務室と連携しガイダンスの実施、履修指導
- ・その他情報提供：資格職の情報をまとめ大学院の広報サイトにて情報共有

## &lt;点検・評価結果&gt;

以上のように、大学院学生のニーズに応じて、必要な学生支援体制を構築し、学生支援が行われている。

## &lt;長所・特色&gt;&lt;問題点&gt;&lt;今後の対応方策&gt;

特になし。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

## &lt;現状説明&gt;

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院 FD 推進委員会が主体となって学生を対象に毎年度実施している研究状況・授業等に関するアンケートの自由記述欄に、施設・設備等を含む大学院全体の支援体制についての要望や意見を反映できるよう配慮している。研究状況・授業等に関するアンケートの回答結果は、研究科毎に FD 推進委員会委員によって集計結果が取りまとめられ、研究科委員会で報告され、対応が可能なものについては、その都度対応を行っている。2021 年度には、従来から指摘されていたアンケート設問内容と分析する際の分析の観点との不整合により FD 推進委員がアンケート分析を効果的に行うことが困難であるという点を解消すべく、アンケートの設問と分析の観点を見直し、研究科の教育研究の根拠としてより適切な資料・情報となるよう改善を図った。

この他、学生団体から寄せられた意見を基に支援体制の改善・向上を行うこともあり、2015 年度には、総合政策研究科大学院学生協議会による総合政策研究科委員会との直接交渉の末、学生共同研究室備え付けの PC 及びプリンタについて実験実習料を利用したリプレイスを行った。

### <点検・評価結果>

研究状況・授業等に関するアンケートにおいて学生支援に関する意見をまとめる項目を設け、毎年度点検・評価を行い、都度適切に対応することとしている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

## ◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

**点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**

<評価の視点2については全学項目のため割愛>

**評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況**

### <現状説明>

#### ○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

多摩キャンパスにおける校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な方針のもと、研究科として適切な管理・運営に努めている。

大学全体としてオピニオン・ボックスが設けられており、学生生活全般に係る意見・要望はそこに寄せられる仕組みとなっている。

大学院として、キャンパス・アメニティの形成・支援のための独自の体制は有していないが、大学院学生対象のアンケート調査において、授業以外の内容について記述しているものもあり、そうしたかたちで学生の意見を吸い上げるようにしているが、大学院学生の意見、要望は大学院事務室へ直接提示されることもある。研究科に組織されている大学院学生による自治組織である「大学院学生協議会」を通じて、各研究科に対して様々な意見や要望が提示されることもあり、これに対して当該研究科の研究科委員長および大学院事務室において必要なヒアリングや対応を行なっている。

ここ数年間において、多摩キャンパス2号館のトイレの改修、大学院教室の無線 LAN 環境の整備、情報自習室の機器更新および什器入れ替えなどが行なわれてきている。多摩校舎2号館5階には自動販売機を置いた簡易の休憩スペースがある。また、2号館の3階には「大学院ラ



ウンジ」を設けており、談話ができるスペースとなっている。また、大学院学生に限らず、全学生が利用できる施設として、多摩キャンパス内には学生生活関連棟（C スクエア）もあり談話や休憩スペース等の充実が図られている。さらに、生活の場の一部としても大学院学生の共同研究室が活用されている。

#### <点検・評価結果>

校地・校舎及びキャンパス・アメニティ等の整備については、全学的な整備とともに、大学院としても、大学院学生協議会からの要望・意見等も踏まえて、適時、適切に対応している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

#### <現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

多摩キャンパス2号館の4階・5階・6階に法学研究科、経済学研究科、商学研究科と共有するかたちで授業教室が20室用意されている。このほか大学院学生の日常的な研究の場である学生共同研究室2号館および3号館（法学研究科30室、経済学研究科17室、商学研究科17室、文学研究科28室、総合政策研究科4室）に設けられている。現状の在学学生数では、博士前期課程・博士後期課程の学生ともに概ね一人ひとりに特定の座席の割り当てがなされている状況にある。学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時となっている。

情報処理機器の整備状況について、授業教室は多摩キャンパス2号館4階～6階全ての教室で無線LANが使えるよう整備している。貸出機器としてはノートPC（25台）、ポータブルプロジェクターのほか、オンライン授業・ハイフレックス型授業の実施に対応するためのカメラ一体型のアクティブスピーカーなども配備している。また、これとは別にノートPC（10台）を常設配備した教室（1室）もある。先述の大学院学生の共同研究室内では有線LANにおいて、各自のPCを用いてインターネット環境に接続することも可能になっている。2号館6階には大学院学生の情報自習室もあり、デスクトップPC（24台）、プリンタ（5台）、スキャナー（1台）を配備している。デスクトップPCの一部は統計解析などの作業がしやすいようダブルディスプレイの仕様となっている。この情報自習室についても、大学院学生の学生共同研究室と同様に多摩キャンパスの開門・閉門時間に合わせて8時～23時の間は自由に利用することが可能となっている。また、総合政策研究科には実験実習料を財源として設けた独自の学生共同研究室を完備しており、PCとプリンタを配備している。

○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

多摩キャンパス大学院事務室の利用時間は、平日：8:45～17:00 となっている。

学生研究室の利用時間は、多摩キャンパスでは、8時（開門時刻）から23時00分（閉門時刻）まで利用できる。

＜点検・評価結果＞

以上のように、大学院における教育研究活動に必要な環境は適切に整備されており、教育研究活動の推進を図っている。

＜長所・特色＞

総合政策研究科では、実験実習料を財源に研究活動用のPCを購入しており、本研究科の学生が自由にPCを利用できるようにしている点は、他の研究科と比べて特色であると言える。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

実験実習料を財源に購入している研究用PCの整備に限らず、今後も一部科目においてオンライン授業が併設される可能性があることを見越し、オンライン授業の質を向上させるための機器備品等の整備についても、研究科委員会において検討する。

◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

本学の専任教員に対し、一定期間校務を免除（任意）し、研究に専念させるための制度として「研究促進期間」があり、各教員はこの制度を活用し、活発な研究活動を行っている。研究促進制度をはじめ、教員の研究費・研究室に関する記述は教員の所属学部である総合政策学部、国際情報学部の記述を参照されたい。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

TAについては、各授業担当者の教育責任の下に教育活動に関する補助業務を行っているが、間接的には教員の教育上の負担を軽減し、研究活動を支援する効果がある。2022年度において大学院授業科目のTAは文系の全研究科で8名を採用している。

また、博士後期課程に在籍する一部の学生は、政策文化研究所において専任教員が所属する研究チームのRA（リサーチ・アシスタント）として研究活動に参加できる。RAは、政策文化研究所における共同研究プログラムにおける研究に参加するほか、国内外の文献・資料の収集、翻訳等の役割を担い、大学院教員の研究をアシストする役割を担っている。これらの学生が幅広い研究交流の場を得ることによって、研究能力向上発展に資することを期待している。

#### <点検・評価結果>

以上のように、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

### ◇大学運営・財務

#### I. 大学運営

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

<評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛>

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

<現状説明>

○意思決定プロセスが明確化されているか。

○研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

総合政策研究科は研究科委員会の下で、各種教務・学務事項に関して検討を行う各種委員会を設置している。各種委員会の構成は、以下のとおりとなっている。なお、大学院全体として設置する委員会の委員と、研究科として独自に設置する委員会委員の双方を選出しており、いくつかの委員会については、全学と研究科としての委員を兼ねている。

- ①入学試験運営委員会
- ②任用等委員会
- ③カリキュラム委員会
- ④研究年報編集委員会
- ⑤給付奨学生選考委員会
- ⑥指定試験奨学生選考委員会
- ⑦日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考作業委員会
- ⑧多摩キャンパス情報環境運営委員会
- ⑨広報委員会
- ⑩ハラスメント防止啓発委員会

- ⑪大学院 FD 推進委員会
- ⑫オープン・ドメイン委員会
- ⑬組織評価委員会
- ⑭大学院改革検討委員会

各種委員会の役割は、案件毎に分担されており、個々の委員会で承認された事項については、必要に応じて研究科委員会へ上程し、審議・承認をとる流れとなっており、適切な意思決定プロセスになっている。また、総合政策研究科委員会は、研究科に所属する全ての専任教員によって構成されており、ほぼ1ヵ月に1回のペースで開催され、大学院学則第11条に定める事項について審議している。

以上のとおり、研究科委員会を最終意思決定機関と位置付けたそのプロセスは明確なものになっており、各種委員会との適切な役割分担の下で活動を行っている。

○研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

○研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

研究科委員長の権限は、大学院学則第6条第2項に基づき研究科に関する事項をつかさどり、研究科を代表する立場にある。任期は2年で、再選は妨げないと規定され、学部における学部長に準じた位置付けになっている。なお、研究科委員長に事故あるときは、大学院学則第6条第5項及び第10条第2項に基づく職務代行者を互選するまでの間、学長は、研究科委員長の職務を代行する者（①前研究科委員長、②研究科委員長経験者、③その他学長が指名する者）を臨時的に委嘱できるよう申し合わせを制定している。

また、総合政策研究科における研究科委員長の選任手続きについては、「研究科委員長の選出手順」があり、学部の全専任教員を選挙人とする学部長選挙に準じた方式で、総合政策研究科全委員を選挙人として、公開され、公平な選挙によって選出されている。このような手続きに基づき選任された研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、場合によっては関連する各種委員会と協働するなどして検討を行い、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項を処理している。

<点検・評価結果>

以上のように、大学院学則に基づき総合政策研究科委員会を置き、学則に則った必要な意思決定を行うとともに、研究科委員長の下で研究科の運営に必要な委員会等を置くことで、適切に研究科の運営を行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第27号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）の教育研究を支える独立の事務組織であり、多摩キャンパスにおいて文系5研究科の運営を支援する各研究科業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行っている。2022年5月時点では、大学院事務長を含め10名の専任職員が配置されている。

各研究科の運営を支援する事務担当者は、各研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院学生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与しており、実質的に研究科委員長の補佐機能を果たしている。よって、研究科の事務担当者は、研究科における教育研究活動、入試政策、学生募集活動など幅広い事項に関して、研究科委員長と協働することにより、その検討や運営に実質的に深く関与している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性については、人事部が担当する各種研修の他、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内OJT、他大学の大学院事務部門との交流等により、向上を図っている。

教職協働の取組みについては、前述のとおり、研究科の事務担当者が実質的に研究科委員長の補佐機能を担っていることを挙げる。研究科委員長会議や研究科委員会をはじめ研究科内の各種委員会の運営にあたっては、研究科の事務担当者が各教員と協働して運営しており、各種制度設計に関わる他、事務手続きの運用方法についても適切に委員会等の場で確認している。

例えば、「学修成果の可視化」・「コースワークの実質化」等、研究科をまたいだ各研究科の教育課程における課題・改善事項への取組みの推進や、大学院改革構想の検討の場においては、大学院事務室の職員が必要な資料の収集や各部局との調整等を図り、その結果を研究科委員長と共有して5研究科間で協議を調える場の設置、また、検討過程において収集したアンケート結果や各種データ等を活用することで教員組織が適切に議論を進めていくことが出来るような様々なサポートを通じて教職協働を実現している。

その他、進学説明会では職員を中心に企画・立案を行い、研究科委員長や各教員とも協働の上で説明会を運営することにより志願者獲得に努めているほか、研究科共通の新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な場面において教職協働で対応している。

### ＜点検・評価結果＞

適切な事務体制が確保され、運営がなされている。また、研究科の事務担当者は、研究科委員長とともに、研究科における幅広い活動において、その検討や運営に実質的に深く関与している。

### ＜長所・特色＞

本学においては、学部では、各学部それぞれ学部事務室が配置されている。一方、文系5研究科（法学・経済学・商学・文学・総合政策研究科）においては、その事務機能が大学院事務室に統合されており、職員一人ひとりが単一の研究科のみならず、複数の研究科の教育研究活動のサポートを行っている。この仕組みにより、各研究科は一定の独自性を保ちつつ、全体としての研究科間の共通性を確保することで、業務の効率化を図ることを可能とし、また、教育研究にかかる課題への取り組みの良い事例の共有など、研究科の枠を超えて協働した取り組みを行うことができおり、統合事務室として有効に機能している。

### ＜問題点＞

事務体制上の課題としては、各研究科の運營業務においては、当該研究科における運用や制度、研究教育体制などをについて習熟する必要がある。しかしながら、一つの事務室で複数の研究科を扱い、その中で研究科の担当者を置いていることから、一つの研究科に対して多くの人員を割くことができない。このような状況から、大学全体での人事異動に伴い、研究科担当者が変更となる場合には、研究科運営のノウハウの引継ぎに大きな負担が生じるので、業務及びサービスレベルの維持・向上が課題となる。

### ＜今後の対応方策＞

研究科担当者が、担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げることにより、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に引き続き努める。

以上

## 戦略経営研究科ビジネス科学専攻（DBA）

### ◇大学院の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表。

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、教育研究上の目的を専門職大学院学則第4条第1項第2号において、「現代企業が遭遇する課題を解く鍵となる理論及び高度な分析手法について教育・研究を行い、不確実な経営環境においても自ら課題を発見し、その実践的な課題を解決する創造的能力を培うことを目的とする。」と謳っており、この目的達成のために、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、経営法務等の研究分野で蓄積された知識を駆使して課題を可視化し、それらの関連図を描くと同時に、「関連する諸分野の“総合”に必要な新たなフレームワークの開拓」、「そのフレームワークを用いた個々のテーマ、問題の分析と処方箋の提示」または、「最終的な“総合知見”の獲得を前提とした、各分野における創造的テーマの研究」を行うなど、環境の不確実性の増大に対して、直面するテーマや問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成することを教育目標としている。

この教育目標に基づき、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学位授与の方針は以下のとおり定めている。

学位授与の方針

＜養成する人材像＞

博士後期課程である戦略経営研究科ビジネス科学専攻は、中央大学のユニバーシティメッセージである「Knowledge into Action」に基づき、実践的なテーマについて、経営戦略を中心に関連諸分野の知識を“総合”し、適切な処方箋を示し実行できる高度専門職業人を養成します。

具体的には、企業経営者や、企業幹部（人事・マーケティング・法務・財務など）、企業の意思決定をサポートする専門職（弁護士・会計士・税理士など）、実務家研究者（コンサルタント・シンクタンク研究員）、専門職大学院の実務家教員を養成します。

＜修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度＞

博士（経営管理）（Doctor of Business Administration）学位：

所定の教育課程を修め、「総合的マネジメント力」を身につけ、一般に経営学における経営管理の観点から、体系化された研究を実行できる知識・能力を身につけた人材に対し、当該学位を授与します。

博士（学術）（Doctor of Philosophy）学位：

所定の教育課程を修め、「総合的マネジメント力」を身につけ、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を実行できる知識・能力を身につけた人材に対し、当該学位を授与します。

戦略経営研究科ビジネス科学専攻が想定している「総合的マネジメント力」とは、戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決する能力です。

このように大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学位授与の方針においては、企業が事業戦略を考える場合に必要な戦略・マーケティング・ファイナンス・人的資源管理・経営法務の一つの分野で深い知見と洞察力を持つと同時に、5つの分野の観点から多面的に考察できる総合力を兼ね備えた「総合的マネジメント力」を涵養することを目的とし、あわせて、「総合的マネジメント」とは基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものであることを掲げており、それは、教育目標の「環境の不確実性の増大に対して、直面するテーマや問題について高度な分析能力、問題解決能力を持った人材を育成すること」という教育目標と合致している。

なお、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトにおいて広く公開するとともに、入試要項、履修要項にも掲載し、周知を図っている。

一方で、2021年度までディプロマ・ポリシーは学位ごとに定められておらず、自分がどちらの学位を取得すべきなのか迷う学生もこれまで見受けられた。そのため、2022年度にディプロマ・ポリシーを改め、学位ごとに「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を定めた。今後、学生の理解は十分に促す必要がある。

#### <点検・評価結果>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では博士（経営管理）と博士（学術）の2つの学位を授与しており、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を学位ごとに定め、適切に公表している。

#### <長所・特色>

本専攻では、学位授与の方針に基づき、経営戦略を中心に関連諸分野の知識を総合し、適切な処方箋を示し実行できる高度専門職業人の育成を目的としている。その特色としては、戦略を軸に、マーケティング、ファイナンス、人的資源管理、経営法務の5分野の各分野の特徴を活かし、それぞれの研究内容や方法に沿った2つの学位（経営管理、学術）を授与している。

#### <問題点>

2021年度までディプロマ・ポリシーは学位ごとに定められていなかったため、自分がどちらの学位を取得すべきなのか迷う学生もこれまで見受けられた。そのため、2022年度にディプロマ・ポリシーを改め、博士（経営管理）と博士（学術）の2つの学位それぞれに「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を定め、本学公式Webサイトに公表しているものの、在学生に対しては周知が十分とは言えない。

#### <今後の対応方策>

本専攻の特色については、経営戦略を中心に5分野の知識を総合し、研究テーマを深化させるためのカリキュラムを引き続き充実させていくと同時に、2つの学位のディプロマ・ポリシーについてもその適切性を常に点検していく。

ディプロマ・ポリシーの周知については、今後入試説明会や入学のガイダンス等を通して説明を十分に行い、どちらの学位を目指すか、また、そのためにはどのような知識・能力・態度を身につける必要があるかについて意識付けを行っていく。さらに、在学生に対しては、指導教員によりテーマや研究方法について教示する際に、ディプロマ・ポリシーに沿った説明を行っていく。



点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

教育課程編成・実施の方針の内容は以下のとおりである。

教育課程編成・実施の方針

<カリキュラムの基本構成>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、職業に就きながら博士の学位取得を目指す学生のために、十分な研究能力が身につくような配慮を行い、講義の他に、リサーチメソッドや研究指導をカリキュラムの中核として位置づけています。

博士（経営管理）(Doctor of Business Administration) 学位取得を目指すものに対しては、「総合的マネジメント力」を身につけ、一般に経営学における経営管理の観点から、体系化された研究を実行できる知識・能力を身につけられるように、また、博士（学術）(Doctor of Philosophy) 学位を目指すものに対しては、「総合的マネジメント力」を身につけ、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を実行できる知識・能力を身につけられるように体系的にカリキュラムを構成しています。このため、「研究指導」を中心としながらも、分析を行う際に必要な「リサーチメソッド」や、テーマ別に研究を深めるための各分野の領域にわたる「講義（特別研究）」を配置した構成になっています。「講義（特別研究）」は、博士（経営管理）(Doctor of Business Administration) 学位取得を目指すものに対しては、戦略、マーケティング、人的資源管理、ファイナンスの一般に経営学における経営管理を学ぶために必要な4分野についての講義が、博士（学術）(Doctor of Philosophy) 学位を目指すものに対しては、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を行う知識を身につけるために経営法務の講義が配置されています。

「戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決する能力」である「総合的マネジメント力」を身につけるため、研究テーマについては、現実のビジネス社会に対応できるように社会人学生が遭遇している、または遭遇する可能性の高い課題を選定するように指導をしています。具体的な研究を実施する際には、所属企業や、テーマに関連する産業分野や研究機関、他の専門職大学院などと連携した研究も実現しています。

<カリキュラムの体系性>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学位は、3年以上在学し、かつ16単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上「博士論文」の審査及び最終試験に合格した者に対して授与します。標準修業年限である3年での修了を前提として、カリキュラムは以下のように体系づけられています。

1年次：

社会人学生が、研究・論文作成を行うのに十二分なリサーチ手法をまず身につけるため、「リサーチメソッド」科目（統計学、ファイナンス統計、社会調査法、ケース研究法、研究方法論基礎）のうち2単位1科目を選択必修としています。また、博士論文作成のための主指導教員の指導を受ける必修科目である「研究指導Ⅰ」を1科目4単位履修します。指導を受けたうえで、1年次修了時に博士論文のテーマに関するサーベイ報告書を提出します。

2年次：

引き続き、博士論文作成のための指導を受ける必修科目である「研究指導Ⅱ」を1科目4単位履修。また、年に2回の課程博士学位候補資格認定試験（キャンディデイト試験）が実施され、研究業績に関する出願条件を満たしたものは、試験に合格すると課程博士学位候補資格を得ることになります。

3年次：

引き続き、博士論文作成のための指導を受ける必修科目である「研究指導Ⅱ」を1科目4単位履修し、博士論文の完成を目指します。

なお、「講義（特別研究）」については、2単位1科目を選択必修としますが、社会人の本務状況を考慮し、特に配当年次の指定は行っていません。

このように、教育課程編成・実施の方針においては、「総合的マネジメント力」の涵養に向けた教育課程編成上の教育研究方針を明示するものとなっており、これは本専攻の教育研究上の目的、教育目標並びに学位授与の方針に即したものとなっている。

なお、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針については、本学公式Webサイトにおいて公開するとともに、入試要項、履修要項にも掲載し、進学者向けの入試説明会を行う等、周知・公表している。

#### <点検・評価結果>

教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程編成・実施の方針が授与する学位ごとに設定され、公表されている。また、教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針は適切に関連している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### <評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点3：コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

#### <現状説明>

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮（修士・博士）

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻が想定している「総合的マネジメント」とは、基礎的な詳細分析研究と実務に適用できる応用性の高い総合化研究が相互に影響し合いながら、より高度な理論的課題への取組みと、実践的課題の解決技法の開発を目指すものである。このため、リサーチワークとしての「研究指導」を中心としながらも、コースワークとして研究を行う基礎としての「リサーチメソッド」及び分野別にテーマを設定した応用研究として位置づけられる「講義」の3つの科目区分から教育課程を編成している。

リサーチメソッド科目は、実務者の科学的研究能力向上を目的とする科目（1科目2単位）であり、1年次の前期に履修することとなっている。

講義科目は、戦略経営について研究する上で必要となる5分野それぞれの最先端の応用研究

成果を理解するために、各分野について「特別研究」（1科目2単位）を1科目2単位選択必修の半期科目として開設している。これらの配置により、1年次に分野毎に体系化がなされた研究手法を改めて学ぶことが可能となり、その上で企業活動における問題分析や問題解決を、科学的な研究テーマに抽象化し分析して研究をすすめることが可能となっている。しかしながら「特別研究」については、在学生の専門性に偏りがあること等の理由から閉講している科目が依然として少なくないのも現状である。

「研究指導」は、リサーチワークに相当する科目であり、博士論文の執筆を可能とするために1年次から3年次まで、「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」「研究指導Ⅲ」（1科目4単位）を3科目12単位必修科目として通年で開講し、指導教授による指導を行うものとなっている。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の教育課程は、まず、テーマに即した分析手法であるリサーチメソッド科目を履修しながら、5分野の科目を配置した講義科目を通じて多面的な考察ができるような工夫を行っていること、その上で研究テーマを「研究指導」によって完成させていくという体系となっている点が特徴である。

リサーチメソッド科目については、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の教育課程の柱である5分野の研究手法はそれぞれ異なることから、「研究方法論基礎」「統計学」「ファイナンス統計」「社会調査法」「ケース研究法」の5科目を設置し、学生が企業活動の中で経験的に身に付けた問題分析や問題解決のための知識を、科学的な研究テーマに抽象化し分析するのに必要な研究手法を身に付けるものとなっている。

講義科目は、戦略経営について研究する上で必要となる5分野それぞれについて「特別研究」を設置し、「経営戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」それぞれの最先端の応用研究成果を理解するものである。

「研究指導」は、特定の職業に就きながら博士の学位取得を目指す学生の研究能力を涵養するものであり、現実に使える「総合化マネジメント」スキルを身に付けるために有効な研究テーマを論文化する過程において、理論的な洞察に優れた教員や長年の実務経験を有する教員と議論・研究を進めることを通じ、観察されたデータから因果関係を学ぶ因果的推論ばかりでなく、観察によってこれまで観察されていない事実を学ぶ・または発見するという記述的推論による研究能力を高めることが可能なものとなっている。

上記のようなコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育プロセスを修了し、博士（経営管理）あるいは博士（学術）の博士学位を取得した者は、ジェネラル・マネージャー（トップ及びミドル）、経営戦略・マーケティング・組織開発・人材育成・ファイナンス・企業法務部等の指導的スタッフや、経営意思決定をサポートする戦略会計技法に精通した職業会計人（公認会計士、税理士）及び企業等の経理・財務責任者、経営法務の領域について高度に専門的な知識と能力を備えた企業の法務部員並びに企業内弁護士、企業の意味決定をサポートする経営法務を専門とする弁護士等として活躍することができる、実践的な課題に対する自立した研究能力と「総合的な」問題解決能力を身に付けることになる。

### ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は社会人対象の博士課程であるため、学生はすでに有職者であり、それぞれのキャリアの中で見出した課題についてさらに深く追求するためにビジネス科学専攻にて学び、研究を行っている。そのため、ビジネス科学専攻として特にキャリア

教育は行っていない。

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻にて博士学位を取得後はそれまでのキャリアを継続する学生がほとんどであるが、実務家教員として大学でのキャリアを希望する学生も少数ではあるが存在する。しかしながら本専攻においてはティーチング・アシスタントの制度がなく、また、本専攻の学生は有職者であるため、これまで他研究科の博士課程の学生が就任してきた任期制助教の職に就くことも難しい。そのため、本専攻の学生が在学中に教育者としての経験を積む機会がほとんどないことは課題として挙げられる。

#### <点検・評価結果>

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、順次性のある授業科目の体系的配置がなされており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせることにより、博士（経営管理）あるいは博士（学術）の学位を取得するためにふさわしい教育プログラムとなっている。なお、本専攻は社会人対象の博士後期課程であり、学生はすでに社会的並びに職業的に自立しているため、特にキャリア教育は行っていない。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

本専攻においてはティーチング・アシスタントの制度がなく、これまで他研究科の博士課程の学生が就任してきた任期制助教の職にも、本専攻の学生は有職者であるため就くことは難しい。そのため、本専攻の学生が在学中に教育者としての経験を積む機会がほとんどない。

#### <今後の対応方策>

本研究科専門職学位課程戦略経営専攻（MBA）においては、2022年度より「講義支援アルバイト」の制度を設け、必修科目等の講義支援を行うアルバイトを一定人数雇用できることとなった。今後、実務家教員としてのキャリアを希望する本専攻の学生に対しては、この制度を利用して教育者としての経験を積む機会を提供する。その他の教育者としてのキャリア教育に関しては、今後検討する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点3：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

#### <現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

リサーチメソッド科目においては、各種データの分析を行う際に必要な手法を身に付けるこ

とが目的のひとつとなっていることから、PCを用いた実習形式による授業も行っている。また、講義科目においては、当該分野の概要説明ではなく企業経営の実践的課題を扱っていることから、履修者が現在抱えている実践的課題について考えるなど、演習形式により担当教員と履修者との間で活発な意見交換による授業を行っており、教育目標に掲げる「総合的マネジメント力」の涵養に資するものとなっている。

多くの授業が実習形式や演習形式で行われており、いずれについても履修者数が1～5名程度の少人数授業を実施しているため、学生は主体的に授業に参加している。

#### ○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

履修指導を含めた学習指導については、入学後にガイダンスを行っているほか、 Semester毎に指導教授による履修指導を行っている。また、指導教授は通常の授業期間においても学生の求めに応じて研究指導時に履修指導を行っている。このように、指導教員と相談する体制を整えることにより、過度な履修登録を実質的に防ぐことができおり、単位の実質化が図られている。なお、1年間または学期ごとの履修登録単位数については特段の定めはない。

#### ○研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（修士・博士）

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、学位取得のために「博士論文」の執筆を学位授与の必須条件として、1年次から3年次までの指導教授による「研究指導」（週1コマ・100分、通年4単位）を毎年度必修として学生の指導にあたっている。

また、1年次修了時に先行研究の調査を含む「サーベイ報告書」の作成、2年次にキャンディデート試験を実施し、博士論文の作成に向けた準備を行った上で、3年次に予備審査並びに博士論文審査を行うプロセスとなっており、適切な教育・研究指導の仕組みとなっている。

このような入学時点から学位取得までのプロセスについては、履修要項やパンフレットに掲載するとともに、入学時のガイダンスにおいても説明を行っているほか、指導教員より適時学生に学位取得までのスケジュールの確認が行われている。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、主指導教員がその必要性を認めた場合及び学生からの希望があり主指導教員が認めた場合には副指導教員による指導も行われる。ただし、履修指導その他、研究指導の最終的な責任は主指導教員に帰されるものとなっている。

なお、指導教員については、入学後に半期毎の履修申請期間に提出する「指導教授届・履修申請届」によって届け出を行い、その履修指導の下で履修申請を行うこととなるが、変更を希望する場合には「指導教授変更届」の提出によって可能となっている。

#### ○シラバスに基づいた授業展開について

シラバスは、科目の目的・概要・到達目標・成績評価の基準と方法・履修条件・授業内容、テキスト・参考文献、特記事項等を記載している。紙媒体のものは学年はじめに配布するとともに本研究科ポータルサイト（C plus）にも掲載し、学生の授業選択の参考としている。

シラバスの作成にあたっては、これら必要事項について十分な記載がなされるよう各教員に対して作成要領を示して周知を図るとともに、入稿されたシラバスについて戦略経営研究科事務課において確認を行い、記載事項の不足等の不備がある場合には必要に応じて修正を依頼している。

戦略経営研究科（戦略経営専攻・ビジネス科学専攻）では、授業を担当する専任教員、兼任教員を集めて毎年1回・3月下旬に、教育に関連する問題について意見交換するための授業担当者会議を開催しており、この機会にシラバスどおりに授業を実施する旨を周知・確認している。また、授業担当者会議に欠席した教員に対しても授業担当者会議資料等をメール配信し、出校した際にシラバスにしたがった適切な授業実施について周知を行っている。なお、休講があった授業については、必ず補講を実施することとして、シラバスに記載した授業計画及び内容の着実な実施を図っている。

### <点検・評価結果>

大学院博士後期ビジネス科学専攻では、少人数による実習・演習形式の科目がほとんどであり、学生の主体的参加を促す授業形態となっている。また、指導教員による適切な履修指導により、単位の実質化を図るための措置が取られている。明示された研究指導計画により主に指導教員により研究指導が実施され、シラバスに基づいて授業が展開されている。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

### <現状説明>

#### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の授業科目は、①リサーチメソッド、②講義、③研究指導の3つの区分で構成されているが、これらの科目の単位の計算方法は、大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に従い、①～②の各科目は、100分授業を週1回で行い、計14回の授業をもって2単位とし、③の「研究指導」は100分授業を週1回で行い、計28回の授業をもって4単位としている。

各科目の可否に関しては、シラバスにおいて明示された成績評価方法に基づき、授業貢献度・レポート・試験などによって厳格な成績評価を実施している。また、評価スコアに関しては、絶対評価による成績評価システムを導入し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、E（59～0点）、F（評価不能）（S～C：合格、E、F：不合格）の6段階評価を導入している。

以上のとおり、授業科目の単位計算方法については、各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係において妥当なものとなっている。なお、入学前の既修得単位の認定については現在のところ行っていない。

#### ○学位授与を適切に行うための措置

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の修了要件は、3年以上在学し、所定の要件を満たしながら16単位以上を修得し、必要な研究指導をうけた上で博士論文の審査及び最終試験に合格することとなっている。学位の授与の前提として、個別授業科目毎に成績判定・単位認定を行っているほか、さらに修了にあたっては、キャンディデイト試験及び博士論文審査を経た上

で、博士学位取得に必要な要件（外部発表論文などが2本以上あること等）を満たしているかどうか、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会にて審議を行う仕組みとなっている。

博士論文の作成過程においては、1年次修了時には、先行研究を含む「サーベイ報告書」の作成を必須とし、2年次のキャンディデイト試験については、査読論文1本の提出と外国語（英語）試験を課し、3年次に「博士論文審査」を行い、博士号を授与するに足る水準にあるものに対して学位の授与を行うものとなっている。サーベイ報告書の審査、キャンディデイト試験の認定及び博士論文審査においては、必ず複数の教員が審査を担当し、学位授与基準に基づいて審査を行うこととしており、学位審査の透明性・客観性を適切に維持することとしている。

なお、キャンディデイト試験については2017年度からTOEICを活用することし、合格ラインとして受験日1年以内のスコアを680点とし、クリアした学生は一般英語試験を免除することとした。専門英語試験は引き続き実施し、2018年度入学生からはTOEICと専門英語試験のみとすることとなった。

これらの博士学位審査にあたっての基準については、「戦略経営研究科博士学位審査に関する取扱要領」において明文化している。同取扱要領については、2017年度より履修要項に掲載し、学生に対して明示している。あわせて、博士学位取得に至るまでのプロセスが一覧できる資料を掲載し、学生に対しても周知を行うことで社会人学生のスケジュール作成に資するものとしている。

2010年度の開設以来の学位授与状況については以下のとおりである。

[戦略経営研究科博士後期課程ビジネス科学専攻 学位授与状況]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ビジネス科学専攻	0名	2名	1名	0名	2名	1名	3名	3名	2名	1名

※大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は2010年4月設置

### <点検・評価結果>

成績評価及び、単位認定、および学位授与を適切に行うための措置が取られている。また、学位授与にあたっては厳格な審査プロセス及び学位授与基準を設け、客観的かつ透明性に配慮した学位審査を行っているため、適切であるといえる。

### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

### ＜現状説明＞

#### ○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、研究の国際的通用性を高めるために、学生の研究内容が外国の先行研究を含めた研究成果も反映した水準となるよう指導を行っており、そのことを前提に入学選考及び博士学位候補資格認定（キャンディデイト）試験の制度設計を行っている。

入学試験においては、一般入試・学内推薦いずれにおいても第二次選考（学内推薦対象者については第一次選考を免除）において、英語運用能力を確認しており、2019年度入試以降は出願書類において、過去2年以内に受験した外部英語試験（TOEIC）のスコアの提出を必須としている。

キャンディデイト試験においては、英語による筆記試験と査読論文審査を実施しており、筆記試験については一般英語試験と専門英語試験の2種類を、論文には英文の概要をつけることを課している。このうち、一般英語試験については、2017年度からは合格ライン（受験日1年以内のTOEICのスコア680点）をクリアした学生については当該試験を免除、2018年度入学生からは全面的にTOEICスコアを用いることとした。専門英語試験は、本専攻の専任教員がキャンディデイト試験を受験する学生の専門分野に関して出題する形式を継続している。

これら、入学試験及びキャンディデイト試験の実施にあたり外部英語試験を導入することで、試験結果の客観性・妥当性を高めるとともに、受験者の利便性の向上も企図している。

#### ○外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、有職の社会人を入学対象としている教育課程のため、留学ビザでの就学を前提とした特別入試の実施や教育課程上の配慮は行っていないが、指導教授による教育研究指導のなかで対応を行うこととしている。なお、これまで大学院博士後期課程ビジネス科学専攻において、外国人の学生の受け入れ実績はない。

#### ○国外の高等教育機関との交流の状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は、本学として交流協定を締結している教育機関との交流の対象となっているが、有職の社会人を入学対象としている教育課程のため、現在のところ海外の大学との学生の交流実績はない。なお、教員における状況については、戦略経営研究科戦略経営専攻の「点検・評価報告書」をご参照頂きたい。

### ＜点検・評価結果＞

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては、学生の研究内容が外国の先行研究を含めた研究成果も反映した水準となるよう指導を行い、また入学試験及びキャンディデイト試験において英語の試験を課すことにより、教育課程の国際的通用性を高めるための取り組みを行っている。なお、本専攻は有職の社会人を対象としているため、留学ビザでの就学を前提とした特別入試の実施や教育課程上の配慮、並びに国外の高等教育機関との交流は現在のところ行っていない。

### ＜長所・特色＞

特になし。



### ＜問題点＞

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻は、有職の社会人を入学対象としている教育課程のため、現在のところ海外の大学との学生の交流実績はない。学生の研究の国際通用性を高めるためには、今後海外の大学との学生同士の交流を図っていく必要がある。

### ＜今後の対応方策＞

戦略経営研究科戦略経営専攻では、2022年度にAMBA（The Association of MBAs）より国際認証を受けた。今後は同じAMBAの認定校間においてMBA学生同士の交流を図ることを予定しており、その際に博士後期課程ビジネス科学専攻の学生も協定校の博士課程の学生との交流を図れるように検討していく。

点検・評価項目⑦：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

### ＜現状説明＞

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、学位授与の方針において「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」を学位ごとにそれぞれ明示している。具体的には、博士（経営管理）においては、「『総合的マネジメント力』を身につけ、一般に経営学における経営管理の観点から、体系化された研究を実行できる知識・能力」、博士（学術）においては「『総合的マネジメント力』を身につけ、経営管理の範囲にとどまらない学術的な研究を実行できる知識・能力」と明示されている。なお、「総合的マネジメント力」とは、戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決する能力である。

本専攻における学習成果の把握・可視化に係る取り組みとして、2021年度に学位授与の方針と各授業科目の連関を示したカリキュラムマップを作成しており、授業科目による教育活動について、学位授与の方針に示した「修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度」の実質化を点検・評価する土壌を整えたところである。

また、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、1年次修了時に「サーベイ報告書」の提出を課し、2年次に博士學位候補資格認定（キャンディデイト）試験（年度に2回実施予定）を実施した上で、3年次で博士論文審査を行うことにより、学生の研究の進捗を確認することで、学生における教育研究上の効果を検証しようと努めている。そこで、2022年度より博士論文の審査項目について、その到達度を数値としても把握することができる「到達度評価表」を導入した。なお、この「到達度評価表」は、論文審査項目と学位授与の方針と関連性を示したものとなっており、学位授与の方針に明示した学生の学習成果を適切に把握することを企図して設計されている。今後は、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会等において評価の適切な実施・それらから蓄積されたデータ等の確認を行うことで、個別の研究指導を含む改善・向上に資するためのサイクルの更なる整備につなげていく。

加えて、キャンディデイト試験の受験にあたっては、要件を満たす外部発表論文などが1本以上あること、博士學位請求にあたっては要件を満たす外部発表論文などが2本以上あること

が必要であり、客観的にこのような能力が修得できているかを評価することができる。そして博士学位申請論文審査においては、複数の本専攻専任教員および1名の外部審査員が以下の点について審査を行うことで、博士学位請求論文が博士（経営管理）あるいは博士（学術）を取得するのにふさわしい学習成果を反映しているかどうかを測定している。

- (1) 論文の独創性
- (2) 実務への適合性
- (3) 論文構成の明晰性
- (4) 研究手法の適切性
- (5) 課題に対する結論の妥当性
- (6) 先行研究に対する検討度
- (7) 論文の学問的意義
- (8) 専門用語の使用に関する適切性
- (9) 脚注、注記、引用・参考文献の適切性
- (10) 論拠となるデータの信頼性、図表の正確性と適切性

また、学生の研究状況に係る自己評価については、在学生に対するヒアリングを通じ、個々の学生における学習成果について確認を行っており、ヒアリング結果についてはビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会及び教授会において共有している。

2021年度までの学位授与者は15名であることから、現状において修了後の追跡調査等を行っていない。しかしながら、うち1名は2016年度より客員教授として本研究科戦略経営専攻の授業を担当しているほか、そのほかの修了生について本研究科の教育活動への協力の依頼を行っているなど、修了後も関係性を継続し、修了後の状況について把握ができています。

#### <点検・評価結果>

学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標は適切に設定されている。また、2022年度より論文審査項目と学位授与の方針と関連性を示した「到達度評価表」を導入しており、評価の適切な実施とその検証を重ねることで、学習成果の可視化及びその評価を行っていく。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、少人数による授業と研究指導が中心となっているため、現在のところ授業評価アンケート等を実施していないが、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会の委員長（研究科長）と研究科長補佐により、在学生に対する面

談調査を不定期に実施し、研究状況の把握と意見・要望の確認を行い、カリキュラムや指導体制の改善を検討する際の材料として活用している。

#### ＜点検・評価結果＞

教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価が行われている。

#### ＜長所・特色＞

本専攻に在学する学生に対して、ビジネス科学専攻の委員長（研究科長）と研究科長補佐が面談を行い、研究の進捗状況やその他相談事項および本専攻への意見・要望について把握する機会を設けている。

#### ＜問題点＞

特になし。

#### ＜今後の対応方策＞

今後もビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会の委員長（研究科長）と研究科長補佐による在学生の面談を実施し、カリキュラムや指導体制の改善を検討していく。

### ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

#### ＜現状説明＞

##### ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり設定している。

#### 入学者受け入れの方針

##### ＜求める人材＞

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、戦略経営に関するアカデミックな知見や研究方法論に関する深い理解に基づき、実務上の課題を自ら設定し解決することを目指している人材を求めています。

具体的には、

- ・企業で既に経営の一端を担い、かつ実績をあげており、これまでの専門性を集大成するための論考の作成を行いたいと考えている人
- ・経験的知識としてビジネスに関わる知識を十分に持っているが、これまで蓄積した暗黙知を理論的に整理し、学術研究・高等教育のキャリアへの移行を考えている人
- ・環境の変化と社会的な要請を重視しながら、実践的で応用性の高い研究に取り組みたい人
- ・日常的な業務において直面する実務的な課題を持ち、専門性を保ちつつも、より広い「総合的な」視点に立ち、「実践的な」研究を行いたい人を想定しています。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、上述の人材像に即して入学前に以下の知識・能力を有していることが求められます。

- ・知識を活用し、課題の発見、解決にいたるプロセスを見つけるための論理的思考力
- ・論理的な思考により構築した理論を他者に理解させるための文章力
- ・理論・意見・主張を他者に伝え、訴えるための表現力

・海外での先行研究等を調査するための語学能力  
また、上述のような人材像を想定しているため、入学時点で就業経験5年以上という出願条件を設定し、いわゆる修士新卒者（社会人としての就業経験が無い修士相当課程修了者）の受け入れは行なっていません。

上記のアドミッション・ポリシーについては、本学公式 Web サイトをはじめ、入学試験要項、履修要項に掲載し、学内のみならず社会に対しても広く公開しているほか、入試説明会、公開講座での説明を通じて周知を図っている。

#### <点検・評価結果>

学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえて入学者受け入れの方針が設定され、適切な方法にて公表がなされている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）

評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

#### <現状説明>

##### ○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

学生募集活動については、本学公式 Web サイトによる最新情報の発信のほか、入試説明会や、各種イベントに対応した Web・新聞・雑誌広告などの媒体広報や本学公式 Web サイトの充実を行い、情報の発信と学生の確保に努めている。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の志望者を対象とする入試説明会については、戦略経営専攻の在学学生を対象とする学内説明会を実施している。

また、入学者選抜の方法は次のとおりである。なお、受け入れ対象を企業等での実務経験を有する者としていることから、書類審査や面接試験等を通じてこれまでの職務経験をはじめ、戦略経営研究科における学修・研究の目的、それを踏まえた今後のキャリアプラン等を十分確認している。

募集時期は4月入学対象に年1回となっており、①入学時点で5年以上の就業経験を有する者を対象とする一般入試、②戦略経営研究科戦略経営専攻において「論文」を執筆した者で、受験時点で修了後5年以内または修了見込み者を対象とする学内推薦の2種類の入試形態を採用している。

具体的な入学者選抜方法は、一般入試においては志願者経歴書及び研究計画書等に基づく書類審査により第一次選考を行い、その上で筆記試験と口述試験による第二次選考を行うという二段階の選抜方法を採用している。他方、学内推薦については、二段階選抜は行わず書類審査（志願者経歴書、研究計画書等）及び口述試験により選抜を行っている。なお、2019年度入学学生より、いずれの入学者選抜においても、出願書類に過去2年以内に受験した外部英語試験（TOEIC）のスコア提出を必須とし、英語運用能力を確認している。

### ○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

入学者の選抜に際しては、教授会で定めた方針の下、専任教員によって構成される入試・広報委員会によって、選抜試験の実施、採点、合否判定を行うことにより、透明性、客観性を適切に維持している。また、各選考の結果等を受けて、選抜基準・選抜方法については入試・広報委員会において定期的に検討するとともに、必要があればワーキンググループを編成し、時宜に照らした検討を行っている。委員会において検討した結果については教授会に提案し、教授会で審議または報告する体制を採っている。

### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。戦略経営研究科では、このガイドラインに基づき身体に障害のある者に対しても受験の機会を確保している。なお、受験に際して特段の配慮が必要な学生については、戦略経営研究科事務課が個別に状況を確認し、「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」に基づいて、合理的配慮の提供や必要な措置を講じることとしている。

#### <点検・評価結果>

入学者受け入れの方針に基づき、適切な学生募集方法及び入学者選抜方法が採られており、入学者選抜の実施にあたっては、教授会で定めた方針の下、入試・広報委員会によって選抜試験の実施・採点・合否判定を行うことにより、透明性、客観性を担保している。また、全学のガイドラインを踏まえて入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜が実施されている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性  
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

#### <現状説明>

○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻については、2022年5月1日時点で、収容定員36名に対し在籍学生数11名となっており、収容定員に対する学生数比率は0.31となっている。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、2010年の開設以来、入学者が入学定員を大きく下回る状況が続いている。入学後の授業料に係る経済的負担が大きいことが依然として学生募集上の大きな課題となっており、この点については継続的に検討と学内調整を行っている。さらに、社会人学生であるため学位取得までに時間がかかり、途中で研究を断念する学生が多いことも、進学することに躊躇する理由であると考えられる。入学定員及び収容定員の見直しも視野に入れて、人数の適切性について確認する必要がある。

なお、入学後の経済支援として、ビジネス科学専攻では、公益財団法人白門奨学会の奨学生へ推薦により給付奨学金（年額 20 万円）を得ることが可能となっている。

#### <点検・評価結果>

以上のように、本専攻では、定員を設定して学生の受け入れと管理をおこなっているものの、収容定員・入学定員ともに充足できておらず、適切な管理が必要である。入学定員の見直しも含めた改善の余地がある。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

博士学位取得までにかかる経済的・時間的負担によって、入学を躊躇する学生や入学しても途中で継続を断念する学生が多いのが実情であり、改善を要する点である。

#### <今後の対応方策>

職業的な知見を高度な学問的研究成果としてまとめ上げることを通して養成される「総合的マネジメント」能力は、社会からも強く求められている。

一方で、先に述べたように経済的負担が大きいことや、有職者が研究に費やすことができる時間が少なく、学位取得にまでに時間がかかる（平均して6年以上）ことが、入学者が増えない原因であると考えられる。今後は、入学前に一定の研究成果をあげることを学生に求める（例えば、戦略経営アカデミーのプレDBAコースは、博士後期課程とは全く異なる枠組みではあるが、入学前の研究準備に相当するものであり、こういった枠組みを活用する）等の工夫を通して、博士学位取得までにかかる時間を短縮する方策について検討する。また、抜本的に入学定員の見直しも検討すべきと考える。

**点検・評価項目④**：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

##### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻では、各種入試の結果等をもとに、主として入試・広報委員会の下で学生募集方法及び入学者選抜方法の検証を行っている。委員会において検討した結果については、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会並びに教授会に提案し、審議または報告する体制をとっている。

検討結果に基づく具体的な改善事例としては、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の学内推薦について、制度の見直しを行い、修了見込み者及び直近の修了生に限定していた出願資格を、2014年度入学生選考から修了見込み者及び修了後5年以内のものに緩和したことがあげられる。また、2016年度には、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の英語の入試問題について、他大学の実施状況や受験生の負担の軽減を考慮して、外部英語試験（TOEIC）を導入することを決定した。

<点検・評価結果>

学生の受け入れの適切性については、入試・広報委員会において、適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上が行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学院の教員・教員組織

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<視点の1は割愛>

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

<現状説明>

○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）

本学の教員の任免・昇格に関する基準・手続きについては、中央大学専任教員規程、中央大学教員任用審議会規程、中央大学特任教員に関する規程等の任用形態毎の規程及び各教授会の募集・任用・昇格等に関する内規で規定されている。

戦略経営研究科では、戦略経営研究科専任教員の任用及び昇格等の基準に関する内規、戦略経営研究科専任教員採否決定及び専任教員昇格決定の手続きに関する内規、戦略経営研究科教員人事の決定に関する内規、戦略経営研究科特任教員の任用に関する内規、戦略経営研究科任期制助教の任用等に関する内規、戦略経営研究科人事計画及び採用に関する委員会内規等の内規に専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きを定め、大学としての任用等に関する規程とこれらの内規に基づいて、教員の任用を行うことで公平かつ適切な運用を確保している。

大学院博士後期課程ビジネス科学専攻における研究指導教員の任用手続きについては、戦略経営研究科ビジネス科学専攻における主指導担当に関する任用基準にて必要となる教歴及び学位、研究業績等を明確に定めている。

具体的に、2022年5月1日現在で、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻においては12名の専任教員を配置している。なお、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻を担当している12名のうち2名は2022年度で定年退職となるが、退職となる教員と同じ研究分野でビジネス科学専攻担当の資格要件を満たす2名の教員の任用がすでに決定している。

<点検・評価結果>

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、研究科担当教員の資格の明確化し、それに基づく適正な教員配置がなされている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

## 専門職大学院法務研究科

## ◇大学院の理念・目的、教育目標

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

## ＜現状説明＞

## ○人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

## ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づき、理念・目的を中央大学学則第2条において「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もつて個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献すること」と掲げている。その上で、本学における専門職大学院は、中央大学大学院学則第3条の2第2項において「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を使命としている。

これらを踏まえて、本研究科では、教育研究上の目的を「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」（中央大学専門職大学院学則第4条第1号）と定めるとともに、本学の伝統と実績を継承し、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の精神を貫くべく、次の4つを「教育理念」として示している。

1. 市井にあまねく法律サービスをいきわたらせるため、市民が必要としている身近なホームドクター的な法曹を養成する。そのため、ホームドクター的な法曹に期待される、市民の日常生活に関わる法分野における幅広い法律知識、問題解決能力を養うとともに、豊かな人間性及び高い倫理観を涵養する。
2. 高度化・多様化した現代社会のニーズに応える専門法曹を養成する。かかる法曹に必要とされる、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制などの専門的な法分野における新しい知識、分析能力及び問題解決能力を涵養する。
3. 日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力をもつ法曹を養成する。
4. 国民のニーズに十分応え得るレベルにまでわが国の法曹を質的・量的に拡充するため、前述のような優れた資質を備えた法曹を多数輩出するよう努力する。法曹輩出の伝統を有する本学にとって、このような司法制度改革の目標達成に貢献することは社会的使命でもある。

このように本研究科においては、養成する法曹像として、幅広い法律知識と問題解決能力を有し、豊かな人間性と高い倫理観を備えることで、高度化・多様化した現代社会のニーズに応え得る法曹を掲げている。

また、以上の教育理念に基づき、学位授与の方針に養成する人材像として、具体的な6つの



「養成する法曹像」のモデルを次のように提示している。

- ①市民生活密着型ホーム・ローヤー
- ②ビジネス・ローヤー
- ③渉外・国際関係法ローヤー
- ④先端科学技術ローヤー
- ⑤公共政策ローヤー
- ⑥刑事法ローヤー

養成する法曹像として具体的なモデルを提示することは、個々の学生がより明確な目的意識を形成し、自主自律的に学修する契機として機能している。そして、本研究科においては、様々な取り組みを通じて個々の学生の目標実現に向けて強力なサポートを展開している。

以上のとおり、本研究科の教育研究上の目的及び教育理念は、本学の理念・目的を踏まえたものであり、その内容は専門職大学院設置基準第2条第1項に定める「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」という専門職学位課程の目的にも則ったものである。

#### <点検・評価結果>

本研究科では、本学の建学の精神及び理念・目的を踏まえた上で、研究教育上の目的及び4つの教育理念を明確に設定するとともに、これらの理念に基づく6つの「養成する法曹像」を具体的な形で提示している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点2：社会への公表方法

#### <現状説明>

##### ○構成員に対する周知方法とその有効性

本研究科の教育研究上の目的については、中央大学専門職大学院学則第4条第1号において「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定めている。さらに、この「法曹養成」をより具体化したものとして、6つの分野の「養成する法曹像」を明示しており、これは「中央大学大学院法務研究科（法科大学院）設置認可申請書」にも記され、設立当初から目的として掲げている。本研究科の教育研究上の目的については、具体化された「養成する法曹像」として、「CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK」（以下、「ガイドブック」という。）に毎年掲載して学内外に配布しているほか、本学公式Webサイトにも掲載している。なお、「養成する法曹像」については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において「養成する人材像」としても明記している。

さらに、履修要項において、「養成する法曹像」に即した6つの科目履修プラン（以下、「履修モデル」という。）を示すほか、2022年度に大幅にリニューアルした本学公式Webサイトとガイドブック等には6つの法曹像それぞれの分野で活躍している修了生法曹を紹介し、養成す

る人材像を具体的にイメージできるようにするとともに、法科大学院進学希望者へのキャリア意識を高めることも企図している。また、年度初めのオリエンテーション、キャリアガイダンスにおいて6つの法曹像を示し、実務家講演会等においても多様な法曹を招いて実施することにより「養成する法曹像」についての理解を促進している。

教職員に対しては、毎年度発行される履修要項やガイドブックを配布して非常勤教員を含めて周知しているほか、専任教職員にはFD研究集会等で、さらに理解を深めている。

### ○社会への公表方法

本研究科の教育研究上の目的は「養成する法曹像」として、ガイドブックに毎年掲載して、進学説明会や他機関が主催する合同入学相談会などの機会に配布しているほか、本学公式 Web サイトにも掲載するとともに、本学公式 Web サイトを通じて資料請求があった場合にはガイドブックを発送している。また、本研究科のロゴマークは、本学のロゴマークを基礎に、いわゆる六法 (Constitution, Civil law, Criminal law, Commercial law, Civil procedure, Criminal procedure) の英語頭文字でもある C を 6 つ組み合わせ考案されており、本学の新しい歩みと六法 (法の支配) の広がり、更には本研究科が養成する 6 つの法曹像を重ねてイメージしたものであり、このロゴマークを通じて学内外に発信している。

養成する法曹像の周知状況を測る一つの指標のうち、新入生ガイダンス時に実施している新入生アンケートの結果では、2022 年度入学生の 49.6% が本研究科の養成しようとしている法曹像について知っていると回答している。

### <点検・評価結果>

本研究科の教育研究上の目的は、本学の専門職大学院学則に明記されており、また「6つの法曹像」として具体化して構成員への理解を促している。さらに、本学公式 Web サイトやガイドブック等を通じて広く社会へ公表しており、その周知は適切に行われている。

### <長所・特色> <問題点> <今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

### <現状説明>

#### ○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本研究科における中長期計画については、本研究科の理念を踏まえて、法科大学院将来構想委員会をはじめとした常設委員会において将来構想に関する事項を審議し、教授会において諸施策の設定を行っている。その際、中央大学として受審する機関別認証評価、及び法務研究科独自に受審する分野別法科大学院認証評価における指摘事項も客観的な根拠資料として活用している。

特に、将来構想委員会は、研究科長や研究科長補佐を含めた委員から構成し、法曹制度をめぐる状況をふまえて、本研究科における法曹養成の在り方、学生定員および人事計画、入試政策、法曹継続教育等の将来構想に関する事項について総合的に検討する組織として 2013 年度

から設置している。本委員会の下で、2016年度には、「Chuo Law School Vision 2016 — 中央大学法科大学院中期構想」を定め、同年には本研究科の将来構想を鑑みた際の入学定員の在り方を検討し、教授会に提言した上で、実際に入学定員の変更を行った。直近では2020年度から2021年度にかけて、本研究科における受験者数や入学者数の動向、司法試験合格率の推移、いわゆる「法曹コース3+2」の5年一貫教育制度に対応したカリキュラム改正、及び本学専門職大学院の駿河台キャンパス移転等、様々な要因に伴う教員の中長期人事計画の検討を行い教授会へ提言している。

さらに、本研究科の2019年度から5年間の機能強化構想として、1) 他大学を含む法学部等との連携（FD活動を含む）の強化による段階的・体系的な法曹教育の充実、2) 多様な法曹を輩出するための本学法学部通信教育課程との連携、3) 未修者教育の改善・充実、4) リカレント教育による途切れない法曹教育によるいわば中大法曹コミュニティの充実、5) 英吉利法律学校の伝統をふまえたグローバル社会とりわけアジア諸外国法曹養成機関との連携強化、を掲げており、この結果については毎年度それぞれ所管に委員会において達成度を確認し、次年度へのアクションに繋げている。なお、これらの取り組みについては、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、補助金の加算ポイントとして評価されている。

また、常設委員会の他にも、本研究科において中長期視点で課題と思われる事項への対応について、必要に応じてワーキンググループを設置して集中的な検討を行うこともある。例えば、2018年には、研究科全体の底上げとして、未修者教育の強化を進めるため、未修者教育プロジェクトチームを立ち上げた。このプロジェクトチームでは、2018年度内に議論を重ね、2019年2月に教授会において提言を行っている。この提言を受けて、同年4月17日に「中央大学法科大学院の未修者教育の質の改善についての提言をめぐって」と題するFD研究集会を開催し、本研究科専任教員で意見交換を行った。なお、同提言の特徴としては、①未修者初年次の厳格な成績評価の重要性、②教育改善にあたっての組織的取組の必要性等が挙げられ、これらの事項について、本研究科として継続的に取り組んできている。

教育改善にあたっての具体的な取組みとして、未修者を対象とする「短答演習」を2019年度から実施している。これは、共通到達度確認試験（試行試験も含む）の過去問題を参考として、短答問題を繰り返し演習するものであり、正課外の取り組みではあるものの、学生が授業で学んだ法律の基礎知識を定着させることに寄与している。なお、2022年実施の司法試験結果において修了1年目の未修生の合格率が60%であったことから、この取組みの効果もうかがえる。

加えて、令和元年(2019年)6月26日公布の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正に関する法律」により、いわゆる「法曹コース3+2」の5年一貫教育制度が2020年度から始まり、本研究科では2022年度から対象の学生の受入れを始め、2023年度からは法科大学院在学中受験が可能になるという大きな転換期を迎えている。

これに伴い、本研究科では、この法律等の一部改正の動きに合わせて、本学における5年一貫教育にいち早く対応するため、法務研究科長のリーダーシップの下で、教務委員会においてはカリキュラム改正を、入試・広報委員会においては「法曹コース・早期卒業」の法学部3年生を受け入れるための「5年一貫型選抜」をはじめとする新たな入学試験制度の検討を開始し、運営委員会を経て教授会において慎重に審議を重ね、2021年度中に本学法学部を含む全10大学との連携協定を締結している。なお、詳細については、関連する各項を参照されたい。

他方で、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、キャンパス整備計画の一環として、本研究科を含む専門職大学院が2023年4月に竣工する新たな駿河台キャンパスへ移転するこ

とが、同時期に法学部が多摩キャンパスから茗荷谷キャンパスへ移転することと合わせて本学の中長期事業計画の大きな柱となっている。これにより法学部と本研究科との5年一貫教育が一層促進するとともに、同じ駿河台キャンパスに移転する戦略経営研究科(ビジネススクール)との連携により、法曹リカレント教育を含む高度専門職業人養成の拠点にすることを目指している。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に掲げた2025年度までに達成すべき数値目標である「司法試験累積合格率75%」「司法試験合格者数順位1位」については、2021年度の司法試験合格者数は83名であり、他大学法科大学院を含めた順位は5位、及びそれに伴う司法試験累積合格率70.43%となっている。今後、目標達成に向けて、教育の質的向上の観点からは教務委員会及びFD委員会、入学者選抜の有効性については入試・広報委員会において、様々な施策を検討していく。

### <点検・評価結果>

本研究科では、教育理念に基づき、中長期的計画を適切に設定している。なお、その際には、機関別認証評価及び分野別法科大学院認証評価による指摘事項も客観的な根拠資料として活用するとともに、法曹養成教育の動向や補助金プログラムによる評価等も加味しながら、検討を行っている。

### <長所・特色>

常設委員会以外のワーキンググループ等による提案・提言を中長期計画と連動させることにより、特定の課題に対して柔軟かつ集中的に検討することが可能となっており、未修教育プロジェクトチームによる提言が、未修者の司法試験合格率向上につながるなど、一定の機能を果たしているといえる。

### <問題点>

特になし。

### <今後の対応方策>

現在取り組んでいる未修者教育プログラムについては、「短答演習」における成績と司法試験合格との相関を分析してさらにブラッシュアップして取り組むとともに、その他の中長期的な課題についてもワーキンググループを活用する等、その都度適切な意思決定プロセスを構築し、本研究科におけるPDCAサイクル(計画の実効性)を高めていく。

## ◇大学院における内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応がなされているか

### <現状説明>

#### ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

#### ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本研究科は、中央大学専門職大学院学則第6条第1項に基づき、弛まぬ自己改革を目的として、教授会の下に「自己点検評価委員会」を設けている。自己点検評価委員会は、本研究科の教育研究活動及びその他の諸活動に関する点検・評価を定期的に行い、その内容を教授会に報告して、関連する各種委員会の活動の発展・改善を促すとともに、点検・評価の結果を自己点検評価報告書に取り纏める役割を担っている。取り纏めた自己点検評価報告書については、後述するアドバイザリーボードへ報告して評価及び助言を受けるとともに、アドバイザリーボードの会議概要を付した自己点検評価報告書を教授会に報告し、その後本学公式 Web サイトで公開している。なお、自己点検評価委員会を構成する委員は、法科大学院での教育経験が長い、もしくは、執行部（研究科長・研究科長補佐）の経験がある者を任命し、点検・評価に際して分野による偏りが起こらないように、2022年度5月1日現在、公法系2名、民事系3名、刑事系3名、実務系1名、基礎法学・外国法・隣接系1名、展開・先端系1名の計11名によって構成されている。

また、その他にも、自己改革を目的として設定され、恒常的にこれに取り組む組織として、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会及び人事計画委員会等の常設委員会があり、そこでの検討結果は最終的に教授会に上程されることで有機的に連携し、必要があれば関係部署にフィードバックし、改善・改革に努めている。

これらの内部質保証システムのなかで、例えば中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下での本研究科における単年度行動計画であるアクションプランの進捗・達成状況や、本研究科が設定している「自主設定課題」の点検・評価等を確認し、その結果を踏まえた上で、各委員会の下で今後の方策を検討・実行している。

さらに、同専門職大学院学則第7条に基づき、「中央大学法科大学院アドバイザリーボード」を設置している。本アドバイザリーボードは、主に外部の有識者によって構成され、学校教育法および専門職大学院設置基準の定める教育課程連携協議会としての役割を果たしており、本研究科の自己点検評価報告書及びその他必要資料のチェック並びにアドバイザリーボード会議での意見交換を通じて、本研究科の自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するとともに、専門職大学院学則第7条第2項に定める事項及び教育・運営全般について改善のための忌憚のない意見や助言を提言することとなっている。ここでの助言等を踏まえて、教授会の下で常設委員会において、さらなる自己改革に向けて具体的な施策の検討・実施を行う仕組みが構築されている。なお、2019年度にアドバイザリーボードからの助言を受けて、本研究科の自己点検・評価活動について、諸活動のPDCAサイクルを可視化し、内部質保証システムの強化を図るため、2020年度自己点検評価報告書の様式の改訂を行っている。

このほか、全学的な自己点検・評価システムが構築されており、本研究科も法務研究科組織評価委員会を組織して、全学の枠組みのもと、法科大学院の活動を対象に点検・評価を実施するとともに、諸活動の分野ごとに設置される分野系評価委員会に委員を参画させている。全学の自己点検・評価活動においては、学外の有識者から構成される外部評価委員会による外部評価も行われており、評価結果は教授会において報告され、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策について、教育理念・目標の妥当性をも含めて法務研究科の活動全般について検証する仕組みを備えている。

このように、制度的に本研究科における自己点検・評価の仕組みを整備している一方で、新

型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降においては、アドバイザリーボード会議を対面で開催できておらず、内部質保証システムが十分に機能しているとは言い難い状況である。

#### ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

本研究科は、2008年度、2013年度及び2018年度において、公益財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受審し、同財団に定める法科大学院評価基準に適合していると認定されている。

しかしながら、2018年度に実施した法科大学院認証評価では、日弁連法務研究財団から、「最近の当該法科大学院における出願者、入学者の動向と修了者の司法試験合格率の推移は樂觀すべき状況ではない」旨の厳しい指摘を受け、学生が本研究科での学修の中で司法試験に合格し得る基礎知識・能力を着実に身につけられるように、2020年度に進級要件としてのGPA基準を厳格化するとともに、修了要件としてのGPA基準を新たに設けるなど、改善に向けて適切に対応している。

さらに、2018年度の各評価基準項目別の評価結果において、A+、A、B、C、Dの多段階評価項目の内、C評価を受けた項目が5項目あり、特に「入学者の多様性の確保」「教員のジェンダーバランス」「厳格な成績評価の実施」の3項目は、2013年度にもC評価を受けているため、重点的に進捗を検証し、組織的な改善に取り組んでいる。指摘事項への具体的な対応については、それぞれ関連する項を参照されたい。

なお、本学で受審した2009年度及び2016年度の機関別認証評価においては、本研究科に係る特段の指摘・勧告は受けていない。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、本研究科では、自己点検評価委員会をはじめとした常設委員会において、不断の自己改革を行っており、その活動のプロセスについては、自己点検評価委員会において点検・評価の上、報告書に取り纏め、本学公式Webサイトに公表している。また、主に外部有識者によって構成され、教育課程連携協議会の役割を果たすアドバイザリーボードも設置しており、その自己点検・評価活動の客観性・妥当性も担保している。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度以降アドバイザリーボード会議を対面で開催できておらず、内部保証システムが十分に機能しているとは言い難い。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

2020年度以降、アドバイザリーボード会議を対面で開催できておらず、内部保証システムが十分に機能しているとは言えず、早急に対処する必要がある。

#### <今後の対応方策>

まずは、自己点検評価委員会を中心に、2022年度内に、アドバイザリーボードが開催されていない年度の本研究科における活動の点検・評価を改めて実施し、自己点検評価報告書を整理した上で、アドバイザリーボード会議を対面またはそれに準ずる形式で実施し、内部質保証システムの機能改善に努める。また、今後、新型コロナウイルスの感染症の蔓延等予期せぬ事態

が起きた場合の対応策も含め、自己点検・評価活動の継続性が損なわれることがないよう、研究科運営計画の見直しを図り、自己点検・評価活動の実施体制を再構築・強化する。

### ◇大学院の教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### <現状説明>

##### ○教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

法務研究科は、2004年に、現代社会における複雑かつ多様化したニーズに十分対応できる法曹人材の養成を目指す司法制度改革と、社会経済の高度化・グローバル化に伴う高等教育とりわけ大学院における高度専門職業人の養成機能を備えた専門職大学院の創設が求められたことを背景に、双方の機能を備えた、新たな法曹養成制度の中核として、理論と実務を架橋する高度な法学教育を行う専門職大学院「法務研究科法務専攻(専門職学位課程)」として開設された。

これは、本学が1885年に、実地応用を重んずる法学教育を通じて近代社会に相応しい人材を育成することを目的に「英吉利法律学校」として創設されて以来、その建学の精神に基づき、社会に根ざした実践的な法律学の追求や新しい時代のニーズに合った教育を実施するなど、多年にわたって培ってきた学術的伝統をさらに充実・発展させるとともに、高度化・多様化する社会の要請に応えうる高度専門職業人の養成およびその資質向上に積極的に取り組んできた系譜に連なるものであり、本学の理念・目的に適ったものである。

##### ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

学問の動向への配慮としては、例えば2021年の民法・不動産登記法の改正に伴い、この内容を検討する授業科目を2018年度から法律基本科目群に「改正民法解説」等を設置するなど、法改正に伴う学問の動向を常に注視し、時宜に適ったカリキュラム改正等の対応を行っている。

また、社会的要請への配慮としては、先に述べたように、法科大学院制度は、現代社会における複雑かつ多様化したニーズに十分対応できる法曹人材の養成を目指す司法制度改革と、社会経済の高度化・グローバル化に伴う高等教育とりわけ大学院における高度専門職業人の養成機能を備えた専門職大学院の創設が求められた大学院制度改革等の社会的な要請を背景に誕生しており、本学においても、建学の精神における「実地応用」を重視する実践的な立場から、この要請に応えるとともに、「法科の中央」と呼ばれる伝統的な法曹養成をさらに発展させることを目的として2004年に本研究科を開設している。その後、さらに社会の高度化・多様化が加速的に進むなかで、本研究科が毎年多くの高度専門職業人を輩出していることを踏まえると、それ自体、社会の要請に対応していると言える。

さらに、近年では、令和元年(2019年)6月26日公布の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正に関する法律」に基づき、大学法学部等と本研究科における教育との円滑な接続を図るため、5年一貫教育に向けたカリキュラムの見直し及び本学法学部を含む全10大学との法曹養成連携協定の締結、並びにこれらを踏まえた入学者選抜の検討等

を実施し、既に2022年度には5年一貫教育の課程に属する学部学生を入学生として受け入れている。

国際的環境等への配慮としては、英吉利法律学校の伝統をふまえて、我が国の法曹のあり方をグローバルな視点から学ぶため、法科大学院の開学以来、英米法科目を複数展開するとともに、グローバル化の進展の中でアジア法に関する科目を充実させてきた。また、提携するロンドン・ミドルテンプルやボストン大学の協力の下で、実際に海外で研修を行う「Study Abroad Program(SAP)」を正課の授業として展開している。

また、2019年度から開講した「国際民事紛争解決の基礎」及び「国際仲裁の実務」では、当該分野における国際的な仲裁の実務経験を有する著名な外国人法律家を含む専門家を招聘し、特に「国際仲裁の実務」では、本学専門職大学院のもう一つの研究科である戦略経営研究科の学生にも受講を認め、履修者の多様性を高め、より実務と理論の融合した国際性の涵養を目指している。

#### <点検・評価結果>

上述のとおり、本研究科は、本学の理念・目的を踏まえた教育研究組織となっており、また、学問の動向、社会的要請及び国際的環境等への配慮した対応を行っている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

前掲「内部質保証」で記載のとおり、本研究科では、自己点検評価委員会を中心とした自己点検・評価活動を毎年実施し、その報告書を公表するとともに、主に外部の有識者からなる独自のアドバイザリーボードによってチェックを受ける体制を整えており、教育研究組織の妥当性もその対象となっている。その他にも、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会及び人事計画委員会等の常設委員会において、教育研究組織に関する所管事項について、定期的な点検・評価に取り組んでおり、そこでの検討結果は最終的に教授会に上程されることで有機的に連携し、改善・改革に努めている。

また、専門職大学院学則第8条では第三者評価機関による評価を義務付けており、その評価結果も本研究科の教育研究組織の妥当性を確認する客観的な根拠として活用している。

#### <点検・評価結果>

本研究科では、教育研究組織の点検・評価についても、自己点検評価委員会をはじめとした常設委員会において、不断の自己改革を行っている。

また、アドバイザリーボードや認証評価における指摘・助言についても、本研究科の自己点



検・評価活動において、教育研究組織の妥当性を確認する客観的な根拠として活用している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇大学院の教育課程・学習成果

＜点検・評価項目⑨は専門職大学院項目のため割愛＞

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

＜現状説明＞

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本研究科では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、事実、経験、実践を重視する実学主義を法学教育に適用して、幅広い知識はもちろん、的確な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観をもった法曹の養成を目指し、以下のとおり、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

＜養成する人材像＞

法科大学院は、「實地應用ノ素ヲ養フ」という教育理念に基づき、事実、経験、実践を重視する実学主義を法学教育に適用して、幅広い知識はもちろん、的確な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観をもった法曹を養成します。

具体的には、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト（1.）及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリスト（2.～6.）を養成します。

1. 市民生活密着型ホーム・ローヤー
2. ビジネス・ローヤー
3. 涉外・国際関係法ローヤー
4. 先端科学技術ローヤー
5. 公共政策ローヤー
6. 刑事法ローヤー

これらは主として弁護士を念頭に置いた法曹像ですが、冒頭の趣旨は裁判官や検察官にも当てはまるもので、人間や社会についての深い洞察力を備えた心豊かな裁判官や検察官の候補者を養成することも重要な目標です。

＜修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度＞

法科大学院では、所定の教育課程を修め、次のような能力を修得した人材に対し、法務博士（専門職）の学位を授与します。

1. 市民生活密着型ホーム・ローヤー  
市民生活に根ざした法曹として必要な、消費者法、労働法、社会保障法、裁判外紛争解決制度などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。
2. ビジネス・ローヤー  
ビジネスの最先端の現場で発生するさまざまなニーズに即応する法曹として必要な、国際取引法、事業再生法、倒産法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。
3. 涉外・国際関係法ローヤー  
国際的に活躍できる法曹として必要な、国際私法、国際経済法、国際取引法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。
4. 先端科学技術ローヤー  
知的財産戦略や先端科学技術などの分野を担う専門法曹として必要な、知的財産法、IT社会と

法、英米契約法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

5. 公共政策ローヤー

公共政策分野に強い法曹として必要な、政策形成と法、実務行政訴訟、租税法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

6. 刑事法ローヤー

刑事法分野の先端的テーマを取り扱うことができる法曹として必要な、経済刑法、社会安全政策と法、少年法、矯正と法などの知識を身につけ、実務に活かすことができる。

なお、本方針は、本学公式 Web サイトや履修要項に掲載し、学生、教職員へ周知を図っているだけでなく、入学時の履修手続ガイダンスにおいて、科目履修プランとして説明を行っている。特に、養成する人材像については、学内の掲示板等に6つの法曹像を表している本研究科独自のロゴマークを掲示し、日常的に理解の促進を図っている。

学外に向けては、本学公式 Web サイトを通じて、広く社会に公表しているほか、入試説明会等を通じて本研究科への受験を考えている方々への説明も行っている。

また、本研究科では、学位授与の方針に基づき、学生の段階的な学修に資するよう、法律基本科目および実務基礎科目の一部について、各学年の終了時まで習得すべき事項を「中央大学法科大学院到達目標」（以下、「到達目標」という。）として定め、本学の授業支援システム「C plus」上に掲載し、周知している。

#### <点検・評価結果>

本研究科では、本学の教育理念を踏まえて、学位授与の方針を定め、適切な方法で公表している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか

評価の視点1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

#### <現状説明>

○教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本研究科では、学位授与の方針及び到達目標を踏まえ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、学生が修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を修得することができるようなカリキュラムの提供に配慮している。すなわち、学位授与の方針で定めた6つの法曹像は、そのいずれの法曹を志す上でも、社会のあらゆる面で発生している法律紛争に対応し得る高度な法的知識はもとより、幅広い知識や適切な問題解決能力、豊かな人間性、高い倫理観等が求められるため、これらの知識や能力、態度の涵養に向けた授業科目全体の基本構成及び体系性を確保し得るような、教育課程編成・実施の方針を設定している。

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

#### <カリキュラムの基本構成>

本学法科大学院（法務研究科法務専攻）のカリキュラムは、学生が修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を修得することができるよう、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群の4つの科目群から構成されています。

法律基本科目群では、リーガル・ジェネラリストの養成と、リーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に共通のコアとなる公法系、民事系、刑事系といった基本法領域を重視し、その体系的な理解を深めるとともに、知識の定着を目指します。

実務基礎科目群では、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップなどの実習の要素の強い科目を通じて依頼者の抱える法律紛争の解決や法曹倫理の具体的事例に関する実践的な教育訓練を行います。

基礎法学・外国法・隣接科目群では、本学における法曹養成と比較法研究の歴史と伝統を活かし、法のあり方をグローバルな視点で学びつつ、わが国の法曹資格に加えて、外国法曹資格を取得する素地を築きます。

展開・先端科目群においては、リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するため、多彩な展開・先端科目を開設し、実務家教員を交えて、発展的・先端的な法領域に関する理論的・実践的な教育を提供します。

#### <カリキュラムの体系的性>

1年次において法律基本科目群のうちの入門科目により基礎を涵養したうえで、2・3年次において法律基本科目群のうちの応用科目及び実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群、展開・先端科目群を履修します。また、「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を提示し、体系的・効果的に履修ができるよう科目を配置しています。1年次から2年次および2年次から3年次への進級時には、GPA等により進級判定を行い、要件を満たした場合にのみ進級できることとしています。

この教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、履修要項に記載して学生に明示しているほか、ガイドブックでは2022年度からカリキュラム概念図も用いて分かりやすく進学希望者へ周知すると共に、同様の内容は本学公式Webサイトに掲出し、広く公表している。

なお、2022年度より、学位授与の方針に基づく学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラムマップを作成し、本学公式Webサイトに掲載している。

#### <点検・評価結果>

本研究科では、学位授与の方針に基づき、教育課程編成・実施の方針を定めており、その関連性は適切なものとなっている。また、教育課程編成・実施の方針については、履修要項やガイドブック、本学公式Webサイトを通じて公表している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### <評価の視点2、5は割愛>

評価の視点1：順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

評価の視点4：各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<p>評価の視点6：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
---

＜現状説明＞

○順次性のある授業科目の体系的配置について（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本研究科では、法曹を養成するという専門職大学である法科大学院の趣旨に鑑み、教育研究上の目的及び学位授与の方針にしたがって、養成する人材像を具体的に示すモデルとして、市民に身近なリーガル・ジェネラリスト及び社会のニーズに応えるリーガル・スペシャリストとしての6つの法曹像を掲げている。また、その学位授与の方針を踏まえた教育課程編成・実施の方針に基づき、学生が修了にあたって備えるべき知識・能力・態度を修得することができるようなカリキュラムの設計にも十分に配慮している。

まず、法曹において求められる基礎的かつ汎用的な法学的学識・能力の涵養に向けては、「法律基本科目群」を置き、専門法曹養成のコアとなる知識を身につけるための科目を、「公法系」「民事系」「刑事系」「総合系」に分類・配置することで、体系的な理解がなされるように配慮している。特に、「総合系」の1年次に配当される「生活紛争と法」については、未修入学者に法曹実務についての具体的なイメージをもたせることを企図した導入科目であり、民事・刑事双方の分野についてワークショップ形式を取り入れた授業を展開し、2年次以降に開講される民事系、刑事系の各科目の履修に向け、学生に体系的な履修・学修を意識させる役割も果たしている。

次に、実務法曹として活動するにあたり、その基礎となる知識・能力を実践的に養うための科目群として、「実務基礎科目群」を設置している。この科目群には、法曹として活動するにあたり必須となるリサーチ能力の涵養を目的とする「法情報調査」や、法曹として不可欠な高い倫理観を涵養する「法曹倫理」を置くとともに、紛争解決に必要な能力の涵養にあたり実践的な教育を行う「模擬裁判」「リーガル・クリニック」をはじめとする臨床科目を配置している。

さらに、法曹としての活動を支える幅広い知識の涵養を主たる目的として、「基礎法学・外国法・隣接科目群」を置いている。この科目群では、「法哲学」をはじめとする基礎法学科目に加え、外国法や企業活動における紛争予防・解決の基礎となる科目を設置していることが特色である。

そして「展開・先端科目群」は、複数の分野にまたがる領域を扱う科目、リーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に向け、発展的・先端的な法領域に関する科目等を6つの法曹像に即して多彩に設置することで、社会の多方面にわたる高度な法的知識を涵養するとともに、異なる分野・領域を統合した知識も養うものとなっている。

以上の各科目群においては、1年次には基礎的な知識を身につける科目、2年次には実際の事例を分析する基礎的応用力の養成を目的とする科目、3年次は発展的・先端的な内容を扱う科目や、複数の分野を横断・統合するような総合力を養成する科目を配置し、「基礎から応用へ」という順次性にも十分配慮している。

具体的な順次性のある科目配置に関する工夫として、例えば1年次の法律基本科目においては、前期には「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」とあわせて「生活紛争と法」を設置し、ここでそれぞれの法分野にかかる概論的な知識と実務法曹に係る理解を深めたうえで、後期からはこれらを土台として商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野や、事案研究の基礎を扱う科目等を設置することで、未修者が汎用的で基礎的な法学的学識・能力を着実に身につけることができるよ

う最大限の配慮を行っている。その後においても、基礎・応用を段階的に履修することが望ましい科目（例えば「労働法Ⅰ（基礎）」、「労働法Ⅱ（応用）」等）については、前期に基礎的な内容を扱う科目、後期に応用的な科目をそれぞれ配置することで、学修効果の向上を図っている。

なお、法律基本科目および実務基礎科目の順次性については、「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を履修要項および本学公式 Web サイトに提示し、体系的・効果的な履修を促すとともに、「C plus」上に到達目標として、各学年の終了時までには習得すべき事項を定め、学生が段階的に学習を進められるように配慮している。

また、全学の FD 推進委員会の下、授業科目に適切な番号を付し分類するナンバリングについて検討中であり、全学的な共通ルールの下で学修の段階や順序など教育課程の体系性を明示することができるため、学生の適切な履修選択の一助となるとともに、5年一貫教育制度における本学法学部との接続性の強化が期待される。

さらに、法曹となるために必要な能力が着実に備わるよう、カリキュラムの順次性・体系性を担保するため、法律基本科目群の授業科目については、「履修前提要件」を設定し、下級年次の一定の授業科目を修得していなければ上級年次の配当科目を履修することができないものとする制度を採用している。加えて、各学年において進級判定制度を設けており、1年次から2年次および2年次から3年次への進級時には、「中央大学法科大学院における進級及び修了に関する規程」に基づいて進級判定を行い、要件を満たした場合にのみ進級できることとしている。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部改正にする法律」に伴う、2022年度からの5年一貫教育制度の開始と、2023年度から始まる司法試験の法科大学院在学中受験が可能になるという大きな制度変更に対応するため、本研究科においても、主に①学生の履修負担の軽減及び学修時間の確保を目的とした修了要件（各科目群における必要単位数を含む）の見直し、②必修科目を含むカリキュラムの大幅な改正、について2020年度から検討を開始し、順次実行している。これにより、法学部から法科大学院、そして在学中または修了後の司法試験受験、という体系的かつ順次性のある構造の教育課程を構成していると言える。

ただし、とりわけ司法試験の法科大学院在学中受験への対応については、カリキュラム改正を行い、学生の段階的な履修状況や学修負担等も確認しながら、試行錯誤しつつ対応している状況であることは否めない。在學生は、3年次の7月に司法試験を受験できることになるため、3年次に進級するまでに、法律基本科目及び司法試験選択科目のうち所定の単位数を履修の上、知識・能力等を修得しておく必要がある。これを踏まえると、学生は2年次において、法律基本科目及び司法試験選択科目の学修に注力することになり、実務基礎科目を履修する余裕が乏しくなる。

そのため、現在、3年次前期の4～5月において、法律基本科目や司法試験選択科目に関する1単位科目を集中的に開講する実質的なクォーター制を導入することを検討している。これにより、学生の司法試験受験に必要な知識・能力を補完するとともに、2年次における負担の軽減を企図している。なお、司法試験を受験しない在學生にも十分配慮し、従来の2単位科目の開講も維持するとともに、6～7月にも集中的に開講する授業を用意する予定である。一方で、学生は、司法試験終了後に、実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び先端・展開科目群の修了に必要な単位を修得しなければならず、学生の履修選択の幅を確保するためには、前期の集中講義期間及び後期において、科目の開講時期及び開講方法（授業内容や単位数の分割も含めて）をどのようにすべきかについては、未だ検討段階にある。

**○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について**

本研究科では、専ら法曹養成を使命としていることから、法科大学院教育の本質である理論と実務の架橋を意識して、本研究科の教育課程の編成および学生の社会的及び職業的自立を図るためキャリア教育の充実を図っている。

まず、学位授与の方針に掲げている6つの「養成する法曹像」に対応した科目履修プラン（履修モデル）を示し、各年度の履修要項および本学公式 Web サイトに明記するとともに、各種のガイダンス等を通じ、各自が志望する将来のキャリア・プランを踏まえた体系的な履修を行うよう促している。

次に、具体的な理論と実務の架橋となる授業の設置状況については、以下のとおりである。

法律基本科目群においては、1年次配当の科目のうち実務家教員が担当する「生活紛争と法」で、日常生活から生じる身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえで導入科目としての役割を担いつつ、同時にロールプレイ形式の授業も取り入れ法律実務への関心を深める契機を作っている。さらに、2年次・3年次配当の科目については、徐々に実務に重きを置いた科目を配置しており、授業において扱う教材は、主として判例を中心とした長文の事例と設問を用い、市販のテキストを利用する場合にも、教員が補助教材を作成するなど、学生の理解・特性に合わせて工夫を凝らしている。3年次配当科目の「総合事案研究」は、2年次までの理論科目と実務基礎科目での学修を踏まえ、実務法曹に必要とされる書面及び口頭での表現能力を培うことを企図する科目であり、司法修習、とりわけ実務修習への架橋を目的としている。

また、実務基礎科目群においては、理論と実務の架橋を具現化し、実務家として要求される実務現場での事実及び規範の発見能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成するため、法的知識の総合・実践・応用に通じる臨床科目として、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」、「ローヤリング」及び「模擬裁判」を開設している。特に、「エクスターンシップ」及び「リーガル・クリニック」は、法律事務所における実習など実地に赴く授業内容も含まれている。

基礎法学・外国法・隣接科目群では、裁判実務のみならず、アジアに根差した外国法の実践を企図した科目、法律領域と会計領域との融合等を強く意識した科目を展開しており、グローバル・エイジの法曹を養成する海外研修プログラム「Study Abroad Program」を正規授業科目として開講している。

このほか、展開・先端科目群においては、実務家・研究者の共同担当科目を豊富に設定するのみならず、多分野にわたるテーマ演習を設定し、理論的分析の実務における意義ないし重要性を学生が体得できるように配慮している。その中でも本研究科の特色として、他法科大学院に先駆けて、ICTを活用して地方大学との連携により実施する遠隔授業である「4群特講（地域と法）」を複数設置している。この科目では、それぞれの地域固有の法的課題をテーマとして取り上げており、将来地方で活躍したいと考えている学生の法曹養成にも寄与している。

さらに、公務やビジネスにおける実社会の第一線で活躍している実務家をゲストスピーカーとして招聘して、実体験に即した授業を行うことで、諸問題に対して多角的な視点を養うとともに、現場ではどのような問題が起きており、自身が当事者であればどのように解決すべきかを考える機会となっている（例えば「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@コーポレート・ファイナンス」、「犯罪被害・犯罪心理と法」等）。

一方で、将来研究者を目指す学生に対しては、大学院博士後期課程への進学に向け、テーマ演習での学修を踏まえ、特定のテーマに対して2万字以上の論文を作成するための科目として

「研究特論(リサーチ・ペーパー)」を設置し、そのニーズに応じている。なお、本学大学院法学研究科博士後期課程においては、法科大学院修了者を対象とした特別入試を設けていることから、研究者を視野に入れている学生からの相談があった場合には適宜情報提供を行っている。

なお、正課外教育としては、教授会の下で常設委員会としてリーガル・キャリア・サポート委員会を組織し、法科大学院のキャリア・サポートに関するキャリアプランニングガイダンス、就活セミナー、業務・採用説明会等を実施する他、随時個別相談にも対応し、学生のキャリア支援に組織的に対応している。

### <点検・評価結果>

上記のとおり、法務研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、法曹養成機関として適切な順次性及び体系的の備わったカリキュラムを編成している。

また、キャリア教育については、学生に6つの法曹像を明示し、各自が志望する法曹像をイメージしながら学修できるように促すとともに、上述したように理論から実務への架橋を意識した科目を充実させている。

以上から、現在のカリキュラムは、法曹養成にあたって、体系的・段階的、かつ理論と実務の適度なバランスをとりつつ配置されており、専門職学位課程に相応しい教育内容となっている。

### <長所・特色>

司法試験受験に必要な法律基本科目・司法試験選択科目にとどまらず、学生が自らの選択で6つの法曹像を目指すために必要な科目を履修できるよう、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群に豊富な授業科目を用意している点が、大きな長所・特色である。

### <問題点>

2023年からの司法試験の法科大学院在学中受験の実施に備えて、3年次における授業科目の内容・単位数・開講時期等を見直す必要がある。

### <今後の対応方策>

教務委員会において、学生の段階的な履修状況や学修負担等も確認しながら、2023年度からカリキュラム(授業科目の内容・単位数・開講時期等)を全面的に見直す。その際には、本研究科の特色である実務基礎科目群、基礎法学・外国法・隣接科目群及び先端・展開科目群の科目の豊富さを鑑みて、学生の履修選択の幅をしっかりと確保することを念頭に検討を行う。

**点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか**

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

評価の視点2：単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定、適切な履修指導）

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか

<現状説明>

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

専門職大学院学則第54条において、授業については、法律分野等に関する実践的な教育を行うことを目的として、事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法を用いて、講義、演習及び実習によって行うものと定めており、授業を受講するにあたっては、学生は必ず主体的に参加することとなる。

そのため、本研究科では、1年次の法学基礎学修において、法学未修者に条文の意味内容をひとつひとつ理解させるために講義を行いつつも、ソクラテス・メソッドを採用して、ポイントごとに簡単な事例を交えて学生に質問を投げかけ、その解答に対して教員からコメントをフィードバックするとともに、他の学生の意見も適宜述べさせるようにして、双方向または多方向の授業を担保している。

2年次以降に配当された事例分析を中心とする授業では、本格的な双方向の授業を展開しており、1つの論点については可能な限り複数の学生に対立する意見を述べさせた上で、結論の分かれ目となるポイントがどこにあるのかを学生に考えさせるように心掛けている。また、前項にて述べたとおり、実務基礎科目群には実地研修を含む臨床科目を豊富に開設しており、実体験を通して机上で学んだ理論を実務において実践する機会も設けている。

さらに、双方向・多方向の授業の実効性を確保するために1クラスの人数を法律基本科目で40名程度以内、選択必修科目の「基礎演習」は推奨人数原則10名以内、最大30名まで、「テーマ演習」は推奨人数10～15名程度、最大30名までと、科目の性質・特殊性に合わせて教育効果を高めている。

なお、学生の自学自修に資するため、授業で使用する教材については可能な限り授業開始前に配布することとなっており、①「事前配布」教材として授業期間前に予め学生に一括して配付、②原則として1週間前に授業において配付又は「C plus」を通じて配付、することとしている。これにより、授業に向け十分に予習を行うことができ、反転授業等により、双方向・多方向のやり取りを行う時間を確保している。

このほか、2018年度から2020年度まで、本学の教育力向上特別予算による「教育力向上推進事業」として「ICTを活用した遠隔授業システムの探求」に取り組んだ。本研究は、法科大学院が廃止された地方国立大学である琉球大学・鹿児島大学・島根大学・静岡大学等との間で、長年培われてきた地方における教育経験を本研究科の教育に取り入れるとともに、地方における法曹養成及び法曹リカレント教育の継続を図り、これまでのICT教育に関する研究成果をさらに発展させることを目的として実施したものである。

具体的には、上記の各大学と連携して、本研究科における4群科目（展開・先端科目）として、「地域と法（米軍基地法）」（現地での実践を含むため、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し2020年度及び2021年度は休講）、「4群特講I@地域と法I（沖縄地方の法律問題）」、「4群特講I@地域と法II（九州地方の法律問題）」、「4群特講I@地域と法III（中国地方の法律問題）」（担当教員の退職に伴い2019年度をもって閉講）、「4群特講I@地域と法IV（中部地方の法律問題）」を、ICT技術を活用した授業として開講するとともに、本研究科の授業科目「政策形成と法」を琉球大学に配信している。併せて、これらの実践を通して、ICTを活用した授業実施方法について共同研究を推進した。

本研究の成果については、「法科大学院教育におけるICTを活用した授業の導入に向けた取組（1）～（7・完）」として、中央ロー・ジャーナル13巻1号から15巻1号まで連載する形で公表されている。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ICT技術を本格的に活用しなければならない事態が生じた。具体的に、2020年4月以降の授業方法については、2020



年度前期授業開始時期を全学的に繰り下げる方針が決定され、キャンパスへの入構制限が発令されたことを踏まえ、本研究科では、当初学年暦より1週間後倒しして2020年4月13日から前期授業を開始し、当面は担当教員からの「自主学修の指示」により自宅学習とした。この自主学修指示型の授業実施においては、担当教員は必ず起案添削や小テストを実施するなどして対面授業に相当する学修成果を得られるように配慮し、授業後も十分に学生の指導を行うよう教務委員長から指示するとともに、授業実施後には「授業実施報告書」を提出することを義務付け、その内容についてはFD委員長が確認することで、オンライン授業における教育の質の担保に努めた。

また、5月11日からは一部の科目を閉講または夏季集中もしくは後期開講としつつ、多くの科目はオンライン上での双方向型（リアルタイム型）授業、動画配信型（オンデマンド型）授業または資料配信型授業を行い、同様に授業実施後には「授業実施報告書」を提出することを義務付けた。さらに、当時の新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえた上で、前期期末試験はレポート型試験として実施している。なお、成績評価における公平性を期すため、合理的と認められる理由（受講生側のPC環境・容量不足等）で授業に参加できなかった学生がいた場合には、個別に課題を課す等により対面授業に相当する学修成果を得られるようにし、当該学生の不利益にならないように配慮した。このオンライン授業の開始に際しては、本研究科が従前から積極的に取り組んできたICT技術を活用した授業の経験がきわめて有用であった。

2020年度後期授業は、通常の対面授業を実施しつつ、通学できない学生に配慮し、当該授業をオンライン（科目により同時双方向のリアルタイム型か、動画配信のオンデマンド型のいずれか）により配信するハイブリッド型を実施することとした。また、前期におけるオンライン授業の授業実践を踏まえて、授業担当教員に対しては、事前にオンライン授業のための講習会を実施するとともに、本研究科作成の独自のマニュアルを配布した。

2021年度は、基本的な授業形態を、対面形式と同時双方向リアルタイム型オンライン形式を同時並行で実施するハイブリッド型授業とし、教員は原則として教室から、学生は教室参加かオンライン参加を自由に選択できるものとした。2022年度も同様の授業形態を継続してハイブリッド型授業を実施するが、学生には教室での受講を推奨している。

#### ○単位の実質化を図るための措置について（1年間又は学期ごとの履修登録単位数上限設定、適切な履修指導）

本研究科では、授業時間は50分とし、週1回(50分)×15回=750分(12.5時間)で1単位としている。これを踏まえた上で、学生の学習時間を十分に確保するため、専門職大学院設置基準第20条の8及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示53号）第4条に即して年次別最高履修単位として1年間に履修登録できる単位数の上限を定め、過度な履修や予習・復習の負担を課さないように配慮している。具体的な上限単位数については、2020年度未修入学者（2021年度既修入学者）までは、法学未修者に対する教育を充実させる見地から1年次38単位、2年次36単位、3年次42単位であったが、2021年度未修入学者（2022年度既修入学者）からは、5年一貫教育制度の開始及び2023年度からの法科大学院学生の司法試験在学中受験に向けて、1年次の最高履修単位を36単位とし、3年次の最高履修単位を2単位増やして44単位とした。これは、改正後の専門職大学院設置基準第20条の8に定められた「1年につき36単位を標準」に準拠しており、また、同第2項の定めるところの「1年につき44単位まで履修科目として登録を認めることができる」に即したものである。なお、2年次に、夏季休暇中または春季休暇中に実施される「エクスターンシップ」

または「Study Abroad Program」を履修する場合のみ、直ちに通常の学期中の授業の予習・復習を圧迫する恐れはないことから、2年次の年次別最高履修単位の2単位上乘せすることができることとしている。

この履修登録の上限については、履修要項に記載するほか、ガイダンス等でも十分な注意喚起を行うとともに、履修登録を行う際に利用する「C plus」においても上限を上回る登録ができないようシステム的にもチェックを行っており、学生の過度な履修を防ぐため万全の措置を講じている。教員または法科大学院事務課に、学生からの履修相談があった場合には、当該学生の学習時間を十分に確保できるように履修指導を行っている。

さらに、学期末において、成績が一定基準以下の学生に対しては、教務委員会委員による個別面談の機会を設け、履修指導だけでなく、学修における悩み相談など、可能な限り早期のケアに努めている。

### ○シラバスに基づいた授業展開について

本研究科では、各教員に対して、教育課程編成・実施の方針及び到達目標、並びに法科大学院修了者が備えていることを社会から期待される内容及び水準としての「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（シラバス）の提出を求めている。

講義要項は、「履修条件」「科目の目的・到達の目標」「授業の概要」「授業計画」「評価方法」「テキスト・参考文献」の授業で取り上げる部分と、「授業外の学習活動」として自学自修に委ねる部分を明確に区分して記載することで、学生が十分な準備のもと授業に出席できるよう配慮しており、「C plus」にて当該年度の4月1日より公開している。

講義要項の内容については、教員が入稿後にFD委員長、教務委員長及び自己点検評価委員長によって、また、展開・先端科目群の科目については科目担任者会議の主任及び副主任によって、科目名称と授業内容との整合性・適切性をはじめとする記載内容に係るチェックをする仕組みを構築しており、第三者による確認（事前確認）を行っている。また、実際の授業進行に際して、講義要項の内容に変更が生じた場合には、授業担当教員が履修者へ丁寧に説明を行うとともに、C plus を通じて周知を徹底することとしている。

また、本研究科では、同一科目で複数クラス開講している授業について、それぞれのクラスを異なる教員が担当していた場合でも、講義要項及び試験科目は原則同一としており、担当教員同士で密にコミュニケーションを取り合い、授業の進捗等のすり合わせを行っているため、講義要項に基づいた授業展開について相互に確認できる仕組みとなっている。

なお、適切な説明がなされたかどうかについては、学生による授業評価アンケートにおいて確認している。

これらの確認の結果、問題があると判断された場合には、教務委員長から担当教員に対して是正・改善を指示し、適切に対応がなされている。

### <点検・評価結果>

本研究科の授業では、学年にも配慮しつつ双方向授業を徹底して実施するとともに、実務基礎科目群をはじめ、豊富な臨床科目を展開することにより、授業への学生の主体的参加を促している。

また、専門職大学院設置基準に従い、年次別最高履修単位として1年間に履修登録できる単位数の上限を適切に定めるとともに、履修相談や個別面談等を通して履修指導も適切に行われ

ており、単位の実質化に努めている。

さらに、授業は、各授業の計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（シラバス）に基づいて行われており、講義要項に基づいて授業が実施されたかについては、学生による授業評価アンケートによって確認することで客観性が担保されているといえる。

#### <長所・特色>

授業では、学生の学修状況を踏まえつつ双方向授業を徹底して実施している。とりわけ実務基礎科目群については、豊富な科目を用意するとともに、夏季休暇中または春季休暇中に実施される実習型授業については年次別最高履修単位に上乘せすることを認め、受講の機会を積極的に確保している。また、新型コロナウイルス感染症拡大以前から ICT 技術を積極的に活用し、現在に至るまで、地方大学と連携した授業を展開している。

#### <問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

教務委員会において、学生の学修傾向を勘案してカリキュラムを点検する。実務基礎科目群の授業についても、2単位の授業を1単位ずつに分割して柔軟な時間割編成を可能にするとともに（「法曹倫理」については、2023年度から上記の分割を実施する予定である）、夏季集中として開講する等により学生の受講機会を最大限確保できるように工夫していく。

また、ICT 技術を活用した地方大学との授業については、法曹養成連携協定を締結したことによりさらに密に連携がとれるようになったことから、共同FD活動を展開するなど、授業内容の更なるブラッシュアップにつなげていく。

#### 点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

#### <現状説明>

##### ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本研究科としての成績評価方針等は「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」「中央大学法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」の4つの教授会で定めた規程により運用されている。

また、成績評価基準の骨子である評価区分と評点は、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」と「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」により設定されている。成績評価の評価と評点（Grading System）は、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、E（60点未満、不合格）、F（評価不能）、N（認定）であり、基準等は以下のとおりである。

S：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る十分な発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位15%以内に属する者

A：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当

該科目で扱う事項に係る発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位40%以内に属する者

B：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理解の萌芽が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位85%以内に属する者

C：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められる者

E：当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められない者

なお、成績評価を厳格にするため、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」において、内規に定める一部の科目を除き、当該学期において当該科目を履修した学生全体の総合点の分布状態を併せて考量するものとしており、Sは上位15%以内、SとAを併せて上位40%以内、S・A・Bを合わせて85%以内と定めている。また、科目の特性に鑑み、実務基礎科目群のうち、「法曹倫理Ⅰ・Ⅱ」（旧「法曹倫理」も含む）、「法文書作成」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」については、合否判定のみを行うこととし、成績評価は、合格の場合はS、不合格の場合はE、評価不能の場合はFとしている。本内規については、附則において、その内容の年度ごとに総合的な検討を加えるものとしており、本内規の妥当性についてはFD委員会で定期的に点検を行っている。

このように、成績評価を厳格化することによって、法曹になる上で通過点となる司法試験に合格できる学力を担保するのみならず、本研究科における教育の質保証を行うとともに、もって本研究科が輩出する修了生の法曹としての資質を保証することに努めている。

成績評価の具体的内容として、筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせて評価を行うか否かについては、担当教員が授業科目の内容・性質に応じて各考慮要素のウェイトも含めて適切に決定し、講義要項において明示している。

ただし、筆記試験を実施する科目についても、プロセス教育を重視する観点から、学期途中における様々な学力チェック（小テスト・中間試験・レポートなど）、授業への参加・発言状況等を考慮して、一定程度平常点を加味しなければならないものとしている。

複数教員が担当する科目の筆記試験では、各学年で目標とされる学力到達度を考慮し、学生の最終的な到達度を統一的に判断する必要性から、筆記試験、平常点の評価割合を議論し、試験問題及び採点基準を協議したうえ、科目ごとに統一した試験を実施している。

各科目における成績評価基準及びその方法においてバラつきが生じないように、教務委員会が確認するとともに、FD委員会において共通認識を形成し、教授会にて確認と調整を行って、それに沿った運用がなされている。

なお、各科目の担当教員が「成績評価に関する内規運用指針」に基づき成績評価を行うとともに、その確実性を担保するため、FD委員会及び法科大学院事務課においても、成績評価がルールに即して適正に行われているかを確認している。万が一、ルールを逸脱して成績評価を行っているものがあれば、FD委員長より担当教員に是正を指示した上で、FD委員会において議題として上程し、再発防止を図っている。

成績評価基準は、「履修要項」に評価方法、成績評価とGPAの関係、GPAの算出方法、成績発表等の内容が記載されている。また、科目ごとの成績評価基準については、講義要項に記載されており、「C plus」を通じて開示している。なお、授業開始後に成績評価基準を変更する場合

には、「C plus」を通じて直ちに変更内容を周知すると同時に、授業において告知している。

学生には成績とともに試験の講評を公開し、自らの答案のコピーを返却していることから、試験の評価が適正・厳格に行われているかどうかを客観的に判断する材料が提供されている。さらに、2019年度からは、公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価指摘事項を受け、教務委員会において検討を重ねた結果、全ての必修科目について期末試験後に講評会を実施することとした。公開している講評・自らの答案コピーと合わせて、成績評価の客観化が事後的にも図られるとともに、教員間での評価のばらつきの防止に努めている。

また、学生には「中央大学法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」に基づいて成績判定につき異議申立ての機会が与えられ、異議申し立てがあった場合には、当該科目の担当教員の他に研究科長が指名する当該科目を担当しない教員1名で協議して再度成績評価を行い、その結果を異議申し立ての学生へ通知している。

加えて、FD研究集会においても成績評価のあり方に関する事項を何度も取り上げており、情報共有と意見交換を行い、教員間の認識共有に基づく厳格な成績評価の実施に努めている。

また、他の大学院における授業科目を履修して修得した単位については、専門職大学院学則第59条第1項及び第2項に基づき、教授会が当該科目を本研究科の教育上有益と認めた場合に、30単位を超えない範囲で本研究科の卒業に必要な単位数に算入することができるとしている。

他方、入学前の既修得単位認定については、専門職大学院学則第60条第1項及び第2項に基づき、学生が本研究科に入学する前に大学院（本学大学院または他の大学院）において修得した単位について、教授会が本研究科の教育上有益と認めた場合には、同学則第59条第1項及び第2項の規定により認められた単位と合わせて30単位を超えない範囲で本研究科の卒業に必要な単位数に算入することができる。さらに既修入学者については、同学則第76条第1項により、同学則第64条に規定する単位を29単位修得したものとみなしているが、認定連携法曹基礎課程（本研究科と法曹養成連携協定を結んでいる法学部等の課程）を修了して入学した学生については、同条第2項及び「中央大学大学院法務研究科法学既修者の履修免除科目の個別認定に関する基準」に基づき、46単位を超えない範囲で単位を修得したものとみなすことができるとしている。

### ○学位授与を適切に行うための措置

法科大学院の課程の修了要件は、専門職大学院設置基準第23条において、修業年限(3年)以上在学し、最低修得単位(93単位以上)を修得することのほか、科目群ごとに修得が必要な単位数が次のとおり定められている。

- イ 法律基本科目の基礎科目 三十単位以上
- ロ 法律基本科目の応用科目 十八単位以上
- ハ 法律実務基礎科目 十単位以上
- ニ 基礎法学・隣接科目 四単位以上
- ホ 展開・先端科目 十二単位以上（選択科目に係る四単位以上を含む。）

これを踏まえて、本研究科は、中央大学専門職大学院学則第64条及び中央大学法科大学院における進級及び修了に関する規程に修了要件を定め、修了要件を満たした者に同学則第65条に基づき「法務博士（専門職）」の学位を授与する。

修了認定は、修了に必要な単位数を確認して行っているが、修了判定・学位授与に関することは、同学則第15条に則り法務研究科教授会で審議し、決定している。具体的な手続きとして

は、修了判定会議（メンバーは研究科長及び研究科長補佐）にて原案を作成し、運営委員会を経て教授会へ上程している。

なお、学生には入学年度に配付している「履修要項」に「修了要件」を記載して告知し、併せて1年次から2年次への進級要件、2年次から3年次への進級要件、及び修了要件も明示しており、要件を満たせない場合には進級又は修了を認めず原級留置となり、翌年度も同要件を満たせない場合は除籍となることを告知している。一方で、進級及び修了ができなかった学生に対しては、「学生支援」の項に詳述するように、教務委員会委員による個別面談等、学修における悩み相談ができる機会を創出し、適切にフォローしている。

### <点検・評価結果>

本研究科では、成績評価及び単位認定を厳格化することによって、司法試験に合格できる学力を担保するのみならず、本研究科における教育の質及び修了生の法曹としての資質の保証を図っていると評価できる。

また、学位授与にあたっては、専門職大学院設置基準に則った本学専門職大学院学則及び進級及び修了に関する規程に基づき、厳格な進級要件及び修了要件を課すとともに、2年連続して原級留置となった場合には除籍とするなど、学位授与を適切に行うために十分な措置をとっているといえる。

### <長所・特色>

成績評価においては、一部の科目を除き、当該学期において当該科目を履修した学生全体の総合点の分布状態を併せて考量する相対評価が導入されており、特にS・A・Bを合わせて85%以内と評価分布を定めていることは、すなわちC評価（単位は取得するものの、GPAは1.0の低い評価）またはE評価（不合格で単位取得不可の評価）が15%以上となる厳格な基準である。つまり、学生が単位取得及び進級するためには、必然的に学修する科目において扱う事項に係る発展的理解を求められることから、教育の質はもとより、将来の法曹として活動するための資質の保証を図っている。

### <問題点>

特になし。

### <今後の対応方策>

成績評価の厳格化については、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」の附則に基づき、その妥当性についてはFD委員会を中心に点検を行っていく。必要に応じて、FD研究会を開催し、本研究科教員との意見交換を踏まえて検討にあたる。

点検・評価項目⑥：教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

<評価の視点1は全学項目のため割愛>

評価の視点2：教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

評価の視点3：外国人留学生に対する教育上の配慮

評価の視点4：国外の高等教育機関との交流の状況

### <現状説明>

#### ○教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本研究科では、国際的な視野をもって活躍できる法曹の養成も本研究科の重要な使命の1つと考え、「涉外・国際法ローヤー」を6つの法曹像の1つとして掲げている。具体的な施策としては、外国法科目だけでなく、展開・先端科目においても多岐にわたる選択科目を設置し、国際性の涵養に資するカリキュラムを充実させるとともに、寄付講座を含む課外科目を展開している。

国際系の科目の設置状況としては、基礎法学・外国法・隣接科目群の必要修得単位数を4単位とし、英米法・ヨーロッパ法・アジア法に係る個別外国法科目及び比較法学関連科目を設置している。同科目群の「Study Abroad Program」は、海外研修プログラムであるが、正規科目として設置されている。2019年度までは、「Study Abroad Program I（香港プログラム）」（1単位）と「Study Abroad Program II（メルボルンプログラム）」（2単位）を開講し、いずれのプログラムも毎年2月に海外研修先大学（香港大学及びメルボルン大学）の著名な教員から直接英語での講義を受けるとともに、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶほか、英語による法律プレゼンテーションを行うなど、実践的内容も含むよう工夫した。しかしながら、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大により、渡航が困難となっており、休講が続いている。

また、「Foreign Law Seminar」は、外国法の特定のテーマを学ぶ科目であり、当該外国法を母法とする外国人教員が担当する場合と、当該特定テーマについて深い知見を有する日本人教員が担当する場合がある。2022年度は3つのテーマが開講しており、各学期末試験後の集中講義期間中に市ヶ谷キャンパスにおいて対面授業形式で実施している。

さらに、展開・先端科目群においても、国際関係法科目の充実に努めている。国際関係法（公法系）科目としては、「国際法Ⅰ（基礎）」及び「国際法Ⅱ（応用）」を設けて国際公法に関する確実な理解を深め、併せて「国際人権法」、「国際経済法」まで展開させている。また、国際関係法（私法系）についても、「国際私法Ⅰ」及び「国際私法Ⅱ」を置くとともに、「国際取引法」を設置することで、「涉外・国際法ローヤー」の養成に対応したカリキュラムとしている。

#### ○外国人留学生に対する教育上の配慮

在留資格が「留学」の外国人留学生は、2022年5月現在、5名在籍しているが、法科大学院として外国人留学生に対する教育上の特別な配慮はしていない。

#### ○国外の高等教育機関との交流の状況

課外活動プログラムとして、アメリカ合衆国ボストン大学法科大学院（又は同大学 Center for English Language and Orientation Program）から専任教員を招聘し、本研究科学生を主たる対象とする課外サマースクール「ボストンプログラム」を実施している。2022年度は、ボストン大学法科大学院 Stephen M. Donweber 教授による“Introduction to American Law and Legal English”を8月8日～12日の5日間合計15時間実施する予定で準備を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、急きょ開催中止となった。このプログラムは、過年度よりウエストロー・ジャパン株式会社の寄付講座として運営し、参加費を無料とすることで参加者の負担を軽減することとなっている。

また、本研究科の関連組織である学校法人中央大学ロースクール・アカデミーの主催により、国際サマースクール“Introduction to Japanese Law in English (IJLE)”を開講している。

これは、本研究科の専任教員（一部学部教員等を含む。）が、主として海外の法学生を対象として英語による日本法入門を教授するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う5日間の集中講座であり、上記のポストプログラムの期間と並行して開講している。本研究科学生にも開放しているほか、上記ポストプログラムのサマープログラムをこれに連動させ、本研究科学生が海外の法学生と共同学修し、交流できる機会を設ける予定であった。2022年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、キャンパス外活動である法廷傍聴、法律事務所訪問等に本研究科学生の参加を認めたほか、複数回の懇親・懇談の機会を設けた。

さらに、2017年度には韓国刑事政策院との間で交流協定を締結している。また、2019年度には、本学の創始者が学んだ英国ミドルテンブルにおいて、刑事弁護活動や法曹倫理について学ぶ科目を「Study Abroad Program」として開設するに至った。

その他、本研究科では、これまでにアジア法に係る教育研究を積極的に展開してきており、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（2022年度）においては、「英吉利法律学校の伝統をふまえたグローバル社会とりわけアジア諸外国法曹養成機関との連携強化」（香港大学及びメルボルン大学との連携）が「実績評価 B」として評価を得た。

しかしながら、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により積極的な交流が実現できていない。

#### <点検・評価結果>

本研究科では、国際的な視野をもって活躍できる法曹養成を本研究科の重要な使命と考え、これに資する多様な施策を展開している。正規科目と正課外科目の連携、本研究科教員と海外パートナーとの連携を核とする諸施策は、本研究科ならではの国際性の涵養に係る重要な取り組みであると評価することができる。

また、国外の教育機関との連携も継続して行っており、学生を参加させることで、海外の法学生との交流の機会を与えていることから、正課外においても国際通用性の涵養を図っているといえる。

#### <長所・特色>

国外の大学と連携し、国内の企業の支援を受けつつ、学生に国際的な素養を高めるプログラムを正課内外において積極的に実施している点が、大きな長所・特色である。

#### <問題点>

あらゆる国外の高等教育機関との交流については、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航が難しい状況となったことから、上記の多くのプログラムについて実現ができていない。

#### <今後の対応方針>

2023年度以降は、新型コロナウイルス感染症の状況も鑑みて、教務委員会や国際交流委員会において、①海外渡航が支障なく自由にできる状況の場合と、②海外渡航に一定制限がある状況または海外渡航禁止の場合に分けて海外の大学と連携した授業及びプログラムの実施方法について検討し、学生の国際的な素養を高めるプログラムの継続性を確保する。



点検・評価項目⑦:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1:学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2:学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

<現状説明>

○学位授与方針に明示した学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価する仕組みの導入状況

既述しているとおり、本研究科の学位授与の方針において、6つの養成する法曹像及び修了するにあたって備えるべき知識・能力・態度を定めており、その知識・能力・態度を修得するために教育課程編成・実施の方針に基づいてカリキュラムを編成している。学生は、本研究科の設置する必修科目を修得した上で、自身の目指す法曹像を意識しながら関連する選択科目を修得することによって、法曹に等しく必要とされる幅広い知識や適確な問題解決能力、豊かな人間性及び高い倫理観を培うとともに、専門領域に関する高度な知識を身につけることができるようになってきている。なお、学生は、学位授与の方針に定める学修成果と各科目の関連性について、カリキュラムマップにより確認することができる。

また、授業科目ごとの学修成果については、成績評価を行うことにより測定している。その基準は前述したとおり、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」にしたがい、具体的な内容は、授業ごとに講義要項に「評価方法」として明示している。さらに、同一学期に同一科目につき複数クラスが設置されている場合でも、担当者間で協議の上、試験問題及び採点基準を統一しており、採点結果も共有するなど、担当者間の認識を合わせ、学生の達成度を客観的に測れるようにしている。

一方で、学生に自身の学修成果の把握を促す取り組みとしては、①学期末試験の答案返却(添削されたものも含む)、②各科目の全体講評の開示、③法律基本科目及び司法試験選択科目において教員が履修者に学期末試験の解説及び採点実感を伝える「学期末試験の講評会」の実施などの取り組みを通じて、学生に、自分の答案と講評を成績評価と照らし合わせることによって自身の学修到達度を認識させる機会としている。

併せて、1年生及び2年生のうち、成績や学習方法に不安を抱える学生に対して、教務委員または法律基本科目担当教員を面談委員として「個人面談」の機会を学期末に設けている。面談委員は、学生が提出する自己分析シートをもとに、主に勉強方法や学生生活面についてヒアリングを行い、必要なアドバイスを行っている。なお、面談後には面談委員から教務委員会へ報告書が提出され、委員会内で共有している。

学期・年度ごとの学修成果は、科目毎の成績評価分布やGPAから確認することができる。また、未修1年生については、法科大学院協会及び日弁連法務研究財団が実施する「共通到達度確認試験」を受験することとなっており、その個別結果及び全国平均との比較等により、1年生の基礎知識の定着度合いを確認している。

なお、各学期の終了時に実施される授業評価アンケートには、「この授業の位置づけ、到達目標やその評価(成績評価)の方法については、理解できましたか」「この授業で理解が進んだ、または、身についたと感じていることは何ですか(複数選択肢)」等の設問があり、学生側の評価について、教員が担当科目の回答結果を確認することができる。

本研究科では、成績評価・GPA集計結果については教務委員会が、授業アンケートの集計結

果についてはFD委員会が、それぞれ学期ごとに検証することとし、学修成果の把握と測定に役立てている。

さらに、2017年度より、学期末には当該学期の成績も踏まえて、「学修成果分析会」を実施している。この学修成果分析会は、各年次の必修科目の担当教員、クラス・アドバイザー等が任意に集まり、成績に関する基礎資料及び各教員が適宜持ち寄った資料をもとにして、個々の学生の学修到達度や傾向分析につき自由な意見交換をして情報共有することにより、今後の学修指導に役立てることを目的としている。これは、大規模ロースクールにおいても、個々の学生に合わせたより一層きめ細かな学修指導を志向した取り組みであり、本研究科の特徴の一つである「ハートフル・メソッドによる質の高い法曹教育」に根差したものであるといえる。

法務研究科においては、最終的な学修成果は進路（多くはどのような法曹になったか）により測定される。そのための中間的な指標として、司法試験の合否結果がある。法科大学院の修了生は、修了後5年間司法試験の受験資格を有することになり、本研究科においても多くの修了生が司法試験を受験している。本研究科の使命は法曹養成であり、法曹になる通過点として司法試験合格があるため、この指標は本研究科の学修成果の把握に大いに活用している。具体的には、司法試験の結果を踏まえて、運営委員会、教務委員会及びFD委員会等において、当該年度の合格率や、修了後合格までの年数と在学中のGPA及び司法試験関連科目の成績を組み合わせる等の分析を行っている。過去5年間における司法試験の結果は以下のとおりである。

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全国平均)
2017年度	455人	303人	119人	26.2%	25.9%
2018年度	435人	296人	101人	23.2%	29.1%
2019年度	384人	291人	109人	28.4%	33.6%
2020年度	289人	207人	85人	29.4%	39.2%
2021年度	261人	194人	83人	31.8%	41.5%

また、司法試験合格者に対して、本学の他学部・研究科も含めて合格者祝賀会を開催（新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度以降実施見合わせ）しており、その際に司法試験合格者アンケートを実施している。当アンケートでは、司法試験において受験した選択科目の回答もお願いしており、アンケート集計にあたっては在学中の関連科目の成績と紐づけた分析も行い、FD委員会の中で確認している。

以上のとおり、本研究科においては、定性的データ、定量的データともに十分に把握し、所管委員会にて分析を行っているものの、それらと学位授与の方針との関連性については示されておらず、学位授与方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定には至っていない。2022年度現在、FD委員会を中心に、指標設定に向けて検討している段階である。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、様々な方法で学生の学修成果の把握に努めているものの、学位授与の方針に明示した学修成果を測る指標の設定までには至っていない。

### ＜長所・特色＞

本研究科は大規模ロースクールにあっても、様々な角度から学生の学修到達度に係る分析を行った上で、個々の学生に合わせたより一層きめ細かな学修指導・フォローに取り組み、質の高い法曹教育を提供している。

### ＜問題点＞

学位授与方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定には至っていない。

### ＜今後の対応方策＞

学位授与の方針に明示した学修成果を測定するための指標の設定について、まずは FD 委員会において検討を行っており、2022 年内には、カリキュラムマップを活用して、各科目の成績分布と学位授与の方針に明示する学修成果と紐づけた分析を試行的に行い、FD 委員会で議論・意見交換の上、本研究科における方向性を検討する。また、その後のステップとして、教務委員会と連携するなどして、さらなる学位授与方針に明示した学修成果の測定方法の模索や、成果を踏まえた上で個々の学生に合わせた学修支援策も検討していく。

点検・評価項目⑧：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### ＜現状説明＞

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究科では、教育課程及びその内容、方法の適切性について、主に研究科長補佐の1名を委員長とし専任教員で構成する教務委員会において定期的に点検・評価をおこなっている。

教務委員会では、カリキュラム並びに各科目の配当年次や時間割の妥当性について、学生の実際の履修状況や成績、修了後の司法試験の合格状況等をもとに、絶えず検証を行い、科目の開設・廃止、科目名称及び担当者、ICT を活用した授業及び教材の開発に関する事項、カリキュラム及び進級制度に関する事項等々について審議し、教授会へ提案している。具体的なカリキュラム改正に際しては、必要に応じて教育課程における科目群単位の各科目担任者会議やワーキンググループにおいてカリキュラム改正原案を作成し、教務委員会で審議の上、教授会に提案している。直近では、5年一貫法曹養成プログラムに対応するため、2020年7月に、連携協定を締結している学部との接続性及び司法試験の在学中受験を意識したカリキュラムの大幅改正を行い、2023年度の司法試験の在学中受験が可能となる2021年度入学の未修1年次生から適用している。

また、同じく教授会の下に、FD担当研究科長補佐1名を委員長とするFD委員会を置き、授業内容および教授方法の具体的改善・向上を図る側面から、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価している。

具体的には、授業評価アンケートを実施して、授業の実態や科目内容の適切性についてチェックを行い、とりわけ科目の満足度については、分野ごとにグラフ化して法律基本科目部会の主任にも共有され、分野別FD活動への活用も促している。なお、個別教員との調整等が必要と

思われる事項については、FD委員長等が当該教員と連絡をとり授業改善に努めている。

また、FD研究集会として、本研究科における教育活動の質的向上を目的に、すべての教員を対象として、本研究科における問題意識や共通認識について本研究科教員と共有すべき事項、学生からのアンケートにより高評価を得ている又は工夫を凝らした教育手法を取り入れている教員の授業実践等をテーマとして取り上げ、講演会・意見交換会を開催している。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、主に教務委員会において、様々な根拠に基づいて、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、その質的向上の観点からは、FD委員会を中心に、授業内容及び教育手法の改善・向上を図っており、適切な質保証の体制を構築できているといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目⑨：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか（専門職大学院）。

評価の視点1：メンバー構成の適切性

評価の視点2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用

#### <現状説明>

##### ○メンバー構成の適切性

本研究科は、中央大学専門職大学院学則第7条に基づき、「中央大学法科大学院アドバイザーボード」を設置している。本アドバイザーボードは、主に外部の有識者によって構成され、学校教育法および専門職大学院設置基準の定める教育課程連携協議会としての役割を果たしている。

アドバイザーボードは、本研究科の自己点検評価報告書及びその他必要資料のチェック並びにアドバイザーボード会議での意見交換を通じて、本研究科の自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するとともに、専門職大学院学則第7条第2項に定める以下2点の事項について審議し、学長又は法務研究科長に意見を述べるものとしている。

1. 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
2. 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況

なお、アドバイザーボードからの助言等については、教授会の下に設置する常設委員会において、さらなる自己改革に向けて具体的な施策の検討・実施を行う仕組みとなっている。

また、専門職大学院学則第7条第3項の規定に基づき、「中央大学法科大学院アドバイザーボードに関する内規」として運営に関して必要な事項を定めている。

アドバイザーボードの構成は、「法科大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者」であり、法務研究科長が指名する本学教職員の他、過半数は本学教職員以外の者とし、研究科長の意見を聴いて、学長が委嘱することになっている。現在のアドバイザーボードの外部の有識者は、本学の卒業生である弁護士3名、公

認会計士1名及び企業関係者1名の計5名であり、法曹界・産業界の最新の動向や各界の専門家としての忌憚のない意見を積極的に取り入れられるような構成としている。

アドバイザーボード会議の開催にあたっては、「中央大学法科大学院アドバイザーボードに関する内規」に基づき、原則として毎年度終了後3ヵ月以内に定例会議を開いている。アドバイザーボードの会長は、委員の中から互選され、会長が会議を招集し議長となる。会議では、会長による進行の下、自己点検評価委員長が前年度の自己点検評価の結果について報告するとともに、アドバイザーボードにおいて様々な意見交換、及び審議・助言を受けている。

なお、アドバイザーボードの会議概要及び評価結果は、当該年度に作成した自己点検評価報告書に付した上で、本学公式Webサイトで社会に公表している。

### ○教育課程の編成及びその改善における意見の活用

専門職大学院学則の改正により、教育課程連携協議会の役割も担ったアドバイザーボードとして初めて開催された2019年7月のアドバイザーボード会議では、委員から、法学部の都心移転と法科大学院との連携、「3+2」の5年一貫教育に関するアウトライン的な事項に焦点があたり、具体的な教育課程の議論までは至らなかった。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染防止の観点から、2020年度については書面審議にてアドバイザーボードを開催し、司法試験合格率の低迷に関する指摘及びFDの重要性と効果についての指摘があったが、書面審議の性質上の具体的な教育課程に関する指摘・意見は出なかった。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2021年度以降、アドバイザーボード会議が開催されていない。

### <点検・評価結果>

学則上に教育課程連携協議会（アドバイザーボード）の設置について定めており、学則と併せて内規を整備することによって、会議の運営やメンバーの構成等適切なものとなっている。しかしながら、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面開催が見送られている。

そのため、教育課程の編成及びその改善における意見の活用は実施されておらず、教育課程連携協議会が機能しているとはいえない。

### <長所・特色>

アドバイザーボードの委員には、本学の卒業生である弁護士、公認会計士、企業関係者を委嘱し、産業界等における実務を踏まえた幅広い視点から、法曹養成を目的とする本研究科に対して助言を受ける体制を整えている点は、長所・特色である。

### <問題点>

教育課程の編成及びその改善における意見の活用は実施されておらず、教育課程連携協議会が十分に機能しているとは言えない。

### <今後の対応方針>

まずは、2022年中に対面でのアドバイザーボード会議を開催し、過年度分を含めて審議し、意見を聴取する。また、今後、新型コロナウイルスの感染症の拡大等予期せぬ事態が起きた場合の対

応策も含め、自己点検・評価活動の継続性が損なわれることがないように、研究科運営計画の見直しを図り、アドバイザリーボード実施における機能改善に努める。

また、今後のアドバイザリーボードの委員構成についても、法曹界や産業界において経験に富んだ者や、各界の専門家等の深い見識をもった者に依頼し、幅広い視点から、本研究科の教育課程に関して評価・助言を受ける体制を維持する。

## ◇大学院における学生の受け入れ

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定（入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法の明示）及び公表

### <現状説明>

#### ○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定と公表

本研究科においては、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、以下のとおり入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を設定している。

#### 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

##### <求める人材>

高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

法学未修者については、論理的思考力と文章作成力を備えるとともに、社会性、成熟性、コミュニケーション能力などの法曹としての素養を有する人を求めます。

法学既修者については、未修者に求める素養に加え、法科大学院課程1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についての基礎的な知識）を修得している人を求めます。

入学者選抜は、客観性、公平性、開放性、多様性の確保を旨としつつ、総合的な観点から実施するものとします。

入学者受け入れの方針は、ガイドブックにその要旨の抜粋を、入学者選抜要項には冒頭で全文を掲出して受験生に周知・徹底すると共に、履修要項及び本学公式Webサイトにも全文を掲載して、大学構成員及びステークホルダーに対して広く公表している。また、入学説明会等の場を通して、入学志願者に対して重点的に説明・周知をしている。

なお、入学者受け入れの方針についての認知度は、新入生を対象としたアンケートによって測ることができる。2022年度入学者を対象に実施したアンケート結果（2022年4月1日実施、2022年度入学者132名中131名が回答）より、「アドミッション・ポリシー」を知っている学生が40%（法学未修者37.04%、法学既修者76.37%）となっている。

### <点検・評価結果>

以上のとおり、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学者受け入れの方針を設定している。

公表方法は、ガイドブックにはその要旨の抜粋を、入学者選抜要項には冒頭で全文を掲出して受験生に周知・徹底すると共に、履修要項及び本学公式Webサイトにも全文を掲載しており、適切な方法で公表している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点1：学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性（各種推薦入試、特別入試を含む）</p> <p>評価の視点2：入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）</p> <p>評価の視点3：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p>
---

＜現状説明＞

○学生の受け入れ方針と学生募集方法、入学者選抜方法の関係性・適切性

本研究科では、入学者受け入れの方針に基づき、入学者選抜及び学生募集を実施している。それぞれの具体的な内容は以下のとおりである。

1) 入学者選抜方法

入学者選抜では、2年課程の法学既修者コース（募集人員150名）と、3年課程の法学未修者コース（募集人員50名）の2種類の選抜を行っており、両コースについては、併願も可能となっている。

入学者選抜方法については、法学既修者コース・法学未修者コースのいずれにおいても、前述の入学者受け入れの方針を踏まえ、出願資格を有する全ての志願者に対して入学者選抜を受ける機会を等しく公正に確保する観点から、推薦入試は実施せず、公募による選抜のみとなっている。

法学既修者及び法学未修者の各コースにおいては、一般選抜試験方式として一般法曹枠の他に、2016年度より、社会的ニーズへの呼応を企図し、地方法科大学院の募集停止が相次ぐ中での地域法曹養成制度の立て直しを図る観点から「地域法曹枠」を、法曹有資格者の活動領域拡大として海外展開（法曹のグローバル化）を促進する観点から「国際法曹枠」を設け、さらに2017年度からは、女性が活躍できる環境づくりに寄与する法曹養成の観点から「女性法曹枠」を設けている（「地域法曹枠」、「国際法曹枠」及び「女性法曹枠」は総称して「特別法曹枠」という。）。

さらに、2020年度には、より未修者の教育を充実させるため、一般選抜試験方式とは別に、法学未修者の中に法曹としての優れた潜在能力（ポテンシャル）を持ち、それを法律の学修に活かす意欲のある人材を募集するため、「法曹ポテンシャル入試」を設けた。優れた潜在能力とは、論理的思考力や文章作成力に留まらず、社会性、成熟性、コミュニケーション能力をはじめ、豊かな人間性、幅広い教養やバランス感覚などのことである。選抜方法は、法曹としての潜在能力を評価するため、より多面的な評価を行う機会を設けることが有効であるという観点から、書類審査・小論文試験・一般知識による審査を実施している。

また、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の改正後の第6条（法曹養成連携協定の締結等）に伴い、2021年夏に実施した2022年4月入学のための入学者選抜試験から、新たな入試制度を導入した。

なお、これに先立ち、「法曹養成連携協定」を締結して文部科学大臣の認定を受けるため、

本研究科は、鹿児島大学、熊本大学、信州大学、新潟大学、西南学院大学、中央大学、明治学院大学、明治大学、立教大学、立命館大学の、本学を含む全10大学の法学部との連携協定を締結し、2020年4月（立教大学法学部のみ2021年4月）から施行している。

この協定は、法科大学院と法学部が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的としており、協定先法学部に法曹コースを設置して、本研究科と合わせて5年間の一貫教育プログラムを実施している。協定先法学部の法曹コースでは、早期卒業の基準を定め、この教育プログラムを修了して本研究科に入学しようとする者を対象に、以下の入学者選抜を実施することとしている。

#### ア) 5年一貫型選抜

上記法曹養成連携協定を締結している大学の法曹基礎課程に在籍する学生を対象として、論文試験を課さず、面接審査及び在籍する大学の法曹基礎課程における成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

#### イ) 開放型選抜

本研究科との協定関係の有無にかかわらず、大学の法曹基礎課程に在籍する学生を対象として、論文試験を課し、在籍する大学の法曹基礎課程における成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

また、これに加えて、5年一貫型選抜においては、法科大学院が募集停止となった地方大学のうち4校（鹿児島大学、熊本大学、信州大学、新潟大学）と協定関係を結んでおり、本研究科の教育理念にしたがい、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学出身者専願枠（5名）を設けている。

これにより、2022年4月入学のための入学者選抜から、新たに「5年一貫型選抜」「開放型選抜」の入学者選抜を加え、従来型の「一般選抜」「一般選抜（法曹ポテンシャル入試）」と併せて、ガイドブック及び本学公式Webサイトで広く公表する他、詳細は、志願者への入学者選抜要項及び入学説明会にて周知した。

なお、入試制度は変更したが、アドミッション・ポリシーは変更していない。

法学既修者コース及び法学未修者コースにおける具体的な選抜方法は、以下のとおりである。

#### ・法学既修者コース

法学既修者コースの入学者選抜では、志願者の法律学に係る学修の到達度判定をより厳密に行うため、法学既修者コース入学者が履修を免除される必修法律基本科目（1年次配当）の全てについて、独自に実施する法律科目試験（論述式筆答試験）を課している。具体的には、一般選抜の一般法曹枠では法務研究科が独自に実施する法律科目試験（6科目〔憲法120点、民法120点、刑法120点、民事訴訟法80点、刑事訴訟法80点、商法80点〕）の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。このうち、地域法曹枠・国際法曹枠・女性法曹枠では、法律科目試験の成績に加えて、事前課題等含む提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。

なお、面接試験については、法曹にとって重要な口頭表現力の判定には有効であると考えられるが、法律科目試験等によって法曹適性を的確に判定することが可能であるほか、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等を志願者調査によって把握・確認していることに鑑み、2011年度入学者選抜より廃止した。

また、5年一貫型選抜については、先に述べた法曹養成連携協定を締結している大学の



法曹基礎課程に在籍する学生を対象とした入試であり、協定に定める基準にしたがい、①本研究科が指定する法律基本科目に相当するものと認められる科目のうち修得済みの科目の成績、②①の成績を除く提出書類（志願者調書、任意提出資料等）、③面接試験の成績を総合的に評価して合否を判定している。なお、③面接試験においては、出願書類に関する事項のほか、憲法、民法または刑法のうち少なくともいずれか1つの分野に係る法的知識及び理解に関する事項について確認することとしている。面接の実施方法としては、マッチングの精度を高めるため、独自にICTを活用したオンライン面接を行っている。オンライン面接は、地方大学在籍者への配慮にもなる上、録画をすることで公平性の担保、不正などへの牽制に加え、面接官以外の教職員で面接状況を検証することが可能となっている。

開放型選抜については、本研究科との協定関係の有無にかかわらず、大学の法曹基礎課程に在籍する学生を対象とした入試であり、①本研究科が指定する法律基本科目に相当するものと認められる科目のうち修得済みの科目の成績、②①の成績を除く提出書類（志願者調書、任意提出資料）、③独自に実施する法律科目試験（論述式筆答試験、3科目〔憲法120点、民法120点、刑法120点〕）の成績、を総合的に評価して合否を判定している。

#### ・法学未修者コース

法学未修者コースの入学選抜では、独自に実施する小論文筆答試験の成績及び提出書類（「法曹を志望する理由及び目指す法曹像」等）の内容に基づき、アドミッション・ポリシーに即した合否判定のための諸要素を得ることができるよう努めており、法律知識の有無・多寡等については、考慮する要素としていない。また、面接試験については法曹適性にとって重要な口頭表現力の判定には有効であるが、筆答試験（小論文）における論述能力とは相反する傾向もみられること、他の法科大学院においては筆答試験のみで選抜を行っている状況等を含めて検討した結果、2015年度入学選抜より廃止している。

具体的には、一般選抜の一般法曹枠では、小論文筆答試験の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。一方、地域法曹枠・国際法曹枠・女性法曹枠では、小論文筆答試験の成績及び事前課題等含む提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している。

また、法曹ポテンシャル入試については、法曹としての潜在能力を評価するため、独自に実施する小論文の筆答試験の成績、提出書類及び面接試験の内容を総合的に評価して合否を判定している。

## 2) 学生募集方法

学生募集にあたっては、教育活動等に関する情報の公開と積極的な各種の広報活動を行っている。具体的には、本研究科の特色ある教育内容・方法、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介したガイドブックを毎年4月に刊行するとともに、本学公式Webサイトでは、基本情報に加えて、具体的な教育活動や学生募集に係る最新情報を随時、公表しており、入学希望者のみならず、広く社会に向けて、的確な情報の提供を行っている。

また、公表時期についても考慮しており、受験生の出願時（7月中旬）までの検討期間を考慮し、適切な時期に公開しており、例年、本学公式Webサイトは3月までに、ガイドブックは4月中旬に、入学選抜要項は5月中下旬に公開又は発行している。なお、選抜基準又は選抜手続等に変更がある場合には、決定の後、通常の公開時期以前であっても直ちに本学公式Webサイトに掲載し、周知を図っている。

また、前掲のとおり、「法曹養成連携協定」に伴う5年一貫教育プログラムの入学生を2022年4月から受け入れるため、2021年度に実施した入学者選抜から、入試制度を大幅に変更した旨を本学公式Webサイト、ガイドブック、及び入学者選抜要項に明記している他、連携協定大学に対する個別進学相談会や、一般志願者向け進学相談会を対面とオンラインを併用して開催し、広報を行った。

さらに、多様性の観点において「法学部以外の学部出身者」「実務等の経験のある者」を定義し、入学者選抜要項で公開している上、一般及び社会人に配慮し、入学説明会及び入学前説明会は土曜日の午後に開催している。入学者選抜試験についても、法学既修者コースは土曜日に、法学未修者コースは日曜日に実施するなど配慮をしている。また、多様な受験者の受入れを目指し、法学既修者コース・法学未修者コースともに、一般選抜試験方式においては地域法曹枠、国際法曹枠及び女性法曹枠、5年一貫型入試においては「地方大学専願枠」を設けて募集するとともに、多面的な評価により審査する法曹ポテンシャル入試も設け募集するなど、多様な入学者を求めるといふ本研究科の姿勢を積極的にアピールすることができている。

なお、上記の入学者選抜にあたっての基準・手続等が前年度から変更となった場合には、入学者選抜要項の配布前であっても機関決定の後、速やかに本学公式Webサイトに掲載して周知を図っている。

#### ○入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性（入学者選抜実施体制の適切性、結果の公平性・妥当性を確保するシステムの導入状況）

本研究科の入学者選抜の実施に際しては、本学の「中央大学専門職大学院の入学者選抜及び広報活動に関する特別措置規程」に基づき、本研究科に法務研究科入試・広報委員会を置き、入学者選抜に関する事項として、イ)入学者選抜の計画に関する事項、ロ)入学者選抜の準備・実施に関する事項（合否判定を除く。）、ハ)入学者選抜に関する相談会の計画・運営に関する事項、ニ)その他法務研究科教授会から付託された事項について審議している。

なお、2021年度までは、同特別措置規程において、法務研究科の入学者選抜については、必要に応じて中央大学入学センターが立案する本学における総合的な入学者選抜に関する基本政策を反映させることができるよう定められ、入学センターの常設機関として、法務研究科一般入試委員会を置き、入学センター所長・情報環境整備センター所長・保健センター所長・事務局長をはじめ関係部署の長が構成員となって、法科大学院の入学者選抜の準備・実施・システム開発に関する事項について審議していた。しかし、2022年4月より、法務研究科の固有の教育研究活動に応じた実施体制とするため、規程改正を行い、法務研究科一般入試委員会を廃止し、法務研究科長と教授会互選委員からなる法務研究科入試・広報委員会（委員長は委員の互選）によって、入学者選抜に関する計画から準備・実施までを行う新体制となった。

また、入学者選抜における透明性及び入学者選抜結果の公平性・妥当性を担保するために、筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点においては、すべての答案等を必ず複数の教員が採点する体制を採っており、実際の採点にあたっては、事前に採点基準を作成し、合否判定委員会の確認を経て実施することにより、採点担当者間における採点結果の差異が最小限になるよう努めている。

出題にあたっては、試験問題のレベル等の基本的な方向性について出題委員間で十分な認識共有を図ったうえで作問を行い、さらに、複数のチェック体制を構築している。具体的に、出題段階にあたっては、科目ごとに置かれる科目別出題委員会において、出題主査の統括・指示

のもと、出題委員相互で出題内容の吟味を行っている。そのうえで、出題委員とは別に点検委員を置き、点検委員相互で出題内容、文言、記号、設問等について精査するほか、実際に回答を試みるなどの点検作業を行い、当該結果を出題主査に報告することで、出題に係る適切性の確認を行っている。

合否の判定については、複数教員による採点の上、合否判定委員会において審議・決定している。なお、入学者選抜試験の終了後、受験者本人から申し出があれば、入学者選抜試験の筆答試験の成績を開示しており、合否判定の透明性を確保している。

### ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、障害者差別解消法の理念を踏まえ、2016年4月に「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を制定し、それに基づき合理的な配慮を行っている。入学を希望する者に対しては、入学試験出願期間より前に具体的に配慮を希望する内容を申し出ることとしており、障害の程度に応じて配慮を行い、公平な入学者選抜の実施に努めている。

法務研究科の学生の受け入れにおいては、障害のある学生を含めて公平に受け入れを行っており、障害のある学生の受け入れ方針を別途定めることは行っていない。障害のある者が法務研究科への進学を希望する場合には、出願前に来校してもらい、教務委員長及び入試・広報委員長との面談やキャンパス内の施設・設備の確認を行い、教育研究環境について充分理解した上での出願・受験ができるよう配慮している。

なお、身体の機能に障害があり、受験および修学において特別な配慮を必要とする場合には、出願前（選考料を金融機関等から振り込む前）に法科大学院事務課へ問い合わせるように入学者選抜要項に明示している。

また、病気や怪我のため、受験に支障をきたすおそれがある場合には直ちに連絡するように周知しており、特に、2021年度以降の入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染防止策については、文部科学省発出の「大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき、感染防止対策を実施しつつ、慎重に実施した。具体的には、2021年度入試においては、試験定員を教室定員の6分の1に減じて受験生の間隔を1.5メートル以上確保しつつ、通常どおり集合型による試験を実施した。その他、マスク着用の義務、事前検温、試験場の消毒等を徹底すると共に、試験当日に新型コロナウイルス感染症への罹患や濃厚接触、疑わしい受験生には追試験の措置を講じた（なお、2022年度入学者選抜において、追試験はなかった）。

### <点検・評価結果>

以上のとおり、入学者受け入れの方針に基づき、未修・既修ともに様々な入学者選抜方法を設けており、本研究科の教育理念に即した適切なものとなっている。学生募集についても、入学者選抜要項やガイドブック、本学公式Webサイトを通じて広く公表している。

また、入学者選抜を実施するにあたっては、本研究科の入試・広報委員会及び合否判定委員会が責任主体となり、試験問題の出題、並びに筆答試験、志願者調書及び事前課題の採点において、複数の教員でチェックする体制を採っており、入学者選抜における透明性及び入学者選抜結果の公平性・妥当性は担保できているといえる。

なお、入学を希望する者への合理的な配慮についても、全学のガイドラインを踏まえて対応しており、特に感染症対策の面では文部科学省のガイドラインも遵守しながら、入学者選抜を実施できており、適切な配慮ができている。

### ＜長所・特色＞

5年一貫型入学者選抜試験では「地方大学専願枠」を設けており、また、法学未修者コースでは、「法曹ポテンシャル入試」を実施するなど、多様な人材の確保に努めている点が、大きな長所・特色である。

### ＜問題点＞

近年新たに設けた入学者選抜試験（法曹ポテンシャル入試、5年一貫型選抜及び開放型選抜）について、その実施結果や効果を検証する必要がある。

### ＜今後の対応方策＞

入試・広報委員会において、これまでの入学者選抜試験の実施状況及びその結果を検証するとともに、それぞれの入学者選抜方法で入学した学生の在学中の成績や司法試験の合否結果、及び進路状況等も加味して、入学者選抜方法の有効性を確認する。また、5年一貫型選抜における地方大学専願枠や法曹ポテンシャル入試の有効性が顕著な場合には、募集人数の拡大も視野に入れて検討する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定し、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数の比率の適切性  
 評価の視点2：定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

### ＜現状説明＞

#### ○収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者の比率の適切性

本法科大学院本研究科の入学定員は200人、収容定員は600人となっている。

過去5年間における入学定員及び入学者数は、下表のとおりである。入学定員に対する入学者数の割合は、過去5年間の平均で52.4%となっている。

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	200人	95人	47.5%
2019年度		112人	56.0%
2020年度		86人	43.0%
2021年度		99人	49.5%
2022年度		132人	66.0%
平均	200人	104.8人	52.4%

[注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。

2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。

なお、既修・未修別の入学定員に対する入学者数比率については、2018年度は既修：0.45、未修：0.36、2019年度は既修：0.45、未修：0.36、2020年度は既修：0.45、未修：0.36、2021年度は既修：0.45、未修：0.65、2022年度は既修：0.69、未修：0.59となっている。2022年度は、大学法学部等の5年一貫教育プログラムに在籍していた早期卒業の学生が受験したことにより、既修入学生は改善しているものの、入学定員充足率は低い状況が続いている。

また、法科大学院に求められる多様性の観点において、入学者全体に占める「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合は、過去5年間（2018年度～2022年度入学者選抜）で平均18.0%（とりわけ未修入学者については39.1%）となっており、一定程度以

上の多様性が確保されている状況にある。

また、過去5年間における収容定員及び在籍者数は、下表のとおりである。収容定員に対する在籍者数の割合は、過去5年間の平均で41.4%となっている。

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	600人	287人	47.8%
2019年度		255人	42.5%
2020年度		234人	39.0%
2021年度		216人	36.0%
2022年度		250人	41.7%
平均	600人	248.4人	41.4%

[注] 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。

2 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。

収容定員に対する在籍学生数比率について、法科大学院の収容定員については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年3月31日文科科学省告示第53号）第3条により、入学定員に3を乗じた600名となっており、2022年5月1日現在における在籍学生数は250名であることから、収容定員に対する在籍学生数比率は0.42であるが、本研究科は既修者入試を実施していることから、2022年度における実際の定員は450名となり、これに基づく在籍学生数比率は0.56である。

#### ○定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の状況

法科大学院においては、入学者の質の保証を維持するために、競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍を下回らないことが望ましいとされているため、この競争倍率を維持するためには入学定員充足率が低下することは避けられない。

しかし、近年の入学定員充足率は、2022年度には多少の改善が見られたものの、50%前後を推移しており、さらなる入学者確保に向けて、入試・広報委員会を中心に、入学者選抜の検証及び改善方策を講じていく必要がある。なお、その際には、入学者受け入れの方針を踏まえて、入学者の質の確保には当然留意しなければならない。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、入学定員充足率は、入学者選抜の見直しや法曹養成連携協定に基づく「5年一貫型選抜」等の取り組みにより、2022年度には改善が見られたものの、過去5年間では50%前後を低調に推移しており、それに伴い在籍者数も収容定員を大きく下回っている。法科大学院を取り巻く状況は厳しさを増しており、今後も安定的かつ質の高い志願者の確保と、適切な定員管理により一層努める必要がある。

#### <長所・特色>

特になし。

#### <問題点>

入学定員充足率は、過去5年間では50%前後を低調に推移しており、それに伴い在籍者数も収容定員を大きく下回っている。

### ＜今後の対応方策＞

本研究科としては、2018年度入学生以降、「量から質」へ転換する方針を採ったところであり、その効果が現れるまでは量的側面における安定的な確保という点で厳しい状況が継続している。2022年度入学者選抜より、5年一貫教育制度に基づいた入試制度（5年一貫型選抜及び開放型選抜）を新設しており、合わせて入学定員の45%の募集人数を設定していることから、入試・広報委員会を中心に、新入試制度を前面に出した学生募集広報を効率的かつ効果的に行うことで、法科大学院の求める質的水準にある学生の安定的な確保に努める。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### ＜現状説明＞

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究科では、研究科長、研究科長補佐及び法務研究科入試・広報委員会において、毎年度の入学者選抜の結果を検証し、次年度に向けた学生募集方法及び入学者選抜の基準・選抜手続等の見直しを行い、必要に応じて教授会の審議に付している。なお、検証に際しては、歩留まり率や未手続者の進路結果も含めた入学者選抜の結果や試験問題、入学者説明会等における志願者からの反応等の入学者選抜に関連する根拠のほか、入学後にも、新入生アンケートの集計結果、入学後の学修歴や各法律科目の成績の分析結果等の根拠から、学生の受け入れの適切性について点検している。加えて、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で定めた指標への到達度や、アドバイザーボードや認証評価等の第三者評価からの指摘内容等も客観的な評価を根拠として活用している。

例えば、入学者選抜方法において、2016年度及び2017年度に多様な分野からの受験者の増加を目指して創設した地域法曹枠、国際法曹枠及び女性法曹枠については、既述したそれぞれの目的を果たすため、入試・広報委員会の下で入試の実践と検証を重ね、その効果を経年で点検するとともに、必要に応じて教務委員会と連携をとり、入試と教育課程との接続性の強化を図った。その結果、専願枠を設けずとも、それぞれ入試枠において企図していた効果を得られるとの判断から、2023年度入学者選抜より特別法曹枠はすべて廃止することとなった。

特に、女性の入学者については、女性法曹枠も含めて女性が活躍できる環境づくりに寄与する法曹養成の観点から積極的に募集・広報を行い、女性法曹枠設置前（2015年度）の入学者に占める女性の割合が26.1%に対して、2020年度は29.1%、2021年度は38.4%と上昇傾向にある。また、地域法曹の養成に関しては、本研究科のカリキュラムにおいてICT技術を活用した地方大学との連携科目も充実し、教育課程の観点から地域への貢献や地域の活性化に寄与する法曹育成も可能となっている。

### ＜点検・評価結果＞

このように、入学者の受け入れについては、研究科長、研究科長補佐及び法務研究科入試・広報委員会において、組織的に点検・評価する仕組みが構築されているとともに、検証結果に基づいて具体的な改善・改革を図っており、検証から改善に至るまでの改善メカニズムが機能している。

### ＜長所・特色＞

特になし。

### ＜問題点＞

特になし。

### ＜今後の対応方策＞

入試広報委員会を中心に、上記の根拠・評価結果を分析・検証したうえで、現行の入学選抜試験の実施方法や学生募集方法等を常に検証していく。

## ◇大学院の教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

### ＜現状説明＞

#### ○大学として求める教員像の設定

#### ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

法科大学院の教員組織については専門職大学院設置基準第5条及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条により必要専任教員数が定められている他、中央大学専任教員規程の第3条において、教員の人事に関する事項は、当該研究科の教授会の審議決定に基づき、任用及び昇進に関する選考基準は教授会が定めると規定されていることを受け、本研究科内の内規・基準を整備している。具体的には「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」を定めており、教員人事は、研究科長・研究科長補佐・各科目担任者会議主査・その他研究科長が指名した者で構成される人事計画委員会が、各科目担任者会議と連携を図りながら、(1)教員人事の年次計画の策定、(2)各専門分野の教員人事の検討・立案、(3)その他研究科教授会又は研究科長が必要と認めた事項、について審議・決定し、これを法務研究科教授会に付議している。

本研究科の求める教員像については、本学の「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」の下、人事計画委員会において教員人事の年次計画を策定することによって本研究科の求める教員像を明確にしている。特に専任教員については、専任教員の任用及び昇進に関する基準において、研究者教員と実務家教員に大別して、それぞれに教授・准教授・助教Aの任用・昇進の際に求める基準を設定している。なお、教員人事にあたっては、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第1条及び第2条にしたがい、実務家教員の数及び割合（全専任教員の2割以上）や教授の数及び割合（全専任教員の半数以上）について、人事計画委員会が常に確認するとともに、中長期的な視点に立ち、分野ごとのバランスにも配慮しながら、より

よい法曹養成を実現するための教員人事を継続的に検討し、実行している。

また、本研究科における教育研究に従事する後継者を養成し、もって法科大学院の教員養成の多様性確保に資するため、「法科大学院任期制助教に関する内規」を規定し、「中央大学助教規程」に定める助教C（2年契約であり、更新により最長で5年契約となる）を積極的に採用するようにしている。

直近における中期的な教員人事計画に関する基本方針については、2021年4月7日付で法科大学院将来構想委員会から提案があり、同月14日開催の教授会において承認している。

この基本方針では、「受験者数や入学者数の動向、司法試験合格率、3+2の新制度とカリキュラム変更、駿河台移転や法学部都心移転といった種々の状況変化に適切に対応した今後の教員人事を進めるためには、毎年度策定する教員人事計画とは別に、中期的視点に立った教員人事の概要構想を策定しておくことが相当」として、各分野別科目担任者への意見照会を経て策定した。具体的には、これまで策定してきた人事方針を維持しながらも、教育力と研究力は落とさないことを大前提に、3+2の新制度の下での新たな授業・業務負担が生じることに十分配慮し、本学法学部所属教員（兼担）による授業担当や、本研究科所属教員による複数分野にわたる授業担当が可能かつ適当であるときは積極的にこれを用いること等を念頭に置き、2027年度期初における各分野別教員数を策定した。

なお、法務研究科では、多様な分野で活躍するリーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストを養成するため多数の授業科目を開設している。これらの科目を組織的に展開し、実務と理論の架橋を実現するため、教授会の下に、FD委員会、教務委員会、エクスターンシップ運営委員会、リーガル・クリニック運営委員会、入試・広報委員会、奨学委員会等の各種委員会を置き、教員が分担して各々の検討課題を審議し、運営委員会を通じて教授会に上程することで情報共有と適切な連携体制を確保している。さらに、専門分野毎（科目担任者会議）、科目担当者間、研究者教員と実務家教員の間で授業の実施等に関して度々打ち合わせの機会を持つことで授業科目の目標が効果的に達成されるなど、組織的な教育の実施に繋がっている。

#### <点検・評価結果>

本学の理念・目的に基づき、本研究科としても中期的及び単年度の教員人事計画の下、法科大学院としてふさわしい教員組織の編制に関する方針を明示している。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：編成方針に沿った教員組織の整備がなされているか。（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

評価の視点2：研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。（修士・博士、専門職）



## ＜現状説明＞

○編成方針に沿った教員組織の整備について（実務経験者および外国人教員の受け入れ状況、ジェンダーバランス、年齢構成、専任教員一人あたりの在学学生数、授業科目と担当教員の適合性等）

2022年5月1日現在、本研究科の収容定員（学生数）600名（入学定員200名）、在籍者数は250名に対して、専任教員数は50名である。専任教員一人あたりの在学学生数は5名となっている。

## [専任教員・実務家教員の資格]

単位：人

	専任教員数					
	専任教員総数(任期制助教含む)			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	48	2	50	10	0	10
計に対する割合	96%	4%	100%	100%	0%	100%

なお、内訳として、研究者教員40名、実務家教員10名(みなし教員2名を含む)であり、そのうち外国人教員は1名、女性教員は6名となっている。

また、法律基本科目の各分野の必要専任教員数及び実員数は以下のとおりであり、各分野の専任教員数は基準の必要数を充足している。

## [専任教員の必要数]

単位：人

	公法系		民事系			刑事系	
	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	4		4	2	2	4	
実員数	3	3	10	5	7	4	3

以上のように、専任教員50名のうち48名が教授（他に准教授2名）であり、法令上の基準を大きく上回っている。また、実務家教員については専任教員50名中10名、専任教員に占める割合は20%となっており、法令上の基準である概ね2割を満たしていることから、教員組織の編制に関する方針に基づいたバランスのとれた構成となっている。

ジェンダーバランス、年齢構成については、2018年度の認証評価において厳しい指摘を受けた点であり、毎年度の教員人事計画において、「年齢構成とジェンダーバランスに配慮した人事計画となるよう努力する」ことが確認され、改善に向けて取り組んでいる。

ジェンダーバランスの改善に向けては、本研究科の教員組織の編制に関する方針を踏まえて、適格性のある女性教員採用に向けて情報収集に努め、積極的に女性を採用しており、2018年度は専任教員55名中2名（4%）であったところ、2021年度及び2022年度に2名ずつ採用し、2022年度現在、専任教員50名中6名（12%）と改善している。

一方、年齢構成の適正化については、本研究科の教育理念を実現するため高度かつ豊富な経験を有する実務家教員の任用と行うと同時に、様々な経験を重ねてもらうことで、将来の本研究科の中核を担う教員として育成することを目的に、2015年2月18日の教授会において「無任期専任教員の採用に当たっては、当分の間、できる限り若手を採用することを原則」として、

着任時 50 歳程度までを目途とすること、着任時に 61 歳以上である専任教員については、特任教員として採用することを原則とし、例外にあたる採用人事は特に慎重・厳格に行うことを申し合わせ、2021 年 4 月 7 日付で法科大学院将来構想委員会から提案された中期的教員人事計画でもこれが継承されている。この申し合わせを踏まえて、研究者教員については准教授を積極的に採用し、その結果、専任教員における 2022 年 5 月 1 日時点での年齢構成は以下のとおりとなっている。

[教員の年齢構成]

		29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	計
専任教員	研究者教員	0 名 0.0%	1 名 2.5%	5 名 12.5%	12 名 30.0%	22 名 55.0%	0 名 0.0%	40 名 100.0%
	実務家教員	0 名 0.0%	1 名 10.0%	1 名 10.0%	2 名 20.0%	6 名 60.0%	0 名 0.0%	10 名 100.0%
合計		0 名	2 名	6 名	14 名	28 名	0 名	50 名

なお、授業科目と担当教員の適合性については、各科目担当者による科目担任者会議内で検討し、教務委員会において審議の上、教授会に付すべき議題に関して企画、立案及び審議を行う運営委員会で審議され、最終的に教授会が適合性を判断している。

#### ○研究科担当教員の資格の明確化と適正配置がなされているか。(修士・博士、専門職)

専任教員・実務家教員としての資格については、法務研究科開設当時の専任教員にあっては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績または実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに、専門職大学院設置基準に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置している。

各科目に関する教員の配置については、まず、法律基本科目群（必修）については各科目について 3 名以上の専任教員を配置しており、専任教員のうちでも、研究者教員を中心としつつ、理論と実務の架橋を図る必要を勘案して実務家教員も適宜配置している（一部分については非常勤教員が専任教員と共同して同一科目を担当している）。次に、実務基礎科目群（必修及び選択必修）に関しては、その全てについて十分な実務経験のある実務家教員を充てており、必修の科目については原則として専任の実務家教員を充て、選択必修の科目については専任の実務家教員が各科目の主任的立場で非常勤の実務家教員を指揮することとしている。基礎法学・外国法・隣接科目群（選択必修）及び展開・先端科目群（選択必修）についても、主要な科目については原則として専任の研究者教員または専任の実務家教員を充てる方針を採用している。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、法令上の基準を満たしながら、教員組織の編制に関する方針に基づき、適切に教員組織を編制していると言える。

また、ジェンダーバランス及び年齢構成についても、組織的な対応方策を実行し、改善されている。

#### <長所・特色>

専任教員 1 人あたりの在学生の比率が高く、在学生に対する手厚い教育が実現できている点が、長所・特色である。

### ＜問題点＞

専任教員に占める女性教員の割合は大きく向上したが、ジェンダーバランスの観点からすると、さらに積極的に女性教員の採用を推進していく必要がある。また、今後、定年退職を迎える実務家教員がいるため、法令上の基準を満たすため、計画的な採用を進めていく必要がある。

### ＜今後の対応方策＞

専任教員1人あたりの在学生の比率が高いことを活かし、個々の学生に正面から向き合った、きめ細かな学修支援を在学生に提供するため、教務委員会及びFD委員会を中心に、学修成果分析会やFD研究集会等を通じて、個々の学生の特性に合った学修指導の実現を目指す。

また、女性教員の積極的な採用及び実務家教員の計画的採用については、研究科教授会のもとに設置されている人事計画委員会および将来構想検討委員会等において、その実現に向けた検討を行う。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか。

（任期制の教員を含む）

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか。（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

### ＜現状説明＞

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続き（任期制の教員も含む）

○規程等に従った適切な教員人事（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）

本研究科の専任教員の募集・採用・昇進等については、「中央大学専任教員規程」、「中央大学特任教員に関する規程」等の学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査するため、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づいて行っている。無任期の専任教員を募集するにあたっては、法科大学院の教員は、教育歴または実務への従事歴として一定の年数が求められるとともに、法曹養成教育を实践するために必要な高い能力と素養を備えている必要があることから、公募形式は採用していない。各科目担任者会議主査からの教員人事案の提出を受け、人事計画委員会より任用等候補者を発議することとしている。

なお、任期制助教については、法科大学院において教育研究に従事する後継者を養成し、法科大学院における教員構成の多様性の確保と充実を図るため、欠員が生じた場合には中央大学助教規程に基づき募集要項を定めて公募している。

また、専任教員の年次毎の人事計画や、専門分野毎の適正配置計画は、人事計画委員会が、各科目担任者会議と連携を図りながら編成方針を策定し、教授会の承認を経て進めている。なお、任用にあたっては、教授会により、審査対象者の専門分野に関する教授会員5人以上で組織される業績審査委員会が設置され、厳格に審査が行われる。

教員の適格性は、本研究科設置当時の専任教員にあつては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに専門職大学院設置基準[平成15年文部科学省令第16号]に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置した。

設置後の専任教員の採用は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づいて行っており、教員の適格性については教員業績審査委員会で審査を実施している。

昇進についても、同様に、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」に基づき、科目担任者会議において候補者について審議し、運営委員会に当該候補者の人事を教授会の議題とすることを提案する。運営委員会の承認が得られれば、教員業績審査委員会が設置され厳格な審査の上、教授会の議を経て決定される。

#### <点検・評価結果>

本研究科では、教員の募集・採用・昇進等に関する規程及び手続きが明確化されており、規程等に従い、教育研究能力及び実績にも配慮しつつ適切な教員人事を実施しているといえる。

#### <長所・特色>

教育歴または実務への従事歴が一定年数を経過し、法曹養成教育に必要な高い能力及び素養を備えた教員を採用していることにより、質の高い教育を提供できているといえる。

#### <問題点>

特になし。

#### <今後の対応方策>

研究科教授会のもとに設置されている人事計画委員会および将来構想検討委員会等において、規程等に従い、教育研究能力及び実績にも配慮しつつ、ジェンダーバランス及び年齢バランスに配慮した教員人事を実施する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

#### <現状説明>

##### ○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本研究科は、開設当初より、教育課程を高度な水準で維持し、かつ円滑に運営されていたため、自ら必要な点検を行い、2004年4月1日付で策定した「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」において、各学期末における授業アンケートの実施と、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修及び研究への積極的な参加について明記しており、授業評価アンケートや授業参観研修を組織的に実施してきた。

この活動を担当し、教員が、学生の学修成果の向上のため、授業内容および教授方法を改善・向上するための組織的な取り組みを企画推進する委員会として、FD担当の研究科長補佐を委員長とし、各科目担任者から1名、教授会で互選する者数名、法務研究科長が指名する法科大学院事務課職員で組織するFD委員会を組織しており、特定の分野に偏ることなくバランスよく構成されている。FD委員会は、授業内容及び教授方法の改善・向上を目的にして、「中央大学

法科大学院 FD 委員会内規」に基づき、FD 研究集会をはじめとする各種研修や授業評価アンケート等の企画・実施、各科目における FD 活動の連絡・調整を行うほか、各科目の授業内容及び成績評価に係る実情の把握と改善の勧告を行っており、本研究科の教育活動に係る質の保証を実質的に担う委員会として活動している。なお、2021 年度末までに通算で 132 回の委員会を開催し、検討結果を教授会に報告している。

具体的に実施している FD 活動は以下のとおりである。

### (1) 授業に関するアンケート

授業に関するアンケートについては、各学期において 1 科目につき、中間アンケート及び学期末授業評価アンケートの 2 回実施している。

中間アンケートは約半分の授業回が終了した時点で実施され、これにより学生は担当教員に対して授業への具体的な提案を行うことができるようになっている。各教員は、他の小テストやレポートの結果等とあわせて、学修達成度や学生の意見・要望を把握し、現に進行中の授業運営を改善し、充実させるために役立てている。

また、学期末授業評価アンケートは、学期を通じた授業への学生の評価を記すもので、共通の設問と自由記載欄からなっている。教員は実施した授業に対する学生からのフィードバックを受け止め今後の授業に活かすとともに、これに対しコメント（回答）と授業の改善方針を作成し、学生に公開することになっている。アンケート結果については、教員によって作成されたコメント（回答）及び授業改善方針とともに、学生に公開している。なお、本学公式 Web サイトでも、授業評価アンケートの実施率、回答率及び集計結果を公開している。

なお、授業アンケートによって指摘された事項のうち、個別教員との調整等が必要と思われる事項については、FD 委員長等が当該教員と連絡をとり、場合によっては面談等を実施して具体的な対応策について検討し、授業を改善するようにしている。

### (2) FD 研究集会

FD 研究集会は、本研究科における教育活動の質的向上を目的とした、専任・非常勤問わずすべての教員を対象として開催する講演会・意見交換会である。定期的に、教授会終了後に開催しており、新型コロナウイルス感染症が蔓延した 2020 年度には、教務委員長による「中央大学法科大学院における ICT を活用した授業について」、FD 委員長による「これからの授業方法—対面、オンライン、添削の取り込み—」等が、また 2021 年度には「新カリキュラム下における授業編成について—司法試験在学中受験への対応—」、「令和 3 年司法試験結果報告および 2021 年度前期学修成果分析」等をテーマとして取り上げ、オンライン形式にて開催した。

### (3) 教員の相互授業参観

教員相互の授業参観については、「中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領」に基づき、全専任教員は、2 年度に 1 回は必ず自己又は他人の授業参観を実施することとなっている。

具体的な実施に際しては、実際の授業を直接参観（ハイブリッド型授業の場合にはオンラインでの参加も可）する形式のほか、DVD や Webex に録画した映像で参観する形式をとることが可能である。また、新任教員以外の教員が新任の専任教員の授業を参観し、新任教員に対して授業運営等について助言する取り組みも毎年度実施している。参観者は、参

観後に意見や感想を授業参観報告書として提出しており、その結果は、FD委員会が集約・検証するとともに、授業参観を受けた教員にフィードバックしている。これによって、各教員は定期的に自身の授業内容や授業方法を見直し、改善する機会を得ている。なお、提出されたすべての授業参観報告書は、紙媒体で自由に閲覧できるようにしており、他の教員の授業参観に対するフィードバックの状況についても確認することができる。

これらの授業参観の各年度の実施状況については、本学公式 Web サイトにおいて情報公開している。このほか、司法研修所教官等、他の外部機関に属する者の授業参観も積極的に受け入れるとともに、本研究科の専任教員が他学部や他大学法科大学院で実施された授業の参観もしている。

#### (4) 学生によるベスト・ティーチャー賞

本研究科では、開設以来「学生によるベスト・ティーチャー賞」を実施している。2021年度は、2012年度以降と同様に修了生に投票権を与え、3年間の学修を通じてベスト・ティーチャーと考える教員を最大3名連記で推薦してもらい、という選考方法を採用した。その結果、得票数の多い教員を修了式後に顕彰し、本学公式 Web サイトに氏名と受賞理由を公開し、顕彰している。また、1票以上の得票があった教員に対しては、学生からの推薦理由を伝えるようにしており、これにより教員は自己の教育活動をふりかえることができるようになってきている。ベスト・ティーチャー賞の受賞者による授業の実施方法については、FD研究集会のテーマとしてとりあげ、専任教員に広く共有するようにしている。

なお、翌年度の教員相互の授業参観において、前年度のベスト・ティーチャー賞受賞者の授業の参観希望が多数にのぼる事例も多くみられることなどに鑑みると、ベスト・ティーチャー賞の制度は本研究科における教育の質の向上に資するものと考えている。

#### (5) 学修成果分析会

学生の到達度の確認については、個々の科目・授業における把握に加え、「学修成果分析会」を開催することで、教育課程全体を通じたマクロ的な視点からも把握・検証を行っている。

具体的には、各年次の必修科目の担当教員、クラス・アドバイザー等が任意に集まり、成績に関する基礎資料及び各教員が適宜持ち寄った資料をもとにして、個々の学生の学修到達度や傾向分析について情報を共有するとともに、自由な意見交換を通じて今後の教育指導方法を確認することを目的としている。当該分析会は、FDの観点からも有効であると評価しており、年2回実施している。

このほか、必要に応じて全学FD推進委員会の開催するFD講演会や外部研修等参加に対して参加費等を補助するなど、本研究科専任教員の授業内容及び教授方法を改善・向上するための機会を多く設けている。

なお、2021年度における本研究科専任教員の上に挙げたFD活動への参加率は96.2%であった。

一方で、非常勤教員のFD活動への参加については、FD研究集会の案内やその議事録のメール配信、音声データ及び当日資料の貸出等を実施して情報の共有を図っているものの、非常勤教員の参加率は低く、これをいかにして向上させるかが課題である。

### ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

法務研究科では、教員の教育活動評価を学生の授業評価アンケートにより実施している。

このアンケートは、FD委員会が教務委員会等と協議して立案・推進し、教室での直接実施に加え、学生用ポータルサイトC plusを活用して無記名で実施している。また、最終学年に在籍する修了予定者を対象にアンケートを実施し、その結果をもとにベスト・ティーチャー賞の選考を行い、学生から評価の高かった授業の運営や工夫を明示し、当該教員を表彰し、その結果を本学公式Webサイト等で公表している。

教員の研究活動評価については、法科大学院認証評価において、教員として適格かどうかの評価を受けるほかに、法務研究科の自己点検評価報告書作成の際に教員別に作成して添付することになっている教員調書の中で研究業績を記載することとなっており、また、「学事記録」、研究者情報データベースによる研究成果の公開を通じて、間接的な研究活動評価がなされている。

教員の社会活動については、国・都道府県・各種公的団体の審議会や検討会の委員等としての活動、民間企業の社外取締役等としての活動、各種会議等で講演し、または各種研修等での講師を務める等の活動等が活発に成されている。これらについては、法務研究科の自己点検評価報告書作成の際に教員調書の中で研究業績を記載することとなっており、また、「学事記録」、研究者情報データベースによる社会活動の公開を通じて、間接的な評価がなされている。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、本研究科では、開設当初より、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、具体的な教育実践の方法等について共有を図ることにより、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

#### <長所・特色>

FD研究集会において具体的な授業における実践や工夫等を教員間で共有する機会を年度内に複数回設けている点は、大きな長所であり、特色である。

#### <問題点>

教員組織の教育活動のうちFD研究集会に関して、専任教員については毎回相当数の教員が参加しているが、非常勤教員については参加者が少ないことが課題である。

#### <今後の対応方策>

FD研究集会に直接参加することが難しい非常勤教員については、FD委員会の下で、現在も希望者に対してDVDを貸し出す等の対応を行っているが、オンライン会議システムを活用して、オンラインでの同時配信を実施し、そこへの参加を促すとともに、録画配信を積極的に行う等のより利便性の高い対応を講じることで、FD研究集会の有効性をさらに高める。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### ＜現状説明＞

#### ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

法務研究科では、運営委員会、人事計画委員会、科目担任者会議において、教員の任用・昇進の検討・審議を通じて、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

一方で、本研究科の自己点検・評価活動の一環として、評価機関である日弁連法務研究財団が設定する評価基準に従い、法令や法曹養成機関として求められる水準等の客観的な指標の側面からも、教員組織に関する厳格な自己点検及び評価を毎年実施している。自己点検評価委員会では、教員組織の研究活動について、教授会においてその構成員全体に研究成果の積極的な公表を促すとともに、各教員の研究成果を確認したうえで個別にも公表を促している。

また、教員組織の教育活動については、各期の授業において授業評価中間アンケート及び最終アンケートを実施し、FD委員会において集計・分析したうえで、教員と科目との適合性の確認及び教員自身の教育研究能力の向上に資する諸施策を企画するとともに、その結果を自己点検評価委員会が毎年作成及び公表している自己点検評価報告書にも反映している。

#### ○点検・評価結果に基づく改善・向上

2018年度には、人事計画委員会において教員組織の点検を踏まえ、中長期的な視点に立ち、法科大学院において財務にも強い法曹養成を強化するとの視点から、本学専門職大学院国際会計研究科の廃止に伴って国際会計研究科に所属していた会計・ファイナンス分野の研究者教員5名を本研究科で専任教員として任用する原案を策定し、教授会で審議・決定した。当該教員における授業科目やテーマ演習には、各年度一定の履修者が受講しており、学生のニーズに応えた教員編成の意思決定だったといえる。

また、教員組織の研究活動に関しては、自己点検評価委員会による働きかけにより、研究者教員及び法律基本科目を担当する実務家教員につき、研究成果が着実に公表されている。詳細については、「研究活動」の項を参照されたい。

さらに、教員組織の教育活動に関しては、全教員を対象として年3～5回開催されているFD研究集会において、ベスト・ティーチャー賞で高い評価を得た教員が具体的な授業における実践や工夫等を報告する機会を設け、教員間で共有するなど、改善・向上に務めている。なお、ベスト・ティーチャー賞受賞者の授業については、同じくFD活動の一環である教員相互の授業参観において参観希望も多く、さらなるFD活動にも繋がっている。

### ＜点検・評価結果＞

上記のように、教員組織の適切性については、定期的な点検・評価を実施し、それに基づく成果をふまえて改善・評価へ向けた取り組みを行っている」と評価できる。

### ＜長所・特色＞

法科大学院において財務にも強い法曹養成を強化するとの視点から、本学専門職大学院国際会計研究科に所属していた会計・ファイナンス分野の研究者教員5名を本研究科で専任教員として任用した。

### ＜問題点＞

特になし。



### ＜今後の対応方策＞

教員組織については運営委員会、人事計画委員会及び科目担任者会議において、教員の教育研究能力の向上についてはFD委員会において、不断の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえて教員人事計画を策定していく。

### ◇大学院における学生支援

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

＜評価の視点6、7、10～11は割愛＞

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：成績不振の学生の状況把握と指導

評価の視点3：補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

評価の視点4：障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

評価の視点5：奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

評価の視点6：心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

評価の視点8：外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

評価の視点9：学生の進路に関する適切な支援の実施状況

### ＜現状説明＞

#### ○学生支援体制の適切な整備

学生生活を支援するための体制については、学生担当の研究科長補佐を置くとともに、基本的には法科大学院事務課が学生対応窓口の中心として、必要に応じて担当研究科長補佐と相談しながら専門家や部課室への働きかけを行うことできめ細かい対応を行っている。

教育活動に関する支援は、主に教務委員会の下、個別面談制度をはじめクラス・アドバイザー制度やクラス・サポーター制度、実務講師によるフォローアップ演習等を整備し、学生が身近に学修面及び生活面での相談をできるような体制を整えている。

また、障害を有する学生への支援については、全学的なガイドラインに基づき、法科大学院事務課が一次窓口となり、教務委員会やクラス・アドバイザー、保健センター等との連携により、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めている。

奨学金をはじめとする経済的支援体制については、教授会の下に常設委員会として奨学委員会を置き、本研究科独自の奨学金制度に加え、日本学生支援機構奨学金や民間団体による奨学金等も充実させており、学生が学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

さらに、精神衛生を含む各種学生相談については、本研究科の所在する市ヶ谷キャンパス内に、専門職大学院学生対象の相談室を設け、カウンセラー、精神科医及び教員相談員を配置し、カウンセリング体制を確保している。

就職支援にあたっては、本研究科専用の就職支援窓口を設けて専属のキャリア・コンサルタントを配置し、法曹養成機関である本研究科の学生に特化したキャリア支援を行っている。

以上のように、法科大学院の学生に特化した形での充実した支援を1キャンパス内で受けられる体制を整えている。

### ○成績不振の学生の状況把握と指導

本研究科は、「中央大学法科大学院における進級及び修了に関する規程」を設けて進級及び修了等に係る事項について厳格に定めており、進級判定時又は修了判定時に必要な修得単位ならびに判定対象 GPA が基準を満たせない場合は、進級又は修了不可判定を受け、原級留置となり、翌年度末においても要件を満たせない場合は除籍となる。

そのため、学生の学修生活全般について助言し、相談に応ずるとともに、さまざまな機会を通して担当クラスの適切な運営をはかり、学生の学修生活の向上に努めることを任務とするクラス・アドバイザー制度を設けている。この制度は、1クラスに2名の専任教員をクラス・アドバイザーとして配置し、定期的にクラス・ミーティングを行うとともに、学生からの希望により、個別相談に応じて助言を行うのみならず、学生の出席状況や成績についても把握し、学生の学修生活を広くサポートしている。

加えて、より学生に身近な存在として、実務講師によるクラス・サポーター制度も設けており、支援体制の充実化を図っている。実務講師は、本研究科においてきめ細かな実務教育を行うため特別に任用された実務法律家であり、本研究科の修了生で現場の第一線で活躍している若手弁護士を招聘して、授業の教材作成補助、レポートや起案文書の添削、授業に関する学生の質問対応、教員による指導の補充等、教育の補助にあたっている。このほか、2018年度より、クラス・サポーターとして、特定の科目に留まらない学修方法や進路全般に係る相談について、身近な先輩法曹の立場からアドバイスをを行っている。

また、本研究科の授業を担当する専任教員は、授業担当年度に1週あたり1コマ(50分相当)のオフィスアワーを設定し、原則として専任教員は市ヶ谷キャンパス内の個人研究室において実施するものとしているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間、オンライン(メール、Webex等)を基本として実施している。非常勤教員については、授業の前後に授業に関する質問や、その他学修に関する相談を実施している。

なお、原級留置となった学生には、教材を個別に配布し、履修指導を行うとともに、成績や学習方法に不安を抱える学生に対して、教務委員または法律基本科目担当教員を面談委員として「個人面談」の機会を設けている。面談委員は、主に勉強方法や学生生活面についてヒアリングを行い、必要なアドバイスをを行っている。

さらに、毎年、学習面での不安(授業についていけない等)を理由とする休学者が一定数いるため、休学者を防止するための措置としては、出席管理に特に力を入れている。休学する学生の兆候として、授業を欠席する傾向があるため、必修科目・選択科目ともに教員を通じて学生の出席状況を確認し、欠席回数の多い学生に対しては、ヒアリングを行って学生の動向・欠席事由を確認している。学習面で問題を抱えている学生に対しては、クラス・アドバイザーや、オフィスアワー制度の中で教員が今後の学習の進め方等を指導し、改善に向かうケースもある。必要に応じて、学生相談室とも連携の上、対応している。

このほか、メンタル面での問題が学修生活の継続に支障があると判断されるような場合には、相談学生のプライバシーの保護に十分な注意を払いつつ、特にハラスメント関係については二次被害が生じないように十分な注意をしつつ、関係部署と連携して対応している。

### ○補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

補習・補充教育に関する支援体制として、授業担当教員(専任教員及び非常勤教員)によるオフィスアワーを設定して質疑の機会を設けていることに加え、実務講師によるフォローアップの機会が設けられ、「フォローアップ演習」として学生は授業時間以外に学修アドバイスを受

けることが可能な体制となっている。フォローアップ演習は、少人数形式の演習となっており、実務講師が授業の進行度合いや個々の学生の理解度をきめ細かく把握しながら学修支援を行っている。

### ○障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

本研究科では、2016年4月に制定された大学全体の「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を遵守し、学生からの申し出があった場合には、法科大学院事務課が一次窓口となり、法務研究科教務委員会やクラス・アドバイザー、保健センター等との連携の下、必要な支援について検討・実施している。

具体的に障害のある学生が本研究科の入学を志願した場合には、出願前に来校してもらい、教務委員長及び入試・広報委員長が面談し、障害の状況及びキャンパス内の施設・設備への対応状況を確認し、実際に入学した際にはその状況に応じて必要な修学支援を行っている。修学上の支援の事例として、学期末試験において、対象となる学生の障害の種類及び程度に応じて、試験時間の延長、別室受験及びPCや拡大鏡の使用を認める等の措置を行った。

また、市ヶ谷キャンパスの施設面では、概ねバリアフリー化が完了しており、建物内の車椅子での移動が可能となるように可動式スロープの設置等を行い、多目的トイレを設置している。さらに必要に応じて、教室内に車椅子専用の移動式机を設置し、介助者用のスペースを設ける等の支援を行うとともに、申請があれば自動車通学を認めるなど、施設及び設備面で学習や生活上の支援体制の整備に努めている。

### ○奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

#### (1) 本研究科独自の奨学金制度の創設と運用

本研究科では、開設時より独自の奨学金制度（中央大学大学院法務研究科特別給付奨学金制度）を発足させ、多様で優秀な人材が本研究科における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

具体的には、入学者選抜時の成績優秀者を対象にした、入学金を除く学費相当額（130万円）を給付する第一種と、入学金を除く学費相当額の半額（65万円）を給付する第二種の奨学金制度がある。それぞれ、2022年5月1日現在の受給者数は、第一種41名、第二種77名である。加えて、入学年度に奨学金を受給できなくとも、入学後一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費相当額の半額を給付する第三種の給付奨学金制度がある。2022年において受給者となったのは3名である。これらを総合すると、2022年5月時点において、本研究科の48.4%の学生が学費半額相当額以上（第一種、第二種又は第三種）の奨学金を受給している。

なお、特別給付奨学金制度の趣旨に鑑み、定期的に奨学金委員会において、本奨学金を受給する学生の学修状況を把握しており、奨学金制度の効果検証を行っている。

また、2020年度入学生までは、以上のいずれの奨学金も受けていない者については、文部科学省の法科大学院支援経費（私立大学等経常費補助金）を基にした第四種奨学金を用意しており、2021年度は、2020年度入学以前の在学生33名に対して一律40万円を支給している。なお、本研究科の学費及び奨学金制度の検証を重ねた結果、2021年度入学生からは、文部科学省の法科大学院支援経費を財源として、本研究科の在学料を年額140万円から100万円に減額し、第四種特別給付奨学金を廃止している。

さらに、学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、本研究科独自の給付奨学金制度に加え、中央大学法曹会（本学出身の先輩法曹）の篤志により、当該年度修了予定者を対

象に給付奨学金制度を設けて1名あたり30万円を支給しており、2021年度の実績は10名で、全員が2022年度司法試験に合格している。

### (2) 本学の全学的な奨学金制度の援用

地震等の災害によって学生の実家が罹災した場合等には、本学の全学的措置である経済援助給付奨学金を援用した経済的支援が実施されている。

また、国際的な法曹を育成することを目的として、英米法をはじめとする外国法に係る学修及び研究を奨励するために増島記念給付奨学制度が新たに設けられ、2019年度には法務研究科学生4名が受給している（2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実績はなし）。なお、給付対象は本学法学部、法学研究科及び法務研究科の在生となつている。

### (3) 外部団体による奨学金制度

以上の奨学制度の他、民間団体による奨学制度や金融機関の提携教育ローン制度も利用することができる。

本研究科において推薦枠を有する民間団体は以下のとおり。

- ・公益財団法人千賀法曹育英会
- ・公益財団法人日本法制学会「財政・金融・金融法制研究基金」
- ・公益財団法人升本学術育英会
- ・公益財団法人三菱UFJ信託奨学財団
- ・東京白門ライオンズクラブ学術奨励賞

また、本研究科における推薦枠は無いが、採用実績があるものとして、一般財団法人守谷育英会、公益財団法人末延財団による奨学金も学生へ積極的に案内している。

### (4) 日本学生支援機構の奨学制度の有効な活用

日本学生支援機構の奨学金のうち、無利子である第一種奨学金については、定期の一次採用時に36名、二次採用時に1名、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に7名、と全ての申請者が定期採用時に希望金額どおりの貸与を受けている（いずれも2022年度実績）。なお、修了等に伴って貸与が終了となった者の第一種奨学金の返還免除については、2021年度は全額免除が4名、半額免除が7名という結果である。

奨学金に関する情報提供にあたっては、学生が情報を把握してから、必要書類を準備するまでの時間を確保できるよう、法科大学院事務課にて十分な告知及び受付期間の設定を行っている。

本学独自の奨学制度である中央大学大学院法務研究科特別給付奨学制度については、本人からの応募により決定するのではなく、全対象学生の中から給付基準に基づいて決定することから、法科大学院事務課より奨学金の対象となる学生に対して直接採用通知及び必要書類を送っている。

その他、民間団体による奨学金制度については、掲示のほか、C plusを活用して募集要項及び申請様式を掲載するなど、迅速な情報提供を行っている。また、日本学生支援機構奨学金については、これらに加えて4月のオリエンテーションにて積極的に情報提供を行っている。

なお、各種奨学金に関する事務は、法務研究科がある市ヶ谷キャンパスの法科大学院事務課において、研究科独自の奨学制度のみならず、民間団体による奨学金についても募集要項の配

布、申込受付から推薦等に関する手続を行っている。

日本学生支援機構の奨学金については、本学全体の取りまとめを行っている多摩キャンパスの学生部事務室奨学課と法務研究科が置かれている市ヶ谷キャンパスの法科大学院事務課が連携し、市ヶ谷キャンパスにて募集要項の配布から申込手続までを行っている。

#### ○心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

市ヶ谷キャンパスには保健センターが設置されており、毎年4月初旬に実施する学生定期健康診断をはじめ、病気の予防・早期発見・治療のための二次検診、健康相談、内科を主とした治療、外傷の応急処置及び専門医への紹介等を行っている。

また、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、専門職大学院学生相談室を設置し、進路・修学、精神衛生、対人関係など様々な相談に対応している。

この専門職大学院学生相談室の運営は、専門職大学院各研究科長、各研究科教授会から選出された専任教員、及び精神科医、臨床心理学に関する専門知識を有する者によって構成される「専門職大学院学生相談室運営委員会」が担当しており、年1～2回会議を開催し、当該委員会の運営に関する議案を審議するとともに、相談の現状及び今後のあり方等を検討している。

相談室の受付は、保健センター（市ヶ谷分室）において行われ、実際の相談業務は、相談者のプライバシー確保のために、市ヶ谷キャンパス内にある学生相談用面接室において実施されている。また、クラス・アドバイザーへの個別相談やオフィスアワーにおいて相談があった場合、必要に応じて、学生相談室と連携する仕組みとなっている。

#### ○外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

現在のところ、外国人留学生のための特別入試を実施していないことから、外国籍の学生が入学した際にも、日本人学生と同様の学生支援を行っている。

#### ○学生の進路に関する適切な支援の実施状況

本研究科学生に対する就職支援は、主としてリーガル・キャリア・サポート委員会を設置し、6つの法曹像を踏まえ将来目指すべき法曹等、キャリア・進路選択に資することを目的として年間を通じて様々な企画を実施している。

また、本研究科専用の就職支援窓口を設けて、法科大学院事務課の中に専任のキャリア・コンサルタントを配置し、求人情報の受付・案内、求人開拓、各種の個別相談に対応している。

具体的には、在学生及び修了生を対象にインハウス・ローヤーに関する企業説明会、検察官による講演会、公共政策ローヤーを目指す学生のための講演会、検察庁や裁判所の見学会といった、本研究科の理念に即した多様な進路選択に係る行事を定期的に開催している。その他に就職動向を解説するセミナーのほか、直接的な就職ガイダンスではないが、在学生や修了生を対象に本学のOB・OG 弁護士と様々な形で交流を持つ企画を実施し、経験豊かな現役弁護士の生の声を聞き法曹を目指す上で有益な情報が入手できる機会を作っている。

また、法務研究科に所属する多様な法曹経験を有する数多くの実務家教員による指導と相談に加えて、本学の特色ある仕組みの1つである実務講師によって実施する質問・相談コーナーが、個別的な学修についての助言のみならず、先輩法曹の立場から進路に関する種々の適切な助言を学生が受ける場となっている。

また、検察官や弁護士等による講演や法務研究科の同窓会による進路案内、相談が行われる

等、本研究科の理念に即した多様な進路選択に係る行事を適切に実施している。

なお、2023年度には現在の市ヶ谷キャンパスから駿河台キャンパスへの移転することに伴い、学生の生活環境及び学修環境が大きく変化するため、上記のきめ細かなサポートを継続できるように体制を整える検討を進めている。

#### <点検・評価結果>

学生生活を支援するための体制については、教育面では、個別面談制度をはじめクラス・アドバイザー制度や実務講師によるフォローアップ等、学生が身近に学修面及び生活面での相談をできるような体制を整えている。

生活面においては、基本的に法科大学院事務課が学生対応窓口の中心として、必要に応じて専門家や部課室への働きかけを行うことできめ細かい対応を行うとともに、奨学金をはじめとする経済的支援体制、相談室等を含むカウンセリング体制などが十分確保されている。

就職支援にあたっては、リーガル・キャリア・サポート委員会の下、本研究科専用の就職支援窓口を設けて専属のキャリア・コンサルタントを配置し、キャリア・進路選択に係る充実したサポートを行っている。

以上のことから、法科大学院の学生に特化した形で学生支援体制は整備され、なおかつ1キャンパス内で支援を受けられる体制を整えており、学生支援適切に行われているといえる。

#### <長所・特色>

個別面談制度をはじめクラス・アドバイザー制度や実務講師によるフォローアップ等、個別の学生をその状況に合わせてフォローする体制が充実している。

また、経済的な支援についても、2022年5月時点で本研究科の48.4%の学生が学費半額相当額以上の奨学金を受給しているだけでなく、外部機関による奨学金も質・量ともに拡充しており、学生が学修に専念できる環境を作り上げている。

就職支援についても、リーガル・キャリアに精通した専属のキャリア・コンサルタントを配置し、個別の学生の状況に応じて手厚くフォローする体制を整えられている。

#### <問題点>

2023年度の新キャンパスへの移転に伴い、学生の生活環境及び学習環境が大きく変化する可能性がある。

#### <今後の対応方策>

学修サポート体制については、現在の支援制度を維持するとともに、クラス・アドバイザーやクラス・サポーターが把握している学生の情報について、学修成果分析会等を通して本研究科教員に情報共有し、今後の指導へ有機的に活用するなどの方策を教務委員会及びFD委員会にて検討する。

また、奨学金等の経済的支援は、現在のスケールを保持しつつも、奨学委員会において過年度の奨学金給付実績や奨学生の成績等の点検により、奨学金制度の適切性も確認していく。

さらに、就職支援においては、2023年度より司法試験の法科大学院在学中受験が可能となることから、就職活動等のスケジュールの変動にも留意し、リーガル・キャリア・サポート委員会を中心に、学生のニーズに合わせた支援サービスを展開していく。

一方で、2023年度の新キャンパス移転に伴う環境の変化については、学生の生活環境及び学

修環境が大きく変化するため、研究科長及び学生担当の研究科長補佐を中心として、学生支援に関連する諸委員会と調整を行い、学生支援のサービス水準を低下させないように努める。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究科では、学生支援の適切性については、教育研究活動に関する事項は教務委員会、経済的支援に関する事項は奨学委員会、精神衛生を含む各種学生相談体制は専門職大学院学生相談室運営委員会、就職支援に関する事項はリーガル・キャリア・サポート委員会において、それぞれ適切な根拠に基づき、定期的な点検・評価を行っている。

例えば、教務委員会においては、学生の成績やGPAにより客観的なデータのほか、教員の個別面談における報告や授業アンケート結果を根拠としながら点検を行い、学生支援体制の改善・向上に努めている。このうち、教員の個別面談については、きめ細かな学生指導を志向し点検・評価を重ねた結果、2019年度より導入された制度である。

さらに、2021年度より本研究科の在学料を減額した際にも、奨学委員会及び教授会において、過年度の奨学金給付実績や奨学生の成績の点検などの検証を重ねた結果を踏まえて、文部科学省の法科大学院支援経費を財源として在学料の減額すること及び第四種特別給付奨学金廃止の妥当性について確認している。

また、日常的な学生からの要望については、法科大学院事務課での直接的な窓口対応、メールでの照会、各学期末における授業アンケートの実施、クラス・ミーティング、オフィスアワー、様々な機会に学生からの声を聞いている。学生からの支援を求める声は、内容に応じて担当教職員から委員会や専門機関に上げられ、定期的な点検・評価と共に必要に応じて改善が図られている。

<点検・評価結果>

学生支援の適切性については、それぞれ所管する委員会において定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### ◇大学院の教育研究等環境

<点検・評価項目①については全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

評価の視点2：校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

### <現状説明>

#### ○校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの整備状況

本研究科は、2022年5月現在、市ヶ谷キャンパスに法科大学院と法科大学院修了生のための単独専有施設を有しており、専門職大学院設置基準に基づき高度な教育水準と環境を確保するための教室等を設置している。

教室は、50人規模の受講生を収容する双方向・対面授業に対応した中教室を必要クラス分設置するとともに、各授業科目の教育内容に適合した大教室・小教室・ゼミ室、模擬法廷教室を設置している。

各教室とも学生用の机については学修に必要な広さが十分確保されているほか、授業に必要な情報環境も整備され、特に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、Webex を利用した遠隔授業が可能となるよう無線 LAN(Wi-Fi)環境を整備するとともに、授業教室に Web カメラ、收音マイク等も整備している。

ゼミ室は17室設置されており、学生は、授業のほか授業外の学修でも1ヵ月前からの事前予約で利用することができる。

本研究科の大きな特徴として、学生の個人自習室をはじめ予習・復習のための学修施設の環境整備に努めている。具体的には、市ヶ谷キャンパス内に、学生個人専有の固定席を自習スペースとして確保するとともに、同様にロッカーも個人専用として1人一つ貸与し、学生の学習スタイルに対応した施設を設けている。また、PC自習室を設けて課題文書の作成やインターネット検索等の情報環境の需要にに応じているほか、図書室(A・B)等を確保し、多様な学修のニーズに即した資料の閲覧や読書ができる自由閲覧席やデータベース検索ができる自由席を整備している。

また、学生が使用できるコピー機を計7台設置し、学生の複写補助として各年度800枚印刷可能なコピーカードを配付している他、貸出PC・個人PCから無料で出力できるプリンタを計17台設置し、印刷枚数の上限なく出力できるよう環境を整えている。

市ヶ谷キャンパスの図書室は「ローライブラリー」と称し、原則として本研究科学生と教職員のみ利用できる。ローライブラリーには、司書を配置し、学生及び教員の図書資料の利用やリーガル・リサーチに関する相談等に応じている。また、法令や判例、法律資料、図書館などの最新情報や教育・研究・学修に役立つ情報を案内する刊行物『L・L便り』も、電子・紙の両媒体で提供するなどしている。新生生には入学時のオリエンテーションで、図書館利用ガイダンスを実施するだけでなく、原則として出席必須のリーガル・リサーチガイダンスも行っている。その他、蔵書検索や雑誌論文検索の講習会、日本法・外国法のデータベース講習会等を単にデータベース会社に頼むのではなく、主に司書が講師等を担いながら適宜実施している。これらをはじめとして、専門性を考慮しながら、教育・研究・学修を側面から強力に支援している。

なお、2023年4月に、本研究科は、現在の市ヶ谷キャンパスから新築の駿河台キャンパスに移転することとなるが、新キャンパスでも現在のキャンパスと同様に、十分な教室・自習室とキャンパス・アメニティを整備している。一方で、駿河台キャンパスでは戦略経営研究科と共同利用になることから、自習室や教室の利用方法の変更等、学生の学修環境に影響が生じる可能性がある。

#### ○校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生を確保するための仕組みの整備状況

市ヶ谷キャンパスの施設・設備の管理は、都心キャンパス庶務課とその委託業者により運営されており、キャンパスは土・日・祝日を含む8時から24時まで利用可能である。



市ヶ谷キャンパスへの学生の入退構、図書室への入退構には、ICカード型学生証によるセキュリティシステムが導入されている。なお、ICカード型学生証は、市ヶ谷キャンパスに1台設置している証明書等自動発行機で各種証明書(成績証明書等)の交付を受ける際にも使用される。

入館に際しては教職員・外部来訪者を含めて全員が玄関入口にて入館チェックを受ける体制になっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため検温・入館チェックも徹底している。また、防犯カメラによる安全管理も行うなどの配慮をしている。

また、施設設備についての学生からの意見・要望は、各学期はじめにクラス単位で実施するミーティングや各学期末に実施するオピニオン・アンケートを通じて把握し、学修環境の改善と向上に努めている。

### <点検・評価結果>

本研究科では、法科大学院に求められる高度な教育水準と環境を確保するため、必要な校舎を有し、かつ、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。

### <長所・特色>

本研究科では、校舎内に学生個人専用の固定席を自習スペースとして確保するとともに、同様にロッカーも個人専用として1人につき貸与し、自主ゼミを実施できるゼミ室を十分な数用意するなど、学生の学習スタイルに対応した施設を設けている点が、大きな長所・特色である。

### <問題点>

2023年4月の市ヶ谷キャンパスから駿河台キャンパスへの校地移転に伴い、自習室や教室の利用方法の変更等、学生の学修環境に影響が生じる可能性がある。

### <今後の対応方針>

現キャンパスから新キャンパスへの移転後も、学生の学習環境を十分に確保できるように、研究科長、研究科長補佐、法科大学院事務課を中心に、新キャンパスの校舎利用開始時までに戦略経営研究科と調整の上、自習室・教室利用方法等を決定し、それを周知徹底するように努める。

<点検・評価項目③については全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

評価の視点2：各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

### <現状説明>

○大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

#### 1) 講義・演習室

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、法務研究科における高度な教育水準と環境を確保するために、次の教室等を設置している。特に、法律基本科目群の授業科

目については、約50人収容の双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置することとし、その他、各授業科目の教育内容に照らして、教室・演習室、模擬法廷教室を設置している。法律基本科目の授業を実施する教室では、教卓や学生用機の情報環境整備、プラズマディスプレイ2基の配置や各種プレゼンテーション用設備が整っている。

模擬裁判の教場となる模擬法廷教室については、裁判員制度に基づく刑事裁判を前提に裁判員席を含む9席からなる法座を整備している。

[講義・演習室]

施設	収容人員	面積	室数	備考
大教室	141人	183.28㎡～190.94㎡	5	
模擬法廷	114人	155.94㎡	1	大教室を兼ねる
中教室	40～63人	99㎡～152.1㎡	9	
小教室	16～28人	50.4㎡～63.6㎡	7	
ゼミ室	4～12人	10.48～24㎡	17	

## 2) 学生自習室

法務研究科における学生の自習施設は、授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うために重要である。本学では従来から学生研究室や学生自習室の環境整備に努めており、そうした経験を踏まえつつ、市ヶ谷キャンパスには、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応して、固定席を確保した自習室、図書館（ローライブラリー）内の自由閲覧席、PC自習室を整備している。

学生の自習室については、学生1人に一席の指定席を確保しているほか、多様な学修方法のニーズに即応した資料閲覧・読書・データベース検索処理用の自由席を整備しつつ、認可時の計画を履行している。

[学生自習室]

単位：席

施設	面積	用途	席数
院生研究室B専用	161.5㎡	キャレル設置。 各キャレルに情報コンセント敷設。 1号館5階談話スペースにプリンタ6台を設置。	98
院生研究室C専用	73.2㎡		41
院生研究室D共用	65.7㎡		32
院生研究室E専用	79.2㎡		44
院生研究室F専用	93.1㎡		55
院生研究室G専用	121.4㎡		76
院生研究室J共用	45.9㎡		20
院生研究室K専用	19.8㎡		11
院生研究室M専用	95.5㎡		45
院生研究室N共用	65.7㎡		27
ローライブラリー 図書室A 共用	467.5㎡	閲覧席設置（PC2台設置） （内図書室内PC自習室21席にPC21台設置）	144
ローライブラリー 図書室B 共用	533.5㎡	閲覧席設置（PC6台設置）。	40
院生PCスペース専用	117.6㎡	PC34台、プリンタ9台、スキャナ3台設置	34
合計			1,024

## 3) 研究施設・設備

法務研究科の専用施設として、専任教員数に応じた専任教員研究室を合計60室（個人研究室55室及び共同研究室5室）確保している。また、市ヶ谷キャンパスには、教員間の相互研修や教材開発等を行う施設として、各種データベース活用のための情報環境を整備した「研

研究室受付」を設置している。なお、市ヶ谷キャンパスに設置される大学院教員室は、兼担教員や非常勤教員の利用にも供している。

法科大学院での学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィスアワーを設定するなど、教員と学生との間のコミュニケーションの場を確保することが特に重要である。そのため、専任教員研究室、大学院教員室のほかに、学修指導室2室、談話スペース等を設置して、適宜、柔軟な履修・研究指導体制がとれるよう措置している。

#### 4) 情報処理環境

学生自習室（院生研究室等）キャレルと図書室閲覧席全席に情報コンセントを設置し、ノートPCを接続して、インターネット環境への接続と法令・判例データベースへの接続・検索を可能としている。また、キャンパス内に15台のノートPCを備え置き、自習室各席及び閲覧席で利用することもできるよう、貸し出し体制を整備している。加えて、自習環境の支障にならないようにプリントアウトスペースを設けたほか、図書室閲覧室には、固定型デスクトップPCを配置している。

さらに、PC自習室には、55台のデスクトップPCが設置されており、学生が自由に利用することができる。

また、市ヶ谷キャンパス内数カ所には無線LANのアクセスポイントが設置され、セキュリティの観点からアクセスには市ヶ谷ITセンターにコンピュータを登録することを求めているが、キャンパス内のほとんどのエリアで利用できるようになっているほか、電波状況により使えないエリアにおいては、有線LANを配置する方法で対処している。

[情報処理機器などの配備状況]

施設	状況	単位：台 配備台数
PC自習室（2409号室）	34席全席にデスクトップPCを設置	34
PC自習室 （図書室A内に設置）	キャレル席にデスクトップPCを設置	21
ローライブラリー 図書室A	閲覧席の一角に固定型デスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	2
ローライブラリー 図書室B	閲覧席の一角に固定型デスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	6
可動・多目的型	校舎内貸し出し用のノートPCを用意	15
合計		78

※上記設置PCについては、学生が使用可能なもののみを記載。

#### ○各施設の利用時間に対する配慮の状況（図書館を除く）

市ヶ谷キャンパスの施設・設備の管理は、都心キャンパス庶務課とその委託業者により運営されており、キャンパスは土日・祝日を含む8時から24時まで利用可能であり、キャンパスへの学生の入退構、図書室への入退構には、ICカード型学生証によるセキュリティシステムが導入されている。

また、ICカード型学生証は、市ヶ谷キャンパスに1台設置している証明書等自動発行機（利用時間は平日10時から17時まで）で各種証明書（成績証明書等）の交付を受ける際にも使用される。なお、証明書の一部については、全学的な証明書コンビニ発行サービスを利用して申請することで、上記時間帯以外でもコンビニエンスストアにおいて発行することもできる。

キャンパス内の各施設の利用時間は、情報教室は8時から22時まで利用可能、貸出しPCは

平日 10 時から 17 時までとしている。また、自習室を含むその他の施設については、年末年始の一時期を除き、キャンパスの開館時間と同じく、土日・祝日を含む 8 時から 24 時まで利用可能である。

法科大学院事務課の開室時間は、平日 10 時から 17 時までとなっており、学生の情報環境の利用に供するために、館内貸出用のノート PC の貸与（利用時間は法科大学院事務課開室時間中）も行っている。

#### <点検・評価結果>

市ヶ谷キャンパスは、本研究科の教育研究目的、教育課程の特徴等に応じて施設・設備を整備できており、また施設の利用時間に対する配慮も適切なものとなっている。

#### <長所・特色>

市ヶ谷キャンパスは、土日・祝日を含む 8 時から 24 時まで利用可能で、かつ、キャンパスへの学生の入退構、図書室への入退構には、IC カード型学生証によるセキュリティシステムが導入されており、学生が安全に集中して学習できる環境が完備されている点が、大きな長所・特色である。

#### <問題点>

2023 年 4 月の現在の市ヶ谷キャンパスから新しい駿河台キャンパスへの校地移転に伴い、自習室や教室の仕様に変更が生じる。

#### <今後の対応方策>

現キャンパスから新キャンパスへの移転後も、学生が十分な学習ができるように、研究科長、研究科長補佐、法科大学院事務課を中心に、就学環境に関する個別の相談に応じる等、学生のサポート体制を整え、学生が安全に集中して学習できる環境を堅持する。

### ◇大学院における研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点 1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点 2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

#### <現状説明>

○教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

市ヶ谷キャンパス内には個人用の研究室が 55 室（研究科長室 1 室を含む）設置されており、各専任教員に 1 人 1 室割り当てている。さらに、共同研究室（各 2～3 名の共同利用が可）が 5 室設けられており、すべての科目系（民事系、刑事系、公法・基礎法系、外国法・展開先端系）において利用できる環境を整え、科目担当者間における意見交換等をさらに活発にするための体制が整備されている。

研究費については、中央大学学内研究費助成規程に則り運用され、基礎研究費として、専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対して、個人で行う学術研究を助成する目的で年額 43 万円（着任時のみ 58 万円）が支給される。また、研究用として 1 人あたり年間 2,000 枚のコピーを無料で利用することができる。

このほか、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究の支援を目的とする特定課題研究費（2年 200 万円）が、年間 3 名分に相当する予算が割り当てられており、同規程第 20 条第 1 項に基づき、法務研究科特定課題研究費助成候補者選定委員会及び教授会の議を経て、全学にて選定され支給されている。2022 年度現在、2021 年度からの継続 3 名、新規 3 名が受給中である。

研究専念期間の確保については、校務を免除する研究促進期間制度が設けられており、中央大学研究促進期間制度に関する規程に則り運用され、教授会において候補者を選定し、学長へ推薦している。2022 年度は 3 名が利用している。

### ○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

博士前期課程と博士後期課程を区分しない専門職大学院である本研究科においては、従来から多くの大学院において採用されている博士後期課程大学院学生を TA または RA として任用し、教育・研究支援に従事させることが困難であるため、教員の授業準備や研究を支援する仕組み・体制として、法科大学院事務課内に教育研究支援を担当する体制を整えている。具体的には、事務課内の教務グループの職員（専任職員 4 名、派遣職員 3 名）を配置しているほか、専任教員個人研究室があるフロアに「研究室受付」を設置し、派遣職員 1 名、パートタイム職員 2 名の計 3 名を配置している。

教育研究支援担当は、法科大学院の教育課程の実態に即して整備され、有効に活用されている。教育研究支援担当を通じて提供されている主な研究・教育支援サービスは以下のとおりである。

- ① 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- ② 電子資料（データベース）の利用提供・代行検索
- ③ C plus 利用方法に関するサポート

また、教育活動の支援として、法務研究科では、弁護士（原則として弁護士業務経験 5 年以内の者）を多数（2022 年度では 42 名）、補助教員（実務講師）として採用し、実務実践教育の補助をはじめ、学生の学修方法に関する質問や、授業の予習と復習をフォローアップする学修相談の業務に従事させている。

研究上の支援としては、教育研究支援担当が、教育支援とともに、電子資料（データベース）の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを提供している。また、システム管理室が、IT 系の利用支援及び情報機器の維持・管理を行っている。

また、研究室受付は、専任教員個人研究室があるフロアに設置され、本研究科の教育研究活動支援を担っている。同室内には、ミーティングや教材作成のための作業等に利用できるスペースを設け、教材作成用の PC、スキャナ、コピー機を配置しており、必要な場合には同室のスタッフに資料検索等のサポートを依頼することができる。近刊の雑誌類も配架されているため、教材作成にあたってきわめて有益な環境であり、また、ミーティングスペースは教員間の授業等に係る打ち合わせにも多く活用されている。

法科大学院における学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィスアワーを設定するなど、特に教員と学生との間のコミュニケーションの場所を確保すること

が重要であることから、専任教員研究室、教員室のほかに、1号館5階に学修指導室2室、談話コーナーを設置している。また、1号館6階に研究室受付の資料保管室等を設置して、柔軟な履修・研究指導体制をとることができるよう措置している。

#### <点検・評価結果>

以上のように、教員の研究活動を支援する環境や条件について、研究室や研究費、研究に専念する制度は適切に整備されている。また、教育研究支援システムにより、法務研究科における教育研究支援体制はかなり充実しており、法科大学院の教育課程を実践する上で十分な整備がなされているといえる。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

#### 点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

#### <現状説明>

##### ○論文等研究成果の発表状況

本研究科の教員は、国内外で積極的に論文等の研究成果を発信している。専任教員の年間論文発表件数及び年間著書発行件数は、以下のとおりである（査読付き論文数が少ないのは、法学関係の雑誌については依頼原稿がほとんどを占めることによる）。

#### [著書発刊数・論文発表数]

	2017	2018	2019	2020	2021
著書発刊数	40	32	17	24	22
論文発表数	81(4)	83(5)	118(3)	78(4)	58(3)

※論文発表数カッコ内は査読付き論文数

また、本研究科では、法律学の研究が実践的課題からかけ離れた空理空論に陥ることのないように、実務と研究のコラボレーションを重視し、その研究成果を公表する機会を確保するため、開学初年の2004年6月から機関誌『中央ロー・ジャーナル』を創刊しており、2022年3月25日発行の第18巻第4号が通巻で70号を数えることとなった。

執筆資格は、①本法科大学院の専任および元専任教員、②兼任教員（本学他学部または他研究科所属の教員）、③兼任教員（非常勤教員）、④本法科大学院出身の他大学専任教員または裁判官、検事もしくは弁護士で、本法科大学院専任教員の推薦状のある者、⑤本法科大学院招聘の外国人教員、⑥研究・書評・判例研究・資料に限り本大学院2年次または3年次以上の学生および本法科大学院卒業学生、⑦本法科大学院専任教員の推薦状がある者、⑧編集委員会がとくに認めた者であり、教授会の下に常設の「中央ロー・ジャーナル編集委員会」を組織して運営している。

### ○国内外の学会での活動状況

専任教員の学会等における年間発表数は、以下のとおりである。

[学会発表数]

	2017	2018	2019	2020	2021
学会発表数	24	9	67	59	10

このように、本研究科の教員は、国内外の学会においても、研究成果の発表を精力的に行っている。

### ○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

既述したように、専任教員が個人で行う特定の課題に係る研究の支援を目的とする特定課題研究費（2年200万円）については、2019年度は3名（研究テーマ：「企業法務に関連する研究」「民事司法アクセスの指標に基づく民事紛争解決手続イノベーションの国内外動向リサーチ-司法政策学（制度論）および民事手続法学（法解釈論）の基礎データを求めて-」「第4次産業革命時代における労働法実務プラットフォームの構築のための基礎研究」）、2020年度は2名（研究テーマ：「ボスニアにおける近代民法受容に対するオスマントルコ法の影響」「法多元主義の多層的構造と法の支配」）、2021年度は3名（研究テーマ：「過失犯論の総合的研究」「成人向け租税リテラシー教育に関する研究」「製造物責任法理の基礎的考察を踏まえた解釈論の提示—塙・独・欧法との比較を通じて」）、2022年度は3名（研究テーマ：「清朝前期秋審研究——戯殺の処理をめぐって」「ESGとサステナビリティ・ガバナンスを巡る法的問題の検討」「財産管理における『子の福祉侵害』に関する比較法的研究」）が配分を受けた。その研究成果については、研究期間終了後2年以内に『中央ロー・ジャーナル』をはじめとする本学の紀要等で公表することになっている。

また、次の点検・評価項目③に記したように、科学研究費及び学外競争的研究資金による研究プログラムが、多数推進されている。

このほか、中央大学の日本比較法研究所においては、本研究科の教員が研究代表を務める研究グループが複数存在し、資料購入費の助成や研究成果の刊行助成を得ながら、活発な活動を行っている。

### <点検・評価結果>

本研究科の教員は、上記のように国内外で精力的に研究成果を発信しており、また、研究助成を得て行われる研究プログラムも積極的に推進していると評価できる。

### <長所・特色>

本研究科では、開学以来、多くの論文等が掲載された紀要である『中央ロー・ジャーナル』を年4回継続して発行し、専任教員はもとより、非常勤の教員等の成果発表の機会を確保している点が、大きな長所・特色である。

### <問題点>

学内の研究助成に基づく本研究科全体として取り組む共同研究を、さらに積極的に推進していく必要がある。

### ＜今後の対応方策＞

研究科長及び研究科長補佐を中心に、本研究科全体としての共同研究プロジェクトの推進をはじめとした研究活動の活発化について、研究を推進する委員会の設置等も視野に入れながら検討を行い、体制を整備する。

### 点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点1は附置研究所対象＞

評価の視点2：科学研究費の申請とその採択の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

#### ＜現状説明＞

##### ○科学研究費の申請とその採択の状況

本研究科における専任教員の科学研究費の採択状況は、2019年度は、基盤研究(B)に1件申請・採択1件、基盤研究(C)に8件申請・採択6件、若手研究に1件申請・採択1件であった。

2020年度は、基盤研究(B)に1件申請・採択1件、基盤研究(C)に7件申請・採択6件、挑戦的研究(開拓)に1件申請・採択0件、若手研究に1件申請・採択1件、「基盤研究(C)」及び「若手研究」における独立基盤形成支援(試行)に1件申請・採択0件であった。

2021年度は、基盤研究(B)に1件申請・採択0件、基盤研究(C)に7件申請・採択6件、挑戦的研究(開拓)に1件申請・採択0件であった。

##### ○学外競争的研究資金の獲得状況（科学研究費補助金を除く）

本研究科における専任教員の学外競争的研究資金の獲得状況は、2018年度に1件、2019年度に1件（いずれも本研究科の専任教員が研究代表者を務める共同研究）、それぞれ採択されている。

#### ＜点検・評価結果＞

上記のように、科学研究費について、申請件数は少ないものの採択率は高く、学外競争的研究資金についても獲得しており、一定の水準は満たしていると評価できる。

#### ＜長所・特色＞

教育に多くの労力を割きながらも、自らの研究を推進するために積極的に取り組んでいる専任教員が多い点が、長所であり、特色であるといえる。

#### ＜問題点＞

科学研究費については、本研究科の専任教員が単独で申請し、採択されているものが多く、共同研究のプロジェクトが少ない。

### ＜今後の対応方策＞

研究科長及び研究科長補佐を中心に、本研究科の専任教員が研究代表者を務める研究プロジェクトへの支援を行うとともに、学内外の共同研究を推進しやすい体制を整備する。



## ◇大学院における社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

評価の視点3：地域交流・国際交流事業への参加状況

＜現状説明＞

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

法律実務に関する知を社会に還元するとともに、社会と高等教育機関との有機的連携を果たし、もって、法務研究科が行う実務法曹養成に関する教育研究活動の一層の拡充に資することを目的として、「学校法人中央大学ロースクール・アカデミー」を設置し、弁護士や企業法務関係者等を対象として、広く社会に対し法務研究科の教育研究資源の公開を行っており、多様な人材を抱える法務研究科として、実務に密着した高度な専門知識を広く社会に伝達していく講座を開講している。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開設が出来なかったが、2021年度は日本司法書士連合会からの委託研修「司法書士研修プログラム」として、2021年度2月末から民事訴訟法体系講座を収録して、日本司法書士連合会の研修総合ポータルに掲載、3月には「Web 模擬裁判」として簡易裁判所にて民事訴訟のWeb 模擬裁判を実施した。この「Web 模擬裁判」はDVDに収録して日本司法書士連合会ブロック会に貸与した。

加えて、「Introduction to Japanese Law in English」の名称で、国内外の法学生等を対象に、本研究科および本学法学部の教員が、主として海外の法学生を対象として英語で日本法入門を講ずる講座を開講するとともに、法廷傍聴や法律事務所訪問等を行う5日間の集中講座を実施している。2022年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、キャンパス外活動である法廷傍聴、法律事務所訪問等に本研究科学生の参加を認めたほか、複数回の懇親・懇談の機会を設けた。

また、法曹継続教育の一環として、若手法曹の職域拡大を支援するとともに、あわせて広く法曹一般が専門知識を身につけ法曹としての活躍の場を拓げるために「中央大学法曹リカレントプログラム」として科目等履修生制度と短期セミナーを設けている。科目等履修生制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開講していないものの、短期セミナーは新日本法規財団の協力を得て実施し、2021年度は「法律家のための決算書分析実務セミナー」をオンラインにて開催し全国からの100名を超える参加者があった。2022年度も同セミナーをオンラインにて開催予定である。この短期セミナーのオンライン開催の経験から、本学コミュニティも含め、全国的に広がる法曹実務家、地域法曹へのリカレント教育として、オンラインでの開催は非常にメリットが高く、集合型開催では開催場所や開催時間によって参加者が限られていたが、オンラインを利用することで地理的・時間的な制約を解消でき、短期セミナーへ参加しやすくなる（参加者が増加につながる）ことが分かった。

一方、社会への研究成果の還元として、『法学新報』、『大学院研究年報』、『比較法雑誌』、『中

中央ロー・ジャーナル』等へ教員・本研究科学生が執筆している。特に『中央ロー・ジャーナル』については、研究論文のみならず、「授業実践報告」として本研究科における授業での工夫や新たな教育手法の実践報告を掲載することも可能としている。なお、『中央ロー・ジャーナル』は中央大学出版部を通して一般販売されており、教育研究成果の社会還元の一つといえる。

このほか、「中央大学の社会連携と社会貢献に関する理念」に基づき、本学が読売新聞社と連携している「Chuo Online」において、本研究科専任教員や修了生の弁護士なども教育・研究に係る記事を多く掲載している。

#### ○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

前述のとおり 2011 年度からウエストロー・ジャパン株式会社の寄付を得て、ボストンプログラム（ボストン大学教員による、本学修了生・在学生対象の法律英語《アメリカ法入門を含む》講座）及びリーガル・リサーチ講座（本学教員による、主として実務家向けの日本法・英米法のリサーチ講座）を開講している。

また、授業科目として「政策形成と法」を設けており、研究者教員の主宰の下に、官公庁や自治体から多数の講師をゲストスピーカーとして招き、国や自治体における政策形成の実際を踏まえた教育を行っている。

エクスターンシップについては、本学出身者で構成される「中央大学法曹会」の協力を得て全国約 100 の法律事務所において、また一般企業の法務部等の協力を得て約 10 数社において、夏季休業期間及び春季休業期間に実施している。法律事務所においては、事件記録の検討、報告書や準備書面等の起案等の課題に取り組み、また弁論期日の傍聴、法律相談や事務所内の打ち合わせへの同席等を経験することができるなど、本研究科のネットワークを活かしていることが特長である。

なお、エクスターンシップは、国民に対する司法サービスの普及のために全国に設置された日本司法支援センター（法テラス）への派遣も実施しており、法テラスの業務について大学院学生が学び、また協力をする機能を果たしている。

#### ○地域交流・国際交流事業への参加状況

本研究科は、法曹養成を目指す専門職大学院という性格上、市ヶ谷キャンパス周辺の地域とは直接に交流はない。

国際交流事業については、既述のように、海外の大学とも連携し、授業及び授業外のプログラムを共同で実施している。

このほか、組織的な交流ではないものの、本研究科の専任教員 2 名が、国際仲裁総合研究所の理事として、国際仲裁に関する国際交流事業を推進している。さらに、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施するラオスに対する法整備支援プロジェクトで中心的な役割を担っている専任教員、また、UNIDROIT のファクタリング・モデル法ワーキンググループ委員を務めている専任教員等、幅広く国際的な活動に従事している専任教員が複数名存在する。

#### <点検・評価結果>

社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。

### ＜長所・特色＞

日本司法書士会連合会と連携して法律専門家である司法書士に対する研修プログラムの実施に積極的に関与するとともに、新日本法規財団の支援を得て本学独自でICT技術を活用しつつ短期セミナーを開講し、若手法曹・地域法曹等へのリカレント教育を実施している点は、大きな長所・特色である。

### ＜問題点＞

本研究科として、今後も研修プログラムへ積極的に関与し、リカレント教育を継続的に実施していくために必要な人材の確保、また、資金の確保を積極的に進めていく必要がある。

### ＜今後の対応方策＞

ロースクール・アカデミー運営委員会及び法曹リカレント教育運営委員会を中心に、司法書士に対する研修プログラムや短期セミナー等の有用性のある若手法曹・地域法曹等へのリカレント教育を維持・発展させるなど、今後の研修及びリカレント教育を計画的に進めるとともに、人材及び資金の確保に努める。

## ◇大学運営・財務

### I. 大学運営

＜点検・評価項目①は全学項目のため割愛＞

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

＜評価の視点1、6、7は全学項目のため割愛＞

評価の視点2：意思決定プロセスが明確化されているか。

評価の視点3：役職者の権限および教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点4：教授会の権限と責任が明確化されているか。

評価の視点5：学部長の選考方法の適切性、妥当性

＜現状説明＞

○意思決定プロセスが明確化されているか。

法務研究科には、研究科長（専門職大学院学則第9条）、研究科長補佐（同学則第10条）を置き、任期の定めのない専任教員の中から指名され、教授会の承認を得て委嘱される運営委員会（同学則第16条）を設けている。

運営委員会は、中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程に基づき、専門職大学院学則に定められている審議事項を処理するために、教授会に先立って付すべき議題の吟味を行うことで、教授会の審議を円滑に推進する役割を担っている。

さらに、法務研究科では、諸般の事項について専門的に審議・運営するため、教授会の下に以下のような各種の常設委員会（法務研究科常設委員会に関する内規）を置き、随時開催している。

- 運営委員会
- 人事計画委員会

- 法科大学院将来構想委員会
- FD委員会
- 自己点検評価委員会
- 教務委員会
- 学生相談室委員会
- リーガル・クリニック運営委員会
- エクスターンシップ運営委員会
- 国際交流委員会
- 中央ロー・ジャーナル編集委員会
- 特定課題研究費助成候補者選定委員会
- 図書委員会
- 研究室委員会
- 入試・広報委員会
- 奨学委員会
- 特別講座運営委員会
- 助教制度運営委員会
- リーガル・キャリア・サポート委員会
- ICT委員会
- 法曹リカレント教育運営委員会
- 懲戒委員会
- 施設委員会

以上のとおり、教授会は、法務研究科の運営に必要な自主性・独立性を有し、かつ適切にその活動を行っているといえる。

#### ○研究科長の権限と責任が明確化されているか。

研究科長の権限については、専門職大学院学則第9条第2項にもとづき、その研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表し、研究科運営の総括的な責任を負っている。

このほか、法人機関である教務役員会、理事会（ただし研究科長理事は、研究科長の互選による者1人）及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、研究科長が行使する権限を明らかにしている。

#### ○教授会の権限と責任が明確化されているか。

法務研究科は、本学の独立した研究科（専門職学位課程）として設置されており、これに関する基本事項を本学専門職大学院学則に定めている。この専門職大学院学則に基づいて、法務研究科では、その専任教員によって構成される教授会を置き、独立して審議し、その意見を学長に述べるものとしている。教授会の審議事項については、専門職大学院学則第15条第1項に定めている。

#### ○研究科長の選考方法の適切性、妥当性

研究科長の選任については、専門職大学院学則第9条第3項に定めがあり、その細目は各研究科が内規で定めている。法務研究科では、中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程

に基づき、教授会の下に研究科長選挙管理委員会を設置して、適正に選任を行うこととしている。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、本研究科では、研究科長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けたうえで、それらの権限等を明示しており、適切な運営を行っている。

また、研究科長の選任についても、学内規程にしたがって適切かつ妥当に行われている。

#### <長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目③⑤⑥は全学項目のため割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

#### <現状説明>

##### ○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

法務研究科の運営に関わる固有の業務を独立して担う組織として、法科大学院事務課を設置している。

中央大学事務組織規則別表第2には、その職務の分掌内容を次の通とおりに掲げている。

- 1) 研究科教授会審議事項に関する業務
- 2) 学年暦の作成及び発表並びに学事計画に関する業務
- 3) 予算・決算に関する業務
- 4) 学生募集方針に関する業務
- 5) 研究科の広報に関する業務
- 6) 研究科の入学選抜に関する業務
- 7) 研究科教授会・各種会議に関する業務
- 8) 学籍の管理に関する業務
- 9) 教員人事の管理に関する業務
- 10) 教育研究支援に関する業務
- 11) 国際交流に関する業務
- 12) 奨学制度に関する業務
- 13) 教務システムに関する業務（共同）
- 14) 他大学院との連携・協定に関する業務
- 15) 提携学外機関に関する業務
- 16) 研究科修了者との交流に関する業務
- 17) 教員研究室の庶務に関する業務
- 18) 学生相談室に関する業務（共同）
- 19) 学生に対する告示に関する業務

- 20) 研究科長秘書並びに教員の応接及び受付に関する業務
- 21) 研究科の教育研究に係る一般庶務事項の処理
- 22) 資金の検査収納支払に関する業務（受託）

法科大学院事務課は、事務課長以下の専任職員10名、嘱託職員1名、派遣職員（短期除く）8名の体制で、2グループ（教務、学務）を編成し、上記に係る固有の業務を適切に執行しながら、法務研究科の運営に携わっている。

なお、事務課長においては、法務研究科長を補佐しつつ、公平・公正な視点をもって事務課内の調和をはかり、課員に対して適切な仕事を割り当て、組織を活性化させる役割を担っている。

また、法務研究科では、「教授会に付すべき議題に関して企画、立案及び審議の準備を行うことを任務とする（中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程第12条）」ため、運営委員会を設置しており、開催に際しては、事前に法科大学院事務課長及び各グループ副課長が法務研究科執行部（研究科長及び研究科長補佐）と打合せを行い（執行部打合せ、毎月1回）、情報及び問題・認識等の共有化、論点整理等を行い、相互に連携しながら、企画・立案にあたっている。その他、教授会の下におかれる各種委員会においても、事務担当者として委員長との間で認識及び情報の共有を随時行うなど、企画・立案に際して重要な役割を担っている。

また、法科大学院事務課内においては、課内で適宜打合せを行っており、重要事項に関する情報共有を図っている。

一方で、2023年に現在の市ヶ谷キャンパスから新しい駿河台キャンパスに移転することに伴い、移転作業や新キャンパスにおける事務機能の整備に時間がかかり、法科大学院事務課の業務負担が増加することが想定される。

#### ○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

本学では事務職員の研修制度として、中央大学職員就業規則、中央大学職員人事規則、中央大学職員研修実施取扱細則等により、事務職員の能力・効率化の向上、ならびに専門性の向上のため、全学的に期待される人材像に基づいて「職員の研修計画」を策定し、職能資格の基準を充足させるための資格別研修、専門的知識を獲得するための目的別研修、各部課室に必要な知識・技術の獲得のための職場別研修、職員個人の自己啓発のための自己啓発研修などを実施しており、法科大学院事務課職員についても、これら全学的な研修制度の下で、能力の向上、専門的知識の獲得を図っている。

教職協働の観点からは、研究科長・研究科長補佐による執行部会議に法科大学院事務課の副課長以上が出席して運営の方向性を確認し、各委員会においては委員長を補佐して、会議資料の作成・開催準備から始まり、委員会後の議事録等の記録作成、研究科長や教授会、関係部課室への報告に至るまで、各担当の事務職員がこれにあたり、法科大学院組織を支えている。

このほか、業務分担については、4月及び7月の定期人事異動時期に合わせ、職員の転出入の有無にかかわらず適宜業務分担を見直し、ジョブローテーションを通じて個々の職員の経験と能力向上、さらに法科大学院事務課全体としての業務の効率化を図っている。

#### <点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織規則に則り本研究科に法科大学院事務課を置き、その組織構成及び人員配置は適切なものとなっている。また、事務職員については、委員会運営等において教員

と協働することにより自身の専門性を向上させるとともに、人事研修やジョブローテーションを通じて事務職員としての経験と能力を研鑽することで業務の効率化を図っており、本研究科における教育研究活動の支援、その他の研究科運営に必要な事務組織は適切に機能していると言える。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

2023年に現在の市ヶ谷キャンパスから新しい駿河台キャンパスに移転することに伴い、移転作業や新キャンパスにおける事務機能の整備に時間がかかり、法科大学院事務課の業務負担が増加する可能性がある。

＜今後の対応方策＞

研究科長・研究科長補佐と法科大学院事務課が連携して、キャンパスの移転計画をもとに移転作業を効率的に進め、事務負担を極力減少させるように努めるとともに、一時的な付加業務に対応するための人員配置の適切性を再確認し、必要があれば関係部課室と調整して人員増加を図る。

以上

＜専門職大学院戦略経営研究科戦略経営専攻の自己点検・評価報告書は別冊として取り扱う＞